日野市議会会議録

昭和59年第4回定例会

第43号～第52号

12月7日開会

12月25日閉会

日野市議会

日野市立図書館
☎81－7354
14 62 952

次に記した日までに返して下さい。

60. 3.24

お問合せ・ご連絡は

中央図書館（ひまわり号）	電話代81－7354
多摩平児童図書館	電話 81－4744
高幡図書館	電話 91－7322
日野図書館	電話 84－0467
社会教育センター図書館	電話 83－2561
平山図書館	電話 91－7772
百草台児童図書館	電話呼 91－7001
市政図書室（市役所内）	電話呼 85－1111（内490）

内図M－31－8（80×120） 上45 庁内印刷

1462952

昭和59年　第4回定例会日程

１２月　７日	（金曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
１２月１０日	（月曜日）	審査報告、議案上程
１２月１１日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
１２月１２日	（水曜日）	一般質問
１２月１３日	（木曜日）	一般質問
１２月１４日	（金曜日）	一般質問
１２月１７日	（月曜日）	一般質問
１２月１８日	（火曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
１２月２４日	（月曜日）	審査報告
１２月２５日	（火曜日）	請願上程、議案上程

昭和５９年
第４回定例会

日野市議会会議録目次

○ １２月７日　金曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出席説明員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会　期　の　決　定 …… 3
行　政　報　告 …… 4
諸　般　の　報　告 …… 60
散　　会 …… 61

○ １２月１０日　月曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 63
欠　席　議　員 …… 63
出席説明員 …… 64
議　事　日　程 …… 64
開　　議 …… 69
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情 …… 69
請願第５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願 …… 74
請願第５８－２４号　循環バスに関する請願 …… 75
請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願 …… 75

（議案上程）
議案第１１２号　日野市一般職の職員の昭和５９年度１２月期における期末手当の特例に関する条例の制定について …… 84
延会 …… 88

○１２月１１日　火曜日（第３日）
出席議員 …… 89
欠席議員 …… 89
出席説明員 …… 90
議事日程 …… 90
開議 …… 95
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願第５９－３号　日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願 …… 95
請願第５９－７号　市有地払い下げに関する陳情 …… 108
請願第５９－１１号　市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情 …… 108
請願第５９－１０号　核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し意見の具申を願う請願 …… 111
請願第５９－１４号　衆議院議員定数格差是正に関する陳情 …… 122
請願第５９－１５号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める請願 …… 122
請願第５９－１７号　日野市の法務行政管轄区域を八王子登記所管轄から多摩登記所管轄へ変更することに反対する請願 …… 122
（議案上程）
議案第８８号　日野市三沢２５番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について …… 131
議案第８９号　上田排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認について …… 138
議案第９０号　日野市市民会館条例の制定について …… 150
議案第９１号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 150
議案第９２号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 150
議案第９３号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 173
議案第９４号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について … 173
議案第９５号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 175
議案第９６号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 175
議案第９７号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 188
議案第９８号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号） …… 200
議案第９９号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第２号） …… 203
議案第１００号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 203
議案第１０１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第３号） …… 209
議案第１０２号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号） …… 212
議案第１０３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号） …… 214
議案第１０４号　市道路線の一部廃止について …… 217

議 案 第１０５号　市道路線の廃止について …… 217
議 案 第１０６号　市道路線の認定について …… 217
議 案 第１０７号　農業共済無事戻金の交付について …… 217
議 案 第１０８号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任について …… 223
議 案 第１０９号　南多摩斎場組合への加入について …… 224
議 案 第１１０号　東京都市交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市交通災害共済組合規約の変更について …… 226
議 案 第１１１号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について …… 228
（請願上程）
請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願 …… 230
請願第５９－２２号　「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願 …… 230
請願第５９－２３号　若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願 … 230
請願第５９－２４号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願 …… 230
散　　会 …… 230

○ １２月１２日　水曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 231
欠　席　議　員 …… 231
出　席　説　明　員 …… 232
議　事　日　程 …… 232
開　　議 … …… 233
（一般質問）
石 坂 勝 雄　議員
1. 昭和６０年度の予算編成の基本を問う …… 233
市 川 資 信　議員
1. 森田革新市政１２年間の功罪について …… 252
橋 本 文 子　議員
1. ２５億円にのぼる医療保険の不正請求問題に関連して、日野市における国民健康保険の医療費通知制度を再び問う …… 274
2. 市Ｐ協教育行政懇談会における学校施設の充実について問う …… 282
川 嶋　博　議員
1. モノレール早期実現のため日野市の協力を問う …… 294
2. 老人憩いの家利用について、運営の問題点を問う …… 297
散　　会 …… 299

○ １２月１３日　木曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 301
欠　席　議　員 …… 301
出　席　説　明　員 …… 302
議　事　日　程 …… 302
開　　議 …… 303
（一般質問）
米 沢 照 男　議員
1. “マイタウン東京”構想にたいする市の対応について …… 303
2. 大型店舗規制要綱の制定について …… 304
馬 場 弘 融　議員
1. ゴミ処理行政の現状と将来について …… 321
2. １２年間の森田市政は、市民本位の市政であったのか（一貫性の無さという観点から） …… 321
一ノ瀬　隆　議員
1. あれから４０年、決意新たに平和への取り組みを強めよう …… 340
2. 公園の掃除を自治会でやりたい …… 356

竹ノ上武俊議員

1. コアラと交通対策・モノレールなどについて問う …… 361

2. 政府の補助金１割カットと市民生活への影響について問う …… 371

散　　会 …… 383

○ １２月１４日　金曜日（第６日）

出　席　議　員 …… 385

欠　席　議　員 …… 385

出席説明員 …… 386

議事日程 …… 386

開　　議 …… 387

（一般質問）

馬場繁夫　議員

1. 緑化促進と浅川利用計画の今後の課題について …… 387

谷　長一　議員

1. 行革と日野市の未来

諏訪精工建設とその周辺の整備について …… 404

小俣昭光　議員

1. 市民に夢のある公園について問う …… 427

2. 都道１５９号線、豊田・高幡線の整備について問う …… 435

高橋徳次　議員

1. 高齢化社会を迎えて、日野市内（地区）に中間施設（仮称）を兼ねた

特別養護老人ホーム施設の設立について …… 437

鈴木美奈子　議員

1. 幼稚園、幼児教室など幼児教育について問う …… 450

散　　会 …… 472

○ １２月１７日　月曜日（第７日）

出　席　議　員 …… 473

欠　席　議　員 …… 473

出席説明員 …… 474

議事日程 …… 474

開　　議 …… 475

（一般質問）

板垣正男　議員

1. 自民党政府へ、評価替えによる固定資産税の増税の中止を要求し、市

民のくらしをまもれ …… 475

福島敏雄　議員

1. 総合運動場・体育館・プールを市民の立場を考えて建設せよ …… 493

2. 市営住宅・都営住宅の増設を積極的に進めよ …… 504

3. 日野駅ガード下の歩道拡幅はどうしても無理なのか …… 511

藤林理一郎議員

1. 市内循環バス運行を促進せよ …… 515

2. 教育問題について …… 525

3. 住環境整備と向上について …… 525

古谷太郎　議員

1. 遺跡調査会内で発生した、３,０００万円を超える、使途不明税金に対

する、森田会長の責任と、補償について …… 534

2. 無届違反建築に依って、浪費された、１,８００万円余の市税の損失に

対し、森田市長の対策について。補償は如何？ …… 543

3. 森田喜美男氏個人に対する、日野市公有地の不当払下げ事件の調査、

解明について、市長の所信を問う …… 546

散　　会 …… 553

○ １２月１８日　火曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 555
欠　席　議　員 …… 555
出　席　説　明　員 …… 556
議　事　日　程 …… 556
開　　事 …… 559
（一般質問）
夏 井 明 男 議員
1. 公的施設の利用状況と将来計画について …… 559
古 賀 俊 昭　議員
1. 森田市長がつくった違法な給与制度「通し号俸制」は自らの在任期間中に適正化を図れ …… 584
2. 無届設置の浄化槽に対する清掃費の助成を実現せよ …… 608
中 山 基 昭　議員
1. 市民憲章・老人憲章の啓発と推進について …… 612
2. 第二次基本構想の実践に向けて …… 623
大 柄　保　議員
1. 高速道路について …… 628
2. ペット（犬）の飼い方指導について …… 632
3. 区画整理後の道路管理について …… 635
（議案上程）
議員提出議案第３２号　日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について …… 638
（請願上程）
請願第５９－２５号　４０人学級の早期実現を求める請願 …… 639
請願第５９－２６号　建設工事の地元業者への優先発注に関する請願 …… 639
請願第５９－２７号　労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願 …… 639
請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情 …… 639
（取り下げ）
紹介議員取り下げについて …… 640
散　　会 …… 640
○ １２月２４日　月曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 641
欠　席　議　員 …… 641
出　席　説　明　員 …… 642
議　事　日　程 …… 642
開　　議 …… 649
（議案審査報告）　（総務委員会）
議員提出議案第３２号　日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について …… 649
議 案 第　９０号　日野市市民会館条例の制定について …… 652
議 案 第　９１号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 661
議 案 第　９２号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 663
（総務・文教・厚生・建設）
議 案 第　９７号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第３号）… 665
（文教委員会）
議 案 第　９５号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 670
議 案 第　９６号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について …… 671
（厚生委員会）
議 案 第　９３号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて …… 681
議案第９４号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について…… 681
議案第９８号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号） …… 683
議案第１０１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第３号） …… 683
議案第１０３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号） …… 683
議案第１０９号　南多摩斎場組合への加入について …… 689
（建設委員会）
議案第９９号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第２号） …… 690
議案第１００号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 690
議案第１０２号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号） …… 690
議案第１０４号　市道路線の一部廃止について …… 695
議案第１０５号　市道路線の廃止について …… 695
議案第１０６号　市道路線の認定について …… 695
議案第１０７号　農業共済無事戻金の交付について ……697
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願第５９－２２号　「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」にかんする請願 …… 697
請願第５９－２４号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願 …… 699
請願第５９－２７号　労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願 …… 709
（文教委員会）
請願第５９－１９号　租税教育の推進に関する請願 …… 714
（建設委員会）
請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願 …… 716
請願第５８－３２号　ダイクマ南平店出店促進に関する請願 …… 716
請願第５８－３６号　ダイクマ南平出店阻止に関する陳情 …… 716
（総務委員会）
請願第５８－２４号　循環バスに関する請願 …… 741
請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願 …… 741
請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願 …… 741
請願第５９－２６号　建設工事の地元業者への優先発注に関する請願 …… 741
請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情 …… 741
（文教委員会）
請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 741
請願第５９－２５号　４０人学級の早期実現を求める請願 …… 741
（厚生委員会）
請願第５９－１８号　オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情 …… 742
請願第５９－２０号　産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願 …… 742
請願第５９－２３号　若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願…… 742
（建設委員会）
請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 742
請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願 …… 742
請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 …… 742
請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願 …… 742
請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 742

請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 742
請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願 …… 742
請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願 …… 742
請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願 …… 742
特別委員会中間報告の件 …… 743
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 743
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 743
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 743
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 744
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 … 744
延　　会 …… 745

○１２月２５日　火曜日（第１０日）

出　席　議　員 …… 747
欠　席　議　員 …… 747
出　席　説　明　員 …… 748
議　事　日　程 …… 748
開　　議 …… 751
（請願上程）
請願第５９－２９号　健康保険本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願 …… 751
（議案上程）
議員提出議案第３３号　日野市交通安全都市宣言に関する決議 …… 751
議員提出議案第３４号　文化財保護法にもとづく埋蔵文化財発掘調査の改善をもとめる意見書 …… 751
議員提出議案第３５号　国庫補助率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書 …… 752
議員提出議案第３６号　公団家賃の再値上げに反対し、「国民要望事項」の全面実施を求める意見書 …… 752
議員提出議案第３７号　衆議院議員定数格差是正に関する意見書 …… 753
議員提出議案第３８号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書 …… 753
議員提出議案第３９号　日野市の法務行政管轄区域を東京法務局八王子支局管轄から多摩出張所管轄に変更することに反対する意見書 …… 753
議員提出議案第４０号　国立病院・療養所の統廃合・地方自治体・民間移譲反対に関する意見書 …… 754
議員提出議案第４１号　核巡航ミサイル・トマホークの日本寄港を拒否し非核三原則の完全実施を求める意見書 …… 754
議員提出議案第４２号　児童扶養手当制度の改正に反対する意見書 …… 755
議員提出議案第４３号　道路財源確保に関する意見書 …… 755
議員提出議案第４４号　人事院勧告の完全実施と地方自治の本旨確立に関する意見書 …… 755
議員提出議案第４５号　思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書 …… 756
議員提出議案第４６号　政府の年金制度「改革」に反対する意見書 …… 756
議員提出議案第４７号　土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止を要望する意見書 …… 756
議員提出議案第４８号　国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議 …… 757
議員提出議案第４９号　ソ連極東配備の中距離核ミサイルＳＳ－２０の撤去を求める意見書 …… 757
議員提出議案第５０号　租税教育の推進に関する意見書 …… 757
議員提出議案第５１号　労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定を求める意見書 …… 758
閉　　会 …… 758

12月７日　金曜日　（第１日）

昭 和 59 年
第 4 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録　（第43号）

12月7日　金曜日　（第1日）

出 席 議 員　（30名）

1番	橋 本 文 子 君	2番	福 島 敏 雄 君
3番	小 俣 昭 光 君	4番	小 山 良 悟 君
5番	谷 長 一 君	6番	古 谷 太 郎 君
7番	馬 場 繁 夫 君	8番	馬 場 弘 融 君
9番	高 橋 徳 次 君	10番	旗 野 行 雄 君
11番	一ノ瀬 隆 君	12番	板 垣 正 男 君
13番	鈴 木 美奈子 君	14番	川 嶋 博 君
15番	飯 山 茂 君	16番	夏 井 明 男 君
17番	黒 川 重 憲 君	18番	古 賀 俊 昭 君
19番	市 川 資 信 君	20番	藤 林 理一郎 君
21番	名古屋 史 郎 君	22番	竹ノ上 武 俊 君
23番	米 沢 照 男 君	24番	中 山 基 昭 君
25番	大 柄 保 君	26番	秦 正 一 君
27番	奥 住 芳 雄 君	28番	石 坂 勝 雄 君
29番	滝 瀬 敏 朗 君	30番	高 橋 通 夫 君

欠 席 議 員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原尭次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和５９年１２月７日（金）

午前１０時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　行政報告

日程第４　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第１から第４まで

午前１０時３９分開会

○議長（高橋通夫君）　これより昭和５９年第４回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員３０名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１０時４０分休憩

午前１１時２４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第１、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第８１条の規定により、議長において

１４番　川嶋　博君

１５番　飯山　茂君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　それでは、早速本日１２月７日よりの第４回定例会の運営につきましての報告をしてまいりたいと思います。

この第４回の定例会の運営につきましては、先日、４日の日に、議会運営委員会を開催をし、議案の取り扱い、会期等について協議を行ってまいりました。その内容はお手元に配付をされております日程予定表のとおりでございます。特に要点のみに限り触れてまいりたいというふうに思いますが、市長からの提出議案は、追加議案の１１２号を含め２５議案になりますが、議案８８号、８９号の専決処分の報告、議案108号、110号、111号、さらには追加の１１２号を除き、関係の委員会に付託をし、審議を進めることにいたします。

なお、通告によります一般質問は２１名から３８件がございます。したがいまして、日程は

１１日から１７日まで、それぞれ最初４名の消化を目標にしまして、５日間の設定をいたしました。したがいまして、意見書あるいは決議等の提出の締め切りは、最終日の１７日の午後５時までになります。なお、会期につきましては、本日７日より２４日までの１８日間というふうにいたします。

以上、大変雑駁でございますが、よろしく御審議と御確認、さらには御協力をお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から１２月２４日まで期日１８日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より昭和５９年第４回定例会をお願いいたします。何とぞよろしくお願いを申し上げるところでございます。

冒頭、９月議会以降今定例会の間の主要な事項について行政報告をいたします。

報告の第１は、電算化事務の進捗状況についてであります。かねてより、市行政の事務改善の一環として、電算化計画を推進するよう諸準備を整えてまいりました。当初の計画では、６０年２月を期して住民基本台帳の電算化を行う予定でありましたところ、現状の分析、改善案の作成及び本市に適した開発概要の作成作業にまだ若干の時間を要する状況であります。現在、共同開発業者の専門的な意見を加味し、細部にわたる実施計画を作成するため、鋭意作業を進めております。なお、電算組織運営審議会の御意見も十分伺い、来年９月を目標に稼働させたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

第２の報告は、日野市福祉事業団の設立についてであります。日野市福祉事業団の設立につきましては、第３回定例会においてその趣旨を御報告したところでありますが、次いで、１１月２１日、社会福祉法人日野市福祉事業団設立発起人会を開催し、設立骨子となる定款等の審議を行い、年度内認可に向けて諸般の手続を進めております。なお、設立発起人氏名、定款及び事業計画等については、お手元に配付した資料をもって報告し、今後とも御指導をいただき

たいと存じております。

第３は、仮称生活保健センターの基本構想についてであります。かねて、旧庁舎に計画しております仮称生活保健センターにつきましては、これまで庁内にプロジェクトチームを組織し、その具体的な利用計画を検討してきたところであります。この生活保健センターは、市の保健行政を展開する場と、また、市民みずからが健康と生活を守り、発展させる場として、両方の機能を発揮できるよう計画する複合施設であります。当初の計画では、今年度に基本設計、来年度に実施設計を予定しておりましたところ、国及び都の補助金を確保する関係でこの基本、実施設計を６１年度まで継続させ、建築の一部着工まで６１年に施行し、６２年度中に完成させる計画をとりたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

第４は、モノレール計画の進捗状況についてであります。多摩地域の南北交通の利便を図るため、計画が進められている多摩都市モノレールは、多摩地域をアラビア数字の８の字の形で結ぶ本線と、これに接続する支線の総延長９３キロメートルで新交通網を整備するものであります。当面の事業区間につきましては、多摩センター駅から高幡不動、立川及び玉川上水の各駅を経由して、新青梅街道までの１６キロメートルを事業化するもので、日野市内のルートは程久保、高幡、新井、万願寺及び東町を通過することになっております。また、経営主体は、民間資本を導入した第三セクター方式を取り入れ、沿線市にも一部出資を負担するものとして検討されています。現在、事務的な詰めを行っている段階でありますので、素案の節々で中間報告を行い、御理解を得ながら進める所存でありますので、よろしくお願いをいたします。

私より報告を以上４件について申し上げ、助役が２件の報告をいたします。あと提出資料をもって御承知いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　私の方から２件の御報告を申し上げたいと思います。

まず第１点でございますけれども、マーチングバンド、レッドランズ市でございますけれども、このマーチングバンドの来訪についてでございます。明年の１月４日、本市と姉妹都市の提携を結んでおりますアメリカカリフォルニア州レッドランズ市の高校生、随行を含めまして２５０名が、当市を訪問されることになりました。このたび来訪する一行は、１月６日東京で開催されます高校ブラスバンドコンテストに参加するアメリカ代表のメンバーでございます。スケジュールの合間をぬいまして、本市に立ち寄るものでございます。できるだけ友好的な配

慮をもちまして、迎えるようにただいま歓迎の手配を進めておりますが、４日の当日は、マーチングバンドの演奏も予定されており、市民との交流を深めるよい機会でもありますので、広報等を通じて広く市民の参加を呼びかける考えであります。議員各位におかれましても、よろしく御配慮のほどお願い申し上げる次第でございます。以上が１点でございまして。

２点目は、都立日野地区高等学校仮称の開設についてでございます。かねてより市議会の皆様には大変な御尽力をいただいております都立日野地区高等学校でございますけれども、計画どおり６０年の４月に全日制普通科の２４学級規模の学校として、開設される運びとなりました。東京都による都立高等学校建築の地元説明会が、１１月２１日、田中地区センターで実施されたところでございます。なお、現在造成中であります南平八丁目用地に本校舎が完成するまでの間、潤徳小学校の一部及び隣接する全農グランドを使用し、８学級３６０名の生徒で開校する計画で、今、この仮校舎等の手続について、都と協議を進めているところであります。校名につきましては、１２月都議会に設置条例が提案され、都立南平高等学校となる予定であります。また、南平八丁目の造成工事につきましては、順調に工程が進みまして、今月末には８０％を完了する予定でありますことを御報告し、一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。お手元に計画概要というものを、御参照いただくために御提出申し上げておるわけでございます。これは、１１月の２１日南平の地元での東京都が行いました南平高等学校の建築計画説明会というものの内容でございます。３月に入りましたら建築に入りますので、地元にはさらに詳しい説明に参上する、ということの前提としての建築計画の説明会でございました。ひとつ御報告の参考にしていただけば幸いと思う次第でございます。

以上、私からの僭越でございますけれども、報告にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、先ほどの行政報告全般というよりも、一番先に職員の異動のことについてお聞きしたいと思うんですが、一つは、議会事務局の馬場　守さんが、次長ということになっているんですが、そうなると係長が１人欠員というんですか、そういう形と理解していいのかどうか。

その次にいま一つは、生活環境部の健康課だと思うんですけれど、前の市立病院の総婦長であられた上野テル子さんが、主幹ということで来ております。主幹というのは、私職名がよくわからないんですが、恐らく課長職、総婦長が課長だったんですから課長で何か業務なり、東京都等では逆に課長職等なり部長を減らしているという中で、さっきの助役のお言葉では、非常に安上がりな市政というんですか、そういうことを目指しているような言葉もあったんですが、このふえるという上野テル子さんが主幹になったいわゆる内容をどういうことを担当されるのか。

それから、いま一つ、市立病院も恐らくこの聞くところによると、いろんな医療施設、医療機械の充実というような大事の中で、前の市民課長であった落合　豊さんが行かれて次長ということなのだが、前任者の落合さんが、私、市立病院へその後行ってみないんだけれど、なんかこちらに何というか、本庁舎へ来たというようなことで、こういう点の人事がいわゆる一般業務には支障がないというようなさっきのあれだったんですが、少なくとも予算編成期に向かってしかも、何というか、議員の通告質問等で来年度は国がいわゆる地方のいろんな補助金制度の１割カットしてくるというようなことの中で、かなり充実しなければならないようなところに、空席があったり、何んかわからないようなところに増員があるやに私考えられるんですが、その辺のことについてお答えを願いたい、こう思います。まず１点。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

石坂議員さんからの御質問でございますけれども、議会の方につきましては、次長さんが局長さんというふうなことで次長席の要するに補充というふうな形で行ったわけでございます。全体的に従来のように名簿登載というふうな制度等が行革という形で制約を受けておりますので、おっしゃるとおりこのところは係長というのが欠員、というふうな、状況で今後穴埋めをしていきたい、このように考えておるわけでございます。それから、健康課でございますけれども、総婦長さんに健康課の方へ専門職というものを生かしていただいて、健康課の業務というのが非常に４０歳以上の健康診査とか非常にあるいは老健法だとか、高齢者社会を迎えまして、非常に健康診査等の業務、あるいは訪問看護等の業務というものを充実していかなきゃならないわけでございます。そういう状況の中で、専門職の知識を生かしていただいて、健康課の方で活躍していただく、そのような考え方の上に立って人事異動がなされておるわけでござ

います。上野さん それ自体につきましては、予防注射とか、そういうふうな住民と直接かかわるお仕事の方でいろいろとパートの看護婦さん等大勢おるわけでございますので、その方面で、全体的な統括のお仕事をお願いする。こういうことになっておるわけでございます。それから、市立病院でございますけれども、市立病院につきましては、新しい意欲ある院長等を迎えまして、やはり市病というものをもっとなんか充実拡充していく必要があるんだ、こういうふうな考え方のもとに、非常に力ある人を異動といいますか、次長という形で派遣したわけでございます。財政的な面、それから病院全体のことにつきましても、やはり市の方の部長とか、課長の異動と同じように、しょっちゅう異動するというふうなことについての反省もございます。やはりある程度市立病院全体に通用するというふうなことが必要だ、それから、財政の健全化というものも果たすことによって、起債の獲得というものが、現在では財政事情からいくと、起債は全然もらえない、要するに投資的な経費を起債になかなか求められない、というふうな状況の中では、やはり財政というものをもう少し現実化する必要がある。それで、もちろん市の方も投資的な応援だとか、援助とかは当然やらなきゃならないわけでございますけれども、市立病院自体としての再建意欲というものを盛り上げていくんだ、そうするためには、やはり力ある人によってやはり財政的なこと等も十分考え、それから、人事異動面では、本庁の部課長と同じような形の中で、ちょいちょい異動するというふうな形では、やはりいろいろ今日までのあれでは反省があるんじゃないだろうか、そういうふうなことで、病院事務長というものについては、そういう形でどっしりした形の中で、市立病院全体のサイ配を振ってもらうんだ、という大きな考え方で異動させておるわけでございます。

もう１人の落合繁雄さんの方でございますけれども、これにつきましては、下水道の方に回ったわけでございますけれども、こちらはこちらとしまして、主幹というものと主査とのタイアップで、必要上異動したわけでございます。市立病院についても、係長級が欠員だ、こういうふうな現状では、欠員ということになるわけでございます。大体、以上のような考え方で一応人事異動を行っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　あれですか、私２点だけをいま一回再度お聞きしてほかの方に移りたいと思うんですが、議会の馬場　守さんは次長さんで、特に前任者の係長は、議会報等の編集等をやるんで、なかなか慣れたようなときにすぐ異動だということになると、なかな

か後任のだれか係長さんが来るにしても、多少の期間がないと大変ではなかろうかと思うんですが、その辺で、議長なり局長どちらかでも、全然支障がなくて何というか、空白があって大丈夫なのかどうか、逆に議長か局長に１点は聞きたいと思います。

それから、健康課のいわゆる上野さんが来られたというのは、私なんか予防注射かなにかの、そのパートかなにか、そういう人のなんか管理をするとか、監督というようなことに、助役さんの余り説明は私はぴんとこないんですが、少なくとも、定年の近い２年ぐらいの人が、本庁に来ても、なかなかなじみ得ないんではないか、そういうことをするんであるなら、私は、少なくとも、係長ぐらいのときに、幼稚園の教諭で入っても、たとえば保育園の保母さんであっても、いわゆる有能というか、ほかに部署にも転出していってもでき得るというなら、そのくらいのときに、係長職ぐらいのときに本庁へ来て、必ずしも技術職のそういうものを取得した方が、やり得るというか、力を発起できる、という職種は幾らもあると思うんですね。特に、なんか婦人の人の地位の向上というようなことで、前回から板垣議員さんも、少なくとも半分くらいは、係長や課長ぐらいはいいんじゃないかというような、私もそういうふうになるのは理想だと思うんですが、そういう面を見て、ただ定年の間際のようなところへ来られて、むしろなんか戸惑うんじゃなかろうかな、というようなことで、むしろそれをやるんだとすれば、もっと早い機会にこの専門職の看護婦さんなり、いわゆる幼稚園の教諭なり、保育園の保母さんなりをして、人事の交流化をやって、活性化を図るということの方が、いいんではなかろうか、こういうふうなことを私なんか人事権に介入する気はないが、意見としては申し上げておきたいと思うんです。もし、もっといい方法があるなら御答弁を願い、もし、いや定年の間際に来た方がいいんだ、ということであるんなら、その辺のところをお答え願いたいと思うんです。

それから、いま１点この通告質問で私聞きますから、一つだけ聞きたいと思いますが、助役さんのなんかこの行政報告の中で、都立高校の建設の何というか、プランが配られたんですが、非常に手回しのいいというか、私がそういうふうに思うのかどうか知らないんですが、１０月１日で賃貸借契約は結んであって、今の助役の報告を聞いていると、造成状況が８０％だ、こういう中で確かに何というか、こういうところに校舎を配置するんですよ、グラウンドはこうなんですよ、ということになると議員も安心するという意味か、都の依頼で早く知らせておいてくれというふうに頼まれたのか。実際賃貸借契約は結んでいるけれど、買収価格が幾らとかなんとかというようなことは、まだなってないんじゃないかと思うんですが、こういうことは、

都の方でぜひ要望で早く議員に知らせておいてくれ、なんか日野じゃ心配して議員がしょうがないから、というようなことを頼まれておやりになったかどうか、その辺をお聞きしたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人事につきましては、お説のような考え方が適当だ、というふうに考えておりまして、特に病院の看護婦とそれから行政部局との交流ということにも、今後十分機能をさせる方法を人事の上においても考えるべきだ、という考え方でございます。それで、健康行政が特に今後重要でありますし、病院の経験の豊かな看護婦が、将来も行政に幹部職員として参画をし、あるいは定年後も活動のできるそういう配慮も持って臨むべきではなかろうか、という考えでございます。今日、看護婦の確保がなかなかむずかしいことでありますし、有能な看護婦は、行政の各分野におきまして十分活動していただく、そういう考え方をとりたい、ということであります。

それから、２番目の御質問は、これは助役の方からお答えしてよろしいわけですが、特に都からそういう話があったということではなくて、都が現地に出向いて地元にこういう資料をもって説明をされておりますので、当然、経過報告をする際には、その資料を議会にも見ていただくのが適当だ、とこのように考えました。そういうことでございますので、もちろん用地の譲渡等の手続もあるわけでありますが、事業としては、確定をしている。今回の都議会でも、つまり南平高校の設置議案が出されておりますし、当局としては、もうすでに今後の計画について、特に建築について着手をされる準備がなされておる、こういうことでございますので、そのあたりを御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　議会事務局の職員の１人の欠員につきましては、なかなか職員がみんなハードな仕事をやむなくさせられるというような現状でありますので、早く補充してもらうように理事者の方へ申し入れてあります。以上です。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　議長にこれは今の特に私何というか、見方によれば、議会の事務局というのは、一時期非常に大変なときがあるわけです。特に議会中なんか。そういう点でいけば、議長が強く何というか、理事者に要請して、欠員のないように、これからもこういうことのないような形をとってもらうことを強く要望しておきます。

○議長（高橋通夫君）　承知しました。次に板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　市長の報告をいたしました２点目の日野市福祉事業団の設立についてお伺いしておきたいと思うんです。

発起人会提出資料というのが配られておりますが、この中で、設立の理由ということで若干述べられております。現体制では地域社会のニーズに即応した福祉サービスの提供が十分行えない側面が多くなってきている、というふうにも書いてあるわけですが、これは議会でも市長がたびたび福祉事業団の設立について触れられていたんですが、この辺のところはどういうふうにお考えになっておられて、十分その地域社会のニーズにこたえられない体制になってきたのか、何か具体的な点があればひとつわかりやすく説明していただきたい、と思うんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉事業団の設立につきましては、第三セクターというふうにも言われるわけでありますが、私は別の言葉で行政のバイパスである。こういう認識をとっております。特に福祉の分野には、制度化されてあるもの、あるいは今後制度化すべきもの、また、きめ細かに手を差し伸べるべきものと、非常に多岐であります。したがいまして、この特に人材を確保する面におきましても、あるいはボランティア参加を求めるにいたしましても、なるべくこの機動性というとまたわかりにくいことになるかもしれませんが、とにかく、現在、人をふやすということは大変困難な状況でもありますし、こういう形において地域のこの福祉行政の展開ということで、単なる行政型のみにこだわらない、こういう柔軟なやり方が大切だ、必要だというふうに考えております。行政の硬直化ということも大いに言われるわけでありまして、行政は非常に確立がされていますために、応用のしにくい面もございます。それらのことを考えまして、東京都の勧告なり、関西方面の既に行っております実情等も十分勘案をいたしまして、福祉事業団の設立ということに踏み切った、というふうに御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　一つの背景として、職員がなかなか解雇しにくい、そういう状況があるというようなことだと思うんですけれど、これは、今、人事異動のところでも論議があったと思うんですけれど、行政の各分野でなかなか職員の確保がむずかしい、十分配置することができないという実情があちこちあるんではないか、と思うんです。苦しいやりくりを行って配置をするというようなことなどがあるようでありますけれど、これは臨調行革の問題

との絡みでそういう職員の確保がむずかしい、ということにもなっていると思うんです。しかし、都下で初めて、東京で初めて福祉事業団の設立というようなことで、マスコミでも取り上げられました。これは、やはり市の事業でもあり、市民要望にこたえる施策を行っていく上で、そういう施設に対する職員の配置をきちっと行うということが、これまで多くの自治体でとられてきたものだと思うんです。特に東京では今回初めてだということでありますから、他の自治体ではちゃんと職員を配置する、こういう運営、管理を行ってまいってきたと思うんです。何となく臨調行革攻撃で、人件費の問題、あるいは職員の人員増の仰制等々があるわけでありますけれど、行政自体が、そういうことで萎縮するということで、職員の配置が行えないということになってまいりますと、私は、今後の運営に支障を来す部分も新たに生じるんではないか、という危惧を持っているわけであります。ですから、事業団の設立ということによって、一つは、施策を前進させよう、あるいは市民要望にこたえようというお考えのようでもありますけれど、行政の一つの責任として、施設に対する職員を配置する。市民要望にこたえる、こういう姿勢は、やはり堅持していかなければいけないんではないか、このように思うわけであります。今後福祉の施設だけではないわけでありまして、いろんな分野での行政の施策は進んでまいります。あるいはこういう問題に似たような事態が今後も生じるかもしれませんけれど、責任ある職員の確保と、そして配置ということを忘れないようにしていただきたい、ということを申し上げておきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時　２　分休憩

午後２時３１分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告についての質疑を続けます。奥住芳雄君。

○２７番（奥住芳雄君）　１点だけ都市整備部長だと思いますが、お伺いしておきます。去る、１０月の１１日だと思います。東光寺の坂のところで、栄町の御老人の方が散歩しているときに、車にはねられて亡くなりました。これは、要するに御案内のとおり日野駅から行

く都道の１６９号線ですか、これが八王子市の小宮町の方に延びて工事が着々と進んでおります。そういう中で、多摩大橋へ連絡がつくようになります。それが来春開通になるわけでございます。こうした中で、非常に裏通りを迂回する車がふえたわけです。こういう中で、東光寺の将来の都市計画の２・２・６ですか、よくわかりませんが、都市計画道路の名前だと思います。この道路が非常に車が多いわけです。多分、市の方へも、日野署の方からお話がきているんじゃないかと思うんです。何とかしてあそこの道路を広げてほしい、こういう一般市民の方もそうですけれど、警察もそう申しております。こういう中で、この道路の拡幅について、市の方で計画をお持ちであるかどうか。また、今２・２・５の方の買収も進んで、工事がどんどん行われて、近くできるわけです。こういう中で、次はひとつこの道路をやっていただけるかどうか、そこいらをひとつ部長にお尋ねをしたいと思います。よろしくひとつ。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの２・２・９号線だと思いますが、２・２・９号線の道路の拡幅のこれからの計画という点で、御質問でございます。その点についてお答え申し上げます。過日、この道路におきまして、死亡事故があったことについては、私どもも存じ上げております。それで警察の方からもこの事故に関連いたしまして、２・２・９号線を将来市としてはどう考えているのか、整備をしていくのかということを中心として質問を受けてございます。そのときにも警察の方にも申し上げてございますが、私どもの現計画といたしましては、現在２・２・５号線を用地買収に入ってございます。計画どおり順調に進んでおる段階でございます。したがいまして、次の市道としての都市計画道路の整備はどこにするかという点で、この２・２・９号線に私どもは的を絞ってございます。それで、この計画を急ぐということは、２・２・１１号線先ほど御指摘のございましたように八王子側につきましては、来年度あたりに供用開始がされるというように工事が順調に進んでございます。これが開通いたしますと、相当量が日野市の方に向かって車が流れてくる、ということは明らかでございます。したがいまして、現在の２・２・９号線非常に道路が狭隘な部分がございます。危険な箇所があるために、そちらに大量の車が入ってくると当然交通の問題がさらに激しく事故等も起こる可能性もございますので、来年度、現在予算を要求をしてございますが、来年度測量を実施したい。それで来年度中に測量完了後に事業の認可を取りまして、工事に着手をしていきたい、というふうに考えております。当面用地買収の箇所もございますので、６１、

６２年、２カ年かけまして用地買収を行い、その後２年間かけまして築造をする予定でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　奥住芳雄君。

○２７番（奥住芳雄君）　大変ありがとうございます。今お話がありましたとおり、全くこの道路は、今１０月の事故以前にもあそこの交差点で亡くなっております。こういう関係でますます交通量がふえると思っております。こういうことでぜひひとつ急いでこれらの対策を立てていただきたい、かように要望して終わりたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　今、奥住議員の質問に対しまして、非常に前向きな答弁をいただきまして、近くに住む議員として、またこれは御礼を申し上げたいと思います。

今の話に関連いたしまして、つけ加えて要望いたしますけれども、小宮の方から今道が広がってきておりますけれども、急に狭くなっておりまして、実際あそこの信号のところで、信号を少し有利に回るために、あの広いところへ突き当って、非常に細かい話で恐縮ですけれども、信号が赤ですと、青の方へ向かっていくというようなことで、非常に地域の人は、交通にあの辺不便を感じております。したがいまして、その拡幅の設計というふうなお話聞きましたけれども、小宮の方から日野駅の方に向かう車、あれは必ずしも上に行く方が多いんですけれども、上に行かない車も行く車も一たん広い方へ入って、日野台の方に上がる道へ入るというようなことで、交通事故、あの辺、一時停止もあるんですけれども、非常に無謀運転もありますので、ぜひ東光寺の方へさらに広い道２・２・１１が計画されるならともかくですけれども、とりあえず、あそこでふさがるというふうなことになりますと、あの辺の曲がり方で交通が非常に歩行者、あるいは車の運転でむずかしい面が出ようと思うので、その辺のところもよく地元の人たちは、いろいろ要望をしたい、というふうに考えておりますけれど、その辺の設計上でうまく設計するときに、今、消防小屋その他ありますけれども、うまく車が流れるようなことも考えて設計をしていただきたい、ということを要望させていただきます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　４点ばかりちょっと質問させていただきます。

日野駅から八王子の方に向かってまいりまして、日野坂信号ですか、それをバイパス通りに参る交差点でございますけれども、これは工業団地の方から日野駅に向かって参りますと、２０号

線にぶつかるところの交差点のところの右折です。これを私の方で行政側にお願いをして、その行政側の方から八王子の相武ですか、建設省の、この方に依頼をしていただきまして、その話の結果ですか、これはどのようになったのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一つは、日野駅周辺のところの場所に大衆というんですか、便所、これをつくっていただくようにということで、市長に再三この場を借りてもお話、要望をしておりましたけれども、その後どのようになっているのか、これをひとつ１点お聞かせしていただきたいと思います。

それと、もう一つ、最近、日野駅周辺のところに、自転車が条例化されまして、そして、日野駅に３カ所の駐輪場が設けてございます。にもかかわらず、最近は頻繁に自転車が多くなった。そして、通行するのに非常に通行人の方たちから、迷惑だと、このように再三私耳にしております。こういう中で、行政側の方で取り締まりができるのかできないのか、やるのかやらないのか、ということを聞かせていただきたい、こういうふうに思います。

そのもう１点、２０号線の先ほど申し上げましたところの防災です。大坂上二丁目のこの防災関係のことについて、擁壁というんですか、このような対策はやるようなことを聞いておりましたけれども、その後これはどのようになっているのか、これ５点、ひとつ回答願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林議員の質問に対し関係部長答弁。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま御質問のございました４点のうちの１点、２点、３点につきまして、私どもの所管でございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず第１点の日野坂の国道２０号線のバイパスとの交差点の関係でございます。三小の方から参りますと、２０号線に坂の途中で突き当たりまして、現在右折ができない規制がなされております。これの解除につきましては、前回も御質問もございましたし、この問題につきましては、建設省の相武国道工事事務所、こちらの方と折衝をしてまいりましたし、地元の方からの御要望もございました。しかし、あの交差点の現状の中では、改良できない、つまり右折の関係を排除するためには、用地買収も伴いますし、それから、それに伴う信号機の規制などの移設関係もございます。そういう点でたしか先般もお答え申し上げたと思いますけれども、日野警察署、あるいはまた警視庁の規制課の規制係、それと市の方は、市道の管理者という立

場で、現場でも協議をしてまいりました。建設省の方にも御要望を申し上げたいわけでございますけれども、いろいろな面で、右折ということにつきましては、難点があるということで、現在停とんいたしております。つまり、あそこを右折をするということにつきましては、確実な調査を行っておりませんけれども、右折の車が非常に少ないだろうという予想が現在の中ではされておりますし、あそこのところを右折させることによりまして、２０号線の上下線のやはり渋滞がより一層拍車がかかる、そういうふうな理由がございまして、まだ右折をさせるということにつきましては、結論が出ておりませんわけです。しかし、これをさらに検討をしながら、右折の解除をしていくという点につきましては、過去の事故の例などもございまして、難点がある、というふうなことになっておるわけでございます。

それから、２点目の日野駅の便所の設置の問題でございますけれども、これにつきましては、神明上の区画整理事業の中で、かって、現在交番のあります西側のところに設置をしたい、という計画があったようでございます。しかし、それもそのままになっておりまして、どこか適当なところに用地がないだろうかということで、検討も私どもの方はしてまいりました。御要望のところは、西側でございますけれども、適当な用地がない場合には、東側の地域でもいいんじゃないかというようなお話もございまして、現在交番が西側に移ったわけですけれども、この交番がもとあったところが空地になっておるわけです。そこを借りて、便所ができないだろうかということで、日野駅の駅長さんにもお話をしたことがございました。しかし、あそこは既にもうなんか購売の売店をつくるということで、既に予約が済んでいるというふうなお話もございまして、適当な用地がないということで、現在これも大変申しわけないんですけれども、用地の関係等で、まだ解決がなされてないという現状でございます。

それから、３点目の日野駅周辺の自転車対策の問題ですけれども、御指摘のように、確かに多少乱れたところもございます。規制の点につきましては、条例で規制をいたしまして、昨年から実施しているわけでございますけれども、なかなか至近なところに駐輪場が得られない、という点もございました。しかし、一応の整備ができたということで、規制に踏み切ったわけでございますけれども、ちょっと目を離しまして撤去をゆるめますと、すぐ自転車がたまってしまう、という現状でございます。あくまでも私の方は、やはり対策としては、今後も実施していくんだ、そして、高齢者事業団にも委託をいたしまして、現場の整理もいたしておりますし、適当な時期に自転車の違法駐輪につきましては、撤去をいたしておりますのが実情でござ

いまして、御理解をいただきながら、できるだけ条例の施行につきましては、努力をいたしておるのが現状でございます。以上３点でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　２０号線の大坂上の防災施設というふうに質問を受けておりますが、私もその御指摘のことがちょっと飲み込めていませんので、もう一度ちょっとお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　なんか市長さんが、私がお話をしたことがよく飲み込めないということでございますけれども、日野駅から八王子の方に向かってきまして、ちようど先ほど申し上げました交差点のところがございますね。その右側に、実は、もう何年かたった家がございます。あれは黒部さんの持ち主じゃないかなと思うんですが、その裏側ですね。裏側はちようど非常に危険な区域になっている。ちようどその手前ですか、日野駅寄りの方で何年か前に水害事故があって、１人死んでおります。その場所のところを市の方で防災関係に何回か私質問したことがあったと思うんですが、その対策は、その後どのようにお考えになっているか、それを聞いているわけなんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よくわかりました。大分経過したわけでございますが、上の台の雨水排水が市の責任ということでこの完成不十分な部分がありまして、そこから擁壁が崩壊し、人身事故を起こした、こういうことでございます。その当時上の関係は、神明上区画整理事業の一番はずれに当たったわけでありますが、その部分につきましては、区画整理事業の中で、一応擁壁を組み、排水路を定めて対策を行った。したがいまして、あそこの部分については解決済みである。このように感じております。その延長の部分に確かに山を削ったままのその道路沿いに家が建っているわけでありますから、災害要因とすれば、言えないことはないと思っておりますけれど、あそこには、特に擁壁はございませんし、割合自然地ですから、その東京都あたりからも特別災害要因の場所という指摘にはなってないと思っております。また、住民の方からも民地関係のこともありますが、そのことも伺っていないように思っております。しかし、客観的にいって、ああいう地形の場所ですから、御心配はごもっともと思っておりますので、もう一遍状況の点検をし、危険な状況があれば対策をしなきゃならない、このように

思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　今市長さんの方から答弁ございましてよくわかったということで、再調査していただけるようでございますので、これはよろしいと思います。了解させていただきます。

それから、自転車の問題でございますけれども、これはできましたら、部長さん早急に解決をしていただきたいと要望します。

それから、便所のことも用地がなかなか確保できないということで、心配なさっているようですけれども、できれば市長さんがこの前に言われたように、タクシーとそれから京王さんと東京都とこの企業の合同で便所をつくっていきたい、とこういうような回答を何年か前にも質問の中でいただいておりますから、その後、私はどのようになっているんだろうかということをきょうお聞きしたかったんですよ。そのことは、部長さんが用地の問題でなかなかうまくいかないということでございますけれども、できるだけ、市民の方たちが便所がなくて非常に困っているということですから、ひとつできるだけ早く話を煮詰めていただきまして、いい方向に持っていっていただきたい、とこういうふうに考えておりますから、よろしくお願いいたします。

それから、日野坂の交差点の問題でございますけれども、これは時間がかかると思いますけれども、根強くひとつ国道建設ですか、話し合いを持っていただきまして、できるだけいい方向に持っていっていただくようにお願いしたいと思います。要望だけして終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　質問の前にどうでもいいようなことで恐縮なんですけれども、先ほど人事異動の件についての質疑の際に、助役から次長さん、婦長さんというふうな言い方をされていましたけれども、本会議場で発言したから、あえて私申し上げるんですけれども、これもちょっと聞き苦しいというか、常識の問題だと思いますので、その辺のところをきちんとした答弁をお願いしたいなというふうに思います。

質問ですけれども、まず都立日野地区高等学校、いわゆる南平高校の開設ということで、御報告があったわけでありますが、いよいよ１２月都議会にも南平高校の設置議案が上程される

ということで、日野市にとって待ちに待った南平高校の開設ということで、まことに喜ばしいことでありますけれども、一方でこの問題につきまして、目的は大変替成できるわけでありますけれども、ただその買収の方法と買収の相手について適切ではないんじゃないか、いろいろ疑問が多く納得がいかないということもたびたび指摘してきたわけでありますけれども、実は、ことしの１０月８日にその買収の取引先である新日本エンタープライズの国井　洪社長が傷害罪で逮捕されたわけであります。本年の１月に東京女子医大の付属病院で日本同和清光会の尾崎清光最高顧問が、射殺された事件がありましたけれども、その点についての関連についても追求されているということであります。さらに、１０月１６日にこの新日本エンタープライズが約２００億円の負債を抱え込んで倒産した、ということであります。こういう今日になってこの状況を見ても、公共自治体として取り引きする相手としては、非常に好ましくない相手である、という私の指摘は間違っていなかったというふうに思うわけであります。この取り引きの際にたとえば取り急いで買収した、というふうな経緯も見られるという指摘をしたわけでありますが、今日倒産したところを見ると、この新日本エンタープライズも、かなり厳しい経営状況だったろうと思うんですが、少なくとも、日野市があの土地を買う場合においても、やむを得ない相手にしても、買収する際の手続、手順というものはきっちりとやるべきだったろうと思うんですが、それができなかったということが、あえて何かそこら辺にこの新日本エンタープライズの市側に対する何らかの圧力というものがあったんじゃないか、というふうな推測がこの段階でも言えるんじゃないかと思うわけであります。それで、この件につきまして、こういう不祥事といいますか、相手が殺人事件にも関連するような取り引き先の社長、そういうところと取り引きした日野市の市長として、所感といいますか、その辺についての考えを改めてお伺いしたいと思います。

それから、この件に関して１点だけくどいようでまことに恐縮なんですけれども、この用地買収の際、私が最初に質問したときに、この売買は実測売買か公簿売買かという質問したときに、当時の加藤部長が、実測売買です、という答弁をされたわけであります。これも後日になって、結果的に私どもには事実と違う答弁をされたわけであります。つまり、本会議場でうそを言ってまで答弁をしなきゃならなかった、つまり、それほど急いで何かことをしてしまった、ということの裏づけだと思うんですが、あの実測が全くでたらめで、しかも全体の面積が実測で、間に入っている道路とか墓地については、公簿で計算しました、なんていうことを堂々と

答弁しているということは、もう最初から、実測売買でないということをうそを言っていることになるわけであります。うそを言ってまで、そういうことをしなきゃならなかった背景といいますか、その件について、当時の総務部長であった加藤収入役にそういう答弁をせざるを得なかった背景というものについて、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

それから、きのうたまたま市役所に参ったときに、自治労日野市職員組合学校給食調理員部会の皆さんがチラシを配っておったわけであります。学校給食の民間委託化と調理員のパート化の反対を表明しているビラでありましたけれども、この問題については、過日いろいろ取り上げられまして、議論したわけでありますけれども、給食業務が年間で１９０日ぐらいしかないということで、常勤配置の必要性がほとんど認められないという指摘をされたわけでありますけれども、そういった指摘があった後に、この 職員 の皆さんの実働日数を上げるのに、どのような努力をされたか、また、どのように努力を今後していくつもりなのか、その件のお考えもお伺いしたい。あわせてこの自治労日野市職員組合学校給食調理部員部会のこの反対ビラについて、市長としては、どのような考えを持ち、そして、対応されるつもりかお伺いしたいと思います。

さらに、八王子の例ですけれども、八王子の市長がこの１２月議会で、行政改革断行と市職員の勤務評定を積極的に実施する、ということを述べているわけであります。行政改革については、部課長の意見を集約する推進母体を設置して、最少の経費で最大の効果を上げる地方自治の理念に従い、削減、あるいは節減し得るものは勇断を持って実行する。さらに市職員の勤務評定については、民間の人事効果を参考にしながら基準をつくっていきたい、と積極的な答弁をされておるわけでありますが、この市政はまさに市民の願望にかなった市政だと思うわけでありますが、この件について、この問題に関してだけではありませんけれども、この問題の取り組みについて、市長の決意をお伺いしたいと思うんです。この問題について、積極的に取り組むということであれば、次期４期出馬ということも伺えるかと思うんですが、この御答弁によりまして、今後の市長の基本的な姿勢を伺うというふうに思っているわけでありますが、ぜひこの件についての見解もお伺いしたいと思います。

行革のついでで小さな例で恐縮なんですけれども、もう１点は、狛江市の例でありますけれども、狛江市の１７施設のうち９施設が、実情に合わない電力消費の契約を結び、むだな料金を払っていることが、狛江市の調査でわかったということであります。金額にしまして年間

５００万程度ということでありますけれども、しかし、こういったようなちょっと見直してみるとむだがあったということは、いろいろ日野市の大きな機構の中にもあるんではないか、というふうに思われるわけでありますが、日野市の場合の電力消費の契約については、こういった例がないかどうか、それから、その他についてもこういうふうな見直しというものをする必要があるんではないか、というふうに思いますが、その件についての御答弁もお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長答弁。収入役。

○収入役（加藤一郎君）　　ただいまの御質問をいただきまして、当時の総務部長としての答弁をしたことにつきまして、実測売買ということで、その背景というようなことで、御質問をいただいたわけでございます。この件につきましては、後日の中で、誤り等が発見され、あるいは指摘されまして、大変申しわけなく感じるわけでございますけれど、私が発言した当時におきまして、実測売買であるというこの事実は、間違いでないというふうに私は、今も思っております。ただ、その後のただいま申したとおり、後日においていろいろ誤りがあったということにつきましては、申しわけなく思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　まず最初に私の方からお答えしまして、足りないところを市長に補足していただきたい、このような考え方で御答弁申し上げたい、こう思うわけでございます。２点目、３点目、４点目となろうかと思います。

給食調理員につきましては、いろいろと御指摘をいただいているわけでございます。職員の定数の、要するに定数というものを管理していこう、こういうふうな考え方の中から、来年度に向けての調理員の調整ということで、そのような調理員部会の多少の運動等が出てきておるわけでございます。それで、９月議会、あるいは６月議会等でいろいろと１年間に１８０食とか、あるいは実質的な労働時間というような御指摘があるわけでございます。これにつきましても、市の基本的な考え方でございますけれども、教育委員会、あるいは保育園等における給食時におけるところの時間の調整でございますけれども、それぞれ教育委員会等で今案を練っているところでございます。市の考え方としましては、要するに調理員そのものの職場の中から実働時間をふやしていこう、という自主的なやはり燃え上がりというものが必要である、こういう基本的な考え方でございます。少ないから、市長の方からこう働け、こうお願いすると

いう筋合いのものじゃなく、ここまで局面がきたら、やはり自分たちでこういうふうに働こう、もっと実働時間をふやしていこう、こういう考えは、その職場をじかに管理している教育委員会とか、あるいは給食調理員の方たちの中から出てくる意欲としてとらえていきたい、こういう考え方でございます。

それから、八王子の行革の姿勢でございます。武蔵野も同様でございます。こういう行革の姿勢というものについては、幾つかあろうかと思いますけれども、当面、日野市としましては、行革の今挙げられておりますのは、自治省とか、地方課、東京都等から指導を受けている職員内部の給与の問題だとか、定数の問題だとか、内部問題は内部問題として、片づけていきたい、このように考えておるわけでございます。それで５３年等に行いました補助金の検討委員会、こういう問題こそ、市民の参加を得たところの、要するに行政改革の委員会を組織して対応していく、そういう考え方を持っておるわけでございます。組合等の要するに市民の参加等を入れまして、非常な組合の抵抗等を招く、というふうな問題等につきましては、内部問題として処理していく、なるべく抵抗なしに内部的な話し合いをスムースにつけて早急に持っていく、こういう考え方でございます。市民等を入れまして、内部問題を論議しますと、武蔵野にしろ、八王子にしろ、大きな抵抗に遭っているのが現状でございます。まず内部問題は、市独自で組合と十分話し合って早急に解決していくというのが、今、日野市が課せられている当面の内部的な要するに給与問題だとか、定数問題とかというふうに理解しておるわけでございます。こういう形で力を注いでいきたい。市民のお力を行革という形でいただきますのは、５３年にやりましたところの要するに補助金検討委員会、こういう形でのお力を得て、総体的な行革の仕上げにかかる、という考え方を持っているわけでございます。

それから、狛江の例でございますけれども、電力の消費等につきましては、前々からの議会で議員の皆さんから御指摘を受けております。保育園だとか、学校だとか、確かに施設といいますか、ちょっと入れかえますと、非常に大きな消費電力を契約している、という面があるわけですね。それを適正な消費電力量に契約し直すと、大きな契約量ですと、基本料金が高いわけでございますので、そういう面が日野市もございますので、それは御指摘に従って直していくというふうなことになっておるわけでございます。一時、対応が遅いぞというふうなおしかりを受けた局面もございました。それは対応していく、要するに契約量を変えていく、あるいは契約量を変えるにはワッターメーターですか、そういうものを取りかえなきゃならない面もあるわけでございますけれども、そういう御注意をいただいておりますので、電力消費量等の問題等につきましては、今おっしゃるような形で改善していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から感想なり、あるいは対応なりその姿勢について伺う、という質問の部分をお答えをしておきたいと思います。

市民待望の都立高校が、議会を初め、各関係者の絶大な御協力、御支援のもと現実に開校というところまでいきましたことは、大変幸いであった、このように思っております。その用地取得の段階で、不適切な部分があったというふうに指摘を受けておるわけでありまして、あの場所が鈴木独歩氏を初め、無法状態な管理にあったというのを、比較的正当な手段で、市に特別の大きい支障なくその人たちから手離させずにこちらが受け取ることができた、ということについては、いろいろと御指摘をいただく部分もあるわけでありますけれど、結論としては、私は幸いであったと、このように思っております。所感というふうにおっしゃられれば、いろいろ御非難の当たる点もあろうかと思っておりますけれど、そのことで、市が特に汚点をつくったとかいうわけではございませんので、御理解がいただけるものと思っております。

それから、職員組合の給食調理員部会が、ビラを配っていたということから、これからその職員の給与の問題、あるいは定数管理の問題、綱紀の確立の問題、それらについて御指摘とともにどう考えるか、ということであります。これは、申すまでもなく、絶えずみずから正しい取り組みにおいて、戒め、適正な歩みをしなきゃならないことであります。したがいまして、今特に組合にそれらのことについて話し合いをしよう、ということで今進んでおります。助役がある程度お答えしたわけでありますが、給食調理員のことにつきましても、これから中学給食を促進してまいりますと、まだまだ要員を必要といたしますけれど、これをなるべく内部的な努力によって補充をしていく、それから、ある部分のパート化ということもこの際考えなければならない、これらのことは、組合にも理解を求めて課題とすることになって進んでおるわけでございますので、市政は極めて厳粛に市民からいろいろな批判を受けないことをまず前提とし、今日の行革という厳しい中でも、その趣旨を十分達成する努力をするべき問題だ、このように考えております。

八王子市長が、行政改革について、内部的ないろいろな努力をしておられること、また、そ

の取り組みについて、ある程度承知いたしております。十分話し合いをすることが大切でありますし、また、市民の参加、あるいは御理解を得る、という手段も必要だと思っておりますので、他市のことですから、直接どうこうは申し上げるわけではありませんが、学ぶべき点は、日野市も十分取り上げて学んでいくべき問題だ、このように思います。

電力の契約にむだがあるという他市の例につきましても、全くこれは同様でありまして、常に最少の経費で最大の行政効果を上げる、という原則から内部的な点検を絶えず図っていくべき問題だ、このように思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○4番（小山良悟君）　第1点の、都立高校の用地買収方法についての御答弁をいただいたわけですけれども、これは、結果として、都立高校が建設できたからよろしかったわけでありますけれども、これがもし建設されなかった場合には、この買収のあり方についても、今後、相当な問題といいますか、議論をもっと引き起こしたことだろうと思うんです。したがって、私申し上げたいのは、都立高校が誘致されて建設されるということについては、大変な功績であります。これはこれとして素直にこれはこれで認めてやるのは当然だろう、と思うんです。しかし、一方でその高校が建ったからということで、地方自治体の業務姿勢といいますか、仕事に取り組むいろいろな手続とか、姿勢とか、手順そういったものの狂いは、目的が果たせたからいいんだ、という形で済ましていいのかなということは、指摘したいわけなんであります。今、加藤収入役が今でも実測売買だったということについては間違いない、こう思っています、という答弁をいただきまして、まことに悲しい答弁だなというふうに思うわけであります。実際に墓地なんかを、あるいは私道、公道を公簿で計算しておいて、それで実測売買です、今でも間違ったと思ってません、というその感覚は、これだけはせめても改めていただきたい、というふうに思うわけであります。公簿売買でもなければ、実測売買でもない。極端なことを言えば、でたらめ売買だ、ということになるわけでありまして、実測売買なら全部墓地も公道も実測されてそしてやるのが実測売買、これが常識じゃないでしょうか、公簿売買なら、全部公簿でやるということが常識だと思うんです。どちらの方法もとってない、たまたま相手方が持っていた実測後の図面でもって、しかもそれに今度は、墓地の部分と公道の部分は、計算して抜いてやろう、そういうやり方をやっているわけですよ。とてもまともな感覚とは思えないわけでありますから、その辺のところは、ややもすると特に私なんかもそうなんですが、こう

いう指摘をすると、都立高校誘致に反対しているとか、どうとかということを言われます。選挙が怖いですから、余りそういうふうな誤解を招きたくないと思えば、黙まっているわけですけれども、しかし、それにも限度がありますし、私としては、黙まっているわけにはいかない。都立高校の誘致建設は、当然の正しい手続でやれるんですよ。だれがやっても、だれが担当してもやれるわけなんです。そのことを何というか、前面にそれだけをにしきの御旗にしてその買収方法とかそういったものについて、非難するのは当たらんというふうなことではいけないわけでありますし、第一番そのことはいいとして、今そういう理事者側の姿勢といいますか、それが全然反省もされてないな、ということを答弁の一端で伺えるわけなんです。改めてこの点については、反省を求めたいというふうに思うわけであります。間違っても実測売買だと、今でも間違っておりません、なんて堂々と答弁できるということではないと思うんですが、あえて私の言っていることが、いや違うんだ、というなら反論の答弁をお願いします。私の言うことがもっともだ、というなら答弁は要りません。

それから、学校給食の給食調理員の実働日数を上げるための点については、教育委員会を初め、当事者のあるいは給食調理員の何といいますか、自発的な、自発的なそういった意欲で実働日数を上げるものを期待したい、というふうな御答弁のようでしたけれど、しかし、これは役所の仕事でいうと、あえて仕事のための仕事をつくるという危険もあるわけですし、その辺のところは理事者としても、労務管理者としても、適切な仕事の配置といいますか、あるいは仕事の分担というのも与える必要もあるんではないか、というふうに思いますので、自発的なことを待っているというだけでは、ちょっと問題解決にはならんではないか、というふうに思います。

それから、電力消費の契約についての指摘をしましたんですけれども、この件については、いろいろ議員からも、以前もう指摘があったということですが、問題は、そういうきょう今日になっても、それは取り組むべき問題だと思うとか、いろいろありましたとかということであって、見直しをしましたとか、やっていますというふうな前向きの答弁はないわけなんです。やってればやってるで、もう少し前向きな答弁がほしいわけで、私ども議員がただいたずらに指摘するだけで終わる、というんでは困るわけですから、その辺の点についてはどうでしょうか。

それから、電力消費だけのことを申し上げているわけじゃないんです。一事が万事というこ

とで、他の市のいろいろな施設とか、あるいはいろんな機構のむだとか、そういったものについても、そういった観点からちょっと見直せばむだが出てくるということを指摘したいわけですから、その辺についての真剣な取り組みを期待したいわけです。現実に過去に指摘されたことを実施しているのかどうか、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　依然として実測販売といいますか、これを固執しているようなことで御発言いただいているわけですけれど、先ほど私どもの方でお答え申し上げたのは、後日、いろいろ誤り、発見、指摘された、こういう事実は私も承知しているわけでございますので、それで申しわけなく思っているということで、発言しております。そういう意味において、当時、私が最初に発言した時点におきましては、実測、そういう確かに市長も申しましたけれど、事務的な適切な処理というこういう点は、十分欠けていたことは事実でございます。

そういう中におきまして、いろいろ誤り等も後日出たわけでありましたけれど、当時の状況として、私が受けた中では、そういうふうに実測であるということでございますので、そのように申し上げたわけでございます。その点誤解をしないでひとつお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　ただいま、各公共施設の電力の節約の問題が出ましたけれども、この件につきましては、５８年の１２月の補正予算だったと思いますけれども、各小中学校の調査費を計上させていただきました。それで、調査を実施いたしまして、その内容につきましては、建築課が行っておりますけれども、その調査の結果、消防庁との協議を行ったわけでございます。消防庁の見解は、やはり防災的な保安用のいわゆるキャパシティは残さなきゃいけない、いわゆる現時点で容量があるからということで、いわゆる契約容量を下げるというわけにはいかない、という御指摘を受けたわけでございます。そういう条件の中で、ことしの６月の補正で旭が丘小学校についてはできるということで、予算計上いたしまして、現在、今年度中に行うということでございます。それ以外のものにつきましては、指導等は当然あるわけでございますので、さらに詰めていきたい、というふうに考えております。ほかの市でちょっと大きくアドバルンを上げたようでございますけれども、いざとなりますと、そういう法的な隘路がある、ということがわかったという実情でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　もう１点だけ再質問させていただきます。

加藤前総務部長が誤解のないようにというふうな答弁をされましたので、それじゃということになってくるわけですが、お伺いしますけれど、結局、今答弁の中で、途中でいろいろなミスがあったということは、率直に認めるとこういう話でしたね。ということは、正規のきちんとした正常な手続でされなかったということは、はっきり指摘できるわけです。なぜそのときに、きちんと正常な手続でできなかったのか、総務部長として、公社の常任理事ですか、としてその辺のところなぜそういう正常な手続をとってやれなかったのか、それではお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　常務理事ということでございますけれども、当時、私は常務理事ではございませんでした。その点ちょっとお断りしておきますけれど、そういう一つの中で、先ほど申し上げましたとおり、事務処理ですね、これが適切でなかった。これは事実として認めるわけです。そうだからといって、今回の買収が当初から誤りであったということで、おっしゃられると、私の方もちょっとお答えができないわけですけれど、これが間違いであったということは、最初からあるならば、これは当時、これはそういうふうな踏み切るとか、そういうことは恐らく担当者としてもできなかったというふうに考えております。これは、もう絶対間違いない、当時ですよ、当時におきましては、そういう中におきましてのこういう今回の契約が成立された、このように私は思っておりますので、そのような考えでお答え申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　買収の結果、そのものについては間違いであったということは言っておるわけじゃないですよ。ばんばんざい、めでたし、めでたしということです、高校が建ったんですから。そのことは間違いであったということ、いまさらそんなことを言うつもりはないんですよ。むしろよくやりました。強いて言えば、けがの功名的なところもありますけれども、結果的には、とにかくよかったわけですよ。市民としては大変うれしい結果になったわけです。そのことはいいんです。ただ、その買収の手続といいますか、そういったものが今回に限らず、公社が用地を買収するときに、そんな方法でいつもやっているわけですか、そんな方法でいつも、間違いなかった、当時、この方法で間違いないんだと思って買ったというな

らば、公社の用地の買収方法というのは、手続というのは、いつもそんな形でやっているんですか、そのことだけもう１点聞かせてください。

○議長（高橋通夫君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　いつもということですけれど、そのようなことはございません。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ですから、当時の手続に買収に契約するまでに、契約するまでの段階では無理があった、不備であったということは、はっきり指摘できるわけです。だから、その辺の無理がある形の中で、あえてあの時期に、１年おくれたっていいわけですよ、半年おくれたって。半年おくれたってよかったったんです。ただ、ああいう手続不十分なままに契約したということについて、今回の私が、えたいの知れない会社というようなことを再三言ってきた新日本エンタープライズが相手ですから、そのことを懸念して申し上げておったわけです。何らかの圧力を市側にかけたんではないか、市は、何も買う立場ですから、堂々とやるべき手続は全部やって、それから買収しても何にも遅くないわけですよ。負い目は何もなかったはずであります。だから、今回に限ってその手続のあれが今までと違ったという答弁をされているわけですよ。ですから、しかも大きな取引であります。大きな取引であればなおさら慎重にやらなきゃならなかったのを結局今回に限っていつもと違う手続で、やったということは、この新日本エンタープライズの社長の逮捕とか、倒産とかという不祥事が続くのを見ても、何らかそこに高校の用地を買収した結果としていいというそのことは別にしまして、その当時を振り返ってみますと、なぜそんな無理をされたのかなということなんですよ。総務部長としても、正式な役所ですから特にそうです。きちんと手続を踏んで買収されればよかったということをこれはいままでも何回も言ってきていることなんですけれど、ただもうこういうことを言う機会もないと思いますので、新日本エンタープライズの社長が逮捕されたとか、倒産したとかという機会をとらえまして、改めてこの問題について、高校が建ったということで、そのにしきの御旗に隠れて日野市の行政のそのでたらめさというか、そういう面の部分が隠されてしまう、それではいけない、やっぱり正すべきは正す、反省すべきことは反省した上で、今度の都立高校の建設まことによかった、という祝福を送るべきだと思うんです。そのことを私は申し上げたいわけなんです。

委員会でもありませんし、余り一問一答で長い時間をとっては申しわけありませんから、何かもう一つ残念でありますけれども、私は、もうはっきり指摘をしておきます。この用地の買収には、やはりいろんな意味で買収の手続、方法は、大きなミスがあった、これについては、内部的に何らかの責任をとるようなものを示すべきではないか、というふうに思います。特に来年で市長の任期は切れるわけですから、その辺のけじめをきちんとつけていただきたいというふうに思うわけであります。私の言っていることは、そう間違っているとは思いませんので、あえて間違っているというなら、また反論してください。なければこれで終わります。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　２点ばかりちょっとお尋ねしたいんですけれども、まずお尋ねする前に、先ほど、藤林議員、あるいは奥住議員等が指摘しておった点に関連して、１点お聞きしておきたいんですが、１・３・２の道路の信号が、神明上の方からずっと区画整理が済んで、一部一方通行で通行できる状態になって、非常に車の量もふえてきている中で、信号が非常にでたらめなんです。普通は系列になっているんですね。一つ青になれば次も４０キロのスピードで走るならば全部が通過できるというのが普通系列方式の信号方式なんですが、あそこの信号が全くでたらめですね。特に最近交通量がふえてきただけに特に感じるんで、それは、そろそろ、そろそろでいいですよ、もう是正していく必要があるんじゃないか、公安委員会、あるいは警察等へ指摘していただきたい、とかように思います。それは結構です、答弁は。指摘だけで。

１点は市長のモノレール計画の報告と、もう１点は、南平高校、都立日野地区の高等学校というここに載っているんですが、２点目の今、小山議員が指摘した用地取得に関しては、私は一般質問で行いますので、それではなくて表面的な面のここでは質問にさせていただきます。

まず１点目のモノレール計画なんですが、その進捗状況において、昭和６５年をめどに当初１６キロ、そのうちの5キロを走らせるということで、それが特に起点を立川として南へ５キロか、北へ５キロかというようなことと、それがどのような状況になっておるか。それから、第三セクターの出資金等が決まったというようなことで、新聞にも発表されておりましたが、日野市の分担金は、大体どのくらいで、どういう形でもっていくのかというようなことをお尋ねしたい。工事は大体いつごろから始まりそうなのか、ということであります。

それから、もう１点の２点目は、都立高校の建設に伴って初年度の入学を潤徳小学校で行う、

全農のグラウンドを使ってプレハブで運動場と教室もつくる、こういった中で、あの中には、御存じのように老人が大変楽しみしておるゲートボール場ができております。ゲートボール場を、先日、数名の婦人の方が見えて、都立高校でここを使うということで、私どものゲートボール場を取り上げられてしまいそうだ、心配でならないんだけれど、どうでしょうかと言うから、その実はこれこれしかじか、福祉センターの横へこういう代替のものをつくるから、と言って納得していただいたんですが、いつごろから、都立高校のグラウンドを使って、いつごろその福祉センターの隣にゲートボール場をつくるのか、きちっと明け渡しがした上でなければ、もちろん動かす必要はないと思うんですが、そこら辺のめどについて、御答弁をいただきたい、かように思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず第１点目のモノレールの関係でございますけれども、概要につきましては、さっき市長が御説明したように、８の字、それから支線を含めまして９３キロ、そのうちの１６キロを今回東京都が事業化しよう、ということでございます。それで、この１６キロを事業化する上で、現在懸案になっている問題はルート、第三セクターの問題、それから、駅、車庫、それから、今回着工するところの５キロ、この五つの問題があるわけでございます。さきのお話にもございましたけれども、事業化の区間につきましては、１６キロでルートを決定をした、ということでございます。それから、経営主体でございますけれども、これは民間の活力を大幅に導入しようということで、民間主導型の第三セクターをつくりまして、会社の運営をする、というような運営を行うというものでございます。残る問題は、駅、それから車庫、それから立川を中心にいたしまして、５キロメートルの着工をどこにとるか、ということでございます。まずその今、質問の中の５キロの着手の問題でございますけれども、これは、着工が昭和６２年、それから、１６キロの完成が昭和７２年を目途にしております。それで一部完了したところから部分営業を行う、という計画でございます。そういたしますと、まず５キロの着手といいますのは、理論的に考えますと、やはり車庫がどこへつくるかということで、５キロの着手の区間が決まってくるだろう、というふうに考えております。今、その詰めを東京都が行っている段階でございます。

それから、出資の問題でございますけれども、出資の件につきましては、先般、代表者会議

に御説明し、それから資料を議員さん方に配付をしたわけでございますけれども、その中に市の負担分といたしまして、いわゆる公共側の出資を４６億2,０００万円予定をしております。その４６億2,０００万円のうち、都と市の分担割合を２対１で負担をしていただきたいというのが、東京都の考え方でございます。そうしますと、市の負担するのが、１５億4,０００万円でございます。これを現在東京都の基本的な考え方は、１６キロの関連５市で負担をしていただけないだろうか、という提案がなされております。これをどういう形で持つかということにつきましては、これから早急に詰める、ということでございます。ごく簡単に申し上げますと、仮に平均で５市で負担をするということになりますと、３億８００万円でございます。これを４カ年で負担をしてほしいということになりますと、１年度7,７００万円ということになるわけでございます。そういう都の提案ではございますけれども、これは、やはり関連５市、それから、促進協もございますので、そういうところで意見をまとめるということに現在なっております。モノレールの関係につきましては、以上でございます。

２番目のゲートボールの関係でございますけれども、これは９月の議会に工事費を計上してございます。早急に整備をして使えるようにしたい、というふうに考えております。現在、全農の中にゲートボール場ございますけれども、当分の間は、使えるように私どもは配慮をしたい。さらに、高等学校が使用いたしましても、高等学校で使ってないときには、地元が使えるような配慮もしたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　この行政報告書の最終ページ６３ページに教育委員会の所管事項として、遺跡調査会の使途不明金、不起訴処分に対する検察審査会への審査申し立てということが載っております。この業務上横領事件について、検察庁より不起訴処分の通知があったということは、たしか全協であらましの報告は受けております。それに続いてこの報告では、５９年１１月１３日付で、会長及び市長名で八王子検察審査会に審査の申し立てをした、こう述べられております。要するに検察の判断に不満であるということで、検察審査会に審査の申し立てをした、ということであるわけであります。刑事訴訟法の２４８条、いわゆる起訴便宜主義という条文がございます。読んでみますと、第２４８条犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により、訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。要するに検察で不起訴処分にする根拠となる条文であるわけであります。この検察

の不起訴の処分の判断について、不満があって、検察審査会に審査の申し立てをしたわけでありますから、その辺がどうして検察がこのような不起訴の判断をしたかについては、いろいろ調査なり何なりなされたことかと思いますが、その辺の結果はどうなっているのか、担当者にまずお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　ただいまの御質問に対しまして、お答えをいたします。

いわゆるその不起訴処分にした、という具体的な調査をしたか、ということに対する御質問かと思います。実は、この不起訴処分の中には、いわゆる起訴猶予を含むという判断でございますけれども、その辺の見解を９月２１日の日に通知があったわけでございますので、私どもといたしましても、その不起訴処分の具体的な判断、理由と申しましょうか、そこら辺に対しまして、非常に関心を持ったわけでございます。そういう意味におきまして、私どもも直接この捜査に当たりました検察官の方にも、その理由をただしたわけでございますけれども、いろいろとこの捜査につきましては、検察官の方といたしましての守秘義務等もございますので、なかなかこれにつきまして、明らかにお答えをしていただけなかったわけでございます。これも弁護士の方も、実は、ある時期に検察官の方にも当たってその辺の事情につきまして、お尋ねをし、その見解を求めたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような事情がございまして、なかなかそれに対する具体的な理由を示されなかった、ということでございます。しかし、いろいろと私どもが、その検察官の方でのお話等を伺って、総合的に推量するわけでございますけれども、とにかく事件そのものが、昭和５２年度から５４年度にかけての大変古い事件であるということが一つ、それから、もう一つは、いわゆる捜査に当たりましての基本的な捜査の対象になりますところの、いわゆる証拠書類類等が、必ずしも整備されておらなかったというふうなことで、なかなかこれに対する個々７３５件にわたっての捜査をお願いしたわけでございますけれども、これらを具体的に個々に明らかにするのは、具体的にも、時間的にも、物理的にも大変困難性があったということの中で、よくこの捜査の内容を最終的に克明に至るまでの捜査が大変むずかしかったというふうなことの中で、一応着服した行為については、ある額につきましては、本人の方からの自白等もありますので、これについての解明をしたわけでございますけれども、そういった中で、最終的なすべての捜査を解明することができなかったということと、それを裏づける具体的な何といいますか、資料を見出すことができな

かった、そういうことからして、一応犯罪行為というものがある程度あったということは認めているわけでございますので、一応、不起訴処分、不起訴処分の中には、起訴猶予を含む、というふうな判断に立ったんじゃなかろうか、というふうに私どもは推量しているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　　簗野行雄君。

○１０番（簗野行雄君）　　では、申し上げますけれど、この続いて刑事訴訟法の２６０条ですか、これは不起訴の通知についての条文ですけれども、不起訴にした場合は、速やかにその旨を告訴人、告発人、または請求人に通知しなければならない。これは現実に通知が来ておりますから、問題ないわけですけれども、続いて２６１条、告訴事件等の起訴理由の通告に関しての条文があります。読んでみますと、検察官は、告訴、告発または、請求のあった事件について公訴を提起しない処分をした場合、つまり不起訴にした場合において、告訴入、告発人または請求人の請求があるときには、速やかに告訴人、告発人または請求人にその理を告げなければならない。こういう条文があるわけであります。言いますと、不起訴処分にした場合、告訴人、あるいは告発人から理由を開示してくれという請求があった場合には、検察では、その理由を当然文書で告げなければならない、この２６１条によって義務があるわけであります。その辺の２６１条の手続をされたかどうか、確認したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　いだいまのいわゆる刑事訴訟法２６１条に基づいて不起訴処分になった場合に、不起訴処分の理由を開示をするというのが原則である。これに対しましてのいわゆる開示を求めたかどうかという、こういう御質問だと思いますけれども、９月２１日の日に不起訴処分にするという通知をいただいたわけでございますので、私どもといたしましては、９月２８日の日でございますけれども、私と前事務局長等と直接検察官のところへお伺いいたしまして、一応その辺の事情につきまして、具体的な理由をもう一度明らかにしてもらいたいということは、口頭でざいますけれども、ただしたわけでございます。文書でもってはいたしませんけれども、口頭でもって、その辺の理由をもう一度ひとつただしてもらいたい、ということは申し上げました。それに対するお答えは、先ほど私が申し上げたようなお答えでございます。そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　簗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　大事な問題ですから、口頭で検察官にそれを尋ねたということは、これは２６１条にいう手続には当たらないと思います。きちんとした文書をもって開示請求すべきだ。当然そうしなければ、どういう判断で検察側は不起訴にしたのか、こういうこともはっきりしないわけでありますし、果たして検察審査会に審査請求して、それが認められるかどうかというようなこともよく検討してからでないと審査請求をすべきでない、どうもその辺の手続をしてないということは怠慢ではないか、と私は判断しますが、どう思われますか。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　私もただいまの問題につきましては、一応そういう条文があるということは、承知をいたしております。そこで、一応この件につきましては、顧問弁護士に一応代理をお願いをしているわけでございますので、顧問弁護士の方にもこの点につきましての対応をどうするかということにつきまして、一応相談したわけでございますけれども、一応、文書ということよりも、一応口頭でもって伺うのが、まず第一じゃなかろうか、というふうなアドバイスを受けましたものですから、口頭で伺ったわけでございますけれども、御指摘のとおり、文書でもって請求するのが正しい、というふうに私は、今の御指摘の中で、理解いたしました。

○議長（高橋通夫君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　何か、その辺やるべき手続をきちんと役所でありながら踏んでいない、というふうに私は解釈せざるを得ないわけであります。その辺を検討しないで、やみくもに検察審査会に審査の申し立てをするということは、通っても通らなくてもいいんだ、認めなくてもいいんだ、引き延ばし作戦だ、こうとられてもやむを得ない、と私は判断せざるを得ないわけです。市長は、どうその辺考えられますか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この件につきまして、いろいろと議会にも御心配をかけているわけでありますが、９月２７日付で八王子の検察局では不起訴処分にした、という通知を得たわけでありますが、もちろん不満足ではありますが、どういう手を打つべきか、たしかその際にこのことの報告とともに、全員協議会にも報告をし、御質問もあって打つべき手は、筋道として、当然打たなければなりませんし、追求すべきことを筋道をつけておかなければなりません。そこで、検察審査会に、判断を求めようというふうに考えておる、というふうにお答え

をいたしております。それで、今私は法文のことはいちいち詳しく知るわけでもないんですが、法律家にアドバイスをいただいたり、あるいは代理人になってもらっておるわけでありますから、それに沿ったという部分も今、担当の方でお答えをしておるところであります。また、今言われることが手続として重要だ、ということも確かに感じますので、強いて言えば、これからでもやっぱりやるべきことかな、とこのように考えておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　口頭でやりとりをしても、後へ何も証拠は残らないわけであります。ましていろいろ様子を聞いてみますと、検察審査会に審査の申し立てをしましても、ほとんど受理されるケースはない、というようなことも聞いております。今からでも遅くはありませんから、きちんとしたこういうことについては、対応をとってもらいたい。そのことを、今までのことについては、大いに不満でありますけれども、これからのこととして要望しておきます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　実は、私はこの件について、後で質問しようと思ったんですが、回答が余りにもいいかげんである、だから、ここで関連として追求したい。

第一、百条調査委員会で明らかになったとおり、皆さんもうこの監査制度をつくらなきゃいけない、ということは、もう昭和５１年５月２８日、６月１２日、５１年８月７日、５１年度で３回も出ている、調査会で。これは、百条調査の結果です。５２年１０月１５日に、また役員会でもう原案をつくって出している、監査制度をつくらなきゃいけないんだ。ところが、それを一切やらない、しかも、これについて昭和５４年１２月１１日に、ここにいらっしゃる谷長一議員が、一体どんな経理をやっているんだ、という質問をしている。教育長は、牧野監査委員にいろいろと面倒を見てもらっております、と慎重に答えておりますが、市長の答弁たるや、大したもんなんです、これ、でたらめなんです。こういう答弁をしています。遺跡調査会の会則は、私が市長に就任しましたら、既にでき上がっておりまして、こういううそを言っている。その条項の内容の改正は全会一致じゃなきゃできない、だから監査委員制度の改正ができなかったという言いわけだろうと思うが、その後で、監査制度をつくると、調査そのものをがんじがらめにしてしまう、そのようなことを改正はよほど研究を要するんだ、と昭和５１年、５２年、ずっと言われたことをまたここでそういうことはしたくないんだ、監査なんかすれば

がんじがらめになっちゃうんだ、こういう意味の答弁をしている。こういうふうな先ほどの用地買収もそうなんです。悪徳不動産屋さんが、たくさんもうかるようにやる。実測もいいかげんでやる。市長の姿勢が今日の問題を引き起こしたのであります。しかも、この問題は、委託している遺跡調査会の問題なんです。裁判費用は、当然遺跡調査会の当時の会長である森田喜美男君が支払わなければいけない。それを市の税金で払っておる。しかも、柳下君は、既に自分が使い込んだという１２８万一千余円を市へ返しているじゃありませんか。市も受け取っているんじゃありませんか。これから先、柳下君を追求する理由がどこにあるんです。あなたの部下だった人です。そんなひどいことをどうしてするんです。私は、市長に聞きたい。今、柳下君は、もちろん市長も知っているとおり、東京のがん病院ですか、腸のがんで入院している。これは、長谷川秘書課長が親友ですから一番よく知っている。市長も知っているはずだ。あすとも知れぬ命である。だからこそ１２８万一千余円を返してから病院へ入院したのであります。警視庁の９カ月にわたる調査二課の調査では、柳下君の使い込んだのは、自白によってだけであるが、１２８万一千余円です。そのほかにいわゆる調査団が、何かよくわからない交際費等に使ったのが１２１万、年報印刷が４００万円、これは調査団が払うものです。坂詰団長以下調査団が支払わなければいけない、こういう費用は、いいでしよう、無断流用１２４０万円、これは証拠が挙がっている、無断流用。これは当然調査会の会長の責任だ。無断流用していいわけがない、税金は。しかも全く使途がわからないのが１８００万円、これは警視庁の調査、ところが、その前にあなた方市の調査会がやっている。これは私も報告いただいた、ここに。これ明らかに使途不明金は、1,７６９万2,６５０円ですと書いてある。これは賃金の流用というふうに書いてある。百条調査委員会では、1,６００万余である、今度は、柳下君に2,１００万返せと言っている、こんなでたらめなことがありますか、一体、柳下君が使った金は、柳下君が返した。市もありがたく受けとった。いいじゃありませんか、それで。だからこそこんなことをやったということは、時間の引き延ばしだけやって、延ばしていけば、普通の民事訴訟は２０年、３０年かかるんです。かかりゃそのうちに市民は忘れちゃうだろう。我々議員もみんなかわっていくだろう。こういう根性がなければ、こんなばかなことを今死のうとしているかわいい昔の課長に対し、使った金を返した人に対して、追い打ちをかけるなんていうことはできないはずだ。一体、今がん手術が終わって、しかし、大腸がんです。簡単に、これはもうむずかしいと思う。９９％、むずかしいと思う。その職員を金を返した職員を、何であなたは、

こんなに追求したいんですか。私は、それを聞きたい。あなた方の調査が、こういうりっぱな調査がたくさん出ている。これも絶えず変わっている。裁判所へ訴えているのも変わっている。大体、警視庁捜査二課が９カ月かかり、約１年半以上、あと、さらにまた９カ月検察庁が調査している。明らかになった以上のことが、どうしてできますか、一体。それでわかった柳下さんが使い込んだと称する金額は、市役所に入っているんじゃありませんか、もう。何でこんなことをするんです。残酷、無残じゃありませんか。所信を承りたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特に申し上げることもないように思うんですが、全貌はすべて公共事業、市の行政の中で行われたことでありますから、一たびその解明、追跡をせよ、という指摘に対しては、これはこたえていかなきゃならない。それがまた責任のある態度だ、というふうに考えておりますので、解明のできる限りは、やっぱり尽すべきだ、こう思っております。そのことをまた皆さんも求めておられるように思いますので、問題は、できるだけ解明を図る努力をする、というのは当然だ、とこのように思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　何を答えていらっしゃるんですか。警視庁という絶大な捜査能力を持つ機関が、９カ月以上かかって、しかも、捜査権という権力をもって調べた結果がここに出ている。ですから、市長は、1,８００万円市へ返してくだされればいいんです、会長は。その中をどうするのかは、倉又副会長、あるいはほかの理事と相談したらいいでしょう。1,８００万円を市長さんは、市へお返ししなさい。坂詰さんは５２１万円返してくれりゃいいんです。柳下さんは既にお返しされました。しかも検察庁が捜査した、それ以上の捜査が民間の調査団長が法律知識も刑事知識も全くないような我々がどうやって調査するんですか。一体、どうやってやるんです。警視庁の調査結果は出た、検察庁もこれはもっともだということになった。だから、柳下課長さんは、使い込んだ金だけは返した。それで不起訴になったんだ。しかし、柳下さんも大変だったでしょう。病気になられちゃった。どうやって調査するんですか。市民に発表したらいいじゃありませんか。警視庁の調査は、こういうことです。だから、各責任者の方からお金を返してもらいます。まず森田喜美男団長からは、当然1,８００万返してもらう理事長だ、これ。そうじゃありません。無断流用した1,２４０万円、これはちょっと返しにくい。市民が泣くということになるわけです。この警視庁の調査をもとにして、検察庁は決定し

ているんです。これをどうやって覆すんですか。そんなことできっこない。いいです、また。そのような回答である、そのような根底であることを私は、心から遺憾に思います。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　ちょっといろいろお聞きしたいことがあります。

最初に、人事異動のことに関しまして、直接は今回の１１月１日の異動とは関係ありませんが、市長に確認をしておきたいことがありますので、お尋ねをいたします。

私は、ことしの第１回定例議会で、緊急質問をいたしました。これは、社会課に１名主査が増員をされたということに関しての一般質問でございました。この社会課の主査の方は、社会福祉協議会の担当ということで、社会福祉協議会に関する行政側の人間として、それにかかわる仕事をするんだ、という市長の答弁があったわけであります。私は、そのとき、出向でもないし、職免で社会福祉協議会に常勤するということでもないと思ったんでありますが、その後の経過を見ておりますと、この社会福祉協議会担当の社会課主査は、朝、市役所に出勤をされる。そうするとすぐに社会福祉協議会に出向いて１日、つまり終日、社会福祉協議会で仕事をなさっている。仕事は、内容についてはよくわかりませんが、つまり市のこの庁舎の中では、お仕事は何もなさってないわけであります。こうした勤務形態が、果たして正常な職員の勤務と言えるのかどうか。私は、第１回目の定例議会の緊急質問の中で、当然、主たる勤務場所は、この庁舎内である、こういうふうに理解をしておりましたが、事実がはなはだ異なってきておりますので、この点を市長にこうした勤務形態を今後も続けていかれるのかどうか、その点を第１点お尋ねをいたします。

それから、再三話が出ております福祉事業団のことについてお尋ねをいたします。来春発足を目指して、今いろいろ準備がなされているようでありますが、この公立民営の東京都で初めて設立をされるという福祉事業団の施設の職員の方の採用については、どのような計画が立てられているのか。事業計画を拝見いたしますと、現在１４名の職員がこの施設の運用に当たっていくというふうに計画ではなっております。この職員の採用については、どのような計画をお持ちなのか、つまり、従来こうした関連の施設で、いままで経験を積んできたような方を中心に構成をするのか、または専門の学校等で、専門知識を持ったある程度若い人たちによって構成する、というような考え方があるのか、その職員採用の考え方についてお尋ねをいたします。

それから、もう一つは、庁舎の管理規程についてでありますが、今、市役所の庁舎の中に、最近全紙大の新聞紙大の大きさのポスターが張られているわけです。「１２.７開戦の日前夜、もしもあす戦争が始まったら」という大変好戦的な内容のビラが張られているわけでありますが、この主催は、核を考える日野市民の集い実行委員会というところが、主催するということにポスターを見るとなっているわけであります。ところが、この会の開催場所は、何と日野市役所の５０５号室ということになっております。市役所の会場を使って行うこうした行事、いろいろなものがあると思いますが、庁舎の管理規程も実際無視をして、許可も得ないポスターを市役所の庁舎の中に張りまくる、こうした行為をなぜ黙認をしておられるのか、どのような対処をなさっているのか、きようがちょうど１２月７日、その日でありますが、午後５時半から始まるというような予定になっておりますが、このビラについては、当然撤去を求められたのではないかと思います。そうなさることが、当然、管理規程を見ればわかるわけでありますので、その対応がどうであったかお聞きをいたします。

それから、これは福祉部長にお聞きした方がいいかわかりませんが、先ほど、新日本エンタープライズの話が、わが会派の小山議員の方からいろいろるるあったわけでありますが、私は、先日、社会福祉協議会主催の催し物の会に出ましたら、高額寄付者に対する感謝状の贈呈ということがございました。さかのぼって社会福祉協議会の方に対する高額寄付ということを見てみますと、昭和５７年４月１日から、５８年の３月３１までの間に、つまり５７年度に新日本エンタープライズ、つまり株式会社新日本エンタープライズが、２００万円社会福祉協議会に寄付をした、ということになっております。当然、これを上回る高額の寄付というのはどこにもないわけでありますので、社会福祉協議会は、当然、この新日本エンタープライズに心を込めて感謝状を送られたのではないかと思いますが、この新日本エンタープライズに対して、感謝状を日野市社会福祉協議会が出した事実があるかどうか、その点をお尋ねをしたいと思います。以上であります。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　人事異動のことで、社会課主査を配属いたしました。日社協担当という特命つきであります。それから先の日社協は、当時、事務が多いにもかかわらず、なかなか事務局長の不在等の事情もあって、不十分だというふうなこともありましたし、それから、日社協は、極めて地域福祉の活動の本拠として、大切な法人格を持つ団体でございます

ので、もう最大限に市の福祉行政の補完をやっていただくとともに、また協力をしあう団体だという認識であります。したがいまして、仕事が必要ならばお手伝いをする、ということは当然だと思っておりますし、その上の仕事の対応につきましては、主管課の方からお答えをいたさせます。

それから、福祉事業団の職員採用の考え方についても、福祉部長からお答えができるようになっております。

庁舎内ビラその他につきましても、それぞれ法規に基づいた措置はしてありますので、主管部長からお答えをいたします。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　まず第１点の社会課の主査、これは池上主査だと思いますけれども、この者の業務形態は、どうかという御質問だと思いますが、これにつきましては、当初から市の方へ机を置きまして、それで向こうに手伝いに行くということでありましたので、当初から朝は市役所の方に出勤をいたしまして、それで向こうの方の朝のうちに事務的な打ち合わせをやりまして、向こうの方に手伝いに行く、それで終わったら帰ってくる、こういう形をとっております。１週間に水曜日はこちらに在勤をしろ、ということで１日こちらの仕事をしておるという状況でございます。現在、社協の方の事務は、補助金等の事務を担当してやっております。

２番目の社会福祉事業団の職員の採用の問題でございますけれども、これにつきましては、来年度の事業開始ができるように職員の公募による採用をしたい、というぐあいに考えております。施設長は、一定の資格要件がございますので、東京都の方にお願いをして推薦をしていただく、ということで考えておりますが、現在、話を進めておりますけれども、一般の職員１２名でございますが、これにつきましては、一般の公募によりまして、募集をし、試験をし、採用したい、というぐあいに考えております。

４点目の社協で先般表彰を行った、これについては、新日本エンタープライズに感謝状を出したか、こういうことでございますが、確実なことは承知しておりませんので、後ほど調べてお答えをしたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　庁舎管理規程に基づきますビラの関連でございますが、庁

舎管理規程に基づきまして、一応、庶務課の方へ届け出をいたしまして、庶務課の方で許可をしたものにつきましては、庁舎にビラを掲示することができる。こういう規程になっております。今、御指摘のビラにつきましては、組合用のビラの掲示場所が各階にございますので、そこに張るように私の方は、組合の方に申し入れをしているところでございますが、まだ趣旨が徹底しておりませんので、すぐ即刻、庶務課長に指示いたしまして、掲示板に張るように指導したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　まず社会課の主査の方のことですが、水曜日は別にして、朝、こちらの庁舎の方に出勤して、１日向こうに行って仕事をなさる、そして、こちらに夕方また帰ってくる、ということで１週間のほとんどは社会福祉協議会の中で仕事をしている、というふうに言えるわけです。当然出向でなければ、こちらの方に机を置いて、勤務の場所はこちらだ、というような言い方をされるんですが、実際は市役所の方にはほとんどいる時間はないということで、こうした勤務形態は、続けることはいささかも支障がない、支障といいますか、いろいろ職員の配置の点で問題はない、というふうにあくまで正常な形だというふうに考えておられるのかどうか、もう一度確認をいたします。と申しますのは、社会福祉協議会との連絡に当たるということ、つまり、社会福祉協議との連絡の窓口の役割をするんだ、というような先般では仕事の内容について説明があったわけですが、常時社会福祉協議会の仕事に携わるということであれば、これは当然出向のような形になってしまうわけです。勤務の実際の形態は。そうしますと、やはり社会福祉協議会に身分を置いて、その職員の人件費等については、市が補助金等で見ていく、というような考え方の方が、むしろ自然ではないか、というふうに私は思います。この点全く問題がないというふうに市長も助役もお考えなのかどうか確認をいたします。

それから、福祉事業団の職員採用について、これから進めていくということでのお話でございましたが、私がここでお聞きをしたかった点は、つまり市の職員の方と同じように福祉事業団の職員の方の給与の体系は、一体どうなるのか、ということでお聞きをしたわけであります。つまり、市の職員に準じた処遇が行われるのか、つまり、通し号俸制の適用がそのままあるのか、この点について確認をいたします。

もう１点、新日本エンタープライズの社会福祉協議会への２００万円の寄付については、後

日、調査をして報告があると思いますので、この点は、本日は結構であります。

次に、このまさに戦車の絵が入りました、非常に好戦的なと先ほど申しましたが、ビラが張られているわけであります。再三申し上げておりますように、自治労のビラも相変らず所構わず張られているということで、庁舎管理規程は、全く守られていないわけでありますが、総務部長は、今、職員組合の掲示板に張るように言ったんだ、というようなお話でしたが、これは職員組合は、確かに連絡先にはなっておりますが、主催は、核を考える日野市民の集い実行委員会、という職員組合とは関係のない団体が主催することになっています。関係のない団体のビラを、どうして職員組合の掲示板に張りなさい、というふうにおっしゃるのか、その点全く理解ができません。こうしたビラを、市役所の庁舎を利用して会合を開く者が、庁舎管理規程も守らない、こういうことを堂々と白昼行うわけですから、当然、撤去を求めてもそれに応じなければ、許可した使用を取り消すべきだと私は思います。まだ開会されるまで１時間ほどありますので、即刻、取り消しをされたらいかがかと思います。その点についての考え方をお聞きをいたします。

それから、市長にちょっと先ほどの社会福祉協議会の担当の主査の、社会課の主査の方のことで聞きましたが、事務局長不在の期間があった、ということをちょっとおっしゃってたんですが、私、５８年度の決算のときに、社会福祉協議会の方に対する補助金を見ておりましたら、事務局長の手当等に対する補助というのは、たしか１２カ月通して出てたような気がするんです。ということは、不在の期間はなかった、というふうに考えられるんですが、その点矛盾をしないかどうか、もう一度確認をしたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日社協関係の主査の質問の、特に再質問された部分についてお答えをいたします。

日社協と市の福祉行政との関係は、先ほど申し上げたとおりでありまして、できるだけ円滑に事が運ぶように指導もするし、お手伝いもする、こういう役目を持って差し向けてあります。しからば、日社協に常時机を置いて勤務するというのが正常かということは、これは、正常とはそういうことを差しているわけでありません。場所が特に向こうであった方が便利がいい、ということはあり得ると思っておりますけれど、そのあたりのことは、当然だというふうには言えないと思っております。

それから、事務局長が、不在というのは、確かに相当期間あったわけでありまして、予算の中で計上したりしているのは、余分があれば当然精算をされるものでありますから、予算と在不在とは今回のところでは直接の関係はない、不在の期間は、相当期間あった、ということは事実でございます。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　福祉事業団の職員の処遇は、いかになるのか、ということでございますが、これは、社会福祉事業団との設立及び運営の基準についてということで、昭和４６年７月１６日に厚生省の社会児童家庭局長の通知がございます。これによりますと、事業団の職員の処遇は、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずること、ただし格付けに当たっては、単に年功的処遇を行うのではなく、職務に応じた給与の支給、適切な配慮を加えるものとする、ということになっておりますので、必ずしも通し号俸を適用するのが正しいかどうか、ということについては、その辺のところによって判断をして、正しい給与の格付をしなければならんだろう、というぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　核を考える会という主催の団体のポスターの件でございますが、これの庁舎の管理に照らし合わせまして、一応許可を得ているか、得てないかという確認の上で、しかるべき処置をとりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　今、総務部長のことは、ちょっと後にしまして、ちょっと私、今、市長のお話を聞いていてちょっと気になったことは、事務局長が不在の期間があった、つまり社会福祉協議会において、事務局長がいなかった期間が相当期間あった、ということですが、５８年度の決算では、たしか事務局長の引き継ぎが、スムーズに行われたような、たしか、私お聞きしたら答弁が福祉部長の方からあったんですよ。つまり、そのことで予算措置、つまり決算については、問題ないというふうなことだったと思うんですが、精算が今なされているんじゃないか、という市長の答弁ですが、不在であった期間については、今、おわかりになれば教えていただきたいんですが、精算なさったような御記憶はございますか。それが一つ。

それから、もう一つ総務部長の今お答えになったこと、私がお聞きしたことに、的確にお答えになってないんですが、職員組合とは主催団体が違う会、団体が、催し物を役所でやるから

といって、庁舎内に勝手にビラを張りまくっていいということは、庁舎管理規程には、どこにも書いてないわけです。それを組合の掲示板に張りなさい、というふうに指導されたというのは、ちょっと納得いかないんですが、その理由についての答弁がございませんでした。しかも、市の庁舎を使って会を開くということであれば、少なくとも、庁舎の管理規程を守ってもらわない人には、やはり注意を促して、それを守らなければ、使用についてはこれを断る、ということが、私は庁舎管理者としての当然の考え方であっていいのではないか、というふうに思います。そうした姿勢がなければ、庁舎の管理規程は、自治労の職員組合に踏みにじられて久しいわけですが、さらに、今度は市民団体からも全く無視をされて、市の庁舎管理規程は、守られていないということで、二重三重に庁舎管理規程が空文化されてくる、ということになると思います。核を考える前に、よく庁舎管理規程というものをまず知ってもらいたい。そういう指導を即刻なさっていただきたい。私は、今まだ時間もありますから、この団体に対して、今まで指導をなさった結果、ポスターの撤去がなされていないわけでありますから、使用については、もうお断りになった方がいいと思います。その点についての確認をもう一度お願いをします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう野方図なことを許すことはできませんから、貸さないということはいたしませんが、撤去させることを直ちに指示する、こういうふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　日社協の事務局長の不在の期間が相当期間ということで、何カ月かということでございますが、私の方の手元に現在資料がございませんが、たしか、1月から3月までの3カ月間じゃなかったか、というぐあいに記憶しております。その辺につきましては、58年度決算でちょっと手元に資料がすぐございませんので、正確なことを申し上げられませんが、その間は給料が支払われていないのであれば、当然補助金の返還ということが出てきていたんだろう、そのような記憶を私、ちょっと持っているんですが、そういう形で補助金の返還で収支を償うという形になります。したがって、東京都の方の補助金も当然返さなきゃならん、ということで、その処理を確かにしたように記憶がございますが、後ほどよく調べましてまたお話し申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　今の事務局長、社協のことに関しては、後で御報告いただくということですので、日社協の新日本エンタープライズに対する感謝状の有無のこととあわせて、後ほどで結構ですので、説明をお願いをしておきます。

市長にもう一度お尋ねするんですが、市の外部の団体が、市役所の庁舎を使う際に、そのPRをやることは、一向に構わないわけです。どこに張ろうと、市長の部屋に張ろうと構わないんですが、しかし、それがちゃんとやはり許可を得て、所定の手続を踏んだものでなければ、市長は、やはりそうしたものの撤去を、当然求められてしかるべきだと思います。市長もこの後出席して、何かお祝の言葉かなんか述べられるんじゃないかと思いますが、みずからも、そうした不法な手続を行いながら、PRを行いながらやっている会合に、まさか出席をして、そうした会で御発言なさるというようなことはないと思いますが、こうした庁舎管理規程を全く無視をした市民団体が、市役所の中を濶歩するという、この日野市役所の現状を思うと、非常に情けなく思います。しかも、全紙大の大きな戦車の絵の入った非常に戦時中のポスターを思わせるようなものをべたべたと張りまくって、それが市長は今まで気づかなかったようなことをおっしゃる、まことに遺憾であります。私たちがこういう指摘を再三やっているんですが、一向に改善をされない。しかし、言わなければさらに事は悪化するであろうと思いますので、あえて申し上げているわけでありますが、市長にこの会に出席されるかどうか、確認を最後にして終わりにしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、その事実を余り正確に知っておりませんが、今、聞く限りにおきまして、そういった宣伝ビラを庁舎内に勝手に張るということは、これは許されることではない、というふうに今申し上げました。それから、その会がどういう団体によって主催されるものであるか、また、私も正確には存じませんが、十分判断をして臨みたい、こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　判断をする材料は、既にこれだけそろっているわけです。庁舎の最高の管理責任者は、市長にあるわけです。その管理規程が守られていないということからすれば、是非を考える余地はもはや残っていない、というふうに私は思いますが、まだ今から考えて、出席する場合もあり得るということですか。私は、こういうものに出るべきじゃな

いと思います。いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほども申し上げましたとおり、内容、それから事実をよく把握しておりませんので、なお、正確に判断をした上で、対応したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長も、この核を考える市民の集い実行委員会の紛れもない仲間だ、ということがはっきりいたしました。出席をされるならば、出席をして大いに管理規則など無視しましょう、という演説でもぶっていただければと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　小数会派のひ弱さといいますか、最後になるようですけれど、しかし、質問内容は一番いいです。

まず１４ページと１８ページ、これについてお聞きしたい。きょう高等学校の建設計画等が発表になりましたが、これに合わせて、この用地の雨水の排水計画を本年度の３月の第１回定例会で市長から説明がありました。第１期工事約1,２００メートルの距離を南平小学校のところを起点として、そして、南平台の団地から川崎街道にぶつかるところまでを何とかしたい、第１期、ことし５９年度であります。６０年度で第２期工事を完了して、この高等学校用地の雨水の排水を完全にいたします。そうしませんと、南平三丁目、四丁目の方々は、ここの雨水によって大被害をこうむる、こういう御説明があった。私どもは、市長の説明を納得し、３億3,０００万円にも達する第１期工事の予算を承認したのであります。ところが、この１４ページを見ますと、何と南平小学校のところから、都道川崎街道までしか、この予算には出ていない。あと７００メートル、第１期工事です。さらに1,０００メートルあるんです。来年度やらなきゃならないのが。この排水路ができないと、高等学校のグランドをつくったり、校舎をつくったりすることによって、今まで山の中に浸透していた雨水が、住宅地に突入してくる、だから、どうしても５億円は要するんだ、こういうあなたの御説明でした、市長の。私ももっともだと思います。今まで土の中に入り込んでいた雨水が、グラウンドを固め、校舎をつくれば、必ず下へ流れてきます。一体、この全工程からいけば、４分の１程度しか今回の行政報告による契約には出てこない。そうなりますと、あと３億3,０００万円余の予算ですから、今度この予算書に出ているのは、驚くなかれ8,０００万円です。あとどうなさるつもりでいらっしゃる

のか、この点をよく教えてもらいたい。そうしませんと、東京都のこの校舎建築をちょっと待ってもらわなきゃならない。私どもは、東京都の仕事も大事です。しかし、南平四丁目、八丁目、三丁目、二丁目の人々の方が、私たちは守らなきゃならない、市議会議員ですから。ですから、排水路ができる見込みがないのに校舎をつくられたらえらいことになる、校庭つくられたらえらいことになる。もちろん、この校庭には、水をためるんだと言っています。それなら何日ぐらいためてりゃいいんだか、しかし、どっと多けりゃ校庭の水はあふれ出ます。ただ、四丁目、三丁目は水びたしになる、低いですから。一体どうなさるつもりであるのか。私たちは、市長の御説明を信じて、３億3,０００万の第１期工事をやれば、来年度第２期が約２億だから、そうすれば何とかこの校舎の建築をしても、グラウンドをつくっても、被害は出ないで済むんじゃなかろうか、これは雨水排水路ですから、そうですね、幹線雨水排水路になるんです、将来。この工事はどうなさるつもりか、この先の見通しをはっきり教えてもらいたい、これが１４ページの第１点、まずこの点をひとつ、この工事との関連があります。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　１４ページの方には、御指摘のような形での改修工事が完了しておるわけでございますけれども、それでこれに引き続きますところの用水の改修工事でございますけれども、この改修工事につきましては、測量というのが、改修工事の前に必要でございます。沿道の地主さん方と、今立ち入り測量の許可をいただくというふうなことで、私が先頭に立ちまして、南平の地主さんでございますけれども、交渉を進めておるところでございます。当初、宮のその方が関連しました宮の公有地との関係で（「宮ってなんだ」と呼ぶ者あり）宮部落でございます、上田の隣の宮でございます、いろいろ問題点がございまして、そこの第１点に解決をしまして、それで南平のこの用水の川崎街道からさらに上流というふうなことで、かわら屋までですか、南平台住宅に入ってまいりますかわら屋さんがあります。あそこまでの区間の調査というのが２期工事でございます。これについての立ち入り調査の測量の許可をもらう交渉を今しておるところでございます。なかなか難渋しているというのが現状でございます。いろいろきつい御意見をいただいておるわけでございますので、さらに地主さんと円滑な交渉を進めたい、こう思っておるわけでございます。事柄が南平小学校の前を走っております市営住宅に参ります東西の道路がございます。これとのかかわりの問題がございまして、立ち入り調査の許可がいただけないというふうな状況でございます。もう三、四カ月ほど交渉して

いるわけでございますので、交渉の方ももう一息ということでございますので、なお一層熱を入れて陣頭指揮をやっていきたい、こういう考え方でおるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　助役、市長も努力してくださいよ。これは都立高校ができないんですよ、着工。着工すりゃ水の排水路がないから、台風でも来たらもうあの下の今の平歳治さんなんか助かるんだ。今までの人は被害をこうむらない。ところが、その下の人がこうむっちゃうんだ。下の人は、建て売りやなんか買った人がたくさんいるんだ、１期工事ですらことし終わらなきゃ、２期工事着工できないわけだ、来年、そうですね。南平台のかわら屋さんところまで工事をしなきゃ、来年間に合わないんだ、この校舎の建築が。だから東京都に着工延期を申し入れなきゃならなくなる事態が、あなた方の努力によっては、３月３１日までにできなきゃ、ちょっと待ってくれ、この余りかたくしちゃうと雨水が、はんらんするからというような形にならざるを得なくなる、これは非常に大事な点なんです。どこのうちだって雨水の排水をきちんとしないでうちをつくったらだめなんです。だからこそ、私たちは５億円以上の予算を、ことしは３億3,０００万ですが、認めたわけです。工事費は２億3,０００万、測量費が1,４００万、用地買収費が8,５００万、そうでしょう。ところがこの予算を見れば、たった8,８００万しか出てない。３分の１しか出てない、それじゃどうも私どもは執行の熱意が足りない、というふうにみなされても仕方がないんです。努力が足りない、この建築をつくるから、私は、今御注意申し上げています。この御注意が、無効になることを心から希望したい。必ず私は南平ではありませんが、南平は申しわけないけれども、あそこの田中の地域の人たちは、大変な被害をこうむらざるを得なくなる。このことだけはここで指摘しておきます。執行が３分の１しか進んでいない、契約の。契約ですよ、これは。これは事業なんかひとつもやっていない。

次の１８ページ、この問題は私は不可解なんです。私は現地を見ました。クヌギ林の山です、１８ページ、間管財株式会社から、坪当たり６３万円という非常な高価であの山林を買っています、クヌギ林を。しかも、朝日新聞によりますと、この土地は市長の親友であり、前の都市計画審議会日野市の委員でございました、北条　忠氏の所有地であります。私は、この事業報告を見まして、１８ページ、新聞見なければ間管財という会社が持っているのかと思ったらそうじゃない。朝日新聞にはそう書いてある。鈴木独歩さんの土地を非常に高く買って、独歩さ

んに喜ばれました。今度は１億4,０００万円というお金を使って、北条　忠さんをお救いになる。先ほどの市の職員柳下君に対するやり方と、この悪質不動産業者に対する市長さんの行政執行が、余りにも対照的だからお聞きしたい。

まず第１にお聞きしたいのは、私どもは日野緑地、この周りの緑地をたくさんの地主さんから提供をしていただきました。この緑地は、地主さんに時価の３分の１です。で区画整理で換地をしたのであります。時価の３分１。しからば、この豊田緑地は、当然時価が２００万円もするところかどうか、この山が、１点。

第２点は、東光寺小学校の北側の山をことしの春、日野緑地をつくるんだと言って買収をしました。結構なことなんです。坪当たり８万円であります。日野駅からごく至近な東光寺小学校のクヌギ林が８万円です。北条　忠さんがお持ちの豊田の清水谷公園の上段、要するに西側の山が６３万円、こういうふうなやり方があるのかどうか、親友ですから、救ってやろうというお気持ちは理解しないわけではありません。だからといって、市のお金を不公平に使う。日野緑地を持っていた我々、あるいはまた谷さんもそうでしょう。前田さんもそうでしょう。滝瀬君もそうでした。中島さんもそうです。みんな３分の１以下だ、時価の。このところだけは、北条　忠先生のお持ちのところだからというわけで６３万、３分の１とすれば１８９万円でなきゃならない、時価は。しかもです。買わなくていいんです。宅地規制法とか、いろいろの規制法でもって、この本当に都市計画３５ページから、いいですか何十件と４０ページまで延々と続いて、自己の所有地の造成については、厳しい規正をされております、たった２００平方メートルもないようなところまで。それなら間管財会社が宅地をおつくりになる。厳しく規制をしたらいいじゃありませんか。今１億4,０００万もの市の尊いお金を出して、親友をお救いになるというお気持ちはわからないことないんですが、私は、この不公平な点をよく聞きたい。なぜ東光寺東小学校の北側の緑地が８万円で、豊田のあそこが６３万円であるか、しかもあわててどうして買わなきゃいけないんだか、親友を救うという気持ちはわかる、友情だから。だけれども、これは市の金だ。あなたが買うならいい。この前、市長はこういうことを言った。高幡福祉センターは、好意でやる。好意でやることは、個人が出すことなんですよ。それを好意というんです。自分の金を出すんなら好意でしょう。税金など使うことは好意じゃありませんよ。これも税金です。不公平になぜなさるのか、あなたの率直なお気持ちを承りたい。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　ただいま御質問のございました多摩平二丁目の土地の買収の経過等につきまして、私から御説明を申し上げます。この土地は、御指摘のように現在、山林になっております。清水谷公園のすぐ横の山でございます。この所有者は、従来は株式会社連山という会社の所有であったわけでございます。これは、ただいま御指摘の内容にもありました北条氏が関連している会社でございます。この土地につきましては、現在の状況では緑地には含まれてございません。普通の一種住専の地域で緑地の網がかぶっておらないところでございます。したがいまして、この土地を開発したいという希望は、前々から私ども受けておったわけでございますが、すぐ隣が清水谷公園という良好な公園であり、また、あそこは湧水池としても非常に貴重な池を所有している公園でございます。したがいまして、ここのすぐ横を開発をされるということは、湧水がとまる恐れも出てくるというふうな観点から、私どもは、ここを開発するということは遠慮していただきたい、ということを常に申し上げてきたわけでございます。北条氏からも、そういう申し入れがあったんですが、お断りをしてずっときておりました。どうしても開発をするということであるならば、市が緑地として買い取りたい、ということも申し入れをしてあったわけでございます。しかし、その後、北条氏が御存じのようなことになりまして、ここにたくさんの担保がかかっておりました。北条氏は、この土地に担保をかけて、あっちから、こちらからという形で融資を受けておったようでございますが、その中に、ここにも記載してございます間管財株式会社というのが、債権者として載っておるわけでございます。この間管財が、あの事件が起きて以来、北条氏にかわっていろいろとその資金を捻出をしたようでございます。これは、私、間管材の社長さんから直接お聞きしたことでございますので、間違いないかと思いますが、資金を出して、これらの担保関係を一切全部消した、それと同時に、この土地については、自分の担保もあったわけでございまして、一応ほかの担保を消して、自分で土地を持った、という経緯がございます。それで、その過程の中で、この土地が間管財から売りに出される。

○議長（高橋通夫君）　　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御意議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　続けさせていただきます。

それで、間管財が、この土地を売りに出すという話が、宅開業者の中に相当流れたわけでございます。私の方に引き合いがあった件数だけでも、１０件ほどの開発業者からの引き合いがございました。果たしてこの土地を買って市は開発をさせてくれるのかどうなのか、という内容でございます。私どもは、皆さんに対しまして、この土地はお買いになっても市は開発をさせません、とはっきり申し上げてきたわけでございます。そこで、間管財の社長さんに来ていただきまして、この土地を売りに出したのかどうなのか、ということを確認をいたしました。ところが、いや、まだ直接売りには出してない、しかし、業界の中では、そのような動きがある、ということも十分承知しておるし、私も資金を北条氏のために相当ここで捻出をした、したがって、どうしてもこの土地は手放さざるを得ない、ということをお聞きいたしました。市の方といたしましては、これを例えばどこかにお売りになっても宅開業者であった場合には、それは私どもは開発は一切させません。ただ間管財の方からは、市に対して買い取り請求ということは当然出すことができますので、もし、ほかに売るということであるんならば、ひとつ市の方にその手続をしてほしい、ということで、買い取り請求を市の方に提出をさせたわけでございます。私どもは、ここは良好な緑地として、清水谷公園と一体とした緑地保全をしたい、というようなことで、買取り請求に応じまして、用地課の方にこの土地の買い取りをお願いしたわけでございます。そういう経緯がございまして、この土地を入手していただいたわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　説明にならないからもう一度聞く。要するに北条先生がたくさんの借金をした、鈴木独歩さんがたくさん借金した。要するにエンタープライズに当たるものが間管財ですよ。こういうふうに理解が簡単にできます。それで、日野台一丁目の工場跡地は、せっかく社長さんが６０万円で売りに来たのに見向きもしない。あんな平ないいところです。ここの場所は斜面です、幾ら何といっても。しかも、クヌギの生えている斜面、だから、僕は申し上げているんです。すぐそこの神明一丁目のところのやっぱり住専一種です。同じところです。滝瀬政吉君が市にお売りしました。そしたら、やっぱり緑地に充てたいから、いいですか同じ理由ですよ。緑地に充てたいから値段は３分の１にしてくれ、滝瀬君は、市が将来緑地

として使うんじゃやむを得ない、そこで坪いいですか、６万円で市へお売りしています。そんなことあなたよく知っているでしょう。緑地じゃありませんよ。今、東光寺小学校の北側でもそうでしょう。南側。緑地じゃないですよ、住専一種でしょう。だけれど、緑地に将来したいからと同じ条件、片方は３分の１ですよ、将来緑地にする。ここは将来緑地にする３分の１だから１８９万円もするのかなと思って私は見に行った。あんな山が１００万円もしない。それはするわけがない。あの前に剣道のところがあるんです、今度つくったところが。笹川先生がおつくりになられた。青少年の体育の振興のために、剣道場ができた。あの剣道場は平です、あそこは、あれが幾らだか調べてごらんなさい、私の方がよく知っています。着工式のときに私は招待を受けた。だけれども、いいですか、私は、今言っているんですよ、滝瀬政吉君やその他の地主が売るときにはクヌギ林なり、将来緑地にすると称して３分１程度でしか買わないんです、というふうなことでやってきたのを、なぜここだけは、あるいは南平の高校用地だけは、時価で買わなきゃしょうがないか。時価かどうかは知りませんよ。担保の料、例えばの話がですよ、鈴木独歩さんの担保が１２億円、だから１２億でエンタープライズは買う、今度は北条さんの担保が１億何千万だ。それじゃそれを市がそれで買いましょう。いわゆる担保の金額で買っているわけだ。そんなばかなことがありますか、一体。うんと借金してどうですか市長さん、私の山買いませんかと来たら、ああ、いいですよ、じゃ、担保切りかえましょう、こういう中間会社をつくって買うんですか。私は、将来緑地にするから３分の１にしてくれという話は、じかに滝瀬政吉君が、ここへ山を売ったときのことを聞いている、神明一丁目ですか、二丁目ですか。一体どういう基準でこういうふうなことをなさるのか、これは、恐らく担保の借金の金額が１億4,０００万なんです、市長。だからきっと１億4,０００万で買っているんです。あるいはそれに近いんだよ。そういう不明瞭なことは、どうしてせざるを得ないか説明してもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　大分誤解があるようでありますが、特別その名指しで言われる方のために配慮したなんていうことは、これは全く無関係であります。我々の考えますところは、大きく緑の保全ということに、大きな政策課題があるし、そのことがまた市民にも極めて切実に求められておる、こういう認識を基本的に持っているわけでありまして、豊田緑地、日野緑地と言っておりますが、つまり、駅の一番近い部分から始まりまして、梵天山のまだ延

びる形で一つの段丘崖が続いております。不幸にして、その場所が、開発をされかかっている、ここで手をこまねいていると、もう再び得られないことになるという際には、大きな決断も必要だというふうに思っております。特に、そういう業界に一つの物件として、放出をされます場合には、いろんな問い合わせ、引き合いがあるわけでありまして、そのことが、たくさん都市計画課の窓口に来たということから思い立ち、また何とかこれをひとつ確保しておかなきゃならないという手続をとったのが、今、提示しておる状況でございます。また、このことにつきましては、私は、出席できませんでしたが、議会の代表者会議に全員協議会で御報告させていただきたい、ということも申し入れましたところ、執行部でやっていることだから、その考えに立ってやったらいいんだろう、後日報告をすればいい、こういうようなふうにも聞いておるところでございます。なお、買収の手続におきましては、すべての手続をとりました。恐らくこちらでも事務当局でも鑑定をとり、いわゆる当然価格と申しましょうか、そういう形で最小限の価格によって確保できた、というふうに思っております。したがいまして、指摘される横との関係のことは、確かにあるわけでありますけれども、しかし、これを再び手に入れられないという際には、やはり議会も御相談に乗っていただき、確保することの理解を得たい、ということも考えたということは、御理解をしておいていただきたいと思っております。１億数千万円の契約でありますから、私は、面積要件が別でありますけれど、面積要件は3,０００平米とかいう数字になっておりますけれど、やっぱり金額として議決に相当するものは、そういう手続を少なくとも全員協議会で踏みたい、このことは、十分考慮の中に入れた、ということもございます。特別にこのことのために特定の人間に利益を図ったということでもございませんし、放置すればまさに風前のともしびという状態の緑地を確保した、ということでございますから、そういう観点での評価をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　答弁になってないんですが、いいですか、ある人の山は緑地にするという場合には、３分１で買う、堀之内の平なクヌギ林は、４割程度で買う、３０万なら１２万で買う、ここだけなぜ緑地にするところを、我々の想像もつかない１９０万円もの値段で買ったのか、その３分の１が６３万円です、坪。それよりはるかによい剣道場をつくった場所をごらんになってください。それと比較してみてください、はるかにいい場所です。笹川良一先生がおつくりになられた青少年の剣道場の敷地の値段は、幾らかよく調べてもらわないと

困る。しかも、不公平じゃありませんか。ある人は、滝瀬政吉君は坪８万円、あるいはことしの東光寺東小学校の南の山は坪７万数千円でした。これは、報告書に出ていますから、あなたは御存じだと思う。いいですか、そんなやり方があるかどうか。一体それじゃちょっと聞くけれど、担保は幾ら入ったんです、何人かの方に担保が入った、この土地が。その合計は幾らです。（「関係ない」と呼ぶ者あり）関係あるさ、「関係ない」と今市長は言っている。冗談じゃない、さっき都市整備部長さんは、ちゃんといろんな担保を整理されて、それで間管財が自分のものにされた、とこう言っているんです。だから、その担保は幾ら根抵当に入っていたのか。これはお調べになりましたか、間管財から。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　担保が幾ら入ったのかということについては、私、お聞きいたしましたけれども、正確なお答えはなかったんです。ただ私どもの方で、希望している価格というのは、私の方もちゃんと持っているけれども、まず市の方で大体どのくらいに買ってもらえるのか、その辺を市の立場から査定をして出していただきたい、ということがございました。それで、私どもの方は、これを市に売るということは、本当は全体のこの土地にかかっておる担保を全部消化することはできません。市の場合は、売る場合には、やはり公共に売るんであるから、安く売らざるを得ない、また、税金の問題も考慮されるということから、安い価格である、それはわかります。と申しますのは、この間管財という会社は、不動産を扱っている会社でございます。そういう点はよくおわかりのようでございます。それで、私どもの方が、例えばほかの開発業者にこの土地を処分するという場合には、相当高く申し上げております、というふうなことがございました。ただその額は幾らであるということは、私は聞いてはございません。市に売る価格は大体予想がつくけれども、その額では、ここの担保は全部払い切れない、ということは、明確に聞いております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　じゃあ、都市整備部長でなくてもいいんですが、まあ、いいんですよ。大体土地を買うときには登記簿謄本をとります、だれでも。その登記簿謄本には担保が必ず書いてあります。どこそこから幾ら借りたための担保が幾ら、この部分みんな書いてあります。銀行等は必ずやっているから、登記簿謄本の写しはもちろん、とったと思う、この土地の。それは今そこにありますか。土地を買うのに登記簿謄本もとらないで買う人いませんね。

その裏に銀行からの借入れ金等の担保が明記されております。合計幾らです。そこに書いてある、たくさん書いてある、ほら、（笑声）見ているんだ部長が……。それわからないの。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　登記簿謄本、確かにとりました。それで、そこには確かに抵当権設定の額が記載されてございます。ただ、これは私総合計してはございませんので、今、ちょっとこれを幾らになるのか、その額が、今全部私が持っているのは消えておりますけれども、当時の何と申しますか、消えているものも当時あったわけでございますので、その辺がちょっと今私つかみ切れないので申し上げられないんです。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それには、何月何日に抵当に入れた、何月何日に解除した、と書いてありますからすぐわかるんです。買う前にどれだけ入っていたか。そんな検討もしないでよくあなたこんな１億4,０００万円の金を払うね。税金だから君の腹が痛むわけじゃない、とこんな考えじゃ困る。やっぱり慎重にしてもらわなきゃ。それで、要するに間管財は、担保を消滅、それだけの金額、あるいは消滅させて今担保はないと思います。全部消えていると思います。消えていなきゃ買えないものね。だけれども、それは一つの大きなポイントなんだ。計算もしないで値段出して、売る方は高く売りたいから１００万円２００万と言いますよ、それは。

それから、次にお聞きしたいんですが、これはひとつコピーください。計算しておいてください。いいですか、ひとつその点は、資料としてもらいたいけれど、ちょっと返事をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

資料として提出させていただきます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それでこれに関連して聞きたいんですけれど、市長はなぜいわゆる小笠原製作所の社長さんが、あんないい平な場所を日野台一丁目を売りたいと申し入れたときに、拒否されたんですか。あそこには公園も何にもない。この土地を買ったということを、私非難しているんじゃないんですよ。不公平だから言っているんです。中身がちょっと不明瞭

だから申し上げているんです。しかし、今度は小笠原製作所の工場の跡地を売りたいというと、あそこはもうがらんとして、広くて真四角ないい場所です。それをなぜ断ったんですか。こんな斜面の山よりははるかに向こう買っておかなきゃいけないんですよ。両方買えばなおいい。断った、なぜですか、ちょっとお聞きしたい。議会はもう一度買う交渉しろとは言いますけれども、なぜ、当事者が、担保なんかありませんよ、そんなには、ほとんどない。こんな複雑怪奇な土地を買うよりずっと楽なんですよ。そこのところ市長に回答してもらいたい、なぜ断ったか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　緑地を保全するということは、最高の施策だ、というふうに考えますので、今の場合は、価格の問題で他と比較されておりますが、駅に近く、清水谷の公園の直接の隣接地であり、日野市が最も保全すべき緑地の一部である、こういうことでその確保に努力をした、こういう結果であります。それから、小笠原工場の跡地云々は、これは緑地というわけではありませんし、別の観点から、考えるべき用地という対象だと思っております。緑化基金を定めておるわけでありますが、これは既に御承知のとおり、その財源は、開発をされる公共負担金、これを緑化基金に積み立てようという考え方でございまして、どこそことの比較でなぜこちらを買い、こちらを買わないか、というふうな比較には、私はなり得ない、とこのように思っております。小笠原製作工場の跡地は、聞くところによりますと、議会でも請願採択はあった、ということでありますから、新しい観点で考えるべき課題だ、とこのように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　小笠原の社長さんが売りに来たときに、素直に買っておけば、市はそんなに損もない。緑地にするなら、もともとあそこは緑地だったんですよ。クヌギ林だったんです。植えたらいいんじゃないんですか、緑地にすれば、そんなに緑地にしなきゃいけないんなら。もちろん緑地の多い方がいいんですから。あそこの場所の方がはるかに価値がありますよ。あの周りは工場地帯で、緑地が全然ないんです。だから、緑を与えてあげなきゃ住民はかわいそうなの。こういうふうな問題、エンタープライズと間管財、非常によく似た事件が次から次へと発生している。

最後に６０ページお聞きしたいんです。

まだ発足したわけじゃないかもしれませんが、発起人会を開催したということですが、この会計監査は、市の職員が監査するように聞いています。そういういいかげんなことをするからまたいいかげんになる。なぜ、正式の会計士とか、公認会計士という方がおられます。そういう方になっていただかないんですか。今の遺跡調査会だってそうなんです、みんな職員がやっている。だから、市長が柳下君を告発して、とにかくやっちまえなんて言えば、職員は命令ですから、市長の、いやだって反対せざるを得ないんです。小山次長なんか、いやでしょうがないだろうと思う、私は。あの人は温い人ですから。あるいは教育長もいやでしょうがないと思う。今、あす死ぬかもしれない、がんで入院している前の部下を、告発するなんて、これは人間のやることじゃないんです。しかも、金を返しておる、ちゃんと、返しています。今、遺跡調査会の金は、柳下さんだけなんです、返してくれたのは。あと団長も会長もその他の人も返してくれてない。その返してくれた一番お気の毒な方を、追い詰めている。ひどいじゃありませんか、これは人間の心のある人ができないことです。そういうことが発生されちゃ困るので私はお聞きしたいんですが、日野市福祉事業団の監査は、事業の監査、会計をきちんとしてもらいたい。高齢者事業団にしてもそうなんです。市の職員にやれば、市長がぼうっとしてりゃへんなことになっちゃうんです。あるいは市長がこうしろと言えば、そうでしょう、遺跡調査会は、あなたのこの答弁によって明らかなんです。昭和５４年１２月の谷　長一議員の質問に対する答弁、監査なんか置くと煩雑になって困る。いいですか、煩雑なことはやらない方がいい、そのとおりなんです。収入役なんかいない方がいいんです、もし、正しく行われるならば。収入役の月給だって損しちゃう。市議会も要らない。市長も要らない、全部が正しければ。そうでしょう。だけれども、必要機関は、やっぱりこの将来何か起きないようにする、それが大事なんです。だから、私は、この事業団の監査というのは、やはり公認会計士なり、会社も今みんな公認会計士がやっているんです。そういうふうにおやりにならなかった理由を教えてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　福祉事業団の理事並びに監査でありますが、これは特に私が指示をして、日野市の監査委員になってもらうのがいいと言ってあるわけですが、それじゃいけませんか。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　日野市の監査委員は、あなたの与党である人がなっているんです。この監査は忙し過ぎる。もう日野市だけになると、それだけで十分だ。そんな専門に月給もらってやっているわけじゃないんです、監査委員というのは。５０万も６０万ももらってやっているんじゃない。だから、それは１人はいいです、もう１人外部の公認会計士を依頼すべきではなかろうかと思う。なぜ言うかというと、現実に不正が発生しているから言っているんだ。また、柳下さんのようにお気の毒な方、また、ある人のようにずるい方が発生しないように、そう言っているわけです。どうなんです、一体。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもは、日野市の監査委員を、職員などという位置づけで考えてはおりません。あなたは、さっき職員とおっしゃいました。（「言わない。職員のように月給もらっているわけじゃないと言ったんで」と呼ぶ者あり）議会で承認を得た監査委員の方こそ、私は最高の監査がお願いできる、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私が申し上げているのは、何でもかんで日野市の監査委員さんにお願いするのは、酷過ぎる。だから、牧野監査委員さんでも、一生懸命やられたけれど、この不正使途不明金は発見できなかった。５４年です。要するに、こういうふうなものは、やはり監査指導が非常に大事なんです、外郭団体は大変に運営しやすい面があるんです。だから、私はそういう方に２名、１名じゃいけないんです、監査というのは。必ず複数以上でなければならないし、公認会計士をお入れになったらどうか、と申し上げております。希望ですから、ただ今市長が言われた日野の市の監査委員さんを月給取りとは言っていない、月給を５０万も６０万も取っているような常勤の職員とは違う、と言った。その点は誤解のないように、お年寄りですから耳が遠い場合もあり得る。しかし、これはそういう失礼なことを私が言うわけがない。それをいかにも言ったようなことを言うのは、失敬千万であることを申し上げて、私はこの程度にきょうはしておきます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいまの多摩平二丁目の用地の緑地の件ですけれども、まず第１点は、先に指摘しておきたいことは、この高校用地で、用地買収のあり方がずさんだ、ということを再三もう何年間も指摘してきたわけでありますけれども、その反省が全然なってない、それを一つはっきり指摘したい。それから、もう一つ指摘したいことは、今回の場合もそうです。前回の場合もそうですが、悪徳不動産業者が、二重、三重の担保をとられて、にっちもさっちもいかなくなった状況のときに、結果的にその資金ぐりを助けているような形をとっている。あえて火中の栗を拾うことはないじゃないか、ということを私は指摘したい。それから、緑地として保全したいところは、日野市内はたくさんある。そういうことも指摘しておきたいですが、それで、市長にお伺いしたいんですが、この土地を緑地の保全は、最高の施策だということでは胸を張っていらっしゃるわけですが、あの地域に関して言いますと、果たしてそういうことでいいのかどうかということを私は疑問に思うわけであります。既に所有権移転で買ってしまっているわけですから、今後の活用についてお伺いしたいと思うんですけれども、緑地の保全ということは、まことに結構なんですが、しかし、あの黒川地区は、もう何年も前から住民から要望されているように地区広場がないということで、この対応については、生活環境部長も大変苦労されておるわけですし、市長自身も重々承知しているわけでありますが、緑地の保全の前にやはり生活の場の確保ということがより大事ではないか、というふうに思うわけであります。その上で余裕があれば緑地の保全、まことに結構だと思うんですが、あの地区７２７平米ということでありますので、市長自身がほかの場所どこか手当てを考えていらっしゃるならば結構ですけれども、子供会の活動についても、あるいは老人会のゲートボールの場についても、あるいは地区の皆さんのいろんな催しについても非常に広場がなくて困っているわけであります。請願書も出されているわけであります。採択もされているわけですけれども、それが結果的にまだ実現してないわけであります。ですから、この地域もう買ったことについては、もう結果として出ているわけですので、今後の活用について、市長にぜひこの土地は、黒川地区の皆さんの地区広場という形で提供していただけないかどうか、ひとつ御答弁お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　既に手続をしていると思っておりますが、この場所は、緑地指定をし、緑地として管理保存をするという考え方であります。それから、この黒川の広場は確かに欲しいわけでありますから、遠い将来で言えば、今の処理場がいずれ公園化するときは来るわけでありますけれど、現在でも何らか開放して使用できるような方法があれば、ということで検討をいたしておきたい、こう思います。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　いろいろ方針として出されるのは結構ですけれども、やっぱり住民のいろんな要望に合った形での方針というものを出していただきたいわけであります。地区広場について、ぜひこの土地の活用しかあの地区については今までの経過からみますと、ないではないかというふうに思いますので、買収のあり方とか、そういったものについての指摘は、また後に譲るとして、買った後の対応については、ぜひ前向きに検討していただきたい、このように思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私が先ほど質問をしましたときに、総務部長が、中座をされまして、多分私は、市の庁舎管理規程を無視する市民の集団が、きょう５時半から市の庁舎５０５号室を使うということで、遅まきながら撤去に行かれたのではないかと思っておりました。今、ようやく戻ってこられましたので、結果の御報告を受けたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　議会中ちょっと中座いたしました、申しわけありません。

早速御指摘の依頼につきましては、その市民の核を考える会、こういうものの組織表を調べました。それは、日野市職ほか地区の労組で構成されているものでございますので、日野市職が代表のような形であれを使っている、こういうことでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、市職の掲示板がありますので、そちらの方に張りかえするようにということで、厳重に注意をいたしております。それから、それ以外の場所につきましては、張ってあるものにつきましては、そういう職員の組合の掲示板にすぐ移動するように、厳命してまいりました。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時３２分散会

12月10日　　月曜日　　（第2日）

昭和５９年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第44号）

１２月１０日　月曜日　（第２日）

出席議員　（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

参与	田倉高光君	局長	岩沢代吉君
次長	馬場守君	書記	栗原莞次君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所所東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和５９年１２月１０日（月）

午前１０時開議

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第１	請願第５８－１５号	退職金引下げに関する陳情
日程第２	請願第５８－１８号	公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願

日程第３	請願第５８－２４号	循環バスに関する請願
日程第４	請願第５８－２９号	循環バス市案に反対する請願
日程第５	請願第５９－３号	日野台一丁目に所在する（株）小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願
日程第６	請願第５９－７号	市有地払い下げに関する陳情
日程第７	請願第５９－１１号	市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情
日程第８	請願第５９－１０号	核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し意見の具申を願う請願
日程第９	請願第５９－１４号	衆議院議員定数格差是正に関する陳情
日程第１０	請願第５９－１５号	少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める請願
日程第１１	請願第５９－１７号	日野市の法務行政管轄区域を八王子登記所管轄から多摩登記所管轄へ変更することに反対する請願

（議案上程）

日程第１２	議案第８８号	日野市三沢２５番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について
日程第１３	議案第８９号	上田排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認について
日程第１４	議案第９０号	日野市市民会館条例の制定について
日程第１５	議案第９１号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第９２号	日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第９３号	日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	議案第９４号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１９	議案第９５号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２０	議案第９６号	日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第２１　議案第　９７号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第３号）

日程第２２　議案第　９８号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第２３　議案第　９９号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２４　議案第１００号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２５　議案第１０１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第２６　議案第１０２号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２７　議案第１０３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）

日程第２８　議案第１０４号　市道路線の一部廃止について

日程第２９　議案第１０５号　市道路線の廃止について

日程第３０　議案第１０６号　市道路線の認定について

日程第３１　議案第１０７号　農業共済無事戻金の交付について

日程第３２　議案第１０８号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任について

日程第３３　議案第１０９号　南多摩斎場組合への加入について

日程第３４　議案第１１０号　東京都市交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市交通災害共済組合規約の変更について

日程第３５　議案第１１１号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

日程第３６　議案第１１２号　日野市一般職の職員の昭和５９年度１２月期における期末手当の特例に関する条例の制定について

（請願上程）

日程第３７　請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願

日程第３８　請願第５９－２２号　「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願

日程第３９　請願第５９－２３号　若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願

日程第４０　請願第５９－２４号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第４及び第３６まで

午前１１時４分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２９名であります。

審査報告に入ります。

これより請願第５８－１５号、退職金引き下げに関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の請願審査の結果について御報告を申し上げます。

請願第５８－１５号、退職金引き下げに関する陳情でございます。

結果を御報告する前に、請願文の内容について文章の訂正がございますので、お願いをいたしたいと思います。総務委員会で決定をいたしました。

これは、退職金引き下げに関する陳情のうち、「違法且つ不当な」という言葉については、請願者より取り消すということでございますので、その部分を申し上げます。

文章上の２行目の「違法且つ不当な」というところを消す。それから２ページ目の６にございますところを、「それを超過する分は違法支給となる」を消してほしいということでございます。

それからまた、最後の列にまいりまして、「部分の改正を」という以下「支給を廃止」というところまでは消してほしいということでございましたので、総務委員会は、この点を承認した上で審査をしたわけでございます。よろしくお願いいたします。

この陳情につきましては、日野市南平２－１１－１３鈴木さん外１０名からの陳情でございました。

総務委員会は慎重な審査を続ける中、鈴木さんの代理で、陳情者の１員でございます方を委員会に呼んだわけでございます。そして本人から、この陳情を出した気持ち、考え方などをお伺いをいたしました。

それらの結果、種々論議がございました。その中の意見といたしましては、違法であるという部分だけではなく、もう少しこの請願の内容は、不当であるとか、そのほかに書いてある違法であるというようなところの言葉についても、問題があるのではないか。

また、もう一つの意見は、民間の退職金が現状非常に低いという実態もある。そういう中で、退職後の生活も見るなら、民間が低いからということで地方公務員も民間並みに単純に下げた方がいいというようなことでは、正しい比較にはならないのではないか、こういうような意見などが出されました。

慎重審査の結果、採決ということになりました。多数決で、この陳情については採択というふうに総務委員会では決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋道夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今、委員長の方から御報告がございましたが、本陳情につきましては、多数決ということで、結果的には採択をされたということでございますが、その多数決になった内訳といいますか、どういう皆さんが賛成なさって、どういう委員の方が反対をなさったのか、その内容をまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋道夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の採決結果は、４対３ということでございました。よろしいでしょうか。

○議長（高橋道夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　４対３の賛否の数は、よくそれでわかりますが、委員の方のお名前をお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋道夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　申し上げます。賛成されたのは、総務委員のメンバーの中で高橋通夫委員、それから総務委員会副委員長の高橋委員、古谷委員、そしてもう一方黒川委員――ちょっとお待ちください。失礼いたしました。（「間違っていないよ、委員長」と呼ぶ者あり）

お名前ということでちょっと迷いましたが、以上申し上げたとおりの４人の方が、採決の際、賛成の方に挙手された委員でございます。

○議長（高橋道夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　大変長い時間をかけて総務委員会で審査をしていただいた陳情が、今回採択をされたわけでありますが、今年度は退職金については徐々に是正が図られてきておりまして、勧奨退職については、今年度８９カ月ということで実施をされるわけであります。

国及び東京都の数字から見ますと、まだ是正の必要が当然認められるということでございます。陳情者の方についても、その点の期待というものも残されていると思いますが、今後の具体的な理事者における対応というものについて、どのようなお話が委員会であったのか、具体的にお聞かせをいただければと思います。

と申しますのは、今回定年制が実施をされるわけで、退職される職員の皆さんにとっては、当初入庁なさったときとは大きく制度の変革が今回行われるということで、いろいろ当事者の皆さんを含めて、御意見やら、また考え方というのは、種々にわたっているだろうと思いますが、一つの大きな方向というのは、助役会のガイドライン、つまり２６市等で合意された内容があるわけでありますが、この陳情の採択を受けて、理事者の方においては、今後具体的にどのような対応をお考えになっているのか、そういうお話が委員会であったのであれば、ぜひ承りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

総務委員会では、もちろん採択後の市側の意見というものは、ございません。

しかし、審議中の市側の意見を申し上げます。市側の態度は、このような陳情が出ているわけですが、この中で、違法だとか、不当だとか、違反だとかいうような市民からの陳情の趣旨があったわけです。この点について、現行の市の退職金は違法なのか、違反なのか、不当なのかというようなことで、種々質問がなされました。その中での市側の答弁でございます。市側は、都の人事委員会の勧告を参考にしてきている。また、東京都はその勧告の中で、５００人以上の民間の企業を参考にしている。そういうようなことを参考にして、日野市でも労使の中で決定をしてきているので、適法な支出であると。

また、額については、その都度労使で話し合いをして決めていくというような趣旨の答弁が、市側からは繰り返されておりました。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　よくわかりました。

２６市助役会のガイドラインが、７５カ月以内にするということを目標に、６３年の３月、つまり６２年度までにこの数値、７５カ月に持っていくということが合意されているわけであ

りますが、国及び東京都の基準というものが、当然重要な参考にすべき数字として、各自治体常に念頭にあると思うんですが、理事者の方のお考えをさらに確認をしたいと思いますが、62年度の７５カ月という数字の達成というものについては、自信をお持ちなのかどうか、そのことについてまずお尋ねをして、あとまた続けたいと思いますが、ひとつ先にお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　助役の方からお答え申し上げたいと思います。

５８年から是正に着手しまして、５９年の３月が、先ほどお話がございましたように、１１７を急遽１００を切ろう、こういうようなことで、６０年の３月ですか、ですから５９年度は定年を迎えての勧奨を、ここで勇退をお願いしたわけでございますけれども、８９カ月と、こういうふうな実情でございます。これらにつきましては、５８年当時、お話し申し上げましたとおり、是正の過程にあるわけでございます。

目標としましては、今お話がございましたように、国の勧奨といいますのが、現行で６５.２５７５カ月というようこと、それからことしに入りましてからの国の到達は６３.５２５カ月、こういうふうな状況にございます。一応指導としましては、国並みを指向しておるわけでございまして、５８年当時御答弁申し上げました内容としましては、当面、急遽東京都並みにしていく、こういう考え方でございます。東京都の勧奨の現状というのは８７.５カ月、それを来春８２.５カ月に持っていくんだと。さらに６１年には８０カ月へ持っていくんだと、こういうふうな考え方でございます。

当面、日野市としては東京都並みに急遽近づける、こういうことを考えておるわけでございまして、助役会の小委員会の７５カ月の案が出る前に、こういうふうな方向づけで努力をしてきておるわけでございますけれども、その改正過程に助役会のガイドラインもあるわけでございます。今、助役会等の中で、やはりこのガイドラインに沿って調整していこう、こういうふうなことになっておるわけでございます。

日野市の場合には、労働組合の方も１１７カ月ということで、よその市から比べると、急遽大変な協力というふうな形の中で、今日まで来ておるわけでございますけれども、退職の一部事務組合なんていうのがあるわけなんですけれども、８つぐらいの市が入っているんですけれども、全然動かないというふうな状況の中で、組合の方の運動もなにか持ち直しというふうな

状況になるのでは、非常にガイドライン達成は難しいというふうな状況がございますので、助役会としましても、ガイドラインの達成ということで、鋭意努力をしておるわけでございます。

日野市におきましても、その線に沿いまして、そしてまず第一段として、東京都の線に持っていく、という固い考え方で臨んでおるわけでございます。指向する目標は、国並みに持っていく、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今助役がおっしゃった国と東京都の勧奨退職の支給の率についてですが、５９年、ことしの１月からは国は６３.５２５ですでに実施しているわけです。

助役は、今、５８年の１２月までの国の最高支給率の６５.２５という数字をおっしゃったんですが、もうその数字はすでに６３.５２５の方に切り変えられていると思います。東京都についても、５９年度は８２.５カ月、これは先日発表されました給与表の公表のときにも、給与実態の中にも書いてありました。ちょっとその辺の数字のとらえ方、年度が少しずれているのではないかなと思いました。

いずれにしろ、東京都の水準をまず目指すということと、ガイドラインの７５カ月というものは、当然目指していくんだというお話でございますので、そうした意向というのは、当然陳情者の今回の陳情の趣旨でもあるわけですので、さらなる取り組みをお願いをしておきたいと思います。

最後に、この陳情の採択に当たって、反対をされた委員の方がおられたというのは大変驚きなんですが、多くの市民の健全な感覚からすれば、当然こうした請願、議会においても全員一致採択をされるのであろうというふうに、陳情者を含めて思っておられたのではないかと思いますが、大変そうした結果、採択ということは結構でありますが、非常に賛成多数という姿が、今の市議会の現状を物語っているのではないかとも思いますので、議会のわれわれとしても、給与とともに退職金の制度の適正化に向けて、さらに取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって請願第５８－１５号、退職金引き下げに関する陳情の件は採択と決しました。

これより請願第５８－１８号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の請願審査の結果について御報告申し上げます。

請願第５８－１８号でございます。公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願でございます。百草団地自治会会長の相馬光義さん外２名の自治会長さんから出された請願でございます。

この請願についても、請願代表者に総務委員会においでをいただきました。そして、請願の趣旨などについて、各委員よりいろいろと請願者に対する質疑があったわけでございます。

そのような結果、この請願の趣旨にございます公団家賃の再値上げの定期化に反対し、民主的なルールを確立することなど、５項目の要望が含まれていたわけでございます。この要望が国会でも決議をされまして、建設省、公団本社などに出されている。国会の決議がどの程度実現しているのか、という質疑なども繰り返されました。それらの結果、国会の要望も相当反映をされ、実現しつつあるという審議の内容となったわけでございます。

総務委員会では、以上のような経過の中で、全会一致採択と決しました。今会期中に、請願の趣旨に沿いまして、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書を、総務委員のメンバーより提案させていただく予定でございますので、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－１８号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－２４号、循環バスに関する請願、請願第５８－２９号、循環バス市案に反対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の請願審査結果の御報告を申し上げます。

請願第５８－２４号は、循環バスに関する請願でございます。こちらは平山住宅副会長太田さん外１３名の自治会長さんなどから出された請願でございます。当時日野市が発表しておりました市内の循環マイクロバスの運行路線について、これを早急に実施してくださいという請願でございました。

また、もう一方、請願第５８－２９号は、循環バス市案に反対する請願でございます。これは万願寺自治会長の斉藤さん外１２名の自治会長さんなどから出された請願でございます。この請願は、市内の循環バス、現行の市案ではわれわれの地域を通行してくれない、運行してくれないので、計画の変更及び地域の延長をしてほしい、という請願でございます。

両請願を総務委員会では一括審査をしたわけでございます。種々市内の交通状況等について、審議を深めてまいりました。そのような結果、採決は別々に行った次第でございます。

そのような結果、請願第５８－２４号、循環バスに関する請願の方は、多数決で採択と決しました。

また、続きまして、請願第５８－２９号、循環バス市案に反対する請願の方についても、多数決ということで採択と決した次第でございます。（「どういうことだ」「わけわかんない」と呼ぶ者あり）

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　委員長みずからも十分おわかりだと思うんですが、初めの方の

請願は、市の案を早急に実施をしてほしいという請願であると。次の方の請願が、市案には反対をする請願であると。全く内容の異なる二つの請願です。これを両方とも採択という結果になっている。これにつきまして、とても私ども関係をしない委員といたしましては、納得できないんですけれども、委員長の見解と同時に、どうしてこういうふうな結果になったのかということを、審議の経過をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　ただいまの質問について、お答えを申し上げます。

総務委員会の議事進行については、委員長としては慎重にも慎重、そういう態度で審議をお願いをしてまいりました。採決の段階で、ほかに御意見はありませんかということを、委員長としても繰り返し行ったわけでございます。

審議の中では、市案を実行してほしいという御意見の方々で、当然これは市案に反対の請願にも、また賛成という立場を請願に対してとられた方もいらっしゃることになります。８名の委員会でございますから。そういう点もおもんばかりまして、質疑がなされるように議事を進行したつもりでございます。

御意見の中では、この二つ目の循環バス市案に反対する請願の趣旨が、市案の計画の変更と、私どもの地域まで延長を強く求めるという点があるのではないかというような、お気持ちを含めたような質疑などがなされたわけでございます。

そういう経過で、恐らく委員の方々は慎重な立場から、採決の際には判断をされたものと思っております。

採決の後、議事進行で、ある委員から若干採決についてどうだったかというふうなことがございましたけれども、これは委員会の今後の運営ということで論議をしたもので、それは採決が終わった後でやったものですから、この採決についてはどうこうということにはならなかったわけでございます。詳細に申し上げれば、そのような経過でこの審査は終わりました。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　苦しい状況があった、ということは納得ができるわけでございますが、私、委員長にこれは絶対申し上げておきたいんですが、こういった形の内容の相対立する一つのものについての請願が出たと。情勢的に両方とも採択される。あるいはそういうふうな状況が見えたら、両方の字句のすり合わせをするとか、そういったことが、請願の代表者

等にお話をするとか、そういう行為をして、もう少しぱっと見てもわかるような形で、二つの請願をすり合わせた上で通すとか、そういう行動ができたと思うんです。

たとえば、今のお話を伺っておりますと、特に二つ目の市案に反対をする請願の方は、万願寺地区といいますか、その地域において、その地域の方も通すような形にしてくれればいいんだと、そういうことであったとするならば、全面的に市案に反対をするという請願ではないと思うんです。

ですから、その辺のものをすり合わせをすれば、たとえば市案をもう少し修正をして、進めてほしいというふうな形の審議といいますか、そういうことも十分市民本位の審議をした上で採択をすれば、こういったおかしな問題にはならなかったのではないかと思うんです。

そういう点で、私は委員長がどうしてそういうふうな方向をお取りにならなかったのかということについて、委員長の見解を求めたわけでございます。もう一度お願いします。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　それでは申し上げます。

委員長は公平な立場で結論を御報告するという任務でございますので、私の主観を申し上げるわけにはまいりません。しかし、議事進行の中、審査の中で、そのような手続や御意見、御質疑もなされるのではないかという気持ちがなかったわけではございません。そういうわけで、慎重審査を続けておりますので、何回も慎重に質疑を求め、意見を求めてきたわけでございます。

しかし、１１月２１日の総務委員会に至りまして、結論を出す時期であるというのが全委員さんの御意見であったものですから、これはもうそういう全体の意見に従いまして、採決という段階を決断した次第でございます。

以上でございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　総務委員の人が、今定例会に多くの総務委員会で付託の請願を決着をつけられたということに対しては、私も非常に御努力されたと、敬意を表します。

ただ、今、馬場弘融議員も申されたように、私は両者をいいところをとれば一つにもなったんではなかろうかなということを、私も前にメンバーでいたので、そういうことを強く感じました。

それから、総務委員会の審議の中で、総務委員の人が採択されたんですから、理事者の方からもホタルの光ぐらいな見通しが立たれたんで、こういうふうに早急に結論を出されたのか、まあそういうことは適切でないかもしらぬけれど、もう市民の請願権に答えを出さなきゃいかぬというような形でおやりになったのか、その辺のところを御質疑されたら、ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　ただいまの質問についてお答え申し上げます。ちょっと質問の趣旨を私、取り違えておるかもしれませんので、その際はまたよろしくお願いします。

総務委員会の審議の中では、この市案なるものが現在存在しているのか、存在していないのかということも、るる審議をされたわけでございます。そして、そのような中で、市当局に対しても、循環バス路線に関する当初できました市案なるものが現在もあるのか、ないのか、こういう質疑がなされました。

市側の答弁としては、８の字形で市内を回る当初の循環バス路線の市案というものは、確かに計画をし、発表しましたということで、現在これが存在しているかどうかということについては、その一部を日野駅、豊田駅、市立病院などをめぐる循環バス路線として実現をしたんだ、という答弁でございます。

その後の残された８の字の半分の丸の部分についての見通しとか、展望ということについては、余り明確な答弁は市当局からもなかった、というふうに私は感じております。そういう状態であったと思います。

若干質問の趣旨に合わない答弁かとも思いますが、以上お伝えいたします。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　　５８－２４号につきまして、総務委員会におきまして私どもは反対をいたしました。少数会派の悲哀をしみじみと感じまして、私１人で反対をしたわけでございます。

なぜ反対をしましたかということで一言意見を述べておきたいと思うわけですが、この５８

－２４号に、請願にも書いてありました市案通りの計画では、どうしても地域の不公平が生じてくる、もう一度市内循環バス構想を直してほしい、こういう意味を含めて採択としたわけでございます。

御案内のように、今日まで多くの議員の方が、バスのことについては質問をされ、また、請願、陳情も出されてきました。森田市政にとっても、市民サービスの面においても、最も大事な行政の一つだろうと考えております。

少なくとも、この１０年間に１２件の請願、陳情が出されました。ちょっとここで御紹介をしておきたいと思いますが、請願第２４号、昭和４８年の６月に出されました。マイクロバス運行に関する請願、私はまだこのときには議員ではございませんでしたけれども、交通多摩川架橋対策特別委員会という特別委員会に付託をされております。

請願第５２号、昭和４９年６月１７日に出されました。聖蹟桜ケ丘－豊田間路線バス延長と増発に関する請願、５１年の６月２１日に採択をされております。

請願第１１７号、昭和４９年１２月１８日、バス路線新設に関する請願、３月２４日に採択をされました。

請願第５２－４１号、昭和５２年９月５日、市内循環のマイクロバスを運行に関する陳情、５２年１２月１９日に採択をされました。

５２－６２号、５２年１２月８日に出されております。バス路線新設に関する請願、緑が丘自治会の会長から出されております。これも１２月２６日に採択をされました。

同じく５２－６３号、５２年１２月８日に出された日野台バイパスへバス運行方請願、これも同じく２６日に採択をされました。

５２－６９号、昭和５２年１２月１７日、市の循環バス計画に川辺堀之内を組み入れることについての請願、川辺堀之内の自治会長から出されました。同じくこの年の１２月２６日に、採択をされております。

市営バス運行路線新設の件に関する請願、百草の大塚順也さんから出されました。５３年１０月２日に採択をされました。落川、百草、三沢方面へバスを入れてほしい、こういうことでございます。

同じく５３－４８号、５３年９月９日に出されました。市内循環バス通行路線新設に関する請願、同じく落川の中島キミ子さんから出されました。１０月２日の採択であります。七生地

区へ、どうしてもバスが欲しいということです。

５５－３９号、５５年１２月２０日に出されました。２・２・６号線開通に伴うバス路線新設に関する請願、３月１１日に採択をされました。――翌年の５６年の３月に採択をされました。

そして、今回の５８－２４号と、いま一つ５８－２９号、今申し上げましたとおり、１２件の請願、陳情が出されたわけでございます。

少なくともこの１０年間に、１２件の請願、陳情が出されたわけでございますが、いかに市民の方たちが循環バス構想、循環バスを待ち望んでいるかということでも、はっきりすると思います。いま一度、市内循環バス構想はどういうところから出発をしているのか、その原点を、私はここで考えてみたいと思うわけです。

日ごろ交通不便に悩んでいる地域の方たちの足として、あるいは市内の各市の公共施設を結ぶ交通の助けとして、市役所に行く、あるいは市立病院へ行く、図書館へ行く、市民プールへ行く、あるいはまた、来年完成をされます市民会館へ来る、これらの重要な市内の一つ一つを、拠点を結ぶ線として、私はなくてはならないものと考えているわけです。ここに原点があるのではないでしょうか。

川辺堀之内の人たちは一体どうなるのか。南平地域の人たちはどうなるのか。落川、百草、万願寺、栄町の一部、あるいは西平山や旭が丘の一部の人たちは、この市案通りのバスでは、どうしても不便を生じるんではないか。いま一度、この市内循環バスの構想を検討していただいて、そしてより多くの市民の方たちが納得できるような市内循環バスを完成してほしい、実現してほしい、この意味を含めて、一言意見とさせていただきます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　一言ちょっと申し上げたいんですが、これをやはり反対者がいるという中で、総務委員会では大変慎重審議されたことはよく、るるわかるわけでございますが、この請願をこれから採決に当たって、ちょっと今黒川議員の申されたことも大変重要な発言だと思いますので、議長、一たん休憩をとっていただいて、その後に採決に入っていただきたい、かように意見を申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時４３分休憩

午後　４時　１分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第５８－２４号、請願第５８－２９号、本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　今、議長は２４号、２９号について一括異議ございませんかということで、簡易採決をとる発言がありました。

しかし、私どもは２４号に対しては採択に賛成でありますし、２９号に対しては採択するに反対であります。委員長報告も全会一致で委員会でこの請願が採択されたというふうな報告はございません。賛成多数で採択される、ということでありますから、これは別々に採決し、挙手採決にすべきであるのが当然だと思いますので、やり直していただきたいと思います。

（「ちゃんと話がついているじゃないの、何やってんだよ」「休憩だよ。議事が進まないよ。これじゃ。冗談じゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時　４分休憩

午後４時５２分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時５３分休憩

午後９時１７分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。（「動議」と呼ぶ者あり）

市川資信君。

○１９番（市川資信君）　請願５８－２４号、並びに請願５８－２９号の両請願について、動議を提案申し上げたいと思います。

本請願は、総務委員会において慎重審議をいただいたわけでございますけれども、できることならばもう一度差し戻していただいて、何らかの形で全会一致の採択をいただきたいと願うものでございます。どうぞよろしく取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　ただいま市川資信君より請願第５８－２４号、請願第58－29号について、総務委員会に再付託されたいとの動議が出されました。

本動議を議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　所定の賛成者がありますので、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり総務委員会に再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－２４号、請願第５８－２９号は、総務委員会に再付託することに決定しました。

先ほど議事日程について議会運営委員会を開催いたしましたので、委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　先日御確認をいただきました今定例会の会期、日程につきましては、審議の進行との関連によりまして、再度の提案をしてまいりたいというように思います。

先ほど議長さんからもお話がありましたように、議会運営委員会におきまして、会期、あるいは日程等について、慎重な協議を重ねてまいりました。さきに確認をしていただきました会期につきましては、１２月２４日までの１８日間ということで、特段の変更はございません。

議事日程につきましては、これを変更しまして、議案１１２号のみを本日上程してまいりたいというふうに思います。

そのほかの議案につきましては、明日上程を行います。

したがいまして、それぞれの日程等が１日ずつ繰り下がる、こういう形の中で、この会期、あるいは議事日程等を消化してまいりたい。

以上です。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定するに御異議ありませんか。滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　議会運営委員会の説明を、先ほどわが会派で聞いたわけでありますが、最終日が２５日になるんですか。今の説明だと、２５日になるような説明であったわけですね。その辺をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（中山基昭君）　先ほど私の御提案、御報告が大変雑駁で、あるいは御理解に苦しい面もあろうかというふうに感じますけれども、申し上げましたように、会期全体日程は変更しないということです。

したがいまして、最終日は２４日というふうな内容で、それぞれの議事の日程を、きょう残った部分をあすに回すと。したがって、１日ずつそれぞれ繰り下げを行うと。さらには、まとめというふうな内容もございますけれども、この辺はぜひ御努力をしていただいて、支障のないようにしていただきたい。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め委員長の報告のとおり決定いたします。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第３６、議案第１１２号、日野市一般職の職員の昭和５９年度１２月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第３６号を先議することに決しました。

これより議案第１１２号、日野市一般職の職員の昭和５９年度１２月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第１１２号、日野市一般職の職員の昭和５９年度１２月期における期末手当の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第１６条に定める期末手当１００分の２１０を、昭和５９年１２月期に限り１００分の２１２とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　詳細につきまして説明したいと思います。

議案第１１２号の内容につきまして、御説明いたします。提案理由にもございましたように、条例上は１２月に支給します期末手当は１００分の２１０と規定されておりますが、１００分の２１２で日野市職員組合と合意いたしました。条例分を１００分の２上回りますので、本特例条例をお願いいたすものでございます。

条例化されております勤勉手当１００分の６０を加えまして、支給率が１００分の２７２となるものでございます。前年の支給率より１００分の１０下回るわけでございます。

平均支給額は、年齢３８歳で６８万4,０００円となります。前年比9,０００円の減額となっております。

以上で、議案の詳細につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今回、１２月期の期末勤勉手当が合意をされて、本日条例案が提案をされてきているわけでありますが、上乗せプラス0.２２ということで、その額についての議論はさておきまして、全協の席でも発言が若干ございましたが、「一時金の闘争」と称しまして、期末勤勉手当の決定の時期になりますと、毎回職場放棄、つまり違法なストライキが繰り返されているわけであります。

こうした決め方、つまり条例どおりの支給ではなくて、そこに多少駆け引きめいたものを残すことによって、無用な混乱を生じさせているのではないかと思うわけであります。しかも法律で禁止をされているストライキが重ねて行われる。しかもそれが一向に反省されることなく、当たり前のような形で、私どもからすれば到底理解できない姿で、同じことが繰り返されてきているわけであります。こうしたボーナスの支給の仕方というものが、果たして正常な形であろうかというふうに考えます。市長及び助役でも結構ですが、こうした一時金の決定の仕方について、果たしてどのようなお考えをお持ちなのか、お考えをここでお聞きをしたいと思います。

そして、今回の１２月期の期末勤勉手当の決定までに、何回、いつ、どのようなストライキが実際この日野市の市役所の中で行われたのか、その点についても御報告を求めたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

一時金の支給の仕方でございます。高度成長時代ということ等もございまして、国並みを超えた各市の支給状況というふうなことが、低成長時代を迎えまして、それぞれ国並みの努力をしておるわけでございます。

民間企業等でございますと、自分たちで働いたその期の収益の分配というふうなものの考え方もあるわけでございますけれども、少なくとも公務員でございます。税金を原資にしていただくわけでございますので、もう少し分割――分け前の分割というふうな観念というものより、もう少し落ち着いた考え方になるべきではないかというふうな形で、いろいろ指導していきたい、こう思っておるわけでございます。

そういうわけで、やはりここ１、２年の努力というふうなことで、そういう大体2.5を上回っておるというのは、一部衛都連という大阪府等にも幾らかございますか、神奈川では、大分東京よりもいろいろの状態のようでございます。高い。きょうあたりの情報ですと、大分神奈川県は東京よりも、昨年の2.８２よりもさらに高いようでございます。

多少いろんなそういう都市では、生活が苦しい状況にございますので、地方都市の地方公共団体よりは、どうしても歳末だということでお願いしたいという形での、闘争ではございませんけれども、意欲が強くなるんじゃないか、とこう思っておるわけでございます。

いずれにしろ、もう少し地方公務員らしい落ち着いた支給の仕方という御表現でございますけれども、支給の関係にしていきたいと、こう考えております。

それから、職場放棄は、１２月の４日に８時半から２時間というふうなことでの計画でございましたけれども、３日、いろいろと交渉で詰めまして、それで回避したわけでございますけれども、形は回避の形になっていますけれども、組合の方は当初から、やはりボーナスでストライキということについては、構えはしておるわけでございますけれども、やる気がないというか、なるべくしたくないんだと、要するにボーナスでのストということについては、やはり議員さん方と同じような考え方に立っているようでございます。そういうことで、助役会の中でも、都本部ですか、あるいはそれぞれの単組の組合の考え方というものは、１２月４日のストライキについては、構えはしているけれども、あれは構えだけのことで、なるべく交渉で詰めたいんだと。交渉重点ということで対応したわけでございます。

必ずしも職場放棄というのは、あるいはストライキというのは、人勧に――人事院勧告が完全実施されない、あるいは値切り人勧であるということでの、一連の御指摘を受けるような職場のストライキというのは２時間だとか、あるいは２９分だとか、あるいは１時間だとか、ここのところ４回ばかり続けてあるわけなんですけれども、さっき言ったように、一時金について、はそのような考え方でございます。われわれは、そういうふうに見ておるわけでございます。その方向で指導もしていきたいと。

一時金については、やはり公務員らしく、お盆だ、お正月だといって、やはりきちっとした決まった秩序にしていきたい、こう思っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　大体わかりました。ストライキを構えてこれだけ要求しているのに、認められなければストをやるぞというような形で、双方がにらみ合って、混乱の中で決定していくというようなやり方は、少なくとも今後改めていただいて、やはり双方一つのルール、秩序の中で円満に決めていく、そうしたやはり方法というものを検討すべきだろう、というふうに思いますので、理事者におかれては、そうした努力をお願いをしておきたいと思います。

ます。

最後に１点お聞きをしておきたいと思いますが、職員の皆さんの今回の１２月期の期末勤勉手当の、１人当たりの職員の皆さん平均の支給額と支給日について、今お話が、報告の中ではありませんでしたので、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　平均支給額は、年齢３８歳でございまして、６８万4,000円でございます。

なお、支給日につきましては、御決定いただきまして後、１２月１４日に支給したい、このように考えております。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１２号、日野市一般職の職員の昭和５９年度１２月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後９時３５分延会

12月11日　火曜日　（第３日）

昭和 59 年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第45号）

12月11日　火曜日　（第3日）

出席議員（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	薗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

参与	田倉高光君	局長	岩沢代吉君
次長	馬場守君	書記	栗原莞次君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和５９年１２月１１日（火）

午前　１０時　開議

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第１	請願第５９－３号	日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願
日程第２	請願第５９－７号	市有地払い下げに関する陳情

日程第３	請願第５９－１１号	市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情
日程第４	請願第５９－１０号	核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し意見の具申を願う請願
日程第５	請願第５９－１４号	衆議院議員定数格差是正に関する陳情
日程第６	請願第５９－１５号	少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める請願
日程第７	請願第５９－１７号	日野市の法務行政管轄区域を八王子登記所管轄から多摩登記所管轄へ変更することに反対する請願

（議案上程）

日程第８	議案第８８号	日野市三沢２５番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について
日程第９	議案第８９号	上田排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認について
日程第１０	議案第９０号	日野市市民会館条例の制定について
日程第１１	議案第９１号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第９２号	日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第９３号	日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第９４号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第９５号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第９６号	日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第９７号	昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第3号）
日程第１８	議案第９８号	昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算につ

いて（第２号）

日程第１９　議　案　第９９号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２０　議　案　第１００号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２１　議　案　第１０１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第２２　議　案　第１０２号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２３　議　案　第１０３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）

日程第２４　議　案　第１０４号　市道路線の一部廃止について

日程第２５　議　案　第１０５号　市道路線の廃止について

日程第２６　議　案　第１０６号　市道路線の認定について

日程第２７　議　案　第１０７号　農業共済無事戻金の交付について

日程第２８　議　案　第１０８号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任について

日程第２９　議　案　第１０９号　南多摩斎場組合への加入について

日程第３０　議　案　第１１０号　東京都市交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市交通災害共済組合規約の変更について

日程第３１　議　案　第１１１号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

（請願上程）

日程第３２　請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願

日程第３３　請願第５９－２２号　「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願

日程第３４　請願第５９－２３号　若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願

日程第３５　請願第５９－２４号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第３５まで

午前１０時１８分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２６名であります。

審査報告に入ります。

これより請願第５９－３号、日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　昨日に引き続きまして総務委員会の審査報告を申し上げます。

請願５９－３号についてでございます。これは日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願でございます。日野台一丁目自治会長西村さんほか８６２名から出されている請願でございました。この件につきましては、総務委員会は慎重なる審査、並びに現地調査を続けてきた次第でございます。

質疑の中で明らかになった点といたしましては、一つは、小笠原機械製作所の旧社有地なるものが、この請願が出されたのが３月５日でございましたが、それ以前の２月２日に、すでに大手不動産の手に渡っていた、という事実が一つでございます。それからまた、もう一つは、この地域が工場などがございますので、そういう点で町づくりの上で工業地帯というものはそういう点で工業地帯、住宅地帯は住宅地帯、こういった方向で町づくりを進めるべきではないか、という質疑などもございました。市側は、これに対してそういう方向の努力の答弁もあったわけでございます。

さらにまた、こういう場所にマンションなどの建設が可能かどうかという点でございますが、すでにこの地域にはマンションなどが数カ所できてしまっている、というような事実も明らかになりました。さらに、質疑の中では、あの地域にどうしても公有地をつくって市民の期待にこたえるべきである、という主張などもなされたわけでございます。

それらの審議を経まして、最終的な段階で現在所有者である大手不動産が、市などにこの土地を売る気持ちがあるかどうか、市は確認したか、という質疑を繰り返し行った次第でございます。その結果、市の都市整備部などが、直接当たったそうでございますが、相手不動産

側は、売る気はないという状態にあるとのことでございました。そして、すでに住民に対する明会の準備、あるいは立て看板などをつけて、マンション建設の意向を示してきている、こういう状態にあるとのことでございます。ただ、市側としては、事前協議その他については受け付けていないと、こういうことでございました。

総務委員会では、慎重審議の結果、願意に沿って採択ということで、万場一致で可欠した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は、この小笠原機械の跡地を願意に沿って採択ということであるそうですけれども、ただいまの委員長報告によると、願意によって採択ということなんですけれども、いわゆる不動産会社等においては、売る気はないんだと言いながら、どういうわけで願意に沿って採択ということになったか、その内容をちょっとお伺いします。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の質疑の中での主張としては、願意であるあの地域が、すでに住宅が立て込んでいて、公有地がないということでございます。そういう中で、この請願の文章は、あの付近における1,７００平米の土地というものは貴重なものなので、公有地として公園などにしてくれ、というような請願でございます。

委員長として、主観的なことは申し上げられませんけれども、困難な状況だけれども、そういうことを実現してほしい、という総務委員全員の願望であったのではないか、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、総務委員会におかれましては、市の理事者と、売らないというものではあるけれども、買わなければならないと位置づけるということは、確かに必要だということは、総務委員会では認めていらっしゃいますけれども、財源的な裏づけ等がどうなるか理事者と折衝なさったこと、打ち合わせしたことがあるかどうか、または、その財源的な裏づけがあって採択をなさったのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会として、理事者側と折衝したということはございません。ただ、質疑の中で感じたことは、買う気があれば買える財政状況もあるのではないか、という主張もございました。あるいはまた、みどりの基金その他の使途をこういう面に回したらどうだ、という主張などもあったわけでございます。それらの結果、総務委員会では採択ということになったものと考えております。質疑の中では、その辺について答弁したのは都市整備部長でございますけれども、財源があるとかないとかいうような答弁は、部長からはございませんでした。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、財源的な裏づけがないということ、または、理事者と折衝したことはないということなんだけれども、やはり土地の売買ということは、財源の確保というのがなされていなければ、これはいかに採択しようが何しようが、これはできないことなんです。そこいらをもっと、やはり委員会といえども行政と一体となって行わなければいけない、というような観点に立って、やはり財源的な裏づけ等も背景にやっていただければいいなあと、私はそのように感じたわけです。

それから、理事者がこの土地を買う意思があるのかどうかということは、私は理事者に聞いてみたいんですけれども、そこいらは委員長の方から聞いてください。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の慎重審議の中で理事者を、市長を呼ぼうという機会もあったんですが、何回かのいきさつで、それは実現しませんでした。また、総務委員会としても、最終的に要望しないということでございまして、直接意見を聞いておりませんので、ただいま必要だということでございますので、市長の方から、ただいまの質問の趣旨に限って、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　委員会に意見を求められたことはないわけでありますが、請願をお持ちになった代表の方々には、そういうことを唐突に言われても買えるという条件、あるいは政策用途はまだその時はないというふうにお答えをいたしております。

○議長（高橋通夫君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　いま私も谷議員の質問と全く同じなんですが、やはり小笠原という段階が２月の２日であると。そして、３月の５日に出されたと。しかし、その前にもう

すでに大手の不動産に渡っていると。こういうところに私はちょっと問題があるんじゃないかと思うんですが。そこで、総務委員会としても、いま市長の話を聞いても、市長を呼んで話を聞こうとしてなさそうな様子でございますので、私はその辺を実際にお聞きしたかったわけです。総務委員会としても、その辺の具体的なところまでもうちょっと話を詰めてなかったのか、その辺まずお聞きしたいと思うんですが。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　ただいまの質問は、先ほどの質問と似たような趣旨の御質問だと思います。総務委員会では、とにかく慎重審議をしてまいりました。その中で、先きほど申し上げましたとおり、この請願がもうすでに出ていたときには、その前に、昭和５９年２月２日に、大阪に本社のある大手不動産会社に登記済みで、契約済みである、という事実が明らかになったわけでございます。当時は条件つき所有権登記ということで、はっきりとその権利が不動産会社に渡っていたということでございます。そういうことで、住民の方から請願が出た時期が、すでに事の事実が発展していた中であったのではないか、などのやりとりも質疑の中ではございました。

そういうことで審議を重ねてまいりましたが、これも主観がまじるとまずいんですけれども、恐らく市の方からは購入に困難がある、あるいはもうその相手が売らないと言っている、すでに立て看板も出した、というようなことを総務委員会としては知ったわけです。しかし、これは執行側と議会、市民の立場ですので、恐らくそういう点を総務委員会の委員会の委員の皆さんが判断の上で採択をされたもの、というふうに信じております。

○議長（高橋通夫君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　お話を伺ってますと、大変むずかしい問題だろうと思いますけれども、それが私は委員長としての、やはり委員会運営だろうと思うんです。だめなものをなぜじゃあ採択をされるかということなんですけれども、その前に私は、理事者にやはりおいでいただいて、やっぽり委員会の中でその空気を――いま聞いていると市長は、お呼びがなかったから出席していないというんですけれども、その辺の私は手はずがうまくなかったんじゃないかと思うんですよ。委員会の委員長の、いわゆる委員会運営として――委員長じゃないですよ。委員長の運営として私はうまくなかったんじゃないかと。（笑声）　その辺。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　飯山議員も御承知のとおり、委員会の運営というのは一定のルールがございます。そのルールに基づきまして慎重に運営をしてまいったわけでございます。なお、かつまた飯山議員さんの所属の会派からも総務委員さんが出ておりまして、御相談の上でかくなる議事運営をした次第でございますので、いろいろな気持ちも含めまして御理解のほどをお願いを申し上げます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　もちろん私の会派からも出ているんですよ、代表が。（笑声）それは言われなくてもわかっているんですよ。ただ、そういうことは、こういう問題が出てくるから私は言うんですよ。やはり少なくとも委員会の中で、じゃあ休憩をして理事者を呼ぼう　これがやっぱりルールにのっとっていれば、こういう問題も質問もしないと思うんですよ。これは私は、もちろん私の方の会派から出ていますが、その概略も聞いています、正直言いまして。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　委員会の運営、あるいは委員長に対するあれこれということは、いま申し上げたとおりで答弁になっていると思います。先ほども言いましたように、市長を呼べと、呼ぼうということに一回決定したこともございます。しかし、それを提案された委員の皆さんが、「もう呼ぶ必要はない、わかった」と、こうおっしゃったわけでございますので、その件は都市整備部長の答弁で十分と判断されたのではなかろうかと、委員長としては推察いたしております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は総務委員でございますので、（笑声）あと意見の段階で申し上げたいと思いますから、よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今回総務委員会で、この請願が本会議において議会として採択すべきものと決したということで、私も当地区に住居を持つ市民の1.人として、大変総務委員の皆さんにはお礼を申し上げたい気持ちでございます。と申しますのは、私どもこの一丁目、いろいろな行事、それから、地域でのいろいろな企画を持ちましても、とにかく１坪も空き地がないこと。行事を行うことが、もちろん用地がないとできないわけでありますので、大変そ

ういう面では、地域のコミュニティーを図っていく上で非常な不便を感じているわけであります。そこで、たまたまこういう小笠原機械製作所という会社が社有地を処分をしたい、という話が伝わってまいりましたので、何とか市の方において買い上げていただいて、地域に公園なりそうした空き地を確保してもらいたい。とにかく市において早急に購入を図ってもらって、私ども地域の要望を満たしていただくようにお願いをしようということで、この請願がスタートをしたわけでございます。２月の９日に市長さんに急遽お会いをして、まず要望をさせていただきました、そういう地域の輪が徐々に広がりまして、最終的には東光寺、三小地域に文化施設をつくる会の皆さんの広範な御協力もいただいて、3,０００名近くの市民の署名も集まったわけであります。

先日第１回の初日の定例会において間管財の豊田の土地に関する古谷議員の質問の中で、この問題も若干取り上げられました。いま議論がされております登記の時期の問題、それから、購入資金等の財政的な裏づけの問題等については、総務委員会でいろいろ議論があったことだと思いますが、私どもの立場からいたしますと、まず登記の問題に関しましては、２月の２日に売買契約がなされて、仮登記のような形ですでに不動産会社・マンション建設業者との間で、話がある程度進んでいた、ということでございますが、こういう不動産の売買の場合には、当然、本登記の完了をもって所有権の完了をもって所有権の移転ということになるわけでありますので、仮契約の段階においては売買契約の成立がなされたとはみなされないわけで、この段階における請願書の提出ということは、特に私どもは詳しい事情を知らなかったということもありますが、問題は特段なかろうというふうに思っております。また、財政的な裏づけの問題については、総務委員会の中でも多分お話があったと思いますが、土地開発基金、または、公共施設建設基金、環境緑化基金等のふんだんな財政的な日野には裏づけが十分備わっているわけでありまして、こうした財政資金の活用をもってすれば、この約５２０坪の面積でございますが、購入に関しては何ら問題がないというふうに私どもは考えておりました。

ここで市長の方に確認をさせていただきたいんですが、昨日、古谷議員の質問で、この小笠原社有地の購入についてはどう対応するのか、ということでお話がありましたら、市長は、議会で請願が採択されるということになれば、総務委員会の採択という決定も受けて、新しい観点で検討すべきだと考える、という答弁がございました。ぜひ私どものこの地域の実情というものをおわかりいただいているとは思いますが、この請願が総務委員会で採択されるべきもの

と決定した、ということを受けまして、市長にぜひこの地域の多年の願望が満たされるよう、市長のひとつ御決断をお願いをしたい、という気持ちでいっぱいでございます。その点について、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市計画上の予定でありますとか、あるいは東京都の区部の過密な、もうどうにもならない状態、そういう場所で、ある工場の跡地が空いたというような際には、緊急の政策が生まれるというふうにも考えられるわけでありますが、確かに当該地付近に広場がないとか、いろいろな環境の整備不十分の状況はよく承知しております。これまでのやり方といたしましては、たとえばあの地域にすでに３棟くらいマンションが建っておりますが、そのマンションの建設する業者に、一定の行政指導を行いまして、可能な限りの広場とか、地元に対する公共サービスを責任をもって負担をしていただくと、こういうやり方が多少残されているかもしれません。今後の課題として、十分検討、判断をする問題た、というふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　非常に事は切迫をしておりまして、特にこの小笠原機械製作所の旧社有地に隣接しておられる住民の方は、非常に日々苦悩していらっしゃるといいますか、マンションが建つのか、市が果たして買ってくれるのかということで、その辺の悩みを持っておられるわけであります。現に１１月の初めには、任意にマンションの建設業者が、地元の住民に対しまして、説明会を開催をしております。一体、自分の隣接する ── 現在は空き地になっておりますが、そこにどういうふうな市が考え方をもって対応してくるのか。ということは、つまり公園をつくってくれるのであろうか、または、一丁目がこのまま放置されることによって、マンションあるいはそうした業者の開発の手にゆだねられてしまうのか、この点非常に市民といたしましては市長の ── 今後の検討ということもわかるんですが、最終的な決断、お気持ちというものを求めたい、という段階にすでに来ているわけであります。

マンションが建ちますと、当然ある程度高層のものに工業地域ですからなるわけですし、日照の問題、いろいろ電波障害等の問題、また、地域の環境の問題、こういうものも発生をしてくるわけであります。ですから、市長の今後の新たな観点での検討ということも、多少含みのある言葉での御答弁ということもわからないわけではないんですが、しかし、事ここに至って

は、この時点においてはもう少し具体的なお話をもって、地域のいろいろな考え方、また、この土地に対してどう住民として対応していくか、考え方が分かれてきている時期でもありますので、いま少し具体的なお話を、この請願の採択という時点でお聞きをしたい、という気持ちがございますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えをしている以上の答弁はこのところいたしかねます。そういうふうに申し上げる以外にございません。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　最初に触れましたように、この日野台の一丁目というところは、御存じのように地域の中に広場、あるいは公園、子供の遊び場というのが１平米もないわけです。そういう中で、これから細い道路を拡幅をしていく。つまり都市基盤の整備を図っていく。そういう中にはもちろん下水道の工事をこれから進めなくてはならない、というような問題も含まれているわけであります。そうしたことからすれば、当然私たちは、まずいろいろ困難な状況はあるにしろ、こうしたチャンスに市がまず用地を確保して環境の整備、防災上の対策を講じていくということで、いま少しこうしたチャンスを生かすお気持ちが行政の側にあっていいのではないか、というふうに思うわけであります。

５２０世帯以上の住居が、すでに工業地域ではありますが、張りついている。いまお住いになっている方も、現在1,５００名ほどの住民がすでにいらっしゃる、地域として、むしろ住居の地域としての性格が、年々強まってきている地域でもありますので、この請願の採択を機に、ぜひ市長に、もう少し私どものこの地域の住民の願望が満たされるような形で御答弁があれば、と思っておりましたんですが、これ以上のお答えはないということでございますので、この請願が採択されるこの機会を、さらに市長、行政側でもこの願意を十分くみ取っていただきまして、住民の要望にこたえていただき、地域にいま切泊した問題として、マンションか公園かということで、いろいろ私どもの地域の中にも、そうした選択を迫られている状況があるということを十分御認識をいただき、早期の御決断をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま委員長報告の中で、実は私は近くに住んでおります

けれども、委員長さんには非常に骨折りしていただいたということで、採択は当然のことだと、こういうふうに私も考えておりますけれども、話の中で、委員長さんこういう審議をなされたか、ちょっとそれをお聞きいたしますけれども、この東洋建設さんが、日野台一丁目の、いま問題になっている小笠原さんの機械の跡地をお買いになったと。これが大体２月ころにこういう話が出てきた。その前に、当然市の方に都市計画か何かに、また、そのほかに理事者側の方に、買っていただけないか、というような話があった、というふうに聞いておりますれども、そういうような審議の仕方をなされたかどうか、ということを１点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

ここの小笠原機械製作所の土地の問題については、委員の中からですけれども、古い歴史もあって、いろいろここの土地についてのいきさつがある、というようなことは質疑を行ってまいりました。そういう中で、明確には記憶しておりませんけれども、２月２日の所有権の仮登記の前後に、開発のことで問い合わせなどがあったというような答弁は、都市整備部長の方からあったのではなかったか、という記憶がございます。これについては、用途地域その他の問題で、それなりの指導をしてきたというようなふうに記憶をしております。定かでございませんので、必要ならば都市整備部長の方から答弁をさせたいと思いますが、その程度の質疑はいたしました。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま委員長さんの方からお話がありましたように、何か理事者側の方で、そのような話もあったように伺っている、という答弁のことでございます。そこで、私の方から委員長じゃなしに、関係の部最さんに、そのようなことがあったかないか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長

○都市整備部長（結城邦夫君）　事前に市の方に買い取り請求があったかどうか、といった点の御質問でございますが、この点は事前にお話がございました。市の方、あるいは東京都の方も紹介をいたしましたわけでございますが、その中で、この土地については、事前には買収しない、という方向づけをしてございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　じゃあもう一度お聞きいたしますけれども、何かこの土地が売買なされた後、住民の方たちから理事者側の方に、できるなら交換ですね――そのほかに市の方で持っている土地があるなら、住民の方たちがその交換をしていただいて、あくまで小笠原さんの跡地を市で買っていただきたい、というようなお話も聞いておりますけれども、その辺はどうですか、理事者側の方は。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　事前に市の方の土地と、新たに変わった東洋建設でございますか、そちらの方の土地と交換して、それで、市の方の土地にマンション等をつくるということについては、お話が委員会の中であったわけでございます。しかし、用途地域の問題がございまして、たとえば万願寺、あるいは神明上のそういった土地については、用途が住居の地域になっております。したがいまして、マンション等は非常に制限されてくる、という面がございますので、そういう点、相手方にもちょっとお話はいたしましたけれども、やはり当初予定どおりの建物をつくるという方向で、やはり変えるとなれば、それ相応の用途地域のところでなければ困る、というような話があったわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　くどくど申し上げますけれども、これは、理事者側の方としては、十分考えていただかなければいけないということは、この土地に５階建てのようでございますけれども、日影の問題については考慮する、ということは聞いております。ただし、あそこにマンションが建った場合、その周辺の大体３０世帯くらいの世帯数が日影になるわけです。そういう意味から非常に住民の方たちが、できるならほかへ持っていってもらいたいという強い要望が出ております。そして、ほかにマンションが建っているじゃないか、という先ほどお話がございましたけれども、あのマンション二つは、２０号の道路沿いに建っておりまして、日影という問題にはいままではなかったわけです。今度建てようとするところは３０世帯くらいの世帯数が被害をこうむること。こういうことですから、住民の方たちが何とか建ててもらいたくないように、広場として残してもらいたい、ということを強く要望しているわけなんです。だから、その３０世帯がここで被害をこうむるということについては、市の方で何らかの対策を講じる、というのが私はあっていいんじゃないかと、その辺だろうと思うんです。

きょうも傍聴にたくさんの方が見えている。委員会にも見えている。これは圧力がどうこうということはないと思うんです。実際に自分たちが困るから、何とかしてもらいたい、ということで再三にわたって来ているわけです、要望に。その辺のところどうなんですか、お考え。理事者側の方で。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

日照の問題につきましては、たとえばここをマンションを建てる場合には、事前協議の中で十分その点は協議をいたしてまいります。まだ建てるか建てないか、そういった点についての協議を受けつけておりませんので、内容については把握しておりませんが、相手方にはそういった点には十分留意するように、建てるような段階では、そういった点に事前協議で十分私どもも内容をチェックいたしますし、その点はそちらの方も検討してもらいたい、付近の住民に迷惑のかからないような方法でここですべきだ、ということは申し添えてございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま担当の部長から、今後十分に業者側と検討して、そういうことのないようにやっていくと、こういうふうに申されましたから、できるだけ市民に迷惑かけないように、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　総務委員でございますので簡単に申し上げたいと思うんですが、この土地は、昨年の１１月ですか、日野市の方に購入の申し込みを小笠製作所の社長さんからあったわけです。しかし、日野市の方では買わない。東京都の方にごあっせんされたと。都の方は、もちろんこれは簡単に買えることじゃないんですが、日野市がお断りしたと。やむを得ずマンション会社へ売却された。しかし、いま部長からお話がありましたように、マンション会社も、もう建設の意欲を失っている。はっきり言えば、購入して１０カ月もたつのに事前協議にすら来ないのであります。私は総務委員として、「あ、これはもう大丈夫だ」と確信して採択に賛成を示したわけです。

また、財源的にはいまお話にございましたように土地開発基金５億円以上のお金がいまずっと積まれております。前の銀行に。また、公共施設基金２０億円以上、緑化基金、それらの金を見ただけでも、３０億円にもなる土地の購入基金が三菱銀行に置いてあります。基金的にも十分余裕がある。同時にマンション会社は建設の意欲を住民の熱意によって失ってきている。この際これを採択しておけば、簡単に購入できるという確信を持ったのであります。

そういう点で、いま御質疑の中で私は賛成申し上げました。どうかこの土地の万場一致の採択であります。１日も早く、できれば先日、間管財、北条　忠さんの土地を購入したような気持ちで、電光石火年内に契約されることを希望いたします。意見として申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　私も一言意見を述べさせていただきたいと思います。

ただいまの多くの議員の質疑の中で感じて、１点だけ指摘しておきたいのは、要するに、いま市長の答弁ですと、開発行為によるその中で何らかの用地を確保するようにという、まことに心細い行政姿勢だと言わざるを得ないんです。なぜならば、私が深い憤りをもっていまも心に焼きついているのは、思い起こしても、あの豊田北口の新生ストアーのところに建てられた丹野マンションの件であります。私どもがあのマンションのいわゆる行政協力金、寄付行為については、おかしいではないか、と指摘しておった中で、あそこにはお部屋を一つもらって、それをギャラリーにするんだと、こういうことでお茶を濁したわけです。私どもは、そんな小手先なギャラリーに対して、深い反対をしたんですが、共産党や革新系の人たちは、保守系の議員はギャラリーを反対しておると、こういうふうな言い回しをしたわけです。私どもはあのときに、この後ろに座っていられる石坂議員が提唱したように、先般亡くなられた小島善太郎画伯の日野市の美術館を三十数点の寄付と、１億円も寄付をその上につけるという中で、それを受け入れなかった市長の姿勢、それをみごとに受け入れた――いま青梅市には、すばらしい小島善太郎画伯の美術館が完成しております。

私は、いずれにしましても、こういった開発行為に対しては、長い市政の基本的なレールというものを敷いて――あのところにもいまマンションが建った。恐らく最後のマンションでしょう。本当に二度と得ることのできない、金額では買うことのできない貴重な用地だと思うんです。ならば思い切ってこの際に私は、日野市には財政調整基金を崩しても結構だと思うんです。何十億というお金がないわけじゃないんですから、そういう姿勢を今後レールの上に乗せていただきたい、ということを強く要望して終わりますが……。

さらにもっとおかしいのは、いわゆる都立高校の用地。あの悪徳不動産会社の鈴木独歩の土地を、国井　洪という、あの殺人罪で逮捕されたような土地を買っておきながら、なおかつ自然を守る会の会長の北条　忠が詐欺事件で昭島警察へ逮捕されて、これで間管財から６億円の詐欺を働いておる。その間管財の土地を、いわゆる北条さんの土地を買わされているんです、日野市は。買っているんじゃない、買わされているんです。そういったところには何億という金を出しておきながら、真に住民要望の土地を買えないというような行政次勢に対して、今後二度とこういうことがないように、また、市民要望にこたえていただきたい、ということを要望して、意見といたします。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御意見はありませんか。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　私も一言言わざるを得ないということで、手を挙げたわけでありますが、先ほど来からの理事者側の答弁を聞いておりますと、住民の生活環境を守るという意欲が消極的である、そういうふうに受けとめるわけであります。

先先般、いまも話に出ましたけれども、多摩平二丁目の清水谷公園の緑地の買収に当たっては、緑の保全は最高の施策であるということで、市長が胸を張って答弁をされたわけであります。緑を守るということは、これは本当に私ども大事なことで、力を入れていただきたい、というふうに思うわけでありますが、しかし、それ以前に生活の環境を守るという――緑の保全については住民が直接的に被害をこうむる問題ではないわけであります。ないよりあった方がいいということでありますが、しかし、今度の問題は、住民の皆さんに直接的な被害がこうむる問題でありますから、生活環境を守るということは、緑の保全以前の対応しなきゃならない重要な施策であろう、というふうに思うわけであります。そういった点で、その意気込みが先ほど来の理事者側の答弁では感じ取れないわけでありますので、一言申し上げたかったわけであります。どうぞひとつ政策の優先順位というものを誤らないで対応していただきたい、ということを強く要望しておきます。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－３号、日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第59－7.号、市有地払い下げに関する陳情、請願第５９－１１号、市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会の審査報告を申し上げます。

ただいまの請願第５９－７号は、市有地払い下げに関する陳情でございます。日野市大坂上の小林さんほか１名から提出されております。同じく請願第５９－１１号も、市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情でございまして、同じく大坂上高橋さんほか１名から提出されているものでございます。総務委員会は現地調査も行いました。この公有地は、日野台高校、並びに大坂上中学校の西側でございましょうか、６８号線と東大久保３号線の交差点付近にある細長い土地でございます。種々審議いたしました結果、この公有地については、将来東大久保３号線の拡幅整備、こういうために保存しておくべきものである、ということで見解が一致いたしました。

したがいまして、総務委員会は全会一致不採択と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　　ちょっとお尋ねいたします。委員長さんよろしいですか。この道路が中学校、それから日野台高校、これができる以前、神鋼電機さんの跡地だったと思います。そこで、この二つの学校がつくられたことについてこの道路ができたと。その道路をつくるために、こう言っちゃ何ですけれども半端のような形ができてきた、ということだと思います。それが東京都が持っておられたということです――だと思うんですよ。その半端のところの残った分、日野市が東京都から払い下げをしていただいたんじゃないかと思います。その払い下げを受けたのは市当局。そこで、市が個人に払い下げてもよろしいというような話も

聞いております。そこでこういう２軒の方たちが払い下げをしていただきたい、というようなことになって、ここへ陳情ですか、請願ですか出てきたと思うんですが、そのような経過を審議なさったかなされなかったか、ひとつ御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会では、ただいまの趣旨に１００％ではございませんけれども、その趣旨に近い形で質疑が行われまして、この土地の経緯等を審議いたしてまいりました。なおまた、陳情文の中にも、そのような経過をもとにして、払い下げてくれ、ということも明記されているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　　いま委員長さんの報告の中で、これは了解いたしました。

理事者側の方にちょっとお尋ねいたしますけれども、実は私なぜこういうことを聞くかということなんですが、いま委員長さんから報告があったように、半端の道路であるけれども、あそこえ向けて、半端だろうけれども、あのまま置いておくんだと、こういうふうに報告がなされたように思います。そこで、あのような半端のものを道路わきに置いても、何の効果もないということです。市当局が利用するといっても利用はできない。だから、できるなら市民にこのの土地の――狭いところですから払い下げして、そして、あそこにちょうど４尺くらい――４尺じゃないですか、１メートル６０くらいだと思うんですが、道路が１本入っています。両側に、わきにですね。それを拡幅するためにも払い下げをして、そして、あの道路を拡幅すると。４メートルないし６メートルにすると。このくらいの考え方を理事者側の方で持ってもよろしいんじゃないか、と私はそう思うんですが、その辺のところどのようにお考えになっているか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　理事者側の答弁の前に一言補足しておきます。

そこ半端にしておくということを総務委員会では認めたわけではございません。先ほど答弁いたしましたように、将来の道路計画として拡幅するときの代替用地などとして利用したい、ということを考えての上での不採択でございます。かつまた、その拡幅工事が行われるまでには、そのちょうど角地に不在地主的な方もいらっしゃいますので、そういうあたりも含めまして、質疑の中では市側に、あそこをきれいにして木を植えるなど、網を張るなど、公有地らし

い保存をしてほしい、ということも市当局に要望しておりますので、そのままにしておけということで、不採択にしたわけではございませんので、補足しておきたいと思います。（「それは了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは私の方から道路行政という立場でお答え申し上げたいと思いますけれども、ただいま総務委員長の審査報告並びに藤林議員さんの質疑のやりとりの中で、私どもの方も現地を見まして、現状を把握しております。将来計画という委員長の報告もございましたので、その線に沿って考えますと、あそこに、委員長の報告の中にございました東大久保の３号線という東西に通ずる在来の赤道があるわけです。これが６８号線という幅員８メートルの道路に接しているわけでして、そういう地形的なものを見ますと、この請願者の宅地そのものが両方の道路に接しているということで、交換という形の財産処理が、将来にわたって円満に解決できれば拡幅という可能性は十分あるんじゃないか、というふうに考えておりますし、そういう面で地域の生活道路として拡幅をしたい、というふうには私どもの方は考えておるわけでございますので、当面の普通財産としての管理の問題につきましては、これは総務部の所管でございまして、当面の管理というものにつきましては、ごく最近総務部長の方から私の方に、植栽などをして当面の管理を確実にしたい、というふうなことで施行委任も来ております。しかし、いま申し上げましたように、道路行政という立場では、やはりその必要性というものを検討した上で考えてみたい、とこういうふうに思っておりますけれども。

○議長（高橋通夫君）　　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　　よく理解しました。できるだけ道路拡幅するためには、よりよくお考え願っていただきたいと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　いまのやりとりをちょっと聞いておりまして、さらにお聞きをしたいんですが、将来の計画として、道路の拡幅をしたいという考え方は市の側　　というお話でございました。こうした生活道路の場合は、将来いつの日になるかわからないけれども、拡幅する計画がございますでは、地域の住民は納得できないわけであります。道路の拡

幅はいついつごろまでにさちんと行います、という時期を、やはり明示をすべきだろうと思います。その点についてお話を、さらに「将来」というつかみどころのないお話、答弁ではなくて、特に生活道路に関しては、きちんとした計画を示していただきたいと思いますので、その点の御回答をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いまの件は、請願になる前に私どもに払い下げてくれという要請がありました。その際に、おたくの前の、いま前面になっている道路を若干広げることとあわせて交換をいたしましょうと。そうすれば直ちに道路も部分的ではありますが、広がるというふうにお答えしてあります。したがって、そのことを御了承になるならば、直ちにそのことは実行可能でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　ですから、そうした作業もきちんと市側も熱意をもって進めていただきたいと。その上できちんとした見通しなりを述べていただきませんと、「将来の計画ではそうなることになっております」では、非常に抽象的でつかみどころのない話になってしまいますので、お聞きしたような次第です。鋭意取り組んでいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　前提は、交換に置いていただくということから始まるわけであります。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は不採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－７号、市有地払い下げに関する陳情、請願第５９－１１号、市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第５９－１０号、核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則

の完全実施を求める決議と政府に対し意見の具申を願う請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

請願第５９－１０号でございます。核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と、政府に対し意見具申を願う請願でございます。これは、日野市程久保の核を考える日野市民の集い実行委員会、並びに多摩厚生園の労働組合市川さんほか３名から出されている請願でございます。

総務委員会では、国政の問題でもございまして、種々審査を深めてまいりました。それらの中で、核ミサイルトマホークが核兵器を積んでいるかいないかなどの質疑などもあったわけでございます。委員の各意見などを交換いたしました結果、採決に至りました。その結果は、多数決ということでこの請願を採択と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。なお、総務委員会としては、委員のメンバーによりまして、この件名に基づく意見書を政府に出すように本会議に提案する予定でございますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　委員長の報告に、巡航ミサイルトマホークの日本寄港の拒否という５９－１０号は、委員会の採決は賛成多数ということなので、いわゆる内容をさちんと言っていただきたいと思うんです。私は、少なくとも地方議会とか、国レベルのやることを、総務委員長が非常に優秀で、総務委員のメンバーりっぱな人がいられるから、こういう問題をやれるけれども、われわれじゃとても普通じゃできないんで、私も後で意見の場なりで申し上げることもあるんで、少し何かもっと採決がどういう――きのうも出ましたんですけれども、つまびらかにしてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　申し上げます。４対３で可決でございました。そして、この審議内容は省略をいたしますけれども、この請願の願意のとおりの情勢ではないか、という立場からだと思いますが、この方が４名、そして、いろいろまだ調査する必要があるというような御質疑の中での主張ではなかったかと思いますが、そういう方が３名。しかし、採決については、全会一致採決をすべき時期だということに相なりまして採決をした次第でござ

います。委員名は結構ですか――４対３でございました。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　賛成の、いまの主たる理由というのは、これは大体わかるんですが、反対、賛成の主なる理由をいま少し詳細に御説明願いたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の中では、意見討論的なことは行っておりませんが、質疑の中で出された見解などを若干、じゃあ申し上げたいと思います。

これは、請願の趣旨を理解するという点での質疑発言が賛成者の側からは多くございました。請願の趣旨は、現在の軍事的緊張、核戦争の危機について学習討論をしたと。ところが、そういう学習討論の中で、アメリカ太平洋艦隊に核巡航ミサイルトマホークが配備されてきている。しかも、この核巡航トマホークには、わが国の国是である非核三原則が脅かされていることを知ったというわけでございます。かつまた、この請願の趣旨の中には、同様にソ連がＳＳ２０を極東に配備を促し、極東における核、軍核競争の激化もしているというわけでございます。そういうことと関連いたしまして、日野市は市議会で、核兵器廃絶平和都市宣言も議決していただいている、こういうような請願の主張でございます。そういうことを賛成の方々は、質疑の中で請願の趣旨を納得する、一刻も早く採択したい、というような形で主張をされたように記憶いたしております。かつまた、賛成に挙手されなかった委員の皆さんは、先ほど申し上げましたが、核の確認はどういう場所でするのか。アメリカ大使館なのか、あるいは学習会に来た講師がそういう事実を知っているのかなどなど、そういう確認の仕方がむずかしいという点に質疑の中心をしぼられまして、恐らく３名の方は挙手をされなかったと、こういうようなふうに記憶をいたしております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長にちょっとお尋ねをしたいんですが、この請願の要旨を拝見をいたしますと、核を考える日野市民の集いというのが開催をされた、ということが出ておりますが、くすしくもこの核を考える日野市民の集いというのは、１２月７日、先日もこの市役所の５０５会議室で開かれているということが、私いまこの請願の要旨を見ましてわかったわけですが、市長は、この核を考える日野市民の集い実行委員会という主催団体が、市民

の公共施設建物である市役所の中に、所構わずビラを張って、庁舎の管理規制も踏みにじって、総務部長が汗を流しながら、助役も市長も「撤去させます」という答弁を議会の中で行っておきながら、一向にそのことに従うこともなく、庁舎の管理規則が踏みにじられたまま、いまだにまだ張ってあるわけです。こういう無法集団の集会に市長は、私は、出席されるのかどうかということをお聞きしましたら、よく考えてから決定をする、というふうにおっしゃいました。こうした市の管理規則、市民の庁舎を好き勝手に使用する、そうした会に出席をされたのかどうかまずお尋をして、後続けたいと思いますので、確認をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当日、ビラは撤去されたと報告を受けております。それから、その会は、そのときお答えをしたのは、主催団体がどういうことであるか私も十分存じてないので、判断をして、というふうにお答えいたしました。結果、出席いたしませんでした。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それではちょっと委員会の模様についてお聞きをいたしますが、その前に、いま「撤去をさせました」というふうに市長はおっしゃったんですが、この１２月７日の「開戦の日前夜」という表題で開かれた集会の告知のポスターは、議会が終わりまして私どもが退庁いたしますときに、まだビラそのものが堂々と組合の掲示板でもない普通の壁に張られておりました。撤去はされておりませんでした。警告をしても、それが無視される。そうした人たちが……（「暴力た」と呼ぶ者あり）市の庁舎を使用することを認めるということ自体が、非常に不謹慎だと思います。こうした団体には、庁舎管理規則に従わない、決まりや規則を守らないような人たちには注意をする。しかし、注意をしても聞かなければ、今後そうした市民の人たち――それは日野市民ですから使用する権利はありますが、やはりルール、そうした決まりというものは守ってもらわなければ困ります。それらが踏みにじられた状態が続いて、いまでもまだ張ってあるわけです。こうした団体には来年お貸しにならない方が私は妥当ではないかと。それが市民の声ではないかと思いますが、その点市長いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　規則はあくまで守ってもらわなければなりません。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　守ってもらわなければ困りますから、守るように指導してくださいと、注意をしてくださいといって、注意しますとおっしゃっている。しかし、その結果それが守られていないわけです。そうした団体には、やはり今後お貸しになることは慎重になさった方がいいのではないかということをお話ししているんです。庁舎管理規則を守らなければならないということは、あたりまえのことですよ。その点を私はお聞きしているんです。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　いろいろと警告もし指導もし、改善の実も上がっておると、こう考えておるわけでございます。御注意を受けました核を考える会のビラでございますけれども、総務部長の方からは御注意を受けましたので、早速――地区労等が入りまして核を考える会というものを集会しているわけでございますけれども、その中に市役所の職員組合も入っておるわけでございますので、当面のビラを張り出す上での責任というふうな、責任者になっているというふうな考え方のもとに注意をしまして、撤去させたわけでございます。漏れがあったようでございまして、どうも申しわけございません。

それで、こういうことにつきましては、ますます厳重に注意しまして、やはり公務員でございます。一般市民より以上に法律に対しては厳密に守っていくというのが公務員でございますので、そういう面は前々からよく言い聞かしておるわけでございます。（発言する者あり）そういう面から――一般職場に、かつてはロッカーなんかにいっぱい張っておったわけでございますけれども、それがなくなってきておるわけでございます。ただボーナスのとき、べたっとこう張られますので、それを今後は――ああいうことをやりましても特別に効果が上がるわけじゃございませんし、市民から見ても、いろいろ注意を受けているわけでございますので、私たちの責任と思っております。組合の方とも実効ある話し合いを重ねながら御期待に沿っていきたいと、このような考え方しておるわけでございます。よろしく。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　別に私の期待に沿っていただかなくてもいいんですよ。あたりまえのことがあたりまえとして通る、そうした市の庁舎管理のあり方というものがきちんと確立されれば問題ないわけですから。現に見落としか何落としか知りませんが、撤去されていなかったという事実がありますから、謙虚にその点は反省をしていただいて、今後こういうことが繰り返されないようお願いをしておきたいと思います。

それでは委員長の方にお聞きをしたいと思いますが、この請願の最後に、参考の案文という

のが添付されているんですが、この文案に沿って意見書というのをおまとめになる考えでございますか、その点お聞かせください。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

総務委員会の確認では、これらに沿ってということでございます。したがいまして、核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否してほしいという点、それから、ソ連のＳＳ２０の極東配備をやめてほしいという点、それから、もう一つが真の平和と安全を実現するため、まず核兵器を廃絶することは、被爆国日本のみならず世界人類の共通の念願であるという点も強調されておりますので、この点とこの項目を含めた意見書とする予定でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私、参考までにということで添付されている参考の意見書の内容を見てみますと、故意と思われる重大な事実誤認と詭弁が含まれているんです。「ソ連のＳＳ２０の極東配備を促し」という表現があります。しかしながら、現在極東地域にはトマホークは１基もないんです。ところが、ソ連のＳＳ２０は、すでに１５０基近く配備をされているということで、トマホークは存在まだ極東にはしていないにもかかわらずＳＳ２０は厳然として数百基極東に配備されているということからしますと、この「ＳＳ２０の極東配備を促し」ということじゃなくて、もうソ連のＳＳ２０は、すでに存在をしているわけです。ですから、この表現は逆にすべきじゃないかと思うんです。「ソ連のＳＳ２０がトマホークの配備を促すということが考えられる」ということであればわかると思いますが、この案文に沿って意見書をおつくりになると、重大な現在の世界情勢の事実誤認が日野市議会で行われるということになりますので、その点いかが、委員長――いまの答弁ではこの意に沿いたいというお話でございましたがいかがでございますか。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査の結果並びに総務委員会の決定では、この願趣旨ということで採択をいたしておりますので、この請願趣旨に沿った形で行いたい、こういうふうに考えております。したがいまして、この「促す」というようなことについてはどういう原因、因果関係があるかは論議をいたしておりませんので、この願意の中でトマホークのこととＳＳ２０のことを併記していくということは、総務委員会の決定でございます

ので、そういう形で意見書を作成したいと思っております。なお、意見書については、正副委員長に一任されておりますので、いま正副委員長で相談中でございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　その点はわかりました。実際の国勢情勢といいますか、極東の軍事情勢、現実をよく見ていただければわかることですので、その点は講師の方もちゃんとお話しになったのではないかと思うんです。勉強会されたということですから、くれぐれもお間違いのないようにお願いをいたしたいと思います。

それから、この請願の中に書いておられる結局この要旨からしますと、非核三原則が脅されるので、その点非核三原則の遵守というものを求めておられるのか、トマホークというミサイルについての配備を反対して意見書を出してくれとおっしゃっているのか、よくその点の焦点がつかみかねる面も私あるんですが、いかがでございますか、その点総務委員会での御討議の内容をお聞かせください。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員長の、もちろん個人的見解はございますけれども、総務委員会の審査の範囲に基づいての答弁でございますので、御了解いただきたいと思います。

この請願の文章の中に「政府に対し非核三原則完全実施を図ることを強く要求する」という文章がございますとともに、タイトルにも１項それが入っておりますので、これはトマホークのことと三原則のことと両方意見を具申してくれ、という請願であるというふうに総務委員会では判断をいたしております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　非核三原則については、日本国政府は非核三原則を遵守しますということは、再三国会でも答弁があるわけであります。ですから、国の要するに日本の国是として非核三原則を守るということは政府が重ねて答弁しているところですので、これをいろいろ必配なさる方が、政府にさらにお願いをしておきたいということでのお気持ちはわかります。しかし、日本はトマホーク――つまり日本の港に核を積んで寄りたいという申し出があった場合は、事前協議において、日本国政府は「ノー」と答えるというふうに再三これも国会で答弁されてきております。ですから、いまの政府の私ども考え方に立てば、トマホークとい

う核が日本の港に寄港するということはあり得ないわけです，（発言する者あり）── 立ってまともに言ってみろ。はっきり言ってみろ。議長。いま日本共産党の日野市議会議員団の小俣昭光議員が、不規則発言でたしか「ばか」という言葉をおっしゃったんですが、どなたを指しておっしゃったのか議長において確認をしていただきたいと思います。（「確認しろ」「確認をすべきだ」と呼ぶ者あり）その後、質問を続けます。（「議長」「休憩」「ひとり言だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３４分休憩

午後　２　時５５分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど小俣昭光君から不規則発言がありましたが、今後は十分に気をつけてください。

総務委員長の登壇を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君の質問を続けます。

○１８番（古賀俊昭君）　委員長に対します質問の途中で中断をいたしました。続けさせていただきます。

私がお聞きをしておりましたことをもう一度繰り返して申し上げますと、日本政府に対して意見の具申をされたいということで、この請願出されたわけでありますが、先ほど申し上げましたように、核の日本への持ち込みということは、非核三原則を国是としているわが国においてはあり得ないわけでありまして、事前に申し入れがあり、もし核が搭載されているというようなことが判明をすれば、わが国の政府はそれを拒否するということも、国会の担当大臣等の答弁で繰り返されております。ですから、自国の政府を信頼できないということで、もう一度念のためにやってみるということでございましょうが、トマホークを配備反対ということで、アメリカの太平洋艦隊に配備されるトマホークについて、これを反対するということであれば、レーガン・アメリカ大統領に対してと、アメリカ太平洋艦隊の責任者に対して意見書を出すのが至当ではないかと思いますが、その点、委員会では御議論があったかどうかお聞きをいたします。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　日本の政府並びに国会の非核三原則のことについては、この請願に賛成する立場の方は、そういう点では現状ではなくて、さらに、非核三原則の完全実施という手段をとるようにということが１点。そしてまた、トマホークの配備についても、配備しているという情報などをもとにしての、この請願に関する賛成の質疑、詳しいやりとりはございませんでしたが、そういう立場で臨まれておりました。なおまた、意見書を具申する相手先といたしましては、請願に「政府に対し」と書いてございますが、委員の中からはアメリカにも、あるいはソ連にもというような質疑は行われませんでした。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それでは、トマホークの配備については、これはアメリカ合衆国が決定をする防衛対策でありますので、日本政府にトマホークの配備を反対だということで意見書を出すということは、請願の要旨に反するのではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　質疑のなされた委員の皆さんは、これを採択された方は恐らく配備という危険性、こういうことの前提だったと思いますけれども、請願の趣旨としては、日本への寄港を認めないように政府が対応しなさい、という趣旨でございます。恐らくそういうあたりを理解されてのやりとりだったと、こういうふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　総務委員会でのやりとりの経過についてはわかりました。後ほど、意見で再度また申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　本請願に一言御意見を申し上げますが、私まず一番先に、いま、

こういう請願を出されるという市民運運動というのは了とします。そして、日本の民主国家で、しかも言論の自由であり、いわゆる自由社会をという立場からいけば、市民運動の一環としては、こういう運動を個人であれ団体であれ、おやりになるのは全く差し支えないと思います。思想信条も自由であるということも私も認めております。ただ問題は、本請願の「巡航ミサイルトマホーク日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議といわゆる決議をしてくれ、というこの問題に対しては、われわれ日野の市議会議員として、非常に何か考えさせられる問題があるということを3点ばかり申し上げます。

実は巡航ミサイルのトマホークは、この6月の時点には実際日本に寄港して、何ていうんですか巡航ミサイルはいまないんですが、いまアメリカの原子力空母であるカールビンソンが横須賀港に── 軍港に入港していると。こういう中で私は、先ほど古賀俊昭議員の質疑の中でもございましたように、日本のいわゆる政府 ── これはもちろん、これもまた各政党がありますので、考え方というのはいろんな違っている観点があります。ただ、現政府が国民の信任を受けているということも現実の事実だと思います。そういう点から踏まえて、私は、現政府は核の持ち込みはないと言うし、そういう疑惑もないということを言うし、それからまた、こういうことは答えてないんですね。ただし、非核三原則というのは、あくまで尊重していると。しかし、核の兵器が実際今度のカールビンソンにしても、持ち込んできているんだかどうだということは、これはアメリカが答えることであって、日本の政府としては憶測で何か言うことはできないんだと、こういうことを申しているのがいまの国会の論議でもあり、通常の何か新聞紙上にも出ている問題ではなかろうかと思います。

そういう点で、非常にこういう国際間の問題 ── 私は自由社会を守るという一員であって、現政府をいわゆる認めております。そういう中からいけば、反対に回ることは事実あっても、現実にこういう問題を日米という安保条約の是認している立場からいけば、必ずしもこういう核を持っているトマホークを積んでいるものは、寄港するということは好ましいことでないが、日米安保条約の中で、実際核を持っているというんなら、事前協議をいたしますよと、こういうことを再三国会で答弁しているのも、これを了としなければならん立場にいる観点から見れば、現時点では、こういう憶測で何かするということは、しかも議会の場で決議をするということは、はなはだどうかなあということの意見を申し上げておきたいと思います。

それから、この請願の中に、日野市は核兵器廃絶と平和都市宣言をしているから、こういうことは日野市議会としては容認できないんではないかと、こういうことなんですが、核兵器の廃絶ということに、これはもう思想信条を問わず恐らく全国民が、日本は、いわゆる原子爆弾の被災をこうむった長崎なり広島の現状を見れば、核兵器を認めているなんていう人は日本国民では一人もいないと思うんです。しかも、またいわゆる世界全体でもこういうものはないと思います。ただ、現実の中で、いわゆる米ソの力の均衡というか、こういうことによって、逆に言えば平和が ── 私は、そういうことは考えておりませんが、平和が保たれているんだと、こういうことで見れば、これまた核兵器を使っては ── もちろん両国、アメリカにしてもソ連にしても使うということは1回も申していないと思うんです。しかし、こういうものが現実につくられていることは事実だと思うんです。その中で、ただ日野市でこういう核兵器の廃絶と平和都市宣言をしているから、日野市議会では容認できないんだということで、即決議にいくのもいかがなものかなあ、ということを私は意見で申し上げたいと思います。

それから、どうしてもこういうことをやるんだという希望的なことをされるのは、市民運動で私も先ほど言ったように結構なんですが、国際間の問題、しかも日本といわゆるアメリカとは自由社会を守る一員ということで安保条約で認めていることも、私は容認者の一人としては、こういうことの決議では、いわゆる現時点では認めることはできません。こういうことを意見に付しておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　私も、いま新政会の石坂勝雄議員がおっしゃいました意見に、全面的に賛成でございます。私が先ほど質疑の中でも申し上げましたように、まず第1点は、この請願者の請願要旨及び参考に付されております案文の中には、事実の誤認がまず一つあるということが挙げられます。それからもう1点は、いま御意見の中にさきに述べられましたように、こうした米艦の寄港ということは、アメリカから申し入れがあれば日米安保条約の6条という条項によって、施設区域を提供するということが決められており、それに基づく地位協定によって認めるということが国際条約で決められているわけです。この条約に基づいて、日米間において、いま親密な外交関係が樹立されているわけですが、その外国であるアメリカの申し入れについては、特に核のことについては、日本政府は非核三原則についても明らかに国会等で言明し、その立場を明らかにしております。そういうことで、この条約及び協定等に違反がない限りは、こうした意見書を地方議会、日野市議会で議決するということは問題があろ

うかと思います。

また、日本の―― わが国の安全というものが一体何によってそれでは守られているかということをいろいろ考えますと、このような意見書を出してもらいたいという立場の方もいらっしゃるでしょうし、いま意見を申し上げております私や、先ほどの石坂議員のような御意見も当然あっていいと思います。私もそうしたこの請願と相反する立場ではございますが、もう一度こういう意見書の議論の中で、わが国の安全と平和というものが、一体具体的に現実にはどうやって守られているかということを、ただ観念的にとらえるのではなくて、現実に即した、やはり議論というものが議会においてはあっていいと思います。つまり、わが国の国民、市民を守っているというものは、どういうことが政治の中で行われてその結果もたらされているのか、そうしたことをやはり考えていく必要があると思います。つまり政治というものが国民の幸せを守って、国民が幸福になることを妨げるものがあれば、それを排除するというのが政治の基本であると思いますので、私は、現政府の政策を支持する立場から、この請願の採択には反対の立場を明らかにして意見といたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決する に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって請願第５９－１０号、核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し意見の具申を願う請願は採決と決しました。

これより請願第５９－１４号、衆議院議員定数格差是正に関する陳情、請願第５９－１５号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める請願、請願第５９－１７号、日野市の法務行政管轄区域を八王子登記所管轄から多摩登記所管轄へ変更することに反対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

請願第５９－１４号は、衆議院議院定数格差是正に関する陳情でございます。これは、国分寺市の佐竹さんより陳情されているものでございます。日本の総人口に占める衆議院の総定数は2.7％であるということでございます。しかし、東京１１区等は1.５７％しか衆議院議員を選出することができない。こういう観点から陳情をされております。投票価値の格差は違憲であるということでございます。そういう意味で平等な１票を実現して、現行総定数枠内で議員定数を人口比例によって配分するよう陳情されたものでございます。

総務委員会は慎重な審議の結果、万場一致採択と決しました。なお、衆議院議員定数格差是正に関する意見書を後ほど提案する予定でございますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、請願第５９－１５号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める請願でございます。これは日野市日野台の日野台郵便局長木下さんほか１３名の郵便局関係者から出されているものでございます。

現在、内閣総理大臣の諮問機関である政府税制調査会、ここが郵便貯金やマル優など、いま非課税になっている３００万限度のものについて課税をしよう、という方向があるということについて、このような動きがある場合には、少額貯蓄をしている国民が非常に不公平になるのではないか、あるいはまた、国民の貯蓄意欲がそがれるのではないか。国家の財政運営にもいろいろ影響が出るのではないか、こういう立場からの請願でございます。

この件につきまして総務委員会は種々審査をいたしました。その結果、願意に沿うよう採択すべきであるということで、万場一致採択といたしたものでございます。

最後の請願第５９－１７号でございます。これは、日野市の法務行政管轄区域を八王子登記所管轄から多摩登記所管轄へ変更することに反対する請願でございます。これは、八王子にある登記所のうち、日野市の扱い分などを多摩市の方の登記所をつくって変更をするという動きがございます。この件はすでに官報などにも発表されたそうでございます。しかし、住民としては、このようなことになれば次のような理由で日野市民が不利である、こういうことから請願が出されております。日野市多摩平の山口さんほか４７３名からなる請願でございます。

一つは、日野市から八王子に行く場合の交通費、交通時間、これが多摩市になるとそれぞれの点で不便になるということでございます。また、第２点目といたしまして、登記所に行く際は、その他の行政諸官庁へも立ち寄る。八王子には諸官庁がそろっているけれども多摩市には

そういうものがないので、あっちこっちと行ったり来たりしなければいけない。こういう不便さが生じるというものでございます。なおかつ、また日野と八王子は地理的その他の関係が深いけれども、多摩市とは地理的その他の関係で非常に不便になるというような趣旨、以上のような主として3点を中心として、政府関係省庁に意見具申をしてほしいということでございました。

総務委員会は、いま申し上げましたように政府法務省等の動きはございますけれども、この時点で願に沿って採択した方がよろしい、ということに相なりまして、万場一致採択と決した次第でございます。

なお、いま申し上げました請願５９－１５号、並びにただいまの５９－１７号、いずれも意見書を準備中でございまして、本会期中に提案をいたしますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　請願５９－１７号について、こういうことを審査されたか伺いたいと思うんですが。日野という市は、浅川を挟んで、元の地名でいけば旧七生地区、旧日野地区と――大和田地区は込み入って入り組んでおりますが、こういう中でいま委員長が報告したように、単純には必ずしも八王子に行くのは利便で、多摩センター付近に行くのは不便だということは言い切れないと思います。

一つ一例を挙げれば、そういうことが審議されたかどうか、東京電力の八王子営業所が、いわゆるごく二、三年前まではニュータウンがあれだけ大きくならない前は、八王子営業所は日野地区も七生地区も全部やる。八王子営業所の傘下におりました。ところが、現在では川を区切って――私も定かではありませんが、旧七生地区の方は全部だかどうか知りませんが、多摩市の多摩営業所管内に入っております。それから、いまの趨勢から見ると、多摩センター付近には東京ガスにしても、いま言った東京電力の営業所にしても、こういう準官庁的なものが集結してくると私は想像されます。それを単純に交通の利便とか、近くないとか遠くないとか、官庁がないというようなことで、こういう点も踏まえて御検討されたかどうか。

それから、いま一つ、これは絶対またほかの――この問題とは違いますが、日野市でもニュータウンの内の斎場にも入るというようなことで、そういう点でやっぱり地域的なことも考えたんではなかろうかと思います。

いま１点、法務省でもう何か官報で告示して決めてあるものを覆せるものかどうか。

いま一つ、何ていうか、見方によれば八王子の――私の見解が違っているかもしれませんが、八王子登記所の、いわゆる登記所の多摩出張所というような形になって全部の仕事が多摩出張所に来るんではない。いわゆる普通の登記事務は多摩出張所に来るんだが、法人等の印鑑証明等は八王子の登記所支所に行くんだと、こういうやにも私聞いております。そういう点では、むしろ多摩出張所に、そういう内容的なものをそっくり来るというようなことがあれば、なおいいんではなかろうか、というように考える節もあるんで、その辺のことまで内容的なものを関係官庁から来て御説明を受けたかどうか、その２点をまず聞きたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　第１点の地理上の問題でございます。この請願にも第５番目として書いてございます。その中に、旧七生村と旧日野町と総合的に見てということで、地理的な距離がほぼ同じではないかという点なども指摘してございますが、幹線道路網の発達という点が違うというのが請願の中にあるわけでございます。総務委員会では、これらの点を吟味いたしまして採択ということに決したわけでございます。国電豊田駅から、あるいは日野駅から、高幡不動駅からの交通時間、あるいは交通費、こういうものなども若干質疑の中で意見交換をいたしました。請願文にも若干書いてございますように、確かに日野市の一部で多摩市に近いところがあるという点は、総務委員一同、総務委員会で認識の上でこういう採択をしたわけでございます。

それから、第２点の多摩市に官庁を集中する問題などでございます。この点については、それよりも日野市に、この登記所の出張所を持ってきた方がいいのではないかという主張が、質疑の中で一、二出されたわけでございます。そういうようなことから、いろいろ議論をいたしてまいりました。ただ、多摩市に登記所の出張所ができた場合に、こういう法務局関係に足しげく行く――たとえば職業でございます。司法書士、行政書士、そのほかの関係の職場、こういう方々の店舗を出す場所が多摩市の場合はない。要するに、そういうことで登記所だけはできるけれども、周りに店舗などを出すことができないんだ、そういうことでも多摩市に持ってくるのは不便なのだ、というようなことを審議したわけでございます。

なお、今後この法務局の考え方を覆すことができるかどうか、という点でございます。この点についても、るる審議が行われました。市役所にも法務局関係から説明が来たそうでござい

ます。そういう際には、市当局は意見を出すべきである、というような問題提起もあったわけでございます。なおまた、法務局――法務省でしようか、官報にこの計画を発表するときに、われわれ日野市民に何の相談もない、官報の一片の通達だけでそういう場所を決定するのは不都合である、というような委員からの質疑などもありまして、今後そういう点で、やはり請願の立場から運動をしていく必要があるんだと、こういうことになりまして、採択ということになったわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ちょっと委員長には言いにくいんですけれども、私の質疑に答えてないんで、委員長独創な何か節回しでお答えになって……。私は、１点は必ずしも交通の利便ということ――モノレール構想も出ておるし、そういう中で単純ないまの現時点だけで図っていいのかどうなのか。そういう点と、いわゆるほかの東電とかガスとかいろんなことをして、そういうことをされたかどうかということを１点。それから、いま１点は、そういう関係筋から来ていただいて、いろいろな説明聞いたり内容の、いわゆる法人の印鑑証明等は八王子の方へ取りに行かなきゃならんし、かつ普通の登記事務だけはやるんだという、そういうことを検討されたか、吟味されたかどうかという……。何か自分の独創的な委員長独特のすばらしい感覚で、とうとうとまくし立てたって、ちょっと何か私も長くやりたくないんで、簡明に答えてもらいたいんですがね。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　委員長の独創で答弁はしておりませんが、総務委員会の審議状況を述べたわけでございます。

ただいまの２点　質疑についてお答えいたします。日野市でも近い場所があるという指摘がございましたが、日野市からも近いから多摩市でもいいではないか、という質疑はなされておりません。それから、第２点目の法務当局が総務委員会に来て説明があったかという点でございますが、これは、先ほど答弁しましたように、市役所の関係部局――総務部だと思います。けれども、そこにはあいさつがあったとこういうことでございます。それに関する質疑は総務委員会として行いました。（「だから、内容聞きにきたかと聞いているんだよ」「内容、事務の扱いとかやったかやらないか」と呼ぶ者あり）

重ねてお答えいたします。内容のことについては、ですから、先ほど申し上げましたように、

登記所の多摩の出張的な機関でございますので、多摩市に設置された場合は全面的な八王子の法務局の仕事が移行するわけではございません。そういう点でも不便であると、こういう質疑なんです。では、逆に多摩市に全部集中しろというような主張要望に基づく質疑というものはなかったように記憶しております。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　委員長、私が言うのはその答え、いわゆるそういう内容の――私は法人の印鑑証明等は八王子のところへ取りに行くんだと、こういうようなことなり、具体的な登記事務はこうなんだと、こういうようなことをどなたがやって、どうですかということを聞いているんです。だから委員長、別に無理して言わなくたって、総務部から聞いたというんなら、総務部長でも何でも答弁させて結構なんですから、その点ちょっとまだ私納得できないんで、やってもらいたいと思うんですが……。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたしますが、その辺のやりとりもいたしました。それで、いませっかくの御指摘でございますので、総務部長の方から多摩の登記所の仕事内容、それから、八王子に残されたもの、この点が部長で答弁できるとすればひとつ御説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　お答えいたしますが、先ほど来、委員長報告の中で官報の告示の件でございますが、これは、４月の１１日に官報で告示されておるわけでございます。その内容は、法務省令第１４号というということでございます。その中で、東京法務局の八王子支局の中の日野市を削り、多摩出張所の所管といたしましては日野市、それから、多摩市、稲城市、この３市が多摩出張所の所管になる。いままでは多摩市と稲城市は府中の所管でございましたけれども、多摩出張所の方に入ると、こういうことでございます。

それから、職務の内容といたしましては、不動産登記と法人登記、この二つの所管事務のみを扱うと、こういう内容でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　いま恐らく総務部長は、いわゆる法務局から来た、何ていう

か公文書にのっとっていまお答えになったと思うんですが、そういう説明を自分ではずばりしていただければ、もう最初のときで私引き下がっているんですが……。

後の意見の場で申し上げますが、さっき日野地区へ、そういうことであるんなら出張所なり八王子の登記所へ持ってくるというようなお話があって、私もその点なら大賛成です。ただし、私は申し上げますが、いまの八王子の八幡町にある登記所は、定かではありませんが、恐らく8年くらいか10年か11年前に、いまの八王子地裁――裁判所のところに一緒にあったわけです。あそこがいわゆる狭くなったということで、どこか物色したい、特にそのころの動きとしては、日野と八王子の境に来たいと、こういうことを八王子の司法書士会から私は聞いたんですが、むしろ日野に用地を――日野と八王子の境につくって用地を物色していただきたいと、そういう要請を司法書士会で理事者にされたそうです。十一、二年前か私定かではないんですが、そのころにかなりされたそうです。ところが、全く登記事務所なんていうのは、いわゆるわれわれの日常生活になくちゃならんということではないんだ、遠くのような、早く言えば火事だということで、全く取り上げられなかったということを私は聞いているし、事実その人はいまでも現存しているからいつでも聞けます。ただ今度のときだけ私は、何か法務省で充実してくれというのに、何か目くじらを立ててまでやるのはどうなのかなあという――私の議長のときにこの問題は持ち込まれてきました。しかし、私は余り乗り気ではありませんでした、はっきり申し上げまして。それなので、そう緊急に何かすべきことではないんではなかろうかと。こういうことで放置しておいたというか、そういうことを積極的に取り上げなかったというのが現実であります。

そういう点で、いまのモノレール構想等、また、多摩ニュータウンを中心にした多摩、稲城、日野の一部の核の問題を考えた場合に、先走った決定をするのはどうかなあということを、そういうことの論議はされなかったか、何か最後にお聞きします。なければないって言って結構ですから。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　その八王子境にという件については、質疑は行っておりません。なお、つけ加えまして、先ほどの答弁に補足をしておきますが、登記所の仕事の内容については請願文の②のところに出ておりますので、これを前提として総務委員会は審議した、ということをつけ加えておきたいと思います。そういう意味で明細な答弁はいたしません

でした。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　いま石坂議員さんからもお話がありましたが、われわれ南多摩――日野、稲城、多摩です。これは面積からいきますと、日野が27.3ですか、多摩、稲城も、やはり合わせて27です。面積は多摩、稲城を合わせたものと日野市と同じであります。それから、交通事情から考えまして、特にものモノレールができる。高幡が官庁の中心にならなきゃならない。そういう点で過去の市長さん方は、昭和41年に南多摩に初めての日野高等学校をつくられた。南多摩高等学校です、これ。ただ南多摩高等学校というのは八王子にあるんです。それで日野高等学校です――昭和41年開校。また、保健所もそうです。日野、稲城、多摩に保健所をつくる。南多摩に保健所をつくる――じゃあどこへつくるか。これも昭和46年、当時の市長は、やはり日野の高幡につくる運動をされてできた。やはりどう交通から見ても、面積から見ても一番便利な場所は高幡周辺であります。

私は、いまこの法務局の問題も、当然1年2年前に諮問があったはずです、市長に対して。市長は、それに対してどのような運動をなされたのか。また、あるいは日野はもういいんだと、みんな多摩か稲城へ持ってってやればいいんだと、こういう考えはもちろんないとは思うんですが、どのような運動をし、それでもなおかつ失敗したのか。この点について市長の答弁を求めたい。これは、総務委員会に御出席をいただきませんでしたので、お聞きしたいのであります。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法務局の附属機関と申しましょうか、これは、古くから八王子に所在をしておるわけでありまして、いま御質問の、いわゆる南多摩東部という感覚でこのことが私どもに諮問されたということは、ちょっと記憶にございません。

昨年か1昨年だったと思いますけれども、場所が狭隘であるとか、将来多摩センターという地域が、いろいろな意味で地域の交通条件が整うというふうな理由で、多摩に移転をする考えがあると、こういうあいさつと申しましょうか、報告といいましょうか、そういう形の話は伺った記憶がございます。その際には、私は、いま出しておられます、いわゆる司法書士という方々の仕事の便不便で考えるよりも、やっぱり市民の足を運ぶことの便不便という事で考えることが妥当だ、というふうに思いましたので、あるいは広報にそういうことの紹介を出したこ

とがあるか、ちょっとこれは調べてみないとわかりませんが、いまいろいろ話を伺ってみて、日野に設置したいという、そういう運動は私は聞いていないわけでありまして、むしろニュータウンの方が便利という意味では日野に近い、あるいは日野市民も喜ばれるのではないかと、こういう感覚は持ちました。そういう程度でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　請願５９－１７号の件ですが、請願内容にあるように、市民生活から見た場合、やはり登記所、または地方事務所も八王子にある。ここに現在ありますので、やはりモノレールその他の構想もありますけれども、現状の八王子の方に請願どおりなるように要望いたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま市長さんからも答弁がありました。数年前、何年か１年か２年前に話はあったと。いずれこれは、多摩登記所は八王子登記所と同じ事務を行うようになるわけであります。ですから、こういう点でやはり日野市民の立場を考えてやる、と。多摩、稲城の方々も総合して考えた場合、当分の間は八王子登記所所管に置くべきで、将来は、日野の高幡にしなきゃいけない。現状でも警察は日野です。保健所も日野です。将来できるであろう建設事務所も日野へつくらなきゃいけないと私は思います。ですから、ぜひ理事者がこの実現に、この件についても、日野の高幡周辺に、南多摩東部ブロックのすべての役所等を集めるように今後努力してもらいたい。このことを意見として申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　私は簡単に申し上げます。

こういう問題は、採択されるのは私は結構だと賛成いたします。ただし、市長会、議長会で近隣とよく連携をとって、住民のサービスが行くようなことに鋭意努力をしていただきたいことを意見で申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本

3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－１４号、衆議院議員定数格差是正に関する陳情、請願第５９－１５号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める請願、請願第５９－１７号、日野市の法務行政管轄区域を八王子登記所管轄から多摩登記所管轄へ変更することに反対する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第８８号、日野市三沢２５番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８８号、日野市三沢２５番地先市道上の市の議務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市三沢２５番地先市道上における事故について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和５９年１０月２７日付で専決処分により相手方との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程されました議案第８８号につきまして御説明申し上げます。

本件は、市道上で車両が被害を受け、市の道路管理責任上、その損害を賠償するために被害者に対しまして１６万4,９６０円を支払うことによりまして、和解の締結ができまして、昭和５９年の１０月２７日に示談が成立いたしたものでございます。事故の発生状況につきましては、議案書の3ページから4ページに記載をされております示談書のとおりでございます。日野市落川の１７３番地の５６にお住まいの被害者菅原　明さんが、昭和５９年の９月２３日に――この日は、たまたま日曜日と祭日が重なる日でございましたけれども、その日の午後7時４０分ころ、市道三沢4号線、日野市三沢２５番地先でございますけれども、この位置は、ち

ょうど三沢中学校の南門の前になるわけです。そこの場所を車輌で走行中に、同所を横断しておりました雨水排水溝にかけられておりましたふた――グレーチングというのは網目のふたでございますけれども、それがたまたま通行車両の車輪の振動によりまして外れておりまして、そして、この排水溝が突出をしておりました。それに気づかずに車が走行をいたしていきまして、この網目のグレーチングに衝突をし、車両――日産のグロリアの3,０００ＣＣ、５９年式でございますけれども、この車両を破損したものでございます。幸い人身事故はございませんで、車両のみの損害事故であります。

この種の事故の再発防止につきましては、総点検をするとともに、この現場につきましては早速ボルトで固定をする補修の修理をいたしました。まことに申しわけなく存じております。

損害賠償額につきましては、全額道路損害賠償責任保険から歳入となるものでございます。よろしく御承認を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　こういう事故がいろんな交通事故等であるんですが、こういう事故が出たということも珍しいんで、出来ちゃったことに対して私は云々しません。ただ、あそこの場所を私よく知っているし、どうしてああいうものがそういう簡単に外れるような――いま、見方によると電話線とか地中にいけて入っているのでさえも、簡単にあけられないようにするというようなこともされている中で、何か振動で外れるなんていうことは、われわれなんかの常識では考えられなかったんですが、そういうことがあるんですか。しかしまた、いま建設部長の考えでは、今後そういうことのないように厳重にされるということなんで、むしろ意見のような形の中で、そういうことの事故がないようにということと、見方によればこういう１６万程度の事故であったのは幸いだったなあ、というふうに考えるんですが、どういうことであんな――あそこもかなり三沢中学の方へ向いたところの東門の入口の手前なんで、ちょっと私なんかの常識では考えられないと。もっと、さもなければ重量があってきちっとするような形がとれないか、いま、びょうでとめたというようなことなんですが、その辺のところを、ちょっといま専門的な立場からお答え願いたいんですが……。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

構造上の問題をちょっと申し上げますと、グレーチングの大きさというのは１枚が横が１メートル、奥行きが６０センチのものでございます。これがちょうど１メートルの幅でございますので、4.4メートルの道路に横断されて４枚かかっております。その左右にはいわゆる集水弁がございます。で、合わせまして幅員は4.4メートルということでございまして、この側溝の深さというのは５０センチ程度のものでございます。そして、側溝の肉厚といいますか、コンクリートの縁取りがしてございますが、その肉厚についてはグレーチングの前後が１０センチほどあるわけです。トータルしますと、両方に１０センチずつの、いわゆるふたがかけられている余裕があるわけでございます。それが、普通ですと振動で外れるということはないわけなんですけれども、どういう関係かよくわかりませんですけれども、車両の通行によりまして、徐々にそれがずれていたというのが事実だろうと思います。

そして、このことにつきましては、グレーチングが曲がっているということで、９月の１４日の日、つまり事故があった何日か前に、土木課の補修係が発見をして補修をしたんですけれども、その後また、車両の通過のために再び外れていた、というふうなものでございまして、本来、構造上の問題としては、ボルトで固定をするという形の構造のものもございますので、この場所については、たまたまボルトの固定のものでなかったということで、事故につながったというふうに考えられておりますけれども、先ほども申し上げましたように、そういう点で構造上不備のないような補修をした、というものでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この事故は、自動車が壊れたと。幸い人身事故ではなくて、大変不幸中の幸いだと存じます。ただ私は、こういうふうに申して下さる方は大変少ないんじゃなかろうかと思う。そこで、私ども議員は、そういう事故が発生したときに、これは市の責任だなと思うときには、建設部長なり助役に私どもは御通告申し上げます。通告されない方もいらっしゃるかもしれませんが、私が知る範囲で申し上げます。ところがその解決の議案が出ないことが多い。もやもやと取り消す。大体の人は遠慮するんです。

そこで、これはどう解決したか一例をひとつ返事してもらいたい。これも交通の道路上の事故であります。たまたまこの方は伊藤総務部長さんのお兄様でいらっしゃいました。前市議会議員さんでございます。道路から転落して大けがをなさって――日野の市道です。市道の、要するに道路の縁の川に落ちてしまったわけです。それはなぜかというと、防護壁がちゃんとあ

ったのが壊れていたからです。だから、自転車もろとも転落しちゃった。それで、府中の病院へ担ぎ込まれた。場所は多摩市と日野市の境であります。そして、いい医者がいませんかという奥さんからの電話がありましたので、私は、どうしたんだと聞きましたら、いやあ、さくが取れちゃってて壊れちゃってるところへ自転車もろとも落ちちゃったんです。大けがをしていま外傷を負い入院していらっしゃる。

それで、私はすぐに助役さんと建設部長にお電話を入れました。このさくをちゃんと直したらいいでしょうと。前はちゃんとなってたんだ。壊れたんだ、市の責任として直さなきゃ、また落ちますよと、子供が。少なくとも子供じゃなくても大人が落ちたんですから。そして、助役さんはたしか病院行ったはずであります。あるいは行かないかしりませんが。当然こういうふうなことで自転車は壊れてしまった。本人も傷を負う。何らかの形の事故示談書か何かよくわかりませんが、出てしかるべきではなかろうかと思う。しかし、伊藤総務部長のお兄さんは、自分の弟が役場に厄介になっているから、黙っていたのかもしれません。しかし、要求しなきゃ出さないということは余りいいことじゃないんじゃないかと思う。多くの人が大抵は泣き寝入りしているんです。日野は道路が悪いんです。とても悪い。だからしょうがないんですね、事故が多いのは。その点ひとつその経過を、きょうはたまたま議案が出されましたので、どう解決し最後にどうなったのか。私がお願いした助役、建設部長、あるいは市長でも結構です。御回答を願いたい。御説明願いたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その情報を、大分期間がたったわけでございますが伺い、早速現場の処理、あるいは事故を受けられた御当人へのごあいさつ、それらのことは一応行いまして、御理解によって議案として提出する形にはなりませんでしたが、また、そのことを御指摘していただきました古谷議員さんに、早速御報告をすべきところ、それが不十分であったという点については、まことに不行届であったと、このように反省をいたしております。具体的なことは助役並びに総務部長からお答えができます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松役雄君）　御報告申し上げるところでございましたけれども手落ちをしておるわけでございます。それで、お見舞い申し上げましたのは６月の２３日、府中の恵仁会病院というところへ参りましてお見舞い申し上げておるわけでございます。それからちょうど納

税組合の副会長さんをやっておられまして、石田、新井地区を担当といいましては――いろいろとごめんどうを見ていただいておるわけでございます。その日も、ちょうど新井橋の南詰めを真っすぐ市場道の方へ向かって下るわけでございますけれども、市場道の方へ右折せずにそのまま堤防沿いに進んでいったところで事故が起きたわけでございますけれども、納税通知書をそれぞれお配りした帰りのとき、ちょうど夕方になりかかったんでしょうか、自転車で――最近は自転車を使わないで自動車をお使いになっているようでしたけれども、その日は自動車に都合がありまして、自転車でそういう納税の事務の連絡にお出かけになったと。ちょうど橋と堤防沿いの道路とが、Ｔの字で結ぶところでございます。橋の方が多少傾斜があるものでございますので、自転車でスタートするときに多少体が揺れたというようなこと等で用水堀に落ちたわけなんですけれども、用水堀の方は途中から石積みになっておりまして、軽くて本当に運がよかったといいますか、助けてくれというようなことで、すぐ近くの部落の方に助けてもらったということで、大分出血されたようでございます。そういうお仕事で行かれたことでもございますし、もともとの市会議員さんを歴任された方でございますので、そういうことを含めまして、お見舞い申し上げた次第でございます。

早速、行きも帰りも現場見たんですけれども、建設部長の方で、落ちないような防護さくを、くいを打ちまして、針金で張りまして防護さくをしておるわけでございます。これは当面の防護さくでございますので、いずれきちっとした、さらに防護さくにするということでございます。現場は確かに非常に深い堀でございます。落っこちますと――頭から落ちたようでございます。ちょうどたんぼに水がたくさん使う時期をちょっと――これからたくさん使う時期というようなもので、あれがもう少し水が張ってあると――気を失ったようでございますが、あのまま水を飲んで大変なことになったんじゃないかと思うんですけれども――御自身も言っていました。水も少なくてよかったんだと、すぐ助けてもらったんだと。ちょうど頭が割れまして出血が多量だということで、その後、多少耳も遠くなったというような故障等もあって、本当に痛ましい事故だったと思っていますけれども、よくあれだけで済んだなあと思った形で、いろいろ市に功労のある方でございますので、その意を含めてお見舞い申し上げたわけでございます。お見舞い以上のことは市の方としてはやってないわけなんですけれども、そういうことでございます。

工事の状況については、建設部長の方から……。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から、いま助役さんの方から詳細な状況が御説明をされたわけですけれども、あの道路につきましては、堤防沿いの道路でございまして、いわゆる建設省の管理道路のような形になっております。そういう関係で、助役さんの説明にもございましたように、うちの方へ曲がる道路は私道でございます。それとの接続点で、状況的に多少の勾配があったというふうなことでございますけれども、水路に面したところでございます。橋にはパイプの欄干がついております。水路には何ら防護さくがなかったわけでございます。応急的な措置をすぐ現場でするとともに、あとは恒久的なガードパイプの設置ということで対処をいたしました。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっといま中村部長に聞きたいんですが、その道路は何か建設省が責任があるようなことをちょっとおっしゃいましたが、この橋はだれがかけたんです。だれがその橋をかけて、ここの道路をつくったかだ。

○議長（高橋通夫）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　橋そのものは私道にかかっている橋なんです。したがって、これは新井の地域のあの辺にお住まいの方が、多分水路に橋をかけたんだろうと思います。それから、道路は市の要するに堤防敷にかかる堤防管理道路ですけれども、管理責任は市でございます。ただ、用地は建設省からお借りしていると、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　だからいまの管理というか、市道何号線という名前がついているんでしょう――そうでしょう。市の認定道路だということはっきりしなきゃいけない。建設省なら、この問題は建設省に文句言います。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　いまちょっと何号線という名称は覚えておりませんけれども、市道の管理によるところの認定道路でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いまお見舞い――寸志っていいますか、寸志で済ましましたと。

それで、伊藤さんも別に文句――もちろんそういうことを言ってくれと、市役所に言ってくれということで言ってきたわけじゃないんで、いいお医者さんがいないかということで私は聞いたわけですから、もちろん伊藤さんのことですから慰謝料よこせとか、自転車の修理代よこせなんていうことは言わないと思う。しかし、こういうものは相当期間入院され、しかも、納税組合の令書を運んでいったわけです、中島地域に。ある意味じゃ公務ですね。そういうような状況も考えて、やっぱり寸志ということだけではなくて、やはり市としてある程度の慰謝料ということじゃないけれども、補償は出すべきだと思う。たとえば医療費――医療費はあの人は国民健康保険です。ですから、医療費は恐らく相当額払ったんじゃなかろうか。寸志というのは千円でも寸志です。百円でも寸志、一万円でも寸志。一万円というような多額なことはないだろうけれども、医療費程度は支払い、ここへ専決したといって出されてきても不思議じゃないと思うんですけれども、その点どうなんですか。あるいはその点勘案されてやったのかどうか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ希望も私ども考えたところでございますが、御当人の理解ある御辞退ということで、そのお言葉に甘えもし、儀礼は尽くしてきたと、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　確かに伊藤さんは、御自分の弟さんが総務部長さんだし、なかなか物言いにくいです。これはわかります、私も。それで、こういうことは、やっぱりある程度規則か何かつくって、市道で発生し、その責任が市にあった場合には医療費は持つとか、その基準を――要綱でもいいです。つくられておいたらいいかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおり検討し、礼を失したり、あるいは御迷惑をかけることのないようにしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いた

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８８号、日野市三沢２５番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第８９号、上田排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８９号、上田排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認について提案の理由を申し上げます。

本議案は、上田排水樋管新設工事委託について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和５９年１１月１４日付で専決処分により契約を締結いたしましたので、同法同条第３項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認いただきますことをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案第８９号の報告承認について御説明を申し上げます。

本事業は、上田排水樋管を新井橋上流浅川の左岸に設置するものでございまして――この中に案内図がございますが、場所としては新井橋の上流とマルが囲ってある場所でございます。この排水樋管は、万願寺区画整理事業と整合させるため、公共下水道計画のうちの中の上田排水区の、雨水排水放流のために樋管を設置をするものでございまして、事業といたしましては、河川の工事個所は堤内にございます関係上、渇水時期に工事を行う必要があるわけでございまして、この設計、あるいは施工につきましては、建設省へ一括お願いをしてきたところでございます。たまたま渇水時期ということで、工事期間の制約もございます関係上、議会の御審議を経る前に契約を締結いたしたものでございます。

内容といたしましては、委託件名が、上田排水樋管新設工事でございまして、契約金額が９９,２６万2,０００円でございます。委託期間は昭和５９年１１月の１４日から６０年3月31日までででございます。契約の相手方といたしましては、東京都千代田区大手町一丁目３番１号、契約担当官が、関東地方建設局長、玉光弘明でございます。工事の平面図につきましては、案内図の次に記載をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　この工事について、云々ということではございませんが、浅川の内の工事であろうというふうに考えておりますけれども、実は、あそこの石明神社というお宮があるわけでありますが、道路が実はあるわけであります。この道路はそのまま使えるんですか――通行どめにするんですか。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えを申し上げます。

現在利用しております堤防道路と申しますか、道路につきましては、この工事を行う場合に工事に支障が出てまいりますので、この道路は閉鎖せざるを得ないというふうに考えております。しかし、この道路に面しまして地域の方々が生活の道路としてお使いになっている点もございます。したがいまして、地域の住民の方々には御不便がないように事前に迂回路をつくる予定でございます。これは、現在、土方工務店のところに火の見がございますが、この火の見のところに家屋を区画整理上移転をいたしまして、そこに仮道を設置いたします。この仮道は、将来区画街路になるものでございますが、とりあえずこの工事のために家屋を３棟ばかり移転をいたしまして、仮道を設置して、この工事の現場の近くの方々の通行に充てる予定でございます。それから、全面的に一応は閉鎖いたしますけれども、この道路に面している方々は、それぞれ御利用いただけるよう通行を確保いたしますが、通過道路としては閉鎖をしたい、かように考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　いまの部長の「迂回路」というふうな、地域住民には迷惑かけないんだ、というお話がありまして、了解をするわけでありますが、通過道路というふうなことの中で、非常にあそこの道路をいま通行する車が多いわけでありまして、御案内のように土方さんですね、北田屋さんというお店があります。あれからオリエント時計に抜ける道路がございますが、いまのこの堤防の道路と、その道路をうまくできていて、昔から――昔からっていいますか、非常にうまくできていて、何ていうんですか、一方通行にしなくてもうまく利用できるような形になっているんです。ですから、この道路を通過道路と――閉鎖するということでありますと、御案内のようにいま申し上げました土方雑貨屋さんがございます。土方さんから１００メートルくらい、もっとありますか――２００メートルくらいオリエント時計に寄りましたところにつきましては、普通の車でもすり合わせができないんです。いま言ったようなことで、それで、うまくいままで利用お互いによく知ってまして、あそこ使う人たちというのは。そこが閉鎖されますと、いま言ったような土方さんの西側のようなところは交差ができないんです。いつもそれでいざこざが絶えないわけですけれども、ぜひその辺を何とか考えていただきたい。強く要望をしておきます。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。この迂回路と申しますか、現在の道路、これを利用していくことになるわけでございますが、その辺につきましては、十分車が交差できるような形で待避所みたいなものをつくっていくとか、その点も考慮をしていきたいと、かように考えます。御不便の点がございましたら、どしどしとおっしゃっていただければ、私ども事前にはやりますけれども、なお手を加えていきたい、というふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　要望でありますけれども、いま御指摘をいたしましたところにつきましては、特に研究をしていただいて、通行が可能になるような方法をとっていただきたい。強く要望をしておきます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　３点お聞きしたい。

まず第１に、この１２９ヘクタールに及ぶ面積の排水であります。樋門をつくられた。それで、第１点は、この樋門をつくられる設計はどなたがしたか。もちろん民間がしていると思います。あるいは建設省がしたかもしれない。工事は民間だろうと思う、今度落札した人は。それらについて、いま工事施工についての注意は、いま滝瀬議員からございましたが、これをまず示してもらいたい。

第２点としては、上田用水との関連。いま上田用水の改修工事を行っております。これは建設部長の方でやっています。これがことし大体でき上がる。堀之内のお寺のところから、ずっと宮の方へ、宮の神社まで下がってきているわけですけれども、恐らくこの用水路の水も、ここへ、この上田排水路に入っていくんじゃないか。上田幹線に入るんじゃなかろうか。なぜかというと、１２９ヘクタールですから面積が非常に広い。ですから、あの工事との関連及び上田用水が将来どこへどう入っていくのか。その点が第２点。

もう１点は、上田幹線と太くなっております――この図面で下からずっと上流の中ころまでは、区画整理区域内は太いです。その先はちょっと細くかいてある。この図面、あなたがくれた図面だ。この図面で、今後この樋門へ向かってする工事は下流からするに違いない。川ですから下からやっていかなきゃえらいことになるんです。それでどういう、たとえば3.6メートルの管を入れるのか、あるいはオープンでやるのか、どういう形で上流へ持っていくのか、今後の施工計画。これ都市計画審議会も出てませんから初めてこれを見るわけです、私どもはこの図面を――説明してもらいたい。これは非常に重大な将来への問題になるわけです。約４０万坪にも及ぶ広大な地域の排水管の着工なんですから。

最後に、この図面は上流はどっちなんだか――２枚目の図面です。工事図面。樋管全体平面図。上流がどっちであるか。浅川がどちらかぐらいか書いてもらわないと、私のように頭の悪いものには全然わからない――（発言する者あり）それは、いや、ほかの方はりっぱな方だからおわかりでしょうけれども、だから質問私しかいないわけだ。よく説明してもらいたい。これは即決しないだろうと思いますけれども、建設委員会にかかるんだろうと思うんですけれども、だけども私建設委員じゃありませんから、だから、ひとつこの３点について御説明をお願いしたい。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

1点目の設計、施工はどこかという点でございます。設計につきましては建設省の方で実施していただきました。それから、施工につきましても一応建設省の方にお願いするわけでございますけれども、建設省の方で外注いたしまして、若築建設という会社が落札をしております。

それで、2点目でございますが、上田用水との関係でございますが、区画整理上、将来上田用水はたんぼがほとんどなくなるというようなことで、将来の計画としては、用水という形ではなくて、道路に面した水路という形で区画整理上は残していきたい、というふうに考えております。常時通水をいたしまして、道路の横に水路があるというような形に切りかえていきたい、というふうに考えておるわけでございます。

それと、当然この上田幹線――将来の雨水管に接合する部分が出てくるわけでございますが、それは、道路の横に配置いたしました水路、それと、この排水幹線との関係で、具体的にいまここだ、ということをお示しできないんでございますが、将来はすべてこの上田樋管――この樋門から雨水は浅川に放流をしていくと、そのような計画になっております。

それと、施工計画でございます。3点目でございますが、当然樋門をつくると同時に、下の方から管を埋設することになるわけでございますが、樋管のところについてはオープンの水路にしていきたい、というふうに考えております。それと、上流部分になりますと、道路の下に入ってくる個所がございます。そういったところは、やはり丸管で――ヒューム管で埋設をしていくと。したがいまして、表面には出ない雨水排水管という形になってまいると思います。

それと、図面でございますが、この図面につきましては、上の方が浅川になっております。下の方が堤内地、いわゆる民地の方になってくるわけでございます。したがいまして、河川は上の方でございまして、右の方が上流、左の方に向かって下流に向かって流れるような形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。（「回答、建設部長、工事の関連聞いているんです」と呼ぶ者あり）建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　私の方は、まだ現状の改修に臨んでいるというのが現状でございまして、御質問の中にもございましたように、現在59年度で市民プールの前のところから樋門までを改修しております。これで一応水口のところから昨年やりました部分、それから、さらには以前にやったところですね。これが終わるわけでございます。したがって、灌

漑用水路の機能的な補修ということでございますので、今後、いま都市整備部長が御説明申し上げましたように、万願寺区画整理区域の、いわゆるあの幹線の排水系統につきましては、御説明をしたとおりでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　ちょっと私もよくわからないからお聞きしているんですが、まず都市整備部長の話ですと上田幹線――この図面に載っている上田幹線。この図面に載っているのは何メートルの幅のか知りませんが、オープンにして、そして、1・3・1の縁を通すというようなことなんでしょう。この図面で見ますと――じゃないかと思うんですが、いわゆる道路わきに川を流して京都の賀茂川のように美しくしようと、こうだろうと思うんですよ、僕きっと。細い川は暗渠にせざるを得ないところも出るんじゃなかろうか、枝管ですね。そういう意味で御説明をいただいたと理解してよろしいんですか。

それから、第2点は――だって図が出ているんですから、ここちゃんと。第2点の建設部長の御回答は、私はこう理解していたんです。上田用水は毎年毎年工事をやった。それで、あれは恐らく南平の、いわゆる工事と同じゃなかろうかと。南平の工事は、将来の雨水排水幹線です。あれ。そうですね。それと同じ意味であいうふうにやっていらっしゃるのかなと思った。そうでなければ、そうでなくっていいんです。それで、この上田幹線、いわゆるいまの樋門から上流はオープンにするということですから、この図面によりますと、このオープン部分は何メートルあるのか、ここにメートルが入ってないんです。民有地の中の方の図は――入ってませんね。浅川の方は数字が入っているけれども。これ何メートルのオープンの川になるのか。道路の縁に清流流れているところは結構です。大体この水は上田用水から入る水がここへ来るんです。万願寺用水――万願寺用水っていうのか、私のうちの裏の方の水は根川の方へ行っています。ですから、恐らくこれは上田用水が主となるんじゃなかろうか、というような気がするんですけれども、この幅は何メートル――これ図面ありますね、ちゃんと。都市整備部長、幅がありますよ、これは。何メートルの幅の川を流す。それで、浅川の堤防は、これは3.6メートルの2メートルの四角の管だと書いてあります。そうでしょう。かなり大きいものです。それで、浅川へ放流すると。図面によればそうなっていますが、われわれの一番大事なのは日ごろ生活する、住んでいる場所のところを流れるこの幹線がどうなるのか、ということなんです。それから、上流の方はどうなるのか、上田の部分はどうなるのか、もう一度よく教えてもらいたい。いいですね建設部長、もう1点。

部長の方、わかったね言葉、いま私の言うの。全然関係なきゃないでいいです。それといま改修しているのは壊しちゃうのかどうか。この上田排水路ができた場合、入らなくなっちゃうかもしれない、下手をすれば。下手かよいかわかりませんが、その点の関連を教えてもらいたい。何億何十億というお金を使うわけですから。いま上田用水だけでも、もう3億円を超えているんじゃなかろうかと思う、ずっと改修工事やっていますから。ことしも相当の金額でしょう、9,０００万も使っているわけですから。もう4年―5年ですかな、あれやっていますよ。この関連を教えてもらいたい。その二つ。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

先ほど私がオープンにするという部分は、この樋門から上流へ向かいまして、全部ではございません。一部ここのマルをかいてあるところから左の方に線が引いてございますが、浅川の堤防に沿ったところは、ここがオープンにしたいというふうに考えております。それから、それとここから上の方にちょっと立ち上がっております。ここの部分、また、左の方に行って上田幹線と書いてある部分がございますが、こういったところ、これから上流の方ですね。立ち上がったところから、上田幹線というところをかいて、また上の方に立ち上がって、上田排水区というような線でもって引いてあるところ、これは管渠に、地下の埋設される管渠、普通の管渠になります。したがいまして、オープンということではございません。先ほど私がオープンと申し上げましたのは、現在の上田排水を利用いたしまして、常時通水をしていこうと。これは、区画街路をこれからつくっていくわけでございますが、散策路的に道路の横に水路を備えて、そこに水を常時流していきたいと。いわゆるそういう形の水路を兼ねた、道路にあわせて水路も併設をしていきたいというふうな考え方でございます。したがいまして、この地域―上田排水区の各地域から雨水を取るわけでございますが、小さな管渠は各道路の下に埋設をされて、この上田幹線に雨水は集まってまいります。上田幹線からこの樋管を通しまして浅川に放流をするという考え方でございます。

この管の大きさでございますが、この樋管の部分は、川の方に出ておる部分は、ここにも書いてございますが6メートル４８センチの幅の管でございまして、それから、樋門をくぐりまして、手前の方――民地の方に入ってくるこの管渠が、ここに右上の方に書いてございます樋管断面の3,６００×2,０００、この大きさになります。（「その上流の幅は幾らある」と呼ぶ

者あり）その上流の幅は、だんだん上流に向かっていくに従って細くなってくると思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は、いま質問したのは、この図面を聞いているわけです、いま。この図面について。ここに川になっているじゃない、この紙――そうでしょう。こっちからこう入ってきて浅川へ抜ける。だから、「ここはオープンです」と、あなたはおっしゃったんです。だから、これは幾らの幅があるんですかと聞いているわけです。書いてないから――これ下、この幅。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　説明がまずくて申しわけありません。この点線でかいてある部分でございます――下の方の。ここのところは、樋管断面で右上の方に記載してございます――矩形の中に点とかいて――これは管の形態でございますが、これが3,６００×2,０００ということで、これと全く大きさがこの部分ではこの大きさになるということでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　オープンの部分――このもっと下、この下ですね――そうね。ここはオープンなんでしょう。だから、これは幅何メートルになるんですかと聞いている。点線よりもっと下だ、それじゃあ。「オープンだ」と、部長がおっしゃったから。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。点線より下と申しますと、要するに上流部分という意味でございますね。上流部分については、これは上流に向かっていくに従って管がだんだん小さくなっていくということでございますので、ちょっとその辺、私まだいま資料持っておりませんので、後ほどでよろしければ……。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ここ非常に大事なんですがね、ここオープンにしますと言ったんですよ、先ほど。確かに私の方はオープンじゃない、あそこの東町につくったのは、二つあります。オープンにしてる方が確かにきれいだ。だけど、この幅がどのくらいあるか。これ、あと子供や何か遊ぶのだけではなくて、将来の問題があると思うんですが。あるいは、ここ全部暗渠で上流へ持っていくんですか。いまの話は、幹線は暗渠ですと、こういうお話がありま

した。ここだけオープンにするのか。あるいはそうじゃなくて、ここも管渠にしちゃって、ずっと上流まで管渠にして、土の下に埋め込んでいくのかと、こういうことなの、聞いているのは。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

この最下流部分については、現在の考え方でオープンにしたいという考え方でございます。それで、このオープン部分が何メートルくらいあるかということについては、ちょっといま資料を持っておらないので、その辺は後で調べさしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　こういう説明書を出して、図面が出ているんだから、図面が出てて、ここの幅が、川幅が何メートルですかと聞かれて、知りませんじゃ困るんですよ、本当は。図がなきゃ別ですよ。それから、建設部長にちょっと聞きたいけれども、上田用水のあの改修工事とは全く関係がないんですか、あれは、かなり大きい工事ですけれども。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　下水道計画の、いわゆる雨水幹線の関係によりますと、やはり上田用水路は、将来とも雨水の排水幹線として利用されると、こういう位置づけがなされております。そういうことですから、やはり雨水の排水という機能がこれからも伴うわけです。それから、先ほどもちょっと申し上げましたように、これは産業経済の方の関係でございますけれども、灌漑用水路としての機能というのは、まだとどまっているわけでございます。そういう意味で、改修をしているわけでございまして、それと、先ほどちょっと都市整備部長の説明の中にもございましたように、年間通水量を考えていくんだと、こういうふうな機能もございますから、そういう意味で将来とも、やはり上田用水の機能というのは生かしていくと、こういう前提に立っての取り組みでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　用水と排水路とは根本的に違う点が一つある。用水は下流に行くほど狭くなる——いいですか。排水路は下流に行くほど広くなる。これは根本的に違う。上田用水の改修を見ますと、大体同じ広さぐらいにしているから、両方を兼ねるんだなとこう思うわけです。私たちは、私はですよ。しろうととして。だから、この関連はどうなんですか、

と聞いたわけです。ところが都市整備部長は、上田排水区の黒い線も暗渠にするんですと、こうおっしゃった。そうすると、この暗渠と、2本大きな幹線が通るな、というふうに理解していいのかどうか。そういうことは、はっきり教えてもらいたいのは、排水区計画は昭和56年にもう日野はできているんだよ。そうですね都市整備部長——そうでしょう。それに基づいて、きっと建設部長の方も工事をやっているんじゃなかろうかと。仲がよく並んでいるから。そう私は思うんです。それじゃなきゃ困るんですよ。建設部長は建設部で勝手に工事やる、都市整備部は都市整備部で勝手に工事やる、ということは僕はないと思うんだ、もうできているんだから。だからこの関連はどうなのか、と聞いたわけです。というのは、上田幹線のこの線の位置が、上田用水路の位置とちょっと違うんです。僕は同じであるのかなと思ったんだけれども、これちょっと違う。しかし、非常に近い。そこで、片方はむだになるのかなあとも考えられる。だから、そこの関連がよくわからない。御回答もよくわからないようですが、ひとつお二人でよく相談してください。もう4時半になっちゃいますから、審議妨害っていうのは私は好まないけれども、わからないことはわからない。全くわからない。それだけです。（「休憩ちょっとしてください。意見統一します」「時間延長してから休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後5時12分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続いたします。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　先ほど大変説明がまずくて申しわけございませんでした。貴重な時間を拝借いたしまして申しわけなく思っております。御説明を申し上げます。

上田樋管の、この図面でいきましてマルのかいてある所でございます。ここに樋管が設置されるわけでございますが、この堤防沿いにずっと左の方に管が延びておりますが、左に延びておりまして上の方へちょっと上がっております。ここまでが延長といたしまして３２２メートルございます。この３２２メートルは開渠で、管の大きさは幅が３メートル６０、深さが２メートル１６の開渠でございます。そこから今度は左の方に上田幹線というふうに書いてございますが、ここの左の方に延びていきます部分でございますが、ここには区画街路が築造されます。街路の下に雨水管の上田幹線が埋設をされます。この大きさは、高さが２メートル４０でございます。幅が３メートルでございます。この雨水管の方は道路の下に暗渠として埋設をされますが、用水路の新井用水でございますが、新井用水につきましては、この区画街路の横にずっと沿いまして４メートル、深さが1.5メートルの開渠で水路として道路の横に併設をするわけでございます。これが新井用水でございまして、新井用水につきましては、道路に沿っていきまして、ちょうどこの図面でいきまして、上の方にまた立ち上がってございますが、そこのところを立ち上がりのところまでが開渠で、道路の横に新井用水が併設をすると。そこから先の管から取水しているところは現状のままで流れてくるということになるわけでございます。

それと、上田幹線――雨水管の方は上の方に立ち上がりまして、ここの部分では管の太さが丸管になりまして幅が３メートルの管渠でございます。立ち上がって左の方に参っておりますが、ここのところは１・３・１号線が将来築造されるところでございまして、１・３・１の下に雨水管が、この線の切れるところまで入ってくるということでございます。

以上御説明を申し上げましたが、先ほどは大変御迷惑かけまして申しわけなく思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から再度お答え申し上げます。大変御迷惑おかけしましたことをおわび申し上げます。

まず、本議案の排水樋管と、現在の上田用水との関係でございますけれども、この関係につきましては関係がございません。したがいまして、現在の上田用水路は、現在のルートでオープンのまま根川に入るというようなことで変わりはございません。

それから、いま申し上げましたように、本議案の上田排水樋管につきましては、これは現在の上田用水とは何ら関係のないルートでございまして、これは新井用水のみが入る計画でございます。したがって、名称は「上田」という排水樋管になっておりますけれども、これは事実上は用水路の名称でいきますと、新井用水がここから浅川に出るという計画になるわけでございます。

それから、もう１点、上田用水路の今後の改修計画でございますけれども、先ほど御質問の中にもございましたように、現在５９年度で浅川の排水のところをいま改修をいたしております。これが上田用水の最上流部でございまして、なお残る計画につきましては、来年度計画の中で別府神社の南側の排水対策を兼ねた水路の改修をしていきたいというふうに考えております。これですべて上田用水路の改修は終わりますので、あとは上田用水路は、万願寺区画整理事業の区域を流れる区域につきましては、それぞれ区画整理事業の中で改修が考えられていくというようなことでございます。したがいまして、現在の上田用水路は将来とも清流が流れるという考え方で、根川に注がれるということでございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　説明の落ちがあるんですが、２枚目の図面、この図面はここは――この一番下のところです。これはオープンで3.6メートルですか、もう１回確認しますが。オープンで3.6メートルの幅の川がここへ出ると。長さは３２２メートルだと。そこへは新井用水が入るんだと、こういうことですね。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

３２２メートルにつきましては開渠でございまして、幅が３メートル６０、それから深さが２メートル１６の矩形渠でございます。これはオープンでございます。そこには雨水と新井用水の水が入るということでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　こういう図面をかいたときには、ぜひ希望したいんですが、数字だけは入れておいて、何メートルのものをつくるんだとかお願いしたいと思う。特に市長に要望しておきたいのは、どうも係長、課長、職員がもっと部長を助けるようにしなきゃいけない。ですから部長の方はわからない。だからむずかしくなるんですね。上田用水が何か初めは

――関連があるんですよ。１・３・１を横断しますから。だけどもそれはオープンで横断しますから、その下をこの上田排水幹線が通るわけだ。ただいまの説明だと、上田用水の下を通るそれは暗渠で通る。それで、オープンのまま根川へ行くんだと、こういういわゆるいま部長さんの説明はそうでしたが、ぜひ係長、課長、職員を集めて、あるいは庁内放送でもいいです。皆さんのりっぱな部長さんを助けてあげて、よくわかるようにしてあげてください、ということを強く希望しておきます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８９号、上田排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第９０号、日野市市民会館条例の制定、議案第９１号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９０号、日野市市民会館条例の制定についての提案理

由を申し上げます。

本議案は、市民文化の向上を図るため、明年７月に開館予定の日野市民会館及び既存の七生公会堂の設置及び使用等について定めるため、日野市市民会館条例を制定するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次いで議案第９１号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改制する条例の制定についてでありますが、本議案は、日野市特別職の職員のうち、非常勤の保育園医、学校医、学校薬剤師、幼稚園医の報酬を改定するため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、都市計画事業特別会計の名称を、事業内容に合わせ、土地区画整理事業特別会計と変更するため、日野市特別会計条例の一部を改正するものであります。

以上、３議案につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　詳細につきまして説明をいたします。

議案第９０号、日野市市民会館条例の制定についてでございます。この条例につきましては、ただいま市長から申し上げましたとおり、七生公会堂条例をこの市民会館条例に含めるように考えてございます。

まず２ページでございます。目的でございますけれども、市民文化の向上を図るため、市民会館（以下「会館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする、ということでございます。

第２条は、名称及び位置でございます。名称が日野市市民会館、位置が、日野市神明一丁目１２番地の１。七生公会堂でございますが、位置が日野市三沢６８９番地でございます。

第３条が事業でございますが、これは(1)から(3)までございます。(1)につきましては、施設の使用公開に関する事業ということで、これは施設を貸し出すものでございます。(2)号につきましては、市民の文化活動を推進するための事業ということで、自主事業を行いまして、市民の文化の向上に資するというものでございます。(3)号につきましては、前２号のほか、目的を達

成するために必要な事業ということでございます。

次の第４条、使用の承認。第５条、使用の制限でございますが、これは文言のとおりでございます。

第６条、休館日でございます。休館日は、第１号でございますけれども、毎週月曜日。月曜日がいわゆる休日に当たったときはその翌日を休館日とするというものでございます。(2)号につきましては、年始１月１日から１月４日まで、年末が１２月２８日から１２月３１日まで休館とするというものでございます。

使用時間につきましては、第７条でございますが、午前９時から午後９時３０分までということでございます。

次が第８条、使用料でございます。この使用料につきましては別表で定めてございますので、７ページをお開きをいただきたいと思います。この使用料の算定につきましては、いろいろ算定の仕方もございますけれども、結果といたしましては、都下多摩地域の1,０００席以上のホールをもつ施設を参考にいたしまして、１席あるいは会議室等については平方メートル当たりの平均値を出しまして、ほぼ平均値に水準を置いたわけでございます。

この中で、下段の方に七生公会堂というのがございます。これ一部七生公会堂条例の料金を変更してございます。変更した分を申し上げますと、午前９時から１２時までの七生公会堂のホールの土曜日7,０００円とございますけれども、旧公会堂条例では6,０００円でございます。これは、市民会館の小ホールとの整合等を図ったわけでございます。それから、同じく七生公会堂のホールの日曜日、休日の午後１時から４時３０分――一番下でございますけれども、１4,０００円とございます。これは、公会堂条例によりますと１5,０００円でございます。1,０００円減額をしたというものでございます。その他につきましてはこの表のとおりでございます。

さらに、８ページでございます。備考でございますけれども、特に重要な点を申し上げますと、２でございますけれども、舞台練習等により舞台のみを使用する場合の使用料は、基本料金の７割に相当する額とする、ということでございます。これは、多摩地域の例をとりますと、低いもので５割、高いところで８割でございます。それから、七生公会堂につきましては３割でございます。これを、日野市の場合７割にいたしました理由は、練習といいましても観客が入らないだけで、その他の経費は全く同じでございますので、７割相当額にということで、公

会堂も合わせたというものでございます。

それから、３につきましては、使用者が入場料を取って使う場合の付加料金でございます。

(1)でございますけれども、入場料の最高額が１人当たり５００円以上1,０００円未満のときは、基本使用料の２割相当額をいただくと、プラスするという意味でございます。これは、七生公会堂におきましては1,０００円未満ということで下限を設けていなかったわけでございますけれども、この条例では５００円以上にしたというものでございます。

それから、(2)につきましては、1,０００円から2,０００円のときには５割の割り増し金ということでございます。これは、七生公会堂では３割でございます。

それから、さらに(3)の2,０００円から3,０００円のランクにつきましては、基本使用料の８割相当額ということになっておりますけれども、これは、公会堂は５割でございました。

それから、４番の3,０００円以上につきましては１０割、公会堂が８割ということで、この件につきましては若干引き上げをしたというものでございます。

それから、次の９ページの４でございますけれども、市外の者が使用した場合の割り増し料金をここでうたっております。市外の者が使う場合には、１割増しとするということで、あと、ただし書きがここに書いてあるとおりでございます。

それから、５につきましては、大ホールの使用者がリハーサル室を楽屋として利用する場合の使用料は、基本使用料の５割に相当する額ということになっております。これが第８条でございます。

次が、第９条使用料の還付、それから、第１０条使用権の譲渡禁止、第１１条施設の変更禁止、第１２条使用の取り消し等、それから、第１３条、１４条につきましては、通常のこういった施設の使用条例の内容と同じでございますので、詳細につきましては省略をいたします。

１５条の審議会でございます。これは、市民の意見を幅広く聞きまして施設の管理運営を、いわゆる民主的に行おうということで、審議会を設置をすることにいたしました。この内容につきましては次のページでございますけれども、審議会の委員は１０名以内をもって組織する。それから、その委員さんの内容につきましては、市議会議員２人以内、学識経験を有するもの８人以内ということで構成を考えております。委員の任期は２年とし、再任を妨げないということでございます。

それから、第１６条は、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるということで、

規則に委任をしてございます。

付則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。２といたしまして、日野市立七生公会堂条例は、廃止する。３といたしましては、ちょっとくどく書いてございますけれども、七生公会堂は、昭和６０年９月３０日までに使う者で、６０年３月３１日までに申請をしたものについては、いわゆる旧公会堂条例が働くという規定でございます。

この条例を理解していただくために、お手元に議案第９０号参考資料というものを用意してございます。別冊でございます。この中で特に重要なところが何点かございますので、簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず１ページでございます。第２条の使用申請でございますけれども、これは、８ページをごらんいただきたいと思います。別表１（第２条関係）ということで使用申請の期間がございます。これは、市民会館の大ホールにつきましては、市内市外ともに使用日の１２カ月前の月に申し込みができるというものでございます。これは、やはり広く利用をしてもらうということと、さらには、利用率を向上させるために１２カ月という措置をとったわけでございます。ほかの市にも、もちろん例はございます。

それから、一番上に項目が要件として、「日野市の区域内に住所を有する者」それから、右側は、「左欄以外の者」ということに分けております。要するに市内と市外というふうに理解をしていただければ結構でございます。小ホールにつきましては、市内の者については「使用日前７月の属する月の最初の日から使用日前７日まで」という意味でございます。これは、七生公会堂の規定は、使用日前６カ月前に申請をするということでございました。そうしますと、毎日使用申請を利用者はしなければならないと。これは、１月をまとめて月初めにやると、そういう意味でございます。要するに、これは市内の人につきましては、７カ月前、市外のものについては６カ月前ということでございます。要するに市内の人が使えるような配慮をしたということでございます。

市民会館の上欄以外の施設でございますけれども、会議室、展示室等のことでございます。これもそういう形でできております。

それから、七生公会堂でございますけれども、大変恐縮でございますけれども、この市内のところに「使用日前７月の属する日」とございますのを、これ「月」の間違いでございます。大変恐縮でございますが御訂正いただきたいと思います。それで、「使用日前７月の属する月

の第２の日から使用前７日まで」ということで、市民会館については第１――いわゆる初日でございます。七生公会堂につきましては第２の日ということを設けたわけでございますけれども、これは、使用者が市民会館をまず申し込み、外れた場合に今度七生公会堂に申し込めるという――これをしませんと、同一期日に二またをかけるということがございますので、それができないようにすると同時に、また、市民も使える機会をふやすということで、こういう配慮をした、というものでございます。

それから、３ページでございます。第７条の使用料の還付でございますけれども、これも七生公会堂と若干変える予定で考えております。七生公会堂につきましては、使用日前３０日前までに取り消しをすれば全額還付をするということでございましたけれども、やはり施設の利用率が約８０％くらいに達しておりますので、効率化を図るために、この辺は少し七生公会堂も厳しくしたいというふうに考えております。したがって、この一番最後に、使用日の３０日前に使用の取り消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるときは１００分の３０ということで、１００分の３０きり返しません、ということに少しきつくする予定でございます。

それからさらに、５ページでございますけれども、第１１条事業団体の指定でございますが、これは、条例の事業の中で申し上げましたけれども、施設の貸し出しと自主事業を行うということになっております。自主事業をやる上でいま考えておりますのは任意の団体でございます日野市民会館文化事業協会というものをつくりまして、ここに文化事業の委託を市が行い、事業を実施したいということで、この根拠をここに規定をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　次に、議案第９１号でございます。日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。本条例につきましては、５６年の１０月に規約が改正されております。その中で４７項目にわたります報酬の額が決まっておるわけでございます。年額で決まっておるものが１項目、それから、月額が１５項目、それから、日額が３１項目と、こういうことで４７項目にわたります費用の報酬額が決まっております。そのうちの４項目につきまして今回改正をお願いするものでございます。

まず２ページでございますが、保育園医の項目中２万1,８００円を2,１００円引き上げまして２万3,９００円に、それから、学校医が４万円を4,０００円引き上げまして４万4,０００円に、それから、薬剤師が１万6,０００円を1,６００円引き上げまして１万7,６００円に、それから、幼稚園医につきましては２万1,８００円を2,１００円引き上げまして２万3,９００円に改正しようというものでございます。

御決定後１月１日から施行したいと、こういう内容のものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

４、５ページを御参照いただきたいと思います。現在の条例は、名称が都市計画事業特別会計ということで、その会計の内容が都市計画事業ということになっております。名称並びに事業の内容が実体に沿いませんので、今回名称を土地区画整理事業特別会計、会計の内容を土地区画整理事業とするものでございます。

付則といたしまして、６０年４月１日から施行いたしまして、現在の都市計画事業特別会計が出納閉鎖が来年の５月３１日でございますので、それまで存続をさせる、という内容でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　議案９０号の方ですが、市民会館の条例につきまして簡単なことですけれども、七生公会堂をいま使っている人の苦情も聞きましたので、その辺も含めてお聞きをしたいと思います。１点だけです。

条例の中身が第７条でございます。細かい話でございますので、総務委員会であとは詰めていただければいいと思いますけれども、使用時間に関連しまして、午前９時から午後９時３０分までというのが書いてありまして、規則の方でいきますと、規則の方の５条では、使用時間は承認を受けた時間とし、準備及び片付けに要する時間は使用時間に含まれるものとする、こういうふうにあるわけでありますけれども、例を申し上げますと、たとえば七生公会堂を１時から借りていましたと。そのときに、１時から借りるということは、１時から会議なり催し物が、その時間からスタートできると、こう思って借りている人はかなりいるわけです。

条例からいくと、準備時間も含まれるということになっていますけれども、ところが、１時から始めるんで、１２時半ごろ行って準備をしようと、こういうような方々がいたそうでございますけれども、実際に、綱を張って上に上げてもらえなかった、こういうようなケースがあったそうでございます。条例を文字どおり解釈いたしますと、１時スタートということは、必ず準備がありますからプログラムに１時から始まるということはほとんどできないわけです。これいくと。そうしますと、１時半から開演をいたしますと、３０分が準備時間ですというようなことになりませんと、行ってすぐ始めるものだから何もできないということで、それで、準備をしようと思って１２時半に行きましたらば中にも入れてもらえなかった。ロビーにいるのはちょっと大変だ、外に出ていただけませんでしょうかと、こんなような話もあったということで、市民の施設をそういうふうな形でしか利用できないのかということで、大変憤慨をしていた市民がいたわけでございます。

そういうようなことを考えますと、今回の、たとえば市民会館の大ホールにいたしましても、９時開演というようなことは事実上あり得ないんじゃないか、と思うんです。たとえば９時からでなけりゃ会場へ入れないということになりますと、９時半なり１０時開演、その観衆が入る時間帯については準備時間と、こういうふうになるのかどうなのか、その辺のところをぜひ――私も話を聞きまして、改善をしていただきたいということ。

それから、私も日野市民謡連盟入ってまして、秋など七生公会堂借りてやるんですけれども、９時から始まるというのに大概８時半ころ行くんです。そしたら入れてもらえないというケースもあるんで、そこいらはやっぱりもう少し血の通った運営の仕方があるんじゃないかと思うんで、そこのところをこういう事例があるよということで、具体的には、付託する委員会で、ぜひ御論議をいただければいいと思います。特に見解があればお聞きをいたします。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

確かにそのような実情は出てくるかと思います。ただ条例の規定上は、こういう規定にならざるを得ないというふうに考えております。ただ、いまの問題については、やはり運用上の問題ではないかなあというふうに考えております。

ただ一つだけ、使用時間をこのように９時から９時３０分までに定めた――いわゆる夜の９時３０分でございますけれども、七生公会堂につきましても、市民会館につきましても、こう

いった集会施設をつくるには、近隣商業以上の用途地域でないと、建築基準法上できないわけでございます。したがって、この二つの施設については、いわゆる住居系の用途地域につくったものですから、許可申請を取ってございます。そういうものから配慮しますと、この閉館時間を延長したりなにかいたしますと、付近の住民の方にもかなり迷惑がかかってくる、というふうに考えております。特例として延長できるようになっておりますけれども、できるだけこの規定の中でおさめるように考えていきたい、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　そういう答弁がなければ私は何もしゃべらないつもりだったんですけれども、私が指摘したいのは、後ろの方の問題じゃなくて、前の問題なんです。この前の方に行ったときに、いまあなたは、１時から借りているんですから、１２時半に行ったって入れませんよと、こういうことじゃ困るということなんで、これは運営上の問題ですので、これはむしろ市民部長の方にお願いをすることになるのかもしれませんけれども、七生公会堂の件については。そういう実態についてぜひ市民の立場に立った運営を考えてほしいと、こういうことを申し上げて終わります。

○議長（高橋通夫君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　この３条ですけれども、施設の使用公開に関する事業と、それから、市民文化活動を推進する事業と二つあるわけですけれども、この２段目の自主事業、これは、規則の方では１１条に載っております。いま部長の方では、任意団体をつくって、要するに事業団体ですね。これをつくって、こちらの方に事業をやらせるんだと。市民会館文化協会ですか、こういった名称のものをいま言われたようですけれども、この内容ですね――内容というのか、具体的な文化協会の組織の状態、それから、またこの細則にもっと詳しくそういったものを載せられないのかどうか、規則に。さもなければ、このほかにもう少しそれにかかわる内容のものを、細則か何かで規定するのかどうか、ちょっとこれ不十分なような気がするんですけれども、その点お伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　まず御質問の順序と逆になりますけれども、規則の中でいま少し細かく規定ができないかということでございますけれども、これは、条例に規定する部分を規則に委任をしたと。要するに、自主事業を行う団体の指定の根拠づけをここで行

った、ということでございます。ですから、この中で、さらに自主事業を行う協会の詳細についての規定をするというのは、若干矛盾があるということで、この中には入っておりません。

第１番目の問題でございますけれども、現在私どもが考えております自主事業を行う団体でございますけれども、まだ仮称でございますけれども、日野市市民会館文化事業協会ということで、任意の団体を考えております。これには、理事、幹事を含めまして、８名くらいを予定しております。構想といたしましては、理事長を市長ないしは助役、それから、副理事長を場合によっては置くと。総務理事１名、理事４名、それから、監査を２名ということで考えております。

事業の大体の内容でございますけれども、この近隣の市で、立川、調布、町田等で行っておりますけれども、日野市の場合に、当面年１２回前後をいま考えているという状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　いまの文化協会ですね。これをつくって自主事業を進めていくということで、さらに、規則ですわね――細則は全然そういったものはつくらないんですか。今後の、きょうは出てませんけれども、見通しはどうですか。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

文化事業協会につきましては、もちろん規約をつくりまして、この協会の運営等についての根本事項の規定を行う、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それではお尋ねいたします。

いま秦議員の話もちょっとわからない点がありますので、まずそこをお聞きしたいと思います。市民会館の条例の目的というところで、「市民文化の向上を図るため」ということでなっておりますが、それで、事業内容としては、第３条でこういうふうなことを進めていきたい、というふうになっているわけです。それで、文字にするとこういうふうな形になるのかなあと思うんですが、３条の１項の「施設の使用公開に関する事業」というのは、非常に何かわかりにくい言葉なんですが、要するに日野の市民の方に広く市民文化に寄与するようなことであれば、大いに利用して使ってくださいよ、というふうなことだろうと思うんですけれども、条文

とは離れますけれども、そういうことでよろしいんだろうというふうに思います。

それから、いま条例施行の規則の案ですけれども、やはり１１条のところで「会館の事業を推進するため――事業を行わせることができる」というふうにあるわけですけれども、これを、こういう文面を入れた理由がいま一つわからない。要するに市民会館を大いに利用していただくためにみんなで応援しようじゃないか、その応援する一つの有効な日野市の諸団体の方に応援していただこう、とざっくばらんに言えばそういうことなのかどうか、ほかの方の市でもそういうことをおやりになっているということですけれども、そういうことでよろしいのかどうか。

それから、先ほど福島議員の方から指摘があったわけですけれども、各施設の何ていいますか、現場で管理をされている人のお人柄ですとか、その対応ですかによって、非常に気分よく使わせていただける場合と、そうでない場合というのが非常に鮮明に出ていると思うんです。先ほど福島議員がおっしゃった、要するに９時に云々が、８時半とか８時４０分とかに来たときに、何か臨機応変的に対応ができないだろうかという話は、非常に重要な意味が入っていると思います。と申しますのは、私は、会館の条例の制定ですとか、老人いこいの条例の制定ですとか、そういう条例の中で会館の使用について、さまざまなことを規定されているわけですけれども、その中に「不適当である」とか「認めるとき」とかということをずっと継続してお聞きしております。この条例とか規則に――読んで、その職務に忠実であろうとすれば、たとえば朝９時に開館をいたしますということになれば、その条例に忠実な方は、たとえ８時５５分になっても、待ってください、条例ではこうですから、こういうふうになっておりますので、というふうになると思うんです。それで、現場と実際に、そこで運用されるところには、必ず乖離が出てきますので、その乖離をする部分を、やはり職員の方の力量で補っていただく部分が、かなり多いんではないかと思うんです。それが、意外に実際の利用者のことに大きく影響をしてきている部分が私はあると思いますので、乖離の部分を埋めるような工夫をぜひしていただきたい。

先ほど企画部長のお話ですと、やはりいろいろなからみの中から考えると、条例としてはこういうふうに定めざるを得ないということはわかるわけですけれども、そこを、たとえば現場の職員の方の研修をしていただくとか、それから、接待といいますか、応対というか、そういう部分のちょっとした研修をしていただくだけでも、かなり大きな工夫ができるんじゃないか

と思うんです。日野市では、最近非常に電話の交換の応対が非常に気持ちよくて、ということがあるわけですけれども、やはり窓口に立つ方のその対応が、ひいては、たとえば日野市なら日野市のにおいといいますか、カラーを物語る部分も出てくる、というふうに見えますので、その辺ぜひ工夫をしていただきたいなあと思います。その辺何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

第３番目としましては、ちょっと余りいい話ではないかと思いますが、５ページのところで、損害賠償ということで１４条に規定がされております。先ほども市の責任の場合の議案が出ていましたけれども、この辺についての対応は、どういうふうに取り組んでいかれるのか。文教委員会の方で、たとえば中学校の教室の中で、校舎の中で生徒さんが故意に壊す部分もある、ということもお聞きして、実際にそういう、どなたがという特定があれば、教育上の観点からも、きちっとした対応を心がけております、というお話も聞いております。実際に、しかし、その場面もありますので、いまお尋ねしているわけですが、市民会館も非常にきれいなものとしてでき上がると思いますし、どこか破損をすれば、すぐそれを対応するということが出てくると思います。実際にこういうふうな問題も過去に賠償を請求した事例があったのかどうか。あれば記録としてとっておられると思いますが、記憶のある範囲で、あれば教えていただきたいと思います。

さらに、この賠償につきましては、多く使われる方が日野の市民の方ですから、その辺非常に気持ちよく使っていただくということで、微妙な問題が入っていると思いますけれども、ここにわざわざ載せた理由といいますか、その辺も――載せなくても、これは当然のことではないかなというふうにも思いますので、その辺の含みもお聞かせ願えればありがたいと思います。

それから、これは会館の使用料に関係してくるんですが、第４点目ですが、企画部長の話ですと、会館の使用料につきましては東京都内の類似施設の例、三多摩における施設の例を合わせたというお話なんですけれども、これは、前から市民会館の席数の問題とからんで議論されているわけですけれども、会館の維持費の何割かを、たとえば使用していただく方にお願いをしよう、という観点も考慮されているのかどうか。それから、また後でお聞きしたいと思いますが、会館の使用料の料金と、それから、会館を使っていただく方の人数の相対的な関係があるのかどうか。たとえばこれだけの使用料金であれば高いと。もう少し安くすれば、半額にすればもっと大ぜいの方に使っていただけるような、そういうふうな関係があるのかどうか。そういう点まで調べられて、使用料というものをお決めになったのかどうか。そういう観点も必

要ではないかなというふうに思いますのでお尋ねしておきます。

それから、これは８ページですけれども、最後ですが備考のところで――別表の備考ですか、８ページのところで、入場料の最高額が１人当たり５００円以上1,０００円未満のときには、基本使用料の２割相当額ということで、前は「1,０００円未満の場合には」ということで基本使用料の２割相当額ということで工夫をしたというお話がありました。この工夫をした理由ですけれども、実際に七生公会堂を、こういうふうな運営の仕方をされてきて、具体的な不都合があったのかどうか、市民の方から要望が強いということで受け入れられて、５００円以上というふうな規定を設けられたのかどうか、この辺具体的な理由がありませんでしたのでお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず１点目の条例の第３条でございますけれども、確かに(1)で、「施設の使用公開に関する事業」ということで言葉がかたいわけでございますけれども、条例をつくるときにいろいろ検討したわけでございますけれども、ずばり「施設の貸し出しに関すること」ということも考えたわけでございますけれども、やはり正式には「使用公開」が正しいんではないかということで、こういう記述をしたというものでございます。

それから、２番目は職員の対応等でございますけれども、この条例をつくるときに条例の要綱をつくりまして、市民会館の建設特別委員会の意見を伺いました。その意見の中でも、かなりやはり強く出されていたのが、こういう施設の民主的運営といいますか、市民の意見を取り入れた管理運営を積極的にやるべきだ、という強い意見が出たわけでございます。当初、この条例の要綱をつくったときは、第１５条に定める審議会につきましては、設けない案を私ども出したわけでございます。特別委員会の強い要望がございまして、審議会をつくり、市民の意見を積極的に聞いて会館の運営を行うということで設置したものでございます。したがって、審議会につきましては、そういった使用上の市民からの問題、それから、使用料金の問題、自主事業の問題、そういった館の管理運営に関することを審議会にお諮りをし、また、意見を聞きながら行うというふうに考えております。

特に、職員の対応の問題が出ましたけれども、十分私ども、いま議員さんがおっしゃったとおりでございますので、今後の職員の教育訓練等については、配慮をしてまいりたい、というふうに考えております。

それから、３番目の、これは損害賠償の事例でございますけれども、損害賠償の条文の意味は、一応内容的には二つの意味が含まれております。やはりこういう規定をしておかないと施設なり、あるいは備品を粗暴に扱うということがほかの施設でも、他市の施設でもあるようでございます。したがって、第１番目は、やはりそういうことがないような予防的な警告的な意味がやっぱり一つ含んでいると。それから、２番目は、それを無視といいますか、実際に粗暴な扱いをして備品を壊した場合には、やはりその責任を負ってもらう、ということでございます。

次が使用料の関係でございます。確かに使用料の問題は、民間の施設でありますれば、建設費の減価償却、それから、管理に必要な人件費、その他運営費、光熱水費一切を算出いたしまして、使用料金が出てくるわけでございます。ただ、こういった市民会館のような公共施設でございますと、そこまで計算をいたしますと、膨大な金額になるわけでございます。大体各市が考えておりますのは、市の職員の人件費を除いたその他の経費でございますけれども、その他の経費の１００％を何とか使用料等で補えないか、というのが努力目標になっているようでございます。ちなみに立川市の例でいいますと、立川市の場合には、約８０％前後まできているわけでございます。それでは日野市の場合どうかといいますと、ちょっと日野市の場合には、まだ試算ですからわかりませんけれども、かなり低い数字ではないかな、というふうに考えております。今後、一層利用率を高めまして、そういったいわゆる使用料の経費に対するシェアを上げるような努力をしてまいりたい、というふうに考えております。

それから、最後５番目の、ちょっと質問の内容把握しかねたんですけれども、これは「５００円以上1,０００円」ということをおっしゃっておりましたけれども、これは条例の８ページの内容でしょうか。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　市民会館条例の８条の別表になるわけですが、別表の、この議案書でいいますと８ページのところですけれども、会館使用料の次の項目の備考というところです。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　大変失礼しました。

８ページの３でございますけれども、この３に規定してあるものは、考え方といたしましては、いわゆるプロモーター等が、営業でこの施設を借りて興業をするというようなことが、大体において該当をしてくるわけでございます。要するに、営利を一部目的として入場料を取り、行うというものでございますので、この入場料の額によりまして、割り増し料金を入場料の、いわゆる高額なものにスライドするような形をとっているというものでございます。

(1)の七生公会堂につきましては、５００円未満も対象にしていたわけでございますけれども、５００円未満については実態上意味がございませんので、５００円以上1,０００円未満としたというものでございます。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　わかりました。それで、ちょっと御答弁がなかったのでお聞きするわけですけれども、規則の方ですね、市民会館の条例の施行規則の方なんですけれども、事業団体の指定ということで、要するに会館の事業を推進するためにということで、先ほどたしか企画財政部長のお話ですと、そういうふうな諸団体の方に年１２回くらいしていただこうかな、というお話があったというふうに思うんです。これは、こういうふうな事業自主団体を指定して事業を行わせるということですから、何かそれに付随して、当然指定する以上は、市の方でも応援しようと、補助金でも出してやろうと、そういうふうなからみがあるので、こういうふうな事業団体の指定というふうに出てきたと思うんです。本来でしたら、こんなことを指定しなくても、皆さんお使いくださいよということで済むことですから、その辺ちょっと奇異な感じもしたのでお聞きしているわけですけれども、この点はどうでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。大変答弁を落としまして、恐縮でございます。

日野市市民会館文化事業協会というものを新たに設立をしまして、市が自主事業、文化事業をこの協会に委託をして実施をする、というものでございます。いままでの他市の例からいきますと、１００％入場者がございますれば採算が合うわけでございますけれども、催し物によりましては１００％の集客ができないわけでございます。そうしますと、その実施した事業が赤字になるわけでございます。その赤字を市の方から委託料――市によっては補助金で出しているところもございますけれども、市の方からその赤字を補てんをするという性格のものでご

ざいます。ちなみに申し上げますと、町田市は一般会計の中でこの事業を行っております。そうしますと、正式には半年や１年先の興業の事業のプロモーター、いわゆる劇団等との契約を結ぶ場合には、債務負担行為まで結ばなきゃいけない、というような問題も出てくるわけでございます。したがって、経理の内容については、十分注意をしなきゃいけないわけでございますけれども、こういう団体をつくりまして、効率的な運営をしているということでございます。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　私は総務委員ですから　まず第１点の、この市民会館の条例については資料をまず要求しておきたい。第１は、いまの申し上げました立川とか府中とか八王子の、この市条例の内容。

それから、第２は、施行規則といいますか――規則じゃないんですね、これ。この条例の文章の８ページですか。８ページがいままでとどう変わっているかということ。

第３点としては、私は余り市町村のことを見ていませんけれども、先日、釧路の文化会館、あるいは萩市の市民会館を見学させていただいた。非常にいい運営しています。全国でいい運営をしているところと、この三多摩の一部のように赤字のところもあるようです。そのいい例の資料、この三つの資料を出してもらいたい。

次に質問したいんですが、市長は、何でも理事長、会長になりたがっているようです。今度、いまの説明だと、文化事業団の会長は市長だ。遺跡調査会の会長も市長だったですが、それから、今度見ましたら、今度福祉事業何とか――ここに出ているんです。福祉事業団の会長も理事長も市長。何でも会長、理事どうしてこうやりたがるのか、その本心をお聞かせ願いたい。できるわけないんです。私も文化はよくわからない。あなただってわかってない。それで会長、理事長だけは独占しよう。これは、よくスターリン等がやっていますけれども、毛沢東もよくやってました。しかし、これは余り民主的な方法じゃない。たとえば釧路の場合には民間人がやっているんです。文化会館の非常に大きいりっぱな、歌舞伎を呼ぶとか、あるいはまた、りっぱな音楽会を開くとか市民がやっている。それは会をつくっているんです、財団法人。どうして市長だけが、日野だけが――日野っていうか共産系市長というのは理事長、会長取りたがるのか、この御本心を御説明願いたい。これは質問です、市長に。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　制度上の客観的な組み立てでありまして、私が、何か役目を

欲しくて私心を持って行っている、というようなこととは全く無関係であります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　次に御質問したい。次の条例です。昭和４６年に改正した特別職の職員の報酬の改定です。この改正のときには、市議会の議員も市の職員も、あるいはまた特別職４７項目にわたって改正を行っております。何で今度だけお医者さんだけ、１割値上げを出してきたのか、突然。花輪先生かどなたかに頼まれたのかどうか、出してきた特別な理由を御説明願いたい。市の職員や市会議員や、あるいは助役でも収入役でもいいです。あるいはまた、ほかの４３の非常勤の特別職については全く無関心である。いきなりこのような出し方を――もちろん何かなきゃ出さないはず。１割値上げ、１０％の値上げ。これはどういう意図であるか、市長に御説明願いたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　こういう特別職の報酬のことにつきましては、いろいろ気配りをし考えもするわけでありますが、こういう情勢下、あるいは時局認識のときでありますから、そう安易に取り組むことも困難だ、というふうに基本的に思っております。今回のは医師会関係の――他市との均衡ということもありますし、医師のみを対象にして、ここ３年間、要するにアップをしてないということの不当性について、陳情というんでしょうか、文書をもって要請が教育委員会に出されております。出されたことは、教育に関することでありますから、ごく十分な数値ではないかもしれませんが、お医者さんだけは別に扱いをしなきゃなんない、とこういう認識でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　だからおかしいんですよ。陳情すりゃあ値上げします。しない４３の特別職の方々はしてないんです。私は自分のことを申し上げて恐縮ですが、私は市に土地を貸しています。昭和５１年に地代を決めていただいた。1.銭もいままで上げてもらっていません。それは、もちろん要求しません。陳情したから上げた。これはまずいんだと思います。これは市長のお考えわかりました、よく。

じゃあ次にまた質問したい。この条例です、９２号議案。これから都市計画はたくさんやらなきゃならない。都市計画特別会計を設置しなきゃならない。あるいは都市再開会計も設置すると。市長はこの間、豊田の南口を再開発すると、何千万円ものお金をかけて、りっぱな絵を

出しました、都市計画審議会に。各新聞社みな堂々と発表された。再開発特別会計をここに設置しなきゃいけない。だから、もしやるとするなら、６の次に７を置いて、７に土地区画整理事業特別会計――そのようにすればいいんです。もう都市計画はやらないんだというならば、あるいは特別会計つくらないんだというならば、おかしいじゃありませんか、この間の南口の再開発の説明は。一体何の意図で、都市計画特別会計を廃止しなきゃならいか。われわれから多額の都市計画税を徴収しております。都市計画こそこれから推進しなきゃならない。もちろん区画整理も結構でしょう。この会計を廃止する意図、土地区画整理事業会計は、土地区画整理に関すること以外にはできない。都市計画会計は、区画整理であろうと何であろうと、広範な範囲の特別会計を設置できるじゃありませんか。なぜ市長は都市計画をやめるんですか。区画整理以外はやらない――こういうお考えであるならば、南口の再開発計画、皆さんに新聞に発表して堂々と説明されたんですから、あれはうそだったかどうか、市長にひとつそこのところを――いきなりこれを廃止するというのはどういうことだ。都市計画特別会計というのは、一番大事なもの。区画整理会計を、特別会計を置きたかったら、７番として置いたらよろしいんじゃなかろうか。市長の意図を説明してもらいたい。陳情でもあったんですか。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　事務的なことを私から申し上げたいと思います。

私どもの市は区画整理事業を他市に比較して早い時期に着手をした。そのときの特別会計を設けましたのが都市計画事業特別会計という名称を使ったわけでございます。その後、他市が区画整理事業を始めた段階では、各事業区別に特別会計を設けております。この特別会計を設ける理由が、特別な事業の目的で経理を明確にするために、いわゆる一般会計から特別会計を分けるという、そういう考え方でございます。したがって、日野市の場合に、本来なら万願寺なら万願寺だけの特別会計を設けていいわけでございますけれども、いままで複数の区画整理事業をこの会計でやっておりましたので、名称を変えて、区画整理事業はこの会計で行うというふうにまず考えております。

それから、いま再開発の話が出ましたけれども、仮に、日野市が再開発事業を行うということであれば、やはり再開発の特別会計を起こすのが至当ではないかな、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　答弁になっておらん。おれ、市長に聞いている。それはわかるよ、区画整理やっているのは区画整理会計でいい。私は町長のときに、大きく伸ばしていかなきゃいけないというんで、都市計画特別会計、その中に区画整理事業を入れておいた。それはごく一部だから、町づくりのごく一部の手法が区画整理ですから、再開発ですから。都市計画ということをいまやらなきゃいけない、事業どんどん。たとえば、いまちょっとですけれども、この市役所の前の通りを真っすぐ浅川を抜け、川崎街道へ抜けるような道路は市がつくらなきゃいけない――そうでしょう。ぽっちりしかやらない。一般会計の中にちょっと入れておくとか、つまらないことをやっている。やはり都市計画税を何十億と取っているんですから、10何億ですか――億円も市民からいただいている。それを使ってこれだけ都市計画やっていますよ、ということを示さなきゃいけない。またもっと積極的にやらなきゃいけない。国の補助金も取らなきゃいけない。だから、会計分けるのは結構なんです。都市計画の会計分けるのは決して反対しておりませんが、区画整理を独立させるのは結構だから、6の次に7としてなぜ置かないのか、と聞いている。

市長は都市計画は嫌でしようがないんでしょうけれども、特別会計を廃止するようじゃ。ずいぶん市民にとっちゃ、われわれにとっちゃがあんときますよ。一体どうなんだろうと。だから、市長の意図だ。企画財政部長の言うことは、会計別に分ける――結構だよ。しかし、大きいブロックとしてやらないもの、2・2・何号線とか日野市がやらなきゃいけない公園とか、そういうものについて、区画整理以外でやらなきゃならないところがたくさんあるんだ。いま現にそこにあるじゃない。豊田の善生寺のお寺の東側に抜けて――そうでしょう。一番橋に抜ける道路。なぜやらないか。それはなぜこういうことをやるのか、市長に回答を求めている。都市計画特別会計をなぜ廃止するのか、しなきゃならないのかと私は思うから聞いているんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市計画事業の重要性はお説のとおりであります。もちろん大きく取り組んで、それぞれの事業を遂行していかなければならないことは申すまでもありません。下水道事業特別会計、あるいは区画整理事業特別会計、また必要に応じて何々地区再開発事業特別会計、要するに会計別に、より精密にやっていく方が会計運営上むしろ明らかであると、こういう考え方によるものであります。そして、なおもう一言言いますならば、決算委員会において、現状の都市計画事業は、すべて区画整理事業のみではないか、という御指摘もあったことを、一つの理由にも考えておると、こういうことでありまして、質問の御趣旨と大きくそごするものではありません。それぞれの都市計画事業を事業別に分けて、そうして、それぞれの会計責任において確実にやっていこうと、こういうことであります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　いま市長が言われたのは、私の質問誤解していらっしゃる。あなた、いまの森田市長がやっているのは、都市計画を事業をやって、区画整理事業で町づくりをやろうと、それだけでやろうと、ここに大きな誤ちがあるんです。だから、豊田へ行く道ができない。あれだって都市計画事業として、特別会計でがんとやらなきゃいけない。大事業ですよ、これ。川崎街道まで行かなきゃいけない。一番橋も広げなきゃいけないんです。あれだけだって――たとえばきょうの樋管の問題、これは都市下水路です。特別会計じゃありませんか――区画整理事業じゃありませんよ。だから、下水道事業として特別会計結構。しかし、幹線道路はどこでつくるんです、それじゃあ。それはいいです、建設部でやります、というかもしれない。しかし、それではいけない。都市計画税を取って、都市計画事業を推進しているわけです。区画整理事業というのは、それは、その地域の住民と市長と日野市とが一緒になってやるわけです。それも結構です。都市計画と指摘されたのはあたりまえなんです。指摘されたら7に設けりゃいいじゃありませんか。これは六つあるんです、特別会計というのは、いま。7番目にすればいいんですよ。こんな改正案出してくるなんていうのは、本当に日野市の未来が真っ暗な感じがする。私は総務委員だから、これ以上言いませんけれども、一応、市長のお考えをお聞きしたいと思って御質問しました。いいですから御回答。また委員会に出ていただいていろいろ教えていただきたい。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　一つ、条文とは直接関係ないのかもわかりませんが、この名称について、この建物は「日野市民会館」というふうな名称で呼ばれるということが書いてございます。ところが、この条例の題は「日野市市民会館条例」ということで、日野市の「市」という字が一つ余計についているわけです。こういう問題については、別に他市等でも同じようにやっていって問題がないのかどうか。つまり、次の15条の審議会のところでも、「日野

市市民会館運営審議会」となっておりますが、この建物の名称は「日野市民会館」ということですので、別に「市」を二つ並べる必要はないのではないか、というような考え方もあると思うんですが、この点どのように御説明いただけるかお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ駐車場のことについて、ちょっとお聞きをしたいんですが、たとえばこの会館使用の午後の部の欄を見てみますと、1時から午後4時30分まで使ったといたします。その場合、市民会館にほとんどの方は車等でいらっしゃるんだろうと思いますが、実際この時間帯、普通乗用車の場合、この市民会館の方に来られた市民の方の車は、一体、何台収容できるのか、その点をひとつお願いをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

むずかしいことになりますけれども、いわゆるホールを持った集会施設は、従前といいますか、かなり古い昔になりますけれども、公会堂という呼び方をしていたようでございます。これが、時がたつにつれまして、市民会館という形に置きかわってきていると。いわゆる概念的に公会堂イコール市民会館というふうに考えているわけでございます。それでは、その中身はどうなるかということなんですけれども、個別には、公会堂であるとか市民会館、文化会館、文化ホール、こういった呼び方をしていると。こういうものを総称してやはり公会堂及び市民会館、現在で言えば市民会館というのではないか、というふうに考えております。したがって、この条例の名称も「日野市市民会館」となっておりますけれども、あえてこういう「市」を二つつける形に、そういう考え方からなったわけでございます。それで、名称では「日野市民会館」「七生公会堂」それから、審議会につきましては「日野市市民会館審議会条例」ということになりまして、七生公会堂も、いわゆる含めた審議会になる、というふうに考えていただきたいというふうに思います。

第2点目の駐車場の問題でございますけれども、まず、いま日野駅・市役所経由豊田駅の路線を、議会等の御理解いただきまして、3年間の助成をし、いま京王バスが運行をしております。4年目から自立しようということになっておりますけれども、やはり駐車場を――数が多いことはもちろんいいわけでございますけれども、その努力はもちろんする一方、そういう路線バスをダイヤを増発、あるいはダイヤをうまく合うような形で京王等にまず要望していきたい、というふうに考えております。

それから、駐車場の云々でございますけれども、いまの整備計画を含めますと、庁用車85台、来客用につきましては若干分散しておりますけれども262台確保する予定でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　最初の、建物の名称のことですが、他市等の例を十分いろいろお調べになった上で、このように決定をされたんでしょうから、特段意を差しはさむことはないと思うんですが、日野市にある市民会館だから「日野市市民会館条例」と、これはよくわかるんですが、じゃあ建物の名称は「日野市民会館」とこうなるということで、このまま呼べば自然な感じもするんですが、日野市の市民会館であれば、日野市市民会館とつけても条例の名称どおりでもおかしくないのではないかという気もいたします。これは私の個人的な感じでございますので、これまでにしておきます。

次に駐車場のことですが、庁用車が85台駐車できるということで、これは、庁用車ということは、たとえば私が申し上げました午後1時から4時30分までの間であれば、庁用車がとまっているということで、庁用車、つまり市の車が使用しているということで、市民会館に車で来られた方がとめられるのかどうか。もう一度この85台というのはどういうことなのかお尋ねをいたします。

それから、262台という台数ですが、いろいろ過去の本会議でも議論がございましたが、路線バス等の整備充実ということで、公共輸送機関の利用の率が高まっていけば、駐車場の問題も、また議論の角度が違ってくるかもわかりませんが、当面は現状の路線バスがそう拡充されるということは期待できないわけでありますので、大方の皆さんは、いろいろバス等を使うというよりも、やはり御自分の――マイカーも普及しておりますから、いらっしゃると思うんです。特に大きなイベントの場合には、262台という台数でどうかな、という気もしますが、会館が利用される際に、路上に違法駐車の車があふれるということで、いろいろなトラブルが生じても問題だと思いますので、この点、駐車場の収容台数については、これで十分とお考えになっているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつて特別委員会でいろいろ御意見御注文も伺いました。約300台用の駐車場が必要であろうと言われておりますので、その300台の駐車のできる条

件を確保したいと、こういうことを目標といたしております。それから、これはごく便利なところには――自転車の駐輪場の際も同様ですが、有料駐車場がもし成り立てばこれは幸いである、という考え方も持てると思っております。いずれにいたしましても、駐車ということは、きわめて大切でありますから、十分不便や支障のないようにしなければならない、というふうに取り組んでおります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　９０号なんですが、市民会館なんですが、聞くところによると、市内の企業からもどんちょうを何か寄付していただけるというようなことですし、それから、そのどんちょうの紹介をしていただいたんじゃないかと。たとえばあの５０数枚の中から選ばれたどんちょうを、特別委員会なり、あるいは皆さんが選んだどんちょうが、富士に朝日とか、こういうようないろんなのが、日野市を象徴したどんちょうのようでございますので、開演の一、二分前に、このどんちょうはこういう形のものだと、日野市にふさわしいどんちょうだと、こういうことをテープか何かで、きれいな女性の声でひとつ流していただくようにしていただいたら、大変私はありがたいと思うんですが。（「それはいい意見だ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　規則の案の方で、8ページのところでございますが、先ほども質問の中で福島議員とかあるいは夏井議員が、開場前に多少運用面で取り計らうことができないか、というふうな質問がありましたけれども、この使用申請期間というところで、大ホール、小ホール、あるいは七生の公会堂のホールは、使用前7日まで、そして、それ以外の施設に関しては使用日前3日までというふうに規定をされております。これにつきまして、たとえば7日までと規定されている場合でも、6日前に借りたいと思ったときに、そのホールがあいていたとします。そういうときに、ぜひとも運用面で貸し出していただけるようなお取り計らいを願えれば、というふうに思っておりますので、意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９０号、日野市市民会館条例の制定、議案第９１号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時４３分休憩

午後7時５１分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第９３号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９３号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市立みさわ児童館三沢台小分室の開設に伴い、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、南平こども広場の廃止に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは議案第９３号の御説明を申し上げます。

日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、まず２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

日野市立児童館設置条例の別表第２、日野市立ひの児童館七小分室の次に、日野市立みさわ児童館三沢台小分室、日野市百草８９７番地の１１２を加えるものでございます。

付則といたしましては、この条例は、昭和５９年９月１７日からの適用ということでお願いを申し上げたいと思います。

この三沢台小分室につきましては、三沢台小の東側の市の公社の土地を借用いたしまして、１８番目の学童クラブを設置する、というものでございます。昭和５９年９月１７日に開設いたしました。定員につきましては４５名、現在在籍者は２２名でございます。建物面積は91.09平米数の建物でございます。敷地につきましては２３８.６１平米でございます。

以上でございます。

引き続きまして議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の御説明を申し上げます。

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の説明につきましては、４ページ、５ページの新旧対照表によって御説明申し上げたいと思います。別表の田中こども広場の次の「南平こども広場」を削除するものでございます。これにつきましては、場所は南平八丁目１４番地、代々木ゼミの東側でございますけれども、１６５.３８平米の遊び場でございます。所有者は、平山３－１－２、鈴木義一氏でございますけれども、鈴木義一氏から、このたび返還の申し出がございましたので、お返しするということでございます。この遊び場につきましては、昭和４７年の７月１日から現在まで、約１１年半借用してまいりました。返還の申し出がございましたので、１０月３０日に返還をいたしました。したがって、付則に掲げましたように、この条例は昭和５９年の１１月１日からの適用ということでお願いをしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９３号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９５号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第９５号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市立第二幼稚園の改築移転に伴い、設置場所を平山四丁目２７番地の１２に変更するため、日野市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

議案第９６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市立幼稚園の保育料を改定するため、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどのお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　それでは議案第９５号、９６号の詳細説明の提案理由を私の方から説明させていただきます。

まず議案第９５号でございますけれども、先ほど理事者の方から提案ございましたとおり、現在日野市立第二幼稚園を改築中でございます。この改築工事が明年３月には完了いたしますので、現在あります幼稚園を取り壊しまして新しい幼稚園の方へ移りまして、来年４月１日か

ら運用開始するわけでございます。したがいまして、設置場所の変更をお願いするわけでございますけれども、設置条例の別表の第３の日野市立第二幼稚園の項中「日野市平山四丁目８番地の４」とありますのを「日野市平山四丁目２７番地の１２」に変更をお願いするものでございます。なお、適用につきましては６０年４月１日から適用をお願いするわけでございます。

よろしく御審議を賜りますようにお願いしたいと思います。

引き続きまして議案の第９６号でございますけれども、これにつきましては、日野市立幼稚園の保育料の改定をお願いするわけでございますけれども、現行の保育料につきましては、月額6,０００円でございます。年額７万2,０００円でございますけれども、この保育料につきましては、昭和５５年度に改定をいたしまして、現在に至っておるわけでございますけれども、改定以来４年を経過いたしております。その間、人件費、物件費等も高騰しておりますし、なお、私立幼稚園の保育料にも格差が生じてまいったわけでございます。このような状況を打開するために、適正な保育料とするために、６０年の４月１日から現行の6,０００円に1,５００円を上積みいたしまして月額7,５００円、年額９万円に改定をお願いするものでございます。なお、適用につきましては、６０年４月１日から適用をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようにお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　９６号の日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質問いたしますが、５９年度の予算の幼稚園費の中に、市立幼稚園使用料検討委員会委員の９名の委員の報酬がのっておりますけれども、この委員会は、すでに開かれているのかどうか。まずその点をお尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

日野市立の、公私立幼稚園の調整懇談会という形で、８月に第１回の会合を持ちまして、いままで合計４回会合を持っております。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　この調整懇談会の中で主にどういうことが審議されたのか。また、私は――５９年度の予算の中では、幼稚園使用料検討委員会というふうになっておりますけれども、なぜ調整委員会というのが、聞くところによりますと、日野市公私立幼稚園

調整懇談会というふうになっております。普通これ見ますと、使用料だけのことをやるのかなあというふうに思うわけですけれども、調整懇談会という名称にしたことは、それなりのことがあると思うんです。そういう点――ですから、この懇談会の中で、どういうことが主に論議されたのか。また、使用料の問題です。いま保育料の値上げがされておりますけれども、この保育料の値上げについてもお話がされたのかどうか。その点お尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

調整懇談会の中におきましては、公私立の幼稚園――いまも話がございましたように、保育料の格差という問題、この問題をどう考えるか、どんな対策をとったらいいか、このことが第１点でございます。それから、さらに第２点目として、公私立の幼稚園の分担関係、これは、幼児教室関係の問題も含めまして、どうあるべきかという問題についての検討。それから、第３番目といたしまして、公私立幼稚園が、ともに日野市の幼児教育を担当していく中で、今後どんな調整を行っていくべきかという問題。それから、第４点目に、今後、日野市における幼児教育、これはどんな考えのもとに行われていったらいいかと。この４点が大きな柱であったわけでございますけれども、その中で、特にいままで取り扱ってきた内容といたしましては、公私立の幼稚園の格差という問題、保育料の格差という問題を中心に話し合いを持ってまいりました。そのような状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは最後。あと５回で予算組まれておりますので、最終答申が出されると思うんですけれども、まだ最終答申は出されていないわけでございましょうか。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

調整懇談会というような形で、あえてこの中で答申というような形の問題でなくて、公立幼稚園、それから、私立幼稚園、幼児教室、こういう幼児の施設関係の問題についての現在当面している問題、こういう問題を話し合う場という形で、特別その中で第５回目――これは１月17日ですか、第５回目を持つ予定になっておりますけれども、答申という形のそういう性格のものではない、こういうふうに受けとめているわけです。

○議長（高橋通夫君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　私は、文教委員会の中でまた詳しくいろいろとお話ししたいと思いますけれども、やはりいま幼児教育の問題は、非常に国の問題、また、東京都の問題、自治体だけの問題で解決できないいろいろな問題いまあると思うんです。そういう中で調整懇談会も開かれた、というふうに思っております。それで、いまいろんなところで定員割れなんかも出ておりますし、そういうのを国の方が最大限利用して、私立幼稚園に対する補助を打ち切ったり、また、公立に対する補助ももちろんそうですけれども、先生方をふやさないとか、いろんな臨調がらみの問題も出てきておりますので、私は、ぜひこの問題では十分まだ審議―調整懇談会の結論も参考にすべきだというふうに考えております。ですから、委員会の中でまた詳しくいろいろな点でお聞かせいただきたいと思いますけれども、調整懇談会の中に出されました資料を、文教委員のところにも配付していただいて、私どももそれを参考にして、この問題を審議していきたいと思いますので、議長の方からもよろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

文教委員会関係につきましては、一応資料を提出した上で、十分この内容等をたくさんの資料を用意しておりますので、御検討を願うつもりで対応しております。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　先ほどもあったんですが、特別職の報酬等も三、四年値上げしていない。そして、これは陳情があったからというので、お医者さんと薬剤師さんは１０％上げた。その当時の物価といまと比べて、１０％が適当であるかどうかは別にしまして、一つの基準を示されました。それなら私は、幼稚園の値上げも１０％であるべきだと思う。収入は１０％しか上がらないで、市役所の収入だけは２５％上げる。どういう意図で２５％にされたか、市長に２５％の値上げの根拠、２割５分の大幅な値上げの根拠をお示し願いたい。

同時に、私立の幼稚園に対しては、当然２５％の助成の値上げや増額が図られてしかるべきであると思う。この増額については、予算にどうも見当たらないし、来年度２５％私立幼稚園に対する公費の助成をふやす決意であるのかどうか、この点を明らかに示していただきたい。

次に教育長の方にお聞きしたいんですが、調整懇談会の中で、私立幼稚園の公私格差の是正

を、このような市立を値上げしてやれというような単純な答申があったんだかどうだか。私はそうじゃないと思うんで、そこのところを――要するに公私格差の是正というのは重大問題です。ですから、私どもは市立保育園の値上げ、これはもう余りいいことじゃないんです。塾だとかいろいろかかっているということ、テレビに報道されています。子供持つ父兄の方。むしろ市立より私立の保育園の幼稚園への助成ということは、それは相当考えなきゃいけないんじゃなかろうかと。これは教育長さん。

最初の点は、報酬の値上げは１０％で――ただお医者さんだけですが、こっちは２５％の大幅値上げをした根拠。市長の方は提案者ですから教えていただきたい。それから、もう一つは先ほど申し上げましたように、私立の幼稚園に対する公的助成、補助金を２５％当然上げなきゃならない。これは来年度予算に組むということを説明してもらいたい。

以上、教育長と市長です。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　前半の御質問に対しては私の方からお答えしておきたいと思うんです。

どうして２５％の値上げを行ったのかと。これは、前にもお話ししたことがあるかと思いますけれども、公私立の幼稚園の保育料の格差というもの、これはいろいろ資料を見ました段階の中で、3,５００円月々の保育料の平均というものが公立と私立では差があるということ。実は、私立幼稚園協会等ともいろいろ話は詰めてまいった内容でございますけれども、ここで公立の幼稚園で四、五歳児の２年保育というものを来年の４月から実施すると。４歳児の入園ということになりますと、どうしても公立の幼稚園では応募者全員を受け入れられるような状況があれば別ですけれども、抽選という形の中で、公立幼稚園の応募に応じたけれども入れないと、これは、単に公立幼稚園、あるいは私立幼稚園という問題だけでなくて、経済的な面から言っても、父母の方々の中で、必ずしも公立幼稚園を希望したけれども入れないという父母の方々も出てくると。こういう状況もございまして、何とか公私立の幼稚園の格差というもの、これをできれば全く同一の線に持っていくことが望ましいわけですけれども、極力格差を縮めたいと、こういう考え方のもとで、一応公立の幼稚園につきましては５年前――昭和５５年の４月に改定を行ったわけですが、その際の基準に基づきまして、公立幼稚園の消費的な経費、これの３分の１相当額は父母の方々に負担していただくのが筋ではないかと、こういう考え方

に立ちまして、５５年当時保育料を改定した基準、それをあてはめまして、いまの、いわゆる消費的経費、それを逆算いたしますと1,５００円程度の引き上げ、これがどうしても必要になってくると。こういうことから1,５００円の引き上げというものを打ち出したわけでございます。それから、なお都下２６市の中に、７市ほど公立幼稚園を持っている市があるわけでございますけれども、それらの市の公立幼稚園の保育料、こういうものを参考にいたしまして、7,５００円という線が妥当であろうと、こんなような形で7,５００円という線を一応打ち出したと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の幼児教育、すなわち幼稚園適齢児の教育につきましては――就学前教育につきましては公私立――私立１２園でしょうか、それから、公立はいままでは６園、年間約1,５００ないし2,０００名の適齢児の教育をそういう形でやってきてまいっております。そして、今回いわゆる公私格差を公立の値上げによって近づける、というふうに思われがちな面が出るかもしれませんけれども、必ずしもそういうことのみではなくて、公立の値上げにつきましては、いま教育長の説明したとおりであります。

それから、私立幼稚園の父母負担の軽減の問題につきましては、これは来年度の予算に計上していきたい。東京都もいま市長会で最終的な、都知事にまとめて要望した２０項目の中の一つにもなっておりますし、十分期待できると思っております。そういう関係で、都の負担増、それから、市の負担増、そういうことでいわゆる父母負担の公私格差もより狭めた中で、なるべく幼児教育が単なる負担のみで差別になるようなことのないように、十分配慮した中で進めていくべき重要課題、とこういうふうに考えております。したがって、御質問の答えの部分につきましては、来年度の予算に、私立側の父母の負担の軽減費のアップをする考えであるということをお答えしておきます。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

３番目の調整懇談会の中で、公立の保育料の値上げの問題だけが討議されたのか、ということでございますけれども、これは、公立の幼稚園の保育料が、先ほど申し上げましたように、５年間ほど据え置かれている、そういう点等も考慮して改定を検討すべきであるということが

１点示されております。それから、なおもう１点が、第２点として補助金の引き上げ等につきましては、都及び市に要望すべきであると。こういうことで、先ほど市長の方からお答えがありましたように、私立の幼稚園に対する補助の引き上げ、これについても、東京都並びに市に要望すべきだというような、そういう中で幼稚園の保育料の格差というものを何とか縮めていきたい、とこういうような内容が調整懇談会の中での話として出されているわけです。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まだお答え市長からいただいてないんですが、特別職の報酬は１０％の値上げ、授業料は２５％というふうな提案。しかもお医者さんだけと、薬剤師さんだけと。だけども、それを差しおいても、なぜ報酬は１０％上げて、取る方は２５％上げるという発想をなさったのか、その根拠を教えてもらいたいんです、市長さんに。これ発想ですから、市民うんと取ってやった方がいいんだと、こういうふうなお考えがあるんじゃないかと思う。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　発想は全く別個であります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　物、物価等が上がったから特別職の報酬は１０％上げたわけですね――上げると決まっていませんけれども、提案なすっていらした。同じときに今度収入の方は２５％取りますよという提案をなすってきたわけです。だから、私は不思議に思うので、市長どんなお考えでこの発想をなさったかお聞きしているわけです。おわかりになるでしょう。どういうことが別個なんですか。（「発想は別個なんです」と呼ぶ者あり）その別個の理由をちょっと説明してください。ただ別個と言われてもわからない。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　単純に値上げという言い方によるといたしましても、幼稚園の場合は５年間という期間であります。それから、医師会の場合は３年間という期間であります。それから、発想は、したがって別個だと申し上げているわけでありまして、その率的なことから特に物価にかかわって別々の計算をしたということじゃないわけでありまして、それぞれの妥当性ということでお願いをしておると、こういうことであります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この点は私にはわからないので、文教委員会でわが党の議員が徹底的に追及されることと思います。（笑声）

教育長にお聞きしたいんですけれども、しからば私立の幼稚園の消費的経費は幾らであるか。そのうちの３分の２を市が負担するということにならなければ不公平じゃないか、助成してあげなきゃ。公立の場合は３分の２は市が負担して、３分の１をお母さん方に出してもらおうということでこうなったんだ、という御説明がございましたんですが、しからば幾らになるんだか、その数字を教えてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

公立の幼稚園と比較いたしまして、いま古谷議員さんの方から御質問のあったように、私立幼稚園の消費的経費の３分の２は市が負担すると、そういう状態には、これは私立幼稚園の場合には全くなりませんでして、一応、私立の幼稚園の場合、１年間に保育料の平均が１７万8,０００円ほど１年間にかかっていると。この１７万8,０００円という保育料の平均に対しまして、市の方から現在助成している金額というのは、月々四、五歳児の場合には5,０００円の１２カ月ということですから、６万円相当額、それを父母負担の扶助ということで、私立幼稚園の方の補助という形で出している。ですから、申し上げれば３分の１程度を逆に私立の幼稚園の補助という形で父母の方々に差し上げている。公立の場合には、消費的経費の３分の１程度を父母の方に負担していただいていると、こういう状態です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ市長にお聞きしたいんです。こういう不公平が厳然として存在していることがいまわかったわけです。市立幼稚園の消費的経費は、６６％以上を市が負担しているんだと。私立の場合は３３％ですか、３分の１、半分だと。これはまず解消してから授業料の問題は考えなきゃいけないんで、この出し方も逆なんで、私立の方の市の公的助成を少なくとも１２万円にして、しからば私立の保育料は幾らになるかと――幾らか下がると思います、私は。それと、今度こちらの市立の方とを比較するなら、まだ幾らか理屈もわかる。これじゃあ、こういうやり方ですと父兄負担は無限にふえていくわけです。いずれにいこうと、私立の幼稚園は公的助成がなきゃどうしても授業料に頼らざるを得ないんです、ほかから入るわけじゃないんですから。そうすると、やっぱりまた幾らか保育料を上げていかざるを得ない。

また公私格差だから、今度市の方の保育園も上げていこうと、幼稚園も上げていこうと、なるべくつり上げる競争させようとする提案なんだこれ。だから私は、この発想は逆であって、市長撤回なさるべきじゃなかろうかと思う。まず私立の幼稚園に６万円助成して、その結果がどうなるかを見て、それから来年こちらの方の市立の幼稚園の保育料を決めたらいかがですか。私は逆の発想だと思う、これ。さっきの発想もそうですが、これをまず来年度予算で思い切って――思い切ってじゃない。あたりまえのことをやるわけですが、私立幼稚園、市立幼稚園の同じだけの消費的経費の助成を出してごらんなさいよ。その結果を見たって遅くないんですが、市長どう思います。これは値上げ競争させるだけですよ、この提案は。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まあそういう意図はございません。現在４歳児、５歳児東京都負担、市負担の2,５００円ずつの同額負担で、5,０００円を父母に軽減措置をとっておると、こういうことになっておるわけでありまして、公立幼稚園は、現在6,０００円ですから、両方合わせますと１万1,０００円の保育料であれば、全く同額である、ということになるわけであります。今回たまたま値上げと重なりまして、なお父母負担軽減を仮に都として1,０００円を増額できますならば、その合算は１万3,５００円でしょうか、そういうことになりますから、実質的にはきわめて近似した状況が生まれるということですから、こういう安定を図りながら、私立園のそれぞれの教育精神を尊重し、あわせて日野市の幼児全体に対します責任を分かち持っていこうと、こういうことでございますから、私は十分市民の方にも御理解いただけるものと、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　その順序が逆じゃありませんか、と私は言っている、提案するのに。まず提案するには、私立幼稚園の園児父母に対する助成。あるいはまた、幼稚園に対する助成、月謝の補助、それからの条例改正をここに提案なすったらどうですか。それからでも遅くないんです。そうすれば、来年これを見て、市立幼稚園は7,５００円に毎月なりましたと。２割５分上がりましたと。じゃあどうしたって、これは今度私立幼稚園も値上げせざるを得ないんです、いままでの状況だと。もし最悪の場合でも同時に提案しなきゃいけないと思いますよ、条例を。私立幼稚園に対する助成の条例があるんです、日野市に。この条例を提案して、助成を3,０００円ふやします。こっちはこっちでまた助成をふやす。はっきり言えば６万円だ

から5,０００円ふやすということね、毎月。そして、今度はこっちは値上げは１割くらいに―１割って当然だと思うんです。父兄の収入はそんなに上がっていません。

いま市長は、５年と言いましたけれども、これはそうです、昭和５５年の１月から。ところが私の方は、市議会議員にしても、市長にしても、あるいは特別職にしても、５６年からですから、やはりこれももう同じようなものなんです。だから、いま言ったように、私立幼稚園の助成をこういたします、私立――という提案が同時に少なくとも出なきゃいけない。私は、むしろ私立幼稚園の助成を先に出して、それの後で、今度市立の幼稚園の値上げを検討するのが筋じゃないかと思うんで、撤回なすったらいかがだと思うが市長のお考えを言っていただきたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問だからお答えいたしますが、撤回をする考えはございません。それから、来年の４月から同時実施という形がとれるものだと思っておりますから、時期のことは符合すると、このように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　撤回なさらない、これは市長のお考えですからやむを得ないんですが、私立幼稚園は園児の募集をしなきゃならない、ここで。もうやってます。来年の月謝は幾らになりますよ、ということを説明するわけです、どこの幼稚園でも。すると、どのくらい助成してもらえるか目安を持ってなきゃならない。途中で値上げすることもあり得ます、という説明になるかもしれないけれども、この点やはり同時に出してもらわなければ、来年の４月１日になって、東京都が決めてからでなんていうお考えは、ちょっとおかしくありませんかね。少なくとも同時に提案する、私立の幼稚園助成を。その私の考え間違っているのか。第一もう園児の募集をしているわけです。だから、幾ら入るかわからないと困るんです、私立の経営者の方々は。その点はどうでしょうか、市長。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　来年の新年度４月を期して、措置は同一時期に成り立つものと、このように思っております。それで、市に私立幼稚園の助成をする条例があるとおっしゃいますけれども、私立幼稚園に直接助成をする、という条例の根拠法規はございません。したがいまして、父母負担を軽減する形で幼児教育の支援をしておるということであります。なお、

公私立幼稚園調整懇談会では、今後より安定した幼児教育の責任の持ち合いということで十分協議をしていく、そういう場であると、このように設けておるものでございますので、御趣旨の点も尊重してまいりたいと、こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　市長にもう１回聞きたいんですが、いま教育長が言われました。消費的経費の３分の１を父兄に負担していただくという大原則を発表されたわけです。これは、いままでそういう大きな原則はなかった。市長は、今度私立幼稚園にもこの大原則を適用しなきゃならない、同じ日野の市民の子供でありますから。そういう教育委員会と市長が別途の考えでいると、困るのは市民なんです。市長は、教育委員会の考えと同じ考えで進める意思があるかどうかを聞きたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別途の考えはないものだと思っております。そして、私立の園の設立の意義というのは、それぞれまた私学としての園の尊重をすべき立場がありますし、たとえばそれは公立の各種、各高等学校におきましても、あるいは大学におきましても同様であります。したがって、狭い地域社会のことでありますし、なるべく父母の立場としても、あるいは園を経営される立場としても、共同で幼児教育に責任を持てる、こういう環境をつくろうというのが調整懇談会の設立の趣旨でもありますし、また、こういう措置をするのも、そういう意味があるというふうに御理解をお願いしておきます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　きょうはまだ提案の前ですから――提案というか付託ですから、ひとつ教育長、市長はこの件について、いまお話しになられた観点に立って、ひとつ委員会の審議に臨んでもらいたい。それでひとつ市民の負担をできるだけ避けるようにしてもらいたい。このことを希望しておきます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ただいまの公立幼稚園の使用料のアップの問題について一言御意見を申し上げておきたいと思います。

さっき教育長が消費的な経費の、いわゆる公立の幼稚園にお通いになっている父母に３分の１をしていただきたいんだと、こういうことを私も、これも決していいとも悪いとも、理解できる面もございます。先ほど、それからいま一つ鈴木美奈子議員も、文教委員で次元の高いところから御発言になっているんで、あえて私は意見を申し上げるんですが、いま日本の国で、一番行政改革と教育臨調と称せられる教育審議会が発足しております。これも先ほどのトマホークではないが、やっぱり次元が違えば意見がかみ合わないことがあるんですね、現実の問題として。ただし、私は言えるということは、いわゆる負担が公平であるということに対する論議というのは、そんなに思想信条が違っても、物の考え方が違っても変わらないんではなかろうかと。だれしも――私があした通告質問で市長にお聞きしたいと思うんですが、市長が４８年に市長になられて、５２年、改選のときの５６年、私がいろんなことを幼稚な質問をしていますが、市長はその都度の信念が――あれだけ公共の料金は上げないんだと、特に日野は、保育園だとか幼稚園だとか、そういうものに対しては硬派でなくてソフトにやって、そのかわり負担をしてもらうのもソフトな負担をしてもらうんだと、こういうのが市長のお考えのようです。

現実の場合に、いま臨時教育審議会等で模索をされているのは、大学教育というのは、非常に私立でも公立でも、よほどの大学でない限りは、かなりメジロ押しで、４０％が高学歴社会の中で入っていくという中で、これは何ていうか定員が満たないなんていう大学はないと思います。ただし、高校以下というのは、いわゆる子供の――生徒っていうか子供っていうか、そういうものの多いときと少ないときによって、非常に変動が来ております。一時は幼稚園も子供が多かった時期もあります。いま日野でも御存じのように、中学校へ生徒が押しかけております。その子供が、ここ数年都立高校なり私立の高校に押しかけます。こういうたび重なるごとに、東京都にしても、各県にしても、この対応に苦慮するわけです。

そういう点では、いま末端の幼稚園というのは、御存じのように、幼児人口というのは、非常に減少しております。こういう中に、日野で第七幼稚園をつくって教育の充実されるということ、これもやはり市長の施策の中、教育委員会の施策の中で、私も了とします。ただし、それだからといって、公立の使用料を上げるということを、別に調整懇談会でだれもいわゆる議論をしたり答申をすべきだ、ということを申し上げている人も私はないと思います。この問題に私も身を投じた経緯があるから、このことに何か反論があれば、私はここで洗いざらい全部

ぶちまけるつもりですが、人のプライベートの問題もありますし申し上げません。

ただ問題は、そういう調整懇談会の中でも、非常に発想の違う大学の先生もいれば、いろんないわゆる私立の代表もいれば自治会の代表の人もいるわけです。何かといえば、そういう人が多くいた中で、よりよいものを選ぶということが必要ではなかろうかと思うんです。ただし、さっき言った、教育長が言う３分の１の負担だから９万円だと。機械的に言えば消費的な経費が２７万だから、その３分の１の９万だと。こういうことも、これもだからわからないではないということを私は言いますけれども、ちょっと根拠が薄弱です。

東京都の、いわゆる私立幼稚園協会なり全国段階が、全国の消費的な経費の標準教育費というのが２７万円なんです。これの半分を私学振興法に基づく助成をしろということを、実はあしたの１時３０分から、いわゆる幼稚園から大学までの振興策をもっと努力しろということを国、いわゆる文部省なりに迫ります。そういう中で出るのが、いつでも標準教育費というのは幼稚園では何ぼなのか、小学校、中学校では何ぼなのか、ということが議論されます。

ただ、私が言うのは、いまだれが見ても、幼稚園なり高校は、義務だとは申せないが、義務に近い観念がなっているんではなかろうかと思います。そういう点で、まず一番先に考えなければならないのは、こういう人に、私立に通わせようが、公立に通わせようが、負担を公平にしてやるということが大原則ではなかろうかと思いますね。私は、決して公立の幼稚園の使用料を上げなくても――古谷議員の発想と私は全部一致しているというわけじゃございませんが、私立の方の補助金を増額すれば、いわゆる接近していく考え方もあります。ただし、理事者から見れば、いわゆる財政ということを考えてのお話かもしれません。

ただ、日野というのは、私は申し上げますが、隣の八王子なり立川なり、公立の幼稚園が１園もなければ、比較対照がないんですね。現実に日野というのは七つの、今度いわゆる幼児の人口が減っている中で、七つをおつくりになったということは、比較対照が片方は１１園、片方は七つというふうに、はっきり出てくるわけです。そういう中で、これを格差を縮めるというか、全く同じにするということは、市民要望からすれば、私は当然ではなかろうかと、こう思うんです。公立の使用料を上げなくても、片方の負担は、いわゆる補助金を増額してやれば、なっていくわけなんです。それには、いろんな考え方があります。ただし、さっき市長が言った、私立の方には入園金というものがあります。しかし、公立には別に何か入園金というものはございません。こういうものが私立の特色だというんなら、これも私はわかります。

ただ、現実の場合に、父母から見れば、教育内容というのはなかなかいま言うとおり、端的に言いあらわせるものではないと思います。はなはだしい人にいうと、公立の幼稚園は、いわゆる保育料が安いんだから、内容が悪くてもいいんではなかろうか、というような論をはかれているようにも自分はこの間の感じてとっている問題もあるわけです。高いからいい――ゼロ。問題は、どこで公費で賄っているのか。この負担は父母が賄っているのかという問題が、やはり理解してもらわなきゃならないんではなかろうかと思うんです。そういう点、踏まえて文教委員会で徹底的な、いわゆる御検討願って、ほかのあまたの、できれば場合によっては、広く公聴会等で聞いていただいて、こういうものは決めていくべきではなかろうかと、こう思います。

もちろんだから補助金の問題に対しても、これは提案権は市長にありますんですね。私は、別にいま請願をしても、出なければどうにもなりません。いわゆる都に対して、われわれの団体も――いま2,５００円都が出しているやつを3,０００円にしてくれ、という要求はしております。しかし、国なり都も財政の事情から出ないかもしれません――出すかもしれません。こういう中で、やはり日野で公立の幼稚園７園持っているというのは、市長の責任でつくられて、日野の教育委員会が責任を持ってやっている機関だと思います。まずこれに学ぶ子供たちの格差をなくしていくということは、私は当然の権利ではなかろうかと、こういうことを意見に付しておきます。よろしく文教委員会で御審査願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９５号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ９億5,０９３万5,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３２０億8,９７１万8,０００円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）につきまして詳細を説明いたします。

まず第１条でございますけれども、９億5,０９３万5,０００円を追加いたしまして、歳入歳出の予算規模を３２０億8,９７１万8,０００円といたします。

第２条でございますけれども、債務負担行為の補正を第２表のとおり行います。

詳細につきましては順を追って御説明申し上げます。

まず７ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書から説明をいたします。

まず８ページの歳入でございます。市民税のうち法人税の関係でございますけれども、企業による昭和５８年度の決算の大幅な利益の伸びがございましたので、当初予算に比較いたしまして、１０億4,４７５万円を追加補正するものでございます。

次が１０、１１ページの固定資産税でございます。まず家屋の関係でございますけれども、昭和５８年度から全棟調査を実施してございます。その増収分3,２５０万円でございます。さらに償３の償却資産でございますけれども、企業の設備投資が活発なために、償却資産の増があったわけでございます。8,８００万円の増でございます。

少し飛びまして１８、１９ページ、９の都支出金でございます。民生費の都の補助金でございますけれども、この説明欄がございますように、心身障害者通所訓練事業の補助金でございます。かざぐるまの家Ｃ基準、手をつなぐ親の会のＤ基準、これらが補助対象になりまして、ここに記載してあるとおり、金額が補助として入るわけでございます。

次が２０、２１ページでございます。１１，寄付金の一般寄付金でございます。公共公益施設費の関係でございますが、ここに記載のとおり9,７５３万円の補正でございます。

さらに、次の２２、２３ページでございます。老人保健特別会計繰入金でございますが、５８年度の精算による繰り入れでございます。1,１８６万7,０００円でございます。

次の繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金。当初予算におきまして３億7,０００万円の繰り入れを予定しておりましたが、市民税の増収によりまして、この財政基金の取り崩しを取りやめるものでございます。いわゆる減額をするものでございます。

次が２４、２５ページでございます。繰越金でございます。前年度の決算に基づく繰越金１億3,０４９万7,０００円を追加するものでございます。これで繰越金は全部予算を開いたということになるわけでございます。

次が歳出でございます。２６、２７ページでございます。議会費でございますけれども、交際費の１０万円でございますが、三多摩上下水及び道路建設促進協議会第１委員会の委員長が日野市の当番になっております。この間にかかるところの委員長の交際費ということで、１０万円の補正をいたしました。

次が２８、２９ページでございます。総務費のうち６の財産管理費でございますけれども、積立金9,７５３万円でございますけれども、これは、先ほど歳入で申し上げました公共公益施設のいわゆる寄付金を、公共施設建設基金及び環境緑化基金に積み立てをするものでございます。

それから、その下の企画調整費の委託料でございますけれども、当初予算で設計調査の費用を計上いたしたわけでございますけれども、来年の市民会館の完成に間に合わせるように、モニュメントを製作しようというもので３６０万円。この不足分につきましては債務負担行為でお願いをする予定でございます。

さらに、その下の１５の渉外費でございますけれども、これは、行政報告の中で申し上げましたけれども、来年の1月4日、レッドランズ市から高校生の、いわゆるマーチングバンドが来市をするに必要な歓迎の費用でございます。

次が３４、３５ページでございます。中段ですが、４の心身障害者福祉施設費の１９、負担金、補助及び交付金でございますけれども、これは、都の補助金で申し上げましたけれども、かざぐるまの家、それから、手をつなぐ親の会、これらのいわゆる通所障害者施設の補助金でございます。

それから、その下に２４の投資及び出資金の３００万円でございますけれども、説明欄にございますように、社会福祉法人日野市福祉事業団の出資金３００万円でございます。

次のページに参りまして３６、３７ページでございます。目の１１. 国民健康保険事業費でございますが、国民健康保険特別会計へ1,９０５万円を繰り出すものでございます。

次のページ３８、３９ページでございます。清掃費のじん芥処理費でございます。この中に１８の備品購入費でダストボックス、クレーンパッカー車がのっております。1,４６０万円でございますが、これは、今年度購入いたしまして、いわゆる収集方法の試行を来年度にかけて行う費用でございます。

次は４０、４１ページでございますが省略いたします。

次が４４、４５ページでございます。土木費のうちの道路新設改良費でございます。節の１７. 公有財産購入費でございますが、道路予定地1,５７９平方メートル１億9,３１３万円とございますが、これは、南平高校の進入路大里１号線の、市の公社で先買いをした土地を一般会計で引き取るものでございます。

次が４６、４７ページでございます。都市計画費の街路事業費でございますけれども、3,４０３万1,０００円につきましては、説明欄にございますとおり２・２・５号線の用地取得に伴う物件補償費でございます。

次の公園整備費の１７. 公有財産購入費でございますけれども、多摩平二丁目地内緑地取得の費用でございます。面積にいたしまして７２７.７平方メートルでございます。

最後のページ５６、５７ページでございます。まず１１の公債費でございますけれども、２億7,３５０万2,０００円でございますが繰上償還を予定しております。当初予算と合わせますと７億4,００６万7,０００円になります。

それから、次の１２の諸支出金の件でございますが、開発公社助成費でございます。6,９１８万7,０００円でございます。

それから、大変恐縮でございますけれども、４ページに戻っていただきまして、予算書の第２条の、いわゆる第２表でございますが、債務負担行為の補正でございます。先ほど支出の中で若干申し上げましたけれども、モニュメント製作事業、５９年、６０年度、限度額が８４０万円でございます。

以上よろしく御審議いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　　歳入と歳出についてそれぞれ１点ずつお聞きをいたします。

歳入の中で市民税、法人が１０億4,０００万強ふえたということについては、景気上昇ということで、これほどまでふえないかなと思ったけれども、かなりふえるんじゃないかと予想していましたので、特にびっくりはいたしません。それで、特に私が質問したいのは、個人の市民税が１億3,６００万マイナスになっているということで、私のつたない知識で言えば、個人の市民税というのは、前年度の所得、捕捉されている所得にかかるもので、そんなにどうしてマイナスがこんなにふえるのかなあという感じがいたしますので、ぜひお聞きをしたいと、これが１点であります。

それから、歳出の方で細かい内容でありますけれども教育費でございます。教育費見ますと、光熱水費で小学校、中学校合わせて８００万と２５０万で、1,０５０万補正がここでされるわけでございますけれども、議会もなかなか効率がよくなくて、確かにそういった面からでは指摘をするのが心苦しいところがあるんですけれども、なぜいまのこの段階に来て教育費といえども光熱費、あるいは光熱水費という観点からいけば――時代から言えば、こういったものは節約できる分野のお金だと私は理解するわけですけれども、なぜこの中に来て1,０００万強補正せざるを得ないのか、この辺についての御見解を賜っておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　　ただいまの御質問にお答えいたします。

法人の方は別といたしまして、個人市民税の方の御質問でございます。この減額理由でございますけれども、これによると、１億3,６００万でございますけれども、御承知のとおり、59年度は住民税の減税が行われました。これは、昭和５５年度以降４年ぶりで課税最低限の引き上げを中心とした減税でございまして、基礎控除、それから、配偶者控除及び扶養控除などの額が引き上げられたものでございます。この減税分の見込みは、大変むずかしいものがございまして、約減税分として４億円を見込んだようでございますけれども、予想以上の影響がありまして、この金額で減額となったものでございます。御了承いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　ただいまの、いわゆる小中学校の光熱水費がここへきてな

ぜ1,０００万近い増額をするのかという、こういう御質問に対するお答えでございます。

まず小学校の方の関係でございますけれども、小学校の場合には、電気料とそれからガス料と補正しているわけでございますけれども、電気料金につきましては、特に使用料が各小学校ともに、特に仲田小学校等ができました関係上全般的にここでふえております。したがって、使用料――特に新設校の開設に伴う、いわゆる電気料等の増額ということで、３００万の補正をお願いするというわけでございます。それから、ガス料の方の補正が５００万円ほど計上させていただいておりますけれども、１点目は、平山小学校がございますけれども、平山小学校につきましては、従来ガスにつきましては、いわゆるプロパンガスを使ってまいりました。これを効率的に運用するということで、プロパンガスを都市ガスに切りかえたということに伴いまして、１点目はそういう形でふえております。それから、もう１点目は仲田小学校の開設がございまして、それに伴いまして、特にここへきまして暖房等を行うわけでございますけれども、新設に伴う仲田小学校の暖房費ということで、ガス料の補正をお願いするというわけでございます。

それから、中学校の方の関係の補正でございますけれども、これにつきましては、御案内のとおり、本年４月に第一中学校並びに三沢中学校におきまして、完全給食を施行いたしました。それに伴っての光熱水費の増高ということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　３４ページの民生費の中の心身障害者福祉施設費、この中の補助金のところで、かざぐるまの家の運営費と、手をつなぐ親の会の運営費が東京都が補助金つけまして、日野市もこれに上乗せしての補助金だと思うんですけれども、年度途中なので、これは来年の３月までの予算なのかどうか。それと、いままでも東京都の場合ですと、ひの共同作業所なども――これはＡ基準ですけれども、６００万つけますと日野市が同じ金額の６００万つけるということで、来年度もこの二つの新しい――親たちが本当に一生懸命つくってきた運営費、来年度も、もし東京都が補助を出すことになると思いますけれども、その場合、日野市も同額の補助金を出すのかどうかだその辺お尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　ただいまの御質問の３５ページ１９の負担金、補助及び交

付金の中で、かざぐるまの家の運営費、手をつなぐ親の会の運営費それぞれ１９０万及び１３４万8,０００円を計上してございますけれども、これは、１２月から３月までの４カ月分でございます。来年度につきましては、また１年分が補助の対象になりますけれども、ただ御質問のありましたように、東京都と市が同額出すかどうかということでございますが、実績を見ていくということで、当面は東京都の２分の１を市が上乗せをするということで考えておりますので、ひの共同作業所につきましては同額を乗っけておりますけれども、これはかなり実績があります。さらに実績を見た上での進行のぐあいで今後考えていきたいというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まず歳入でちょっとお聞きしたいんですが、非常にたくさんの税金が入ってきている。恐らく全国６６０の市の中で２番か３番でしょう、日野市は財政力が豊かで。そのために私は、歳入の繰入金の財政調整基金も多過ぎるから余りするなと言われて、起債の償還の方へ回せと言われたんじゃなかろうかと思うんですが、この３億7,０００万財政調整基金を減額したっていうのは、これは財政調整基金てそんなばかばか要るものじゃないんで――そういうふうな趣旨だろうと思うんですが、違いますか。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず５９年度の予算を編成するときに、５８年度の法人税のかなりの減額があったわけでございます。したがいまして、５９年度につきましては、かなり悲観的に法人税の見積もりをした、というのが第１点でございます。そういう中で５９年度が現在に至りまして予想に反しまして、先ほど申し上げましたように、５８年度の企業の決算が良好でして、利益がかなり出たと。したがって、法人の市民税が増額をしたというものでございます。

それでは、これが来年度もまだ続くかという問題になるわけでございます。（「聞いてないことを言うな」と呼ぶ者あり）いえいえ、まずことしの法人税のふえた理由でございますけれども……（「聞いてない」と呼ぶ者あり）いえ、ちょっと聞いていただきたいんですけれども、（笑声）要するに市内のかなり優良なごく少数な企業の業績がよかったためにふえたわけでございます。ことしの、いわゆる法人税の、いわゆる後期の予定納税でございますけれども、これが、ことしの３月の末の決算の数字に基づいて納められているということでございます。そ

んな状況から考えますと、かなりの収益を上げた会社が来年度の、いわゆる市民税を納めるところの従業員のシェアが、かなり落ちるわけでございます。そうしますと、実質的には来年度の法人税の額がかなり減額されてくる、という背景がございます。

そういう中で、今回の補正予算を組むに当たりまして、歳入歳出を勘案した中で、現時点での歳出の予算を組むということは、事業費等については、非常に困難でございますので、当面、現在積み立てを行おうとする、いわゆる当初予算で予定しておりました財調基金の繰り上げを取りやめると同時に、やはり現在抱えている起債の残高がかなり高い数字でございますので、これらについても、将来の大型事業をやる上での、できるだけ財政を軽くする意味で繰り上げ償還をした、ということでございます。

ちょっと質問の内容とは違って、広範にわたりましたけれども、そういう趣旨で予算を組んだわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　企画財政部長ですから、来年の景気の見通しまでおっしゃっていただいてありがとうございます。私もそれを参考にして株の投資にでも生かさなければいけないと思っておりますが、しかし、斉藤栄三郎氏でもなかなか来年のことはわからない。その点はいいです。非常に前田企画財政部長みごとな部長さんで、去年の法人の景気予想をお伝え願った。これ外れることを祈っておりますけれども……。

それで、繰越金は７億円ある。そのために半分はこれは元金返済、起債の返還に充てるというのはあたりまえなんです。これは法律的な指導なんです。だから半分充てたんだと思うんです。

ただ、私は歳出について何点かお聞きしたい。まず第１に消えてなくなってしまう金が６億、いや３億幾らですか。土地の公社に対する利息の補給ですって。３億9,０００万、４億円という金が繰り出されている。これは、日野市民が使うんならいいけれども、このうち、この金４億円の中で、南平の高校用地のために支払ったお金は幾らなのかおわかりになりますか。これが第１点。この増額理由――6,９００万ふえたのは、ほかでもない高校用地の周辺の道路を買っている。あるいはまた、ほかの点も買い増ししているからだろうと思います。南平の都立高校用地のために幾らの利息を市が持ち出しているのか　６０年３月３１日までで結構です。５９年度です。

第２の歳出の問題はモニュメント。ことし３６０万、来年８４０万、1,２００万円ですね。これは大変な彫刻だろうと思うんです。これは、どこでどんなものを注文したのか1,２００万という数字が出ているからには、もう明らかになっているんだろうと思う。日野駅前のあれはとてもじゃない、この3分の1以下です、値段は。よほどりっぱなものをおつくりになるんだろうと思う。それでひとつ教えていただきたい。

まずこの二つを申し上げておきます。

最後に歳入についての、最後っていうか歳入の質問しましたので、日野の大会社の皆様方の大変な御苦労によって２５％、今度また３０％の税金が入ってまいります。増額されたことを感謝します。これは歳入についてですけれども、歳出に対する回答をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　お答え申し上げたいと思います。

今回補正をお願いいたします6,９１８万7,０００円につきましては、５９年度の当初予算の編成時点以降の利息相当分でございます。そういうことで、細かい明細はあるわけでございますけれども、その費目別のは、ちょっといま出せませんので、少々お時間をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

モニュメントにつきましては、当初予算で調査費を５０万円お認めをいただきまして、デザインに取りかかったわけでございます。これは、御承知のように目的は市の庁舎、日野中央公園、市民会館、これを一体とした市民施設が完了するということを記念いたしまして、モニュメントを作成しようというものでございました。デザインにつきましては、日野市の美術連盟にお願いをしまして、3点ほど出していただきました。その3点を市で見せていただきまして、その3点の中でそのままデザインを採用するというものがなかったわけでございます。ただその中で1点、そのデザインをもとにして少し改良といいますか、さらに発展をさせればいいんではないか、というものがございまして、いまそれを中心に進めているわけでございます。

具体的に申し上げますと、作者は市内の常松大純さんという方でございます。年齢は４０歳ということで若手の芸術家でございます。内容といたしましては、目的さっき言いましたけれども、日野の昔の、いわゆる飛火野のイメージを再現をしようというもので、いまデザインを

固めつつあるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　総務部長、それは急にはできないから、後でコピーで資料でいただけますか。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　細かい資料がございますので、後ほどコピーでお届けしたいと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　ちょっと答弁の補足をさせていただきます。

日野駅前のモニュメントは、ちょっと正確な数字記憶しておりませんけれども、1,２００万前後だったと思います。かなり高額なものでございました。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これもひとつ確認して教えてください。あいまいなことはどうも言われますとこちらは困るんで。

次に、ちょっと私この提案について市長にお聞きしたいんですが、私は６月にこういうことを申し上げたわけです。ひとつ市長、管理職の期末手当についてはぜひひとつ何らかの別途のプラスアルファをしてもらいたい。あなたは革新市長さんですから、組合の言うことを聞かなきゃならないという苦しいお立場はわかる。しかし、全国６６０の市の中で５００以上の市は、あるいは東京都もそうです。国もそうですが、管理職手当をプラスしてボーナスの基準に掛けております。2.７２掛ける　本俸プラス調整手当、プラス扶養手当、プラス管理職手当等であります。しかし、これを表向きにできないとすれば、報償費とか、あるいはまた別途の方途があるわけです。

私はいつも思うんですが、たとえば６月の職員給――これ資料いただいたんですが、部長さんの最高は９１万円、最低が７８万円です。課長さんは最高が普通の方は８５万円、最低が73万円。係長さんは最高が８１万ですが、最低は４９万。職員の方の最高は――一般の人です。５８歳で８１万5,０００円。これを見ますと、職員で課長などにならないでのんびりした方がいいという、こんな夜中までいなくて済むんですよ、一般の人でしたら――なるわけです。しかも、係長さんになってすら市の職員の平均にまで行かない。６月の場合の平均は５１万

7,９８５円です。何かのやはりその方々の非常な努力、しかも、きょうここへお残りになっていらしても、これらの方々、部長さん方は残業手当もつかないのであります。一般の職員なら十分何万円もの残業手当がつく。この５８歳の方のような高給の方でしたら大変な手当がつくわけです。ところが、今度の１２月の給料見ますと――ボーナスです。三役の平均、ここへ前へ並んでいる三役の方の平均は１６０万2,０８０円です。しかし、部長さんの平均はどうかというと１０９万3,２４７円です。ばかんと差がある。課長さんの平均はこれより５万円少ない１０４万5,６０１円です。市会議員は課長と同格といいますから１０５万くらいだろうと思う。（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）しかし、一般の平均は６８万4,０４４円です。ところが同じ６月の最高の方、５８歳の方が１０６万6,２０５円です。これは１４日に支給されるんです。私は、この間の期末手当の条例の改正の提案について――きのうです。反対するつもりで意見を言おうかと思ったんですが、きのうは、たまたま月給日でした。やはり給料をふところに入れて、家庭に早く部長さんや課長さんも帰っていただきたいなあと思って、黙って下向いておった。きょうは給料日じゃないから申し上げるんです。１４日に間に合うように、予備費等がありますから、報償費等に流用するお気持ちありませんか。余りに差があるでしょう。三役の平均は１６０万2,０８０円、部長さんの平均はがたんとこれ１１０万にならない。さっきの３割引きどころじゃないんです。４割引になる。デパートじゃ５割引ですか。こういうふうな私はこういう数字は、これはもう動かせない事実であります。私は、この６月の議会でも同じことを申し上げた。何らかのことをやるべきだと。課長、係長、部長、これらの方にはやはり何らかのことを加えるべきではなかろうかと。それは当然この議会の、きょうの一般会計の予算の歳出にあらわれなきゃいけない。どうしてその提案なされなかったか。条例改正をするということは、革新市長さんとすると、ちょっとメンツがないのかもしれません。私は、その点を責めるわけじゃない。しかし、何らかの方途は幾らでもあるわけです。この予算措置をなさらなかった理由を市長にお聞きしたい。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

１２月の期末手当を比較しまして、部長平均と三役平均というふうな平均的なものの比較しますと、そういうふうな状況等もあろうかと思いますけれども、個々の部長というふうなものとの比較ということになりますと、三役の５６年――先ほど論議がございましたように、５６

年に報酬審議会が開かれまして、それ以後改正がございません。こういうふうな状況の中では、やはり部長の最高級の方と収入役の給与がラップするというふうな状況等に至っておるわけでございまして、そう大きな懸隔はないんじゃないかと、これが一つの答えでございますけれども。

本題の方は管理職手当ですか、管理職手当を期末手当の基礎に算入したらどうかと、こういう御意見でございます。たびたびお伺いしておる御意見でございます。それで、東京都下におきましては、１市がそのような一つの計算例といいますか、支給の実績を持っておるわけでございます。それから、東京都、国等におきましては、算入しているというふうな状況でございます。それには間違いないわけでございますけれども、市の現況におきましては、２６市の中で１市がそういう支給例をとっているというふうな状況でございまして、数が少ないからそれにならわない、こういうふうなことではないわけでございます。

日野市の管理職、御指摘のような中で、他市と比較した場合、非常に低い管理職もおるわけでございます。そういうふうな状況の中から、御指摘が出てくると思うわけでございますけれども、５７年に人勧凍結と、あるいはその後値切り人勧という続きがございまして、当分ここ二、三年は、さらに後藤田長官によりますと、完全に回復するのはあと二、三年、三、四年かかるんじゃないだろうかと、こういうふうな状況にあるわけでございますので、職員の給与全体をにらんだ中での、やはり改善なり回復なりというものを考えていく時期にあるわけでございます。全体的な考慮の中から改善していきたい、というふうな考え方を持っておりますので、多少時間がかかるというふうなこと等は前々から御答弁申し上げ、御理解いただきたい、とこう思っておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　きょうは予算の審議に入ってませんからあれですが、私は、この審議の中でも十分この問題は取り上げていただきたい。私の考えでは、部長さんにはもち代５０万円、課長クラスは３０万円、係長は２０万、その程度の年末――お正月のもち代というのは報償費で支給されてしかるべきじゃなかろうかと思う。それでやっとつり合いがとれるんです、つり合いが。この点は非常に大事なことで、先ほど私が申し上げた都市計画部長も、建設部長さんにも、課長や係長さんや職員の協力がどうも足りなくなるのは、こういうふうな問題も出てくる。幾ら夜遅くまでいても、１銭になるわけじゃない。本当に私は、いわゆるこん

なことはロシアでもやってないんです。（笑声）やっぱり書記長が一番多い、多いんですよ。政治局員というのはもっと多い。共産党員はみんな多いんですけれども、党員でなければ人にあらずですから、仕方がありませんが。しかし、日野はそうじゃないんですから、全国６６１の市のうち５００以上が管理職手当にボーナス・賞与の計算の基礎に入れています。１００程度です、入れないのは。お調べになっていただきたい。ただ東京の場合は、一部革新市長会が強かったんです。東京とか大阪は。この点は特異なところですが、以上希望しておきます。これ以上やってますと……（発言する者あり）そのとおりです。遅くなりますので、残念ながら委員会審議の方で十分させてください。

○議長（高橋通夫君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち、議会費、総務費、公債費、諸支出金、第２表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第９８号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９８号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。補正額は歳入歳出それぞれ4,６３７万2,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２７億9,４１７万円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　御説明申し上げる前に申しわけございませんが、ミスプリ

ントがございましたので差しかえをお願いしたいと存じます。差しかえの部分ですけれども、議案書の鏡の部分でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）ひとつよろしくお願いいたします。

それでは議案第９８号、昭和５９年度国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

ただいま市長の方から提案理由の中にございましたけれども、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,６３７万2,０００円を増額し、予算現額を２７億9,４１７万円とするものでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。お手元の別冊の特別会計補正予算書及び説明書の６ページ７ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入でございます。国庫支出金のうち２目の療養給付費国庫負担金1,４３１万4,０００円の増額でございます。これは、昭和５８年度の実績に伴います清算で、法第７０条に係る過年度分の収入でございます。

次に、３目の老人保健医療費拠出金国庫負担金につきましては、3,３２８万1,０００円の減額補正をするものでございます。これは法改正に伴うものでございます。

次の８ページ９ページをお開きいただきたいと存じます。２項の国庫補助金のうち３目の調整交付金4,６２８万9,０００円の増額でございますが、これは、退職者医療制度改正に伴うものと、高額療養費の伸び等を見込んだものでございます。

次に１０、１１ページでございます。これは、先ほども一般会計の方でお願いいたしましたけれども、一般会計の繰入金でございます。予算現額１億5,８１１万円に、1,９０５万円の増額補正をお願いするものでございます。

次の１２、１３ページでございます。まず総務費の１目の一般管理費でございます。７４万6,０００円を増額補正いたしまして、7,８５１万6,０００円とするものでございます。これは、退職者医療制度の実施に伴います臨時職員の雇い上げ賃金、それから、その他消耗品、印刷等でございます。

次のページ１４、１５ページをお願いします。２項の徴税費でございますけれども、１目の徴税費のうち郵送料の１２０万円の減額でございます。これは、最初に税改正とかの説明書、あるいは所得の申告書等を別途に郵送する予定でございましたけれども、仮算定及び本算定の中に、納税通知書の中に同封いたしましたので、この分が執行残となったものでございます。

２目の納税奨励費でございますけれども、これは、納税組合補助金の執行残でございます。

次のページ１６、１７ページをお聞きいただきたいと存じます。保険給付費でございますけ

れども、１目の高額療養費の3,２７１万円の増額補正でございますけれども、これは、４月から９月分までの実績でございますけれども、対前年比で約２５％の伸びを示しております。１カ月当たり約３００万円の不足を生じる見込みですので、補正をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。１８、１９ページでございますけれども、老人保健拠出金でございます。１目の老人保健医療費拠出金の1,３４１万6,０００円の増額補正でございますけれども、これは、５９年度の拠出金の決定による額でございます。１カ月約１００万円の伸びを見込んだ数値でございます。

次のページをお願いいたします。２０ページ、２１ページでございます。保健施設費の１目の疾病予防費でございますけれども、１２０万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、昭和５９年度に、保健施設事業といたしまして、成人病検診を実施いたしました。予想どおりの実績をおさめておりますけれども、検診単価が低く実施されるものがありましたので、委託料を減額して、病気の早期発見、それから予防に役立てていただこうということで「家庭の健康百科」という小冊子を各世帯にお送りいたしたいと考えております。その小冊子の印刷製本費と郵送料でございます。合計で１２０万円の補正をお願いするものでございます。

以上簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　実は私、昨年胃ガンの検診をやりたいなあと思っていたんです。そうすると、前もってはがきで申し込んで、それで返事が来て、日にちが指定され、時間が指定されるんです。考えてみたらその日に行けるかどうか見当がつかないんでやめちゃったんです。きょうこれ見ますと、確かに検診費２５０万も減っちゃって不用額になっている。恐らく半分も不用額になっているんじゃないかと思うけれども、実情はどのようになっているのか。もう少しうまい方向にわれわれが――われわれという言葉は非常にはっきり言いますと、国民健康保険に入っている人は、会社や役所で検診してもらえないわけです。かといって、１月も２月も前に、何月何日の何時なんてやられたら大変なんですよ、これ。私は、残念ながらとってもこれはだめだと思ってあきらめたんですが、先ほどの公民館の使用の状況よりもっとひどいんじゃないかと思うんです。藤浪部長どうなんです。あなたは非常に慈悲心深い方だと思いますんで、少し減額しないで、もう１回やってみたらどうなんです、これは。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

単価を減額ということはございませんで、やはり4,６００円の単価ではございますけれども、このうち3,１００円を健康課で合同で事業をしておりますので、4,６００円のうち3,１００円を健康課の方で見ていただくと。それで、1,５００円を国保の会計で支出ということで、この余った分を「家庭の健康百科」という小冊子にかえさせていただきたいと、このようにお願いするものでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　たとえば会社へ入っていると、会社の勤務時間中に検診してもらえる。市役所の諸君もそうなんです。勤務中に自由に検査してもらえる。国民健康保険の人は自由業ですから大変――たとえば商売やっているとか忙しい方が多いわけです。それを１月も幾日も前に、いついつあけておけと時間まで指定されますと――本当１時間か２時間なんです。ほか行っちゃうんです。これは非常に酷じゃなかろうかと思うんですが、うまい方法研究できませんか。（「花輪医院に頼んだらどうだ」と呼ぶ者あり）そうですね。いま川嶋議員さんが言われるように花輪医院に委託するとか何か――それは、花輪医院検査設備があるかどうか私はわかりませんけれども、ひとつあなたの返事がなければ厚生委員会まで考えて、新しい市民部長の偉大なる発想を期待したいと思って、質問を終わらせておきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９８号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９９号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第２号）議案第１００号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９９号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第２号）について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,０２０万6,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０億4,１１６万8,０００円とするものであります。

議案第１００号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号であります。歳入歳出とも増減いたしませんが、ただ款の組みかえをするもので、歳入歳出予算総額は１６億6,７５２万円と変わりはありません。

以上、２議案の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私から議案第９９号と１００号の２議案につきまして、内容説明を行います。

まず議案第９９号は、昭和５９年度の日野市都市計画事業特別会計補正の第２号でございます。内容は、予算額は歳入歳出ともに1,０２０万6,０００円でございます。

詳細について申し上げますと、明細書の２８、２９ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。繰越金でございまして、これは前年度からの繰越金をここに計上いたしたものでございます。

次のページ３０、３１ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。ただいまの歳入の額のうち、1,０００万を豊田の南地区の区画整理事業の業務委託といたしまして、新都市建設公社に業務委託を行うものでございます。内容は、アセスメントの見解書の作成業務、それと、豊田南地区の基本計画の作成の費用に充てるものでございます。次のページは万

願寺の旅費の不足分を計上いたしたものでございます。

続きまして議案第１００号の、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号につきまして、御説明を申し上げます。提案の理由の中にもございましたように、補正額といたしましては増額あるいは減額いたすものではございませんで、款のうち下水道費から組みかえで充当いたすものでございます。

内容につきまして御説明を申し上げます。４０、４１ページでございますが、歳出でございます。まず下水道建設費の１３の委託料でございますが、これは、南多摩処理区の中で実施設計がまだ終わっておらない部分がございます。それは、大栗４号処理区分でございますが、そのうち大門幹線――これは都道・川崎街道でございますが、川崎街道の両側の実施設計を行う経費が不足いたしますので、その分を補正いたすものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。都市下水路費、これは減額でございますが、工事請負費で2,０００万減額をいたすものでございます。内容は、黒川都市下水路の工事が一応完了してございますが、今年度その後仕末といたしまして、付帯工事といたしまして道路の復旧等の事業を予定いたしましたが、当初予定いたしました額に至らなかったために、その部分を減額して下水道費の方へ充当いたしたものでございます。

次の４４、４５ページは、残りの分を予備費に充当いたしたものでございます。

以上簡単でございますが説明を終わらしていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　直接この下水道の補正予算には関係がないんですが、あした通告質問で少し聞くんで呼び水的にお伺いしておきたいんですが、いわゆるわれわれが住んでいる落川、百草の南多摩、多摩ニュータウンの真南にある南多摩処理区へ行く地帯が、日野の下水道としてはトンネルの向こうが見えたというのが下水道計画であります。そういう中で、ひがみではありませんが、大体私どもは生まれた産地がよくないんで、ひがむたちなんですが、そういう点では、下水道に対しては、あの地区が一番幾らか日が当たるんではなかろうかという中で、いわゆる東邦歯科学園のところは、いま一歩のところで供用が開始できると。いま、小峰先の交差点のところへ大栗幹線が来ております。そういう中で、多摩市へこの間も私行ってみると、多摩市では大栗幹線より、幹線が都道にやる前に、市道のどんどんいわゆるその次の

――支線のうちの幹線というんですか、私は言葉はわからないんですが、道路を拡幅――大体４メートルにきちっと道路がなっているところも５メートル５０に広げてどんどん着手しているということで、長く日野でも下水道元年とか、社会資本の投下というようなことでいたんですけれども、何かまだわれわれのところはそういうことだけが、一番基盤整備では都市計画路線もございませんし、そう区画整理の、金田以外の区画整理のちょうちんもつきそうもないような中で、下水道だけが生活文化の向上に一番よくなるんではなかろうかなあというのが市民の願望であります。そういう中で、何かいま少しこの地帯には見えてきているんだから、踏ん張ってもらいたいなあというんですが、担当である整備部長も――あしたは私余り都市整備部長に聞かないんで、ちょっと都市整備部長の決意のほどをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいまの南多摩の処理区の下水道の事業につきましての御質問についてお答え申し上げます。

下水道事業、特に南多摩につきましては大栗幹線が当初私どもが予定したよりも、都の方で工事を急いでいただきまして、そのために見通しも非常に明るくなってきたというのが現状でございます。それで、大栗幹線が現在一の宮の交差点の方に向かって延びてきておるわけでございますが、６３年までには、大栗幹線も完全につながるということでございます。私どもも、それに向かって面的な整備を行ってございまして、南多摩処理区につきましては、２３２ヘクタール全域を、６４年まで完全に完了したいという意気込みで、現在、実施設計等も急いで進めておるわけでございます。私ども、これから南多摩できるだけ早く供用開始ができるように、できるだけ多くの補助金を取りながら進めていきたいとかように考えております。

それ以外の浅川につきましても、おかげさまをもちまして、処理場の用地買収という形で、ここで東京都の方も入ってまいります。今年度中にも、約４ヘクタールの用地が買収できる見込みも、いわゆる立ってきてございます。したがいまして、今後下水道事業につきましては、とにかくいままで長い間お待たせしたわけでございますが、鋭意私ども努力しながら事業を進めていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　都市計画の特別会計の中で、委託料新都市建設公社に対する

1,０００万についてでありますが、アセスメントの結果の作成ということは、これはわかるんですが、豊田駅南地区の基本計画について、この計画を作成するために今回委託料が出されるということで、この分が含まれているということでありますが、この区画整理の業務と、この南地区の駅の南側の再開発等も含むのかどうかわかりませんが、基本計画を新たにここで委託なさるということでございますので、その目的と、また内容について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

豊田南地区の業務委託につきましては、再開発事業については全く別個でございます。含まれておりません。豊田の南地区は、現在区画整理事業として都市計画審議会の場に付議してございます。結論としては、まだアセスメントの結論が審議会において出ておらない関係上、都市計画審議会も結論をそれまで留保しているような状況でございます。そういう中で、アセスメントが最終的にこの１７日でございますか、公聴会等を開きまして、いろいろ意見等もいただきながら、最終的にアセスメントの見解書というものが作成されてくるわけでございます。それの業務委託と、それから、基本計画と申し上げましたのは、都市計画決定は区域と、その中に含まれます公園、道路、都市計画道路、そういう都市計画事業としての内容だけでございます。したがいまして、区画街路というものは、まだ確実な設計を行っておらないという点がございます。そういう面で区画街路についても、もう事業の認可のときまでに検討を加え、整備しておかなきゃならないものでございますので、その作成に当たっていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は黒川の都市計画下水路の減額なんですけれども、黒川の下水路建設については、一部理解を得られなかった点もありますけれども、非常に積極的に協力をしてくださった方もいるわけなんです。それで、減額をしないで、やはり附帯工事等を、その地域住民の環境衛生を整備するという意味において、工事はできないものだったのかどうかという点についてお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

ここで2,０００万減額いたしましたけれども、実際には1,６１０万を使って整備を行ってございます。当初予定したよりも道路の復旧面積が少なくなったということ。それから、あと第一住宅のところでございますが、第一住宅のところは整備を行ってはございます。しかし、あそこのところをもう少し木を植えたりなにかして、整備をする予定でございましたけれども、黒川の水路――何と申しますか黒川用水でございますか、黒川の段丘崖の方からずっと整備をしてきております。それは、将来ここの第一住宅の方も整備をしていくという形でございますので、それまで事業を保留するというわけではございませんが、全体の事業の中で、整合性を持たしたような形で整備することが望ましい、ということでございますので、それまで一時そのところの整備を保留したということでございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　ただいまの部長の答弁で、大体わかるわけですけれども、やはり全体観の上に立って、整備をするということとあわせて、地域住民の、いわゆるこれは川辺堀之内の上の台なんですけれども、やはり現在側溝もなく、また、その全部――一部におきましては吸い込み等に頼っている。それと同時に、また、堀之内の中に主要な幹線道路も通っているわけなんです。これは、市役所に通勤する職員の方等も非常に多く通るわけです。やはり下水道整備ということも大切であるけれども、地域住民の環境の整備ということも、これはあわせて考える必要があるんじゃないかと考えておりますけれども、これはちょっと的は外れておりますけれども、都市計画下水道の整備とあわせて、やはり市の方でも相当の考えをもってやっていただかないと、これからの下水道建設等につきましても、多くの支障が出るんじゃないかと思いまして、それらの点について、もう一回、ちょっと地域の道路、または側溝、排水等に関しての整備について重ねてお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　ただいまの点につきまして、お答え申し上げます。

黒川都市下水路を整備するに当たりましては、地域の住民の方々の本当に絶大なる御協力を賜り、完成ができたものでございます。その点につきましては、非常に感謝しているところでございます。そこで、U字溝等で整備ができるところは、これは今後都市下水路の方が完備してございますので、家庭排水程度は受け入れるということで、U字溝の整備ができるところは、

今後、建設部の方にお願いしてまいりたいと考えます。それから、道路につきましても、管を埋設することによって傷んだところは私どもの方で補修をして整備を行いましたが、それ以外の道路等につきましても、建設部の方と十分連絡をとりながら、早急に手を打つところは打ってまいりたいと、かように考えます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９９号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１００号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　９時５８分休憩

午後１０時１６分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１０１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第１０１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第３号であります。補正額は歳入歳出それぞれ4,６０７万7,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１１億9,８６０万1,０００円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よ

ろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　それでは昭和５９年度の日野市受託水道特別補正予算の詳細なる説明をいたします。

４８ページをお開き願いたいと思います。いま市長がおっしゃいましたように、歳入歳出ともに4,６０７万7,０００円の減額をいたしまして、歳入歳出の合計をおのおの11億9,860万1,０００円とするものであります。

５２ページ、５３ページをお願いいたします。歳入でございますが、これは、都の委託金がこれだけ減少してくると。その理由は、歳出に見合うものが都から送ってまいりますので、そのようになるわけでございます。

５４ページ、５５ページをお願いいたします。歳出の説明でございますが、目１の浄水費は1,９４７万8,０００円の減額でございまして、そのうち委託料の１３３万8,０００円の減を主といたしまして、契約の差金でございます。また、工事請負費も1,８１４万円の減額でございますが、これは、いま都の方で日野市の水道施設の全体の改造といいますか、見直しをやっております。その関係で自家発電の取りかえ工事を中止すると。それとともに水源井戸の水中ポンプの取りかえ工事を、これは建設改良費に組みかえなさい、という指導がございましたので、これが主な原因であります。

次に、配水費の内訳でございますけれども、８０万円の増額でありまして、委託料1,７３０万5,０００円を工事請負費――下の方に書いてあります。工事請負費に組みかえるというものでございます。このほかの配水管復旧用器材のエースジョイントとかＦＣＤと、押し輪とかいろいろございますが、これが不足を来しましたので８０万円を増額をお願いするものであります。

次に給水費でございますが、1,０６０万1,０００円の増額でございます。主な理由は、漏水修理を当初４００件と見込んでおりましたが、いまの状況からいきますと、１割くらい増加するであろうという見通しのもとに、３３２万1,０００円の増、また、給水管の切り回し、これも当初に比べて物すごくふえております。これらを７７１万円の増ということでございます。そういうもの等で合計いたしますと、いま申し上げた金額になるわけでございます。

次に受託事業費でございますが、都立高校が新設されるということで、給水工事の依頼をしてまいりましたので、３０万円の増加をお願いするものであります。径７５ミリ、延長５メートルでございます。

次に目の建設改良費でございますが、このうち水道改良費、工事請負費を3,８３０万円減額するものであります。主な理由といたしましては、万願寺区画整理の事業区域内の工事の縮小をせざるを得ない、という状況でございまして、７５ミリから１５０ミリが、本年度の当初では2,５５０メートルを計画したわけでございますけれども、いまのところ1,５９９メートル、約1,６００メートル、金額にして4,０００万円の減額。また、増径工事で2,５２７万円の減でございます。これは工事を縮小したわけではございません。設計変更と契約差金で生じたものであります。いままでは減だけを申し上げましたけれども、多摩平六丁目の１番から３番地先を７５ミリで２１４メートル増設したいというぐあいに考えております。これは1,０００万円の増額でございます。そのほか消火栓の増設、管口（一つの口です）の１３基から１７基、70万7,０００円でございます。それら主なものを差し引きまして3,８３０万円の減とするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ非常に水道部長さんにやっぱり聞いた方がいいと思いますが、去年日野市の水道業者の組合が、漏水の問題について陳情等がございました。漏水というのは、これ大変なことで、その委託についてはどのように変更されてきたか。あるいはこのように補正予算の中に、それに関連のがあれば、またそれも説明してもらいたいんですが、東京都の方に切りかえさせるというような去年の御答弁でございましたけれども、その点について説明をお願いしたい。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

確かにそのような御質問がございまして、鋭意都と交渉して――八水機工でございましたか、あそこからさらに下請をしているというような状況でございますが、本年度もやはりいろいろ検討した――２０社給水組合とも話し合いをしたわけでございますが、まあいままでのとおりでいいんじゃないかというようなこともございまして、変更は加えてないということでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それで、そうすると委託料は増額になったんですか。漏水というのは大変ですから、これ。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　委託料等は値上げをいたしました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１０２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号であります。補正予定額は収益的収入及び支出それぞれ１８０万7,０００円を追加し、収益的収入及び支出の総額を2,５６２万円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御説明申し上げます。

議案第１０２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号でございます。農作物共済、園芸施設共済、それから、業務勘定、三つの総合補正額は１８０万7,０００円をお願いするものでございます。実施計画書の中、６２ページをごらんいただきたいと思います。

収入の欄、まず農作物共済勘定でございますが、１目の農作物掛金の減額につきましては、

当初に予定いたしました事業予定量に満たなかったための減でございます。

２目の農作物保険金のうち、水稲にありましては、本年は病害虫の被害、それから、陸稲にあっては干害――日照りでございます――の被害のために支払われる保険金の財源確保でございます。

４目法定積立金の戻入につきましては、共済金支払用のやはり財源確保の補正をお願いするものでございます。

５目の農作物特別積立金戻入と、６目の農作物連合会特別交付金につきましては、無事戻しのための財源確保の補正でございます。

隣の６３ページをごらんいただきたいと思います。

１目、農作物保険料の減額は、収入の欄で申し上げましたとおり、当初の予定量に満たなかったことが原因をしております。

２目、３目につきましては、それぞれ共済金無事戻金として支払われるものでございます。

６４ページをお開き願いたいと思います。園芸施設勘定でございますけれども、園芸施設につきましては、５６年度から始めた新規事業でございまして、５６、５７、５８、本年初めて無事戻しの該当者が出てまいりました。そのために実施するものでございます。財源を確保するためのもので、収入、支出ともそれぞれ科目を新しく起こしまして、特別積立金の取り崩しによって実施をいたします。

６５ページをごらんいただきたいと思います。業務勘定の収入でございますけれども、受取補助金のうち、国都支出金の減は額の決定によるものでございます。

下段の支出のうち、１目の管理費でございますが、報酬の６万3,０００円という額は、損害評価に当たられた評価委員の報酬でございます。7,０００円の９人分でございます。それと、職員の旅費、さらに、無事戻しなどに必要な郵送料をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

６目、負担金の減につきましては、南多摩地区農業共済協議会負担金の決定による減額でございます。

以上御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第１０３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ4,７２６万1,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２５億7,６９７万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号の御説明を申し上げます。

まず７１ページの総括表にございますように、先ほど市長から提案のありましたように、補正額4,７２６万1,０００円を補正をいたしまして、歳入歳出とも２５億7,６９７万円ということにお願いをしたい、ということでございます。

説明につきましては、歳出から御説明を申し上げたいと思います。まず８２ページ、８３ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げましたのは、医療諸費のうち2の医療費支給費でございますが、補正額3,５３９万4,０００円の補正でございます。

１９の負担金、補助及び交付金でございますが、老人医療費の負担金を当初の金額から3,５３９万4,０００円の増をお願いをしたいと。当初見込みました金額よりも件数におきましては２５０％ほどの伸びを示しておりますので、その差額をここに計上するものでございます。ここに掲げました医療費の支給費は現金支払いの分でございまして、現物の方ではございません。

先にその次の歳出の８４、８５ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げましたのは、２の諸支出金のうち繰出金でございます。一般会計繰出金５８年度精算分でございます。ここに掲げましたのは５８年度の精算金が1,１８６万7,０００円と、これを一般会計へ繰り出すものでございます。

次に歳入の方に移らせていただきます。７２ページ、７３ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げました支払基金交付金のうち医療費交付金でございますけれども、現年度分といたしまして2,４７７万6,０００円を歳入として掲げました。ここに掲げましたのは、当初の掲げました金額と補正後の金額の差額でございますけれども、これは、先ほど申し上げました歳出の部で申し上げました総医療費の差額3,５３９万4,０００円の７０％相当額が基金の交付金として歳入見込みをするものでございます。節２の過年度分でございますけれども、これは８９８万9,０００円は５８年度精算交付金の差額でございます。

次に７４ページ、７５ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げましたのは国庫支出金のうち国庫負担金でございます。ここに掲げましたものは、先ほど歳出の部で申しました3,５３９万4,０００円の国の負担分２０％分でございます。これが７０７万9,０００円でございます。２の過年度分は、５８年度の精算交付金でございます。２５６万7,０００円でございます。

次に７６、７７ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げましたのは、東京都の支出金でございます。まず1.　現年度分でございますけれども１７６万9,０００円、これに掲げましたのは東京都の負担金総医療費3,５９３万4,０００円の５％分でございます。２の過年度分につきましては、５８年度精算金の東京都の負担分でございます。１８万8,０００円を計上いたしました。

次に７８、７９ページでございますけれども、一般会計への繰入金でございますけれども、ここに掲げましたのは、市の持ち出し分でございます。3,５３９万4,０００円の医療費のうち５％に該当するものでございます。１７７万6,０００円を計上いたしました。

次に８０ページ、８１ページでございます。５の繰越金でございますけれども、11万7,000

円を計上いたしました。これは、前年度の繰越金が１１万7,０００円ございましたので、ここに計上して繰り越しとするものでございます。

以上歳入歳出について御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっとわからない点があるんでお聞きしたいんですが、ことしからですか去年からですか、いわゆる社会保険ですね。たとえば会社の保険に入っている方が、退職後の医療について社会保険の方でも繰り出しを出すんだ、というふうなことちょっと新聞に出ておりました。いま、この老人医療負担金の割合を見ると国が２０％、７０％は支払基金だと。２０％が国が出している。あと５％ずつが東京都と日野市だ。そうしますと、社会保険の方の、いわゆる会社とか、あるいは国家公務員とか市役所の職員もそうでしょうけれども、退職後の支払いというのは、この関係にはないんですか、老人には。その点ちょっと説明してもらいたい。あるいは７０歳以上ですね、これは。退職後７０歳まではどのような方法で支払われるのか、ここのところちょっと。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問のありました退職者医療につきましては、国保の別枠で設置をしてあるはずでございますので、市民部の方からのお答えが適切じゃないか、というぐあいに考えておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　ちょっと退職者医療制度の件でございますけれども、ちょっと申しわけありませんけれども、よく調べましてお答えしたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは、すると７０歳以降は退職手当という――社会保険の方は全く関係ないと、こう理解してよろしいわけですか。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。（「福祉部長全部答えてやれよ」と呼ぶ者あり）

○福祉部長（高野　隆君）　７０歳以上になりますと、老人保険医療の方に加入してまいります。それまでの６０歳から７０歳までの退職者につきましては、国保の方に別枠で退職者医療を設けて、そこでそれぞれの基金、あるいは保険から拠出金によりまして運営していく、

という制度になっておると思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１０４号、市道路線の一部廃止、議案第１０５号、市道路線の廃止、議案第１０６号、市道路線の認定、議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役より議案の提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第１０４号、市道路線の一部廃止についての提案理由でございます。本議案は、台坂１号線ほか４路線の一部が現況廃滅して公共の用に供されていないため、道路法第１０条第３項の規定に基づき、一部廃止するものであります。

議案第１０５号、市道路線の廃止について提案理由の説明を申し上げます。本議案は、三沢中学校用地拡張に伴う窪田５号線及び現況廃滅して公共の用に供されていない池ケ谷戸４号線ほか３路線を道路法第１０条第３項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第１０６号、市道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。本議案は、豊田１４０号線ほか２路線を、道路法第８条第２項の規定に基づき、新たに市道認定するものであります。

議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付について提案理由の説明を申し上げます。本議案は、日野市農業共済条例第３６条第１項第１号及び第２号並びに第８８条の２３第１項第１号

及び第２号の規定に基づく、無事戻金の交付で、昭和５６年度から昭和５８年度の３カ年にわたり、農作物に被害がなかった共済加入者に支払うものであります。

以上、４議案、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではただいま上程をいたしました道路に関する１０４号、１０５号、１０６号のそれぞれの議案につきまして御説明申し上げます。

まず議案第１０４号でございますけれども、これは市道路線の一部廃止でございます。提案説明の中にございましたように、現況が廃滅いたしておりまして、公共の用に供されていない市道路線の一部を、廃止するものでございます。

まず台坂１号線の一部の廃止につきましては、廃止をいたしました後は、すぐ隣に隣接しております程久保７７４番地に接しております稲荷坂１号線という赤線がございます。この赤線の現況1.8メートルを拡幅用地としてつけかけ交換をいたしまして、2.5メートルにして財産処理をいたすものでございます。

それから、池ケ谷戸の１号線、３号線、由木堀之内１号線、爺ケ塚線の、この路線につきましては、いずれも程久保の地域にございまして、この道路の存する地域はホンダ多摩テックの敷地内にございます。そして、一部を残しまして廃滅をいたしておりますので、その分を廃止するものでございます。廃止後につきましては、多摩テック周辺の道路と、不足分につきましては公園用地の一部として提供をいただき、交換をいたし財産を処理するものでございます。

次に議案第１０５号でございますけれども、これにつきましては市道路線の廃止でございます。

まず窪田５号線につきましては、三沢中学校の校地の西側に接しております市道でございまして、三沢中学校の用地の拡幅計画に伴いまして、廃止するものでございます。この財産処理につきましては、御認定をいただいた後、道路用地でございますので、学校用地に行政財産の編入がえをするということによりまして、あわせて新しく西側に買収いたしました用地を合わせまして、校地整備をするものでございます。

それから、池ケ谷戸の４号線、亀山線、大谷戸坂線、それから、由木堀之内４号線、これにつきましては、いずれも１０４号と同じように多摩テックの地区にあるものでございまして、

現況が廃滅いたしておりますので廃止するものでございまして、これらの財産処理につきましては、全く１０４号とあわせまして同様に処理をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最後の１０６号でございますけれども、これは市道路線の認定でございまして、まず豊田１４０号線は昭和５３年に開発行為によりまして設定をされまして、その後事業主の管理道路となっておったものでございますけれども、今回の１４１号線にかかる地区の開発によりまして、この１４１号線と連続をして一連の公道として連檐をいたします。したがいまして、この際、昭和５９年の６月に道路敷の帰属の完了がいたしまして認定をお願いするものでございます。

それから、豊田の１４１号線につきましては、５９年の６月に開発行為によりまして設置されました道路であります。昭和５９年の８月に道路敷の帰属が完了いたしましたので、認定をお願いするものでございます。

それから、豊田の１４２号線につきましても、全くこれも豊田１４１号線と同様でございます。

以上、３議案につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御説明を申し上げます。御説明の前に、議案書ができ上がりましてからミスプリントを発見いたしました。すでにお手元に差替分が届いていることと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思います。おわび申し上げます。

議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付について御説明を申し上げます。昭和５６年度から昭和５８年度にわたりまして、農作物共済及び園芸施設共済の加入者であって、３年間にわたりまして被害がなく、そして、２年間無事戻金も支払われなかったものが該当になります。無事戻しの金額につきましては、３年間市に納入いたしました共済掛金の合計額の２分の１を限度といたしております。また、被害を受けて共済金の支払いを受けたもの、さらには無事戻金の支払われたもののうち、その額が共済掛金合計額の２分の１に満たない場合にも、その満たなかった額を該当者に無事戻金として交付するものでございます。

農作物共済の水稲にありましては、交付の対象年度が５６年度から５８年度まで、対象者２０３名でございます。交付金額２６万４２４円。交付の時期は議決後１０日以内の日という

ことにさせていただきたいと思います。

さらに、陸稲につきましては、交付対象年度が水稲と同じでございます。交付対象者１２名、交付金額7,７４１円、交付の時期は水稲と同じでございます。

さらに、麦につきましては、対象年度は水陸稲と同じでございます。交付対象者７名、交付の金額3,８９２円、交付の時期、水陸稲と同じでございます。

園芸施設共済につきましても、交付対象年度は農作物共済と同じでございます。交付の対象者１名、交付の金額1,１７５円、交付の時期も農作物共済と同じでございます。

以上よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まず提案方法で御質問したい。私は、この議案いただいたとき、市道の廃止の議案が二つ出ているわけですが、１０４号と１０５号。両方とも妙に多摩テックの路線が４本ずつ入って、他の路線が全く関係ないのが１本ずつ入っている。提案方法とすれば１０４号に台坂１号線と、それから、窪田５号線の廃止を入れ、それから、１０５号に多摩テック関係の全路線を入れるのが筋じゃなかろうかと思うんですが、何で１本ずつわざわざ載せて、こういうふうな提案なさったかということが１点。提案方法です。

第２点、多摩テックへ渡される土地は４８２坪を超えております。非常に大きい。約５００坪。これに対してつけかえに道路の用地でもらうんだと。じゃあ、そのたくさんの道路をどこへ――市は受けるのか。どの道路へ受けるのか説明が出てない、この説明書に。それから、公園に一部するんだ。じゃあどこへ公園ができるのか。この図面というか、この図面でわかればよく説明してもらいたい。

第１点と第２点ですね、この点ちょっ不思議にこの提案の仕方が思われるのでお聞きするわけです。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではただいまの２点の御質問にお答えします。

まず第１点の提案の方法でございますけれども、確かに図面を見ていただきますとわかりにくいわけなので、多摩テックの分については多摩テックで１枚に集約をすれば確かに見やすいわけでございますけれども……。道路の廃止の方法としましては、まず１０５号というのは一部が廃止なんです。全部の路線を廃止するわけじゃございません。したがって、一部は残るわ

けです。そういう意味で、一部廃止というのは、まだその連檐している道路のそれぞれ残っておりますので、廃滅している分の一部だけを廃止すると、こういうものでございますので、廃止をする路線と一緒にあわせますとかえって混乱をいたしますので、そういう区分を従来からいたしておりまして、提案の方法も従来からそういう方法にいたしております。したがって、廃止は廃止、一部廃止については一部廃止、というふうにそれぞれ議案を分けまして御提案を申し上げているのが実情でございます。

それから、２点目の御質問ですけれども、御説明不足で大変申しわけございませんが、多摩テック内の道路の廃止、あるいは一部廃止、これらをトータルいたしますと、現在私どもの方で積算をした面積は、平米で申し上げますと3,２９４平米になります。その3,２９４平米のうち、道路分としてつかえるものにつきましては、1,５６３平米ございます。この1,５６３平米の道路をどこにつけかえるか、ということでございますけれども、それのつけかえの場所につきましては、１０４号の――１０５号も同じでございますけれども、議案説明図というのがついてございまして、これでは概念的な説明図でございますけれども、御存じのように八王子と日野の行政界を尾根道で――ここにございますように平山台の小学校の南側を通りまして、かつてのいわゆるハイキングコースが平山城址公園まで通じております。これは全くの民地でございます。多摩テックに接している部分につきましては、ほとんどがこれが多摩テックの所有地でございます。そういう意味で、この尾根道を主体にいたしまして、現在道路敷として使われておりまして、車が十分可能です。大型は無理ですけれども、普通の乗用車ですと十分通れます。そういう余地の持った道路がございます。これが、道路ではございませんで通路でございます。その通路の用地は多摩テックのものでございます。そういう現況がございますので、その道路に現況に合わせましてつけかえをするということでございまして、つけかえ後は市が公道として認定をいただいた後管理をしていきますと、ここにございます平山台の小学校の方に通じていくわけでございます。そういうつけかえをさせていただきたいというものでございます。

それから、不足分の関係につきましては公園用地として1,７３１平米が残ります。この1,７３１平米の用地をいただくということでございまして、その場所は、ちょうど多摩テックの裏門がございます。これは、西側の方に面して現在使われておりませんけれども、その裏門の西側ののりの下に市立のさかい公園というのがあるわけです。この位置は京王の七生台のち

ょうど東の端になるわけです。ちょうど多摩テックの裏門の――裏側内といいますか、そういう位置に属しまして、このさかい公園と全く接しております。したがって、さかい公園に接しております多摩テックの現在持っております土地を交換用地の不足分としていただきまして、さかい公園の一体的な土地として、さっき申し上げました1,７３１平米の公園用地を拡大いたしまして、整備して財産処理をしたい、というものでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は現地を見てないんで、こういう議案出されますと非常に困るんです。そこで、ひとつ新しい道路がどこへできるのか、この位置の。公園はどこなのか、これを、図面を出してもらいたい。約1,０００坪に近い。

もう１点聞きたいんですが、多摩テック内の道路はないわけですよ、いま。この測量はどうして計算して出されましたか。ここのところちょっと教えてください。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではお答え申し上げます。

まず市道用地でございますけれども、これにつきましては、早速明日調整をいたしまして、お届けしたいと思います。

それから、２点目の測量関係につきましては、これは財産処理の関係で当然測量が必要になってまいります。そういうことで、現在多摩テックの方で、八王子にございます――岡田測量というのがございまして、そこに依頼をいたしまして現況測量を実施しております。そういう中で面積を正確に出しまして、そして等積交換をするという財産処理をさせていただきたいというものでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いや、私どもよく孫を連れて行くんですが、ここに道路ありますか、これ。測量するって、どうやってやるのかよくわからないんですけれども、公図で測量するんですか。あるいは多摩テックがこの買収したときに測量した図面をもとにして計算するんですか。現況はないでしょう。――ありますか。ちょっと……。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

現況廃滅しております関係につきましては、もと公図がございますので、それをもとにするということでございますし、それから、つけかえの関係につきましては、当然ここにつけかえるんだという場所がはっきりいたしますから、その分については、現況測量ができるわけでございます。そういう中で処理をさせていただきたいというものでございます。

道路というのは、正門のところから由木の方に抜ける間道がございます――都道でございます。この都道を少し行きますと、すぐ右に上がる――多摩テックの建物、何か事務所や何かがあります。そこのところに沿いまして上に上がる道路でございまして、現況は、さっき申し上げたような現況になっておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０４号、市道路線の一部廃止、議案第１０５号、市道路線の廃止、議案第１０６号、市道路線の認定、議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第１０８号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任の件を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役より提案理由の説明を申し上げます。

議案第１０８号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任についてであります。委員７名のうち１名（都南多摩農業改良普及所普及員）が任期途中で辞任いたしましたので、新たに議案書のとおり選任いたしたく、日野市農業共済条例第１０７条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

それで、議案書の方の選任を求めます横山正次氏の住所、生年月日等を申し上げます。

住所、八王子市元本郷町四丁目１１番２４号、氏名、横山正次、生年月日、昭和３年６月

２８日、摘要、東京都南多摩農業改良普及所主任普及員。

以上でございます。よろしく議会の同意をお願い申し上げます。

○議長（ 高橋通夫君 ）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 高橋通夫君 ）　御異議ないものと認めます。よって議案第１０８号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任の件は原案のとおり同意されました。

これより議案第１０９号、南多摩斎場組合への加入の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（ 赤松行雄君 ）　助役より提案理由の説明を申し上げます。

議案第１０９号、南多摩斎場組合の加入についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、本市の火葬場の事情等にかんがみ、多摩ニュータウン関係４市で一部事務組合を組織して、火葬場及び斎場の運営を行っています南多摩斎場組合へ加入するため、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 高橋通夫君 ）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（ 坂本金雄君 ）　御説明いたします。御説明の前に、重なる不手際で大変申しわけございませんが、５ページのところを御訂正いただきたいと思います。５ページの真ん中よりやや上に「附則」という字がございますが、その１、２、３行下のところに「第１項」という文言がございます。この「条」と「１」の間に「第」を挿入していただきたいと思います。「第２８４条第１項」ということになります。お手数をかけました。申しわけございません。

議案第１０９号、南多摩斎場組合への加入について御説明申し上げます。

この南多摩斎場組合規約は４章１２条、さらに、附則から構成されております。初めてのことでもございますので、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

南多摩斎場組合規約

第１章　総　則

（ 組合の名称 ）

第１条　この組合は、南多摩斎場組合（ 以下「組合」という。 ）という。

（ 組合を組織する市 ）

第２条　組合は、八王子市・町田市・多摩市・稲城市及び日野市（ 以下「組織市」という。 ）をもって組織する。

（ 組合の共同処理する事務 ）

第３条　組合は、火葬場施設としての南多摩斎場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するものとする。

（ 組合の事務所の位置 ）

第４条　組合の事務所は、東京都町田市上小山田町２１４７番地に置く。

第２章　組合の議会

（「これ全部読むの」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり ）よろしいですか。それでは以下必要なところについて御説明を申し上げます。

第５条　組合に組合議会を置く。

２．　組合議会の議員（ 以下「議員」という。 ）の定数は１０人として、組織市からそれぞれ２人を選出いたします。

（ 議員の任期 ）第７条でございます。

（ 議長及び副議長 ）第８条でございます。

第３章　組合の執行機関、管理者を設置いたします。第９条にございますように、組合に管理者１人、副管理者４人―― 管理者は現在町田の市長さんでございます。副管理者は、その他の組織市の市長でございます。

それから、第１０条　管理者及び副管理者は、組織市の長の互選によります。

１１条　組合に監査委員２人を置きます。

第４章　組合の経費、第１２条でございます。組合の経費は、使用料、負担金及びその他の収入をもって支弁をいたします。

附則は、では省略させていただきます。

以上、説明を終わらしていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっと市長に聞きたいんですが、いま日野の火葬場がありまして、市民が大変便利をしているわけですけれども、あそこの場所はリアカーでも行くことが可能であります　非常に近いですから。今度町田のこの斎場は、リアカーというわけにちょっといかない。私が死んだらあそこへ行くかもしれないんですが、運賃はどのようにしてもらえるのか、ひとつそこのところを教えてもらいたいんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも行政報告、あるいは全員協議会等でおおむねの御説明を、あるいは報告をいたしてまいっております。日野に所在しております現状の火葬場は、当分の間、現状のまま使用に供していく、こういう考え方でございます。六、七年たちますと、たとえば炉の改造、あるいはその機能をオーバーすることも考えられますので、将来の日野市の安定のために、この南多摩斎場組合に現在加盟しておこうというものでございます。一定の負担をもって加入をすることが各市に了解をいただいており、今回各市で同じ議案を共同議決をしていただくと、こういうことになっております。来年の４月から事業の開始に参加すると、こういうことでございます。（「運賃……」と呼ぶ者あり）それは、それぞれの斎場を利用される方で御負担をいただくというものであります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０９号、南多摩斎場組合への加入の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１１０号、東京都市交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市交通災害共済組合規約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役より提案理由の説明を申し上げます。

議案第１１０号、東京都市交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市交通災害共済組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、交通災害共済に関する事務を共同処理するために設けている東京都市交通災害共済組合に昭和６０年４月１日から立川市が加入することに伴い、都市交通災害共済組合規約の一部を変更するため、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではただいま上程をいたしました議案第１１０号につきまして御説明申し上げます。これは、ただいま提案説明の中にもございましたように、交通災害共済に関する事務を共同処理するために設けております――現在１６市で組織しております東京都市交通災害共済組合に、立川市より、昭和６０年の４月１日からこの組合に加入したい旨の申し出がございました。そして、そのために立川市が加入団体としてふえます。そういう関係につきまして、関係規約の一部を変更させていただくものでございます。まず立川市の編入についての御承認と、それから、この関連の規約につきまして一部変更のお願いをするものでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

議案書の４ページ、５ページに新旧対照表がございますけれども、第７条の組合議会の議員の定数が３０名でございます、現在。各市から２名ずつ出ておりまして、これが市議会から１名、それから、加入団体の公共団体の長、つまり市長でございます。これで３０名で議会を構成しているわけでございますけれども、立川市が加わりますと、それぞれ議会から１名、そして、組織市の長が１名ということで、２名ふえるわけでございます。したがって、３０名が３２名という定数になるわけでございます。その内訳でございますが、議会の方の関係につきましては、１人が加わるわけでございますから１７名、そして、組織市の長の方の関係につきましては、これは正副管理者は除いておりますので、１７市トータルから正副を除きますと１５名になるわけですから、現在１４名を１５名にすると。こういうような改正をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会委託を省略することに決定いたしました。

本件について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１１号、東京都市交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市交通災害共済組合規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１１号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　提案理由の説明を申し上げます。

議案第１１１号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、本年９月３０日東京都市廃棄物処分地管理組合が解散したことに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第２５２条の７第２項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは２ページごらんいただきたいと思います。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部変更する規約でございます。これは、９市１５一部事務組合で構成しております公平委員会の共同設置でございます。提案理由に説明ございましたような形で、別表中に「東京都市廃棄物処分地管理組合」を削ると、こういう内容でございます。

なお、この施行については５９年１０月１日から適用すると、こういう内容でございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　もうちょっと説明してくれればよくわかるんですが、これは羽村の廃棄物の組合なんですか。そうすると、もう日の出村の方の組合はできているわけですね。そういうふうに説明しないと新人の私のような人はわからない。御回答を求める。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　説明不足で申しわけございません。

東京都市廃棄物処分地管理組合といいますのは、羽村町に廃棄物処分地の設置及び管理に関する事務を共同処理することを目的としました一部事務組合でございます。これは、その所期の目的が達成されましたので９月３０日に解散したわけでございます。そういうことで、この一部公平委員会の共同設置規約から削ると、こういう内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第１１１号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第５９－２１号、市内循環バス路線の早期実現を求める請願、請願第５９－２２号、「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、本２件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－２１号、請願第５９－２２号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

請願第５９－２３号、若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－２３号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第５９－２４号、日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－２４号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後１１時２４分散会

12月12日　　水曜日　　（第4日）

昭和５９年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第46号）

１２月１２日　水曜日　（第４日）

出　席　議　員　（３０名）

１番	橋　本　文　子　君	２番	福　島　敏　雄　君
３番	小　俣　昭　光　君	４番	小　山　良　悟　君
５番	谷　　長　一　君	６番	古　谷　太　郎　君
７番	馬　場　繁　夫　君	８番	馬　場　弘　融　君
９番	高　橋　徳　次　君	１０番	旗　野　行　雄　君
１１番	一ノ瀬　　隆　君	１２番	板　垣　正　男　君
１３番	鈴　木　美奈子　君	１４番	川　嶋　　博　君
１５番	飯　山　　茂　君	１６番	夏　井　明　男　君
１７番	黒　川　重　憲　君	１８番	古　賀　俊　昭　君
１９番	市　川　資　信　君	２０番	藤　林　理一郎　君
２１番	名古屋　史　郎　君	２２番	竹ノ上　武　俊　君
２３番	米　沢　照　男　君	２４番	中　山　基　昭　君
２５番	大　柄　　保　君	２６番	秦　　正　一　君
２７番	奥　住　芳　雄　君	２８番	石　坂　勝　雄　君
２９番	滝　瀬　敏　朗　君	３０番	高　橋　通　夫　君

欠　席　議　員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和５９年１２月１２日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１０分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

一般質問に入ります。

一般質問１の1．昭和６０年度の予算編成の基本を問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔２８番議員登壇〕

○２８番（石坂勝雄君）　ただいま議長からお許しが出ましたので通告の題名である昭和６０年度予算編成の基本について伺いたいと思います。

私、昭和５１年、５５年の第４回の定例会でも同じようなタイトルで質問を申し上げております。その中で５１年には市長がいわゆる４年に一遍ある改選期の予算編成の基本方針というのはいわゆる議員の時代におやりになっていた、また、考えていたことと理事者になってみますと違うんだ、こういうことを申されておられます。５５年の第４回の定例会には、私、ちょうど美濃部都政から鈴木都政にかわった点の中で申し上げております。それから、今回３回目なのでそういう基本的な中でも暫定予算を組むのか、年間予算を組むのかというようなことはもうお聞きいたしません。こういうことは私十分市長の考え方、市政の執行権者としてのあり方について少なくとも１２年間の功罪をよく私も存じておるし、市長も長い経験の中で強い信念とプライドを持っていられることと思われるので、そういう質問をいたしません。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）ただ、私はここで申し上げたいのは予算、明年度、昭和６０年度ですね。予算の総額、一般会計の総額とですね、特別会計の総額がどの程度になるのか。そして、市税の収入見込みはどの程度になるのか。そういうことの中の増減の問題、今後の事業予算は重点的にどういうふうに使われていくのか、こういうことをお聞きしたいと思います。

それから、特に私が皆様の御支持によって２年間議長をやらせていただいた中で、その中で起きた問題といいますか、考え方によれば当然のことではなかろうかということも考えられますが、第三中学校の過大校が解消できず学区の変更というような形で終わっておる。それから、新聞紙上等で大きく掲載された遺跡調査に対する不明金の問題。南平の用地買収に伴う通称都立南平高校ができますこの用地の取得のあり方と今後の都に受け渡すまでのいろんな事業整備、造成整備の問題について伺いたいと思います。それから、前回も質問をいたしましたんですが、

現在、市が採用されている給与制度の不均一通し号俸制のこの問題についての市長なり関係部長のこの問題をどういうふうに、直すのか直さないのかということに対しての考え方をお聞きしたいと思います。

ただ、その質問に入る前に私の感想といいますか、ちょっと森田市長さんの１２年間を振り返ってみたいと思います。

国では１２年間のうちにいわゆる政権政党である自民党の内閣で、しかも人は自民党の総理でありますが、田中内閣から三木内閣、福田内閣から大平内閣、鈴木内閣、そして現在では中曾根内閣になって６人もいわゆる総理が交代をされております。ただ、根本は変わらないかもしれないが、これだけの人がかわっているということは事実であります。いかに国政のレベルが内政にしても外交にしても大変だなという面もあるし、見方によっては人材が大勢いられるんだなということも考えさせられます。

次に都政を振り返ってみると森田市政の前半の、１２年前のうちの前半の６年間は全国の注目の的であった美濃部都政の６年間でありました。最終的な末路は都財政の破綻というような中で退陣のやむなきに至った、こういうのが森田さんの前半の６年間でございました。そして、後半の６年、現在も鈴木都政が続いておるんですが、こういう現在、６年間、後半の６年間は鈴木都政ということでございます。これは執行権者であられる市長はどういうふうな交流方で行政の執行に当たっての感想なり受けとめ方は一番よく御存じではなかろうかと考えております。

最後に市を振り返ってみますと市長の非常に３役というか側近という形の中の議会でも同意案件である助役を見ましても１期目が前川助役さん。見方によればえらい抜てきの中のいわゆる助役さんの出現。２期目は東京都からおいでになられた野呂助役さん。３回目はこつこつと非常に優秀であって、しかも現在助役さんをやっていられる部長からなられました赤松さん。こういうのが助役さんでございます。次に、収入役さんは、１期目が杉本収入役さんの出現であります。１期で終わりになっております。４年間で終わりになっております。次は御存じのように成井収入役さんです。これも１期で終わりになっております。いま収入役さんの加藤さんは総務部長をやられて非常に実務型で実行力のある人が座っていられるというのが現状であります。教育委員会を振り返ってみますと、これもいま言ったとおり、２期８年間にわたって高校の校長さんをやられて非常に何ていうか気骨のあるというか、見方によれば野武士的というか、かたぶつというか、こういうりっぱな倉又さんが２期おやりになって退陣された。その後は非常に現場の教職員そして非常に行政にも明るい現在の長沢教育長さんがおつきになっているというのが市長の側近のブレーンであります。また、見方によれば市長が非常にりっぱで１２年間やっている中で助役さんなり収入役さんなりは非常に短命だなということはいかに市長が立派であるか、また、一面を見ればワンマンであるかなという感じもしないでもありません。しかし、この点を見た場合には一面から見ると総花的な人事をされたのかなというにも、これはあくまでも私の実感で決して市長を悪く申し上げているのでもございませんし、私の実感でございますからお許し願いたいと思います。

次に、市政の実際をやる補助職ですね。下から申し上げますと立派な議会を含む庁舎は１階は地方自治法による固定資産税、保険税、健康保険税ですね、それから、市民税、いわゆる税を取り立てる人が一生懸命働いております。ただし、４階が何といっても市長の頭脳集団というか作戦集団というか、ここにいわゆる市の中枢機能の企画財政部なり、こういう人がおいでになってここで立案、作戦を経たものが３階の事業部、２階の市民サービスに、市民サービスと福祉の充実をやられる機関に下がってまいります。５階はいわゆる別枠でありますが、やはり財政権を、財政予算措置というか、予算権を握っている教育委員会でありますが、市長も敷居が高いので見識が高いというか、良識があるというか、そう、何というか、何かは介入されていないのではなかろうかと思われます。６階は議会棟でありますので、そういう関係はないかと思うんですが、私、少しく昨日もちょっと発言の中で申し上げましたが、生い立ちが余りよくないので少しひがんで物を見るかもしれませんが、果たして議会にも適正な人材が、適正な配置をされているのかどうかということも近ごろ幾らか疑義を持っております。そういう点で全体を見た場合に職員が適正な配置で能力を生かされた部署にいるかどうかということに対しては私は少しく疑念を持っております。１５万市民から見ればこの1,３００有余の職員、特に部課長、係長さん、こういう人の指導力、こういうことが１５万市民の幸福につながる立派な市政ができるんではなかろうかと思うんで、私の老婆心か、私の少しく苦言かもしれませんが、こういう点の留意も必要ではないかというのがこの１２年間を振り返った私の実感であります。

そういう点を前座にいたしましてこれから先ほど申し上げた点についての質問に入りたいと思います。

その前に少し申し述べておきたいと思うんですが、市長さんが昭和４８年に就任された当時の一般会計の決算額を私見たつもりなんですが、８４億2,２０１万円、そのときの市税収入は３８億１３６万円、個人の市民税は１３億７３１万円、法人市民税、特に法人市民税を申し上げます。法人市民税は５億3,６８７万円でした。ちなみに参考までに申し上げますが、固定資産税は１０億1,２４８万円、都市計画税が２億8,０８５万円。それで、このときは交付税が２億1,０９０万円来ております。特別会計の全決算額は２７億7,７９４万円であったようです。いまも非常に医療費の高騰、いわゆる高齢化社会に向かっての健康問題の中で、国民健康保険の決算額は５億2,８７９万円でありました。それを今年度の１２月の補正を含んでちょっと比較対照をしてみますと一般会計の総額は今年度１２月補正を含んで３２０億8,９７１万円であります。市税の総額は１９１億1,５５６万円で、そのうち個人の市民税は８１億1,１７１万円。しかし、現実には１億3,６７８万円の減額補正が今年度１２月補正で出されております。法人市民税は今度の１２月補正を含むと41億4,693万円となっております。固定資産税も４５億3,１６０万円で都市計画税が１１億2,９２０万円であります。そして、地方交付税はゼロであります。特別会計の全予算額は１１９億3,６４２万円であります。国民健康保険の予算額は２７億9,４１７万円で老人保健特別会計が25億7,697万円であります。これも高齢化社会の中で４８年度と比較すると増加を、予算の規模が拡大をされております。その中で私は特に感ずるのはですね、法人市民税だけを一つとってみると法人市民税が５億3,０００万―― ５億3,６８７万円が今年度の法人市民税は４１億4,６９３万円になって約８倍になっているのが現状であります。そして、予算の規模を見た場合には４８年度でも８４億円、現在が３２０億円。４倍になっておりません。こういう現状を見た場合にいかに４８年度までは人口の増加が平均6,５００人前後人口の増加をしております。今は人口は鎮静化しまして1,５００人前後だと私は思います。こういうふうに見た場合にこの日野の財政力、こういうものが今後来年度の中でどういう組み立てをしていくことが市民生活、日野の町づくりに必要かということでお聞きするのであります。

それから、参考までに申し上げますと日野には各種のいわゆる財政調整基金だとか公共基金だとか、基金が積み立てられております。これをちなみに調べてみますと、昭和５２年度末には6億9,５０６万円、昭和５６年度末では４８億3,６８２万円、昭和５８年度末には６５億4,６１８万円、現在５９年度の１１月３０日現在では市民会館とか、いろんな多少取り崩しをしても６４億1,５０２万円あるやに聞いております。こういう現状を見た場合にこの基金をどう有効裏に活用するのも来年度に向かっての重要な施策になるんではなかろうかと思うのであります。

こういう点を、まだそれ以外に私も市長の改選時の前の年の５２年、４８年から５２年、56年ずっと調べておるんですが、時間の都合上のゆえ省略させていただきます。

そういう中で来年度はいま一つ税について申し上げますのは固定資産税の評価がえの年だと承っております。固定資産税の基準となる土地、家屋の評価額は3年ごとに改定されるようになっておりますが、家屋については減価償却等の関係上、見直しはされないというのが今までの定説のようでございます。しかし、地価が鎮静化しているといえ恐らく3年の見直しのごとに私の調べた範囲内では公示価格が１6.4％上昇している、こういうことを聞いていますので、この評価がえによる増収はどの程度になるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それで、質問に入ります。今の予算の方針、来年度の予算の規模なり、今、税のあり方については申し上げました。あと、さきに申し上げた全体のタイトルの中で申し上げていますので、あとの遺跡調査の問題、南平の高校用地の問題、給与制度の問題、三中の独立校の問題については、そのいわゆる予算の規模等がお答えいただいた後に質問したいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君の質問について答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の要旨の昭和６０年度の予算編成の基本を問うということでございました。

来年度の予算編成に当たりましてはすでに編成方針を示し、今まとめの段階に入っております。予算は継続事業のもの、あるいは計画調査等を終えてすでに事業実施を予定しているものなど盛り込んだ通年予算という組み立てで編成をしてまいります。年度の初めに市長選挙のあることでありますので、どなたが市長に、市長を担当されましてもすでに実施すべきであるという事業については予算化すべきであろうと考えております。また、全く新規政策的なものについては財源を留保しておくことが適当であろうと思っております。したがって、選挙後の新規施策のための財源も予算編成の中に留保しておく考え方でございます。

いろいろな１０年余にわたります期間の中で御指導いただいた数々のこともあるわけでありますが、何よりも増してそのときどきの当面の事業に専ら専念をいたしまして今日を迎えてお

るという状況でございまして、その間に毀誉、褒貶いろいろいただくことがあろうと思っておりますが、私としては一生懸命にやらせていただいておるという心境でございます。

なお、財政予算編成の中の規模でありますとか、具体的なことにつきましてはわかる範囲で部長より答えをさせていただきます。（「いいですか、もっと具体的に言いましょうか、その新規施策言いましょうか、いいですか、もしあれなら申し上げますよ、私」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　市民税関係では第１点としては予算の総額、前年比の伸び率ですね。個人市民税の見込み額、どの程度見込まれていくか、今年度とのいわゆる対比ですね。

それから、法人市民税の見込みと景気をどの程度見ての算定の仕方、今年度の対比。

それから、国民健康保険は総予算に対する、いわゆる保険税がですね、どの程度を占めるのが妥当であって今後の医療費という中から、どういうふうな今後また何年に一遍ずつぐらい保険税を改定をしなきゃならないとか、そういう点を含めてのお答えを願いたいと思います。

それで最後に企画財政部で部長が恐らく答えられるんではなかろうか、市長が答えるかわかりませんが、いわゆる来年度ですね、重点事業に対して基金の何か取り崩しする場合もあるし逆に使い方というか、こういうことについてお答え願いたい、こう思います。

以上です、１点の問題、１、２の点で、通告質問で……。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

まず６０年度の市税の総額ということでございますけれども、現時点ではまだ詰めの段階でございますので、正確な数字が固まっておりません。おおよその見通しでございますのでその点御了承いただきたいと存じます。

御承知のとおり市税は約、歳入の６０％を占めております。その中で税目からいいますと市民税でございますけれども、まず個人につきましては本年度決算見込み額の約６％増、それから法人については本年度当初予算より若干減少するんではないかという見通しでございます。特に法人につきましては今年度は経済事情の好調なせいもございまして大幅な伸びになっておりまして今議会に増額の補正をお願いしているところでございますけれども、来年度につきましては大手企業の市外転出ということがございます。課税対象の従業員の数とかの減による影響、さらには各企業の業績による決算を見込まなければならない、そういう事情もございます

ので、税収を見込む上では非常にむずかしいものがあるのでございますので、その点御理解いただきたいと思います。おおよそのパーセントで申しわけありませんけれども、御理解いただきたいと思います。

なお、固定資産につきましては来年度は評価がえの基準年度でございます。おおよそ２０％上がるだろうと見込まれておりますけれども、来年度につきましてはさらに、負担調整がございますので本年度決算見込み額の１０％の増になるんではないか、このような見通しを立てております。

あと健康保険制度の関係でございますけれども、ちょっと申しわけありませんけれども、勉強不足でございますけれども、老人医療費、高額所得、退職制度等ともございますので、また保険税の値上げも考えられるような事態になろうかと思いますけれども、まだ何分にも詰めの段階でございますので御了承いただきたいと存じます。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

基本的な考え方につきましては、先ほど市長から申し上げたとおりでございますけれども、その中で今いろいろ予算を詰めている段階でございますけれども、強いて来年度の重点施策がどこに置かれるかということでございますけれども、何と言いましてもやはり基盤整備ではないかというふうに考えております。特にきのうのいろんな質疑の中にございましたけれども、まさに来年度から公共下水道のいわゆる工事が大幅にふえてくるわけでございます。言うなればまさに来年が公共下水道の元年ではないかというふうに私ども考えております。そういう中でやはり最重点施策といたしましては公共下水道、それからさらには区画整理等ではないかというふうに考えております。その他の環境整備の関係で、ごみ焼却施設等もあるというふうに考えております。

来年度予算と基金との関係でございますけれども、そういう大きな事業が来年からかなり継続的に出てくるわけでございますので現在の基金は恐らく取り崩しながら予算編成に入っていくというふうに考えを持っております。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　市民部長に確認だけで結構ですが、確かに国でも今早くても１０日ぐらいたたなければ大蔵原案が内示されないという状況の中で市でも企画財政部で取

りまとめてるという段階なのですが、少し市民部長さんから見通しのことをはっきり申し上げていただきたいと思うんですが、就任間もないことでありますので余り無理なことを言ってもどうかと思います。東京都のいわゆる知事査定が２０日前後ではなかろうかと思います。そのくらいのときにはできましたら市の最大な収入源である市民税、個人市民税、法人市民税、固定資産税、国保の税収から見る医療の推移の中でどうだというようなことはきちっと市民部長さんに、私見を交えてでもいいからここのところのこういう点を通して答えてもらいたい。メモでもいいから２０日前後なり、１月いっぱいぐらいに予算が決まる前にお答え願いたいということを要望しておいて、この件は私はあえて追及はいたしません。

ただ、今、前田企画財政部長のお話のように、来年度は基盤整備がなされるんではなかろうか、特に下水道元年と言われるんではなかろうか、こういうような中で申されておりますが、もう非常に長くから下水道元年ということも私実は聞いておるんですね。３年ぐらいは下水道元年という言葉も聞いております。いろんな事情があって元年が延びてるんではなかろうかと思んですが、浅川利用計画とか程久保川利用計画とか、いわゆる補助金等検討委員会とか行政の何ていうか、いろんな検討委員会の答申は全く日野では立派に出ております。恐らくこの問題はわが会派の市川さんなり古賀議員さんなり馬場議員がまた後でやられるんでこの問題に触れませんが、どうか基金を何ていうか、貯えるのもいいと思うんですが、貨幣価値の問題とにらみ合わせたり、今後の展望とも見合わせてやるべきときには断固やっていただくようなことをしないとそれでも事業というのは道路が何ていうか、どうだったとか、そのときのうまく起債が食えなかったとか上部官庁等の問題があってなかなか思ったように進捗しないのが現実ではないかと思うんですね。ちょっときのうの新聞を見ると八王子では給与体系がどうもラスパイレスが高い。こういう中でいろんな起債が返ってこない。こういうようなことが出ておりました。そういう点を見ると後で給与問題にも触れますが、どうかこの基金を最大限に活用して来年こそは下水道元年なり基盤整備の何ていうか大幅な増額をすることを強くお願いしといてこの税関係と予算の総額についての問題は終わります。

次に、その他の中で４点ばかりをお聞きしたいと思うんですが、最初の質問もだけれど、この問題もほかの人からまた出ると思うんですが、私もさわり程度でお聞きしたいと思います。

特にこの問題は私が議長をしておって多少私も責任にある立場というか議会の皆さんの多少方向づけに関与したという立場で非常に専任を感じております。そういう点でまず遺跡調査の

不明金のところでお聞きしたいと思うんですが、私が考えるとあの現状の中で特別監査に付される現状であったかどうかということを非常に私も疑念に思っております。監査というのはいわゆる役所のルールにのっとった書類なり帳簿が完備しておって監査をし、また、それをいわゆる監査委員がおやりになるのが通例ではなかろうか。見方によればそういうことができていないから市長は特別監査を付されたというようにも解せないわけでもないんですが、その前に庁内の部長さんなり助役さんを中心にして何かされて、なかなかどうも出ないから特別監査に付されたやにも聞いておりますが、私が思うには特別監査の付せられない状態のものを何で特別監査に付されたのかなという静かな疑問を持っておりますので、まず１点お聞きしたいと思います。

その次に、特別監査の報告書の中で監査の人が言われているんですね。こういうことですよ、こういうことですよというのは見方によれば言葉は悪いかどうかしれませんが、構造的でこういうことが、柳下章氏ですか、社会教育課長は全く悪いかも――悪いが、見方によると構造的ですよ、ということを私も静かに読んでみますと感ずるわけです。また、そういう報告がなされております。私も百条委員会をやって市長部局の方で告訴告発をされて議会の方では柳下氏が私は絶対不正なことはしておりません、使い込んでいませんということを申し上げたから見方によると１２６万円でもあったという裏づけが出てるのも事実なので議会の方としては偽証罪で議長の名において告発しました。偽証罪で訴えました。しかし、これも警察庁に行ってあの二課の優秀な刑事さんというか担当官が調べても非常に証拠としては薄弱だ、裏づけがとれたのが１２６万有余だ、こういう中で佐々木検事にも私９月１９日に、私が告発したという、偽証罪で訴えたという中で呼ばれてお話し合いをしました。そういう中でこれはこういうところで申し上げるんでありませんが、佐々木検事さんもいわゆる個人になって、石坂も個人になってという立場で見てみると、この問題はもっと静かに考えていただいて日野内で市長なり、いわゆる部課長なり議会も一丸になって日野できちっとした問題を解決すべきではないかなという実感を受けたというのが私の考え方であります。そういう考え方を踏まえた場合に先般来の古谷議員さんなり、ほかの議員さんのやりとりの中で、私は決して議会が偽証罪で訴えたことを検察審査会に不服審査を出した方がいいとか出さない方がいいとかというようなこともこれは現高橋議長が議員の皆さんの意向を踏まえてやることなのでこれに意見を差し狭むことも考えておりません。また、執行部が検察審査会に手続をとられたというふうに聞いておりますし、新聞でも見ております。ただし、こ

ういうことだけをしておって事件の解決をただ遅延をさせておくということが少なくとも執行者なり議会が市民に対して責任をとれる立場にいるかどうかということを私は今回のこの質問でお聞きしたい。

少なくとも私は５１年から５４年になった、時効になる前に何かの形で全くあれは不可抗力で出てきた問題だとか、どうしても万やむを得ないで出てきたんだとか、だれだれが責任をとりますとか、こういうことをすべきではなかろうかというふうに考える点に立っての質問をしたいと思います。

そういう点では私は第１点には監査ができる状態ではなかったんではなかろうかということが１点。

それから、この問題は遺跡調査会の規則なり調査団のあり方についても、また、市長がいわゆる会長を兼務した、また、会計監査がなかった点、こういうことをもうるる申し上げられているのはあえて私はこういうことに触れる、再度お聞きすることは考えておりません。ただ、どうしても一部申し上げたいのは現在の小山次長さんが遺跡調査会の会長をやっていてあの時点だけ５１年から５４年の点だけが何かうまくいかなくて、今非常に何ていうか会則を変えられたから会長がかわったらうまくいっているのかどうか。また、どこに欠陥があったのか。あのころ会計の監査がないのは会議で遺跡調査会の理事で、理事と申すんですか、そういう中のメンバーの中でこういう問題が出たのか、出なかったのか。それから、出たとすれば、何で改善ができなかったのか。それから、現在は全く支障なくて運営されているとするなら前のところはどこに欠陥があったのか。こういうことを現在の会長さんの、これは非常に何かお答えにくいところがあるかもしれませんが、いわゆる正義ということに立ち向かう立場から小山会長さんのお答えを聞きたいと思います。

そういう点で、まず今申し上げたように私は再度申し上げますが、監査をできる状態でなかったものを監査をして監査結果から見れば当然何かの形でこの辺できちっとした答えを出さなきゃならんと思うんですが、その辺の点は市長にあえてまたつけ加えますが、百条委員会に倉又秀作前教育長が来されまして私は柳下章氏を信用しておりましたとか、任しておりましたとか、そういうことで何か云々があるんなら私は責任をとりましょう、こういう端的に言えばそういうお答えの証言をされているに覚えております。そういう中でそれではじゃあ柳下さんと教育長だけが責任をとっていいのかどうなのか。また私が先ほど申し上げた全然責任をとる必

要がないのかどうなのか、そういうことを踏まえてもちろん現在民事の方では裁判を続行中なのでそういう点に言及するということは裁判の権威にも多少支障があるやにも考えられますが、基本的な考え方というのはそう変わりはないんではなかろうかと思います。

先般の行政報告のときにも古谷議員さんの質問の中で市は柳下氏が調達された、柳下氏が使い込んだというか、取得したと思われる１２６万円か何かに利息を加えた額はもう市がいただいている、こういう中での裁判の推移、今後検察審査会に不服審査を出して、そういう点を踏まえてのこの民事の、民事裁判の推移を踏まえての市長に、端的で結構です。ないならないで結構です。それから責任をとらないならとらないで結構です。一言市長の心意気というか信念をお聞かせ願いたいと思います。

その次に、一括で申し上げたいのは南平の高校の用地です。全く都の、私は都のお骨折りによってと申し上げます。私の努力、三浦都議会議員の努力なんていうのは問題ではありませんでした。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）そういうことは実は市議会全員の力があったからこそあそこに都立高校が決められた、こういうことをこの機会を通して申し上げておきます。

そういう中で私が申し上げて、ここでお聞きしたいのはいかに結果がよくても経過の中で、発想の中で思わしくないことは少なくとも行政というか、こういう自治体でやるべきではないんではなかろうかなというのが私の考え方です。今回図らずも結果がよかったから当然だという考え方は私はどうかと思います。こういう点では専門家であられる小山議員さんがもう何回も何回も質問されているからこの点についても私は触れません。私はあえて指摘になってこの答えが返ってこなくても構いません。発想が悪くても結果がよければいいという考え方は行政、自治体ではやるべきではないということだけはあえて申し上げておきます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

その次に、私はただ１点お聞きしたいのは現在の都立高校の用地だけを都に売り渡すのか。あと残ってるのは自然の中で置くのか。昨日も古谷議員が公社の利息の問題に触れておりました。そういう中で私は都立高校を取得された、公社が取得された１７億何ぼに利息が加わって造成費が加わって何ぼになる。南平のいわゆる排水関係の事業費が何ぼかかるということも私は私なりの考えで大体頭でできております。しかし、この問題を今ここで何か言うと都に万が一迷惑がかかるようなことがあっては私も責任を免れません。そういうことで申し上げません。どうか、申し上げたいのは一日も早く排水計画をきちっとされて都が一日も早く都立高校を着

工できるような準備がどのくらいの程度でできるか、こういう促進方のことをあわせてお願いするとともに理事者の方からこういう見通しで排水なり何かするんだ、後に残った緑地関係はこういう考え方なんだということだけをお聞かせ、御答弁願いたいと思います。

次に第三中学校の過大校は市長ばかりは私責めません。私のあの近くにいて用地の5,０００坪なり6,０００坪は取得できなかったということは十分責任を感じています。あの近くの者に対しては顔向けができません。ただ私は市長に申し上げたいことがあります。また約束もしております。どうか、あの地帯に少なくとも子供たちが喜んで野球をやれるとか、伸び伸び遊べる場所だけは確保してもらいたい。

第１番に着目できるのは杉野学園の用地ではなかろうか。杉野がどうしても学校をつくるのかどうか知らないんですが、つくらないとするなら3,０００坪ぐらい分けてもらうことに努力してもらいたいということを約束しております。そういうことのその後の交渉の経過があればここで御発表願いたいと思います。

次に市職員の給与の問題。先般の９月のときには採用のあり方とか市の職員がどこからお勤めになっているというようなことからるる私は聞いておるんで、ここで１点だけお聞きしたいのは、昨日もかなり古谷議員さんの方からも指摘がありましたが、これも重複するかもしれませんが１点だけで結構です。

いまの市の給与、不均一通し号俸制の給与が私は全面すぐ改正しろというようなことは私のいまの考え方では申し上げられません。少なくともいわゆる不備な点、一つ申し上げますとはなはだ気の毒かもしれませんが、給食の人が年間５６０万、５５歳で５６０万ぐらいいただいているんではなかろうかと思います。それを単純に実働――実際働いた日数の、恐らく給食がある日というのは１８０日かそこらだと思います。それを機械的に割ってみると３万2,０００円ぐらいの額に１日が該当するんではなかろうかと思います。過日のいろいろな役所でこういう職種を委託制度にしたり民間にすれば大体１０万から１５万の市では二、三十億の予算が浮くというようなことが発表になっておりますが、私もこれも機械的には受けとめません。ただ少しでも先ほど前田企画財政部長が来年から下水道元年だと、区画整理の高幡なり万願寺なりの、豊田の南口の区画整理をもっともっと推し進めていくんだということを考えると私は金は何ぼあっても足りないんではなかろうか。日野は今までおくれていたからこそお金がたまっているんではなかろうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうように考えられる見方もあるんです。そういう見方で見た場合に先ほど私は人員を切れとか、これがむだだとかいうことはここであえて指摘はしません。１年ごとにもし退職者が出れば補充をしないで民間に委託するべきは委託するということで急激な変化を望んではおりません。ただし根本はやる意思があるのか、ないのかということだけをお聞きしたい。

それから、地方公務員というのは当然ある意味の勤務評定というか、そういうまじめにやっている者とまじめにやっていない者との評定をされてもいいんではなかろうかということを申し上げます。そして部長なり課長なり係長の管理職にいる人が当然責任もとるが、いわゆる勇んでやれるような給与体系も必要ではなかろうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

１例を申し上げれば、今の係長の１５％、課長の２０％、部長の２５％を半分はいわゆるこういう人に本給に繰り入れる、半分は期末手当に算入する、こういうことをすれば退職金がずっと減ってきてもこういう人に必ず潤いが出てくるんではなかろうか、（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうように考えます。そういうことは組合等にお伺いを立てなくても必ず市長の考え方で実行できるんではなかろうかと思います。この点のやる意思があるか、ないかについてお聞きしたいと思います。以上です。御答弁願います。

○議長（高橋通夫君）　　理事者答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問をいただいておるわけでありますが、基本的な考え方ということにつきまして私の意思をお答えしておきたいと思っております。

いずれも完全に結論ということではございませんが、その第１の遺跡調査会にかかわります使途不明金の問題につきましては解明に手をつけてすでに２年を、２年余を経過し、解明というのはほんの一部分しか手が入れられない。あとは資料が不足で依然として不明である、こういう状況になっておりますのでどういう責任のとり方をとるべきかということでいろいろ考えております。構造的とか、あるいは全体の責任者の責任ということも当然言われるところがあるかと思っておりますので私もその責任のとり方について納得の、市民並びに議会の皆さんに御納得いただける方法で責任を明らかにしたい、責任をとろう、このように考えております。そのとり方は先般も申し上げましたが、道義的責任というふうに感じますし、お金のことでもございますので、ちょうど５１年、あるいは５１年、５４年の期間のことでございますので、私の考える中である程度の方向づけをいたしておりますので、その措置を明らかにしたい、このように思っております。

それから、都立高校用地に関しましては発想がよければ、結果がよければ発想は正当化されるというふうには考えないということでありますが、私はあの用地の取得そのものは防災対策であり、あるいは防災という措置の中に高校用地を確保するという考え方でおりましたので発想も決して誤りではなかった。幸いにして皆さんのいろいろな御尽力によって高校が、高校の設置ができたことでございますので、この処理といたしましてはその中間の事務処理等に不十分な点があったことは事実でありますが、私はそう発想と、また結果において大きな誤りはなかったというふうに考えております。

それから、学校の、南平地区の排水につきましては今全規模的、全規模で南平地域の従来の宿題を解決を図ろうというふうに取り組んでおります。このことにつきましては助役なり担当の方からお答えをもし御質問がありますならば、なおお答えができると思っております。

それから、御心配をかけました三中対策、一応三沢中学によって時期を回避できたということではございますけど、これが最善の解決策であったとは考えないと思っております。急激な人口の状況の変化に基づく人口急増市が経験をする課題に類するものでありまして、市の教育行政、あるいはその他の全般の行政からいって最善ではなかったかもしれませんが、次善ではあったというふうに言えると思っております。

それで、特に御心配いただきました地域の石坂、当時の議長さんに対しましてはいろいろと御心配もいただき御協力をいただいたわけであります。なお、このことにつきましての今後の対策、あるいは地域への解決、これは継続していくべき問題であると思っておりますし、杉野との交渉、あるいは万蔵院あたりの今後の地域の活用という中で御指摘のようなことを可能ならしめるその努力が行政として大切だろう、このように考えております。

市職員の給与にかかわりますいろいろ御指摘、御指導をいただいておることも多いようであります。いわゆる不完全通し号俸への対応につきましてはこれまでも申し上げておりましたとおりある時期には評価されたことも時代の変化によってそれぞれまた手直しも必要だという認識におりますので徐々に改善といいましょうか、是正を図っていこう、こういう基本的な考えで内部はその考えでおるわけであります。いわゆる給与の責任と職務に応じた給与体系ということが今日特に強調されておるわけでありますので、これにもそのような措置を図るべきである、こういう考え方に立っております。これらにつきましての体系の、給与体系の改善は現実に即するようにそれぞれ是正、あるいは改善を図っていく、こういう考え方に立っておること

を御答弁したいと思っております。

大変抽象的な御返答に終わっておりますけど、御指摘の事柄につきましてはそれぞれ最も真剣に考えておる問題であるということをお答えをし、また御理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　遺跡調査会の問題につきまして会長にという御指名でございますので私の方からお答えをしたいと思います。

質問２点あるかと思いますけれども、第１点目の昭和５１年から５４年にかけて、つまり柳下前課長の時代における経理上の問題点、背景はどこにあったのかという問題についてでございます。御承知のとおり文化財保護法は昭和２５年にでき上がりました。その中にもいわゆる埋蔵文化財の発掘についての規制はあったわけでございますけれども、特に昭和５０年度以降におきまして、５０年度を境といたしましていろいろと都市開発が行われていくという中で埋蔵文化財等の発掘を精密に調査しなきゃならんということで議員立法によりまして昭和５０年に文化財保護法の一部改正があったことは御承知のとおりでございます。それに伴いましての、いわゆる埋蔵文化財の地域を開発する場合には事前に文化庁長官に所定の手続をとった上でその指示に従った包蔵地の調査をしなきゃならないという規定が厳しくなったわけでございます。

現在も行っておりますけれども、それに伴っての発掘調査につきましては日野市の場合におきましては昭和４８年にできました遺跡調査団の方、調査会の中の調査団の方に発掘調査を依頼してさたわけでございます。当時のいわゆる発掘調査に対しましての調査費でございますけれども、５３年１０月以降につきましては個人のいわゆるマイホームをつくるに当たりましての調査費につきましては国、都、市が負担しています。現在のところはいわゆる個人の負担はございませんけれども、昭和５０年当時の時代は５０、５１、５２、５３にかけましての時代は個人住宅の発掘に伴いましての調査費につきましてはすべて原因者、これは個人の負担という状態であったわけでございます。当時、特に５０、５１、５２、５３年などにつきましては特に神明上の開発、あるいは吹上等の区画整理に伴う開発を行ってきたということは事実でございます。それに伴いましての個人住宅の建設も多かったことも事実でございます。

そういった中で調査費を原因者にいただく場合に非常に日野警察署等の捜査の状況等を伺った中で判断するならば非常に調査費を徴収する意味におきまして非常に事務局長が骨を折った

ということを私どもは伺っております。しかし、その調査費は本来ならば取った上で調査は行うわけでございますけれども、調査の都合上、調査団の方では原因者の方の、いわゆる調査費をいただく、いただかないにかかわらず調査の関係上、調査は進行してしまうという、そういう矛盾した現象が起こったということも伺っております。したがって、その都度原因者からお金を徴収し、また、不足した場合には当然追加分ということで調査費を徴収するべきでございますけれども、原因者からなかなかちょうだいできなかった。それに対して非常に柳下氏自身も苦労したということを伺っております。結果的にいえば原因者から徴収できないということで他の原因者からいただいたいわゆる調査費等の中で賃金その他を結果的にはお互いに融通し合うといいましょうか、補てんし合うといいましょうか、そういった形の中で調査費の不足を補てんしたということは警察当局から伺っております。

そういった意味におきましての、いわゆる遺跡調査会の使途不明金の原因はそこから発しているというふうに私どもは理解し、判断をしているところでございます。

それともう一つは遺跡調査会の使途不明金につきましての捜査当局のお話でございますけれども、非常に遺跡調査につきましては当時の調査団に精力的に発掘調査をお願いしたわけでございますけれども、その点につきましては非常に敬意と感謝を申し上げておりますけれども、ただ、その調査の過程におきまして調査団の方からのいわゆる本来予算にないものの請求、たとえば調査会の学会に対しましての報告のための印刷製本費の請求、あるいはまたいろいろと研修するための旅費の請求、あるいは諸会議におきますところの飲食費の請求、こういったものの要求が事実柳下前事務局長にあったことも聞いております。また、それを相手の要求を満足いたしませんと調査が順調にはかどらなかったという、こういう事実も伺っております。そういった中におきましての支出もあったことも事実でございます。それに便乗するというと大変語弊がある表現かもしれませんけれども、その過程の中におきまして柳下氏自身も個人的な着服行為を行ったということが警察当局から伺っている経緯でございます。

それから、現在の経理はどうなっているかという問題の御指摘でございます。私は昭和５４年の１０月２０日に社会教育課長に就任いたしまして１０月２７日の日に私は事務局長との引き継ぎを終わりまして、経理を執行いたしております。私はその当時は遺跡調査会の経理の執行につきましては事務局長とそれから遺跡担当の経理の、これは臨時職員でございましたけれども、２人の間ですべて支出命令、決裁等行いまして事務局長が最終的に決裁の判断を下し、現金、あるいは小切手等で債権者に対しまして支払いを行ってきたということでございます。非常にこの２人で経理をするということは非常に問題点がございます。やはり、この経理につきましては相互に牽制する、お互いにチェックをするという、そこら辺の経理をまず第１に考えるべきであろう。こういうふうに判断をいたしました。

そこで私はこの経理の仕方につきましては、できるだけ、いわゆる臨時職員と事務局長の間ではなくて、社会教育課の職員が事務局になっているわけでございますので社会教育課の経理担当者の方にも見てもらう、あわせて係長にも見てもらう、最終的に事務局長も見る、そして判断をするという、こういう方法を編成し、同時に小切手、あるいは現金の支払いにつきましては事務局長の名前で預金してございますけれども、たまたまそこには主幹がおりましたものですから、主幹の方に私の決裁したものを支払ってもらうという、そういう形の中での経理体制の変更を行いました。

なお、御案内のとおり昭和５７年の８月２７日の日には遺跡調査会の規約の全面改正を行いまして、従来市長が会長でございましたけれども、規約に従いまして会長は教育次長が行うということになっておりますので、私が５８年２月１日に就任いたしましてからは私が最高責任者になっておりますけれども、その場合におきましては今までは事務局長どまりの支出命令等決裁につきましては今までは事務局長どまりの支出命令等決裁につきましてもすべて副会長、会長の決裁まで受ける、そういった形の中でチェックを厳しくしております。

それから、当然その規約の改正の中におきましては監査委員を置いてますので監査委員等の厳しい監査をお願いしているということで、私どもといたしましてはこのような不明朗な事件が二度と起こらないように胸襟を正しまして今後この件につきましては万全の策を講じてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　大変前向きな、全部がそうではないんですが、前向きなお答えが出たので二、三指摘をしながら１点だけお聞きしておきたいと思います。

遺跡の問題は遺跡調査の不明金の問題というのは実は高崎代表監査からも私、所見聞いたりなかなか高崎代表監査としても口がかたくて本当に公平な人なんで申されたことは、監査をできる状態でなかったんだから私は読売新聞で何ていうか、あの人が百条委員会に呼ばれて証人

に立ったときに監査結果を踏まえていろんな監査結果というのは不備であるが、百条委員会でうんと究明してくださいよということを申し上げた以外はなかなか私の申し上げる――私見を言うとあれだからということを申されております。ただ、この監査の結果の中で再度お聞きしたいということは、はっきり申し上げているところがあるんですね。こういうことまで言っていいかどうか知れないけど、公金の使い方については非常に役所としてやるべきことがなかったとか、当然上司がちゃんときちっと直属の上司というのは恐らく教育長だと思うんですがね、こういうものがしてなかったとか、こういうことをきちっと指摘されてるんですね。

そういう中で責任の所在というんですかね、責任のとり方、倉又教育長が何ていうか、退職された。柳下氏もいわゆる勧奨退職によって退職された。あとは法的な事件としてだけ争っている、こういうことではならんじゃないかとなるんで再度その辺のところでどういう見通しでこれをもっていくのかということだけ、これは市長に聞くのも私何ていうか、市長はいろんな複雑な心境ではないかと思うので、今後の民事の裁判の見通しということについていまの現会長の小山会長に再度お聞きしたいということを1点再質問します。

あと南平の高校用地の問題、市長が発想も悪くなかった、私はこれもあえて市長に私は反論はしません。ただ私が申し上げたいのはたまたまあの高校の用地を取得されたときに市議会議員の改選期で前議長であられた滝瀬敏朗議長も自分で立候補されておって何ていうか議長としての任期はあるけど、3月議会を踏まえる中で、ああいう2月20日前後だと思いますが、契約されてあれだけの額があるんなら少なくともこの間のもう間管財のことにも触れたんですが、代表者会議なり議会の全員協議会等にお話をされてからやられるのが本筋ではないかということを私はいわゆる行政の府がやるには、自治体の府がやるにはそれが良識ではなかろうかということを指摘を申し上げておきます。これ以上、私、市長の発想が正しかったといって、もちろん私も防災的な見地がなかったというようなことを否定する気もございません。ただ、そういうことがやるべきでは、筋ではなかろうかということだけは御指摘申し上げておきます。

あと5点目の杉野周辺の問題、それから市の職員の給与の問題では前向きの中で、いわゆる奮闘されて1,300有余の職員がこぞって15万市民のために活躍されるような明るい制度を生み出されんことを願望しておきまして、1点のみをもってこの私の質問を終わりたい。1点だけお答え願います。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは第1点目の遺跡調査会の使途不明金に関する民事裁判の今後の見通しということについての御質問に対してお答えいたします。

民事裁判につきましては御案内のとおりに昭和58年の7月21日の日に735件2,122万3,224円という使途不明金を市の方に弁償してほしいという訴えを起こしております。10月31日の日に第1回目の裁判を起こしまして本年の11月28日までの間に7回目の裁判を行っております。一応相手側は当時柳下氏側はそういう事実はないということを繰り返し裁判で訴えているわけでございますけれども、私どもといたしましては、この2,122万3,224円というお金につきましては日野警察署並びに検察局に訴えた内容と全く同じでございまして、この額につきましてはいろいろと私どもといたしまして厳密に捜査をいたしたわけでございます。柳下氏にも来ていただきまして一応伺ったわけでございますけれども、それに対する具体的な証拠書類の提出、解明がなされなかったものでございますので、それにつきましては当然その理由を明らかにし、真相を究明する必要があるだろうということで訴えているわけでございますので、今後ともどもこの問題につきましての真相解明のために裁判を継続し、それに対する内容を明らかにしていただきたい。それに伴いましての損害賠償を求めていきたいというふうな考え方でございます。以上でございます。（「最後にちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○28番（石坂勝雄君）　1点だけつけ加えて終わりたいと思うんですが、遺跡調査会関係で弁護士の諸費用は現時点まで支払われたのは163万円ですか、恐らく今年度来ると、200万になるのではないだろうかと思います。それから、議会の百条委員会に使われた経費が約100万です。この費用だけで現時点だけで300万は消えております。こういうことを申し添えまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって1の1、昭和60年度の予算編成の基本を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってよって暫時休憩をいたします。

午前１１時２５分休憩

午後　１時　４分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問　２の１、森田革新市政１２年間の功罪についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（市川資信君）　　ただいま議長から指名されまして、一般通告質問の許可をいただきましたが、森田革新市政１２年間の功罪についてという件で一般質問させていただきたいと思います。

森田さんは昭和４８年４月行われた日野市市長選挙において我らの信望する古谷　栄現職の市長を破って見事に市長の座についたわけでございます。当時いわゆる革新にあらずんば文化人にあらず、知識人にあらずというような変な風潮があった中で革新政党統一候補に乗った森田さんは見事に市長の座を射とめたわけであります。

当時、私の心情を述べさせていただければ、市長の座につくまで一度も森田さんの顔――という人の顔を見たことがなかったわけであります。もちろん日野市の一隅に住む一市民として当然といえば当然かもしれませんけれども、しかし、そこで私はおかしいな、変だな、こう思ったことも事実でございます。と申しますのは、私は日野市に生まれ日野市に育った人間であります。当時昭和４８年と申しますと私は満で４１歳でありました。ということは４１年間住んでいることになるわけであります。４１年間住んでいて市長になる人の顔を見たことがない。まして私の周辺を見ますと私より極度に新しく来た方々が周囲には大勢いられるわけであります。となるともっと森田喜美男さんという人を一度も見たことがないという方々の方が多いのではないか、こういうふうに思ったわけであります。片や古谷　栄元市長は町長を経験され、あるいは都議を経験され清潔な人柄と温厚で、かつ政治手腕、人望は抜群のものを持っておられたことは周知の事実でございます。単純に政党政治による選挙の怖さということを初めて知ったのもこのときでありました。それから、１２年間、今日まで人口急増時代の教育施設、それらの充実、あるいは社会環境のひずみ等大変な１２年間であったことも事実であります。また、その労を心からねぎらうものであります。特に駒形の渡し、老人理美容券の配布、先般の老人の憩いの家かしのき荘の建築完成、あるいは委託事業ではありますが、難病検診等、また特

に何々構想とか何々計画、何々プラン、何々憲章、何々宣言、いっぱいこの１２年間の間にできたわけでありますが、それらは実施されてない問題点はいっぱいあるわけであります。

それらを踏まえて私はこれから一般質問をさせていただきたい、かように思うわけであります。

まず１点目であります。南平都立高校の建設取得経緯であります。先ほど石坂先輩がこの点について触れておられましたので重複したらお許しいただきたいと思います。なおかつ従来からこの問題については市議会でも討議されておりますので極力重複しない観点から素直な私の感情を述べさせていただきたい、かように思います。

悪名高い鈴木独歩の所有する南平八丁目市街化調整区域の山林地、不法山砂の採取、乱掘による近隣住宅に雨の降るたびに多大な迷惑をかけ日野市の再三にわたる中止勧告命令をも無視し、最後は東京都にお願いし告訴して禁錮刑の刑罰を受けた犯人の用地を神聖なる学校建設用地として日野市が買い取るとは、いわゆる社会一般常識では考えられないことではないかと思うのであります。この鈴木独歩なる人物に日野市内の善良なる市民が一体過去に何人泣かされてきてるかということを知らなかったのでしょうか。この件に日野市議会においていろいろと論議を長い時間をかけてきたわけでありますけれども、本来用地を取得するには、一般的に仲買業者を入れて、そしてある一定の手数料パーセントを払って適正な利潤で、手数料できちんと整理した上で買い上げるのがいわゆる常識であります。それをわずか１カ月間、新日本エンタープライズさんが入って１２億円から１２億5,０００万円を１７億円で日野市に売りつけたわけであります。新日本エンタープライズ社はわずか１カ月間で４億5,０００万円ないし５億円という巨額の金を利得したわけであります。一般市民常識では全く考えられない人の取引方法だと言わざるを得ないのであります。

独歩という人物は今回の取引で明らかなように公簿面積が実測面積よりも１万平米も少ないというからくりあたりに如実にその人物像が浮き出ていると思います。本来、山林田畑はほとんど実測すると２割前後の伸び面積が出るものであります。それが１万平米も過少面積というのでありますから私にはただあきれるばかりと申さずにはいられません。さらに、その仲買に入った新日本エンタープライズ社なるものが独歩にまさるとも劣らない会社であったことは周知のとおりであります。市長も十分にその人物国井　洪という名知らぬはずはありません。ある革新系同和の常務でありました。

７日、本会議の行政報告の中で小山良悟議員、古谷太郎議員も指摘しておりましたように去る１０月８日、警視庁捜査四課、麹町署は表面的理由は傷害罪でありますけれども、実質新宿の東京女子医大付属病院で射殺された日本同和清光会の尾崎清光最高顧問の殺人容疑の逮捕であります。その用地取得経緯も１７億円という巨額の資金を開発公社という偽名の隠れみのに議会の厳しい指摘をも省みず購入したこの用地、今造成工事が行われております。神聖なる都立高校用地が汚されたことは疑う余地がありません。１７億円で取得した用地費、造成工事費７億2,６００万円、３年間の借入れ利息３億7,０００余万円であります。計２７億9,６００万円。こんなに高い都立高校用地を果たして東京都が簡単に買ってくれるものなのかどうか。もし経費に見合った価格で買ってくれなかったときの市の対応と責任は、また、殺人罪容疑で逮捕された１０月１６日、２００億円の負債で倒産された新日本エンタープライズ社のごときインチキ会社と取り引きする日野市の行政姿勢に強い怒りを表面するとともに同時にその後発生した一連のこれらの問題、事件についての市長のお考えを１点目としてお聞きしたいと思います。

２点目に遺跡調査会の使途不明金についてお聞きしたいと思います。日野市議会において調査特別委員会を設けて今日まで多くの委員会のメンバーには多大の迷惑をかけ、苦労、労苦をかけてきたわけでありますが、使途不明金についてはいわゆる現在出ております2,０００数百万とも4,０００万円以上とも解明できていないわけであります。現在むしろ市長の行政に当たって立ち向かう姿勢、人間性をお聞きしたいと思います。

この問題の発端は古谷太郎議員が前助役野呂氏宅にお伺いした折に出たことから端を発したのであります。古谷議員の発言後野呂前助役を市役所に呼びつけてこの暴露したことについて大変怒った、困ってしまったと野呂助役は申しております。そのような姿勢が私はおかしい、このような態度が他の行政の姿勢の端々に出てくるのではなかろうかと指摘したいのであります。倉又前教育長も現教育次長も当時会計に不明朗な多額の使途不明金があることを再三にわたって勧告しておりました。にもかかわらず臭い物にふたをし続けてきた市長の姿勢、市長自身が遺跡調査会を発足させ兼職規則抵触問題も順風満帆の時代には素知らぬ顔をしていながら同船同乗し、その規則にも会計監査をも設置してないでたらめ出納、いざ議会においてそのでたらめ帳簿、実態を指摘されるとその調査会長を辞任するというまことに結構な話ではありますが、神様、仏様はそのような行政姿勢を取り続ける市長についに味方をしなかったわけであり

ます。みずからつくった規則にみずからがはまったわけであります。いわゆる全会一致制でなければ規則の改正もできないし、また会長の辞任もできないからであります。ですから現在もなお遺跡調査会長であり市長でもあるわけであります。兼務規則抵触問題は別の問題であります。

柳下　章元社会教育課長の告訴告発は不起訴処分となりました。１２月７日本会議の行政報告の中で古谷議員、簗野議員も指摘しておりましたが、書類の改ざん、紛失等で、また古い事件でもあり証人の記憶が乏しい、証拠書類がないということで不起訴処分となった。また当の本人柳下　章元社会教育課長自身の着服行為については２００数十万円プラス金利分を乗せ１６０数万円についてはすでに供託され弁済されている由であります。

理事者は、このような状況の中で、また検察審査会に提訴された、不服申し立てをされたと聞きました。日野市のお抱え弁護団を擁していながら簗野議員も指摘されたように刑事訴訟法２６１条不起訴時の理由説明を求める申し立てもせずにいきなり検察審査会へ提訴したとのことでありますが、一体これは何を意味しておるのか。まして過去の事例で検察審査会に提訴してもほとんど受理されたことがないということを承知の上で行った事情の裏に何があるのか。自然を守る会、北条氏同様その汚名、ぬれぎぬから逃避するための、責任回避するための隠れみのにすぎないのか。あるいは来年に向かっての便法なのであるかどうか。その点についてお答えをいただきたい、２点目としてお伺いいたします。

３点目であります。高幡福祉センターの違法建築の問題についてお尋ねいたします。長い間高幡不動尊境内にありました高幡福祉センター用地が用地の返還に伴い高幡橋下流市営住宅に隣接した高幡保育園新設に伴う仮園舎を本館完成後この仮設プレハブを内装工事をして高幡福祉センター新館としたものでございます。

古賀議員が緊急質問等で詳細に論議しておりますので論議の重複は避けます。問題は古谷太郎議員も指摘しておりますように市長としての責任であります。不動尊境内の本建築ならばいざ知らずプレハブの保育園の仮園舎をつくったお粗末なこの建築物をりっぱなお題目だけの老人憲章なるものだけを制定しておいて違反建築、それも建ぺい率とか高度制限とか物置の付属的なものならば環境目安ということでそれも許されることではないわけでありますが、まだ理解できます。それが最も危険な構造欠陥のごとき違反建築でありますので到底容認の許容できるものではないわけであります。完成されても冷房機も整っていない。老人憲章が泣くという

ものであります。その違反建築費1,６００万円、取り壊し費２００万円、計1,８００万円の不当支出に広報の下段に小さく謝罪文を掲載したのみであります。　減俸すらしておりません。聞いてください。武蔵村山の市長荒田重之さんは市民会館建設が事前着工が主なもので建築、違法建築は一部建物の横に物置、倉庫が違反建築であると革新系議員の一般質問が提出され一般質問を前に６月定例議会までにその責任をとって辞職する旨内約し、一般質問も行わず荒田重之前武蔵村山市長はその責任をとって去っていったのであります。いかがでしょうか。我が日野市の革新市政と比較して一体だれがだらしがないのか。議会がだらしがないのか、当の本人がだらしがないのか。少なくともこの違法建築分の違法支出は責任を持って遺跡調査会使途不明金と合わせ弁済することを私は申し上げます。この点についてお聞きしたいと思います。

４点目であります。三中の新設校であります。先ほど原稿がまだ一部できてなかったために来庁がちょっとおくれてその間に石坂議員もこの点について触れておったようでございますが、重複しましたらお許しいただきたいと思います。

三中の新設校について市長は、私を信用してください、私に任せてください、必ずつくります。過密校三中の父母の大勢が市長への面談、議会への傍聴、また請願書の審議で委員会の傍聴がまるできのうのように目に映るわけであります。しかし、結果はできませんでした。三中、三沢中への一部学区変更で小手先戦法でお茶を濁してまいりました。二つ目の過密校を誕生させたわけであります。最後は日野市議会で挙げて用地取得に全力を尽くしたのでありますが、その目的を達成することができなかったわけであります。まことに残念至極であります。東久留米の吉田三郎革新系市長は中学校用地取得の実現ができなかったといってその責任から市長を辞職したのであります。日野市民は、議会は一体おとなし過ぎるのかどうか、これも先ほどの問題と絡めて市長の人間性のものであるのかどうか、私はこの責任についてやはり市長に追求するものであります。

次に給与制度というよりもむしろ通し号俸制度について５点目としてお尋ねしたいと思います。

森田革新市政の中で最も悪かった施策はこの給与制度だと思います。いわゆる年功序列型賃金制度、この制度がある限り職場内の活性化はもちろんのこと行財政改革もできないと指摘しておきます。いわゆる昭和４０年代の高度成長時代民間企業の賃金ベースが公務員、地方公務

員も含めて賃金を上回った時代、各地方自治体も税収の伸びが予想を超えて使っても使い切れない時代と相まって官民格差の是正を図る、あるいは調整するという意味合いから職員をふやし、給与体系の見直しを行ったものであると想定いたします。職員数を増員して市民サービスを向上させることにおいてはある意味において理解できるのでありますが、この通し号俸制度がある限りせっかく職員増を図ってもその期待するところのサービス向上は図れないものと思うのであります。だれでも一生懸命働いて勉強してより高い地位、より高い職責を目指して給与を余計取って生活の向上を図りたい――人間の自然の原理であります。怠けていても一生懸命働いていても同一給であるならば自然と人間は低い方に見習うものであります。なぜなら楽だからであります。あえて責任部署について重責を負わされて苦労をするより、苦労をしないで高い給与が得られるならば、だれでも当然の帰結だろうと思います。校長より高いボーナスを見て校長が頭にくるのは当たり前のことであります。

ですから、この制度がある限り職場の活性化を、ひいては市民の向上も、市民のサービスの向上も図れないことは自明の理でございます。したがって行財政改革も図れないことも必然的であります。それをあたかも理事者はいつも高い退職金の改善であるとか、あるいは行財政の改善を図らなければなりませんなどと言っておりますけれども、この制度を撤廃して、撤廃しなくて何が市民サービスの向上を図ることができるのか、職場の活性化を図ることができるのかと思うのです。私をもって言わせれば、この制度は怠け者育成制度と決めつけてはばかりません。

私自身の心情は現在の給与、市職員のであります。決して心情的に高いとは思っておりません。私ならばあるいはもっと高い給与を払えるかもしれません。日野市の財源豊かなこの財政事情から判断すれば決して困難なことではないものと思います。だがしかし、この悪制度の存する限り、撤廃を図らない限り当然それは無理であります。社会主義国と自由主義国がなぜこれほどまでに経済の格差が生じてしまったのか、同じような制度を導入していたからではございませんか。中国においてもソビエトにおいてもあのコルホーズに一定生産水準を設け、それ以上生産性を上げた農民には一定割合で還元制度を導入してから大分生産性の向上を図ることができるようになったと新聞紙上でも見ましたけれども、この制度の導入がおくれているソビエトでは不作が歴年の状態であることは御承知のとおりであります。

人に欲望という心がある限り向上心につながり、競争心があって発展、進歩があるものと思

うのであります。民間企業をごらんいただきたいと思います。オイルショック以後企業体質の軽減を図り人員を削減し昭和４８年時のあのオイルショック時期から長い冬の期間を越えて見事にその体質を改善し、いままた世界に冠として羽ばたいておるのではありませんか。

再三申し上げる諸悪の根源通し号俸制度の撤廃と改善を図り、法にのっとり職務給、能率給、そして信賞必罰制度の導入を一日も早く導入しなければならないと思うのでありますが、職員組合となれ合いの現市長にその改善が一体図れるものなのかどうか、その所信のほどをお聞きしたいと思います。

６点目であります。自然を守る会会長の北条　忠さんについてお尋ねしたいと思います。いわゆる世間一般で言う市長の盟友北条　忠氏、日野市の自然を守る会会長、ナショナルトラスト運動の旗手、日野市都市計画審議会委員２期、緑化推進委員２期、豊田南口再開発事業の強力な推進論者の１人でもありました。ちまたの悪評をよそに最近市民になられた方々は以上の肩書きと弁舌さわやかな行動力に魅せられて多くの方々が北条氏の周辺に集まりました。都立南平建設用地の造成計画に反対の陳情も出されました。５８年１０月６日には日野市長に関する監査請求も出されました。森田市長はさぞ困られたことでありましょう。

私の推察ではこの二方の何らかの約束事が不履行のために不満の結果、その挙に出たとしか思えないのであります。そして、ナショナルトラスト運動の会に日野市として出資金1,０００万円を出すことが内約されるやその矛は見事におさまったではありませんか。その直後、御存じのように昭島の平田建設株式会社前代表取締役平田幸男さんから３億円の詐欺行為とさらに５８年の１１月２７日の新聞紙上によれば大手建設会社の子会社、これが間管財と私は推定いたします ――より６億数千万円の詐欺事件もあったと掲載されておったわけであります。この北条氏逮捕事件は多くの市民に大変ショックを与えました。特に自然を守る会のメンバーに与えたショックははかり知れないものと思ったのであります。市長の責任の一端と信用の失墜はぬぐい得ないものがあると思います。大手建設会社の子会社６億数千万円の詐欺事件とは当然先ほど申し上げました、古谷太郎議員も指摘されておりましたように清水谷公園に隣接する斜面山林地多摩平二丁目緑地７２７.７０平米、所有者間管財株式会社だと思うのであります。

これでは南平都立高校建設用地を買収したいわゆる新日本エンタープライズ会社社長国井洪との取り引きと何ら変わりがないわけであります。片や殺人罪容疑で逮捕する、片や詐欺罪で逮捕。市民の貴重な税金をこんな社会の裏街道を歩むような人間と公の機関が堂々と取り引

きしてる。果たしてこんなことが許されるものでありましょうか。

このようなときに森田市長は去る１１月の２４日、市民ぐるみで緑を守ろうと市民緑化会議を発足させました。今後、この会議を推進発展させていくということでありますが、これらは明らかに来年に向かっての北条　忠事件の、事件後、市民の目先をかわすごまかし行為と言わざるを得ないのであります。だれが後であやをかけているか知りませんけれども、心憎い演出と言わざるを得ないのであります。この点について率直なる見解をお聞きしたいと思います。

次に日野市の長期ビジョン構想と現状ということについてお尋ねいたします。第２次日野市基本構想、５７年度作成されたわけであります。日野市緑のマスタープラン、これは５６年、報告書として策定いたしました。これであります。それから浅川利用計画書は昭和５５年度作成であります。下水道計画に基づく浅川終末処理場の事業認可等々次から次とプラン、構想計画が発表されました。どれもりっぱな構想、プランであります。幾ら立派な構想であっても実施に移されなければ何の意味もありません。絵にかいたもち同様であります。

まず第１の第２次日野市基本構想は昭和４５年、古谷　栄市長当時策定したものが１０年間の期限が切れて２年の空白後、昭和５７年第２次案として作成したものでありますが、そもそもこの策定を義務づけていることは何を意味しているかでございます。戦後、各地方自治体がやれ革新だの、保守だのと揺れ動く実情にたとえ市長がかわってもこれだけは絶対に変わらない、いわゆる人間が生活をしていく上に欠かすことのできない大切な事業がこの構想のねらいであります。いわゆる継ぎはぎ行政、ばらまき行政を戒めるたとえにだれが市長に選ばれても最低この基本だけは実施に移さなければならないという法律に基づく計画書だと思うのであります。法によって義務づけられているわけであります。

だのに第１次基本計画が作成され、昭和４８年、森田革新市長が誕生して今日まで１２年間この構想に基づく長期計画書、中期計画書、実施計画書なるものを一度も見たことがないのであります。浅川流域下水道計画に基づく終末処理場事業認可も議会において地権者の同意は得られているのか、周辺住民の理解はされておるのかどうか再三にわたって質疑が委員会等でも交わされてまいりました。理事者は、その地主さんとも個々に折衝して大体理解は得られた、地域の方々も周辺の環境整備を図ることによ　ておおむねの了解は得られておりますとはっきりと答弁されております。それから４年経過した今日、いかがでしょうか。どれほどの進歩、発展を見ることができたでしょうか。まだ測量すらできてない実態ではございませんか。土地

買収どころではありません。これは一体何が起因しているのでしょうか。森田革新市政３選に向けて早く事業認可を取りつけていかにも数年後には終末処理場の工事が着工され近い将来にはようやく我々のところにも下水道が入ってくるわいと市民の目をはぐらかす意図と思わずにはいられないのであります。確かにもうバトンは東京都に渡っております。できるもできないも責任は日野市の責任ではありません。日野市のいわゆる市長選挙にかこつけて時期尚早と議会の指摘にもかかわらず、事業認可をあせって取りつけられた東京都こそいい面の皮であると思うのであります。今東京都は大変困っております。こんなはずではなかったとぼやいているそうであります。一体この責任は市長、どう思っておられるのかお聞きしたいと思います。

次に日野市の緑のマスタープランについて少しお聞きしたいと思います。昭和５７年の３月、日野市の緑のマスタープラン報告書を私どもはいただきました。大変立派な報告書であります。この冒頭に初めにという表題で、多摩丘陵には緑豊かな自然がまだ日野市にはいっぱいたくさん残されておる。また、浅川、多摩川という川の流れ、自然に恵まれている中で人口急増を図る人口急増の地域なので、また交通量が増大する中でこの町の将来というものを緑と清流というものを確保するためにつくられた報告書だろうと思うんです。その一部に本計画は都市生活環境の維持及び向上を前提とし都市の健全な発展に秩序と弾力性を付与するように緑地の保全、事業創設の計画を通して日野市の将来的な緑地のあるべき姿を実現のプロセスもあわせて示したものであります。本計画は昭和５４年度に原案を作成し関係各機関と調整を重ね５６年に報告書としてまとめたものであります。このように冒頭に初めとして書かれてあります。当然このようにすばらしいマスタープランの報告書が昭和５６年度に作成されておるならば３年を経緯した今日、当然この報告書に基づいた中期計画、あるいは短期計画の実施計画がされてるものと思いまして私は先般担当課にお伺いしたところ、まだ何ら長短計画も実施計画もつくられていないとのことでございます。むしろ南平都立高校用地が開発されたために計画変更をしなければならないということであります。一体この計画案はどうするつもりなのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

さらに先ほど申し上げた浅川利用計画書についてもお尋ねしたいと思います。浅川親水公園計画書として立派なこの報告書を５５年３月でございます、ちょうだいしたわけでありますが、この中に絵画が入っておりまして釣り堀があったり、つり橋があったり散策路があったり水遊び、サイクリングロード――大変夢のある計画書でございます。

９月の第３回定例議会の一般質問において私も日野市にもサイクリングロード、ジョギングロードを早期につくれという表題で一般質問をさせていただいたんですが、私が早朝行うサイクリングに日野市の行政区のみが河川の堤防が砂利道でクッションが悪く自転車ででこぼこ道では腰が痛くて快適なサイクリングができない、早急に浅川の堤防を舗装すべきではないか、こう申し上げたところが今年度から３ケ年計画でこの舗装を実施されるそうですけれども、この質疑の中で冒頭申し上げた釣り堀、水遊び場、つり橋等市が例年実施している駒形公園の渡し船付近につり橋がかかっている絵図がありましたので議会でも再三大水が出れば流される、渡し場より早く浅川利用計画書に基づいたつり橋をつくられたらいかがですかと質問先般したところが構造物建造はなかなか建設省が許可をしないのでつくれないのですとの答弁が得られたわけであります。前回の一般質問はサイクリングロード建設が主なる質問であったのでそれ以上の追及はいたしませんでしたが、専門家に依頼して高いお金を払って立派なこのような計画書をつくっておいて今さら構造物が建設省が許可をしてくれないからできないとの答弁は納得ができないのであります。河川敷内に構造物、建築物ができないぐらいは素人の私どもにもわかっております。それが、この浅川利用計画書は専門家に依頼し、先ほど申し上げましたように高いお金を払って作成したものであります。当然専門家であるこの作成者の方々は御承知済みのはずであると思うのです。では、この浅川利用計画書なるものは幻の計画書とでもいうのでしょうか。あなたの前回の選挙にはこの利用計画書の絵図がまるであすにも実現できるかのように利用され市民も喜んだことでありましょう。私は不思議に思って担当課に行って長期計画、中期計画、短期計画、実施計画を見せてくれと、これも先日お伺いしたところ中も長も短ももちろん実施計画書も何もないということであります。また同じような絵図をかいて来年市民を欺くのでありましょうか。その点についてもひとつお伺いしたいと思います。

次には市民会館と国庫補助金といった点からお聞きしたいと思います。市民会館建設に伴う防衛庁の補助金を、聞くところによればせっかく申請しておきながら断ったと聞いております。一体これは事実なのであるかどうか。総工費、付帯施設を入れて２８億8,２００万円。逆算すれば少なく見積もっても３億や４億の補助金が来るのは当然であります。いかに財政豊かな日野市といえども国でくれるというものはたとえ１年ぐらい建設がおくれても待つべきではなかったかと思うのであります。なぜそんなに建設完工を急ぐのか、なぜ断らなくてはならなかっ

たのかをお聞かせいただきたいと思います。

ある課で防衛施設庁に出向いて防音工事の補助金申請をお伺いしたところ、今度は途中でお断りにくるようなことはないでしょうねと念を押されたそうであります。担当課長はあわてて、そんなことは絶対ありませんと平身低頭で謝ってまいったということでありました。３億円と一口に申しますけれども、市長は余りにも財政豊かな恵まれた日野市になれて金銭感覚が麻痺しているのではないかと思うのです。市民の税金を３億円むだに使ったわけでありまして、この責任は問われなければなりません。

市長のこの件の所感をお伺いいたしますと同時に終末処理場事業認可の尚早取りつけ、あるいは緑のマスタープラン、浅川利用計画書と同様に来年４月に向かっての対策のためであったのかもどうか、もしお聞かせいただければその点についての御答弁もいただきたい、かように思います。

質問は以上であります。御答弁をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　森田革新市政１２年間の功罪ということで、いろいろ批判、あるいは御意見を伺ったような気がいたします。

そもそも森田革新市政というふうな言い方は私はこういう感覚でいるわけではないわけでありまして、市政というものは市民とともに、また議会に一々お諮りをしながら推進しているわけでありますから、責任者としての立場はもちろんでありますが、何か独断専行を欲しいままにしているという見方には全く違うということを申し上げておきたいと思います。

それから、多くのことを問われましたので、個人の御意見だろうと思うんですが、一定の質問者の立場からつくられた発想、構想、そういうことの成り立ちだと思うんでありますけど、随分違うものだなということもつくづく味わってお伺いいたしました。

一つ一つについてはもうすでに私の答えはもうほとんど尽きておるというふうに思っております。

私の一番気にしておりますのは遺跡調査会の問題につきましては確かに組織上の欠陥、あるいは制度上の欠点というそういうことを感じます場合に責任者という立場から今までも申し上げておりますとおり道義責任を十分感じております。このことについてはその責任のとり方について考えなければなりませんということは申し上げております。

その他のことで何かこう計画のみつくって事業が進んでないというふうにおっしゃりたいようでありますけど、私は計画から事業へとそれぞれの手順を経ながら進んでおる、このようにみずから感じておるところでございます。確かに日野市といういろいろないい条件の中の仕事をさしていただく責任者の立場として責任は感じつつ、なお、この仕事に対します情熱をみずからも感ずるものもございますし、また多くの方々の、いわゆる自分たちの町づくり、自治のことについて高い認識を持っておられ、そういうことで町は一年一年ある面では建設へ、ある面では発展へ、いろいろな形で変化をして成長してまいっておるところでございます。そういう、ひとつ認識にみずからおりまして、その功、罪、その功を功とする気持ちもございませんが、今言われる罪という言葉で取り上げられることは私の意思には沿わないものであります。

給与制度のことにつきましては、先ほど石坂議員の御質問に対しまして時代によって給与の評価の仕方が分かれる、そういう認識に立って是正、改正の方向を進めつつあるというふうにお答えをいたしました。

北条　忠氏との関係で何か密約があったり、その代償として、土地を買ったと言われる言い方は、全く事実に符合しないものでありまして、債務の処分として業界に放出された状態を、つまり緑地を守る立場から放置できないという判断によって取得したものでありまして、何かこう私がすべての言われるような悪いたくらみを巧みに実施していると言われるようなことは全く当たらないと思っております。私もそれほど能力もありませんし、悪いたくらみで人をだましながらやるなんていうことは才能として持ち合わせていないということを申し上げておきたいと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

長期ビジョン、つまり第２次基本構想につきましてはそれに伴って３年間の公共事業実施計画をローリングしながら実施していることは御承知のとおりであります。

それから、浅川計画というのは、これは日野市内に浅川が西から東に流れている、こういう自然環境といい、また地理的条件といい日野市の大きい特色であります。また古い、古くからの農耕文化、市民生活、地元の発展というのは、それによって培われてきたものでありますから、都市河川は都市河川として市民共有のオープンスペースとして最大限活用したい。これは日野市が持っています条件を市民本位に位置づけよう、事業化しようということでありますから年限もかかりますし、いたしますけど、その方針に着々と進んでおるということは広い意味

でひとつ御理解をいただいておきたいと思っております。

浅川処理場のことで流域処理場のことで停滞しているようにおっしゃってますけど、日野市に下水道事業、つまり流域、日野市に下水道事業計画をまず調査会から始めまして、定めましたのはたしか５３年だと思っております。流域下水道方式、雨水管と汚水管を分ける分流方式、そうして処理場は３次処理方式という最高の浄化の可能なそういう手段で事業計画は成り立つわけでありますが、今設定いたしております多摩川、浅川合流点地区の、いわゆる浅川処理場です。これはすでに都の事業として採用されて用地も先般、きのうですか、担当部長が申し上げておりますとおり、ことしすでに４ヘクタールの買収、これは地域の農家の方々の所有地でありますけど、その買収が今進みつつある。年内にはお金も支払われる、こんなふうにも聞いておりますし、周辺道路の、あるいは万願寺区画整理事業の排水幹線になりますその排水路、これは処理場と深いかかわりになるものですからこの地域も今回の買収に入りました。

３施設あります企業もこれも移転先がだんだんと固まりつつある。都も最大限の努力をしていただいておりますし、私どももそういう最大限のまた御協力をさせていただく、こういうことで進んでおるわけでありまして、都がぼやいているとか、市長はどう思っているかなんていうことは問われることすら全く認識不足ではないか、このように言わざるを得ません。

緑のマスタープランも同様でありまして、特に言われておりますつり橋が構造物だからすぐにはかかれないと言われた。事業というのはそういうものでありまして構想からマスタープランになりマスタープランが実施計画になっていく、こういう経過を経ながらものは実現していくわけでありますから、たちまち市長の任期に１期ぐらいは経過するということは、これは当り前なことでありまして、それが継がれ継がれてだんだんと達成されるものだ、このように御理解をいただいておきたいと思います。緑のマスタープランは、これは国の求めに応じて日野市が日野市としてつくったものでありますけど、日野市の全域の約３０％、いろんな形で緑を保っていこうということでありまして緑地を購入いたしましたり、それから南平の高校用地の場合も同様でありますが、あわせて防災対策を施し市民要望の高校を建て、しかも残地の緑を緑地として残していく、こういうふうに御理解をいただければ何一つ不当だとか何とか言われることはないんではないかと思っております。

市民会館とその国庫補助の関係におきましても国庫補助を得たいという考え方を持ちましていろいろと御指導もいただきました。しかし、いつ着工できるか、いつ完成するか、これらの

ことがちょっと当時の状況では目安が立ちませんので建設年次をみずから設定をし、そうして国の補助というのは文部省の関係ですが、文化庁の関係ですが、それらの、あるいは都の補助をいただくことによってそう大きく市民に損失をかけたといったことはあり得ないわけでありまして、いろいろ批判をいただきながら誤りなく仕事を進めていくことになるわけでありますので、批判は批判として十分傾聴いたしますけど、何か、こう罪だというふうな断定は私は何といいますかね、ちょっと言い過ぎではないかというふうに思っておりますので御理解をお願いしておきます。（「全くそのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　今、私８点ばかり質問しているんでまだ何ら回答いただいてないものが過半数、半分になっているわけです。ですから、さらに御回答いただくんですけれども、まず回答いただく前に一言だけ申し添えておきます。

今、下水道事業で徐々に買収は進んでるというようなことの中で東京都はぼやいておるということは認識不足だということを言われたんですが、実は東京都の職員から私これは直接言われておりますので、私の私見ではありませんから、とんでもないことですので、この点について議長、どうなんですか、私は東京都の職員から聞いてるから言っているんで私の私見で言ってるんじゃないんだよ、市長が今、認識不足もはなはだしいから何だという、東京都の職員から聞いてるんですよ、私は……。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仕事をする際にはいろいろな困難が伴いますので多少愚痴の出ることもあるかもしれませんし、しかし、愚痴を言って物事が前に進むわけではありませんから私どもは愚痴は言わない、人を信用し仕事に情熱を打ち込み、愚痴は言わないというつもりで伺っておりますので、そのぼやいているという言い方は私は多分愚痴ではないか、このように思います。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　それから先ほど功罪についての罪という意味合いをちょっと取り違えてると思うんですが、罪ということは私は市長に対して罪という意味合いじゃなくて市民に対してそれが実行できなかったときのいわゆる心の罪滅ぼしという意味合いでございますから決して――そうなんです、市民に対してやっぱしいっぱい仕事ができることは功であり

ますし、できなかったことは罪なんです。そういう意味合いの功罪ですから誤解しないように。市長のその罪とか何かということでちょっと取り違えているようなことがあるんで、それともう一つ、北条氏との何かなれ合いとか、そういうことで言っているんじゃないということもひとつちょっと訂正しておきますから、それで、さらに先ほどの回答がまだできていないんで回答いただきたい。

たとえば、いいですか、都立高校用地の取得経緯の問題点と東京都の買い入れ価格がこの金額にならなかったときの責任の問題であるとか、国井　洪が逮捕された以後の日野市市長の考えはどうだったのかということについては何にも答えてない、もう１点目から……。

○議長（高橋通夫君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　一々何ですね、お答えをすればいいかもしれませんが、もうすでにこれまで言い尽くしたことだと思っておりますので省略をしておるわけであります。（「細かい質問できないよ」と呼ぶ者あり）じゃあ部分的に質問していただければそれに対する回答は可能だと思いますけど、何か総括的に要するに功か罪かというようなことを言われたんで一々お答えは大変しにくい、こういうふうに思っております。（「はい、じゃあ了解しました、市長よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　一遍に質問で答えられなかったということでありますのでこれから各論に入った時間の許す限りの範囲内で質問させていただきたい、こう思います。

先ほど私冒頭に申し上げましたように東京都の南平高校用地が買収価格というものが果たして日野市で買収した１７億、あるいは造成費、その３年間の金利というものを合計するとこうなるんだ、２７億9,０００万でしたか、約２８億ぐらいだろう。もし、それに見合ったものが東京都から仮に提示されなかったときの対処というんでしょうか、そういったものは一体どうなのかということを１点ずつお聞きしてみますが、それについてまずお答えいただきたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　目下造成中の日野市開発公社が、造成を受け持ってやってるわけでありますが東京都の御当局と常に連絡を保ちながら将来の設計に合わせて行っているわけであります。したがいまして価格のことは、これから譲渡価格のことはこれから話題になるわけでありますが、今、都の財務当局のいろいろな調査をいただいております。お互いに大き

い事業に取り組む行政体同士でありますから全く関係は信頼ということで成り立つわけでありまして、業者間の取り引きというようなことではあり得ないわけであります。したがいまして適正価格によって引き取っていただける、このように全く信頼をいたしております。

それから、６.５ヘクタールプラスその後買い足した土地もありますので、都には約４万5,000平米ということでありますから半分より少し多い程度が都に高校用地として、あるいは緑地、高校に付随する緑地用地としてお譲りすることになります。

南平台団地の西に当たります渓谷地の部分、この部分は日野市に残りますので緑地としてしかるべき防災措置もいたしながら貴重な財産として緑政策に充てていくべきものだ、このように思っております。

ですから責任云々ということを問われることは私は今感じておりませんし、正当な信頼関係の、全く自治体同士の取り引きということで都議会でもすでに議案が通っているんじゃないかと思っておりますけど、そういう考え方でございます。したがいまして投資という観点からいえば投じている金の元利、あるいは造成費、その他については当然設定をされる、査定価格の中に十分おさまっていく、このように思っております。伴いまして進入路、あるいは排水、これらは市の事業として行うものでありますから、この部分について都に特に請求はすることではないと思っておりますし、また、それらの仕事を都立高校の早期開設のために日野市が努力をしたということに対する評価なり、その信頼は十分満たしていただけるものだ、このように思っております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　余り同じことを何回も言ってもあれですから私のさっき質問の範囲のことについて一部答弁漏れがありますので一つ一つやっていくとあれですから、主なところだけやっていきたいと思うんですが、国井　洪氏逮捕後の感じはどうだといったところがもうこの件について言い古したということなんですけれども、これは全くこの議会で初めて出てきてる件で、それまでは私どもは全く知らなかったことだったわけですね。そのことを言い尽くしたと言うんですけれども、国井　洪氏が殺人容疑で逮捕されたというのは新聞に出たのも１０月半ばだったと記憶している、議会が終わってからなんです、九月の。そういう、たとえば私が言おうとしているのは国井　洪逮捕も結構なんですが、北条さんがやはり同じような詐欺罪で逮捕されておる、それで間管財の用地を買っている、それで鈴木独歩の土地をわざ

わざ日本エンタープライズの国井　洪さんから買っている。どちらも警察に片方は殺人容疑、片方は詐欺容疑で逮捕されてるというような、いわゆるそういう業者、そういう人とおつき合いをするような、いわゆる最も民間企業でも許されない、さらにもっと厳しい要求をされる地方自治体の市長がこういった高潔でなければならない方が、こういう、私に言わせればインチキの方々とこう多額の取り引きをする行政姿勢を私はお伺いしているんです。それがあたかも疑いがあるがごとく――疑いがあるとか、ないとかの問題じゃない、行政姿勢、市長が清潔であるんならば、なぜこんな人と取り引きをしなければならないんですか。もっときちっとした業者と取り引きをすればよろしいじゃないですか。何もあそこだけが都立高校の用地じゃありませんし……。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平の用地を持っていた鈴木独歩、あるいは取り引きということになりました新日本エンタープライズの国井という人、この人たちと北条　忠氏との例はこれは別個に見ていただきたいと思います。

そして、私は南平の独歩さんが所有していた土地を何とかして取り上げなきゃならない。それで、独歩さんと会ったのは２回か３回程度でありますけど、随分債権、債務が多かったようでありますから、私どもの最初の交渉というのは市に寄付をいたしませんかということから始めました。その後、寄付をすると本人も言ったんですが、寄付をした場合でもやはり債務が伴ってまいりますし、債務を処理するとそれがまた所得になって課税される。ますます、つまり何ですが、債務から逃れられないということでありまして、そういう状況であるならば、もうあきらめる以外にないから打ち切りましょうというふうに申した、申しておりました。その直後別のその国井という人は私は１度もあったことがないんですが、日野市に、開発公社に参りまして独歩と交渉をした価格で納めるならば全くそしてまた無傷の状態で納めるならば引き取ってもらえるというお話だったわけでありますから、それは当然でありましょうということから始まった、こういうことでありまして初めから鈴木独歩さんのことはかなり知ってましたけど、国井という人、あるいはエンタープライズという会社、これらのことを特に知識として持っていた、あるいは面識があったということじゃ全くありません。たまたま独歩と交渉していた当時の、つまり、これは正当に測量し、それから評価を定め、鑑定等によって評価を定め、それによって行っていた交渉がそのまま継続するということになれば私は日野市の市内の非常

に荒れた所、言うなれば日野市の恥部のような所を何とか区画をするという努力はしなきゃならない、そういうふうに思っておりました。

防災、つまり非常に荒れてますから緑地として保存するにしても防災措置をしなきゃなりませんし、防災工事と、それから緑化と、あわせて都立高校の造成によってそれらが構築物によってその処置ができれば大変見事な成果だ、このように思ってその後の取得交渉が進んだ、こういうことであります。

したがって、初めからそれらの人物の性格でありますとか、これを確かめた上でということではなかったんですけど、無傷になってですね、全く更地として納められたということでありますから、その間に私は特別忌まわしいこと等はあり得なかった、このように思っておるわけであります。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　市長の今答弁を聞いておりまして市長の答弁を信ずる以外にないわけですけれども、少なくとも市長、神聖なる都立高校を片やつくる用地の買収、その取り引きした社長が殺人容疑で逮捕された、片や緑と清流をうたい文句にする自然を守る会の会長、ナショナルトラストの会長北条氏も同じようにやはり最も清潔を求められるその役職の人が詐欺行為、それも単なる詐欺行為ではない、多額の詐欺行為で逮捕された。確かに今市長の言われたような経緯の中であったかもしれません。それは市長、信じます、信じますけれども、結果的には本来ならばアーチを掲げて都立高校の神聖なる都立高校の建設、一日も早い完成を、これは今も願っておりますけれども、やはりそういう汚された容疑のあるようなところの会社と取り引きしたということについて、市民感情として私は素直にそれを認めるということができないわけであります。

それはそれとして、それではもう３、４点目のたとえばこの点については市長、何ら回答いただいてないわけですけれども、高幡の福祉センター違法建築の点について本来ならばこれは進退伺いに値する問題だろうと思うんです。先ほど申した武蔵村山の荒田重之市長はいわゆる建築確認がおりる前に事前着工だということが主たる違法の原因なんです。それで、違法建築というのは物置の一部分だけであります。それですら保守系の市長でございますけれども、辞職した。片や三中の新設校をうたい文句に必ずつくりますと断言しておきながら三沢中学に学区変更して二つの過密校をつくりながら平然としていられる市長も幸せなんですが、東久留米

市長の吉田三郎氏のように責任をとって辞職しておる。余りにも相反する、対照的なんで私は市長がいま少しこの点に関して責任を感ずる答弁をいただけるものと思って質問したわけであります。それが私の再質問までこの点については何ら触れずじまいであります。

この点についてやめられた東久留米市長の吉田三郎氏、また、東村山の荒田重之市長両市長のこういった責任をとってやめられた市長に対して市長はどうお考えになっているんでしょうか。少なくともこういう責任感の重い市長に私は何も市長、やめろと言っているわけじゃありませんよ。けれども、こういう例があったんだ、同じような問題で。その所感を聞きたいんだということをはっきり申し上げているんですから市長ははっきり所感を言うべきではなかろうか、こう思うんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問われればそれはお答えをしなければなりませんけど、所感というものはやっぱり個人で持つべきものでありまして、それを洗いざらい言わなきゃならんということもないんではないかと思っております。そして、東久留米の例、あるいは武蔵村山の例、日野市とは別に関係がそうあるというふうに私は思っておりませんし、その事情その事情があるはずであります。私はそれほどそのことで不当なことをしたとか追い詰められるだとかというふうには思っておりません。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　市長の行政姿勢がこれでよくわかりました。これではやはり3中もできなかったのも無理はない、こう私は思います。

それとですね、私もかなりはっきり先ほど質問いたしましたが、通し号俸制度の件についても時代とともにこういったものは改正していくんだというその一言だけだったんですね。時代とともに改正していくんだ。しかし、時代とともに改正したあの当時、いわゆる官民格差の賃金ベースの差額が出たときに通し号俸制を導入した自治体もありますし、官民格差の是正を図ってもなおかつ通し号俸制を導入しなかった自治体もある。日野市の場合には通し号俸制を市長が就任するやいなや何か過去の議事録、あるいは過去の経験された議員等に聞くと、これを通すときに大変議会がもめたということもお聞きしております。その悪政が、悪法が今もまかり通っているわけですから、この際、この地方自治体に行財政改革を強く迫られておるときにその諸悪の根源である通し号俸制に取り組む真剣な姿勢の答弁がなかったんです。真剣なる姿

勢の答弁がなかったんです。真剣なる姿勢の答弁をいただきたい、かように思うんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　答弁はさきに石坂議員にもお答えをいたしました。（「私はいなかったんです」「それはあんたが悪い」「答えたよ」と呼ぶ者あり）　それから先ほど（「質問者が違うんだよ、何言ってんだよ」と呼ぶ者あり）　取り組んでおりますということを申し上げました。それで御理解をいただき、経過を見ていただきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　せっかく一生懸命一般質問をしようとして、これは私、市民の代表として議員というのは、出て言ってるんで市川資信個人が市長に聞いてると思ったら市長、大間違いですよ。

このような通し号俸制の悪法がまかり通ってる、これを再三各議員が追及している件に関してこういうあいまいな答弁になるような、ならないようなことをしゃべっているような市の市長の行政姿勢に対して私は不満を言ってるんですよ。

それではもう一遍、市民会館建設に伴う国庫補助金を断った理由というものをやはり先ほどはっきりお聞かせしてもらえなかったんです。どういうことでお断りになったのか、防衛庁の補助金であります。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事業を行います際には年次計画というものをやっぱり具体的に持たなきゃならないわけでありますから、その際に間に合うか、間に合わないかというようなことは大きな要素である、このように御理解をいただきたいと思います。（「何に間に合うの」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　今、私の質問に対して市長の答弁に私がお聞きしたいというようなことをやじというんでしょうか、言われてたんで、問に合うか、問に合わないかということなんですね、本当に。私は冒頭、先ほど3億か4億になろうとする補助金であるんだから、たとえ建設が1年延びてもいいではないか、それをもらった上で建設すべきではないかということを質問しているわけです——に関して市長と見解違うんです。早く間に合うか、間に合わないかの問題。何が間に合うか、間に合わないかなのか、それを具体的にお答えいただきたいと思

います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長選に私はある程度の公約を行っております。市民会館は次の任期でつくるということを申し上げております。したがいまして、その任期内になるべく間に合うようにということを年次計画として設定するのは当然ではないかと思っております。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　ようやく市長の気持ちがわかりました。なるほど市長選に向かって早く完成させなければ、公約だから。なるほどそれは市長の見事なものですね。ならばその貴重な市から持ち出す３億、４億という肩がわりする市税をむだに使ってもそれは一向に差し支えないということに成りかわるわけですけれども、そういった財政豊かな日野市の中にあってはぬるま湯につかって行政を行える市長の考え方はそうならざるを得ないのか、まことにもって市民をもって嘆かわしい、悲しい私は今の答弁だろうと言わざるを得ないんであります。結構です。

私は今回の一般質問で冒頭申し上げましたように、森田革新市政の１２年間の流れというものを一つ一つ自分なりにひもといて質疑させていただいたわけであります。私は今、森田市長の答弁等踏まえて私なりに判断というか、感じたことを申し上げればやはり確固としたビジョンというものを持ってない、このことがあらゆる行政の面に災いをもたらしている、いわゆる一貫性がないんだというふうに思うわけであります。

先ほど申し上げましたように日野市の基本構想、緑のマスタープラン、浅川の利用計画その他いろいろと老人憲章でありますとか、これはお題目ですから、あるいは市民憲章であるとか、そういったものは別として構想を立案しながら先ほど市長は３年、４年でできるものではない、長い時間をかけてということですけれども、長期計画というものは、これは早くつくって、それを分析して中期計画、短期計画、実施計画ということにするのがこれは行政のいわゆる手順であり、また基本でもあるわけですから、もう物によっては５年も６年もたってるものもあるわけでありますから、ひとつ、こういった実施計画というものをぜひ早急につくっていただきたい。いわゆる目先行政に走らないでいただきたい。

現在でも日野市の庁舎の周辺には自動車が駐車場がなくて困っております。来年市民会館が完成されれば周辺の農地を一時貸りて急場をしのぐということでありますけれども、これらの

農地を借りるのも貸借期限は５年ということであります。いずれお返ししなければならない用地だと思うんです。きのうのいわゆる小笠原製作所のあの用地のいわゆる公園にしていただきたいという請願の件もそうでございますけれども、お金がないのならいざ知らず、なぜ、この駐車場を５年間というような短期契約でなくて恒久対策を立ててきちっとした駐車場の確保が図れないものだろうか。

緑と清流もまた同一であります。緑に関しては多少の補助金、あるいは苗木の配布等行っておりますけれども、清流に関しては全くの落第点だと言わざるを得ないんです。本年度の水路清流課の当初予算が７億９,０００万円、これは総務費も入ってであります。もう明らかなように下水道計画、終末処理場の進捗状況からも各自治会の用水堀の汚染等からも緑と清流といううたい文句、少なくとも清流は今後削っていただけないかどうか。あなたが市長に就任されたばかりならば努力目標であるとか今後への期待等を込めて理解できるのでありますけれども、少なくとも１２年経緯しようとしている今日、幾らお人よしの私どもでもなかなかこれを容認、看過することはできないんであります。

この１２年間のことを一つ一つ挙げれば枚挙にいとまがありません。たとえば先ほど一貫性がないということの中で幼保一元の件もそうでした。ごみダストボックスの廃止の件もそうでした。どちらかといえば私は先ほどは市民の、あるいは議会の話を聞いていくと言っていながら私に言わせればイデオロギーが先走って政策実行面がこれに伴ってないということと優秀なブレーンがこの１２年間になかったことも政策実現に結びつかなかったことではないかと思うのであります。やはり、これもやはり森田喜美男自身の人間性の問題ではないか。

ある退職した部長がつくづく言っておりました。森田市長は猜疑心が強くて困ったものだ。もっと部長、課長を信頼していただきたい。信頼していただければもっと仕事もできるのにねということをしみじみと言っておりました。

ひとつ、これらについてですね、もう答弁は結構ですが、時間がありませんから結構なんですけれども、市民のために、１５万市民のためにひとつ心して政策に当たっていただきたいということを特段申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（高橋通夫君）　これをもって２の１．森田革新市政１２年間の功罪に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時３１分休憩

午後３時　４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の1.　２５億円にのぼる医療保険の不正請求問題に関連して、日野市における国民健康保険の医療費通知制度を再び問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（橋本文子君）　通告いたしました表題に沿って日野市における国民健康保険の医療費通告制度を再び質問をしながら国民健康保険が少しでも赤字が少なくなるように運営をしていただければと思います。

つい先ほどですけれども、去る１１月１０日の厚生省の発表によりますと、５８年度の保険医療機関等による悪質な架空請求、あるいは水増し請求が史上最悪であったという報告がなされています。ちなみに保険医療の請求に不正の疑いがあるとして５８年度中に厚生省や都道府県の監査を受けた医療機関は２９４カ所にも上っています。保険医としては３０９人もの医師が監査を受けたと報告されました。その結果、５１の保険医療機関が指定の取り消し処分を受けました。これは最悪の記録でございます。また４３人の保険医が登録の取り消しを受けています。こちらの方も過去最高の記録であったと新聞に書かれています。返還金の総額は実に25億４９０万という膨大な数字になっています。その上、悪質機関の中でもとりわけたちの悪い１９機関に対しましては不正金額に１割を上乗せされる加算金制度が今回初めて適用されたということです。その額は約1,４００万円で、このことからしても悪質な算術医が増加していることが裏づけられたと１１月１１日の毎日新聞では報道されています。

不正の中身について具体的に挙げてみますと、基準看護の制度を逆手にとった書類の毀造がまずは目につきました。つまり看護婦の数が一定基準を上回っていれば割り増し看護料が支払われる制度がありますが、これは５８年度の２月に制度化されたものですが、これを取得するために幽霊看護婦を書類上仕立て上げることによって不正に割り増し分を請求するというやり方でございます。この不正請求額が一番多かった医療機関として金沢市の大手町病院が挙げら

れています。３億6,０００万円の不正請求の捏造が発覚しています。石川県の厚生部と県警捜査二課の調べを受けて院長が辞任し、さらには不正受給による詐欺罪と８億4,０００万円の脱税のため取得税法違反で起訴され、現在、金沢地裁で公判中だということでございます。

また、もう一つの問題点といたしまして硫酸ポリミキシンＢという抗生物質の振りかえ請求が取り上げられました。多くの病院が大量に使用し不正請求を行ったとして一斉に監査の対象となったわけです。その結果、摘発されて返還させられた金額が約９億円にも上りました。朝日新聞によりますとこの硫酸ポリミキシンＢは寝たきり患者の膀胱炎などを治療するために広く使われる薬で保険診療に使えるのは注射用５０万単位の製品に限られています。しかし、大病院の多くはこの薬価基準に収載されていない別の製品を使いながら注射用５０万単位のものを使ったことにして不正に請求を行っていたそうでございます。そのほかにも全く何の治療も行っていない健全な歯に歯の歯科修復や欠損補塡の処置をしたように見せかけたもの、あるいは他の歯科医が治療したものまでさも自分のところで治療したように見せかけて2,２００万円以上の不正請求をしていた東京中央区の歯科医師の問題等目に余りあるものばかりです。

このように非常に悪質な医療機関や医者の生み出される背景として、厚生省では医療費が幾らかかったかを保険者が患者に知らせる医療費通知運動が行き渡り不正摘発のきっかけがふえたことを要因の一つとして見解を述べています。この厚生省の見解に従いますと、今、どの自治体でも同じことですが、国民健康保険に関しましては、この医療費通知制度がないわけで、これらの不正が行われていても全く摘発できないというのが、今の国保の実態ではないかと思うわけです。

そこで本日の質問に入りたいと思います。

その一つといたしまして医療機関が５８年度に行った不正請求額が２５億円という記録的な数字を示しましたこの要因の一つとして硫酸ポリミキシンの乱用が厚生省の調べで明らかになりました。しかも、薬価基準にも収載されていない保険診療対象外の薬を使っているにもかかわりませず、そのレセプトの上では注射用５０万単位を使ったように見せかけ不正な請求をしていた実態があります。この問題に関して日野市の国保の実態を調べたことがあるのかどうか、この点を１点お伺いをしたいと思います。

それから、２点目といたしまして幽霊看護婦の水増しやレセプトの捏造等の不正行為に対して摘発の効果が上がったのは医療費通知運動が行き渡ったからだとする厚生省の見解がござい

ます。この見解につきまして市民部長のお考えを聞かせていただきたいと思います。この件につきましては市長からもお考えを聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、また一方では１１月の２４日の厚生省の発表によりますと、中小企業の従業員とその家族を対象とする政府管掌健康保険の医療費の使われ方について調べた結果が載っています。５８年５月の診療分についてでございますが、朝日新聞では薬、検査づけとまらずと大見出しに書かれ、毎日新聞には薬づけ診療へ逆戻りと同様に大見出しでショッキングな表現が使われています。これは全国の約6,５００カ所の保険医療機関から無作為に抽出いたしました医科約１１万2,８００件、歯科約9,２００件のレセプトから医療費の内容を分析したものでございます。その結果、１件当たりの医療費が１万6,２１８円ということで前年度よりも9.７％、約１割近い増加となっております。また、診療行為別に見てみますと投薬につきましては昨年より１2.5％、検査料が１６.1％、注射の場合は１１.４％とそれぞれ増加をしているのが実態でございます。一方、医療費の構成割合でございますが、入院費、診療費の比率がともにダウンする中で投薬、検査、注射の分野で逆にパーセンテージの増加が見られます。つまり医療費のうち投薬等による薬剤の占める比率が実に３５.１％という実態なのでございます。これでは薬づけとまらずと新聞に書かれても無理のない話ではないでしょうか。

そこで三つ目の質問としてお伺いをするわけですが、日野市の国民健康保険における医療費を診療行為別に分けてその中で薬剤費の占める割合はどのぐらいあるのかということが知りたいと思います。

医療の内訳と申しますのは診察、検査、注射、投薬、入院と大まかに分けて五つの段階に分けることができますが、この中で特に注射、投薬を合わせた薬剤比率が知りたいと思います。

たとえば、この新聞に発表されておりますように５８年度５月の同じ時点においての診療分についてお伺いをできればいいと思うわけですが、日野市の場合、あるいは国民健康保険の場合、それが実際に行われたことがあるのかどうか、また、そういうことがやる気があるのかどうか、あるいはもうすでにやっているのかというところから伺わなければならないかと思っております。

また、医療の１件当たりの医療費が幾らぐらいかかっているのが本当は知りたいところでございますが、その辺ももしわかればお知らせいただきたいと思います。前述の政府管掌健保の

場合の調べではその額が１万6,２１８円ということで前年度よりも9.７％の増が見られたということですから、いろいろと疑問が出てくるわけです。

今まで申し述べました三つの点についてまずはお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋通夫君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

まず第１点目の硫酸ポリキシンの件でございますが、日野市で調査したことがあるかどうかという御質問でございます。日野市で特に調査したわけではございませんけれども、都の検査によって該当が発見されましたので通知をいただいて調査いたしました。

その結果、件数といたしまして１４件、これは市民の２人の方でございますけれども、５５年の７月から５６年の１２月まで約１年半の間ですけれども、１４件で金額として１４０万円でございます。医療機関は大学病院となっております。これはすでに過誤納、過誤調整ということで相殺は済んでおります。一応硫酸ポリミキシンの件については以上でございます。

それから、レセプト通知について厚生省の見解についてということでございますけれども、大変むずかしい御質問でございます。まだよくわかりませんけれども、私の考えといたしましてはレセプト通知、医療費通知でございますけれども、保険、被保険者に対しまして健康というものを認識してもらうというためにこのレセプト通知があるというふうに理解しております。

それで、いままでの経過を申し上げますと、この医療費通知につきましては、東京都の指導によりまして、昭和５６年度から全保険者に実施しております。その内容につきましては年１回、１カ月のレセプト約５分の１を通知しております。すでに３年を経過しております。５９年度は１カ月のレセプトの約半分、２分の１に件数をふやして実施する予定でございます。

このレセプト通知の今後の実施についての件でございますが、今後東京都の実施、指導をもとに今後も国保事業の中で医師の増加などを考えていきたいと思っております。

それから、３点目のレセプトの、いわゆる医療費の分析をしたことがあるかということでございますけれども、現在のところ実施しておりません。御期待に沿いませんけれども、まだ内容的にそこまで分析はしておりません。国保の連合会の方から一応審査を受けたものと信用しておりますので、特に内容については検討はしておりません。ただ、一つの重点事業といたしましてレセプトのいわゆる不当利徳、それから第三者行為、そういったものについてのチェッ

クはしております。いわゆる国保から社保に移ってそのまま、にもかかわらず国保を使用したという不当利徳がございます。それから、第三者行為ということでいわゆる交通事故によりまして本来ならば加害者が払うべきものを国保を使ってしまったという第三者行為がございます。これらの点検はしておりますけれども、いわゆる医療費の分析、使用分析については特にやっておりません。以上でございます。（「２番目の問題、質問に対しまして、市長の御見解をお伺いしたいと思います」と呼ぶ者あり。）

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　国民医療の保険制度に当たりまして診療費の医師の不正請求ということがときどき新聞紙上等をにぎわすことがあるわけであります。確かに医療事業の特殊性といいましょうか、生命を取り扱う分野でもありますので、なるべく医師の良心、あるいは善意というものを尊重して成り立っておるのが現在の医療費の請求並びに支払い請求である、このように考えております。例外的にその盲点を利用して、そうして医療費の不正請求、あるいは不当利徳が行われることはきわめて遺憾なことであります。そしてまた国民健康保険事業のような事業を営む立場からも経営者として、あるいは被保険者としてそういうことがあってはなりませんし、また許されるべきものでもないということはもう申すまでもありません。

そのことについて橋本議員さんからもこれまでその公正さを保つためにレセプト通知をしばしば行うことが必要である、１回と言わず数回やるぐらいな熱意を持て、こういう主張をいただいておるわけでありますが、全体的に東京都のまとめた指導でありますとか、あるいは都医師会と東京都行政当局との申し合わせだとかというものが一応先行するものですから一自治体、あるいは一国民健康保険事業の管理者としてそれ以上のことがなし得てない、そういううらみがあろうかというふうに思っております。これまでいろいろなそういう問題を論議する都度、よりレセプト通知回数を少なくももっとしばしば行うということを申し立てておるわけでありますが、まだ変化を見るまでには至っておりません。

今後、制度上の欠陥を補うために、また本来大多数のまじめな医師の方々に迷惑や、あるいは及ばないようにするためにはむしろレセプト通知を診療を受けた本人にもよく知らせてそういう中で健全な保険事業が成り立つということが必要であるというふうに考えておりますので、今後ともその考え方に立ち実現ができますように努力をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　どうもありがとうございました。

努力をするという今、御回答いただいて、その努力の結果が出てくるのがいつなのかなというのが実は私の関心事でございまして、努力、努力でやってもなかなか市民のサイドに立った国保のあり方になってこないというのが今の、これは日本じゅう全体の問題ではあるんですけれども、問題点だろうと考えているわけです。

今の市長の御答弁の中で、たとえば全体にまとめられた中で都の指導を受けながらやっている、年１回、部長からも御答弁いただきましたけれども、年に１回これまでやってきて確かに１０月分を１２月にやるんでしたか、それを３年続けてきた。ことしはその年１回ではあるけれども、多分２分の１になって２割から２分の１にふえていると思うんですけれども、１カ月の中でたとえ全体をしたところで私はしよせんそれは医師に、医者の側に構えさせるという結果になるだけで、毎月きちっと行わない限りその医者の不正請求、あるいは不当利徳をねらったやり方というのは一向におさまらないんじゃないかというふうに考えるわけです。と申しましても私がすべての医療機関、あるいはすべての医者がそういう不当利徳を上げているんだと言っているのではないわけで、そういう意味からいきますとやはりきちっとやっている、医療行為をしている医者にも逆に迷惑がかかってしまうような今のやり方、もうすべての医者がさも、こう不正請求を受けるような、やっているような印象をこういう新聞なんかで見てもわかるわけですから、思わせてしまうわけですから、むしろ医者の側にとってもきちっと患者と医者と、あるいは保険者とみんなが納得のできるやり方をするためにはレセプトの通知をする以外にないであろう、それも毎月必ずやるんだ。社保なんかで行っているようにもうそれが当たり前なんだというふうになっていかなければいけないと思います。

３点目の質問に関しまして全くやっていないという御答弁をいただいているわけですが、これについて再度質問をさせていただきますが、この内訳を知るというのは今の制度の中ではできないものなんでしょうか。あるいは１件当たり医療費がどのくらいかかっているのかということを知る方法というのは、今の制度ではないものなんでしょうか。その点、再度ちょっと御質問をいたします。

○議長（高橋通夫君）　　市民部長。

○市民部長（藤浪龍徳君）　　お答えいたします。

大変むずかしい問題でございますけれども、私、まだ、どういう仕組みで、どういう内容のものか、ちょっと見ておりませんので、大変恐縮でございますけれども、できるだけこういうものをもしできるならばやってみたい、こういうふうには考えております。ただ、それが実現できるかどうかちょっと自信ございませんけれども、何らかの方法があればやってみたい、こういうふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　できることならやってみたいとおっしゃる。そのためには多分今の人数では無理じゃないかなという職員の側の事情もあるのではないかというふうに私は思うんですが、もし本気でやるとした場合に、１人そこに人間を投入してもやりますというお考えが市長にあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　的確なお答えにはならないと思いますが、事務の能率化ということで電算化事業にも進みつつあるわけでありますし、そのような中から自動的に求めたものが得られるようになる、そういう工夫をしてみたい、このように考えているところであります。

したがって、これは別のお答えになるわけでありますが、日野市の場合に特に不正請求がかくかくあったという、そういう状況はまだ把握されていませんので、むしろ、そういうことであるならば医師会にもお話をして公開と申しましょうか、こういう問題はなるべくフェアーに、また、オープンにやることがお互いの信頼関係に役立つことでありますから、そういう医師会に直接提言をしてみるという手もあるんではなかろうか、このように思いますので、そのような機会にも申し入れをして協議の話題にしてみたい、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　医師会にも協議の申し入れをしてやってみたいというふうにも考えていると市長がおっしゃるわけですから、それ以上追及はしませんが、たとえば先ほどの部長の御答弁の中で不当利徳というのはかくかくしかじかあった。５６年度から５９年までこの４年間、５９年と申しましてもこれは１０月までのものでしょうから、あと半年残されているわけですから、もう少し３月が来れば加算されると思いますけれども、不当利徳が５９年度はまだ半年しかここに金額が出ておりませんが、それでも倍増しております、数字の上では。

倍まではちょっといきませんけれども、かなりの額でふえています。この４年間トータルして、正確には３年半ですが、６,１０８万２,６３１円という不当利徳がこの日野市という保険者、自治体に対して保険税から支払われていたというのが、これは当然もう返されてきたものと理解をしておりますが、この不当利徳というのは、実際に厚生省あたりが出された不正請求、あるいは水増し請求の額に比べたら健保、一般的な会社なんかでやっていらっしゃる社保等の中の比率からいきますと本当にわずかな額なんです。ですから実際にレセプトの通知をして徹底的にそれぞれの国民健康保険を使っている市民が自分のものを自分でチェックするようになれば、今ここに出てきている６,０００何がし、つまり月、年に直せば１,５００万ぐらいですか、ことしはもっとふえますから１,６００万、７００万になると思いますが、年間そのぐらいずつ不当に払われていたという、この額よりも恐らく私は３倍や５倍の数字は出てくるんじゃないかと推測をしているわけです。ですから私が折に触れて執拗にレセプトの通知をしてほしいと声を大にして申し上げているわけでございます。

さらにもう一つ、国保のことについて問題点を指摘しておきますと５８年の２月に老人医療費の一部有料化が施行された結果、７０歳以上のお年寄りの受診率がダウンをいたしました。率がダウンいたしましたのにどういうわけですか、１件当たりの医療費は逆に大幅な増加をしているわけです。老人に対してこのことからも濃厚な医療が行われているということがわかりますわけで、その濃厚な医療と申しますのは、つまり投薬等が量の上でも、あるいは種類の上でも大幅にふえたということを物語っていることになります。なかなかお年寄りが医者に足を運んでこない、だからせっかく来られたところだからこの際、少し余分に必要のない薬も出して利益につなげようという悪徳の医師が出てきたということにもなるわけです。このことについて厚生省の見解も出されておりますけれども、医療機関が患者の減少による減少をカバーしようとして投薬などをふやした、これは厚生省の説明でございます。患者のためというよりも薬をふやすということは必ずしも健康を守るということにはならないで、逆に必要のない薬を投薬することによって体を薬害でむしばんでしまうという悪い結果が出てくるわけで、そういうことに対するこれは厚生省の警告だと私は思います。患者のためというより算術のための医療をする医者が出てきたということではないでしょうか。

さらに、これは何新聞でしたか、朝日新聞でしたかね、朝日か毎日に出ていたものですけれども、単純で発覚しやすい架空の請求などから最近では必要以上に投薬や検査を繰り返す濃厚

な診療へと手口が複雑化している。この手口という表現、皆さん、どうお考えになるでしょうか。これは決して正しい行為に対して使う言葉ではないと思うわけです。濃厚診療ということは非常にこれは皮肉な表現だと思います。そういう悪徳医師をふやさないためにも、そして被保険者が本当の意味で正しい医療を受けられるためにも今後ぜひともレセプトの通知をこの日野の自治体の中から私は全国に先駆けてこういうことは行われてもいいんじゃないかと思うわけです。

ぜひとも市長にこの件をお願いいたしまして、強く要望いたしましてこの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これをもって3の1.　25億円にのぼる医療保険の不正請求問題に関連して、日野市における国民健康保険の医療費通知制度を再び問うに関する質問を終わります。

次に3の2.　市P協教育行政懇談会における学校施設の充実についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○1番（橋本文子君）　それでは2点目の市P協教育行政懇談会における学校施設の充実について問うという表題で質問を行ってまいります。

毎年、この日野市の中では市P協と教育委員会とが行政懇談会を行っているわけですけれども、ことしも去る12月1日に大坂上中学校の食堂で開かれたそうでございます。私は残念ながらこの場には参加できなかったんでございますけれども、その参加をされた父母側の方からもう少しはっきり知りたいという御意見をちょうだいしておりますので、この場をおかりいたしまして何点かに絞って質問をさせていただきたいと思います。

中でも一番要望の強かったのは校庭の整備問題であったというふうに伺っています。本年度はどういうわけですか1校も予算化されていなくて、この点PTAの中ではとても不満が多いようでございます。予算を組む段階では恐らく教育委員会の方から昨年の予算編成の時期に多分要求が出されていたのではないかなと推測をするわけでございますが、それはともかくとして、過ぎたことについてはいたし方がありません。来年度について私はこの点を少しお伺いしていきます。

もうそろそろ予算決定が終わったのではないかというふうに、（「予算案、予算は4月」と呼ぶ者あり）予算案の作業が行われつつある、あるいはもう終わったものもあるのではないか

と思っておりますが、この問題につきまして教育委員会に対してお伺いしたいのは校庭整備の必要な学校がどのくらいあるのかということと、ことしは何校分について申請をされたのかなということをお伺いしたいと思います。そして企画財政部長には60年度の予算編成の中でどのくらい何校分ぐらいなさろうとしているのか、予算化を考えておられるのか、1点お伺いをしたいと思います。これが校庭の整備問題についてでございます。

2番目の問題といたしまして校舎の改修問題です。一つは大きな問題といたしまして先般も文教委員会で五小の全面建てかえについての請願に対しまして全会一致採択をし、なおかつこの本会議場でも皆さんの大変力強い御賛成のもとにこれが通ったという経過の中で五小についていつごろ、たとえば設計はいつごろ入れそうだとか、あるいは構想はどのあたりから入っていくということでもよろしいですけれども、設計に入れば当然次の年は工事ができるというわけで、そのあたりがほぼお伺いができれば、今こう言ったからそれがまた1年ぐらいずれるかもしれないからちょっと言えないんだということではなくて、ほぼこのあたりでやりたいんだというお気持ちだけでもお伺いできればと、これも企画財政部長の方にお伺いしたいと思います。

それから、潤徳小とか四小等の改修問題でございますが、これは防衛庁の補助金等申請する中で、59年度の設計というのは確実なんでございましょうね。この点を1点と、つまり59年度に設計ということは60年度に工事ができるということにもなるんですけれども、それでいいのかどうかということ。それから、七生中、あるいは2中の窓の部分についての改修、これはできるだけ早い時期にということだったそうですが、どのあたりでどの年度で実現しそうなのか、その2点のことを教育委員会の方へはお伺いをしたいと思います。これが校舎の改修についてでございます。

3点目といたしまして、体育館のトイレであるとか更衣室であるとか、あるいは換気扇、また大型の運動用具を収納するための収納庫ですか、倉庫というんでしょうか、それはどのような年次計画になっているのか、各学校について具体的にお伺いできることがありましたらぜひお聞かせください。

四小とか平山小につきましてはおかげさまで水洗トイレになって大変皆さん喜んでおられるようです。これは学校開放、あるいは体育館開放との絡み等もありまして、どうしても体育館にそういう施設がないと皆さん使いたい方が気持ちよく使えない、学校側としましてもその校

舎の中にどんどん入ってこられるようだとなかなかいろんな問題でそれは困るということがあるようでございますから、できるだけ早い時期にやってほしいと思います。トイレとか倉庫のない体育館がたしか１０校ぐらいというお答えが当日の話し合いではあったそうですが、そういう認識でよろしいんでしょうか、その点もちょっとお伺いしておきたいと思います。

来年度に向けてどのあたりを予算計上をしているのかということが一番知りたい部分ですね。この点の予算化に対しての対応、企画財政部長にあわせてお伺いをいたします。

４番目の問題といたしまして給食室の問題がございます。一小、四小は大変狭いということでなかなか見通しが立ちにくいというふうなお話なんですけれども、ただ見通しが立ちにくいというだけでも皆さんは満足をなさいません。それならそうで建物の改善、いつごろやってもらえるのかとか建物の改善をする中でできるだけ中身も充実してほしい、あるいは、給湯設備なんかももう少し大きいボイラーにしなければ石けんを使いたくてもなかなか切りかえることができないというふうな声もあるようですから、その点もお伺いします。

一小、それから、この前にも一度お話ししてあるんですが、一小と旭が丘小学校の炊飯器の設置の問題です。ぜひとも学校の中で学校が単独にすべての給食を調達できるように、ぜひとも早い時点で設置をしてほしいと思います。これの計画、具体的にございましたらお聞かせください。

それから５番目にプールの問題に入らせていただきます。プールも塗装しなければならなくなった古いもの、あるいはシャワーとか洗顔器が不十分で生徒がなかなか思うように体も洗えない、洗顔も急いでできないというふうな不満があるようでございます。これについてどの程度把握をしていらっしゃるのか、教育委員会でそういう不満をどの程度把握していらっしゃるのか。これは衛生面の上からやはり重要な問題だと考えておりますので、その把握していらっしゃる中身をお聞かせ願えればと思います。

それともう一つ、通学路についてお伺いしたいんですけれども、管理課、土木課、教育委員会が一体となって現場を見て安全対策を図っていると当日その話し合いの中でお答えをいただいたという御報告がございました。ですけれども、ただ現場を見て安全対策を図っていると言われても具体的にどんな場所が、また、どんなことが問題なのか要注意なのかということでやはり把握してこられた問題、教育委員会の方からこれはお伺いをしていきたいと思います。

以上、六つの問題ですね、六つの観点から教育委員会及び企画財政部長の方からの御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋通夫君）　　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

教育次長（小山哲夫君）　　何点かにわたりまして学校施設の改善につきまして御要望が出ましたので教育委員会の所管に関する御質問に対しましてお答えをしたいと思います。

まず第１点目の、いわゆる校庭整備の問題でございます。現在、必要な学校は何校あるのか、そして６０年度に向けてどの程度の校庭整備の予算化を目途としているのか、こういう御質問でございます。

これは小中学校ともに共通して言える問題でございますけれども、いわゆる校庭整備の問題でございますけれども、昭和５０年前後から以降、５０年以降つくられました小中学校につきましては新設する際に校庭の整備を行っております。したがいまして教育委員会の方といたしましては５０年度以降に新設されました校庭につきましての整備につきましては当分の間私どもとしては校庭整備をしなくて済むんじゃなかろうかというふうに認識をいたしておるところでございます。したがって校庭整備につきましては昭和５０年以前につくられた古い学校で緊急度の高いものから財政等の問題もございますので逐次整備をしていきたいという考え方を持っております。そういった意味におきましての現在校庭整備ができてない学校数は何校かという御質問がございました。現在、新設校を除きまして整地が行われてない学校につきましては、まず小学校から申し上げますと一小、三小、四小、五小、六小、七小、高幡台小学校、そして程久保小学校の８校でございます。中学校につきましては、一中、二中、三中、四中でございます。したがって、４校でございます。小学校８校、中学校４校、合計１２校というふうに御理解を賜りたいと思います。

そこで５０年度以前の、いわゆる校庭整備につきましての予算化の問題でございますけれども、これにつきましては全部単年度でやれば一番いいわけですけれども、先ほど申し上げましたように非常に財政を伴う問題でございます。小学校の場合で申し上げますと小学校の場合は中学校よりも校庭面積が狭いものですから、大体５９年度あたりの予算見積もりでまいりますと小学校につきましてはそれぞれ校庭面積は違いますけれども、平均を申し上げますと大体3,０００万ぐらいかかるであろうというふうに算定されております。中学校につきましては、小学校よりも校庭面積が多いわけでございますので大体１校当たり4,０００万ないし5,０００万というふうに言われております。先ほど５９年度予算の中でどうかということを言われたわ

けでございますけれども、私どもといたしましては特に昭和５３年度から大体毎年１校ないし２校を校庭整備の目標といたしまして予算化し実施をしてきているところでございます。一応５９年度につきましては程久保小学校の校庭整備の予算を要求いたしましたけれども、財政事情がございまして校庭につきましては予算化されなかったのが現状でございます。明年度につきましても先ほど申し上げましたとおり毎年１校ないし２校が目標でございますので、学校はちょっといまの段階では予算化されてない段階でございますので、申しかねますけれども、小学校１校、中学校１校、計２校の予算要求を現在６０年度予算に向かって要求をしているところでございます。これが第１点目の御質問でございます、御質問に対するお答えでございます。

それから第２点目の、いわゆる潤徳小学校、四小の窓枠改修についての御質問がありました。これにつきましては御質問者から御指摘があったとおりでございまして、５９年度予算の中で防衛庁の補助金をいただきまして四小並びに潤徳小学校の窓枠工事の設計予算を計上させていただきました。この設計につきましては現在終わっております。したがいまして、この窓枠の具体的な工事につきましては昭和６０年度予算に向けましてこの工事費を計上し、実施をしていきたいというふうに教育委員会としては考えているところでございます。

それから、七生中、二中の窓枠改修の問題が出ましたけれども、この点につきましてはまず私どもといたしましては、小学校の方がやはり緊急度が高いというふうな考え方を持っておりますので、防衛庁の予算等の絡みもございますので、この点につきましては小学校の方の設備が終わった段階で、また検討を進めてまいりたいというふうに考えてますので、今の段階で、いつこれに対する予算計上するかということにつきましては、ちょっと申しかねる、申しかねる状態でございます。

それから第３番目の体育館のトイレ、改築、収納庫についての年次計画、あるいは学校別にどうか、早期実現をということについての御質問をいただきました。小学校につきましては、現在いわゆる体育館の倉庫、あるいはトイレ、更衣室、これが現在ない学校が小学校で１１校ございます。中学校は全部備えつけてございますので、小学校は整備を進めたいと考えております。１１校ほどございます。これにつきましても、予算も伴いますので毎年２校程度予算化をいたしまして、これのトイレの設置の問題、あわせまして更衣室、あるいは収納庫、こういったものを設置する方向で一応予算化をいたしておるところでございます。５９年度も２校分の予算を計上いたしまして進めているところでございます。したがって、あと１１校ございますので、２校ずつ大体目標といたしましてこれらの収納庫等の取りつけ工事を進めていきたいということでございますので、小学校につきましては大体６年ないし７年ごろには予算が２校ずつつきますれば大体整備ができるだろうというふうに私どもは考えているところでございます。

それから給食関係の問題が４番目に出ました。第一小学校、四小等の問題が出ましたけれども、第一小学校につきましては四小と限らず古い小学校につきましては特に給食室が大変狭うございます。そういった意味におきましてさらにまた石けん水の切りかえの問題、あるいは米飯給食を現在月１回ないし２回でございますけれども、これを文部省の方の指導もございまして今後月４回程度米飯給食をしろというふうな方針もございますので特に炊飯がまの問題とか、あるいはまた回転がまの問題、洗米器の問題、あるいは先ほど御指摘がございましたように、いわゆる石けん水の切りかえに伴いますところのボイラーの設置の問題等もございます。緊急課題といたしまして私ども毎年予算化しているところでございますけれども、５９年度におきましても1,２００万円ほどの予算を計上いたしまして逐次回転がま、洗浄器等の設備の整備を行っております。これまた予算も伴いますものですから全校にわたって単年度に実施することは大変不可能な状態でございますので財政当局ともよく連絡をとりながら逐次これらの整備を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、御質問の中で一小、旭が丘小学校の、いわゆる委託といいますか、委託による炊飯、炊飯委託ではなくて直接学校で単独自炊ができるような方法はどうかという御質問が出ました。確かに一小と旭が丘の小学校につきましては現在いわゆる委託炊飯をしておるところでございます。できるだけこの２校につきましては早期に自炊ができるような方法を教育委員会といたしましては検討しているところでございますけれども、先ほど前段に触れましたとおり第一小学校の場合ですと給食室が大変狭うございます。現在、回転がまが６台必要でございますけれども、４台しか置けないという状況でございます。したがって第一小学校につきましては給食室等のいわゆる増築をしなければできないというのが現状でございます。それらの施設の整備の問題を一応考慮しながらこの点につきましての改善を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

同じように、旭が丘小学校につきましては、いろいろと栄養士、それから給食調理員等とも連絡をとりながら今自炊に切りかえるような検討を進めておるところでございますので、これ

らの学校当局の方の理解をまちながら自炊に切りかえるように努力をしてまいりたいというのが教育委員会の考え方でございます。

それから第６番目の、失礼しました、第５番目のプールの、いわゆる塗装、洗顔器、シャワーについての御要望、教育委員会としてはどの程度把握をしておるのかという、こういう御質問でございます。プールにつきましては現在大体１校ないし２校を目標といたしましてのプールの塗装等を毎年行っております。本年もたしか、予算書はございませんけれども、１校ないし２校を目標といたしましてのプールの塗装を工事を進めているところでございます。これにつきましては毎年１校ないし２校を今後の目標にしながら塗装工事の予算化を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、その中でのいわゆる洗顔器、シャワーについてどの程度教育委員会としてはその必要性を認識しているかという御質問が出ました。私ども教育委員会といたしましては学校プールのシャワー、あるいは洗顔器につきましては特に小中学校からこれに対する設置要望ということは伺っておりません。したがって現時点におきましては一応現施設において満足しているんじゃなかろうかというふうに私どもは考えているところでございます。毎年予算要求する中で各学校からいろんな施設要求、予算の要求が出てまいりますけれども、その中の学校全部当たってみたところ、このような、いわゆる洗顔器、シャワーをつけてもらいたいという要望は出ておりません。したがって、これにつきましては、特に学校からそういうふうな要望が出た場合にはこの点につきましての今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、あと第６点目の通学路の問題が出ました。通学路につきましては一応各学校ごとに通学路の設置につきましてはお願いをしているところでございます。したがって通学路につきましての計画は学校当局から教育委員会の方に提示をなさるわけでございまして、教育委員会といたしましてはそれらの計画に基づきまして施設整備が十分に必要であるかどうかということを一応検討いたしまして必要な設備を設置する場合にはこれはそれぞれ管轄が違うわけでございますけれども、信号機につきましては日野警察署の所管でございますので日野警察署の方に早期設置につきましての要望をしているところでございます。日野警察といたしましても特に信号機につきましては子供の交通安全に関する問題でございますので優先をしているようでございます。

また、御質問が出ました管理課の関係につきましては、いわゆるカーブミラーとか、それから標識等、あるいは手すり、こういったものは市役所の場合は管理課が所管でございますので特にこういった手すりとか標識、そういったものの学校側からの要望があった場合には管理課とも十分に協議いたしまして適宜予算化していただき設置をしておるというのが現状でございます。特に管理課等の関係につきましては夏休み等長期にわたって休暇をとる場合に特に安全を点検するということの意味から、夏には教育委員会の職員、あるいは団体の職員、管理課の職員等とも協力をいただきまして各小学校、中学校の通学路の点検を行い、不備な点は補修しておるというのが現状でございます。

なお、今年度特に要注意の場所云々というお話がございましたけれども、たしか滝合小学校とあと１校、八小でしたか、信号機の設置、あるいは手すり等の設置要望がございますので、これらを設置する方向で、管理当局の方に設置要望をお願いしているところでございます。

他の学校につきまして特に施設設備についての要望は伺ってないところでございます。

今後ともこの問題につきまして学校に協議が出ました場合にはできるだけこの通学路の安全確保を図る意味におきまして教育委員会といたしましては鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず校庭の整備につきまして６０年度の予算化について企画財政部はどう考えているかということでございますが、この件につきましては現在予算編成の過程でございます。個々にここでどうなるかということは申し上げられません。ひとつ、その点は御了承いただきたいと思います。ただ、要望の趣旨は十分私どもわかりますので内容をよく検討いたしたいというふうに考えております。

次が五小の改築でございますけれども、現時点で五小の改築についての私どもの考え方は国の補助金がつかないかどうかということを教育委員会の方に今調査を要望しているところでございます。私自身も防衛庁に参りまして改築の補助金がつくかどうかということも交渉しているわけでございますけれども、防衛庁の関係につきましては現時点では見通しが暗いというような状況でございます。

それから次が体育館の問題でございますけれども、体育館の収納庫、換気扇、トイレ等の改

修の問題でございますけれども、これも校庭の整備と同じような考えでございまして現時点でどうなるかということにつきましては答弁を差し控えさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　教育委員会の御答弁及び今企画財政部長の御答弁、すり合わせてみますと教育委員会のお答えを伺っているときは、ああ、できそうだな、大丈夫だなという感じがするんですが、企画財政部長の話になってくると全く同じものが、あれ、これじゃあ全くだめなのかなというふうな雰囲気もあったりして今ちょっと戸惑いを感じているんでございますが、いずれにしても校庭整備の問題から考えてみましても、子供たちが校庭でそれこそ健康をつくるために、あるいは子供同士でお互いに和をつくりながら楽しい経験をそこでするという大事な校庭、それが運動するのに適さないとなると大変困るわけです。

たとえば私もいまずっと思い起こしてみるんですけれども、旭が丘小学校ができたとき、あれがアン・ツー・カーであるという大変なふれ込みで、前の教育長のころだったと思いますけれども、父母は大変喜びました。いざふたをあけてみたら、これがアン・ツー・カーかなというのでみんなびっくりしたような状況もございまして、新設校はちゃんとやってるから大丈夫と今もおっしゃったんですが、そのときに運動会がもうちょうど雨の翌日が運動会というふうな年が２年目かなにかにありまして、そのコーナーに来ると、建物の近い方のコーナーで、あれは長距離も短距離もそうだったと思いますが、ころぶ子が続出したんですね、もう表面がぬるぬるしててとてもアン・ツー・カーどころじゃなくて運動に適さない、雨が降った後はどうにもならないというふうな状況があって、その年に教育長に、その翌年でしたかしら、教育長にお願いをして砂をまいて急場をしのいだというふうなこともありました。ですから、アン・ツー・カーと簡単に言われてしまうと親たちは大変教育委員会に不信を持ってしまうわけですね。実際にアン・ツー・カーというのは不可能だと思うんですよ。だから、今の舗装の仕方はたしかクレー舗装だというふうに伺っていますが、決してこれはアン・ツー・カーとは呼ばないものですね。表面、一番上が粗土と砂とロームを混合した土で、その次が火山の砂利が敷かれ、その下にさらに水はけのためのパイプが通されている。その中にはやはり周辺には砂利がある、置かれている、かなりな厚みで置かれているようですが、それはともかくとして古いところだけではなく新しいところもどうかするとだめなところがあったということでこれは慎重にやってほしいなというふうに思います。

それと１点この件でちょっとお伺いしておきたいのは潤徳小、二、三年前に整備されたというふうに伺っているんですが、もうすでに父母の間からちょっと運動場の整備が十分ではないという声がぽつぽつ聞こえてくるものですから、その辺についての御認識はどのようになっていますでしょうか、ちょっと今そのことをお伺いできますか。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

潤徳小学校、それから第八小学校等一応年次計画に基づきまして校庭の整備をやってきているわけでございますけれど、特に乾燥期に砂じんが舞い上がるというような形で一応周囲の方々、そういうところから学校当局の方に何とか砂じん防止の対策を考えていただけないかというような要望が校庭整備をやった学校でも季節によってはあるということは聞き及んでいるわけです。教育委員会の方でもいろいろ事務局を中心に検討をいたしまして何か土の中に、ちょっと忘れましたけど、ある物をまぜてやると非常に効果が上がる。去年１校ほどそういう形で検査をした学校がございまして、できれば本年度以降そういう校庭の砂じん対策等については ある程度対応できていくんじゃないか、こう考えています。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　わかりました。そういうことで１度手直しした、整備をしたにもかかわらずまだ不十分ではないかというふうなことが出てくるとこれはやっぱりどうも工事を、どういう工事でやるかというのを決めるときに十分検討がなされていないんではないかというふうな心配も出てきていますので、そして、先ほどの旭丘小の新設校であってもだめであったというふうなことがありますので、ぜひともそれぞれの学校の土は違うと思います。その地域によって土の層が違うわけですから、それらを十分検査した上でそこに一番ふさわしい工事の仕方というのを採用してほしいと強く要望をしておきたいと思います。

この件について、企画財政部長は答えられないということでございましたが、ぜひともことしは２校と言わず、３校でも４校でもできるだけ早いうちにこういうことはやった方がいいというふうに思いますので努力をしていただきたいと要望をしておきます。

それから体育館のことにつきましてもなかなかまだ答えられないんだというふうなことで、いや、一方では学校開放を言いつつ体育館開放を言いつつトイレもない、あるいは大型の運動具がそこに積み上げられていて体育館が十分活用できないというふうな事情があるということではその学校開放、体育館開放もかけ声どおりにはできないという事情が出てまいります。そういうことを考えながらやはりできないんだということじゃなくて、こたえられないというんじゃなくてぜひともこれだけはやりたいと考えているんだというぐらいのお答えがしていただけなかったなと今つくづく思うわけです。

給食の問題、その旭小について、旭が丘小についてちょっと気になるお答えだったんですが、その連絡をとりながらやりたい、それは当たり前のことなんですけれども、その連絡をとりながらという中にどうしても炊飯給食はしたくないんだというふうな何か携わっている方の中でお話でも出ているんでしょうか。そうでなければ旭が丘小学校の場合は四小ほど狭いから困るという問題はありませんし、比較的これは新しい給食室ですから、つけようと思えばすぐに取りつけられる状態だと思います。ですから少しでも安全な給食を子供たちに食べさせるという観点からことしのこの時期の来年度に向けての予算編成の中へぜひとも加えてやっていただく中で丁寧な話し合いを栄養士さん、調理員さん等されて皆さんが気持ちよく、じゃあ来年からがんばりましょう、というふうになるようにもっていっていただきたいと思います。

プールについてシャワーとか洗顔器、余り要望が出てないというお話ですが、父母の中からはかなり伺っています。もう少し御丁寧に調べていただけたらいいなというふうに思っています。

それで、今、最後に企画財政部長にぜひともお伺いしたいんですけれども、通常の管理費というのは毎年その工事によっても額が変わってくると思うんですけれども、たとえばほぼ来年度はどういう工事が入っている、一般的に管理、その２８校ですか、２８校を賄うにはどのぐらいの管理費が要るんだというふうな大まかな枠ができて、それで財政課の方でいろいろと企画財政の方で中身についても検討されるんだと思うんですけれども、この６０年度のこの通常の管理費というのはどのくらい考えられているのか最後にお伺いしたいのが１点と、再質問ですね。

それから、財政的にどのように配分するかという問題ですが、たとえば、この日野市でなく

別の市等の状況を聞きますとある程度枠が決まったらそれを教育委員会にお渡しして教育委員会の方で優先順位を決めて一番わかっている人でやってもらうんだというふうな市もあるというふうに伺っておりますので、今日野市ではまだそういう形にはなっていないという実情の中でそのような方法が考えられるのかどうか、その配分について教育委員会の方へむしろお任せしてね、もちはもち屋で考えていただくというふうなことはできないのかな。むしろその方が企画財政としてもやりいいんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、その２点について最後にお伺いをしておきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

昭和６０年度の管理費をどう考えているかということでございますが、これにつきましても先ほどの答弁と同様ですね、今、各課から予算要望をとりましてヒヤリングをしている最中でございます。したがいまして、この金額につきましてまだ申し上げる段階ではございません。

それから、２番目の管理費の枠配分の関係でございますけれども、市が抱えている公共施設の中で学校の占める割合、いわゆるウェートがかなり高いわけでございます。今まで人口急増ということで、学校の新規開設、それから増築に追われてきたわけでございます。したがって古い学校の、いわゆる営繕と申しますか、改修がかなりおくれてきているというふうに一応理解をしておる次第でございます。

私ども、現時点で学校の施設の、いわゆる改修計画、いわゆる営繕を含めたそういった改修計画を全体的なものをつくりまして、それで、どうしてもすぐやらなきゃもう、やらなければいけない修繕、それから年次計画でできる問題、そういったものを仕分けをして対応をしたいというふうに考えております。６０年度の予算のヒヤリングの中でそういった管理費の枠配分をどうかというようなやりとりをしております。今後さらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　いろいろと要求を出してまいりましたが、私自身もＰＴＡの一員でございまして、いろいろと考えること、感じていることがたくさんあるわけです。ですから、きょう申し上げたのは本当はまだまだ言いたいことの半分にも達してないというふうに私は考えています。

今後、今も教育費の占める割合は大変パーセンテージが高いというお話でございましたが、それはもう当然のことで、教育というのは人をつくる仕事です。教育を充実しなくてもう福祉もそれこそ道もすべての問題が環境を守ることについても、人間つくることですべてのことが私は片づくと思っていますから、教育費にかかり過ぎて困るから削りましょうとか、これは少しおくらせてもしょうがないやということじゃなくて、すべてに優先して教育の問題は真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それできょうも市川議員でしたか、三中問題に触れておられましたけれども、やはり私も三中問題、確かに校区の線引きを変えることで三中の生徒は多少は減ったかもしれませんが、三沢中がそれで、そのままでいいかというと必ずしもそうではありませんし、もう１校やっぱりつくった方が中学校の全体の生徒数からいえば妥当な線ではないかと私は考えています。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

学校教育の予算、どんなことがあっても削ったり、あるいはおくらせたりしないで、できるだけ最優先をし、子供たちのよりよい発達を願って、私たちは、大人はそれこそ行政も親も、あるいは教師も一体となって邁進していかなければと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

もう時間がいっぱいになりました。言いたいことはまだまだたくさんございますけれども、また教育については今後いろいろと質問させていただくかと思います。どうもきょうはありがとうございました。終わります。（拍手）

○議長（高橋通夫君）　これをもって３の2.　市Ｐ協教育行政懇談会における学校施設の充実に関する質問を終わります。

次に一般質問４の1.　モノレール早期実現のため日野市の協力を問うについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（川嶋　博君）　それでは、モノレール早期実現のため日野市の協力を問うという第１問目の質問に入りたいと思います。

東京都の都市計画局は２８日、多摩地区を南北に結ぶ多摩都市モノレールのルートを発表されました。これは新聞、またはテレビなども報道があり市民は大きな期待を持ってこのモノレールを見守っていると思います。そこで、モノレールの着工には次のような問題点がありますので、この点について質問に入りたいと思います。

この問題点としては都道１５４号線沿いに高幡の区画整理の問題、または踏切の立体化の問題、それから車の基地の問題、またはルートの道路拡張の問題等がございます。この点についてこの４問に絞って問題点をお答え願いたいと思います。

まず高幡の区画整理の問題、ひとつその後のモノレールと関連してどのように都市計画では考えているか、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、モノレールの関連につきましての高幡区画整理の現況は、どのようになっているかといった点についてお答え申し上げます。

高幡の区画整理事業につきましてはすでに御承知のとおり５６年から５７年にかけまして地域の約３８ヘクタールの面積につきましての区画整理を実施するということで地元の権利者の方々に御相談を持ちかけて御説明をしてきたところでございますが、この地域の一部の方々から反対の請願が市議会の方に出され、その審議がずっと現在まで継続に至っている状況でございます。そういう中で高幡の立体化の問題、あるいは当初から組合施行ということで一部予定地の中で組合施行の希望が出ております。この組合施行との関連、それから当然この地域を通過いたしますモノレールの関連、あるいは公共下水道の整備というようなことからここの地域を早く区画整理事業に着手する必要があるというようなことで地元の方々とそういった点につきましても十分お話し合いはしてきたわけでございますが、なかなか御理解をいただけないで現状に至っているわけでございます。

そこで私ども先ほど申し上げました緊急性のある事業がここの地域に非常にふくそうしてきておる状況でございます。この点を踏まえまして、区域の面積を縮小してでも立体化を取り組みながら整備をする必要がある。また組合施行のための準備会設立後すでに２年半ほどお待ちをいただいているというような状況からもこの組合施行の区域も含めて南側の区域、あるいは保健所の東側の区域、新たなまた面積を幾らか組み入れましたが、総体として１５.７ヘクタールの区域につきまして地域の第１期の工事として区画整理を実施したいということで新たな区域を設定して地域の権利者の方々、それから、反対同盟の方々に御説明をここで行ってございます。すでに反対同盟の方々、昨晩行いました。また、新しい地域の方々はここで４回ほど御説明会を持たせていただきまして事業の内容について御説明を行ったわけでございます。新たな区域につきましては非常に積極的な御意見が出されております。

私どもも早くこの区域を手がけるということで現在体制を組み直しておる段階でございます。予定といたしましては都市計画決定を６０年度に、事業認可を６１年度に取りまして事業化に踏み切っていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいま都市整備部長の方から積極的、６０年か６１年に認可にもっていきたい、こういう積極的な発言がありました。これもルートの道路の拡張も含んでこのように進めていただきたいと思います。

また、車両の基地、これもどこかに設けなくちゃいけないという考え方もあります。立川の飛行場の跡地に広い土地もあります。または日野市、多摩市にもいろいろ考えられる点があると思いますけど、この車両の基地の問題も一つの考えで、考えておかなきゃならないという点があると思います。この点について前回議会の全協にも企画財政部長からもお話がありましたけど、この点についてどのような考えでいるか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

現在、東京都が考えておりますのは昭和６２年に多摩センターから新青梅街道まで１６キロ区間についてまず着工したいということでございます。１６キロの運行に必要な車両基地の面積はおおよそ５ヘクタールということでございます。現在、東京都はこの沿線にこの車両基地の候補地があるかどうか、いろいろ立地条件の調査をしております。現時点での東京都の話によりますとやはり立川基地跡地以外にないんではないかというような状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいまの私の質問に対する行政側の答弁も前向きであります。やはり、こういう都市計画を東京都の方にお任せするというだけじゃなくて多摩市は多摩市の市内のいろいろな問題点を解決するために協力する、日野市も前向きに協力するようにしていただきたいと思います。

また、市民も大きな期待を持ちまして、そういう問題点を指摘し、着工が予定どおり６２年、６２年に着工ができるように市民の要望にこたえるように努力していただきたいと思います。そして、このモノレールの関係についての一般質問は終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって４の１．モノレール早期実現のため日野市の協力

を問うに関する質問を終わります。

次に４の２．老人憩いの家利用について、運営の問題点を問うについての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

○１４番（川嶋　博君）　老人の憩いの家の利用について質問を行いたいと思います。

さきに新聞などにも指摘されたように老人の憩いの家が発足してから約２カ月近くなります。これについてのいろいろ体験利用者もおるようです。民生委員の方々、または自治会長、自治会の役員の方々も体験利用された方もありますけれど、そういう方々は除いて現在老人の方々の利用者数、そういう点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　老人憩いの家の利用状況についてどうかということでございますけれども、１０月１６日に開設いたしまして１１月３０日までに現在宿泊者が１３名、日帰りの方が６９名という状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　せっかくの福祉施設を（「場所が悪かった」と呼ぶ者あり）施設をつくって、この問題について利用者が少ない、（「言ったとおりだ」「ＰＲが足りない」と呼ぶ者あり）この問題につきまして三つに絞ってこの問題点をお伺いしたいと思います。

まず、老人憩いの家についての市民に対するＰＲ関係に問題があるじゃないか。さらには、そこまでお年寄りの方々が利用する交通機関に問題があるのではないか。三つ目、利用者に対するいろいろな規則なり利用、そういう問題に、問題点があるのではないか。この問題についての三つに絞ってお伺いしたいと思います。

やはり、老人憩いの家についても現状では市民の方々が行ってもやはり広報等にも載りましたけれど、実際、標識、案内板が準備されてない、そういう点がございます。こういう問題もどのように今後考えているかどうか。やはり日野市でも庁舎の前、豊田の駅前にも核の廃絶の大きな看板も立っておりますけれど、老人憩いの家についてもやはりしっかりとした標識を出していただきたいと思います。

第２の交通の問題、私も前回の一般質問で、平山の工業団地経由の今バスが運行されておりますけれど、これを旭が丘の六丁目、都立八王子東高校の前を通って市営長山団地経由で老人憩いの家の前を通ります。こういう経由を、経路をたどればやはり利用者も利用できる。こう

いうバスの運行も考えられます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）または豊田駅から甲州街道の20号のバイパスを通って、長房行きのバスの運行がありますけど、そこには都立短大という停留所がありますけど、そこからは５００メートルも離れて６５歳の方々、非常に不便を感じる、そういう点も問題があるのではないか、こういう点を行政側としても足の確保の問題が必要ではないか、こういう点があります。

あと３点目、指摘するのは利用者には新聞等ではせっかくお誘いしながら、利用するにも余りにもかた苦しい、少しは好きな人同士で歌も歌い（「カラオケ！と呼ぶ者あり）カラオケもそうです、少しはお酒ぐらい、好きなお酒ぐらいは飲んで楽しくできるようなこともされてはいいんではないか、そういう点について規則の問題、この点を三つに絞って質問いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま御質問にありましたまず１点の案内板が準備されてないということで、これについては今後、案内板については用意していきたいというぐあいに考えております。道順等についても若干わかりやすいような形で準備をしてまいりたいというぐあいに考えております。

また、交通の問題等につきましても今後改善の機会があればできるだけ改善をしてまいりたい。たとえば先ほど御指摘がありました京王バスがあそこの近くを、平山工業団地の中を通過する、こういうようなものにつきましても今後京王バスとの話し合いがなされるときにはできるだけ京王バスの協力もしてもらうようにひとつ企画財政部の方ともよく協議をしてまいりたいというぐあいに考えております。

３番目のかた苦しい、こういうことでの御指摘でございますけれども、当初からこの施設につきましては休養施設、あるいは静養施設ということで設置をいたしました。したがって当初から老人の福祉センターのような形での飲んで食べて歌ってという施設ではなくて１円募金の方々の御要望もありましたし、当初から静かに憩いの場所を設置してほしい、こういう御要望もございましたので、その目標に沿って設置されたというぐあいに考えております。したがって、今後決まりを緩めた方がいいんじゃないか、こういうことでございますけれども、施設の目的そのものが先ほど申しましたような静養ということでございますので、当分の間は現状のような形で利用していきたい、施設利用していきたい、（「市民、了解」と呼ぶ者あり）こういうぐあいに考えております。しかし、特に規則や要望等で縛って、これはいけない、あれもいけないということではなくて柔軟にやはりその辺のところは考えていく、その辺のところは目的に沿って利用者の方に余りかた苦しい思いをさせないような十分な配慮をしながら今後とも運用をしてまいりたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

いろいろと御指摘のありましたその他の交通機関の問題等につきましても、市内循環が考慮される中でもまた改善できれば改善していきたい、こういうぐあいに考えておるところでございますので、積極的に今後ともＰＲをし、あらゆる方法を使って積極的な施設利用のためのＰＲには努めていきたいというぐあいに考えておりますので、今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。（「了解、いい答弁だ、前向きで」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいまの福祉部長の答弁にありますようにＰＲの案内板については積極的にわかりやすいものをつくる。これ、日野市の全体的に見ましても、たとえば私、毎日通っている多摩平の水道部の看板、いつも一応木に寄りかかってあるというようなお粗末なものじゃなくて公共施設全般について（「コアラの看板」と呼ぶ者あり）（笑声）そういう公共施設の看板も整備して東京都や国でやっているような形のものをつくっていただきたいと思います。

交通機関につきましては、ただいま積極的にバス路線を確保するというような部長の考えでいます。この点についてもよいとしておきます。

また、規則についても他市のよい点を研修なり何なりなさって本来の目的を達成するために私の指摘したような点を改善し市民が利用しやすいような形にしていただく。これを指摘いたしまして、きょうの一般質問を終わります。（拍手）

○議長（高橋通夫君）　これをもって４の２．老人憩いの家利用について、運営の問題点を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時４６分散会

12月13日　　木曜日　　（第5日）

昭和 59 年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第47号）

12月13日　木曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照男君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

参与	田倉高光君	局長	岩沢代吉君
次長	馬場守君	書記	栗原莞次君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和５９年１２月１３日（木）

午前　10　時　開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１０分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１９名であります。

これより日程第一、一般質問を行います。

5の1．マイタウン東京構想に対する市の対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔２３番議員登壇〕

○２３番（米沢照男君）　マイタウン東京構想に対する市の対応について質問をいたします。きょうは2点目の質問の大型店舗規制要綱の制定について、この問題に重点を置きたいと思いますので、1点目の質問はごく簡単に腰を据えての質問は後日に譲りたいと思います。

御承知のようにマイタウン東京構想は、56年8月東京都長期計画懇談会が発足をされ、さらに57年12月に東京都長期計画マイタウン東京が発表されました。引き続いて昨年58年10月に東京都総合実施計画が策定をされ、今日に至っております。そして、マイタウン東京85の中で、計画の推進ということで、市町村とのかかわりについてその考え方、方針が示されております。それに基づいて一、二質問をいたします。

一つは、そのマイタウン東京計画に触れられている計画の推進その1として、計画の策定に当たっては、区市町村の意見反映を図るとともに地域別計画を示し、各地域の課題や施策の展開について明らかにするよう努めたい、こうあります。さらに、2点目として、都と区市町村との間の事務事業の再配分や、財源配分の適正化を通して、都と区市町村との役割分担を確立していく、こういうふうにうたわれております。この2点についてこれまで市として、東京都との間でどういう折衝がなされ、どう対応されてきたのか、この点についてだけきょうは伺っておきます。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

マイタウン東京構想につきましては、５７年の１０月にマイタウン懇談会の構想の答申がございました。これを受けまして、５７年の１２月に長期計画と称しまして１０カ年計画を作成したわけでございます。さらに、翌年の５８年１０月でございますけれども、総合実施計画の3ケ年計画を策定をいたしました。さらに、ことしの１０月には昨年つくりました総合実施計画をローリングをしております。この計画策定に際して市町村とのかかわり合いがどうかとい

うことでございますけれども、まず１番目といたしましては、長期構想の段階から、市長会をまず通じて計画の説明を行いまして、意見の集収をしているというのが第１点でございます。

第２番目は、市町村段階の企画課長を中心にいたしました企画研究会がございます。この全大会及びブロック会に計画の概要を説明し、意見を集約しているということでございます。さらには、都庁内の関係部局から市町村の状況の意見とか、あるいは情報の集収を行っている、そういう中で、長期計画なり、総合実施計画が作成されている、ということでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　マイタウン東京８５の東京都総合実施計画では、地域別にこの３年間つまり６０年、６１年、６２年の３カ年にどういうことをやるかということを詳しく書かれております。これを見ますと例えば多摩丘陵の地震災害危険箇所が、かつてもう五、六年前になりますけれども、東京都の手によって示されたことがあります。その対策が求められているわけでありますけれども、その防災対策は、この３カ年計画には全く触れられてもいません。それから、交通問題では、御承知のように高幡不動駅東側踏切の立体交差化この計画もちろんこれには含まれておりませんし、八坂の自然公園計画も当然のこととして、これに組み入れていく、そういう働きかけが必要だというふうに考えておりますけれども、これも触れられておりません。地元の都会議員かどうなのかは、この場では私は触れませんけれども、いずれにせよ、もっと積極的にこれらの計画を具体化する働きかけが必要だと考えております。もちろんこのマイタウン東京構想計画というのが、都心部を中心に財界のための構想だという批判もされているように、かなり内容的には、問題のある構想計画であるわけですけれども、この点については、後日に譲りたいと思います。積極的に都民の立場、市民の立場に立って要求を計画の中へ具体化させていく、そういう取り組みが必要ではないかということをこの場では強調してこの質問は終わりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これをもって５の１．マイタウン東京構想に対する市の対応についてに関する質問を終わります。

次に５の２．大型店舗規制要綱の制定についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○２３番（米沢照男君）　大型店舗規制要綱の制定について質問をいたします。

私は、ちょうど５年前、５４年９月１４日に大型店舗進出から地元商店の営業を守る対策に

ついて一般質問を行ってきました。ちょうどこの時期は、スーパーアルプス、京王ストアが出店をし、競合する小売業者の売り上げが軒並み大幅にダウンをしてしまう、そういう中で、業者は青菜に塩といった状況に置かれていた時期でありました。この時期は、さらにもう１店の大型店が建築確認申請をしていた、こういう状況にあったわけであります。大手企業が資本の力にものを言わせて弱小小売商店を押しつぶすようなやり方をだまって見過ごすわけにはいかない、何とかならないか、こういう気持ちで地元商店の営業と暮らしを守るために指導要綱ないしは規制条例を制定すべきではないか、こういう質問を通じて積極的に提言を行ってきました。検討することが約束をされ、早くも５年が経過しておりますが、ダイクマの進出問題に直面している今日、市行政として、地元商店の期待にどれだけこたえて対応しているのか、私の目にはその動きが全く見えませんので、あらためてダイクマ進出問題がクローズアップされているこの時期に再度質問に立ったわけであります。５年前の私の提言を受けて大型店舗の進出を規制するための条例または指導要綱が制定されていれば、市当局もダイクマ出店問題で、もっと責任ある指導的な立場に立つことができたであろうと思います。極めて残念であります。いつまで検討すれば気が済むのか、やる気があるのかないのか、こう言いたいところでありまけれども、大きな声を張り上げたからといって事が進行するわけでありませんので、静かに質問をしていきたいと考えております。具体的な質問に入る前に、ダイクマ進出問題をめぐる南平地域の現状と大型店舗、小売業、大資本の進出をめぐる情勢などについてこの機会に若干触れておきたいと思います。御承知のように南平七丁目に株式会社ダイクマが出店計画を進めているとの情報が伝えられ、既に１年半が経過をしておりますが、その間、南平地区ダイクマ出店反対同盟による反対請願が超党派の議員が紹介議員となって２万8,２０５名の署名が付されて提出をされ、さらに、ダイクマ南平出店促進を図る市民の会による賛成請願が、2,９７４名の署名が付されて提出をされ、建設委員会による請願審査が今日なお継続されております。南平駅を中心に出店反対、出店促進の運動が地域住民を二分した形で展開されていますけれども、この１０月には、ダイクマの南平への出店が地元商店にとって、また、地域住民にとってどういう結果をもたらすのか、商店の営業や地域の住環境にどういう影響をもたらすものか、こうした立場から鋭意検討を進めていこう、こういうことで２カ月前にダイクマ出店問題を考える会が発足をし、既設ダイクマ店の現地調査や何回かの懇談会が繰り返されてきております。さらにまた、南平地区ダイクマ出店反対同盟では、御承知のように単に反対するだけではなく、

代案として南平カルチャルショッピングプラザの計画概要を発表し、積極的な提言も行ってきております。大型店舗の進出問題は、これまでにも高幡不動駅前、豊田駅北口、日野駅、さらには南平へのボーリング場の進出などで、小売商店や地域住民による反対運動を誘発してきた経過がありますが、小売業大資本の急激な進出を契機として、今日の我国の小売商業は、かつてない深刻な矛盾に直面をしております。第一には、大手スーパーなど小売業大資本の急激な進出が、小売業の店舗と売場面積の著しい過剰をつくり出し、激しい競争を通じて中小小売業者の多数を倒産、廃業、兼業化に追い込んでおります。第二には、小売業大資本の急激な進出が、地方経済をめぐる矛盾を一層激化させております。第三に小売業大資本の進出は、地域社会の矛盾を一層拡大をし、町並みや住環境破壊、少年非行化など真刻な問題の増大を促しております。こうした地域の住環境を破壊しながら、資本の力にものを言わせて既存の小売店を押しつぶしていくような小売業大資本の進出は、本来法律によって規制していかなければなりません。しかし、現行の大規模小売店舗法は、１９７８年に共産党以外のすべての政党の賛成によって改正されておりますが、その内容は、規制対象面積を５００平方メートルまで引き下げる、自治体市長の規制権限を認めるものとなっておりますが、届け出制は、そのままで法第５条に基づく届け出後、最長9ヵ月で見切り発車を認めてしまう重大な改悪点を含んだものとなっております。大店法の特徴を私なりに整理をしておりますと、次のように5点に位置づけられるかと思います。第一は、面積、営業時間などの調整だけであること、第二に５００平方メートル以上の大中型店舗のみを対象としていること、第三に出店を前提とした調整法に過ぎないというものであること、第四に、発生ごとに対応し個別に解決するものである。第五に、市町村には全く関与をさせないものである。以上のように大規模小売店舗法は、小売業大資本の進出に対して何ら歯どめにならないものになっている、こういう実態があります。ダイクマの南平出店計画をめぐる情勢と背景は、以上のようなものであろうと理解しておりますが、前置きはこのくらいにしまして、具体的な質問をしたいと思います。

質問の第一は、南平へのダイクマ出店計画に対して行政の長たる森田市長は、どういう認識を持っておられるのか、まずお答えをいただきたいと思います。

第二には、ダイクマが出店された場合、周辺の既存小売店がどのような影響を受けると考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

第三点は、地域の住環境への影響についてどのような受けとめ方をされているのか、以上とりあえず3点お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　南平七丁目の駅に近い位置にダイクマと言われるディスカウントマーケットといいますか、これの出店計画があることそれに伴って地域の当初商店街から始まった運動だと思いますが、それの出店阻止の運動とだんだん対立のエスカレートしつつある傾向について憂慮いたしております。何回かそれぞれのこのパンフ資料等も送られたものを見ております。それから、直接市民相談等で反対の側に立つ幹部の方の意向も伺ったことがあります。私の当初感覚的に答えましたことは、日野市の特に周辺、商業圏といいますか、あるいは消費者のニーズといいますか、これについてそうその大型の供給体制が必要とは考えられないということ。それから、既存の類似商店が、相当打撃を受けることも推測されますから、地元行政、あるいは一般政治というものは、一生懸命に努力をしている役所の立場の方に力を支える、こういう立場は大切だというふうに考えておるという程度のことを申し上げたことがあります。その後直接じかには状況を伺ってはおりませんけれど、一面にはその他のこの近隣商店街、あるいはスーパーなども参加して正確にはわかりませんが、何か問題となるような感がしないでもない、こういう印象を持っております。地域住環境への影響ということになりますと、車が近隣周辺都市からも購入のために来る人が多くなるということで、現在でも交通の頻度の高い川崎街道筋でもありますし、これ以上つまり無用の混乱、摩擦ということは、地域社会、あるいは地域の行政として望ましくないという関心を持っておるところであります。それぞれのこの法に基づく前段の調整機能があるわけでありますから、一段階はそれにゆだねるということもなければなりませんし、そのうち今言われておりますところの今後こういうことがしばしば起こるとすれば、大型店舗の出店規制等の自治体としての要綱、これらも検討すべきだというふうに考えておるところであります。まだ結論ということは、断定しかねておりますけれど、状況を関心を持って見守っている、こういう状況であります。以上です。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照馬君）　再質問をいたします。

ダイクマの５８年度ディスカウントホームセンター業種での売上高ランキングは、５５８億1,０００万円で第一位であります。南平地区、ダイクマ出店反対同盟によるダイクマの南平での売上高予測は、年間８８億4,１９０万円となっております。この売上高は、日野市内に既存

する競合小売店の全体の売上高年間６０億6,５００万円をはるかに上回る額ですから、深刻な打撃を受けることは間違いありません。反対同盟では、ダイクマ大和店周辺の競合店を対象に聞き取り調査を実施しております。その結果によりますと、５５件のうち４９件調査対象の８9.1％が売り上げがダウンし、大きな打撃を受けたと証言をしております。ダイクマの出店によって、広範囲にわたって競合小売店が極めて大きな影響を受けることは、議論の余知は全くありません。中小小売業の多くの商店の皆さんがダイクマ出店を死活問題として、深刻に受けとめ、市当局に対して、熱心に協力要請を繰り返してきております。本来市民の命と暮らし、営業を守る立場を貫いて行政を執行していく、このことを基本とする市当局に対して、ダイクマの進出をおさえて、おれたちの私たちの営業と暮らしを守ってほしい、何とかしてほしい、こういう大きな期待を持って協力を求めてくるのは、極めて当然であります。表面だって全くなすすべもない、全く動かない、ただ成り行きを見守るだけ、こういうことだけだとしたら、市民にとって中小商業者にとって行政機関は、市当局は何なのか、その行政責任が問われることになるのではないかと私は思います。市当局として、業者の死活問題となっているダイクマ出店問題にどう具体的に対応しようとしているのか、要綱を検討する段階では私はないと思います。積極的な取り組みを求めるところであります。南平の小売商店の一部の人たちから、核店舗としてダイクマを誘致し、遠来の客を引きつけて活性化を図りたい、こういう意見があることも私は承知をしております。京王ストアやスーパーアルプス、イゲタヤなど大型店舗の進出やさまざまな要因からくる購買力の低下などによって南平の小売商店の売上高が年々ダウンをしてきている現状にあります。それだけにダイクマに淡い期待をかけている、こういう実情も私は十分理解をしているつもりであります。しかし、ダイクマの宣伝広告につられてある商品を購入しに遠くから車で乗りつけてくる客がついでに帰りに周辺の商店に立ち寄る、こういうことは、私の経験からしても考えられないことであります。数多くのうち何人かはいるかもしれませんけれども、とてもとても活性化につながる、そういう進出は期待できないと私は考えております。ダイクマ誘致が即活性化につながるというのは、幻想に過ぎないと私は思っております。この点についての見解も伺っておきたいと思います。さらに、続けて住環境への影響についても触れなければなりません。私は、去る１０月７日の日に、横浜市のダイクマ田奈店の現地調査に行ってまいりました。これは、そのときの写真も一部含まれておりますけれども、今市長にお示しした写真は、ダイクマ店周辺の交通渋滞の状態、そして、裏通りなど空き

地という空き地にすべて違法駐車がされる、それに基づく周辺の環境の悪化は大変なものであります。既設ダイクマ店の実態調査を行った結果、ダイクマ店の最大の特徴点は、遠方からマイカーが乗りつけてくる、その客が圧倒的に多いという点であります。そのために地域住民にとっては、交通渋滞と車による騒音、排気ガス、裏通りなどへの違法駐車、さらには遠来の客が捨てていく空き缶やゴミ等の散乱、そして、児童生徒への少年非行化の問題、小学生の交通事故の多発などなど、さまざまな環境破壊が押しつけられる結果を招いております。町のたたずまい、地域の生活環境にとって重大な障害となることは、その写真を見ても明らかであります。私は、この田奈店の近く裏通り、近くといってもダイクマ店から約２００メートルくらい離れた裏通りのある一軒のうちで状況を聞いてまいりました。その人は、こういうふうに言っておりました。自宅のある裏通りは幅５メートルの道路でありますけれども、左右両サイドにびっしり買物客の車が駐車されている。車の出入りが激しい。そして、路上にとめてある車への当て逃げも数多く見られる。そのうちには自宅の駐車場が置かれているわけですけれども、時々これが無断で使われてしまう。帰ってきても自分の車を駐車場に入れることができない。その客が帰るのを待って詰問すると逆におどかされる、こういうケースもあったと言っておりました。道路の両サイドに違法駐車されるために閉店時間前に帰宅しても、自宅の駐車場には入れない。閉店時間を待って帰宅しなければならない状況だということも訴えておられました。警察に１１０番しても一時は緩和されてもまた３０分もすればもとに戻ってしまう。最近は根負けしてあきらめてしまっている、こういうことも言っておりました。買物客の車が通るコースの側溝はどこもゴミや空き缶だらけ近所の人はその掃除に追われている、こういう状況も見たり聞いたりしてまいりました。また、ダイクマ店駐車場待ちの車が数珠つなぎに渋滞しているために急患の車が通れずに大騒ぎになったことがあった、もし、火事の場合にどうなるんだろう、こういう心配も訴えておられました。さらに、横浜市田奈店の場合、５８年４月に開店されておりますけれども、１年半の間に８名の学童が交通事故に遭っている。最近では、親が学校まで迎えにいくケースが多くなったとも言っておりました。さらに、地元とダイクマとの間でいろいろ覚え書きをそれぞれ交わしているけれども、何を協定していようとも何一つ守られたことがない。店長がくるくるかわって、私は知らない知らないの一点張りだ、こうも言っておりました。また、年に何回か安売りをしたといっても地元住民は、ほとんど利用しない、遠来の客だけが広告につられて殺到する、そういう状況にあると言っておりました。そして、

結論としては、地元の人たちは、今になってこんなはずじゃなかったということで一様に後悔しております。ダイクマは、周辺の環境をいかに破壊をするか、こういうことを訴えておられました。私は、現地を自分の目で見、そして、その実態を自分の耳で聞いてこのダイクマ出店反対の請願一紹介議員となってよかった、こういうふうに実感をしております。この問題を地域住民の１人として黙認をする、成り行きをただ見ているだけ、こういうことにはならないと私はつくづく思いながら帰ってきたわけであります。大変な環境破壊になる、このことを私は強調しながら、市行政として、こういう住環境の破壊の問題に対して、どう対応しようとしている、どう考えておられるかを伺っておきたいと思います。さらに続けますけれども、将来に向けての町づくりの観点から、この問題を見た場合、どういうことが言えるんだろう。南平を中心とした周囲の環境と各種公共施設の現状から見て、将来に向けてどういう町づくりを進めるべきなのか、行政側としても大きな課題であります。小売業者と消費者である地域住民が、共存共栄する快適で活力ある町づくりは、どうあるべきなんだろうか、行政側はもちろんのこと関係住民として、この時期に真剣に考えてみる必要がある重要課題だと私は考えております。御承知のように今、南平駅を中心に周辺には保育園が3カ所、幼稚園が2カ所、小学校3校、中学校2校、そして七生中には夜間照明施設が設置をされております。さらに、学童クラブ2カ所、代々木ゼミがあり、中大の学生寮がある、地区センター、集会施設が１２カ所、そしてゲートボール場、老人農園、そして、近くには都立高校が建設をされます。そして、児童遊園や公園等が約３０カ所あの地域には配置をされております。そして、将来構想としては、あの浅川を利用して、自然公園計画をつくろう、市民の憩いの場をつくろう、こういう計画も進められつつあるわけであります。さらには、平山都営の東側に私立高校のグラウンドが計画されているやにも聞いております。こうして地域の環境を考えてみますと、浅川の清流と多摩動物公園の緑に挟まれて、こういう現在の周囲の環境を考えてみますと、緑と清流の学園とスポーツの町づくりを目指すことが現状に最も即した町づくりの方向ではないか、このように私は確信をいたしております。そこで、市長初め市当局が、こうした周囲の環境との関係で南平の町づくりの将来構想は、どうあるべきかと考えておられるのか、この点を伺っておきたいと思います。とりあえず以上再質問をいたします。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答え申し上げます。

再質問の１点目でございますが、競合小売店対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

御質問の中で、反対同盟が出ております年間の売上高８８億円をお使いになっておりますが、ダイクマ出店計画の中で、出されました年間の販売予定額は４４億1,０００万円でございます。これは、ダイクマ側の出店計画の中にあります資料でございます。取り扱いの商品は、食料品を除く日用品、あるいは雑貨全般、したがいまして、紳士服、婦人服、一般的な衣料品、寝具、履物、かばん、家電製品、カメラ、時計、眼鏡、レコード、楽器、小物、家具、園芸用品、日曜大工用品、カー用品、スポーツ用品、レジャー 用品、玩具、文具、台所用品、雑貨品、化粧品、ペット用品、こういうものが出店計画の中に載っております。したがいまして、地元の小売店に与えます影響は、これらと同じ業種の小売店には影響は避けられない　このように考えております。ダイクマの出店計画の中にございます年間の売り上げ４４億1,０００万円、これを年間365日から、日曜日の五十二、 三回と祝日の日数を足しまして、大体年間営業日数を３００日といたしますと、１日の売り上げが1,４７０万でございます。 1,４７０万の売り上げが1日にございます。この1,４７０万の売り上げが全部ダイクマ店に行って買われるお客さんだけではなくて、あるいは外商部門などもあって大きな商いをやることも考えられますから、一概に申し上げられませんが、１人のお客さんが大体3,０００円平均の買物をいたしますと、この1日の売り上げ1,４７０万を3,０００円で除しますと、4,９００人ほどのお客さんがダイクマに行かれる、こういうことになりますと、その4,９００人の過半数の方は車利用ということも考えられますので、交通問題も避けられない問題であろう、このように私どもは考えておるわけでございます。このように小売店に対する影響、それから、住環境への影響、これは避けられません。田奈店の例を先ほど出されましたが、現在川崎街道を通過いたします自動車数は、１時間当たり上下線とも６００台から７００台程度の車の台数があそこを通過いたします。それに加えてお１人3,０００円平均の買物をなさいますと、4,９００人の方がダイクマに行かれる。仮に5,０００人といたしまして、その７割3,５００台の車がふえるという計算になりますが、先ほどお答えしたとおり、外商部門などあれば、この数字はさらに低くなるように思います。この小売店対策でございますが、御質問の前段にございましたように、大型店舗の規制といいますか、規制の問題に関しましては、市町村が全く関与できないという立場にございまして、これが、私ども商工業者をあずかる者にとっても大変頭の痛い問題でございます。直接的には

関与できませんで、現在商工会の中に設置されております商業活動調整協議会、この調整協議会の中の特別委員に助役の職にある者が就任いたしまして、そこで市側の意見を申し上げるその程度が、正式なルートに乗りました関与できる線でございます。私どもも決して手をこまねいてただ眺めているだけではなくて、ダイクマの大和店でございますとか、それから、ダイクマ側の開催いたします地元への説明会ですとか、そういうところには必ず出向いておりまして、正確な情報をキャッチするように努めております。そして、その情報を商工会など関係機関などに流していささかなりともその役割を果たしておるわけでございますけれども、私どもの立場としては、非常に苦しい立場である、中立性も守らなければということで、非常に苦しい立場であるということを御理解いただきたいと思います。とりあえず以上お答えさせていただきました。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　再質問の3点目につきまして、私の方からお答え申し上げます。

ダイクマが出店を予定しております地域南平七丁目付近でございますが、この地域の開発状況、現在の状況でございますが、自然発生的な市街地の形成が行われてきております。その結果として過密化が現在においても進行中でございまして、南平の駅を中心といたします南北の都市整備というのは、これからも快適な環境を確保するためには当然必要となってくる問題でございます。その手法といたしましては、面的な整備、すなわち現状では区画整理、あるいは再開発というような手法が考えられるわけでございます。しかしながら、現在のところでは、地域の住民の方々とこういった点について具体的な話し合いというものを持っておらない状況でございます。しかし、将来の方向としては、やっぱり面的な整備ということをここの地域においても当然必要になってこようかと思います。そういう中で、地域の住民の方々と将来日野この町づくりについて話し合いを行い検討を重ねた上で、市街化予想図というものを将来はつくっていく必要があろう、というふうに考えておるわけでございます。そういう中で、ダイクマの店舗ができるということは、将来の計画についても抹消になるということは考えられます。しかし、現在ですぐこれに対応するという手段というものはないわけでございまして、今、私どもが開発についての指導を行っております指導要綱の中で、行政指導を行うということも、当面の一つの方法かと思います。また、一部要綱の改正も行いまして、一定の面積を持つ商店

等の規制を行うという方法もあろうかと思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　市長から補足的に発言ございませんか。後でもいいですけれども、市長からは、最後にまとめ的に御回答をいただくことにして質問を続けたいと思います。今、精いっぱいの回答かなという気もしますけれども、もう少し具体的に積極的に御答弁をいただきたいというふうに思っております。私の手元にダイクマ出店について地域の皆さんに訴えますというダイクマ出店問題を考える会でまとめたものがあります。それを紹介しながら、質問を続けたいと思いますが、この考える会の訴えではこう書かれております。南平にダイクマが出店されると、第一に遠方からマイカーやバイクによる客が殺到するため表通り（都道）が渋滞し、沿道の商店は客から敬遠されるようになってしまう。第二に、現在市内循環バス路線の早期実現を求める請願署名運動が進められつつあります。ダイクマが出店されれば、バス路線の実現の見通しが全くなくなってしまう。第三に駐車場からあふれた車が周辺の路地裏に数珠つなぎに路上駐車をしてしまい、自宅の駐車場が使えなくなってしまう。第四に路上駐車の客が捨てていく空き缶やごみ、たばこの吸い殻など周辺住民が大変悩まされる。第五に子供の交通事故が急増するようになり、その対策が深刻な問題になる。第六に、広い店内に定員の配置が少ないこともあって、万引など子供の非行の温床になりかねない。第七に、横浜市田奈店の例では、地元との協定書は全く無視され、何一つ解決されずに放置されている。第八にマイカーによる遠来の客を中心とした商店が形成され、地元消費者には公害だけが押しつけられる結果となる。そのため地元消費者が、ますます地元商店をここから離反してしまう。第九に、遠来の大商店と遠来の客によって地元が振り回される結果を招くことになり、地元の商店、住民にとっては、百害あって一利なしとなる。第十に、南平駅を中心とした将来の町づくり構想にとって資本の力による一方的な開発は、重大な支障をもたらす、という１０点に問題点をまとめて訴えております。私も実際に現地を調査してみて南平にもしダイクマが進出されれば、この訴えのような状況がつくり出されるということは明らかではないかと思います。単にそういうことを懸念をし、心配している住民だけの問題ではなしに市民の暮らしを守る、営業を守る、環境を守るという基本的な市の責務からいっても、もっと積極的な市当局の対応が求められているんではないか、私は、こう考えております。以上考える会の訴えを紹介したわけでありますけれども、この点について事務当局でも市長でも結構ですけれども、感想なりお考えを

伺っておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中で、申し忘れましたが、競合の小売店対策でございます。現在、私ども産業経済課の中で行っております施策の一つに中小企業への融資あっせん事業というのがございまして、本議会にも補正予算２００万円ほどお願いしたところでございます。この施策は、非常に商工業者に喜ばれている施策でございまして、私どもも年当初にいただいた予算がなくなりますと、それに必ず補正をして需要にお答えをしていく、こういう体制で今までやってきております。大型店が仮に進出をいたしますと、地元の各小売店業者は、その大型店にない持ち味を出すべくいろいろ創意工夫をなさっていただかなければなりません。それについては、必ず資金的な必要が出てまいります。そういった資金的な需要運転資金、仕入れの方法を変えたいとか、あるいは店舗のレイアウトを変えたい、設備資金、そういった運転設備資金の融資、市から利息の補助もやっておりますが、そういった制度を今後より一層拡充、充実をさせてまいりたい。このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　このダイクマ出店の件につきましては、その賛成、反対それぞれの理由及び立場があるように思いますし、今、御指摘のその環境に生活破壊と言われるほどの影響をもたらす車公害、このことは十分あの狭い奥行のない地域でありますから、起こり得るというふうにも受けとめるわけであります。議会にその初めに反対側の請願があり、次いで賛成側の請願もされておるということで、これもまた随分長い期間御審議をいただき御苦労もおかけしているというふうに承知しております。そして、出店ということは、経済行為でありますから、いわゆる需要供給の関係の円滑な流通という意味から言えば、現状の法制度が、ある範囲においては、なかなか私どもの地元自治体の権限という部分が無力であります。したがいまして、市内のもめごとを手をこまねいて放置するということは、限度があると思っておりますし、議会の対応がどのように判断をされるか。かつて小平市でダイエーの出店の際に、議会がいろいろな関係で非常にもめたということも伺っておりますので、なるべくそういうその政治紛争というような形をとらないように、あるいは感情の対立という形をとらないように、日野市の将来の発展のこともあわせ、また、地域住民の御意見も十分耳を傾けて、そして、適

切な調整機能を持ちたいものだ、このように今、考えておるところでございます。機会を見まして、議会の御意見も聞き、一歩を踏み出したい、このように考えております。以上であります。

○議長（高橋通夫君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　質問の冒頭紹介をしましたけれども、この大型店舗進出による中小小売店への重大な影響これを取り除く、つまりその対策として条例化なり要綱の策定が必要ではないか、こういう提起をしてきているわけですけれども、今、ダイクマ出店問題が大変大きな問題になってきているこの時点で、今のような御答弁では、ちょっと私は納得できません。もっと早い対応があってしかるべきだというふうに思うんです。これから検討するという段階ではないというふうに思うんです。けさの新聞で御存じのように、八王子で中型店規制要綱を作成した、５００平方メートル以下のものも対象として届け出を義務づける、そして、行政側として指導をしていくということですが、この指導に従わない場合は、市長が店舗面積の削減などを勧告できる。もう一つの要綱の柱は、小売活動調整委員会を設置していくということで、学識経験者３名、消費者代表２名、商業代表２名、計７名でこの委員会を構成していく、ということが新聞で報道されております。八王子市のほかに多摩市でも同じような指導要綱がつくられているやに聞いております。私は積極的に半年も１年も考えなければまとまらないというものではないと思います。（「バスなんか３年だもの」と呼ぶ者あり）この点について積極的な御答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど指摘したさまざまな経済情勢、周囲の状況から来る南平の小売商店の売上高が年々低下している、こういう問題であります。そのために何とか活路を見出したい、こういうことからダイクマを核店舗に見立ててそれに期待をかけている、そういう実情から来る一つの展望といいますか、期待これは当然であります。しかし、私が申し上げたように、ダイクマの出店が、そのまま地元の商店の活性化につながるというふうには、どう考えても私には考えられない。そういう南平を中心とした商業の発展といいますか、活性化の問題、重要な問題であります。この問題に対する行政としての対応の問題、もう一つは、先ほども強調しましたけれども、車を中心とした公害問題、住環境の破壊の問題があります。この問題も市行政として、きちっとした責任ある対応が求められているわけであります。私は、将来に向けてこの問題を考えた場合に、やはり南平の近い将来の町づくりの方向、これをどう定めていくか、これ

が最大の私は問題だろうと思っております。そういう商業の発展の問題、地域の住環境を守る問題、さらには町づくりの構想の問題、要約すればこの３点に絞られるかと思います。一つ一つ対応するのではなしに、総合的に行政側として対応していく、このことが必要だと考えております。ぜひ、ひとつ市行政として、その三つの重要課題について、きちっとした対応をしていく、このことの積極的なお答えをいただきたいわけであります。

もう１点、活性化に関連した問題であります。どうしても遠来の客を誘致したい、そのことによって活性化を図りたい、こういう要求にこたえることの一つとして、これは検討課題でありますけれども、例えば多摩動物公園の北門を開設する、これも検討課題に値する問題だと思います。私は、市が積極的な姿勢で東京都とも折衝する場合によっては、東京都として、人件費その他の関係で、なかなかその要求にこたえられない、こういうことも考えられます。その場合には、例えばこれは一つの考え方ですけれども、高齢者事業団などに委託という形で、その門の要員を配置していく、こういうことも考えられていいんではないか、こう思います。この点は何も車公害や環境破壊をもたらすダイクマを誘致してそれに淡い期待をかけるということではなしに、多摩動物公園の北門を開設することによって、多くの客を南平に誘致する、こういう可能性も考えられますし、積極的に検討していく課題ではないかというふうに思います。この点についても市長のお考えを伺っておきたいと思います。以上３点お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のとおり、車公害による裏通りまでの生活に及ぼす悪影響、このことも他の例で十分あり得る、このようにも思うわけであります。活性化の問題ですが、よそから来る資本が活性をして、地元が衰えたんでは求める活性にはならないわけでありますので、活性化の問題は、また新たな観点を持って検討もしなければならないと思っております。動物園の北門を開いて、そして、一つのまた客の道筋をつくる、ということは現地に行ってみます際に、大里１号のもうその頭の上には動物園のコアラの建物があるわけでありまして、（「トンネルを掘ればいい」と呼ぶ者あり）そういうことも決して不可能ではないように思いますし、よく私どもも冗談を含めてそのことを話題にしております。もう一遍このことも検討してみたいと思います。

それから、いずれにいたしましても、いわゆる制度的な権限ということの上にやはり地域社

会の住民のこのニード、このことが一番大切なことだと思っておりますので、それらのことも含めて、広範な課題を十分考えて、そして、一定の時期に指導に乗り出す。また、指導のできる要素を十分整えておくということも大切だと思っております。いずれにいたしましても、地主さんがあり、また、店舗になる建物をつくる屋主があり、また、出店の計画がある。スーパーは、大体そういう形で取り組まれておりますから、どこを一番決め手にすることができるかということもあろうかと思いますので、地元本位に事柄を考えてみるということで、その根拠のもとに適切な指導ができればというふうに思っております。ぬるいと言われますけれど、大体そういうことでなければ皆さんにも納得がいただけないだろう。特に感情的なあるいは政治的な紛争には絶対にしないようにしたい、これが私の真情でございます。（「事務当局補足ありませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　私の方から当該地域の町づくりについてのお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、ここの地域については、私どもも将来構想としては、やっぱり整備が必要であるということを痛感しております。このまま放置しておきますと、現在空地になっているところも乱開発をされる、現在もその乱開発が進んでおるという状況でございます。したがいまして、地元の方々と十分話し合いの上で、ここの地域も整備をしていこう、というふうには考えております。ただそれには時間がかかります関係上、現在の問題点についての整備に当たっては、私どもは、現在開発要綱を持っております。その要綱の一部を改正いたしまして、大型店舗等が、この開発要綱に適応してくるような形で、改正をしていく必要があるということで、その点については、もう既に検討してございます。それで、他市の例でございますが、開発指導要綱の中に、明確に商店、商業という形を記している要綱を持っている市もございます。したがいまして、私ども、現在のこの要綱の中で、当面はこういった問題点を整理することで対応していきたいと考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答え申し上げます。

多摩動物公園の北門の開設の問題でございますが、私どもは、１１月２０日、コアラ公開に先立ちまして、各関係の行政機関が集まってその対策を練った席上で、コアラ対策の意味合い

から、北門を開設していただきたい、こういう要望を動物園側にお伝え申し上げました。その場では御返事がなかったんですけれども、つい最近動物園の庶務係長から電話で東京都は、いろいろな事情があって、推測でございますが、経済的な事情もあるんだろうと思います。人員的な事情もあるんだろうと思いますが、事情があって北門の開設については非常に消極的な御返事をいただいております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　質問を続けます。

都市整備部長から今ある住みよい町づくり指導要綱、この部分的な改正でとりあえずは対応している、つまりその指導要綱の中に商業も対象としてつけ加えるということで、既にその要綱の改正案がまとまっているというふうに御答弁がありました。ひとつこれまでるる申し上げましたようにこの問題は、大変南平地域にとっては重要な問題であります。成り行き任せであってはならないと思っております。ぜひ積極的に実行ある指導要綱としてまとめ、そして、対応していただきたいということを要望しておきます。そして、さらにそれだけではなくて、保谷市、あるいは八王子市で、既に要綱を策定をして、先ほど申し上げましたような対応をする、こういうことがもちろん市民の運動を背景にこうした対応がされているわけであります。この点について具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから、総合的な検討でありますけれども、このことが私は、一番重要だと思います。商店の活性化、地域の商業の振興、住環境を守るという課題、将来の町づくりの問題、そうした総合的なひとつ検討がどうしても必要だと思います。その点についてまだはっきりしたお答えがいただけておりません。ぜひ私の質問の意のあるところをくみとってきちっとしたお答えをいただければというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほど生活環境部長の答弁の中に、日野市の商調協の助役が委員になっておるというふうな報告もあったわけでございます。それも含めまして、今後の対応について御答弁申し上げたいと思います。ここで特別委員の辞令をいただきました。ちょうど１年ちょっとになるわけですか、２回目の辞令をいただきましたので、この間の経緯でございますけれども、２件ほど審議をしておるわけでございますけれども、１件は、京王ストア高幡店の中に、すし屋さんが店舗を大きくする、こういう案件でございます。これはすしを中でお

食べになるというお店ではなくて、持ち帰りのお店というふうなことで、広範な商業活動への影響ということでございます。何キロぐらいのお店に影響が及ぶだろうかというふうな審議等もいたしております。それから、実際に商業者といいますか、すし屋さん、商業者の影響という意見等も聞いて審査し、結果はそう大きくなるわけじゃございませんので、認めておるわけでございます。いつ休日、あるいは営業の時間さっき指摘がありました。そのような審査等もしておるわけでございます。もう１点は、万願寺の都道のふちに高速道路とちょうど上下で交差する近くでございますけれども、パークというお店がございます。これは大店法の規正の５００平米以下でございますけれども、４００平米程度でございます。このお店につきましては、大店法の５００平米以下でございますので、指導という形で商工会の事務局の方々が大変御苦労されているわけでございまして、そういう意味での報告等をお聞きしたわけでございますけれども、パークというスーパーが開店いたしました。いろいろと実際には５００平米以下でございますけれども、指導しておるわけでございます。影響を見ますと非常に南平という地域と違いまして四小のちょうど南に当たる都道際でございます。新しい四小がございまして、新しい新興の住宅が四小の周りに幾らかできている。それから、日野万にかけてはもともとの農家を中心にした旧部落があるというところでございますので、スーパーができましたので、非常に大きな影響が出ておるわけでございます。非常にもともとの店舗が小規模だということでございましょう。倒産に追い込まれた店等もあるわけでございます。そういうふうな事例を審議したわけでございますけれども、ダイクマにつきましては、まだお話等はまだ商調協の中では出てないわけでございます。商調協が動き出すということにつきましては、正式な出店の計画書の提出ということ等がございまして、その後のことになるわけでございますけれども、正式な出店の計画というものが、この夏ごろですか、１０月ごろ出されたというふうなこと等を聞いておるわけでございまして、それ以上の商調協におけるところの情報の提供等はないわけでございますけれども、商調協の委員としましては、非常に関心を持ちまして、それぞれ地元、あるいは要するに地元商店街、あるいは商工会、それ自体の中でも大変な大きな事件になっているわけでございますので、大変憂慮しておるわけでございます。そういうふうなことで、今、御指摘がございました御意見等十分しんしゃくいたしましてこれに早急に対応していかなきゃならん、こういうものだろうと思っておるわけでございます。

それから、調整の手段でございますけれども、冒頭に指摘がございましたように、直接非常

に休日の調整だとか、それから、出店時間、開店時間、それから閉店時間だとか、いろいろな調整だとか、それからフロアの調整だとかというふうなことで、非常に間接的な調整手段しかないわけでございます。これらについては、日本の経済というのが、自由経済主義をとっておるというふうなところにも非常に難しいところがあるんじゃないだろうか。それから、市が調整するということにつきましても、いろんな問題が出てくると思います。先ほどからいろいろ御指摘されました、今からよく検討するとか、今から包丁を研いでだというふうなことじゃだめなんだ、御指摘のとおりでございます。早急に内部に検討委員会をつくりまして、それで、対応していきたい、このように考えておるわけでございます。いろいろと議会の審議、あるいは商工会の中でもなかなか火中の栗といいますか、燃え盛る火の粉というような状況等もございまして、それを幾らかでも静めていくということから始めるべきだろう、こう思っておるわけでございますので、それらの問題も含めまして、内部に検討委員会をつくりまして、御趣旨に沿うような早急な作業手段をとっていきたい、こう思っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　１点だけ最後に伺ってそしてまとめの意見を述べて終わりたいと思いますが、これまでの経過の中で、何としても納得できないのは、先ほどから強調しているようなさまざまな問題を抱えたこの問題で、地域住民が一度も説明を受ける機会もなければ話し合いの場もない、大店法でも、商調協にしても地域の住環境、あるいは町づくりの問題、こういうことについて関係住民の意見が反映されるという機会がない、場が与えられない。ここが最大の私は問題だろうと思います。単にダイクマ問題は、商店の問題だけではありません。地域のすべての住民の共通した問題であります。そういう点で、市側の積極的な対応を求めているわけであります。行政側として、ダイクマに対しても商店に対する説明だけではなしに、地域住民に対してもきちっとした説明、そして、話し合いの場を設けるようにそれは働きかける必要があると思います。その点では商調協の具体的な協議、検討の中で、こういう意見も積極的に反映していただきたい、こういうふうに思うんです。その点１点伺っておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　この夏でしょうか、問題の商店が商業者との間が大きな焦点になっているという現状からでしょうか。南平、あるいは日野市全体の商工会の商業者の方々を

相手にしての説明会というものが１回開かれたようでございます。そのときは、地元の商店会の方々が何名か御出席になったようでございます。問題の要するに現状の状況が商店会の方々との関係になっておりますので、第一段としての説明会が、そういう計画になったろうと思います。おっしゃるとおり住民の方の影響とあるいは被害というものが、これが大きな問題でございますので、等閑視されるべきではないかと考えておりますので、その面についても要するに間へ意向として申し入れていきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　最後に簡単に意見を述べて終わりたいと思います。

第３期革新日野市政として、これまで森田市長を中心に重大基本政策を掲げてこれまで積極的に市民の要求にこたえて精力的な施策の前進が図られてまいりました。時間の都合でいちいち申し上げませんけれども、ただたった一つまだやり残した仕事があります。それは、次に掲げる施策であります。大型店舗の進出を規制し、町づくりも含めて中小商工業者の振興体制を充実するという政策、公約であります。あと３カ月任期がございます。この間にこの公約の実現を果たしてきちっと地域住民、商業者の要求にこたえていただきたい、ということを最後に強調して要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって５の２．大型店舗規制要綱の制定についてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時４０分休憩

午後　１時３２分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場弘融君の一般質問６の１は取り下げの申し出がありましたので取り下げます。

６の２．１２年間の森田市政は、市民本位の市政であったのか（一貫性のなさという観点から）についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（馬場弘融君）　　議長のお許しをいただきましたので通告に従いまして質問をいたします。

既に私ども新政会の石坂議員、市川議員がほぼ同じ趣旨の質問を取り上げておりますので、重なる点が多いかと思いますけれども、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。森田市政の評価につきましては、いろいろと議論のあるところでございますが、来年の４月には市長選挙が行われます。そこで、私なりに３期１２年の森田市政を総括し、市長がよく言われるとおり市民本位の市政であったのかという点を警鐘してみたいと思います。これまでに取り上げました一般質問等の素材を中心に一貫性のなさといった観点から大きく三つに分けて話を進めてまいります。

初めに大きな一つ目として、全般的な市政についてであります。私は、森田市政の最大の欠陥は、歴史の中に現在の市政を置く、こういう観点を持たなかったという点にあると思います。以前にも申し上げたことではございますけれども、都市の発展段階に三つの時期がある。第１期が人口の急増期である。第２期が人口の伸びがゆるやかになる時期である。そして、第３期が人口の伸びがとまる時期である、この３段階であります。森田市政の１２年間は、この三つの段階のうち、人口急増期がようやく終り、その人口の伸びがゆるやかになる時期、つまり、第２期に当たっていたと思います。そして、この時期に日野市が取り組むべき課題は既に言い古されたことではございますけれども、下水道とか、道路、あるいは公園などのいわゆる都市基盤の整備、つまり、ハード面の施策であったはずであります。ところが、森田市政は施策の順位を全く逆転をさせ、早くから次の時期第３期に行うべきソフト面の施策に重点を移してしまいました。ここに二つの資料を持ってまいりました。いずれも森田市長を支えている豊かな革新日野をつくる市民の会、こういうものがつくりましたパンフレットといいますか、ビラといいますか、そういうものであります。一つは、御存じ前回の市長選挙の際の確認ビラであります。それから、もう一つは、昨年の暮れにつくられました、ことし１年間のカレンダーがついている森田市政ＰＲのポスターであります。実は、この二つの資料の中に、森田市政が全国に誇れる実績、１０年間の日野市政、ほぼ同じような内容のものが載せられております。それを見てみますと、実績として、憲法を市政に生かそうというスローガン、緑と清流を取り戻そうというスローガン、核兵器廃絶平和都市宣言も宣言しましたということ。さらに、農地の宅地並課税１００％還元、さらにいろいろ飛ばしますが、駒形の渡し船、すべての幼稚園、保育

園にこいのぼりを送る、これが数々の実績の一つとして挙げられているわけであります。さらに、東京で初めて障害者青年少年学級を開いた。これも以前に指摘したことがございますけれども、実は委託の行政であります。日本一の図書館行政、これは、御承知のとおり前任の市長さんが既に基礎をつくられた行政であります。私は最後に一つあります中学校の食堂方式の学校給食、これだけは、しかるべき評価をしてもいいかと思います。これを見ますと、皆様もお気づきのようにいわゆるソフト面の施策ばかりでございます。いわゆる下水道だとか、道路だとか、公園がどうしたとか、そういったものは、いわゆる誇れる実績の中に全く挙げられておりません。一方よく各議員さんが取り上げますけれども、昭和５４年の１２月に出された日野市住民意識調査、市民がどういうものを今要求をしているか、それを調べた資料でございますが、この中では、市民からは、日野市が最も力を入れるべき施策として、トップに下水道を挙げております。そして最も必要な施設として病院、病院の充実が挙げられているのであります。このように過去１０年の森田市政の実績として挙げられているものと、市民がその間に要望していたものとの間には大きな離れがあります。矛盾があります。どうしてこんな施策の逆転が起こったのでしょうか。これは、市長御自身の意欲のなさという点もございますが、いわゆる革新市政というものの大きな欠点でもございます。表面的な市民要望にこたえ、そのときどきに都合のよいびほう策、しかも余り労力の要らない施策ばかりを整合性のないままに続けてきたからであります。ですから、市民が市政全般にわたって今どういった施策が中心に進められているか、次に、どんな施策が出てくるのか、こういったことが順を追っても全く理解できないのであります。例えて言えば、一覧表で今、日野市の行政はこうなっています、ここが進んでいますというふうなものが見えてこないのであります。市民本位のしかも市民にわかりやすい、一貫性のある施策を進めるには、それではどうすればよかったのか。せっかくおつくりになった日野市行政調査研究会というものがあります。これは、昭和５０年の１１月につくられております。そして、５１年、５２年と１次、２次にわたって日野市の現状を報告し、将来の日野市がどのようになっていくべきかということをきちっと報告をしております。これら報告を踏まえ、さらに、先ほど取り上げたこの住民意識調査これを加味して少なくとも森田市長は、２期目の途中には基本的な長期計画をつくることが必要であったと思います。そして、町の進むべき目標を定める。このことが最も必要なことであったのであります。もと市長の有山崧さんがおつくりになった１９６８年、　西暦になっておりますが、おつくりになった総合計画

です。こういった一冊の本にまとまった総合計画、基本計画があれば、これをもとに細かい行政を推しはかることができるわけであります。ところが、残念ながら、森田市政にはこれはありませんでした。１２年たってもこれはできませんでした。個人の人間でも同じだと思いますが、成功する、そのためには目標を掲げそれに向かって一歩一歩計画を立て努力をしていく、そういうことが一番大切であります。町の行政でも全く同じことだと思います。このように大きく市政全般を眺めてみましても、全く計画性、統一性を欠いていたと思うわけでありますが、私は、この点で改めて鈴木都政の立派さを思わずにはいられません。昭和５４年あの美濃部都政の放漫な財政運営の結果、全く破綻に瀕した財政を引き継ぎながら、財政再建のための検討委員会をすぐにつくり、３年間で見事に都政の赤字を取り返しております。そして、４年目には次なる東京都政は、こうあるべきだという形のいわゆるマイタウン東京構想、マイタウン東京計画をきちっとつくっております。そうして、この長期計画をもとにすべての都民に東京都は、これからこういうふうに進むんですよということをわかりやすく説明をしているわけであります。このように鈴木都政は、実に一貫性のある、計画性のある、施策を進めているわけであります。また、お隣多摩市の臼井市政、これも同じような状況だと思います。国、あるいは東京都の多摩ニュータウンづくり、こういった施策に協力をしつつその一方では、おくれている古い市街地、古い地域の都市基盤の整備もまた同時に進めているではありませんか。よく私どもの石坂議員が発言をされますように、今から１０年以上前の川崎街道、これを高幡方面から多摩の方に行きますと田舎になったなあという感じがしたものでございます。今はどうでしょう。全く逆転をしております。単に道路だけではありません。下水道、公園、そういったあらゆる都市基盤の点で、多摩市と日野市は逆転をしてしまっているのであります。先日も議論がございましたけれども、登記所が日野ではなくて多摩市に行ってしまった、もっともだと思います。市長は日野市にとってリーダーであります。市の進むべき道を定めそれを全市民に知らせ、市民ともども市政を引っ張っていくリーダーでなければなりません。市長がどのように目標設定をし、計画を立て行政を進めるかで、市の様相は大きく変わってしまうものです。市長は、市民に甘い施策ばかりを続けていてはなりません。たとえ一時的には強い反発があっても将来の日野市にとっては今この事業をやらなければいけない、そういった施策を力を持って遂行すべきだと思います。私は、この日野市に生れ、日野市に育ち、この日野を心から愛する市民の１人として、この１２年間の日野市政のおくれ、これを取り戻すのは容易ではない、こ

う思うときまことに残念でなりません。この１２年間は、日野市の基盤づくりにとりましては、例えば税収面等を見ましても、かなり有利な条件にあったわけであります。しかし、市長、あなたは選挙目当ての表面的なにせ市民本位の行政しか進めてこなかった。そこで、これらを踏まえ、質問の第１点は、せっかく行政調査研究会までつくり、また、今後の町づくりへの答申もいただき、さらに市民の意識調査までやっておきながら、どうして３期が終わる今になってまで、具体性のある長期計画をつくり、それによって行政を進めてこなかったのか。この点につきまして、よく教えていただきたい。これが大きな第１点であります。

次に、大きな点の二つ目は、細かい施策７点における一貫性のなさ、及び市民不在について伺います。ただいま申し上げた全般にわたる長期計画のなさがこれから申し上げる７点にも大きな影響を与えております。

まず第１点は、幼児教育センターの問題であります。教育行政は、教育委員会の責任において進められなければなりません。ところが、この幼児教育センターについては、日野市教育委員会は当初全く関与をしておりません。というのは、これは東京都の施策としてスタートをしたものであったからであります。少しく経過を述べてみます。昭和４９年の４月東京都に幼児教育総合研究検討委員会が設置をされました。そして、当時の都立教育研究所の所長が御存じの重松鷹泰氏でございます。そして、この１０月委員会は幼児教育総合研究のあり方について報告書を提出いたしました。このころ日野市は用地を提供するから、日野に都立の幼児教育研究機関を設置してください、こう要望をしているわけであります。そして、昭和５０年の４月東京都の予算に幼児教育研究機関設置に向けて調査費がつきました。このころ市長と議長連名の建設要望書、あるいは市議会の建設要望決議が相次いで都に送られております。この辺までは、都の研究機関の日野市への誘致ということで順調に進んでいたわけであります。つまり、日野市の教育委員会とは全く無関係であります。ところが、都の財政難がのっぴきならない状況になってまいります。そして、昭和５３年の３月都立幼児教育研究所の設置は見送られる、こういう結果になりました。この辺からおかしくなるのでありますが、昭和５３年の７月重松氏と一緒に今も研究をしておられる岩木氏が市庁舎を訪れた際に、市長がたとえ小規模なものでも市で引き受けてやってみましょう、こういう約束をしてしまうのであります。そして、53年の９月市が重松氏に幼児教育構想の研究を委託し、５５年には日野市幼児保育研究会が発足をする、こうして、それまで市の企画の段階で扱っていた仕事であり、市の教育委員会の計画

にもなく、また、もちろん市民から設置についての強い要望もなかったものが、急に市の教育行政の中に割り込む形になってきたのであります。もともと東京都の施策であったわけですから、普通ならば都が見送りをしてしまった、この段階で市の方もストップをする、これが当たり前の姿かと思います。これを市が引き継いだというのは、市長の個人的な思惑によるとしか考えられないのであります。これが初めの一貫性のなさであります。それはともかくとして、ひとまず市が引き受けてしまったからには、というわけで、昭和５６年７月の幼児保育研究会最終答申を受けて、昭和５７年３月、５７年度の当初予算に幼児教育研究センターの設計から一気に建設までのあわせて２億2,０００万円にのぼる予算を計上、さらに昭和５７年度の目玉の施策として、大いにＰＲに努めたのであります。ところが、地元関係者との調整不足がこのときになって明らかになってまいります。結局恥ずかしい話でありますが、翌昭和５８年の３月には、計上された予算全額をカットし、計画を中断する、こういう大失態に陥ったのであります。まとめてみますと、当初東京都の施策としてスタートしたものを無計画に市で引き受けた無謀さ、また、５７年度には、建設までの予算を一気に盛り込み広報でも大々的にＰＲをしながら年度末に中止をした大失政、そして今は、第一幼稚園の中で細々と研究委託をしてお茶を濁しているといった状況であります。この経過を見るといかに市の教育行政を無視し、無計画にこの施策が進められたかがよくわかるのであります。市長の反省の弁を伺いたいと思います。これが小さな第１点であります。

次に小さな２点目といたしましては、三中の過密化と新設中学の問題であります。教育委員会では、早くから中学生急増の見通しをもって市長部局への働きかけをしておりました。昭和５４年６月には、市の教育委員会の中に、小中学校新設計画案のうち、中学校新設計画として、第三中学校を母体校とする仮称第九中学校建設案を用意しておりました。そして、計画では、昭和５７年の４月には開校予定こうされていたのであります。さらに、昭和５６年の４月前回の市長選挙の際、市長は、三中を母体とする新設中建設を発言をされているのであります。地元父母の要望も強く議会にも三中を母体とする新設中学校建設の請願が出され、昭和５６年１２月には採択をされております。さらに、昭和５７年の６月市議会は新設中学促進の方針を再確認をしたわけでありますが、何と翌７月には市当局は新設をあきらめ、三中、三沢中の一部学区変更案へと後退をしてしまったのであります。その後再び新設に向け努力するとの意向は示されたものの市側に用地獲得への熱意が薄く、ついに昭和５８年の３月新設中学校を完全

にあきらめ、三中、三沢中の増築と学区変更で急場をしのぐ、全く市民不在の結果に終わってしまったわけであります。さらに、これは後に触れますけれども、二番橋の新設という思わぬ方向へ飛び火をすることになります。この三中を母体とする新設中問題の場合、教育委員会サイドの統計に基づく新設計画を市側が積極的に推進しなかったという点で、幼児教育センターとは全く逆の意味で一貫性を欠いております。さらに、市町村に必要な小中学校の設置を義務づけております学校教育法にも違反するものだと言えるかと思います。この点についても市長の反省の弁を伺いたいと思います。

次に、小さな三つ目は、遺跡調査会の問題であります。この問題は、既に多くの議員が指摘しておりますので、今回の人事異動に関連をいたしまして、細かいけれども１点だけ質問をいたします。昭和５８年の４月に提出をされました市議会の百条委員会の調査報告書この結論及び改善点の中に、森田市長に対しましては、つまり会長であった森田市長に対してということでありますが、読んでみますと森田喜美男市長は、遺跡調査会長であった昭和５１年度より昭和５４年度にわたる在職中、会への市職員の適正配置、規約の改正など適切に行わなかった、会への市職員の適正配置、改善点といたしましては、これも読んでみますが、事務の執行に当たっては決済規定及び市会計事務規則等を準用し、複数の職員によるチェック及び人事的配慮が必要である、このように百条委員会の結論及び改善点できちっと書かれておるものがございます。ところが、今回の人事異動において社会教育課長が空席となっており、教育次長が事務取り扱いということになっているわけであります。遺跡調査会の新しい規約を読んでみますと、第６条会長は、日野市教育委員会教育次長の職にある者をもって充てる。第１０条の3.事務局長は、日野市教育委員会社会教育課長の職にある者をもって充てるとなっております。ということは今回の人事異動によりますと、会長と事務局長が同一人物ということになります。たとえ補佐役がいるとしても百条委員会できちっと指摘をされたような適正な人事配置とは、とても言えないと思いますけれども、市長は一体どういうお考えでこのような配置をされたのか、伺いたいと思います。

四つ目としては、緑のマスタープランと南平の高校用地の問題であります。これも先般市川議員が取り上げておりましたけれども、あえて申し上げますが、この緑のマスタープラン実はかなり以前から計画をされているわけでございます。昭和５２年の４月に都市局長の方からプランをつくるようにという通達があって、それから内部での打ち合わせ原案の提出こういうも

のを経まして、約5年の歳月をかけて、昭和５７年の３月にようやくこの緑のマスタープランというものができ上がっているわけであります。そして、この中に公園の中には、総合公園というのが一番大きい、その次に地区公園、それから近隣公園大きく分けて大きさで三つの段階があるわけでありますが、その一番大きなランクの総合公園が日野市の北側と南側に一つずつくるように計画をされておりまして、北側の方はいわゆる北川原公園であります。万願寺地区であります。そして、南側の方が仮称多摩丘陵公園１５.８ヘクタール、位置が南平地区であります。そしてこの内容といたしましては、郷土の森ピクニック広場、展望台、ファミリー果樹園、植物園、この計画の一覧表の中では最も豊かな内容を秘めた公園計画であったわけであります。ところが、この南平六丁目の多摩丘陵公園になるべきはずのところに実は、南平都立高校用地を誘致してしまったわけであります。しかも、この緑のマスタープランがつくられたのが報告がなされたのが昭和５７年の３月であります。そして、この用地を都立高校の用地として買ったんだろうということの報告がなされたのがまさに５７年の３月の議会でありました。全く同じ時期に同じ場所を一方では都立高校といい、一方では日野市の基幹となる公園だと言っております。こういう矛盾があるのでございます。一体何という一貫性のなさか。この一貫性のなさへの弁明とともにこのいわゆる仮称多摩丘陵公園の代替を一体どこに求めるのか、この件についてもお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、５点目浅川利用計画と二番橋の関連であります。この浅川利用計画これもかなり時間をかけた計画でありまして、昭和５４年の１月にスタートをしております。そして、これが完成をいたしましたのが５５年の３月、さらにその後シンポジウムだとか、浅川自然公園の調査会等経まして、昭和５７年の２月には計画に基づく測量委託、５８年の３月には浅川利用基本計画の報告書まで完成を見ております。初めにも申し上げましたように、この計画は時間をかけてしっかりとした計画づくりをしているわけでありまして、親水計画や公園計画などこと浅川の利用に関しては、マスタープランと言えるものであります。そして、この計画の中には新たに設けるべき橋として二つ挙げられております。一つは駒形の渡しのところにかけられるこのつり橋であります、清流公園。もう一つは、京王線南平駅の北側と二小の西側を結ぶ橋、これは田園公園というところをつくってそこに橋を渡すんだ、こういう二つの計画があるわけでありますが、どこにも潤徳小学校の北側につくられるといういわゆる二番橋は載っていないのであります。先ほども三中問題のところで触れましたけれども、５８年の３月新しい中学校

を断念したということに伴って三中と三沢中の学区域の変更が行われ、それに付随する形で58年の６月に突然歩道橋としての二番橋計画があらわれてきたわけであります。この二番橋につきましては５８年度に基本設計、そして今年度は多分実施設計という段取りだと思うわけでありますが、これが一体今どういうふうになっているのか、そして、この時間をかけて大きなお金をかけておつくりになった浅川利用計画との一貫性のなさはどのようにお考えになっているのか、これも伺わせていただきたい。

それから、６番目生活保健センター構想であります。ついこの間、この生活保健センターの機能についてという旧庁舎跡地利用検討委員会というものがつくったパンフレットをいただきました。これがどうして中を見ますと、５７年の１１月３０日に、つまりこんなに遅く発足をしなければならなかったのかということであります。と申しますのは、この庁舎ができたのが昭和５２年の１０月であります。５２年の１１月からは旧庁舎はもうあいていたわけです。それから５７年の３月までいわゆるこういった検討をしましょうというものは全く行われておりません。旧庁舎をどう利用しようか、その跡地をどのように利用しようか、内部で検討委員会がつくられていないのであります。しかしながら、こういった計画はないにもかかわらず５７年度３月の当初予算に旧庁舎を改造して市民生活センターにするという計画で予算計上がなされました。ところが、５７年度の秋にこの計画は違法性があるということがわかってセンターとしては使用はできない。そこで初めて５７年の１１月に検討委員会がつくられているのであります。もし、おつくりになるならば、初めから内部で検討委員会を早くつくってよく法律等の検討をしておけば、旧庁舎を改造しても使えるといったああいったびほう策のような予算計上はなさらなかったはずであります。結局５８年の３月に旧庁舎は全面的に取り壊しをされまして、そこで初めて旧庁舎の跡地の利用ということが具体的な計画になってきたわけであります。初めからよく検討してから計上すればよいものを全くの思いつきで一時利用をしよう、こういう考え方をするから、途中で挫折をするし、一貫性がなくなってしまう。これについても反省の弁をお聞かせいただきたいと思います。

それから、７点目はごみの収集方式の変更についてであります。このごみ収集方式の変更については、清掃部の当局が、かなり以前からきちっとした計画を立ててボックス収集廃止という方向を持っておりました。例えば私が今住んでおります日野本町、特に甲州街道に面したところは、かなり以前からポリ袋による収集に変えられました。そして、いずれは全市がポリ袋による収集になるんですよ、とりあえず初めてですけれども頑張ってください、こういう形で

ようやく慣れてきたところであります。昭和５３年１月に日野市のごみ減量システムの研究会がつくられました。この５３年の１２月には答申が出されておりまして、一つは粗大ごみ置き場の廃止、これは予定通り行われております。これは結構です。

二番目にボックスの廃止が出されているわけであります。この答申に基づきまして清掃部内では、きちっとした計画を持ってやっていた。５７年の５月には基本計画をつくり、５７年の７月には、自治会長にそのようなごみの収集方法が変わりますという通知まで出した。どういう計画で日野市全域がごみ収集が変わっていくかという案まで出された。ところが５７年９月１日、余りにも唐突に収集方法が変更になりますよという広報が出ました。せっかくこういうものをつくっておきながら、十分なる説得、説明ができていなかったからであります。収集方法の変更この広報が出されますと、あらゆるところから収集方法変更反対だ、前のままがいいではないか、こういう強い声が上がってまいりました。議会にも請願が出され、結局は５８年の３月また広報に出ましたけれども収集方法を再検討をする、という結果になってしまったわけであります。いっとき新しい形のボックスの試作まで行われたようでありますけれども、現時点ではようやく方式も落ちつきことしの１１月から、いわゆるクレーンパッカー車による収集へと落ちついた模様でありますが、この間のあっちへ行ったり、こっちへ行ったりという収集方式の変更は、全くぶざまな失政だと言わざるを得ないと思います。この点についても市長の反省の弁を伺いたいと同時に現在も続いてあります袋収集地域とダストボックス収集地域の併用ですね、この併用が一体いつまで続くのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。以上細かい施策について７点ほど取り上げてまいりましたけれども、最後に今の７点が大きな２番目ということでございますが、最後に大きな三つ目といたしまして、最初に申し上げました市政全般についての無計画性及び個々の施策についての一貫性のなさ、こういったものから私は、この１２年間特に後半の森田市政は、決して市民本位の市政ではなかったのではないかと考えるものであります。もし、このままあと４年も森田市政が続くということは、あすの日野市民にとりまして、さらに大きな禍根を残すと考えております。この辺が潮どきではないかと思いますけれども来年４月の市長選挙に市長は、出馬をされるのかどうか真情を吐露していただきたいと思います。以上大きな点を二つ、間に小さな点を７点伺いましたけれども、あとは市長のお答えに応じて再質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　１２年間、約１２年間多岐にわたっていろいろと批判の立場から御指摘をいただいたというふうに受けとめております。そして、その批判にはまた十分反省もする必要があるというふうに感じている面もございます。いずれにいたしましても１期という議員の任期では、まだ１期も満たないのにかかわらず、いろいろと勉強されて一つの評価ができるということはなかなか張り合いのある人材だというふうにも思っております。それで広範にわたっていますので、なかなか全部を一度にお答えすることも難しいわけでありますが、私の市長就任は昭和４８年の４月人口が１１万を少々超え、日野市の人口急増期のまさに最盛期の少し経過した時期こういう時期でありました。それで、今無計画だとおっしゃる。人口急増は全く計画をして受け入れたものではなく、行政指導の不行き届きのままに恣意的に各地に団地、宅地が造成されまして、そして一面には将来の自治体に対しては大きい発展の意味も持ちますけれども、また、一面にはいろいろと禍根も残すこういう時期であったように思っております。計画的に人口を迎え入れたわけではありませんし、都市計画そのものはなかったわけではありませんが、これは将来百年の計として、町づくりの振興の中で確立をしていくという、そういう基本的なものであります。いわゆる都市計画であります。そして、その都市計画にもほとんど載らないままに丘陵地が開発という名前において、宅地化造成をされ、また、平たん地においても市の指導体制が整わないままに進行したというのが４８年までの期間でありました。一方に人口はふえたが学校はない、学校はプレハブ教室だらけ、一体これからどうなるのか、こういう時期に当たりましたので、まず第一に教育計画、つまり学校の施設計画を促進をいたしました。２期目もほとんど１期目、２期目その期間にあうわけでありますが、ふえた人口に対して、福祉の施策、あるいは文化の施策のそのときの必要性の部分については、やはり直ちに行わなければならないのはもちろんであります。そうして、その２期目の期間に下水道計画を調査段階から確実に計画としてまとめ、区画整理事業についても万願寺の区画整理も神明上の区画整理の終結に次いで、万願寺の区画整理に着手し、その後豊田の区画整理、あるいは西平山地域の都市整備ということに着目をしておるというのが、今までの大きな経過の道筋であります。計画はもちろん大切であ りますけれど、絶えずその時期に順応するという当面の対応ももちろん必要なわけでありまして、自治体の町づくりというのは、これは一面には確かに右往左往する面もないわけではありません。そのときそのときに応じての対応を正確にやっていかなきゃならない。市民要求にこたえていかなければならない。そこで、一つには５３

年のときには、ごく簡単なものではありましたが住民の意識調査をし、あるいは日野市の特徴を最も今後生かすためには、どのようなことが大切であるかということの専門家による、学者文化人による行政調査会をつくって、私もそのメンバーに参加をして意見討論交換をしながら、一つの方針、報告が打ち出されたと思っております。その中で、採用を直ちにすべきもの、それから今後の大きい町づくりに依存すべきもの、こういうものは、それぞれ取捨選択をしながら進めておるというのが、今日の状況であります。

この市長の責任には、リーダーシップということも大きくなければなりませんし、あわせてまた市民の意見に耳を傾けて、そして、それを一つ一つ市民参加の形で実績化していく、これもまた自治体市長の大きな仕事であります。私は、おおむねその二つの方法によって今まで取り組んだというふうに自覚をしているところであります。そこで、施策のことについて反省の弁ということであります。ちょっと静かにしてください。この施策7点ということで挙げられております、たとえば幼児教育センターこれは私は反省の弁というのは、これは言いわけをするということではないわけでありまして、このあなたの調査の違っている点はやっぱり指摘しておかなきゃならないというふうに思っております。当時の教育長は永野林弘氏、永野林弘氏が私の就任のとき、珍らしくその述懐をしておられました。私は時の市長には誠心誠意お務めをしたい、今まで取り組んでおります幼児教育のこと、これは、ぜひ新しい市長さんが取り組んでいただきたい、こういう要望もございましたし、そういうことから発展をして、全く都の仕事というんではなくて、市から持ち出した仕事であります。それから、幼児教育センターにつきましては確かに紆余曲折はありますが、制度の建前と、それから自治体でつまり保育園の保育行政、幼稚園のいわゆる文部省の系列する文部行政、これをいかに出先において、つまり現地において統合するかということが、いわゆる幼保の一元化でありまして、中央の一元化ができれば最も幸いでありますが、地方ならばできるわけでありますから、それをなるべく制度を尊重しながら、日野市の将来の市民でありますとともに社会を背負って育つ、そういう一番大切な幼児期の第一歩3歳児あたりのときに、重松先生の考えておられますその幼児教育を施す、幼児教育の取り組みをするということが、私は日野市の文化行政として、極めて重要な意義を持ちますものと、こういう認識で取り組んでまいっております。

それから、いちいちお答えはできないかもしれませんが、三中を母体校とする新設校のことにつきましては、全く私もいろいろな対応に考え抜きました。結果といたしまして、先日もお

答えしましたとおり、最善ではなかったかもしれませんが、次前の策によって三沢中学校に学年進行方式による一部学校区を変更いたしまして、危機を回避できた、このように考えております。したがいまして、三中にはなお後の校舎の整備でありますとか、環境の整備についても努力をしておりますし、三沢中学校にも同様に第二グラウンドを付設し、また、建物も必要な程度は建てた、こういうことであります。

遺跡調査会の人事異動ということで質問がありましたが、これは長期の策ではなくて、たまたま市の幹部職員の2名が勧奨退職で欠員になりますので、その措置ということで、ある部分には空席が出きた、ただし、その事務に支障が来すということではないというふうに考えておりましたが、次いで公民館長も入院したというような状況のために、今人をあてがったということにはなっていませんけれど、いわゆる責任者としての課長補佐を任命し、近く人事の充当をする際に、当然的確な処置をするということは、言うまでもありません。

緑のマスタープラン、緑のマスタープランについては、全く言われていることが我々の考えと大してそごはないわけでありますが、いわゆる日野市内の基幹緑地として動物園、程久保、あるいは南平の緑地、それらをあわせたものが多分言われるところの総合公園の15ヘクタールということになろうかと思います。（「全然違う」と呼ぶ者あり）一貫性がないということではなくて、荒廃をしている南平の地に防災措置を施し、日野市の市民の要望する高校を建て、残地を緑として立派に守るという大方針を持っておりますので、何ら緑のマスタープランを侵食するというふうなことではないというふうに申し上げておきます。

浅川計画というのは、国の管理する河川を都市河川として、日野市将来のために活用していこうということでありますから、一部分のことでとかく短慮な考えは持たない方がよろしいというふうに思っておりますので、今後期待していただきたいと思います。（笑声）こういう状況の中では、議長、こういう状況の中ではもう私は答える必要がないと思います。やめてもよろしいですか。

○議長（高橋通夫君）　御静粛に願います。答弁続けてください。

○市長（森田喜美男君）　保健センターにつきましては、いろいろと言われておりますが、方針を立てまして先般報告したとおり、61年着工、62年の推進ということで確実に市民要求にこたえる生活保健センターとして、建て上がっていく、そういう基本的な方針であります。

ごみ収集方式の変更につきましては、確かにいろいろと市民には御迷惑をかけたといいましょうか、いろいろな反応をいただきまして、これによって大いに教えられるべきもの、学ぶべきものがあったと思っております。結論といたしましては、このクレーンパッカー 方式という新しい方式によって現状で存続できる部分は存続する。それから、地域によって交通条件等で支障があるものは、地元と十分話し合ってしかるべき方法を行っていこう、こういう考え方に今落ちついております。収集の併用があるということでありまして、併用は確かに統一したいわけでありますが、これは併用は今後も続いていくと思います。つまり、ボックス地域、あるいは袋収集地域、これはその場所場所に応じてサービスに差をつけるわけではありませんが、併用の状態は続いていくと思っております。あるいは袋方式の方が今後も多少ふえることはやむを得ないと思っております。その際には、基本的にはごみの収集は、毎日収集が一番いいわけでありますから、収集日をふやすことによって、その住民側から言われるところの格差の解消手段に当てたい、このように今検討をいたしております。市民本位の市政であったというふうに私も心から思っておりますが、そうでないと言われる論には十分耳を傾け、そのように落ちがないように努力をしなければならんという反省は伺っておるところでございます。以上のことでありまして、真情をと問われますならば、そのような心情でおるというふうに御理解をお願いいたします。（「答弁漏れ橋の問題がある」と呼ぶ者あり）橋は今後実施される計画であります。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　お聞きをいただいた議員諸兄も十分おわかりのように、何と再質問をしていいか私もいささか戸惑うところでございますが、私は、初めにちょっと市長に申し上げておきたいんですが、何も幼児教育センターだとか、いろんな問題やってはいけないとか、こんなことをやるなということをきょうは申し上げているんじゃないんです。きちんと市民要望をとらえ、さらに日野市が今これをやるべきだという計画を立てた上で、これが今最も肝要である、だからやるんだということであるならば、私は何も申し上げません。しかしながら、こと教育行政について言えば、つくられるべき中学校はない、こういうような中で一方では急遽そういった幼児教育センターをつくろうとする。いわば政策順位の逆転であります。まさに法律無視であります。必要な中学校というのは、学校教育法によって市町村に必要な小中学校は、設置をしなさい、設置義務が規定をされているわけであります。どういう状況をどうひいき目に見ましても、新しい中学校はぜひとも必要な状況にあったはずであります。それをしないでいながら、一方で同じ教育行政の一環として幼児教育センターを先におつくりになろうとする。この矛盾、計画性のなさその点を私は申し上げているわけであります。事はこの教育行政に限りません。確かに市民からは日々いろいろな要望が出てくると思います。両方から全く違った要望が出てくる可能性もありましょう。しかし、そういったものにいちいちはい、いいですよ、やりましょう、そういった形で行政を進めていける今の日野市の段階ではないということなんです。そういった住民の要望はあるかもしれない。しかし、今、日野市はこういうことをやる必要があるんですよ。例えば下水道です。そういうものがあるんです。だから、こちらの方にまず重点的に資金を配分をしなければいけないんですよ。そういう市民に対する説得、そして、市民を引っ張って新しい日野市をつくっていく、そういった努力がなければ、行政でも何でもない。良薬は口ににがしという言葉があります。市民にとって甘いお薬ばかりを与えるのではなくて、口にはにがいかもしれないけれども、本当は薬なんだから飲んでください、こういった市政が必要ではないかというふうに私は思うんです。そういう意味で私は、一番初めに申し上げた長期計画のなさ、これが残念でならないわけです。古くからこの町に住んでいる人は、町の変わりようをそのときどきに見ていることができます。どの点が不便になり、どの点が前より悪くなっているか、そういうことがよくわかります。しかし、ここ二、三年で日野市に来られた方、そういった方はなかなかその町の情勢がよくつかめないと思うんです。そういう方々に今、日野市の一番大きな課題は、これなんです、こういうものを今やっているんですよ、次にはこれをいきますよ、こういう形ではっきりと見渡せるようなそういった計画がぜひとも必要であった、というふうに私は思うんです。先般も私ども新政会の市川議員が申しておりましたけれども、こういった幾つものばらばらな計画書、プランが、それぞれの部、課でたくさん持っているんです。ところが、それらを統合して今どこの課では、どれがどの辺までいっているということを把握できている人はいないんです。それぞれの部、課へ私どもが足を運ばないとわかりませんよ。一つ一覧的にできる基本計画というものがあればいいんです。そんなに厳しいきちっとローリングしなくても済むようなものをすぐつくれというんではないんです。多少の修正はもちろんありましょう。しかしながら、トータルに見て今日野市の置かれている状況はここだから、こういう方向に進めていくんですよという大きな骨組だけは絶対にこの１２年間必要だったんです。それがなかったということは、返す返すも私は残念で

ならないわけであります。それで、先ほど市長が一つ気になったのは、中学校の問題はいいです、今申し上げましたから、それはともかくとして、遺跡調査会の急場しのぎの人事配置だということでした、急場しのぎとはいえ、かつてそこの課で大変な不祥事件が起こり百条委員会まで設置をされ、しかも、現在まだ市及び会等は民事裁判も行われている。そういう状況が出た大きな原因の一つとして、適正な人事配置が行われていなかったという指摘が明確になされているわけであります。そういう中で、たとえ一時的だからといってそういう適正でない人事配置がなされていいんですか、市長、もう一度この点だけお願いします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その点につきましては、先ほどもお答えいたしましたが、いっときの欠員としてもまずいということで体制は整えたということにいたしました。それで大丈夫だなんていうふうには思っていませんから、なるべく近い時期に体制の完全な充足を図っていこう、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ぜひ早急に本来の人事配置に戻していただきたいというふうに思います。

それから次の緑のマスタープランの件なんですが、市長は全然認識が違っています。多摩動物公園を含む基幹緑地としてというふうなお話がありましたけれども、そうじゃないんです。完全な総合公園として、あの南平高校用地として買収をした斜面も含むところが、みごとにあの地域が計画の中に公園用地として入っていたんです。その一番いい部分です、利用できる部分が高等学校になってしまったわけです、いいですか、これも誤解しないでください、高等学校をつくっちゃいけないと私言っているんじゃないんですよ。いいんですよ、高等学校はいいんですが、もともと長期的な計画を持ってあそこは市の基幹となる公園にならなければいけないという計画をつくったんでしょう、とすればそこはおいてほかに高校用地を求めるのが筋じゃないですか、そのことを言っているんです。だから、公園をつくりましょうというところに都立高校を持ってきたから、じゃその公園はどこにいくんですかということを私申し上げているんです。もう一度お願いします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この基本的な緑のマスタープランということについては、建

設省の指導のもと、あるいは東京都の都市計画当局の指導のもとに各市町村、いずれも政策をいたしました。それで、都市化という傾向とその緑をなるべく守っていこうという傾向とは、これはどうしても競合する相入れないものがあるわけであります。したがって、なるべく行政措置といいますか、地域指定等の手段によって、そして、法の権限において守られていくという姿を早く定めておくということは、大切なことだというふうに思います。日野市内を概観いたしまして、詳細な部分は都市整備部長からでもお答えをすべきでありますが、私は、緑地というのはやっぱりある程度融通をつけなきゃならない。それから、例えば国の管理の河川といえども、やはり緑地指定の恒久的な面積の中に入れていいわけでありますので、そういうことで、大きくプラスマイナスそれらの調整ということは、これからもなお考えていかなきゃなりませんし、何かその南平に高校用地が２ヘクタール、３ヘクタール、それが日野緑地を非常に侵害したということではなくて荒廃されていた、しかも、防災的にも問題のある場所に日野市民の一番要望の高い高校教育の場を想定するということは、ちっとも矛盾ではない。それらと整合しながらこの環境を整えていくというところに、本当に自治体としての意義がある、このように考えております。御指導をいただく点はいただきますが、考え方としてはそういうものだというふうに思っております。しかも、その緑地は多くは民地であり、その民地にはそれぞれ私権が保障され、それとのまた整合も考えなきゃならないわけでありますから、したがってなるべくならば、将来買収措置によって、そして確実に守れる方法をやっていくということであります。構成的な部分につきましては、担当部長からお答えをいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの緑のマスタープランの公園、それに関連する高校の土地の問題含めてお答え申し上げたいと思います。

御指摘のようにこの多摩丘陵公園でございますが、これはあくまでも仮称でございますが、この公園は面積が１５.８ヘクタールで高校の現在誘致しようとしております土地の両側、高校用地も含めまして、この面積があるわけでございます。それで、その中で、高校の用地として、学校のあるいはグラウンドの用地が2.5ヘクタール、この分が高校用地として必要になってまいります。したがいまして、１５.８ヘクタールからその分を当然差し引かなければならないわけでございます。残りの分につきましても、一部学校の緑地として残すということになろうかと思いますが、東側の方につきましては、既に土地を買ってございます。これは一帯として何

と申しますか、前に独歩の方から買っております。その分がまだ残っております。それと、まだ民地がございますが、そういったところを含めまして、東側は将来公園として私どもは緑地として保存する傍らできるだけいわゆる森林公園としての活用を図っていきたいというふうにも考えます。また、それだけではまだ面積が足りません。西側の方にも樹林地が残るわけでございますが、これも現在では民地でございます。将来計画としては、こういったところもできるだけ市の方としては、買収をいたしまして、一帯的な公園として、総合公園化を図っていく、総合公園の面積は、一地区で１０ヘクタール以上というふうに一応決められております。したがいまして、１０ヘクタール以上になるようにいたしまして総合公園の位置は、ここに確保するというふうに考えております。それで、当時ここでは１５.８ヘクタール、現在高校用地として2.5ヘクタールでございますが、その分を差っ引きますと１３.３ヘクタールでございます。したがいまして、この減った分については当然ここでは取れませんので、当然ほかの地域で緑地、あるいは公園としてこれから確保する必要がある。それで、全体の面積をつじつまを合わせるというふうなことになろうかと思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　大体今部長の答弁で概略つかめたんですけれども、いずれにしても総合公園というのは、繰り返しますが、日野市に二つしかない一番大きな北部南部の１個ずつの公園なんです。ですから、ぜひ修正をされるにしても、その総合公園としての規模といいますか、内容がおかしくならないような配慮をしていただきたいというふうに思います。

それから、次の二番橋の件なんですが、これ進めますというふうな市長のお言葉でありましたけれども、どうなんですか、そうすると浅川利用計画の方で当初からありました二つの橋です、これとこの二番橋との関連といいますか、結局三つ橋が新たにできるということにいずれはなるんでしょうか。それとも浅川利用計画の中における二つの橋を修正をして、一つそっちへ持っていくとか、そういったふうな整合といいますか、そういう作業は行われるんでしょうか、この辺について伺いたいと思います。お願いします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この二番橋と仮称いたしました橋につきましては、急に思い立ったと言われるとまさにそういう感もあるわけでありますが、全体を考えまして、私は必要な橋である、特に南側の今区画整理をしております万願寺地区から高幡の駅に一番近いコースこういうことにもなるわけでありますから、いろんな意味で，南北交流を豊かにする必要があると思っておりますので、追加されるべきものだ、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　それでは、最後の一番大きな質問に市長は全然お答えをいただけなかったのでもう一度お聞きしますが、私どもの判断では、この１２年間市民本位の市政ではなかったなというふうに感じているわけです。またさらに4年間おやりになろうというおつもりがあろうとは思えないんですけれども、その辺の気持ちがどうなのか、お答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いろいろ考えておりますし、市民からもいろいろお話を聞いております。しかし、あなたにここで私がお答えをしなきゃならないという性質のものではない、このように思います。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　まだまだそういったお気持ちがあるんだなという感じを私は受けました。そうである以上は、これまで私が申し上げてまいりましたように、今の市政では日野市はよくならない、流れを変えなければいけない、私は考えております。もし、市長がまだまだおやりになろうというおつもりであるならば、私どもは全力を挙げて市民のために、市民本位の市政を取り返すべく努力をしなければいけない、行動を起こさなければいけない、このことを申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって6の2.　１２年間の森田市政は、市民本位の市政であったのか（一貫性のなさという観点から）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時５５分休憩

午後3時３１分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

７の1．あれから４０年、決意新たに平和への取り組みを強めようについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　１９４８年、昭和２３年文部省が発行した新しい憲法の話というのにこんな話が載っています。

戦争は人間を滅ぼすことです。世の中のよいものを壊すことです。（中略）そこで、今度の憲法では日本の国が決して二度と戦争をしないように二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機もおよそ戦争するためのものは一切持たないということです。これから先、日本には陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。放棄とは捨ててしまうということです。しかし、皆さんは、決して心細く思うことはありません。日本は、正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争いごとが起こったとき、決して戦争によって相手を負かせて自分の言い分を通そうとしないということを決めたのです。なぜならば戦をしかけることは結局自分の国を滅ぼすような破目になるからです。また、戦争とまでも行かずとも国の力で相手をおどすようなことは一切しないことに決めたのです。これを戦争の放棄というのです。そして、よその国と仲よくして世界じゅうの国がよい友達になってくれるようにすれば日本の国は栄えていけるのです。皆さんあの恐ろしい戦争が二度と起こらないように、また、戦争を二度と起こさないようにいたしましょう。人間を滅すことになる戦争、その最たるものが、４３年前の１２月８日に始められたのでした。先週の土曜日のこの１２月８日を中心に戦争、平和、憲法を考える集会が持たれ、反核、平和運動の取り組みが進められています。１２月８日東京九段会館では総評主催により反核1,０００人集会が開かれました。あと２０日で１９８５年になりますが、この年は敗戦４０年、被爆４０年という重要な使命になる年です。日本の反核運動は、この重要な年に当たり、兵隊は許されない、１人１人の自覚に基づく反核運動再構築を目指して、反核1,０００人委員会を総評が呼びかけたもので、この日の集会をその出発点に当てるのだと言っています。同じ１２月８日、日野市の隣である昭島の市民会館では、不戦を誓う三多摩大集会が催されました。朝日新聞によりますと、この中で、ことしの夏の原爆記念日に広島を訪れた多摩地区の３０人の小・中学生の感想文の朗読などがなされました。立川の小学校の３年の藤井慶太君は、どうして人が人を殺すものつくるんだろう。そんなものをつくらなければいいのにと訴えたということです。１２月９日日曜日には、カールビンソン入港反対東日本集会

が横須賀市臨海公園で行われました。原子力空母カールビンソンがトマホーク搭載について明らかにしないまま１２月１０日横須賀港に入港しました。原子力空母の首都圏への入港は初めてであり、新聞に大きく報道されていました。この集会は非核三原則を政府に迫る行動として盛り上がったものになってきました。このように開戦記念日１２月８日を中心に多くの反核、平和運動が進められました。そして、各地域においては、日野市に倣って非核平和都市宣言を要求する活動が展開されています。さて、日野市において今、１９８５年昭和６０年度の予算の編成が始められるときだろうと思います。この年、１９８５年は、広島、長崎に原爆が落とされてからちょうど４０年、あのいまわしい戦争が終わってからちょうど４０年、この年こそ不戦を誓い、反核、平和を強調する年にしなければならないと思います。非核都市宣言、核兵器廃絶平和都市宣言と二度も宣言を議決した誇りある日野市ですから、特にこのことを考え、全国に範垂り得なければならないと思うのであります。このことは当然今取りかかろうとしている８５年度予算に反映されなければなりません。この時期の一般質問に平和問題を取り上げたゆえんであります。私は、今からちょうど２年前平和都市宣言がなされた年１９８２年の１２月定例会で平和問題を取り上げました。強くて大きな平和都市日野市を目指して幾つかの質問を行ったのでした。すべて前向きな答弁をいただきましたが、今後検討していきたいというのが多かったように記憶しています。そこで、まずそのときの質問を思い起こし２年間の検討の結果はどうだったのか、私の要望の中で実現したものは何なのかをただしたいと思います。核兵器廃絶、平和都市宣言を顕垂幕や広告塔によって市民に理解を深めさせる施策はすぐに実現いたしました。検討の結果はどうだったのか、また、その後の実現した施策は何があったかの質問の第１は、姉妹都市についてであります。都市が直接海外の都市と善隣友好関係を結ぶ姉妹都市運動は、私が主張したように平和施策と考えているというお答えがありました。この姉妹都市運動は、市としての平和運動、平和政策として最も有力なものであるということは、後で触れたいと思います。２年前の姉妹都市に関して私の質問は、平和政策についてのほかレッドランズに続く第２の姉妹都市をアメリカ以外の国の都市と締結する考えはあるのか。特に中国の都市とはどうなのか。さらに、第２、第３と多くの都市との姉妹都市はどうかの質問でありました。これに対する答えは、今のところ考えていないが、今後機会があれば検討するというものでした。その後の検討についてここで質問いたします。次に、被爆者や戦争犠牲者の調査や援護を市としても具体的に確実に進める努力が必要であるが、どうかの質問に対して、

内部的に検討という発言が坂本福祉部長からなされています。内部的検討の結果以下を２年たった今お聞きしておきます。原爆資料館、あるいは戦争資料館の建設についてのお答えは、企画財政部長から第三桑園跡地資料館建設の計画なので、その中で考えていきたいとの答えをいただいています。具体化が進んでいる資料館建設の今後とともにこのことにお答えいただきたいと思います。４０代以上の日野市民にとって多かれ少なかれいまわしい戦争の記憶はあると思いますが、私にとって日野の地域ということで、戦争の記憶の中で強烈なものの一つに現在の東豊田一丁目泉自治会のあたりの爆弾の投下であります。三十数発と記憶していますが、いずれも田んぼにすり鉢状の大きな穴があき、中に不気味に赤茶けた水がたまっているこの光景が私のまぶたに残っています。一歩誤れば川辺堀ノ内の部落が全滅するというこの爆弾投下、これらも何らかの形で資料館に残さなければならないものと思っております。社会教育の分野での平和の学習についての質問に対して教育長のお答えは、現状行っている幾つかの平和の学習を具体的に挙げられ、平和の学習が極めて必要なものだということを強調されました。そして、引き続きこの問題については、国際的視野に立った中での充実を考えていきたいと答えられております。この２年間で国際的視野に立っての充実がいかになされたかをお話いただきたいと思います。

次に平和費についてであります。２年前、私は自治体問題研究社須田 春海さんの提起に沿って予算の中に平和費を創設するのがいいと思うこのことを検討していただきたいと申し上げました。須田春海さんは、国家の軍事費に対抗して一般会計予算歳出の中に平和費をつくり出し、自治体として平和のために努力することがいいとし軍事費がＧＮＰの１％云々と言われているのにならって税収の0.1％でいいのではないかと言っていました。昨日の石坂議員の質問による答弁から私なりに推測しますと、来年度１９８５年度の市税収入は１９０億になりましたが、だとすると来年度の平和費に約1,９００万円を組みいろいろな平和施策を行ってもらいたいということなのであります。２年前の加藤一郎総務部長のお答えは、新しい提言でございますので、今後十分検討をしていきたいというものでした。その直後の８３年度の当初予算は、十分検討するに時間はなかったと思いますが、８４年度も実現しませんでした。これから始まろうとする８５年度の予算に平和費は創設できないでしょうか。このことを十分検討していただいたその内容もお知らせいただきたいと思います。

平和費については、２年前にも申し上げましたように款が総務費、項が総務管理費の中の目

に当たり、名称は平和事業費あるいは平和推進費といったものでもいいのではないかと思います。ここで平和費について武蔵野市の実情を知ることができましたので、紹介しておきたいと思います。武蔵野市は１９６０年世界連邦平和都市宣言を行い、１９８２年３月に非核都市を宣言しました。藤本前市長のもとで、承認された８３年度予算は一般会計予算額の0.1％に当たる約3,０００万円が平和に関する予算として計上され、新聞紙上でも高く評価された予算でありました。市民参加で計画される憲法月間行事を初め、市民集会、市民講座、中学生の模擬市議会、平和記念像、憲法小冊子の発行など多彩な計画が予定されていました。８３年４月の市長選挙で藤本革新市長は惜敗し、残念ながら保守に市長の座を明け渡しました。土屋新市長は、８３年度平和に関する予算の幾つかをむだ使いだとして執行を中止したのでした。そして、８４年度本年度の平和予算は、５分の１の約６００万円に大削減を行ったのでした。同じく非核都市宣言を議決した三鷹市では、本年度から非核平和事業を実施しています。初めての平和事業として、広島市長荒木武氏による平和記念講演会、第五福竜丸展示場見学会などを実施しています。そして、これらを中心に本年度予算に平和非核事業費を計上しています。武蔵野市、三鷹市のように日野市でも平和非核事業費といったものをはっきり組んでいただきたいのであります。その平和費の内訳は、私の２年前の主張、先ほど申し上げお答えをお願いしたものももちろん含むものであります。その他被爆４０周年を迎える来年こそ日野市民の代表を広島や長崎へ派遣することなども考えるべきだと思います。今、市役所一階玄関わきで市職員組合の主催でアフリカ難民救済の写真展、それにカンパの運動が行われていますが、これも立派な平和運動だと思います。これなど場所を貸すだけの後援ではなく、市としてもっと積極的に取り組むべきではないかと思います。毎年秋に行われている戦没者追悼式もできれば８月１５日に行い平和を記念し、戦没者を慰霊追悼する記念式典として平和事業の一環としてやるのがよいのではないかと考えます。ほかに憲法非核平和映画フィルムの購入なども考えられるところです。充実した４０周年を計画し、日野市においての平和運動の前進を願うところです。ここで質問を一つ追加しておきます。武蔵野市の８３年当初予算の平和費は、3,０００万円、保守市政の８４年、本年度の６００万円に対して日野市では本年度の平和に関する予算は幾らになっていたのでしょうか。内容も含めてお願いします。あわせて平和費を盛ん込んだ来年度以降考えられているものがありましたらお答えいただきたいと思います。この質問を追加いたします。

2年前の質問に戻ります。須田春海さんの提起で平和費の創設とあわせて日野市非核平和都市宣言条例をつくるべきだと主張いたしました。この条例の具体案を提示したのでありますが、お答えは今後検討でありました。検討の経過並びに結果をお知らせいただきたいと思います。三鷹市では、このような条例制定に向けた運動は提起されてきています。

次に、世界連邦平和都市宣言についてであります。2年前の１１月に世界連邦平和都市宣言第1号の京都府綾部市に行政視察に行っての発言でした。前向きに検討していきたいというお答えでしたが、どうでしょうか。以上2年前の私の質問に対し検討するとお答えいただいたものを中心に2年の経過を踏まえてここで質問としたものであります。申し上げました質問をとりまとめますと、次のようになりますので、よろしくお願いいたします。

質問1.　姉妹都市運動のその後の検討は。質問2.　被爆者や戦争犠牲者の調査や援護についての内部的検討の結果は。質問3.　資料館建設の今後について、原爆資料館、戦争資料館と関連しての質問であります。質問4.　平和の学習について国際的視野に立っての充実がいかになされたか。質問5.　平和費の創設はできないか、十分検討したその内容は。質問6.　今年度の平和に関する予算は幾らになっているか、内容を含めてお願いいたします。質問7.　平和費に織り込むもので来年度以降考えているものは何か。質問8.　日野市非核平和都市宣言条例の検討の経過と結果は。質問9.　世界連邦平和都市宣言についての検討はどうなったか、以上ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず一番目の姉妹都市運動のその後の検討はということでございますけれども、姉妹都市の関係につきましては、私の言うまでもなく市並びに市民の相互理解、親善、文化の向上には必要だということで、その辺は十分理解しているつもりでございます。ただ現在今、レッドランズ市と姉妹提携をしておるわけでございますけれども、現在の日野市の人口規模でありますとか、今、市が抱えているいろいろな問題を考えますと、この姉妹都市をさらにふやすことが、実際問題としてどうかというようなちょっと疑問を持っているわけでございます。やはり姉妹都市を提携するということになりますと、提携以降のやはり心の入った交流なりおつき合いが必要ではないかというふうに考えているわけでございます。今少し時間をいただきまして検討をいたしたいというふうに考えております。次は、三番目の資料館の建設でございますけれども、前回企画財政部長がお答えしたようでございますけれども、非常に行政レベルの高い位置の問題でございます。後ほど市長の方からお答えをいただきたいというふうに考えております。次が5番目の平和費の予算の目の創設でございますけれども、これにつきましては、御承知かと思いますけれども、予算の様式につきましては、自治法で一応定められております。参考までに申し上げますと、自治省で定められているわけでございます。簡単に申し上げますと、予算の様式は自治省令で定めた様式を基準にしなければならないという定めをしております。これはもちろんおわかりかと思いますけれども、やはり各自治体の予算を見やすくするため、また、比較しやすくするため、そういう配慮のもとに一定の基準の枠をはめているわけでございます。この基準にという意味でございますから、これを絶対に守れというものではございませんけれども、精神はそういうところにあるわけでございますので、この辺を踏まえまして、６０年度の予算の編成の段階で、また、再度検討いたしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

3番の資料館建設の今後の問題と4番の平和学習、これに関しての御答弁を申し上げます。教育とか文化という関係の中で、平和という問題がいかにその重要であるかということ、これは日本の歴史を振り返ってみるまでもなく、平安朝時代における仏教文化、あるいは貴族文化の交流、あるいは江戸幕府２６０年の太平の世の中における町民文化、庶民文化の発達こういうものを振り返ってみる際に、平和というものと、教育文化というものとは切り離せない非常に重要な質を持っている、こう考えております。この3番目の資料館の建設関係ございますけれど、本年度一応設計関係を終了し、６０年度予算の中で工事費を計上し、６２年4月以降開館の方向で準備を進めている。当然その中には、日野市の文化遺産、こういうものの収集展示等の中で、今、一ノ瀬議員の方から御質問のありました特別展示というようなことで、いわゆるこの行事等とも絡みながら今出ております戦争中におけるところの日野市民の生活、そういうものを資料等が集まれば集められるような努力をしていきたい、こう考えております。なお、4番目の平和の学習について、このことにつきましては申すまでもないことでございますけれど、教育基本法の第1条教育の目的というのが載っているわけでございますけれど、教育の目的というところに、教育は人格の完成を目指し、平和的な国家並びに社会の形成者として信義と正義を愛し云々とこういうような書き出しで教育の目的というものが、教育基本法の中に明

示されているわけでございますけれど５９年度、本年度の日野市の教育委員会学校教育の課題という中で、日野市教育委員会では、国際的な視野を持ち、世界の平和に貢献できる市民の育成、こういうことを教育委員会の方針としてうたっております。この中で、この国際的な視野を持ち、世界の平和に貢献できる市民の育成ということから、我国の文化や伝統について理解を深めていく。それから、２番目に国際都市東京の実態に即したこの教育活動を展開していく。３番目に諸外国の生活や固有文化の違い、こういうものを正しく把握する、そういう教育を通しながら、平和の重要性というものについてあらゆる教育活動の中で、直接、間接に指導していくこういうことをうたっているわけでございます。各小中学校では、これに基づきまして教育目標というものを掲げているわけでございますけれど、それぞれの発達段階の中で、例えば小学校の教育目標では、みんなと仲よく力を合わせられる子供、あるいは明るく思いやりのある子供、または人や動物の命を大切にする子供等の目標が各学校の教育目標という形で掲げられております。さらに中学校では、この内容がさらに直接的になりまして、平和で民主的な人間の育成とか、または基本的人権、これを尊重し、世界に開かれた日本人の育成こういうようなことを教育目標に掲げて日常の教育が展開されている。一方この現在使用されております社会科の教科書、この中でも小中学校でそれぞれこの国際社会と平和という問題、あるいは国民主権と平和主義という問題、これらの内容が取り上げられておりまして、この平和を確立していくことの大切さというもの、これは授業等を通しながらも指導するような手だてこれが行われております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　御質問の６点、７点につきまして御説明したいと思います。まず今年度の平和に関する予算は幾らになっているか、こういうことでございます。これにつきましては内容を含めてとこういう御質問でございますが、これにつきましては、本年度は１５０万円ばかりの予算を組んでございます。全体の予算に対する比率は、0.5％程度になろうかと思います。それで内容でございますが、特別旅費、これは府中市で開かれております非核都市宣言自治体連絡協議会、あるいは非核都市事務担当者連絡会議、こういうものの旅費が支出されております。それから、５７年、５８年に引き続きまして啓発塔を２基作成する、こういうこと等でございます。それから、反核平和啓発フィルム、これは図書館室でございますが、フィルム７本分の計上がしてございます。それらをトータルいたしますと約１５０万円に

なろうかと思います。それから、７番目の来年度以降の考え方でございますが、御質問にございましたように来年度につきましては、４０周年という節目を迎える、こういうことで普通の平年と違いまして、特別な事務段階でございますけれども、一応考えているところでございますが、一応戦争体験の編集小冊子でございますけれども、これらをやはりこれからは市民の皆さんに呼びかけまして、そんなものをつくっていきたい。それから、平和ポスター、いわゆる日野市核兵器廃絶平和都市宣言を文言を入れました像、平和の像といいますか、そういったものとか、あるいは啓発塔につきましては、これも引き続き設置していきたい。それから、４０周年ということで一応全国レベルのいろいろな催しもあるわけでございますが、それらについても市民代表等を含めまして、これに参加していただく、こんなような考え方で今事務段階では煮詰めているところでございます。それから８点、９点につきましては次元が非常に高いものですから市長の方からでも御答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

当時の福祉部長でこのような御答弁を申し上げました。その発端は遺族会の会長であります石坂議員さんと叙勲の証書などをお届けに上がります御家庭で遺族会にまだ加入されてない方が相当数いらっしゃる、そういうことから戦争犠牲者の名簿そのものもまだ完全なものじゃないんじゃないか、そういうことから遺族会の会員の皆さんなどの口こみ、あるいは広報に掲載いたしまして、戦争犠牲者の名簿づくりにとりかかった記憶がございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　最後の方市長にお答えいただくというような部長のお話でしたが、私の発言した後でまた市長に一括してお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今の回答の中で、私がこの質問で一番主力に置いた平和費のことでありますけれども、自治省令などがあってやりにくいというようなお話ですけれども、私はもちろんこういったものがあってやりにくいということは承知の上であえて非常に市政の中でも大切な平和の問題であるから、平和費を創設してほしいということを申し上げたわけであります。実は武蔵野、あるいは三鷹でそれぞれ平和に関するものを予算に盛り込んでおりますけれども、目として、あるいは項として、平和費、平和推進費、あるいは平和事業費といったものを組むまでには至ってな

いようです。全国でまだないようでありますけれども、日野市で一番先にやってほしいという夢がありましたので、あえて申し上げたわけであります。私の夢をぜひ実現させていただくためにさらに御検討をお願いしたいと思います。どうしてもできないというなら武蔵野市や三鷹市のようにそれぞれの項目にはっきり平和費だということをわかるような形で盛り込んでいただき全体が何千万円なのだ、あるいは何百万円なのだということをはっきりし、それが全予算のあるいは市税収入の何%なんだということもはっきりするような形で計上していただきたいと思います。総務部長のお答えで本年度の予算が１５０万円だということであります。0.5%たしか言ったようですけれども、それは何を基準にしているかわかりませんし、特にそのことをあえて追求するつもりはございませんが、ただ１５０万円ということが、実に少ない、武蔵野市に比べたら藤本市政のときの２０分の１、そして、土屋市政から比較しても４分の１という少ない金額でありますので、そのことを認識して今年度の予算十分前向きに取り組んでいただきたいと思います。来年度予算は、平和都市日野市にふさわしいものにしてほしいと思います。

最後に質問いたしまして、市長から答弁ということでまだ答弁をいただいておりません。世界連邦運動について触れさせていただきたいと思います。２年前の繰り返しになるかとも思いますが、強力に平和施策を推し進める日野市として核兵器廃絶、平和都市宣言だけではなく、この世界連邦平和都市の宣言をやるべきだと私は考えています。ここで世界連邦都市の宣言を幾つか例示してみたいと思います。まず全国で第１号、２年前私が視察いたしました綾部市の宣言でありますけれども、綾部市は、日本憲法に貫く平和精神に基づいて世界連邦建設の趣旨に賛同し、全地球の人々とともに永久平和確立に邁進することを宣言する。昭和２５年１０月１４日、綾部市議会となっています。そして、次に広島市の宣言文を御紹介したいと思います。我らは人類福祉増進のため全世界の人々と相結んで、世界連邦建設の趣旨に賛同する都市たることを決意する。広島市は世界の広島市として永久の平和都市であることを確認する。右宣言する。昭和２９年１０月３０日、広島市議会とあります。長崎市でもこの宣言を行っています。広島、長崎で非核都市宣言がなされていないと日野市議会でも指摘があったこともありますが、この平和都市宣言があったからなのかもしれないと私は考えています。次に中野区議会でのものを御紹介いたします。東京都中野区は、原水爆下における人類の不安を一掃し、世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、偏見と猜疑による武力国家の対立を解

消して英知と友愛に基づく世界新秩序の実現を希望する。人類最初の原爆被害国として、また戦争放棄を憲法に宣明した国として日本こそは、この主張を全世界に向かって提唱し得る最適の立場にあることを勧告し、ここにあえてこの宣言を行ない、もって他の宣言諸都市と相携えて大いに世論を喚起し、これを国政に反映せしめ、一日も早く国家宣言を行うとともに、進んで現在の国連憲章の改正により世界連邦の実現を要請する。右宣言する。昭和３５年３月３日、中野区議会。隣の八王子市でも世界連邦平和都市宣言を行っております。宣言、八王子市は戦争放棄を憲法に明記した日本国民の立場から、世界の恒久平和を実現し人類の福祉の増進を目的とした世界連邦建設の趣旨に賛同する。今日人類の生存を脅かしつつある爆発的人口増加、食糧、資源の枯渇、環境破壊等は武力による支配を法の秩序に置きかえた戦争のない世界平和機構によってのみ解決し得るとの認識に立って、他の宣言諸都市とともに相携えて人類永遠の平和の確立に努力する。右宣言する。昭和５３年１２月２１日八王子市議会。そして、東京都の世界連邦平和宣言であります。第三次世界大戦を防止し原水爆の恐れのない永久平和を実現することは全人類の切実な願いとするところである。東京都は、世界最初の原爆被害を受け、戦争放棄を憲法に明らかにした日本国の首都として、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と相携え、人類永遠の平和の確立に努力する。右宣言する。昭和３８年２月２６日、東京都議会となっています。昨日、市川議員から最大級の賛辞が送られた当時の都議会議員だった古谷栄さんのこの宣言実現のための大きな努力があったと聞いております。昨年１１月２２日東京都世界連邦平和宣言２０周年記念大会が開かれました。この２０周年記念大会趣意を参考までに紹介いたします。

東京都世界連邦平和宣言２０周年記念大会趣意、世界の現状は米ソを中心とする東西の緊張が激化し、その結果、頻発する局地戦争が核戦争へと進展し、人類の大部分を一瞬にして破滅させる危機にさらされております。

また人類の3分の2を苦しめている飢餓・貧困、人口の爆発的増加、食糧・資源・エネルギーの枯渇なども戦争誘発の要因となっており、我日本に眼を転じますと、食糧・資源・エネルギーを海外に依存し、反面すぐれた工業技術による製品の多くを海外に輸出して繁栄しておりますが、世界が平和であるか否かが大きく影響いたします。

これらの世界的諸問題に有効に対処し、解決するために、各国家内の平和がその国の国内法の施行によって保持されている、その平和保持の方法を世界的に拡大して、一つの世界法のも

とに世界的政治機構、すなわち世界連邦政府の実現を目指しているのが世界連邦運動であります。

東京都議会は、２０年前、すなわち昭和３８年２月２６日、この趣旨に賛同し、全員が超党派で提出者となり、全会一致で上掲の宣言を議決し、外人を交えた報道陣によって新聞、テレビ、またテレタイプによってこのビックニュースは内外に伝えられたのであります。

現在、同様の宣言は１都２府２５県、３５０の市区町村で議決されておりますが、私共は２０年前の首都東京都の、この宣言の意義を再確認するために記念大会を開催し、都内ひいては全国に世界連邦運動の幅を広げ、世界の恒久平和の達成に資せんとするものであります。都民の皆様の御支援と御協力をお願いいたします。この２０周年記念大会の案内書に都内世界連邦平和宣言自治体の名前が載っています。三多摩は青梅市、武蔵野市、立川市、福生市、羽村町、武蔵村山市、小平市などであります。日野市の名前が入っていないのが残念であります。

一昨日、日野市議会で世界連邦都市宣言を議決してほしいという陳情が提出されました。世界連邦建設同盟会長の松前重義さんからのものです。ここに世界連邦運動とはという世界連邦建設同盟の案内があります。世界連邦運動とは、戦争と貧困と公害のない世界をつくるのがこの運動です。これは人類最大の事業といえましょう。原水爆が発達した今日もう戦争をしてはなりません。それは人類の滅亡を招くからです。だが戦争は絶対起きないという保障はどこにもありません。戦争の火だねは世界の各地にくすぶっており、人類は第三次大戦の不安におびえています。人類が戦争を滅ぼさないならば、戦争が人類を滅ぼすであろう。世界人類４０億のうち３分の２以上の人々は貧困で飢えております。また世界的な公害と資源の枯渇は人類を死滅におしやる恐れがあります。人類が月に到達した現在、人々は「地球人意識」を持つようになりました。経済を初め通信、交通その他何もかも地球単位です。難しい言葉でいうと国際社会の時代から人類社会の時代へと急速に移り変わっているのです。世界連邦の素地十分です。世界的な問題は世界的な制度で処理し、解決しようというのが世界連邦の基本的な考えです。私どもの祖先は、明治維新で廃藩置県を行い、国内から戦争をなくし、一つの政府のもとに日本という法治国をつくりました。それと同様に世界法をつくる世界会議、それを実行する行政府世界の平和と安全を守るための世界警察と世界裁判所の創設、つまり立法、行政、司法三権を備えた世界政府をたてることです。だが世界連邦になったからといって国がなくなってしまうのではありません。それぞれの国家はそれぞれ独立国としての自主性をもって幸福と繁栄を

競います。世界唯一の原爆被災国であり、戦争放棄を誓っている日本こそこの運動推進の最適任者であると外国からも認められています。あなたがこの運動に参加することは、世界平和への貢献を実践することで、大いなる誇りといえましょう。世界の人類からも、子孫からも必ずや感謝される時が来るでしょう。さあ、今すぐ行動へそのためにはまず会員になりましょうとあります。

私も一昨日年額会費2,０００円を支払って会員になりました。世界連邦建設同盟の会員として同盟として松前会長名で提出した陳情をぜひとも採択していただくようお願いしておきます。会員として早速いただいた連盟の機関紙今月号に地方自治体と世界平和と題した加藤俊作関東学院大学教授の文章が載っていました。非常に参考になることが書かれていますので抜き読みしてみたいと思います。

地方自治体と世界平和、新世界秩序創設のアクターという見出しです。この新聞余計にありますので、後で市長に差し上げたいと思いますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

最近、地方自治体が世界平和に果たし得る役割についての認識が急速に注目されるようになっている。従来、世界平和といえば、それは国家間の問題であって、地方自治体の役割といえば、それは何よりもその地域の発展や住民の福祉の増進であった。しかし、最近は姉妹都市運動や非核宣言都市会議などに象徴されるように、地方自治体が直接海外の自治体と連携し、さまざまな活動を通して世界平和の強化に貢献している。それでは何ゆえ本来、国家に課せられているはずの世界平和といった問題に地方自治体が関与するようになり、あるいは関与する必要性が強調されるようになったのであろうか。もし国家政府が世界平和、しかも恒久的な世界平和の強化に十分な役割を果たし、年々それが実現を見ているならば、あえて地方自治体がそのような分野に乗り出す必要はないだろう。自衛の名のもとに年々莫大な軍事費が使われているにもかかわらず、一向に安心感は増さず、むしろ不安感を増幅しているのが実情であろう。要するに人びとは世界平和の強化について国家に多くを期待できないという認識を持ち始めたと言えよう。今日、国家政府に真の世界平和実現に対する期待が持てないとすれば、われわれは一体、だれにそれを期待できるのか、ここにその主要なアクターとしての地方自治体が注目されるに至った理由がある。最近、国家の軍事や核兵器配備に対抗する形で、地方自治体が世界の各地で非核宣言や平和都市(県)宣言を採択し、１９８４年４月にはイギリスのマンチェスター市で第１回非核自治体国際会議を開催し、来年（１９８５年）春には第２回大会をスペイ

ンのコルドバ市で開催するまでになっている。また１９５０年、京都府綾部市から始まった「世界連邦平和都市(県)宣言」運動は、その後、他の自治体に広がり、１９８４年１０月現在、宣言自治体は１都２府２５県１６７市区１４７町１６村(計３５８)に及んでいる。地方自治体が「平和」問題により大きな関心を持ち、自主的に平和の強化のために行動するようになったもう一つの理由として、戦争形態の大きな変容が挙げられるであろう。近代戦においては前戦と銃後の区別がなくなってしまったどころか、むしろ軍人は安全な地下壕におさまり、その被害者はもっぱら一般市民であるという事実である。もしこの次、核戦争が起これば恐らく被害者のほとんどは一般市民であることは疑いない。このような状況下で「平和」の問題を、もっぱら軍備にたよる国家や軍人にだけ任せておくことはできないと一般市民が危機感を持ったとしても当然である。言ってみれば、国家は本来、武力によって自国民の安全を守るという論理に立ち、その延長線上に核兵器によって安全を守るという事実が生まれたが、実は、その事実こそが前述の論理の破産をもたらし、それにかわるべき新しい論理として、平和アクターとしての自治体が国境を越えて連帯し、相互の住民の安全を守るという新しい平和達成の道を開いたというべきであろう。このように考えるならば自治体は単に非核都市(県)宣言や平和都市宣言をしただけでは十分とは言えない。いや、もっと積極的な新しい平和秩序創設のアクターとして、究極的にはグローバルな自治体のネットワークの創設まで考えるべきであろう。それはまさしく平和な世界秩序であるはずであり、また単なる「非核都市(県)宣言」とは違った「世界連邦・平和都市(県)宣言」を行なった自治体の使命も、そこにこそあると言えよう。大分抜かしましたが、以上が加藤俊作関東学院大学教授の発言であります。最近のことですが、１１月２０日付で世界連邦宣言自治体全国協議会会長の岡山県知事長野士郎氏から、各地方自治体市長あて文書が発送されています。世界連邦宣言の促進についての(お願い)というものです。秘書課長にお聞きしたら、来ていないということで、我森田市長を忘れるなんてけしからんと思いながら、早速きょう岡山県知事に連絡して森田喜美男市長あて発送するよう連絡しました。先ほど連絡が入りまして市長に加えて議長にも発送したようであります。すぐに正式の文書が到着するはずです。ちなみにこんな文書です。

世界連邦宣言の促進について(お願い)、向寒の候、貴殿にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。さて、我国は世界唯一の被爆国であり、私たちは二度とあのような悲惨な戦争を繰り返してはなりません。

しかし、世界は今、米ソを中心とした東西陳営の軍拡競争はますます激化し、ひとたび世界戦争が起これば人類の滅亡は避けられない状況にあります。

こうした核戦争の危機とか食糧問題、資源エネルギー問題、環境問題など地球的規模の問題を解決するためには、新しい世界秩序、つまり世界連邦が必要であります。

私たち世界連邦宣言自治体全国協議会では、昭和２９年の発足以来、恒久平和を築くため、世界連邦思想の普及、自治体の宣言促進、国際協力、援助などの運動を展開しています。

現在、宣言自治体は３５９団体ですが、これは全国の自治体の１割にしか過ぎません。

どうか、世界連邦運動の趣旨に御賛同いただき、早期に世界連邦自治体宣言の議決に御努力いただくとともに、宣言後は当協議会に御加入いただきますようお願い申し上げます。というものであります。この世界連邦平和都市宣言を初め、平和施策について市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

２年前は時間がなく、市長のお話を伺うことができませんでしたが、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋通夫君)　　市長。

○市長(森田喜美男君)　　日本国憲法の前文というのをよく読んでみるわけでありますが、平和への人類の希求は普遍的なことであって、これからのその努力にまたなければならないということが明記されております。そして、また一方に考えますと平和があってこそ日常の市民生活であり、あるいは文化福祉が保有できるということでありますから、１日として無関係な状況はないわけであります。端的に平和という問題を戦争をしないということだけで、平和とみるのか、人類の平和への希求はそういうことではなくてもっと広い今言われるところの国際的連合体であったり、あるいは人類のもっとお互いが助けあえる、理解しあえるそういう条件をつくることにあるというふうに思います。その戦争をしないということだけで考えましても現実に軍備はますます両超大国の軍備増強が拡大されて、まさに我日本もその中にすっかり繰り込まれているという感じがいたします。特に私どもの三多摩には、米軍の横田基地という強大な軍事基地があるわけでありまして、これをどのように理解するか、非常に困難な問題でもあります。核兵器廃絶だけがまた平和でもないわけでありますが、少なくとも一番今危機感のあるのはこの核戦争でありますから、これを何とか避けて防止するということこそ人類の共通の最大のまた理想でなければならない。理想というよりも現実問題であるというふうに言

うべきだと思っております。そこで、今、一ノ瀬議員から日野市の行政の中に、平和行政というものを、どう位置づけるかという観点からの御質問が述べられたわけでありますが、例えば平和費という費目をたてるということも狭義の意味では意味があると思います。しかし、我々が目指しておりますいわゆる地域社会の平和、あるいは目指す目標、これはすべての事業にその目標が一致できる性質のものでありますから、狭義に考えることは、いかがかという感じもしないでもありません。健康を守ること、あるいは子供が人間として立派に育つこと、思慮判断のできる、そういう能力を持たせる教育こそ平和のために基本的に必要だというふうに言うべきかとも考えられます。そういう意味におきまして、この自治体が行っていることがすべて平和行政ともいえないこともないわけでありますけれども、もっと明確にして、施策を明らかにせよ、こういうことの意味も大いに感じるわけであります。先ほど教育長の方から、私が教育の中で幼児教育から、あるいは家庭教育から、ひいてはもっと社会教育の分野でも平和の問題ということをもっともっと具体的に教育をする、あるいは学ぶことができる、そういう環境をつくるということは極めて重要だと思っておりますので、施策のすべての中心理念には、そのことをはっきりと理念づけておくべきだ、このように思います。昭和５７年１０月８日、これは日野市の市議会で、第３回定例会の一番終わりの日だったと思っておりますけれど、いわゆる核兵器廃絶、平和都市宣言日野市、この宣言を全会一致によって議決を見たことができました。それに基づいて第一歩ではありますが、平和宣言等々を立てましたり、若干の平和に関します予算費目を掲げておる、こういう状況でありまして、見方によっては、その宣言の御題目で何の意味があるかというふうに言う方もありますけれど、私はそういうものではなくて、やっぱりみんなの心にそのことを毎日訴えて実感としてこの我が物にするといいますか、市民の物にする、こういうことは極めて有意義だと思っておりますし、よそからも評価を受けておるというふうに感じております。１週間ばかり前の朝日新聞の記事相当スペースを割きまして、日本のいわゆる日野市が行っておりますような非核平和都市宣言これを行った市がいろいろな形で２００幾つにふえたこのように記述されているのを見たわけでありまして、資料として私はそれを今残してもっとこれを広げる方法をどうすべきかということを考えておるところであります。広島市のごく接続いたします府中町、これは山田町長さんというすぐれた方が我々にも呼びかけがございました。参加をして二、三年になっておりますが、昨年はもっと広い取り組みをすべきだということから、全国革新市長会でもそのことの連絡会を聞こうということが

議決をされております。私どもは、これは革新の政策ということのみではなくて、これはやっぱり保革をとわず、全国民、あるいは全自治体総合的に取り組むべき課題でなければなりませんので、もっと広いそういう活動をすべきだというふうにも考えておるところであります。革新市長会は決してその革新市だけの範囲でやろうということではなくて、もっと関連市に呼びかけようというそういう考えによるものであります。日野市がたまたま海外に姉妹都市を持ち得ていますのは、アメリカのレッドランズ市でありますので、さきにも申し上げましたことがあると思っておりますけれど、私はレッドランズ市にそのことをつまり海外の姉妹都市として日野市のそういう考え方を伝えレッドランズ市も呼びかけるきっかけをつくってみたい、このように今検討を進めておるところであります。なお、どのような予算費目を立てるかということにつきましては、もっと具体的にその平和事業の検討委員会というようなものを市民参加、あるいは議会参加によって検討させていただきたい、こういうことも有意義であろうと思います。今進行しつつありますふるさと博物館これも市民生活を、いわゆる生活文化の資料を展示して、郷土の生い立ち、あるいは目指す方向を若い市民層によく理解ができるようにというようなことを目標として設置するわけでありますので、この戦争の資料、あるいは記録、それらもできるだけ収納できれば幸いだというふうに考えております。その平和ファクターとしての自治体という発想は、いろいろと国際政治の上で努力する方法はあるでありましょうが、やはり一番草の根といいましょうか、自治体こそそういうファクターになり得るという新しい発想だというふうに思いますので、そのことの意義を十分わきまえながら、適切なこの平和運動、あるいは平和推進の事業に施策として取り組む部分が多々あろうかというふうに考えております。質問の趣旨をよく理解をし、また、今後各位の御知恵も拝借、ちょうだいいたしまして、日野市民を中心としてこういう運動の発展することを願ってやまないわけでございますので、今後とも努力をすべき、これは一時期のことではなくて、もっと恒久的な取り組みにすべきものだ、このように考えております。思いついている範囲の断片的でございますけれど、以上のとおりお答えをいたしておきます。

○議長（高橋通夫君）　　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　ありがとうございました。世界連邦平和都市宣言について十分過ぎるほどいろいろ説明したわけでありますけれども、それに対して市長の御発言はなかったのでありますけれども、十分市長を初め議員の皆さん御理解いただけたと思って今後の陳

情採択をよろしくお願いいたします。重ねてお願いしておきます。

武蔵野の土屋市長は、平和に関する行政は国レベルで行うのが妥当だとしてその予算を前年度の５分の１と大きく削減を行いました。しかし、核の脅威をひしひしと感じる今日、市民１人１人が平和に対する自覚と信念を持ち、まず自分の身の周りから思いやりある人間関係を持って人権の尊重と人類愛に裏づけられた民主主義を確立し、隣人から市へ、都へ、国へ、そして世界へと広げて本当の平和を築くことができるのであると考えるべきであります。また、市が直接国境を越え友好姉妹都市などで連帯し、相互の住民の交流によって平和達成の道を聞くことも可能であり、世界連邦という崇高な目標を目指しての運動もまた必要であると考えます。今、政府は福祉を切り捨てて軍事大国化への道を突き進んでいます。民主主義と平和憲法は危機に直面しています。平和への施策を切り捨て、中曽根路線の延長線上にあって反市民的な市政に一変した武蔵野の例を見ても、私たちは平和を願う市民の力を結集し、憲法擁護と反核の輪を広げ、革新市政を何としても守り続けていかなければならないと考えます。この質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって７の１．あれから４０年、決意新たに平和への取り組みを強めように関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

次に７の２．公園の掃除を自治会でやりたいについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　さらに質問を続けさせていただきます。

自治会長の経験から出た質問を一つ簡単にさせていただきます。全世界の平和についての主だった質問から一転して小さな自治会のことになりました。私の所属している自治会は、多摩平五丁目自治会と申しまして、五丁目地域の約半分の地域から成り立っています。その中に多摩平第二公園があります。自治会の理事会で月１回日曜日に会員が総出で道路の側溝の掃除をしよう。第二公園の掃除をしようということを決め実行しました。各家庭からは御主人や奥さ

んが大勢第二公園に集まりました。そして、日曜日の午前中１０時から１１時とわずかな時間ですがみんな一生懸命働きました。公園内の草むしり、ごみ掃き、公園の外側の土砂がいっぱい詰まっていた側溝の土砂のくみ上げなど、汗をかきました。しかし、みんな楽しそうに見受けました。終わった後、参加した人々から口々に汗をかいたが快い汗だとこの一斉行動が高く評価されました。近くに住みながら、ほとんど交流のない人がこのような機会に一緒に行動でき、話し合うことができて非常によかったと思いました。自治会の一つの大きな役目を果たし得たと思っています。側溝から上げた土砂を建設部土木課で持っていってもらうのですが、毎月第４週目が私どもの地域に回収に来るということになっているので、第４日曜日と定めたのであります。１０月の第４日曜日の２８日１０時に公園に集まり掃除を始めました。ところが、そんなに草も生えていない、二、三日前、だれかが掃除をしていたという、市の予算により公園の清掃が行われた後だったようであります。自治会員がこうやって集まって和気あいあいのうちにやろうとしているときに、掃除がしてあったのでは水を差されたように感じます。市ではやらないでほしい、おれたちにやらせてほしい、市では金をかけてやるんだから、その金の一部をおれたちがもらうこともいいではないか。とにかく多摩平第二公園の素人で可能な掃除については、自治会に任せていただきたい。それによって触れ合いの場、触れ合いのときができて、それを望むのだから、ぜひそうさせてほしい、そうできないでしょうか、これが私の質問であります。もちろんむしった草、かき上げた土砂の始末などはやってもらうことにはなるでしょうが、多少手がかかってもいいではないでしょうか。多少の報賞金でも貧乏な自治会にとってはありがたいと思います。市が公園の掃除を最寄りの自治会に依頼する、あるいは委託する、もちろんその自治会の自主性を優先させながら、それを奨励し、その手段として自治会に若干の報賞金を出すことなどを考えたらどうでしょうか。公園の自治会ぐるみの掃除で一緒に汗を流す、そこで非常にすばらしい市民相互の交流ができる、いいことだと思います。私たちの自治会の地域の中には、公共の施設は公園しかありませんが、自治会の会合に使う地区センターがすぐ隣にある、その地区センターも回り持ちだが、敷地も含めて草むしりなどの清掃をします。自治会が掃除ぐらいはできると思われる公共施設に公園のほか地区センターを初め地区広場、遊び場などがあると思うが、これらも自主的な自治会の清掃が考えられないのだろうか。現状の清掃に関する費用の一部を報賞金に充て、これを奨励することが考えられると思うがどうでしょうか。以上を申し上げ５点質問いたします。

質問1. 公園の清掃の現状はどうなっているのか。その方法、費用などについて簡単にお答えください。

質問2. 自治会に清掃を依頼し、報賞金を出しこれを奨励する考えはないか。

質問3. 地区センターの清掃の現状と自治会依頼の考えを問う。

質問4. 地区広場についての清掃の現状と自治会委託の考えは。

質問5. 遊び場についての清掃の現状と自治会委託の考えは。以上です。

○議長（高橋通夫君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君） それでは、ただいまの御質問に対しまして、私の方から第1点目と第2点目につきまして、お答え申し上げます。

まず第1点目の現状の公園の清掃の状態でございますけれども、現在あります公園を浅川を境にいたしまして、北と南に分けまして、若干の清掃の方法を変えながら清掃をしておるのが現状でございます。浅川の以南につきましては、41の公園が現在ございまして、これは民間委託をいたしております。委託料につきましては、59年度予算をお認めいただいたわけですけれども、490万でございます。清掃につきましては、1公園につきまして月2回実施をいたしております。そのほか夏場の除草などもございますので、一公園につきまして、除草の関係につきましては年に2回というのが現状でございます。それから、浅川の以北63の公園につきましては、これは直営で実施をいたしておりまして、直営といいましても職員が2名それに高齢者事業団の職員に委託をいたしまして、1日平均10人、年間にいたしますと、延べで3,200人ほどになりますけれども、これらの人たちによりまして実施をいたしております。これは毎日それぞれの63の公園を巡回いたしておりますけれども、数からいきまして毎日一つの公園に全部回るというわけにいきませんので、大体1公園に対しては1週間に1回という程度でございまして一応年間の費用が約1,200万でございます。それから、2点目の御質問ですけれども、私どもの公園の管理の立場からそれぞれ各地域で自主的におやりになっていただいて、そして、それがさらにまた地域の活動の場にもなるということにつきましては、大変私どもの立場からもありがたいわけで、できるだけの助長を図りたいというふうには考えております。そこで、公園愛好会みたいなものをつくりたいという考えもあったわけでございますけれども、その後の変化の関係から、緑化市民会議みたいなものをつくりまして、そういう中で緑化とあわせて自然を大事にしていく、そういう一つの精神的な面も含めました市民運

動が展開できないだろうかというふうな希望も持っておりますので、こういう組織の中で考えていきたいということで、当面お尋ねのございました奨励金というような形のものは、今のところ考えておらないのが現状でございます。

○議長（高橋通夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答えいたします。

地区センターの清掃につきましては、地区センター条例の第一条にございますように、現状回復の義務が課せられております。したがいまして、その地区センターをお使いになった方が現状回復台所周り、あるいはお部屋の清掃そういったものを全部済ませてからお帰りになられます。また、そういったその都度その都度の利用者の方ができないような清掃につきましては、現状では自治会とか、あるいは老人クラブの方が奉仕活動として行っております。特に市内41の老人クラブの方々の奉仕活動が非常に大変なものでございまして、一つの生きがいと申しますか、そういうようなものまで感じるような熱心さで清掃をやっていただいております。私どもとしましては、今後ともこの方式でもって地区センターをかわいがっていただこう、こういうような考えでいるわけでございます。

4点目地区広場についての清掃の現状と自治会依頼の考えでございます。広場についても除草を含めまして、利用者、あるいは老人クラブの奉仕活動に頼っております。今年度の予算の中で、予算委員会の折に公明党の夏井議員さんから、地区広場の除草の委託料は余り感心できない、こういったものは、なるべく利用者の方に全部やってもらうように考える、こういう御指摘がございました。最終の管理責任というのは公共施設にありましては、これは市に当然帰着するべきものでございます。そういった意味でこの予算をお認めいただいたわけでございますけれども、今までに老人クラブ、あるいはその利用者の方々の奉仕に頼ってなるべくこれを使わないように心がけている次第であります。以上です。

○議長（高橋通夫君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） 5番目の御質問の子供の遊び場についての清掃の現状と自治会依頼委託についてということでございますが、子供の遊び場につきましては、遊び場清掃管理委託の要綱を定めまして、現在遊び場の近くの自治会に委託をいたしまして、清掃をお願いをしておるということでございます。31カ所でございまして予算に計上しておりますのは、94万8,000円ほど大きさによって若干違いますけれども、これは恐らくお使いになっておるところは、清掃後のジュース等になっているんじゃないか、こういうぐあいに考えておるところでございます。

○議長（高橋通夫君） 一ノ瀬 隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　建設部長が緑化市民会議ということを申されました。まずは緑化市民会議の成功を祈るものであります。しかし、私はこのような大げさなことは考えていなかった、そういう質問だったわけです。ただ自治会活動、これが非常に大切だと思っているわけで自治会活動の活性化を目的としての提起だったのであります。緑化行政とは切り離して、このことをぜひお考えいただきたいと思います。件名に沿った質問を一つだけ追加いたします。今、大きな公園には便所がありますが、私の方の多摩平第二公園といったところには便所がありません。以前から聞いているところによると、公園には便所を置くのが当然なのだが、後の管理が大変なのでつくらないということです。後の管理は主に清掃だと思います。いやな仕事の代名詞に使われる便所掃除、それでも私たちはやります。交代でやれば１年に１回、それくらいならできると思います。私たち自治会での唯一の公共施設であるこの公園は、自治会、商店会の花見、ビアーパーティなどの集いによく利用されます。その場合便所のないのが大きな悩みになっています。便所の新設によって自治会の生活の場としての公園に大きく前進します。公園に便所はつくれないでしょうか。質問します。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それではお答えいたします。

御存じのように現在ございます公園の関係では、いわゆる近隣公園が四つございまして、この庁舎の南側にございます日野の中央公園、あるいは旭が丘の中央公園、そしてさらには百草台の自然公園、それから駒形公園、この四つがいわゆる近隣公園として位置づけられておりまして、公園としては規模が一番大きいわけでございます。そういう中で大部分の公園は、児童公園としては非常に面積が小さいものが多いわけです。そういう中に、トイレをつくるということは御質問の中にもございましたように、やはり管理上の問題がまず一番難点で、どうしても二の足を踏むというのが現状でございます。しかし、その公園が年間を通しまして、不特定多数の人に利用され、そしてまた一つの手段的な催しとして活用されるということになりますと、当然トイレの必要性というのは感ずるわけでございます。そういう点で設置の場所、あるいは設置する公園の面積、利用度合い、そういうものを十分勘案をしながら今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって７の２．公園の掃除を自治会でやりたいに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時５５分休憩

午後５時１９分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

８の１．コアラと交通対策・モノレールなどについて問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　　通告に従いまして、コアラと交通対策・モノレールなどについての質問をいたします。

午前中は南平の方面でダイクマという大型店舗の進出問題が質疑が行われました。ダイクマという響きはいかにも怖い感じのする響きでございます。これが進出するために交通渋滞や子供の教育などに大変な悪影響が出るということでの質疑でございました。私の方は、コアラという大変かわいらしい動物をめぐる交通問題でございます。コアラというのは、水を飲まないという原住民の言葉から来ているそうでございます。しかし、水も実際は飲むそうでございます。このコアラが来たことについては、私ども日野市民も動物を認めている以上は、こういう動物が来るということを歓迎をするという立場でございます。コアラ本人にとってはどうであるかということを考えますと、日本の２１倍もあるあのオーストラリア大陸で生活していたのが、幾ら５億円かけましても動物園ということでございますので、どういうふうに思っているのか、その辺については論じるつもりはございません。今回コアラが参りまして、新聞報道などでも御存じのように、大変なこの動物園への入園者でございます。去る２３日の連休のときの入場者は２万6,０００人、そして、そのうちの１万６６２人しかコアラは見ることができなかった。午後２時過ぎにはもう札どめになって、今から並んでも入館できませんというような状態でございます。私は上野の動物園に時々行ったことがございますが、あのパンダの人気というのは、衰えるどころかコアラが来るまで土曜、日曜などは大変な混雑でございます。そういう点から予測いたしますと、このコアラ人気というのも恐らく何十年も先まで続くものではないかというふうに考えられるわけでございます。今後このコアラは雄とか雌とかそういうのもふやしていく方針のようでございますので、ますます子供たちや都民、関東地域の人たちの関心を高めるのではないかというふうに思っております。今、多摩動物園をめぐる周辺の交通状況でございます。現在でも大学がふえ、特に中央大学がふえましてからは大変な交通混雑でございます。もう既に私がけさ市議会に来る車を運転して来る途中でも、百草団地方向からお

りてまいりまして、多摩動物園通りに進入しようとしますと、信号機を３回待ちました。そして、信号機のたびに１台か２台ぐらいずつしか入れないという状態にあるわけでございます。これに加えまして日曜は中央大学などはないわけでございますけれども、このコアラが来たという状態で大変な混雑になってきたわけでございます。先日、私のうちに程久保の住民の方から手紙が１通参りました。その中にはこう書いてございます。多摩動物園にコアラが来園したため、多摩動物園周辺の交通渋滞が激しくなってきている。そのために都道への路上駐車、私道への駐車、駐車禁止区域への乗り入れなど目に余ることが多い。交通渋滞のため急病人がマイカーで運べないため、急救車に依頼するが、その急救車でさえ通行に支障が生じている、こういうような趣旨のお手紙でございます。私もあの近辺で活動する中で、こういう御意見が非常に多かったわけでございます。そういう点で私どもの日本共産党、あるいは住民団体等で、日野市へも要望申し上げました。私どもは直接東京都知事に対しましても１０月８日、対都交渉の日に、あるいは１２月４日の対都交渉の日に動物園付近の交通渋滞の緩和策を東京都にとってほしいという要望を申し上げてきたところでございます。なお、また１２月６日には京王帝都本社に参りまして、交通渋滞緩和対策の徹底をしていただきたいというようなことを要望してきた次第でございます。そういう経過を踏まえまして本日質問をする次第でございます。３点ほど質問したいと思います。

第１点は、混雑の状況について市として調査をしたことがあるか、どのくらいの混みぐあいかということを知っているかという点でございます。

次に、第２点目は当初から交通混雑を市でも感じられておられたわけでございます。そういう点でどういう対応をされたかということでございます。

第３点は、先ほども一般質問の中で、若干のやりとりが生活環境部長からなされましたが、そういう関係方面との折衝でさらに詳しいお話が聞ければ、全面的に聞かせていただきたいというふうに思うわけでございます。その中で、地元の地主さんたちの問題もございますけれども、駐車場等の現状、それから見通しこういうことなどについても、もし対策を立てていらっしゃるのであれば、市当局に聞きたいと思う次第です。もちろん多摩動物園は市立ではございません。都立でございます。そういう点で東京都に最大の責任があるわけでございますけれども、直接市としても私が申し上げた点で取り組む必要があると思いますので、以上の点についてこの件については御答弁いただきたいと思います。

次に、モノレールの構想についてでございます。モノレールについては、ただいまの多摩動物園との関連なども考えますと、あった方がいいかなという気もいたします。かつまた、多摩地方では南北といいますか、交通機関が未発達でございますので、そういう点で反対するものではございません。しかし、やはりモノレールが日野市を通るということになってまいりますと、いろいろな問題が起こってくるわけでございます。そこで、このモノレールの誘致、あるいはモノレールの事業というものについての市の考え方を二、三お聞かせいただきたいと思う次第でございます。

第１点は、モノレールが日野市を通過することによって、日野市にとってのプラス面というのはどういうことが考えられているのか、この点でございます。

第２点は、日野市を通ることによっての損失 ── マイナス面でございます。これらについては市としてはどういうことを考えているのか、この点を御答弁いただきたいと思います。

第３点目は、日野市の事業に対する負担の問題でございます。私は、こういう大規模の東京都の交通政策、いわゆる鈴木都知事がおっしゃっているマイタウン構想の中での一環でございます。また、東京都にとっての大型プロジェクトであるわけでございます。そういうことになってまいりますと、私は東京都が全責任を持ってこの事業は費用の点も見るべきである、こういうふうに考えるのが当然だと思うわけです。そういうことに対して東京都の方はどうかといいますと、市議会にいただきました資料などに目を通してみました。最初はこの事業については東京都が５１％以上の公共投資を行うんだ、出資をするんだという方針でございました。ところが、最近になりますと、東京都は若干後退いたしまして、民法上の拒否権がある株主ということでしょうか、拒否権である３０％台の出資にとどめるという方向でございます。そういう点でだんだんこの公共交通という性格が変質していくのではないか、さらにまた、財政事情が厳しい状態である三多摩２６市、そのほか５町村でしょうか、こういうところにも大きな負担を強いてこようとしているわけでございます。このような方向というのは、やはり市民の立場から考えれば、地方自治体にとっては厳しい問題ではないかと思うわけでございます。そういう点から日野市が負担をしていくということは、既成の事実のように進んでおりますけれども、東京都に対してやはりもの申していくべきではないかと思います。そういう点で市の負担問題について市当局は、どのようにお考えであるか、以上モノレール問題についても３点の質問をいたしますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

コアラに関連いたしますその動物園付近の交通の渋滞でございますが、車の調査につきましては、私どもの方としては、はっきりした調査をしておりません。ただこの１１月２０日の公開につきまして、公開の前に１０月９日の日に多摩動物公園におきまして、日野の警察、消防、京王帝都電鉄、それから東京都南多摩建設事務所、動物園管理課、私ども産業経済課などが出席をいたしまして、この対策について打ち合わせ会が持たれました。その結果、都道についての問題整理は、南建で行う、それから公共交通機関の対応については、京王電鉄が積極的に対策を講ずる。市では、コアラ観覧者はできるだけバス、電車の利用を呼びかけ、広報紙でそのＰＲを行うとともに広報紙だけでは市内の方にだけのＰＲになります。動物園にいらっしゃる方の大半は市外の方ですので、同様のＰＲを五大紙に掲載をする。こういうお約束をしてきたわけでございます。結果的に見まして、動物園の入園者は、先ほどの御質問の中にある数字のとおりでございますけれども、この数字は予想をはるかに超える数字でございまして、予想外の人出でありました。しかし、人出が予想外なのに反しまして、車の台数はそれほど伸びていなかった。車の台数の調査は、何台というような数にあらわせる調査はいたしておりませんが、程久保に長らくお住まいの方からその事情を伺ってみました。そしたら、人出は多かったけれども、車の台数は少なかった、こういうお話でございました。したがって、このことは五大紙のＰＲ、あるいは日野市広報などによりまして、コアラ見物は電車で来てください、このＰＲがよく行き届いたことではないか、このように考えております。時期的にも１１月２０日という時期は、これから寒さに向かう時期でございます。行楽には余り適さない時期でありますが、こういうシーズン的なものも多少は考慮に入れてもいいかと思います。電車の利用が多く、そして人出のわりには車が少なかった。そして、さらに電鉄側では、電鉄の各駅に現在コアラ見物は何時間待ちますとか、そういった情報をその都度的確に出していた、そういうようなことも原因の一つに挙げられるんじゃないか、こういうふうに考えております。道路の渋滞は目に余る渋滞はなかった。これは日野警察の交通整理が今までになく積極的かつ重点的、そして徹底的に行われたものではないかと思います。レッカー車なども参りまして、違反の駐車はすぐそれを取りのけたというような話も聞いております。非常に徹底した交通整理が行われたようでございます。それから、さらにあの動物園前の道路に沿った駐車場の持ち主のお話を聞きますと、非常に意外なお話が返ってまいりました。コアラが来てから駐車場が大分減った、そういうことを申しておりました。これは、やはり五大紙を初め日野の広報などに来園者の電車利用、そういったＰＲがよく行き届いた結果ではなかろうか、このように考えております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　モノレールの答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

モノレールの市の考え方でございますけれども、初めにプラス面、それからマイナス面ということでございますけれども、プラス面につきましては、コースを見ていただきますとおわかりかと思いますけれども、日野の東部地域を南北に通過をするものでございます。したがいまして、沿線の駅周辺を核にいたしまして、住民の南北への移動の利便が向上する。さらに、その駅周辺をもとにいたしまして、沿線の発展がなされるというふうに考えております。それから、マイナス面でございますけれども、これはやはり高架で通りますので、やはり騒音でありますとか、日影の問題、プライバシーの問題、こういったことが出てこようかと思います。幸いこの現在東京都が計画しておりますモノレールの線は、南北に走る路線でございます。一部日野の甲州街道を横断する部分については、東西に近くなりますけれども、それを除いては比較的他の都市のモノレールに比較してこういった問題は軽減されるのではないかというふうに考えております。これらの問題については、特に今後十分配慮をするように東京都と交渉していきたいというふうに考えております。

三番目は、事業費の負担の問題でございますけれども、これは第三セクターを設立して、その第三セクターに日野市がいわゆる参加をして出資をする、という問題だろうと思います。当初いままでの他都市でやっている第三セクターは公共側が５１％、民間が４９％を持つということで、公共性の高い第三セクターの設立をしているわけでございます。今回東京都は民間活力の導入を大幅に取り入れるということで、公共側の出資を３５％、それから民間側のいわゆる出資を６５％というふうに考えております。これは、東京都が５１％の出資を３５％にしたということではなくて、あくまでも公共側ということで考えてきたわけでございます。他都市のモノレールの第三セクターの出資につきましては、一部いわゆる府県段階でいわゆる公共側の負担の出資を全額持っているところもございますけれども、大多数が地元市にも出資の参加を呼びかけているというのが実情でございます。それで、現在、東京都の方から５市に対しま

して、地元の出資の要請が来ている段階でございます。これらにつきましては５市の市長会の段階では、地元の利便、それから早期実現を図るためにも、また、他都市の例からいきましても応分の地元出資はやむを得ないんではないかというふうな今立場に立っております。しかしながら、今東京都が提示しております出資額をそのまま負担できるかどうか、また、配分の方法をどうするかということを今事務段階で検討しております。早急に年内ないしは年始めに決着をつけるということで今努力をしている最中でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　それでは、若干の再質問を申し上げます。この第１点の多摩動物園の車の渋滞状況でございます。部長の答弁は自分では調べない、市としても調査してない、こういう形での答弁です。私の方に来た手紙の住民の方もかなり程久保に長く住んでいらっしゃる方なんです。私ももちろん現地を土曜、日曜調査をいたしました、ところがある面では、あれです、私もびっくりいたしましたが、予想を私がしたようにかねての多摩動物園の観光シーズンなどに比べてみると、混み方はゆるやかである。これは事実でございました。私も多摩動物園線がもう５時から７時ぐらいは渋滞で走れないんじゃないかと思っておりましたけれど、すいすいとまではいきませんが、夕方の混みぐあいは混まない日もあったわけでございます。しかし、ところが住んでいらっしゃる程久保を初め、これは百草団地でも高幡台も全部同じですけれども、あの近辺の方々こういう方々はかねがねこの交通渋滞の迷惑というものがあるために、そういう感情が続いております。そして、今回のコアラの公開は御承知のとおり、初日は雨が降りまして非常に寒い中だったわけです。そして、部長もおっしゃったように時期的に５時になると真っ暗になるという状態でございます。そういう点でここ１日、２日は暖かいようでございますけれども、いろいろ気候の異常などもございました。そういう点で私は一時的に渋滞が予想以上に混まなかったという日はあるかと思います。しかし、これが今後半年後、１年後こういうことを考えると相当の渋滞が今後とも続くということになっていくわけでございます。現在でもコアラが来る前から、この程久保地域の方々の渋滞に対する不満というものは大きく出されてきていたわけでございます。何年間にもわたって私ども東京都や京王帝都にこの点でも要望書などを出してきております。その上に中央大学ができ、そして、あるいはその他の大学もできコアラも来た、こういう状態でございます。ですから、私は次の点で市が対策を立てていただきたいというふうに思うわけでございます。御承知のように先ほど

も言いましたように私どもも市当局に前もっての対処をお願いいたしましたし、東京都や京王帝都にもお願いをした、住民団体もそういう要望書を出しております。そういう関係でのＰＲの若干の努力はしていただいたことは間違いないわけでございますけれども、それは認めます。しかし、部長がおっしゃったように２３日の天気のよかった連休の日などは、こういう状態に２万6,０００人の来園者が出てくるという状態になってきたわけでございます。そういう点で次の五、六点にわたりまして関係部局の方で今後の対策をお願いしたいと思うんです。第１点は今駐車場が1,５００台ほどあると思います。この辺は程久保の緑地帯でございますので、駐車場をふやせとは申し上げません。しかし、現在の多摩動物園通りから５０メートルまでは開発が許可をされております。付近の地主さんたちとの話し合いで、そういう点の改善策が可能ならば駐車場の実態も調べていただきたいということでございます。それから、込んだ日にはこの駐車場だけでは足りないために明星住宅、あるいは高幡台団地の入り口、その近辺の通路に車が違法駐車、これは私のうちへ来た手紙のとおりでございます。こういう状態などがありますので、その辺を配慮して今後改善策方をお願いしたいと思います。次に、ＰＲの点でございます。これも部長がおっしゃったとおり、日野市の広報と一部の新聞に若干そういう趣旨の記事が出ておりました。しかし、さらに私はいろんなところでこの電車で来てくださいという宣伝を強めていただきたいというふうに思うわけでございます。日野市の窓口に置いてあるポスターが４種類、現在も産業経済課に置いてありますが、これは全国的にコアラのことで書いてあるものらしゅうございます。そういう点で多摩動物園だけではないんですけれども、こういうのにも一言車が混雑するので電車で来てほしいというようなことなどを今後発行する際には刷り込むとか、あるいは日野市の観光案内図にもそういうことが出ておりませんので、その辺のことを私は書いて今後はＰＲをしていただきたい。日野市民がそんなに車で来るということは考えられません。車のナンバーを見ましても、これは県外の車のナンバーも非常に多数多摩動物園には参ります。これも調査していただければわかることでございますので、広域的にそういう宣伝をＰＲをしていただきたいということでございます。それから、交通機関は京王はみずからも車内全部にコアラの宣伝を、一斉に広告をはずしましてコアラ一本に絞ってしましたり、電車の車体に書いたりするだけありまして、自分の電車で来てくださいということはＰＲしているようでございますけれども、関連の交通機関のところでもひとつ電車で来てくださいということができるようにそれぞれもう一度要請をしていただきたいし、今後とも永続的

にそういう要請は時々していただきたいと思うわけでございます。それから、もう１点は午前中のやりとりで話題になりました北門入口の開設の問題でございます。程久保地域に住む人たちが、車やお客さんをあっちに回して交通緩和をする。今度は南平方面が混雑するということでは困ります。しかし、先ほどの発言によりますと、南平の方では商業の発展その他を望む住民も相当いらっしゃるということであれば、北門開設も東京都が人件費さえ出せば開設ができるわけでございますので、予算さえ組めばできるわけでございますので、その辺の私は、住民との話合いができればやはり北門開設ということは、多摩動物園の一職場だけに相談するのではなくて、もっと大きな観点で一つ動いていただけたら解決のめどが立つんではないか、こういうふうに思いますので、そういう点の御努力をお願いしたいと思います。最終的には、高幡不動駅東踏切の立体交差の問題がございます。この解決に議会も頑張っておりますけれども、市当局もさらに頑張っていただきたい。それから、小さな問題では私が見たところ、警察の交通整理も努力はしていただいたようですけれども、部長がおっしゃったほど徹底的という感じではございません。そういう点も含め、今後の交通整理とともに信号機とか、中央線の変更とか、いろいろの工夫ができる範囲で、ひとつ車の交通がスムースになるような工夫をひとつ要請していただきたいと思います。多摩動物園線の七生交差点の中央線については若干曲線をつくっていただきましたために、今交差点が若干スムースに交差できるようになったんですね。これは、わずか５０センチほど中央線を曲げて書いていただいただけでございますけれど、それでも大きな効果がございます。そういう点など細かく研究をしていただいて程久保地域、百草、三沢地域の住民が、あるいはあちらを車で急いで通る人たちが困らないような対策をひとつしていただきたいというふうに思うわけでございました。

次に、モノレールの点で要望を含め再質問を申し上げます。

第１点の市の利益でございます。これは、私はやはり利益を感じる点もございますけれども、大きなねらいは、今度立川が第二副都心になる、そういう性格を帯びてまいります。そういう点で立川への交通機関を充実させるというのが当面の目標のように思います。したがいまして、ニュータウンとか、あるいは東大和ですか、武蔵村山、あちらの方の住民などが立川に通勤をしたり、買い物に行ったり、そういうような立川中心の発想ということも私はあるのではないかと思うわけであります。そういう点で単に通過するだけということになりますと、プラス面が非常に減少してくるという点がございます。さらに、今、日野市の地元の小売商などが発展

を望んでいるさなかでございます。お客さんがますます一層ニュータウンと立川に取られてしまう、こういうことにもなってまいります。私はそういう点で、市の損失面ということも正確に見ていただきたい。先日モノレールに関係する組織に私総務委員長で送り出されております。そういうこともありまして、都知事に１２月同じ４日でございましたが、交渉する機会がございました。八王子の市長さんなどはこうおっしゃっていました。保守の市長さんではございますけれども、八王子の負担金は出せない。市議会も出さないつもりだ、というような趣旨ですね。これは別の意味でもっと八王子を通らせてくれというような観点で駆け引き的におっしゃったのかもしれませんが、その市なりの負担金をやはりいろんな理由によって私は出さないという、なるべく出す場合にも少なくしていくというような道がいろいろあるように思います。あるいはまたこういう大型プロジェクトの仕事になってまいりますと、地元の建設土木業者というのはほとんどこれにはタッチしない。結局は工事の面でも地元は工事期間中も迷惑だけで潤いはないというような問題なども出てきます。そのような地元の産業、あるいは小売業こういうような点とか、まだまだ調べれば日野市のマイナス面というのはあると思います。そういうことなど理由として、最終的には地方財政の問題からこの市の負担ということについては、強い抵抗をしていただくように私は考えるわけでございます。

私ども民間活力の導入ということが言われております。全くその線に沿って今度のモノレール事業は行われようとしているわけでございます。しかし、今も申し上げましたように民間活力といっても中小小売業がそれに活力がついてくるというのではなく、全くの一部の大企業、財界が今望んでいるそういうところだけが潤うというような大型プロジェクトでは、私どもの市民生活にはプラスがこないわけでございます。そういう点でやはり公的な出資というものを大きくやっぱりもっていく、他の自治体でも部長の答弁でございましたように５０％以上東京都が出すという方向でいかないと大変な事態になってくると思います。先だっても私どもこのことだけでも東京都に交渉に参りましたけれども、都バスの例がございます。東京都の都バスはお客さんが乗らないということで、結局都バスの路線を維持するには日野市から負担金を出してくれというような形にもってくるわけでございます。もしもモノレール事業でお客さんが少なくなるというようなことになれば、そういう点で今後のまた発言権が公共自治体にはないというようなことにもなっていきます。そういうことでございますので、いろいろな機会を通じて、東京都自身が出資を大幅に出す、そして、公共体こそ住民サービスが徹底してできるん

だ、都のモノレールであっても至れり尽せり住民の要望をとらえて交通事業ができるんだという模範にすることもできるわけでございますので、私は、そういうことで臨んでいただきたいと思うわけでございます。以上で再質問終わりますけれども、もし御答弁あれば関係部長で結構ですけれども、一言ずつお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

ただいまの御質問の中で、ＰＲを継続的に行っていけというお話でございます。確かにオープンのときの「電車でいらっしゃい」というＰＲは大変な効果を生んでおりまして、２３日の日ですか、祭日の２３日の日でございますが、午前９回、午後７回多摩動物公園駅を始発とする臨時電車が午前９回、午後７回計１６回運行されております。こういうことから見ましても、車のお客さんが大分少なくて、電車のお客さんが多かったということがわかりますけれども、このＰＲを一度手を抜いてしまいますと、また車で見えるお客さんがふえてまいります。時期的なものも考えに入れまして、これから来年の春先です３月以前にもう一度大々的なＰＲを各団体期間に要請をしようと思います。そして、さらにその後につきましても継続をいたしまして、このＰＲの要請を行ってまいりたい、このように考えております。それから、観光案内図とかパンフレット類に「コアラ見物は電車で来なさい」という言葉でございますが、なるべくこれから印刷するものにつきましては、コアラ関係のものはもちろんのこと、その他のものにつきましても、余り体裁悪くない程度に御質問の趣旨で文章を入れてみたいと思います。それから、京王電鉄以外の関連の交通機関につきましても先ほどお答えしたとおり、時期を的確にとらえ、しかも継続的に要請を繰り返してまいります。それから、北門の開設の問題でございますが、恐らく動物園側もその席上ではっきり答えをしないで、後に延ばしております。そういった事情から考えて建設局本庁の方にも問い合わせた結果ではなかろうかと思いますが、なお、この問題につきましても、今後さらに要請をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　モノレール構想につきまして、だんだんと計画化し、推進されつつありますので、基本的には日野市は大きく通過市に当たるわけであります。日野市民の利便をいかに大きく確保するか、そしてまた、南北交通の全体に寄与するかということで、問題を考えるべきだ、このように思っております。負担のことが、ややもっと都が負担すべきだ

という意見が自治体間にも強いわけでありまして、これは当然のことというふうに思っておりますし、ただ一切都が持てということではこの事業の性格からいいまして、やっぱり関連市という、つまり多摩の各関係市で一面には促進を図っている面もありますので、一切他力本願というわけにはいかないというふうに思います。しかしながら、発言権を留保する意味でも、あるいは市民生活を積極的に守を意味でも日野市の意見も相当反映させなければなりませんので、その関係をよりはっきりさせるためにも、ある応分の負担をする、また日野市民の利便も主張する、行政としての意見もしっかり申し述べるということで取り組みたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって８の１．コアラと交通対策モノレールなどについて問うに関する質問を終わります。

これより８の２．政府の補助金１割カットと市民生活への影響についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　続きまして政府の補助金１割カット問題についての通告質問をさせていただきます。

去る９月定例市議会におきまして、過去５年間の政府、あるいは東京都からの補助金のカット、交付税の縮小、こういうようなものについて質問を申し上げました。９月定例会における市側の答弁によりましても、ただいま市民負担が私どもの上に覆いかぶさっているという事実が明らかになったわけでございます。１２月のこの議会におきましては、さらにはっきりとしてまいりました今度は補助金全部を１割カットするという中曽根内閣自民党政府のやり方が数字の上でも明らかになってきていると思いますので、それらについて詳しい答弁を市側に求めるものでございます。政府全体のことしの地方自治体に対する補助金カットの情報が６０年度予算編成という形で新聞報道などがなされております。それによりますと、大体四つの大きな点で補助金のカットが行われると言われているわけでございます。第１点は福祉関係の切り捨てようという方針であると思われます。厚生省が、来年度予算案で6,５００億の増を要求したにもかかわらず、大蔵当局は3,４２０億円しか認めなかった。差額の約3,１００億、これは国民に負担させていかなければならない。つまり、１割カットをしなければならない。そういうことになりまして福祉関係だけで2,１８０億円もカットしていく、そういうような事態を地方自治体には押しつけようとしてきているわけでございます。また、文教関係もそうでございます。総枠としては0.１％アップだそうですが、その金額はわずか３８億円、人件費増などを見

ると実質３３億円も文教予算は来年度マイナスになるということでございます。だから文部省はこれを地方自治体の公立文教施設費などとして、２７７億円減らす。マイナス6.9％の予算編成になる、こういうことになってまいってしまっております。三つ目は生活関連の予算を削るということでございます。もともと農業関係、中小企業の予算要求は、要求の段階から大蔵省に遠慮して減額で要求をしております。そして、特に生活関連の事業である公共事業の下水道関係、住宅関係、公園建設などこういうのはマイナスという形で予算編成がされようとしております。さらに、今後はそれだけではなく国の仕事である国道や一級河川の工事についても地方自治体に負担を転嫁しようという話が大蔵省では持ち上がっていると報道されているわけでございます。日野市は国道あり、浅川、多摩川あり、こういう国関連の事業もございます。こういうのまで市で負担するような方向を打ち出そうとしていることは許せない問題でございます。第４点目が今質問したいと思っております地方自治体への補助金カットでございます。これは４１項目国会計では2,３６３億円もの金額に及ぶわけでございます。９月定例会でも明らかにいたしましたように、中曽根内閣は、戦後政治の総決算ということで、次から次に戦後つくられた国民の福祉や教育の権利を奪ってまいっております。健康保険の本人１割負担がそうでした。今度は今国会で年金の料金の引き上げと支給は引き下げる、支給年齢も引き延ばす、こういうような法改悪をしようとしているわけでございます。そして、ついには今申し上げました憲法に基づく国の責任で支出しなければならない地方自治体への補助金まで削ってくるという挙に出てきたわけでございます。しかも、今度の国会ではこれを国会審議もいいかげんにして、無理やり押し切ってしまうというような動きがあるということも報道がされております。こういう点で私ども地方自治体の行政の面でもまた住民の立場からも大変な負担が強いられてくる、このことは許せない問題でございます。９月定例会でも地方自治体のいろんな動きをここで発言をいたしました。既に皆さんも御存じのとおりでございます。しかし、その後も地方自治体は引き続きこれこそ党派を超えた問題で政府に迫らなければいけないということで、さまざまな運動がなされているわけでございます。去る１０月３１日には、地方６団体市町村長に各市議会議長さんらが1,２００人も集まって決起集会をしたのに続きまして、去る１１月の２０日には全国議長会の評議委員会というところでも改めて補助率引き下げに反対する決議を持って自治大臣などに要請行動をしておられます。そして、全国の市町村の大部分を占める2,５８０の自治体が、一率カットをするなということで、既に意見書を政府に提出している状

態にございます。こういう中で、日野市としても市を挙げて９月定例会で市長が答弁されたように市民ともども１割カット反対の運動を起こしていかなければいけないと思うわけでございます。そういう立場から具体的に質問を申し上げます。

第１点は、この１割カットが日野市には具体的にどういう項目がどういう数字であらわれてきているかという点でございます。例えば福祉関係の何々については、５９年度に比べて政府の補助金が６０年度では何百万円減ったんだというような形で項目を挙げて御答弁いただければと思います。

第２点目の質問は、その中で特に生活保護とか老人ホームの問題、保育所の問題などこういう補助金が削られる結果、市の行政、あるいは市民の生活には具体的にはどんな形で困難が来るだろうかという点で、市として感じている点があり、あるいは具体的にわかっている点があれば御答弁をいただきたい。これと関連いたしまして、１点だけ幼児サークルの問題で質問を申し上げます。幼児サークル並びに幼児教育については、私どもの会派の鈴木議員が詳しく行いますので、私は補助金という関連のこの１点だけ質問をいたしますので、つけ加えて御答弁をいただきたいと思います。それはこうして補助金を臨調路線で次々とカットしていくという最近の数年の動きがあります。そういう中で政府なり東京都から幼児サークルの存在とか、あるいは補助金についてどうこうしろというような行政指導的なものが、もしも少しでもあるとすれば、そういう事実を関係当局からお答えをいただきたいと思う次第です。

第３点目は、こういう事態に当たって市としては、どういうふうに財政的にあるいは政治的に対応しようとされているか、御答弁をいただきたいと思う次第です。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず第１点目の問題でございますけれども、いわゆる福祉関係を中心にいたしまして、現在定められております国の補助率の１割をカットしようというのが、概算要求の内容でございます。私どもこれらの影響がどう出るかということを内部で検討しております。ここに個々の資料は持ち合わせておりませんけれども、５９年度の予算のベースで申し上げますと、１億5,０００万ぐらい影響があるというふうに見ております。６０年度につきましては、予算を編成してみませんと、項目別に計算をしませんとわかりませんので、本日は御容赦いただきたいと思います。

2番目の市への影響でございますけれども、これは国の負担補助が減るわけでございますから、減った分を減らして市民にお金を出したり、あるいは事業をするというわけにはまいりません。当然のことながら市の一般財源の中で、それを負担するということになるわけでございます。したがって、市民への影響は直接ないにしても、市の財政の内容につきましては、そういう硬直化の原因になるということが言えるわけでございます。

3番目の市の対応でございますけれども、今、竹ノ上議員さんも言っておりましたけれども、全国市長会を中心にいたしまして、国、国会議員等にいわゆる徹回といいますか、従前どおり補助等をするように今要請をしている段階でござい　。（「第2点で具体的な質問をしたんですが、答弁があれば一言ずつお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　補助金の削減の問題につきましては、先ほど企画財政部長から答弁申し上げたような状況でございます。部長会でもこの問題が若干26市の部長会でも話題として出ておりますのは、具体的にどうかということではなくて、どう反対をしていくかということでの話のみでございます。これにつきましては一定の反対陳情はどうするかというようなことでございまして、具体的に東京都からは国がどう言ってきているということでの具体的な話はまだ現在私は聞いておりません。また、総額どのくらい減になるかということにつきましては、先ほど企画財政部長からお話をした1億5,000万程度ということでございます。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　幼児サークルに対する補助金の都の方針、こういうことのお尋ねでございますが、きょう現在で私の方で承知しておりますのは、そういう指示あるいは行政指導がございません。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○22番（竹ノ上武俊君）　再質問をいたします。

第1点で質問を申し上げました具体的には、日野市にどういうふうにこの影響があらわれるかという内容でございます。私どもの方で、市の資料などをもとにいたしまして調査をいたしてみました、これはもちろん1円まで正確な数ではございませんので、若干の動きは実際来年度において変更が行われると思います。しかし、およそ当たっている額だと思います。これらをあわせますと、約1億5,000万円になります。その中身は日野市関係では、公立学校施設

整備費補助金が59年度予算ベースで868万円ぐらいカットされてくるんではないかということでございます。次に大きいのは国でも大きい額でございます944億円もカットすることになる生活保護関係でございます。保護費補助金が9,567万円もカットされてくるのではないかという試算が成り立つわけでございます。さらに、保護施設事務費補助金、こういったものが349万円ほど、また、厚生医療等給付費補助金というものがございますが、身体障害者関係の福祉費でございます。これも74万円ほどカットされてくることになるわけでございます。さらに、身体障害者関係では厚生援護施設事務費都補助金、これが216万円カットされてくる見通しとなっております。また、老人関係もカットされてまいります。主として老人ホーム関係でございますが、老人保護措置費といいますか、老人福祉施設保護費補助金、これが1,710万ぐらいカットされてくることになるわけであります。また、続きまして子供たちでございます。児童保護措置費補助金、これは保育園等だと思います。違っていたらまたお答えいただきたいと思います。1,537万円もカットされてくる。続きまして精薄者援護措置費補助金、精神薄弱者の福祉費、これも377万円ほど削られてくる。また、福祉手当給付費補助金、福祉手当です。これも261万円ほど削られてくるという試算になってまいります。これは59年度の予算額をもとにして計算をした金額であるわけです。そのほか日野市で関係をするまだ計算をしておりませんけれども、母子保健衛生費関係、国土利用規制と対策費補助金、あるいは要保護、準要保護の児童援助金などなどがさらにあらわれてくるのではないか、あるいは身体障害児の対策の補助金などもカットされてくるものがあるのではないか。今、最後につけ加えましたのは、政府の方でカットすることが発表されているものでございます。こういうふうになってまいりまして、私は強く感じました。要するにこの最も日野市民として弱い立場にある生活保護費、子供たちを保育園に預けたりして働かなければいけない世帯、あるいはお年寄りで老人ホームに行かざるを得ない方々、そして、また身体障害や精神薄弱の方々こういうところだけをねらいもねらって補助金のカットをしてくるということが許せない点であるわけでございます。これこそ私は今の自民党政府の本質をわかりやすい形であらわしたもの、これ以上にないのではないかと思う次第でございます。そういう意味でこれは福祉部長がよろしいかと思いますので、福祉部長に質問いたします。例えば生活保護です。これが現在日野市で一定の世帯がとられております。この生活保護を行っていく上で、市の職員数も大変私は厳しい仕事をしているというふうに聞いております。そういう中で、こういうふうに補助金がカ

ットされてくるということは、先ほど答弁がなかったんですけれども、どういうふうに職場に影響をしてき、そして生活保護世帯にはどういうふうに波及していくのか、具体的に考えておられるかどうか、ひとつ御答弁いただきたい、そういう意味で先ほど挙げました老人ホームの問題、これも現在入り切れなくて待っていらっしゃる方が相当いらっしゃると思います。何十人ぐらい日野市では老人ホームの順番を待っている方がいらっしゃるのか、そういう人たちに対しても冷い仕打ちであるのではないか、そういうことです。それから、保育園に関係するとすれば、この児童措置費こういうことで保育料の問題とか、保育園の維持運営にどういう問題が出てくるのか、ぜひ具体的な形で御答弁をいただきたいと思います。

それから、もう１点は、これは企画財政部長にひにくで質問するわけではございません。念のため質問する次第です。前議会で市長が答弁をされました、不満な点もございましたが、私は全国の市長さんの中では、これは地方自治体を守るという点では模範的な御答弁をいただいたというふうにも思っております。その中で言われた点は２点あるわけでございます。一つは地方自治体の財源獲得のために市の職員は、理論武装をしていく必要がある。もちろんこれは市長も含め市民も含めてという意味だったかもしれません。そういう点でどういうふうなことをされているか、例えば全国市長会、議長会などでなぜ我々は国庫補助負担金の一率カットに反対するか、ということでなぜ反対か七つの理由と我々の案などというものを公式に発表されております。こういうものについて市役所の内部で勉強会をするとか、そういうような努力などをされているか、お読みになったかどうか、その点を念のため聞かせていただき、今後の運動の参考にしたいと思いますので、ひとつこの点だけ御答弁いただければと思います。以上。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　ただいま御質問のありました生保、あるいは老人ホーム、保育料等の影響はいかんということでございます。まず生保につきましては、１割カットで私どもの試算では、１億９９９万円ほど約１億1,０００万ほどの減というぐあいな数字が出てまいりますけれども、この辺の影響が実際に職種別にケースワーカーにどのような影響を与えるかということについてはともかくといたしまして、市がこれだけの負担をするということの大きさといいますか、そこら辺の福祉に与える総体的な影響は、これは恐らく出てくるであろうというぐあいに思います。しかし、またそれが職員の士気に影響を与えるかどうか、あるいは今後職員が生保のケースをどの程度切り詰めざるを得ないという立場に立たされるかというこ

とについては、まだ全然その辺のところについては、今後の見通しとしては考えておりませんし、また、そういうことのないような努力を私どもはしなきゃならん、こういうふうに考えております。しかしながら、保育料についてもやはり一定のしわ寄せが出てくるということも考えられますので、これについては極力このような事態に至らないような努力を私どもとしてはしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　第２点目の問題でございますけれども、どういう意図で御質問かよくわかりませんけれども、一生懸命勉強し、仕事もしているつもりでございます。

○議長（高橋通夫君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　それでは、若干の再質問をいたします。

もっと企画財政部長とか、福祉部長がリアルに困っていることを私はおっしゃるべきであるというふうに思うんです。遠慮は要らないと思います。例えばこの生活保護費の問題です、これは、御承知のように戦後の私は福祉という言葉をあらわす象徴的なものだと思います。憲法を具体化した最も重要なものではないかと思います。例えば憲法第２５条には、生存権が規定をされているわけでございます。健康で文化的な生活を営む権利がある。そして、国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公象衛生の向上及び増進に努めなければならない、こう憲法第２５条はなっております。皆さんも御存じのとおりでございます。ですから、生活保護法の第１条は、この憲法第２５条に基づいて、国の責任で行うんだということになっているわけです。その国の責任で行う国庫補助金をカットするということは、すなわち戦後の憲法の象徴である、そういう生存権を奪うことを国みずからが憲法を犯してくるという日本の歴史にとって絶対にこれは認めることのできないものでございます。そういう点では、私は企画財政部長も勉強をされているでしょう、福祉部長も一生懸命頑張っていらっしゃると思います。しかし、こういうことは先日ある議員がビラのことでいろいろおっしゃいました。ビラを張るのも場合によっては必要だということも私は思います。しかし、そのビラぐらいにこういう問題は、私は部長以下が大きくやっぱり市民に宣伝をして、市民とともにあるいは関係者とともにこういうことが行われないように政府に迫っていくのでなければ守り切れない。結局は市民税で肩がわりをしていかなければいけない、市民税で肩がわりをしないということになれ

ば、生活保護世帯を減らしていかなければいけない。生活保護基準を規制していかなければいけないという方向になるわけです。例えば政府は既に生活保護の補助金を切る中で、この生活保護世帯のランクを今三つに分かれてチェックをするという体制になっております。この三ランク体制を五ランク体制にして厳しく地方自治体でチェックさせるというために組織までつくってまいりました。消費水準測定方法検討委員会というものを設けたそうでございます。そして、子供たちが高校に行っていれば生活保護をやらない。わずかにでも貯金があれば、これは現行の法律でそういうことがあるらしいですけれども、打ち切る。あらゆることを警察官以上に生活保護世帯をチェックするような方向になっていくということでございます。本来は弱い人を助けるために職員が駆けずり回って援助してあげるというのであるにもかかわらず、こういうふうにしていかざるを得なくなるわけです。福祉部長も恐らく私は仕事がしづらくなると思います。そういう点で、これは企画財政部長もそうです。福祉関係の予算を削らざるを得なくなってくる、予算編成の段階で、そういう時代が来るわけです。既にある市では、市の民生課に警察官を配置してこういう生活保護世帯の受付を警察官とともにしているという市も出てこようとしております。京都府の亀岡市でございます。ここまで立ち入らせようとする中曽根内閣の冷さというものを私ども市民、議会は党派を超えて認識しなければいけないことだと思うわけでございます。そういう点で、私は、もっともっと真剣に考えていただきたいと思うんです。老人ホームの問題でも、今日野市では老人ホームに入りたいけれども、入れないという形で、待期していらっしゃる方が５１名いらっしゃるわけでございます。そういうふうにしてこの老人ホームの待期者も５５年度１８名、５６年度は１２名、５７年２１名、５８年３７名、だんだんふえてきている状態にございます。そういう厳しい中で、老人ホームの補助金を打ち切るなどということをすると、これは、お年寄りのお先真っ暗というような事態が出てくるわけでございますので、すべて例を挙げていけばきりがございませんし、時間もございません。そういうことで私はもっと今でも厳しいところに補助金が1割カットされる事態がどうなっていくかということについて、さらにさらに関係部長なり、以下職員の皆様方の研究と対策をお願いをするものでございます。そういう点でひとつ福祉部長ばかりを責めるわけではございませんが、さらに、私は具体的にはどういうことをしようとされているのか、結局全国市長会は先ほど申し上げました1,２００人集まった決起大会があったわけでございます。今後福祉関係の担当の職員として、あるいはこれは市長でも結構です。政府に対してどういうふうに市当局

としては迫っていこうとされているか、私ども住民としてもそういう動きがあれば、大いに共同行動をして政府に迫っていきたいと思うわけでございます。そういう点で何か具体的なことがあれば、ひとつ予定でも結構ですお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど私が申し上げました市長会などが出した意見書の中の七つの理由でございます。その中には、この補助金がカットされることについて、もし補助金がカットされなければその金額の４倍の仕事が自治体としてはできるんだという主張が一つなされております。したがって、日野市が１億5,０００万円カットがされるということになりますと、その４倍で６億円の仕事ができるわけでございます。福祉の問題であれ、あるいは私立幼稚園や幼児教室に対する補助金の増額、こういうことも簡単にできる財源、お金はいろいろ動くわけでございますので、そういう方向にゆとりが出てきて住民が望む施策を堂々と打って出ることができるわけでございますが、この点再質問しますけれども、本当にそういうことであるのかどうか、これは企画財政部長の考えがあれば確認の意味で御答弁いただきたいと思います。以上です。

答弁お願いします。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　答弁いたします。

いわゆる一般財源の４倍の仕事ができるんではないかということでございますけれども、それは補助金と、それから起債に依存をした考え方で４倍ということでございます。一概にそういうことは言えないというふうに考えております。と申しますのは、事業によりまして起債を仰ぐべきもの、それから、仰がないでやった方がいいもの、それから全体の財政の仕組みの中で、やはり選択することでございます。一口には一般財源の４倍ということは言っているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　先ほどから私どもの方で具体的に反応はどうかということで御質問ございますけれども、これにつきましては果たして来ないだろうか、というような実際にまだ実感として把握でき切れないという実態でございます。と申しますのは、法律で８割を負担するということが明確になっておりますし、国の歴史から、戦後の歴史から申しましても生保の８割負担というのは明瞭な法律事項でございますので、これがどのような形で大蔵省としては実施するのかということについては、非常にこの理解に苦しんでいる、こういうよう

な実態でございます。しかしながら、これは実施された段階で考えますと、これは確かに深刻な問題になるということは理解できますけれども、しかし、職場の実態といたしましては果たしてどうだろうか、というようなことを見守っている、こういうことで御理解願いたい。しかしながら、今後具体的にそういうことが進行する中では、保育料の問題とか、あるいはいろんな問題が波及せざるを得ない、これについては福祉はますますやりにくくなるだろうし、また、現在実質的に少ないケースワーカーでかなり法律で規定された比率からいたしますと、約7.6人必要なところに7人のケースワーカーを配置して生保の事業を実施している実態からいたしましても、かなりつらい立場に立たされることは理解できる、こういうぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　最後に一言もし市長からお話があれば御答弁いただきたいと思います。市長の御答弁の前にもう一度くどいようですけれど申し上げたいと思います。

既に共産党の国会議員などが、国会でこの生活保護費の問題で質問をいたしております。8割国が見るということは鉄則になっているわけです。しかし、もともとこの8割ということ自体が、１０割見るのが憲法の精神ですから、もともと１０割見なければいけないところに、この8割の線まで削ってこようとしております。そのことについてどうするんだという質問を国会でやりとりしているわけです。ところが、交付税でこれは見るんだというような答弁などをしております。しかし、全国市長会などのあるいは議長会の文書を見ますと、地方交付税でこれを見るということは理論的にできないのではないか、もし、そういうことをすれば今度は交付税そのものが削られてしまう、ということでますます単独事業や自治体の得意とするというか、責任分野である福祉施設とか、福祉のサービス、こういうことができなくなっていくわけでございます。そういう点で私は福祉部長以下、あるいは企画財政部長、教育長は答弁もございませんし、してもおりませんけれども、教育長、生活環境部長から、水道部長から建設部長、都市整備部長、教育長、そういうふうにすべての私は日野市の職員が理事者も含めまして、こういうことをただ何となくそういうことは出来ないんじゃないんだろうかとか、部長会でそのうわさにはしていますがという程度では、これはもう単なる官僚と言われても仕方がないと思います。もっともっと積極的に、あらゆる形で勉強会をされ、あるいは行動することができるとすれば、市長は当然でございますけれども、助役は助役であらゆる方々が本当に討つて一丸

となって当たっていかなければいけない問題だというふうに思うんです。そして、相当な力でこれは住民と自治体が、市長は国と自治体は対立するものではないとおっしゃいました。しかし、相当な力で迫っていかなければこの壁は撤回できないと思います。その証拠には、中曽根首相などが、これらの点を指示されております。それは、アメリカが各国の防衛支出増加を約束しあっている。しかし、財源がないとすれば、社会保障分野こそまさにその源であるということをいろいろの資料で提起されているわけでございます。米国防総省もそういうことを提案している。それをもとにしてロンドンサミットでいろいろやりとりがありまして、これを中曽根首相は最も強くこういう立場を指示して帰ってきた。そして、サミットの合意を忠実に実行していよいよ福祉を削って軍事費をふやそう、こういうことになってきております。現に数字的に考えましても来年度予算は御承知のとおり、地方自治体のカット分が2,３６３億、福祉関係のカットもさっき言ったとおりです。こういう数字減った分、どこがふえているかと調べてみますと軍備費なんです。軍事費が2,０５５億円ちゃんとふえている、というような実態になっております。ですから私が強調したいのは、議会もそうです、市民もそうですし、市の職員もそうだと思います。やはり軍事費を削って福祉、教育に回せ、こういう立場でいくしかもう国民生活を守る道はないわけです。そうしなければ地方自治体も守れません。そういうことで、9月議会でもしつこくお願いをし、質問をしたわけでございますが、もし、市長の方で現状の中で、来年度予算編成も決まろうとしている中で御答弁があれば一言お願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この近年の予算編成時になりますと、いつも軍備か、福祉か、これは相入れない関係といいますか、両立し得ない関係の予算の奪い合いが見られるわけでありまして、我々としても非常に憂慮を持って今煮詰めておるという状況であります。なかなかなす手というのが難しいわけでありまして、やっぱりこれは政治力学が大きく影響することであります。やっぱり政治の根底が憲法本位に正しく運営されるということでなければいけないんではないか、このように言えると思います。そして今やっておりますことは、この全国市長会もその仲間であります、いわゆる地方五団体、この地方五団体の力を結集してそれぞれの代表が、とるべき方策、また運動を展開をしているわけでありますので、全国市長会からも都度報告が参っております。これらの運動により自治体レベルのこの強化を図って、そして対応をしていくことだ、このように思っております。具体的に今どの運動ということはまだありませ

んが、非常に全国的に関心を持たれ、政府もそれを無視することは私はできないんではないか、このように思っております。いわゆる軍事費を増強すれば福祉費は切られる、このことはもうはっきりしてきておるわけでありますし、このことを国民がよく知ることがまた大切だというふうにも言えるわけであります。我々も理論武装にまだ弱い面もあるわけでありますが、もっと理論の勉強をし、そして、対応できる的確な手を絶えず持たなければならない。また、国民の世論を高め市民の立場をより理解をしていただく、こういう運動も大切だというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　終わるつもりでしたけれど、もう一言つけ加えます。中曽根内閣は、核武装をひとつ強めているんです。我々国民は、これに反対する理論武装をひとつ強めて住民運動で中曽根内閣を包囲して福祉と教育を守っていかなければいけないと思います。そして、今言いました１億5,０００万円、この補助金がもしカットされないという事態が出現すれば、私どもは６億の仕事ができるという計算にもなってまいります。もちろん単純にはいかないでしょう。しかし、そういう財源が出てくることによって、今住民の中から出ている例えば私立幼稚園の父母の負担金の軽減の措置、これもできるでしょう。また、私立幼稚園の経営が大変厳しい状態になってきております。園児が減ってきているからです。こういうところを幼児教育の立場で救済していく手段も十分にできるでしょう。あるいはまた幼児サークル、幼児教室など存続して独自の保育が発展するために自治体が、これに援助の手を差し伸べるということも十二分にできると思います。あるいはまた公立幼稚園の保育料を6,０００円から7,５００円にするのではなくて、6,０００円に維持して行き届いた幼児教育を公立の面でもしていくことができるわけでございます。そういうことにつながっていくことでございますので、私どもも市長と一緒に政府に出かけることでもいたします。議会も挙げてこういうことで運動していく予定ですし、恐らく今議会では、政府への意見書が他の二千数百の自治体同様日野市議会でも可決されるものと信じております。そういうことで頑張りますので、ひとつ理事者の方も市民生活を守る立場で頑張っていただくことをお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって８の2.　政府の補助金１割カットと市民生活への影響に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後６時３９分散会

12月14日　　金曜日　　（第6日）

昭 和 59 年
第４回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録　（第48号）

１２月１４日　金曜日　（第６日）

出　席　議　員（２８名）

１番	橋　本　文　子　君	２番	福　島　敏　雄　君
３番	小　俣　昭　光　君	４番	小　山　良　悟　君
５番	谷　　長　一　君	６番	古　谷　太　郎　君
７番	馬　場　繁　夫　君	８番	馬　場　弘　融　君
９番	高　橋　徳　次　君	１０番	簇　野　行　雄　君
１１番	一ノ瀬　　隆　君	１２番	板　垣　正　男　君
１３番	鈴　木　美奈子　君	１４番	川　嶋　　博　君
１５番	飯　山　　茂　君	１６番	夏　井　明　男　君
１７番	黒　川　重　憲　君	１８番	古　賀　俊　昭　君
１９番	市　川　資　信　君	２０番	藤　林　理一郎　君
２２番	竹ノ上　武　俊　君	２３番	米　沢　照　男　君
２４番	中　山　基　昭　君	２５番	大　柄　　保　君
２６番	秦　　正　一　君	２７番	奥　住　芳　雄　君
２８番	石　坂　勝　雄　君	３０番	高　橋　道　夫　君

欠　席　議　員（２名）

２１番	名古屋　史　朗　君	２９番	滝　瀬　敏　朗　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
農業委員会事務局長	花形一彦君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原尭次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程　昭和５９年１２月１４日（金）

午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１４分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２４名であります。

一般質問に入ります。

９の１、緑化促進と浅川利用計画の今後の課題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

世界の森林面積は、緑地の約３０%弱であり、その半数が熱帯雨林とされていますが、伐採、焼き畑農業、まきの採集などにより、毎年減少しております。最近公表されたアメリカ合衆国政府特別調査報告によりますと、毎年約２万ヘクタールの森林が減少しており、その状況が続いた場合、西暦２０００年には熱帯雨林の約４割が消滅することになるであろうと、警告されております。

森林の減少は、大気中の炭酸ガスの吸収能力の低下による気象の変化や、洪水の多発などが懸念されるといわれております。アフリカ各地は深刻な干ばつに見舞われており、国連食糧農業機関は、１億5,０００万人が飢えにあえいでおり、数百万人の人々が餓死寸前にあると、各国に緊急援助を要請しております。こうしたアフリカの干ばつは、ここ１０年ほど恒例となり、雨不足による天災と、漠然と信じられてきておりますが、各国の援助による専門家や研究者の多くは、干ばつの原因は過剰な放牧や農業による土地の酷使、開墾やまき集めのための森林伐採などといった自然破壊が原因であると、認識が高まっておると言われるようになりました。

さらに砂漠化により毎年失われていく土地は、１９７７年の国連砂漠会議の資料によりますと、６００万ヘクタールに上るとされております。テキサス工科大の調査によりますと、2,０００万ヘクタールとも言われており、これは本州の面積に匹敵する規模であり、国家的大問題に発展し、さらに国際的地球的問題となりつつあるとも言われております。

日本では大きな関心を持っているとは言いがたい。それは世界では最も森林資源に恵まれた国でありながら、森林資源の総合活用を行われていない石油づけの産業経済システムであるからであろうと考えられております。

しかし、全地球的規模での生物の生態系に関する危機を深く認識し、運命共同体的意識を持

ち、人類の安全対策として対応することが大きく望まれることが大事であると言えます。

そこで、日本の緑地の問題を歴史的に見ますと、緑地の概念が導入されましたのは、昭和８年の東京緑地計画協議会の発足であります。さらに、昭和１２年の都市計画法の改正により、緑地の明文化がされ、これにより緑地事業へと発展してまいりましたのであります。緑地地域の制度は、市街地のスプロール化の防止、都市の無秩序な拡大を防止するとともに、生活環境の保全を図る目的で、昭和２１年特別都市計画法の制定により生まれた制度であります。

さらに、昭和４３年公布となりました新都市計画法により、緑地地域は廃止され、市街化調整区域にその考えは受け継がれました。

昭和５１年７月、都市計画中央審議会により、緑のマスタープランのあり方についての答申があり、基本的な考えとしては、緑地については市街化区域面積に対しおおむね３０％を確保することが妥当であり、都市公園施設としては、整備すべき緑地の量は、１人おおむね２０平米を確保するものとされております。

この答申を受けて、５２年４月に建設省より緑のマスタープラン策定の推進について、局長通達が出されました。計画の目標水準は、おおむね２１世紀、昭和７５年を目標とした長期にわたるもので、さらに緑地の配置計画実施のための施策の方針等であります。

日野市の緑のマスタープランは、昭和５４年に原案を作成し、５６年に報告書としてまとめられたものであります。計画は、都市生活環境の維持及び向上を前提として、都市の健全な発展に秩序と弾力性を付与するように、緑地の保全利用創設の計画を通して、日野市の将来的な緑地のあるべき姿を、実現のプロセスもあわせて示したものであり、日野市基本構想の目標として掲げられたものであります。

さらに、緑と清流の街の創設をメインテーマに計画を行っており、西暦２０００年、昭和７５年を目標の長期視点に立って、環境保全、屋外レクリエーション、防災の観点から、系統的な緑地の配置計画を行い、安全と健康で文化的な都市環境を目指し、自然緑地の保全と、公園緑地の創設を計画し、実現へ積極的に対処するものであるとされております。

一部の議員と若干質問が重複いたしますけれど、ここで質問いたします。

第１点といたしまして、公園緑地の中心核形成として、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統の３系統を軸として、緑地の目標量、さらに都市公園の施設として整備すべき緑地の目標量の現状と年次目標は、どう整備計画されておりますか、さらに、これは市民１人当

たり何平方米となりますか、お聞きいたします。

第２点目といたしまして、行政報告にもありましたように、多摩平二丁目清水谷公園北側の緑地７２７.７平米を間管財株式会社より購入されましたが、緑地保全から考えますと大変結構なことであり、担当者の決断に敬意を送りたい気持ちであります。日野緑地は、市街地に残された段丘崖樹林で、都市景観上重要視される緑地であります。

そこで、日野緑地の総面積はどのくらいあり、東京都、日野市で保有された面積は、どのぐらいありますか。さらに、残された面積の今後の買収予定計画はどう考えておりますか、お聞かせ願います。

第３番目の質問といたしましては、日野緑地内黒川公園の流水公園整備計画の状況は、自然保護、レクリエーションの上から、どう整備される予定になっておりますか。

第４点目の質問としましては、首都圏近郊緑地保全法により、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域１２８ヘクタールは、一部開発も進行している状況であり、見直しと、東京都では緑豊かな快適な生法環境を持つ東京を実現するため、「東京都緑の倍増計画」を実施しており、早急に東京都に買収し、保全すべきであろうが、その対策を考えておられるか、お聞きいたします。

さらに、第５点といたしましては、多摩動物園を中心に、首都圏近郊緑地保全区域に指定されております保全を強化する意味で、緑地保全地域として特に南平地区丘陵樹林地帯を、その緑地特性を生かし、総合公園としての整備される、とされておりますが、防災工事も済み、市内で３校目の都立南平高校も来年開校の運びとなります。そこで、保全区域内の見直しと、総合公園計画を早め、整備推進の考えがあるか、お聞かせください。

質問６点目といたしましては、多摩動物公園、南平高校周辺の総合公園整備計画の一環としてのハイキングコース、散歩コースの整備であります。２匹のコアラが多摩動物園に来て以来、大変なにぎわいの中、交通問題解消対策のためにも、動物園の裏門の開設と、南平駅を中心とする南平高校、総合公園、多摩動物園、多摩テックに至る、自然に親しみながら自然観察のできるハイキング、散歩コースの整備ができないものか、これについて考えをお聞かせください。

以上、まず６点についてお願いします。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から１点、２点、４点、５点、この４つの御質問についてお答え申し上げます。

まず１点目でございますが、緑のマスタープランに基づきます緑地の目標量、それと都市公園として整備すべき緑地の目標量、それらの年次整備計画につきまして、お答え申し上げます。緑のマスタープランは、昭和７５年次を目標に整備を行う計画が、立ってございます。その内容といたしまして、緑地の目標量は４１６ヘクタール、これを人員で換算いたしますと、１人当り19.73平米でございます。（「昭和７５年は何人だ、人口」と呼ぶ者あり）21万1,000人で計算してございます。

それと、都市公園として整備すべき緑地の目標量でございますが、２４７ヘクタールでございます。1人当り１0.8１平米でございます。

それから、年次整備計画でございますが、緑地につきましては、第１期、これは第１期は54年から６５年、第２期が６６年から７５年になっております。第１期につきましては、４カ所３５２ヘクタールでございます。第２期が２７カ所６４ヘクタールでございます。合計いたしますと３１カ所でございまして、４１６ヘクタールでございます。

公園でございますが、第１期は、４２カ所でございます。面積が６６ヘクタール。第２期が５０カ所で、６１ヘクタールでございます。合計いたしますと９２カ所で、１２７ヘクタールでございます。このような計画に基づいて整備を行っていく予定になっております。

それから、２点目の、日野緑地の面積、それとこれらの買収面積、残りの買収計画について、お答え申し上げます。

日野緑地は、昭和36年10月5日に都市計画決定をいたしました。その区域面積は、20.2ヘクタールでございます。このうち東京都が買収いたしました面積が、8,388平米でございます。主に東豊田緑地保全地域に当たる場所でございます。日野市が買収いたしましたのは、6万2,409平米でございます。

この区域における東京都と市が買収いたしました面積の総合計は、７万７９７平米でございます。割合で申し上げますと、約３５%を買収したことになります。残りの６５%に当たります１３万1,202平米につきましては、今後の財政事情もございますが、そういった点も勘案しながら積極的に買収をしていきたいというふうに考えております。

次が、４点目の御質問でございますが、首都圏近郊緑地の１２８ヘクタールをどのように東京都等が買収しておるかという状況でございます。

御指摘のように、首都圏近郊緑地は多摩丘陵の北部近郊緑地保全区域ということで、首都圏

近郊緑地保全法の第３条に基づきまして、昭和４２年２月１６日に指定がされたものでございます。この区域は、八王子市と日野市の行政界にまたがってございますが、日野市分といたしましては１２８ヘクタールございます。

この区域内におきます土地所有状況でございますが、現在では東京都の多摩動物公園が46.73ヘクタール、多摩テックが１0.03ヘクタール。それから東京都の水道局の配水池といたしまして、0.8ヘクタール。それとカトリックメルセス修道会で2.99ヘクタールがすでに所有されておりまして、この面積の合計は６0.55ヘクタールでございまして、全体の４７%を占めてございます。

残る５３%の６7.35ヘクタールにつきましては、民地でございますが、このうち0.6ヘクタール分といたしまして、東京都が同法の第１４条の規定、これは、保全区域内の近郊緑地の保全に要する費用は都が負担する、という規定でございますが、これによりまして、多摩動物公園駅の東側の山林を、昭和５３年４月３日に買収してございます。

現在、その保全の対象となる民有地につきましては、６6.75ヘクタールであるわけですが、これについて、今後東京都は積極的な買収を図っていくことになるわけでございますが、これにつきましても、私どもの方からも東京都に、これらの買収について努力されるよう要望をしておるところでございます。

それから、５点目の南平地区の丘陵樹林地帯の総合公園の問題でございます。この点につきましては、昨日もお答えを一部してございますが、この地域は緑のマスタープランからいきますと、日野市の基幹公園としての総合公園の位置づけをしてございます。この計画でまいりますと、区域面積が１5.8ヘクタールでございまして、施設の内容といたしましては、郷土の森、それとピクニック広場、あるいは展望台、植物園等が考えられているわけでございます。

しかしながら、当地のこの予定地に都立高校を一部誘致することになったわけでございまして、面積的には公有地が2.5ヘクタール学校の校舎の敷地、あるいは運動場として割愛されることになったわけでございます。

したがいまして、残りの分については、今後民地を積極的に買収いたしまして、現況のままの姿で、今後緑地の保全を図っていきたいと。あわせまして、森林公園としての位置づけをいたしまして、公園の一部としても利用をしていきたい、かように考えているわけでございます。それらの買収を今後行っていくことになるわけでございますが、最終目標年次の昭和７５年度

までには整備をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から、ただいま御質問のございました第3点目につきまして、お答え申し上げます。

黒川公園の流水計画の整備状況でございますけれども、この黒川公園の流水整備の事業につきましては、御存じのように市制２０周年記念の事業として、昨年度から実施をいたしております。計画といたしましては、５９年、さらには来年度６０年と、３年計画をもちまして、一応完了するということで、現在事業を進めておりまして、５８年度に２５７メーター、そして本年度には、間もなく着工いたしますけれども200メーター、そしてさらに６０年度に143メーターというような計画を推進いたしまして、多摩平の下水道の処理場のわきから中央線のわきまで約６００メーターが、３年間で完成するという予定にいたしております。

御存じのように、この黒川公園につきましては東豊田の緑地保全区域約６ヘクタールでございますけれども、それのいわゆる日野台地区の段丘のすその部分を、平均幅約１５メーター、今申し上げた長さ６００メーターにわたって形成されているものでございまして、全体の面積としては、9,３２６平米ほどになります。昭和４８年の4月1日に地元の施行で行いました吹上団地の区画整理事業によりまして確保され、市に帰属して市が管理しているものでございます。

黒川公園につきましては、樹林地や周辺等の自然条件を生かすために確保をいたしました風致公園として位置づけられておりまして、当面自然流水を緑地に沿いまして、清流水としてきれいな水のまま流すという新整備する計画ということでございまして、レクリエーション施設としての、特にそういう面での施設計画は考えておりません。

当該地に沿って通っております市道のわきに、雑排水の管渠部分がございました。これをさらに暗渠化をいたしまして、そしてさらに暗渠のところに緑道をつくるというような、遊歩道の計画をつくりまして、散策を主体とした緑地帯というふうに考えております。

この3年間の事業が終わりますと、この周辺の関係につきましては、黒川公園を中心にいたしまして親水公園に面目を一新するというふうなことで、その上部にあります多摩平の外周道路に沿った多摩平の第一緑地、あるいは多摩平の第６公園、そういうようなところの周辺の環

境ともマッチいたしまして、一帯の散策コースとして利用する効果が増大するものというふうに考えて、計画を進めておるものでございます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　動物園の裏門設置の件につきまして、お答えをさせていただきます。

私ども生活環境部といたしましては、コアラ対策として観覧が安全にできるように、そういう立場で昨日の── 昨日じゃない── 御答弁申し上げましたように、動物園側に要請をいたしたところでございます。

しかし、ただいまの御質問を伺いまして、緑地計画上、あるいは多摩動物園と一体となった散歩道の必要性も十分理解できるところでございます。そのためには、どうしても動物公園内に裏門を新設することが必要となりますが、都の対応につきましては、昨日米沢議員さんの御質問にお答えしたとおり、大変消極的な態度でございますが、コアラ対策とくるめまして裏門設置、さらに強力に要請をしてまいる所存でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から、最後の御質問でございますハイキングコースの整備の問題につきまして、お答え申し上げます。

ハイキングコースの整備につきましては御質問の中にもございましたように、多摩動物公園のいわゆる裏門を結ぶ散策コースというふうな形で考えられないかという御質問でございますので、この点につきましては検討をさせていただきたいと思います。

と申し上げますのは、北門の関係につきましての周辺の用地というのは、ほとんどが民地でございまして、その民地を通って南平の方におりてくるハイキングコースというのは、現状の中では非常に難しいような気もいたします。かつては多摩の横山としてうたわれました多摩丘陵が、高幡山の裏山から、丘陵の裏を通りまして、現在の平山城址公園、あるいはまた野猿峠まで約1時間半の格好の、いわゆる散策コースとして利用されていたわけでございますけれども、御存じのように、残念ながら途中の開発によりましてあなぬきのような状態で連檐性が失われているということで、今のコースそのものが全然ないわけでございまして、辛うじて私どもの方で、七生丘陵の散策コースとして指定しておりますのは、百草の大宮神社から出発をいたしまして、多摩動物公園の駅の南側に出るコースが1本、これが辛うじて途中百草の自然の

樹林などを通りまして、散策コースとして利用されているというのが現状でございますし、それからもう１本は、さらに多摩動物公園の駅から平山城址公園を結ぶコース、約4.1キロのコースでございます。

したがって、多摩動物公園の北門、かっての北門、今閉鎖されておりますけれども、そこのところから南平に出る関係のコースにつきましては、なかなかコースそのものが確保できないというふうな状況にあるんじゃないかというふうに思いますので、非常に難しい問題ですけれども、検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この際、緑地関係で当面確保できる手はずになっております個々につきまして、御報告をしておきたいと思います。

その１つは、日野緑地内にあります前田さんという方が居住され、かつ農園風な樹林を持っておられたわけでありますが、亡くなられまして、それの帰属が―― 帰属というよりも、処分の手続を進めておりましたところ、東京都がこれを買収していただくと。1,７００平米ばかりだと思っております。

それからもう１つは、南平都立高校のすぐ隣接する場所でありますが、現在、富士見丘学園が約２ヘクタール所有しておられます。この所有された目的は、グラウンドを開きたいということがあったわけでありますが、市内の別の場所にその用地を斡旋をすることにいたしまして、その場所は日野市が譲っていただく、確保する、こういう手はずになっておりますことも、あわせて御報告いたします。

したがいまして、都立高校の用地として緑地を外れるわけではないと思っておりますけれど、補充される面積が約２ヘクタールほどあると。こういうことによって総合公園の性格がかなりしっかりした骨組みを持つことになるということでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　自然を一度破壊してしまうと、自然を取り戻すことは大変に困難であります。場合によっては長い時間と巨費をかけることにより可能な場合もありますが、ほとんど２度と自然を取り戻すことは、大変難しいことは御承知のとおりであります。

また、日野市におきましては、若干自然環境もあり、開発されないうちにより早く計画的に

自然緑地を確保することが大変重要であります。基本構想の理念、緑のマスタープランの理念と計画策定の目的を踏まえて、その実現を図るため、具体的な施策を体系化し、明らかにし、年次計画により積極的に購入することが必要であります。特に日野緑地は最優先的でもありますし、昭和６５年まで整備する目標になっておりますので、十分心して取り組んでいただきたいと思います。

都市空間に安らぎと潤いをもたらす緑をいかに守りふやすかは、街づくりの重要なテーマであります。特に緑は一度消滅しますと、再びその再生には非常に長い歳月と費用も必要となることは周知のとおりでありますし、都市空間における緑の効果といたしましては、防災や公害、防風などの保護機能として重要であります。

さらに、美しい景観をつくり出したり、心理的、精神的に安らぎを与えてくれる緑は、急速な都市化でその理念を踏みつぶされてきたことが多かったことでありますが、近年、都市人口の集中に陰りが見え始め、定住意識の高まりの中で、緑を求める高まりが年々高くなっていると言われるようになってまいりました。

そこで、質問の７点目といたしましては、電柱や架線は、最近都市の景観上大きな問題として指摘されるようになってきております。地下化されれば、震災、火災等の非難の安全性、消防活動の向上にも効果があり、街路樹を自然に近い状態で成長させる無剪定方式の導入も可能となってまいります。今後、区画整理地域内でモデル地区を定めて、電柱、架線の地下方式、さらに無剪定方式の導入を考えてみる必要があろうかと思いますので、お考えをお聞きいたします。

さらに第８点目といたしまして、緑の成育上最も重要なものは、十分な水の補給とされております。現在の街路樹は、維持用水の面で必ずしも十分ではないと言われております。歩道は維持管理上の利点からアスファルト舗装が一般化し、浸水、保水に対する考慮がされていないことが多いようであります。今後、歩道に浸水性舗装の採用を検討していただきたいと思います。

第９点目といたしまして、道路は一般にアスファルトやコンクリートの土木構造物でつくられており、非人間的な空間といわれております。道路に緑を取り入れることにより、都市に安全で快適な歩行者空間をつくり出し、心に安らぎを与え、都市景観上も大きな意義を持ち、さらに防災、防音上の意義もあり、積極的に前進していただきたい。街路樹の現状と、今後の実

施計画をお聞かせください。

第１０点目といたしましては、独立樹木がたとえ１本であっても、共有の財産として保護、育成していくことが、緑化思想の原点とされております。市内の保存樹林については、樹木が台風などで枝が折れたり、木が倒れて通行人にけがをさせたり、車や家に損害を与える場合の賠償を行う樹木樹林保険に、所有者にかわって加入し、保険金を支払う保険加入の考えがありますか、お聞きいたします。

質問第１１点目といたしまして、緑化推進基本は、まず公共施設で緑化を図ることであります。特にブロック塀、万年塀で覆われていますと、震災時の危険、避難の妨げにもなりますし、市内は道路も狭隘なこともあり、積極的に保育園、幼稚園、小中学校等の公共施設に生け垣緑化を促進することでありましょう。

さらに、道路に面する宅地の生け垣緑化推進を行い、既存のブロック塀を撤去し、及び生け垣設置の助成を行い、緑化推進の施策も今後必要であると思われます。

さらに、市内の各企業、工場等にも緑化推進の協力を願う必要もあろうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、ひとつお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から７点目の電柱の地下方式化の点について、お答え申し上げます。

確かに電柱は、現在の都市の中で非常に問題視され、特に景観上の点で支障があるということで、最近この問題はとみに各地で制度化されつつあるように聞いております。

日野市の中におきましても、私ども電柱を地下埋設方式にするというようなことでは考えてございますが、現在、鹿島台の、これは鹿島建設で開発したところでございますが、そこは試験的に行政指導の中で地下埋設化を実施をしてみたものでございます。

今後の区画整理の中におきましても、当然こういった地下化の問題、いわゆる共同溝の設置というような形で、区画整理事業を推進していきたいというふうに考えているわけでございます。これには、費用が相当かかります。したがいまして、今後東電との関係、あるいは国の補助金との関係、そういった面で、十分詰めた上で着手をしていかなければならないというふうに考えているわけでございますが、現在計画中の豊田の南の区画整理の中のモール街を一部計

画してございますが、そういったところには地下化を図るように、設計上組み入れていきたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方からは、８点目から１１点目につきまして、お答え申し上げます。

まず第８点目の街路樹の保護対策でございますけれども、特に街路樹がだんだん成長いたしますと、やはり水を求めるということで、その効果性を一層図るということが必要になってまいりますので、舗道の浸水性舗装の採用につきましては、やはり今後の一つの課題でもございますので、取り組んでみたいというふうに思っております。

それから、次の第９点目の街路樹の整備の問題でございますけれども、これもやはり街路樹そのものが現在多摩平とか、あるいは旭が丘、神明の土地区画整理事業の中で実施されました、いわゆる基幹道路の中で整備されておるのが現状でございまして、そのほか歩車道の分離されたものの中で設置されておるものもございます。

大体、概数で申し上げて恐縮ですけれども、市内の街路樹の本数は、2,１４０ぐらいの本数を持っておりまして、その樹種としては、イチョウだとか、トウカエデ、アメリカハナミズキが大体主体でございます。

街路樹の植樹につきましては、歩道の幅員がやはり問題になるわけでございますので、歩道の幅員が最低1.5メーター以上ぐらいないと、どうしても可能にはなりません。木を植えるための升の大きさも、大体７０センチ四方ぐらいが最小の大きさですから、そういう点で、道路の構造の面から制約をされるという難点もあるわけでございますけれども、今後やはり、できるだけ街路樹の整備という点につきましては、当然緑化の一環として促進を図っていくという考えでおります。

それから次の１０点目の、樹林樹木の保険制度の導入でございますけれども、これにつきましては、当面の施策といたしまして、現在緑化対策の助成事業として実施しております登録樹林を対象にいたしまして、来年度から賠償責任保険制度を導入していきたい、というふうに考えておりまして、現在予算要求をいたしております。

ただ、樹林の関係を対象にするということにつきましては、これは大変範囲が広いわけでご

ざいますから、倒木だとかという点を一々調査をしていくというふうなことも大変不可能な点もございますので、樹林につきましては、今後のやはり検討課題として考えざるを得ないというふうに思っております。

次に、最後の１１点目の関係の、生け垣の緑化推進の御提案でございますけれども、これにつきましては、すでに先進地などでも実施をいたしておりまして、ブロック塀、あるいは万年塀の災害対策という点からも取り組んでいきたいというふうに、かねがね思っておりました。

したがいまして、そういう点を踏まえまして、これも来年度から既存の生け垣を対象にいたしまして、若干の助成制度を考えていきたいというふうに思っておりまして、これにつきましても現在予算要求をいたしておる段階でございます。

そのほか、各市内の企業につきましては、大変立派な緑地が周辺にございまして、市道に面したところが緑化をされまして、われわれの市民の目にも触れるわけでございますけれども、ただ、一部残念ながら、前にも一ノ瀬議員さんからの御質問もございましたように、これを生け垣にしたら大変いいんじゃないかという御提案もございました。そういう点を踏まえながら、今後やはり企業側に対しましては、生け垣化ということにつきまして御協力をいただけるような呼びかけをいたしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　生け垣は、その緑の面積が小さいものでありますが、道路境界にあるものは視覚的に広がりがあり、大きな効果もあります。まず公共施設より積極的に取り入れて、個人住宅にもさらに助成が広がるように御努力のほど、よろしくお願いします。

現在の都市計画は余りにも合理的、機能的で、すっきりさせ過ぎるようであります。西欧でも若干の反省が芽生えていると言われております。都市の川には、その都市の歴史と性格、さらに市民の生活文化があります。多くの都市は河川に位置し、川とともに歩み、川沿いに住む人々の暮しに憩いと安らぎを与えてきたことは、周知のとおりであります。

しかしながら、美しかった都市の河川は、戦後の高度経済成長により、河川改修等により、コンクリートなどの構造物となり、さらに密集した家並みで囲まれ、味気のない空間構成するようになりました。浅川、陣馬、高尾の山陵に水源を発し、さらに八王子地域の大部分をその河川流域に治め、西より日野市に流れ下ってきております。市内のやや中央より南側を流れ、さらに市内を大きく南北に分断し、多摩川に注いでおります。

日野市内の浅川の長さは、約７キロメートル、市内の６割を流域として、上流の水源地域が短いためと、中流区域が都市化されておるために、通常の水域は少ないが、雨が降ると大洪水となり、自然環境をまた幾分残すため、環境保全にとって重要な位置づけでもあります。東京都５０景の一つにも選ばれた、最も親しまれている川となっております。

昭和５５年３月で、浅川利用計画報告書が出されております。調査書によりますと、浅川の現在及び将来にわたる位置づけを行うとともに、浅川の保全と活用を基本方針として浅川利用計画を設定されており、緑と清流のスローガンを考慮し、浅川のイメージアップを配慮して、日野清流公園、浅川親水公園、日野田園公園と位置づけ、市民にとっての歴史的、時間的、座標軸の原点をつくる構想であります。

さらに、段丘浅川丘陵を結ぶ緑と水のネットワークであります。この緑と水により、歴史的、文化的要素を含んだネットワークは、景観的に見ても、郷土風景から見ても、浅川水系の保全が必要であるとされております。この点を踏まえて、質問をさらにいたします。

第１２点目といたしまして、日野清流公園、浅川親水公園、日野田園公園の進捗状況、並びに浅川河川内の施設と自然野鳥の保護について、どうお考えを持っているか、お聞きいたします。

１３番目の質問といたしまして、都市計画は合理的、機能的にすっきりし過ぎており、反省が芽生えているとされております。その中で、個性的な町の第１要件は、草花、樹木など緑地資源や、河川、山などの自然源の導入による都市の公園化といわれております。

万願寺の区画整理と浅川の接点は、浅川利用計画の基本方針をどう施策として実現の方向にされているのか。

さらに、豊田区画整理内におきましての浅川との接点はどう計画されているか、その方向をお聞かせください。

第１４点目といたしまして、仮称二番橋は、基本計画をされ、いまだ実施設計されていないといわれておりますが、その経緯と、さらに河川の景観的にどのような配慮がされているかを、お聞きいたします。

第１５点目といたしまして、向川原市営住宅の建て替えが６０年度実施計画をされ、６１年より５カ年計画で、７棟２５０世帯の予定とされておりますが、浅川利用計画調査報告書による、景観を破壊する高層建築物の規制の方針をうたっております。

さらに、丘陵浅川段丘を結ぶ緑と水のネットワークの上から、十分経済性も考慮し、建築物の高さ、デザイン、緑化等、南平のサクラ並木の保護に対する施策をお聞かせください。

１６点目といたしまして、川原付市営住宅は、今後住宅の建築の予定がされるのか。さらに、浅川景観上の配慮が余りなされておらない状態でありますが、今後の対策をどうお考えになっておるか、お聞きいたします。

１７点目といたしまして、都営平山アパート、都営新井団地の緑化の推進、特に浅川景観上の緑化推進に、東京都に強力に働きかけて整備する考えがあるかをお聞きいたします。

１８点目といたしまして、浅川周辺の開発、ミニ開発等における行政指導でありますが、個人住宅の建築における行政指導におきまして、浅川利用計画上の基本方針に基づいた指導を行っていただきたい。

さらに、個人住宅の場合、苗木の助成も十分考える必要があろうと思われますが、お考えをお聞かせください。

１９点目といたしまして、平山の浅川堤防のサクラ並木は、大正元年、大正天皇即位記念として、日野町豊田の安田善兵衛氏が吉野ザクラ3,０００本の苗木を寄付して、当時の青年団の手で、東は七生中学校の裏より、西は北野駅近くまで、約4キロにわたって植えられたそうであります。その一部が現在残っておりますし、本来建設省の管轄ではありましょうが、市でそのサクラ並木を今後管理する考えがあるのか、その点お聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、私の方からお答え申し上げます。

質問の順序を追いまして、所管関係につきましてお答え申し上げます。

まず、１２点目の御質問の、浅川親水公園の推進状況と、河川内の自然保護の問題でございますけれども、これにつきましては、昨日も馬場議員さんからの御質問の中にもございました。浅川利用計画の基本的な考え方といたしましては、基本計画ができておりまして、それに基づきまして逐次できるものから実施をしていきたいということで、現在取り組んでおります。

ただ、河川管理者であります建設省との関係が、当然重要な調整の問題がございます。そういう点で、特に河川の中につきましては、いろんな永久工作物をつくるという点につきましては、なかなか難点がございます。そういう点で、今後の検討課題にもなるわけでございますけ

れども、できるものから実施していきたいということで、まず、本年度浅川の左岸と右岸、これを全部測量を実施いたしました。堤防の測量を全部実施いたしまして、これが終わっております。

間もなく南平の駅の北側の堤防敷から下流にわたりまして約1,０００メーター、高幡橋まで、これをジョギングと遊歩道の整備をするということで、カラー舗装にする工事が着工する運びになっております。この堤防敷の整備の問題につきましては、さらに来年度、再来年度と計画を進めまして、まず第１目標としては、浅川の左岸と右岸、これを全部整備をしていきたいというふうに思っております。

そうした自然の、河川内の自然保護でございますけれども、これにつきましては、特に冬場の水鳥の生息地としても、大変都内から毎日曜、祭日等につきましては、たくさんの見学者が訪れて、愛好者の非常に格好の観察の場所になっておるようでございます。そういう面からいきまして、やはり自然の生息できる、動植物の生息できる場所として、できればやはり自然のまま残していくというのが、一番いいんじゃないかというふうに考えておりますので、そういう点を十分心にとめながら、市内の自然保護団体などとも協力を図りながら、自然保護には努めていかなければならないというふうに思います。

それから、次の関係の御質問でございますけれども、二番橋の関係でございます。二番橋の関係につきましては、予算をお認めいただきまして、現在実施計画に入る段階になっております。５８年度で実施計画をつくりまして、建設省と協議に入りたいというふうに思っております。

それから、橋の構造等につきましては、建設委員会にも原案をお示しして御意見を承っておりますし、特に周辺の川辺との景観を維持するという点では、やはり橋の構造がいろいろ問題になるわけでございますので、かけようとする場所の位置から言いまして、特に高幡山をバックにいたしまして、五重の塔の背景というものもかなり重視をした中で、周辺の景観を配慮していきたいというふうな、設計上の関係なども、今後一つの大きな課題として検討をしていかなければならないというふうに思っております。

それから次の御質問の、市営住宅の建設に絡みます河川の景観の配慮の問題でございますけれども、まず向川原の市営住宅の建て替え計画につきましては、御質問の中にもございましたように、来年度から５年計画ぐらいで取り組んでいくということで、考えておるわけでござい

いますけれども、やはり現在木造を改修いたしまして、鉄筋コンクリートの3階ないし4階の建物として、生まれ変わるような形の計画になるわけでございます。そういう点で、やはり近くにございます浅川の景観との配慮の問題につきましては、設計上十分考えていくという点を、まずお伝えしておくとともに、あの辺の堤防敷のところにございますサクラ並木もございますので、これらの景観の保存、そういう点についても十分意を用いていかなければならないというふうに思っております。

それから、さらには川原付の市営住宅の建て替え計画につきましては、これは万願寺区画整理事業との関係で、敷地の変更の問題などもございますけれども、これも当然まだ計画といたしましては、1棟24戸の建物、3階の建物を1棟つくるという計画で、62年ぐらいにはできるんじゃないかというふうに、今のところ計画を持っておるわけでございまして、3階建てといいますと、大体9メーターぐらいの高さになります。したがって、これも浅川の周辺でございますので、それらの関係を十分景観的に配慮しながら、周辺の植樹などにつきましても、設計上の配慮を当然考えていきたいというふうに思っております。

それから次の御質問の、都営住宅の平山アパートの関係、あるいは新井団地の都営住宅の関係の緑化対策といいますか、これもやはり浅川の河川に面しておりますので、私どもの所管ではございませんけれども、それぞれの都の住宅供給公社、あるいは東京都の計画局、それらの関係方面に、できるだけのひとつ景観的な配慮と周辺の緑化という面につきましては、配慮をいただけるような要望をしていきたいというふうに思います。

それから、次に最後の御質問でございますけれども、平山、浅川堤のサクラ並木の保全、保護の関係でございます。御質問の中にもございましたように、大変由緒のあるサクラ並木として、現在まだ十分にその寿命を保っておるわけでございまして、これにつきましては、日野橋の右岸の上流にも若干のサクラ並木がございます。こういう点もあわせまして、病害虫の駆除等につきましては、公園緑政課の方で積極的にやっていかなければならないというふうに思っております。そういう点で、今後もやはり若干の経費的な面での予算化というものも必要になってくるわけでございますけれども、そういう点を十分配慮していただきながら、浅川の親水計画の中で潤いのある河川整備ということと一体的な面で、サクラ並木の保全につきましては、意を用いていきたいというふうに出います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から、13点目の御質問についてお答え申し上げます。

区画整理事業と浅川利用計画との関係でございます。区画整理事業につきましては、浅川の周辺で現在行っておりますが、御指摘のありました万願寺と、これから行います豊田の南表域でございます。

この両事業とも、私どもは浅川利用計画上のいろいろな観点からの御指摘等を十分この事業の中に反映させていきたいというふうに考えておるわけでございます。御指摘のありましたように、平山橋から新井橋までの間の区間を、親水計画ゾーンとして利用計画では位置づけておるわけでございますが、この間で親水公園、田園公園、あるいは清流公園という計画がございますが、こういったものにつきましても、区画整理内で取り入れるものについては、ただいま私どもの清流の中で取り入れていきたいというふうなことで考えてございます。

特に豊田の南地区の区画整理事業については、湧水、あるいは用水路の有効活用を提言されてございます。この点についても、現在も計画を立案中でございますが、計画の中にそういう整備を盛り込んだ計画をつくっていくことにしてございます。

具体的に申し上げますと、これは万願寺でも同じでございますが、堤防沿いに道路を新設していく。それと、湧水がある場所については、湧水を公園に導入する。あるいは散策路をつくりまして、その横に水路を配置していく。このように湧水を有効に活用していきたいというふうに考えております。

それと、区画整理事業と親水公園、浅川の親水空間との整合性を十分図っていきたい。そのために今後区画整理の区域の中で設定いたします地区計画、それらと整合させるような形で、親水公園を、浅川利用計画を生かしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

失礼しました。もう1点ございます。18点目でございますが、浅川の周辺の開発行為、これは民間企業が行う、あるいは個人で行うような開発行為でございますが、これらの開発行為がこれらの地域で出た場合には、特に親水公園、あるいは利用計画上のいろいろな観点からの御指導をしていくということで、現在もそれらの点から指導を行っているところでございます。

特に公園の面積については、開発行為の3,000平米以上の開発行為がある場合には、6％の公園緑地をとるように指導しておるわけでございます。

また、個人住宅等につきましては、先ほどお話がございましたような苗木の助成という面もあろうかと思います。この辺については、建設部とも十分協議の上で、そういう実施を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって９の１、緑化促進と浅川利用計画の今後の課題に関する質問を終わります。

次に、一般質問１０の１、行革と日野市の未来、諏訪精工建設とその周辺の整備についての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。５番の谷　長一です。

まず、順序ですけれども、通告どおりということで今議長に話ししましたときに、ちょっと時間はかかりますけれども、お願いいたします。

行政改革と財政再建というのは、地方自治体を健全に発展させていくためには、私は切っても切れない問題ではないかと考えております。地方の自治を確立する、これを願う人というのは、すべての国民１人１人、また、市民１人１人が願っていることではないかと考えます。残り少ない２０世紀、市民、住民参加によって切り開き、これを開花させることは、私たちの責任であり、また、活力と生きがいのある２１世紀をつくるべく努力することによって活力と生きがいを生ずるのであります。

そして、生気の社会として確実に実を結ぶであろうと、私は考えております。２１世紀まであと１６年、私たち議員は、私たち市民のために、そして後に続く世代のために、この大切な年月を新たなる日本社会の創造という、理想と、それを実現するための周到なる準備のために活用していかなければならないと、私は考えます。

今現在、資源、エネルギーは順調に供給されております。しかし、資源には限りがあり、必ず逼迫する。そうなりますと、これに基づいて経済は混迷し、人々の生活を脅かす。経済は混迷して、一瞬に深刻化するということは、間違いはないのであります。

自然環境も、日野市におきましても、徐々に守ってはおりますけれども、破壊されているのが現状であります。自然環境の破壊はますます進み、人々の価値感の多様化によりまして、心から潤いがなくなっていくというのが、現在のわれわれでもまたあるのでございます。

そうした日をいかにして乗り越えていくか、ただ、その方途、方策は、生きがいある地方の地域、これをつくるということが、私は考えられるのであります。人々の皆が、むだとゆとりを持って、真に生きがいのある地方地域、これをどうしてつくっていくか。これは１人１人私たちの生活の中から、むだとゆとりを持ちながら、生きがいを見出していくことこそ、その輪が日野市より東京都、東京都より日本全体に、やがては世界の全体にその輪が広がっていき、私の信ずるところの生きがいのある、しかもまたゆとりのある世界ができるのではないかと考えております。

そのため、地方の生気をどのようにして切り開くか、これは非常に大切なことでもあり、国民１人１人、市民１人１人がこの地域をつくる。地域づくりに積極的に関心を寄せ、できる限り参加していかなければならない、大きな問題であると考えております。多くの人たちの関心と参加は、必ず地域の活性化を図る、これは確実であると考えられます。

現在の硬直化した中央行政、または、しております地方の行政のあり方も、高度の情報システムの導入によりまして、市民サービス、サービスの質の向上、これが図られ、適切なチェック機能が果たされ、チェック機能が回復し、果たされて、初めて私たちの期待する地方の行政というのが成り立っていくのではないかと考えます。日野市の未来、これは市民参加によって切り開くことができる、また、実を結ぶことができる。市民参加によって行政の健全化が図られるというふうに、私は考えております。

そのようなことを考えながら、昭和５７年１２月２１日に決議されました第２次基本構想、これをちょっと読んでみました、私は。

第１章を見ますと、基本構想に向けて、第１節、第２節。第１節は、基本構想の目的、第２節は年次目標と想定の人口というふうになっておることは、これは皆様方が決議されたからよくわかると思うのでございます。

また、第２章は、目標とする都市像であります。これも１節と２節からできており、都市像は緑と文化の市民都市、また２節は都市像を目指す、５本の柱からでき上がっているのでございます。

第２章、これは施策の大綱であります。第１節は、生きがいのある喜びをつくる、生きる喜びをつくる健康と福祉の町であります。第２節は、豊かな人間性を育てる教育と文化の町。第３は、自然と調和する安全と調和の町であります。第４節は、活気ある産業と、豊かな消費の町。この消費の町につきましては、私も総務委員会のときに、一部の委員からちょっとクレームがついたというように、記憶をしております。第５節につきましては、参加と連帯でつくる市民自治の町。

これらを読みまして、考えまするに、この基本計画は昭和５７年度、ただいま申しました12月の議会におきまして、議員の皆様方の多数決によって決議された１０年間の基本構想であるというふうに私は理解しているものでございます。この構想を計画し、実施し、さらには実現するために、私はどうしても行政改革、財政再建をこの際ぜひとも行わなければならない。行うことによって、この基本構想が実現し、さらには実を結ぶというふうになるのではないかと、私なりに考えており、この質問に入りたいと思います。

第１問は、国家公務員の給与を大幅に上回っておりますラスパイレス１１６.３の日野市の職員給与、これは非常に私は高いとは言わないまでも、安くはないというふうに考えております。そして、日野市におきましては退職金の引き下げはやっておりますけれども、まだ職員の給料までには手がつかない。退職金に手をつけて、年次目標も出まして、東京都の水準まで引き下げるんだというようになりました以上は、やはり給料に手をつけるべきではないかと、私は考えております。

それで、現在つけていないですから、そのつけられない理由というのは一体どこにあるのか、ということが第１問であります。

それから、給与の是正を積極的に日野市は進めていないわけです。それがために、新聞等を見まするとラスパイレスの高い八王子、武蔵野、日野も、地方債の起債制限の措置をとられた。それで前に報告にもありましたように、5,０００万円という大きな痛手をこうむっておるのであります。

そこで、５９年、６０年等につきまして、それらの制限が一体どのような形であらわれてくるのか、その額と、わかりましたら６０年度の見込み、これを教えてもらいたいと思います。

第３点につきましては、地方の行革は、国の過剰な関与、または介入、これが地方財政の膨張を招いていると言われている現在であります。これらに対しまして、市長さんはよくわかっ

ておると思うので、市長会等で、国に対しましてこれらの手心を加えようという申し入れ等がなされてきたかどうかということを、お伺いいたします。

それから第４点といたしまして、現在の自治体には非常に国の許可、承認を義務づける法令、通達、これらが網の目のように張りめぐらされているといわれております。卑近な例をとりますれば、日野市の図書館におきましても、司書を何名置かなければならないとか、または構成等につきましても、非常に細かく、このような職員を張りつけろ、というふうになっておるんです。

また、来年建てられるであろうと言われておる資料館等も、博物館法等も見ますると、最低の人員というのは決められているわけです。

また、いつでしたか、ある議員が質問されました。社会協議会の事務局長が３カ月ぐらい空白になっておったということです。そうしますと、その空白の期間の補助金は、東京都に返さなければならないと。こういうふうな、細部にわたってまでも多くの制限が加えられているわけです。

地方は、行政改革をやろうと思っても、そのような網の目が張られているがために、できないというのが現状だと言っても、過言じゃないと思うんです。それらを踏まえまして、自治体が減量するんだと。その減量効果をどのようにして、どのように取り組んでやるかということは、非常にこれから大きな問題ではないかと思うんです。

そういうことを考えながら、一体自治体は、減量効果をこのような形で出すんだと言ってやったとしたら、どのくらい職員等、またはいろいろの経費等が減量できるかどうかという点をお伺いいたします。

それから、第５点です。これは、やはり身近な問題です。教育委員会の社会課です。埋蔵文化財です。そうしましたり、また都市計画、それから区画整理へ行きますと、補助金をもらうのに、非常に申請書類をたくさんつくらなければならない。また、同じような申請書を１年に何回も、同一事業でありながら出さなきゃならない。非常に申請手続に多く手暇はかかる。これらをどのようにして、日野市におきましては解決をしているか。まあ区画整理等の場合におきましては、委託事業で新都市建設公社がこれを代行しているわけですけれども、都市計画等におきましても、これらはまた委託をすれば、非常に減量化ができ、経費の節約もできるんじゃないかというような観点から、お伺いいたすわけであります。

それから第３点は、これは４と、先ほど申しましたのと重複しますけれども、国からの干渉、それから関与、これを手控えてもらうということは、先ほども申しましたように、経営の効果を上げる第１の要因じゃないかと思うんです。それらに対しましても、どのようなお考えを持っているかということも、これは重なりますけれども、答弁は一緒になっても結構です、お願いいたします。

それから、今度は第７点としまして、年度末になりますと、各省庁が補助金を余らせてはいけないというので、急に都道府県に持ち込んだり、または都道府県が市町村等にこれを押しつけるといいますか、そういうふうな場合も私はあるのではないかと思うわけです。

また、市の事業執行等を見ましても、その傾向が見られないわけではないのですけれども、それらの点について、あるかどうか。または市の事業執行等について、その傾向はどうなっているかということも、あわせてお伺いいたします。

それから、福祉事務所の関係でありますけれども、福祉事務所の定数、これは国の法律や通達で、職員の構成、人数等が事細かに定められているようです。昨日でしたか、福祉部長が、ケースワーカーは日野市は7.6人だと。7.6人のところを、現在６名でやっているというような答弁をどなたにかなされておったようです。

それで、そのような実態に沿っているところがあると思うんです。しかしまた、沿わないところもあると思うんです。それらの点がどのようになっているか。あるとしたら、それを改善することができるかどうかという点について、お伺いいたします。

それからあと一つは、農地転用の許可、これが現在は市街化区域内の農地というのは、届け出制になっているのであります。日野市におきましても、農業委員会の会長が月に2回と。専決処分で、市街化区域内の農地というのは、会長専決というのをやっているわけです。

それですから、３条の届け出、４条、５条、これらもすべて日野市で行うことができないものかどうか。または、東京都に申達する件数というのは、どのくらいあるものかどうかというようなことまで、お伺いいたしたいわけであります。

それから、今度１０点目としまして、いつも暮れになりますとストライキ、または議会になりますと、いろいろ批判もあり、また批判でない面もまたいろいろ市長に対しては出てくるわけです。しかし、市長の場合は、これはもう何をやるといっても、市民サイドに立って行政を進めていけば、だれが市長になっても、私は心配することがないと思うんです。議会とか市の

職員組合、この対立、摩擦というのは、これはもうやむを得ないです、立場が違いますから。ことだと私は思っております。

そこで、市長はそのような多くの立場の違う問題等がいろいろあるということは、十分御承知のようでございますけれども、今後どのようなサイドに立って行政を進めていかなければならないか、ということをお伺いいたします。

それで今度は、一応行政改革の面においては以上でありますけれども、次は、基本構想に基づいての質問なんです。これは美しい生活環境、本当にこの土地に生まれてよかった、住んでよかったと考えられる、これは誇りを持って、そういう理想の日野市、行政が、また市民が一体となって誇りを持って、胸を張って、他の市町村へ行って「日野市はいいとこなんだ」と言われるような日野市を、市長は一体これからどうやってつくるのかということも、あわせてお聞きいたします。

それからあと一つは、２１世紀、先ほどあと１６年立てば２１世紀になるということを申し上げました。２１世紀に誇りを持って残すことのできるこの日野市、本当に住んでよかった、生まれてよかったと言われるような日野市をつくるには、確かに基本構想を見ますると、市制３０年までということになっておりますけれども、それらの構想を実現していく上には、いろいろ紆余曲折はあると思います。

きのう私は、昼飯を食べに下へ行ったんです。そうしましたら、絵がロビーにあったんです。それで絵を見ながら、ああいい絵だなと思いながら２階へ行きまして、福祉事業団の創立——理事の登録というので、印鑑証明を持って上へ行ったんです。そうしましたら、また、電話室の方へ行くところに同じ人の絵があったんです。

それで、その絵を見まして、前にあれは議員の控室に昔あったと思うんです。下の庁舎のときに。ああここにこういう絵があるのかと。同じ人でも随分変化をしたものだと。最初は、非常に土着性のある、しかもまたその中に写実的なものが十二分に含まれている、実にいい絵なんです。

しかし、１０年、１５年たってみますると、ああこんなふうに個性も出て、また詩をさえずるような絵になったのかと、私は本当に思ったんです。そういうのを考えながら、今度は青函トンネルを考えたんです。青函トンネルというと、もう２０、３０年ぐらい前のことだと思うんですよ、つくり始めたのは。あの構想というのは、それで着手してもう２０何年、３０年近

いと思うんですよ。そうしますと、あのときはどうしても必要だといったものも、今になったら、もう必要じゃなくなっちゃったんです。そうなんですよ。これはもう、みんなよく知っていると思うんです。（「必要でないということはないよ」と呼ぶ者あり）ないけれども、当時のように必要じゃなくなったということなんです。変わってきちゃったんです。

それですから、基本構想も当然ある程度は変わってきたと思うんです。そうしますと、やはり難しさというのは、そこにあると思うんです。そこをどのようにお考えになるかということも、あわせてお聞きいたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　きょうは、職員の方々のボーナス日であります。ですから、できるだけ早く議事を進行させていただいて、５時には御家庭にお帰りになれるように、議事の取り計らいをお願いしたい。

そのためには、谷議員さんの御質問は、どんなにかかっても１時前には終わりますから、終えて、できるだけ早い時間に再開していただいて。とにかくきょうは特別の日ですから、できるだけ早く議事を終了されることを望みます。それゆえに、谷議員さんの御質問は最後まで続行されることを望みます。（「議長おかしいよ」「休憩って言ったんだろ、今」「しなければおかしい」「質問の途中でやめるのはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　それでは、会議を続行します。

谷　長一君の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　質問の１、２点につきまして、お答えしたいと思います。

数字を挙げての厳しい御指摘でございます。私どもの方も厳粛に受けとめているわけでございますが、そういうことでお答えしたいと思います。

まず、ラスパイレスの１１６.３、これが昭和５０年のラスパイレスでございますが、このラスパイレスの指数は、２６市のうちどのへんに位置しているのかと。こういうことを申し上げますと、大体平均値でございます。それから５８年につきましては、１１６.１、これも平均値に近い数値と。そういうことで、２６市では平均値であるということは申し上げられると思います。

それから５９年につきましては、５８年の国の人勧、給与改定が２％でございましたけれども、日野市の場合には1.９５ということで、切り込みを図りました。そういうことで、５９につきましては試算の段階でございますけれども１１５.４、こういうことで、前年対比0.7低くなっておると。こういう数字が出ておるわけでございます。これらにつきましても、私どもの方では順次組合とも地公法上の第５５条にございます給与関係につきましては、やはり組合との交渉事項でもございますので、これからも組合とも協議をいたしまして、段階的に引き下げていきたい、かように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

２番目の、起債の状況でございますけれども、５９年度の市民会館の起債でございますけれども、申請額が２億６５０万円、許可額が１億5,６５０万円でございます。（「許可額は」「もう１回言ってよ」と呼ぶ者あり）昭和５９年度の市民会館の起債でございますけれども、申請額が２億６５０万円でございます。許可額が１億5,６５０万円でございます。

昭和６０年度でございますが、現在申請しております起債の額が、１０億６００万円でございます。現在、決定がまだされておりません。

次が、３番目の問題でございますけれども、国の地方行革に対して、市長会がどうやっているか、ということだと思います。どういう働きかけを国に対してやっているかということでございますけれども、ことしの６月１３日に、全国の市長会が開催されております。市長会の中で、議題として真っ先に決議をしております。その決議の内容がどういうものかということを、３項目にわたって記述してございますので、内容を御説明を申し上げます。

まず１番目に、国の地方に対する許認可事務を大幅に整理縮小し、市民に密着した行政は、都市、自治体の権限と責任において実施できるよう改めること。

２番目といたしまして、都市における定員の抑制を図るため、国の法令等に定める定数配置基準等の見直しを行い、都市自治体の自主的な判断で、効率的な運営ができるよう改善すること。

３番目といたしまして、都市行政の運営に関係する法令の制定改廃、施策の企画立案等につき、都市自治体の意向が適切に反映されるような方策を講ずること。ということを満場一致で決議し、政府に要望をしているところでございます。

4番目の問題でございますけれども、今この決議の中で触れられておりますけれども、国は法令の中で、市町村が行う事務事業について、職員の定数の最低限度といいますか、そういう基準を設けているわけでございます。資料館、博物館法、これに基づくもの、あるいは公民館、図書館、それから保育所の保母さんの定員、そういったところに、その他ございますけれども、定数の基準を置いているというわけでございます。

これらがどの程度自治体に働くかということになりますれば、今市が行っている事務の全体的な内容からいきますと、割合としてはかなり低いものでございます。

質問の内容は、こういうものを踏まえて、いわゆる末端の自治体としてどこまで職員の減量ができるかということでございますけれども、これは一般論でございますけれども、行政的な判断を要しないような事務とか、それから単純な事務事業で、いわゆる反復的にできるようなもの、こういったものは直接市がやらないで、委託なり、請負なり、そういう形で外部に出せるのではないかというような、そういう考えが定説でございます。

実際問題として、どこまでこれができるかということがあるわけでございますけれども、そういった内容の中で、どこまで絞り込みが将来的にできるかというふうに、御理解を、御判断をいただきたいというふうに思います。

次が、国からの干渉、いわゆる関与を手控えてもらえば、どの程度の効果が出るかということでございますけれども、これは今申し上げましたように、国の法令等に基づく枠をはめて、あるものは、私がさっき申し上げましたように、総体から見ますと大きな数ではございませんので、やはり市全体として、さっき申し上げました事務事業の内容を洗って、市民サービスに支障のない範囲で合理化をするべきではないかというふうに考えております。

それから7番目に、年度末に補助金等の決定がおくれて、事務事業の執行に支障があるのではないかということでございますけれども、過去におきましてはそういう傾向はございましたけれども、最近補助金等については、できるだけ年度初め、6月ぐらいから7月にかけまして補助の決定を国等がし、市町村では事業の着手をしているということでございます。現時点では、余りこういう傾向はなくなったというふうに考えております。

さらには、起債等についても、いわゆる起債も貴重な財源でございますので、その起債の見通しをつけた中で事業の着手をするわけでございますけれども、最近におきましては、ほとんどが申請したものについては許可があるわけでございますので、ある程度見通しの中で事業を

執行しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、第8点目の御質問にありました、福祉事務所の所員の定数は法的な定めがあるか、ということで御質問がございました。

これにつきましては、御質問のとおりに、社会福祉事業法の第15条に、所員の定数といたしまして、定めがございます。最低限、生活保護の世帯数に対する比率といたしまして定めているところでございます。これによりますと、日野市の福祉事務所の生活保護を受け持つ所員の定数は、7.6名ということでございます。

しかしながら、現実に現在われわれが抱えておりますケースワーカーは7名ということで、先日お答えをしたところでございますが、そのような実態で仕事を進めております。

最近、非常にケースが複雑になってきております。たとえばサラ金の問題であるとか、あるいは子供の非行の問題であるとか、あるいは生活上の乱れが非常に激しいとか、アルコール中毒であるとか、こういうようなケースが非常に複雑になってまいりました。そのために、こういうケース一つ一つに関わる時間数も、複雑に、時間を図るようになってまいりましたし、非常に残業数も多くなってきております。今後これをどう改善していくかということで、御質問がございましたけれども、やはり人のやる仕事でないかと。これを基本的に、相談でございますので、人のやる仕事ではないだろうか、こういう具合に考えておりますけれども、その他、できるだけ所要な事務事業については、電算の利用できるところは電算化を実施し、軽減化していくという具合に考えておりますけれども、これにつきましても、やはりかなりプライバシーにかかわりのある問題もございますので、できる範囲内で軽減をしていくということも必要かと考えております。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から5点目の、国あるいは都の補助金を申請する手続関係の御質問について、お答え申し上げます。

区画整理、あるいは都市計画関係の諸事務についての国庫補助、あるいは年ごとについての申請手続は、大体似通っております。例を挙げて申し上げますと、たとえば都市計画関係で、仲田緑地の例を参照にして申し上げますと、年に行う事業の補助申請から完了等の報告まで、

8回の手続関係がございます。種類といたしましては、8種類の内容に分かれております。

月を追って御説明申し上げますと、大体6月、これは前年の6月でございますが、6月ないし11月に概算要望書を、国あるいは都の方に提出をいたします。それに基づいて翌年度事業として、11月ごろに要望申請をさらに出す。それと、12月に国庫補助金の交付申請書が参ってくるわけでございますが、それに基づいて申請書を提出し、予算の補助金の配分を受けることになります。事業はそれに基づいて行ってくるわけでございますが、事業実施年度の最終日には、実績報告書として、さらにまた国の方に、あるいは都の方に、書類を出すようになっております。

このように、何回にわたっていろいろな形での報告書、あるいは申請書を出すことになってございますが、これらを一括して通しで考えてみた場合、職員1人で大体何日間ぐらいを要するかという積算をしてみたわけでございますが、仲田緑地の場合は、大体24日間が1人で必要であるということになってまいります。

区画整理事業につきましては、非常に内容等も複雑でございます。そういう関係上、1人でこれをすべて行うということは、不可能でございます。ある面では、新都市建設公社の方にもお願いして書類の作成をしてございます。ただ、申請手続から説明関係は、これは委託するわけにはまいりませんで、必ず区画整理課、あるいは都市計画課の職員が直接行うということになっております。書類等のつくりについては、区画整理課においては、新都市建設公社を利用していると。都市計画課の方では、担当職員が実施をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（花形一彦君）　9点目の御質問にお答え申し上げます。本来ですと、岩沢農業委員会会長が本席でお答え申し上げるところでございますが、本日会長は、衆議院第1議員会館会議室で開かれております東京都農業会議会長協議会に出席しておりますので、会長にかわりましてお答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

市街化区域内の農地転用の受理権限でございますが、これは都知事から農業委員会会長に委譲され、行政事務の簡素化が図られているわけでございますが、農地法第3条の規定にかかるもので、当事者が市町村区域内に農地等の権利を取得する場合や、その他政令で定めるもの、また、第5条の規定によるもので、面積が2ヘクタール以上の農地転用につきましては、都知事の許可が必要とされているわけでございます。これらのことにつきましては、東京都農業会議内においても、特に論議がなされたものでございます。

それで御質問の、東京都への申達件数でございますが、過去5年間、54年までさかのぼって申し上げますと、これは総数で、まず3条にかかるものでございます。これは農地権利の移動でございますが、6件ございます。この中で総体の数は、31件に対して東京都に6件申達したということでございます。

それから5条でございますが、5条は申請件数は1,055件ございますが、その中で1件だけでございます。

申達の年度別に申し上げますと、3条は54年、55年はございませんでした。56年が2件、57年が2件、58年が2件、計6件でございます。そして5条は、54年、55年とございません。56年に1件でございます。57、58もございませんので、合計1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員の期末の手当に伴いまして、時々ストまがいのことを行って、御迷惑をかけております。

そこで、市長はそれぞれ立場が違うので、という御理解をいただくわけでございますが、何といいましても、われわれの行政の目標、かつ基盤、これはすべて市民の意思に最も直結して行うということにあるということを、信念といたしておりますので、そのことを御理解をいただきたいと思っております。

それから、基本構想が長い歴史の中にはおのずから変化を来すと。これは世の中の発展、あるいは価値感の変化、もちろんそういうことに伴って進むものでありますから、基本構想もそれに整合させつつ整えていくということになることは、申すまでもありません。

しかし、都市としての、一面には宿命、一面には市民の意識、という相互関係があるといわざるを得ませんが、日野市の場合、幸いに自然の条件にいたしましても、あるいは社会条件にいたしましても、市民意識にいたしましても、きわめて健全で、しかも近代的、民主的である、このように言えると思っておりますので、自治の発展は期して待つものがあると。いつの世も日野市は自治体としてリーダーシップのとれるような、そういう実勢なる自治体である、この

ように存じます。

したがって、誇りを持ち、胸を張ってやっていくことができる条件を十分持ち、そのためのリーダーシップが大切である、このように思っております。

以上でございます。（「職員給与について」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　職員給与につきまして、補足して御答弁を申し上げていきたいと思います。（「まだだれも答弁していないよ。補足じゃない」と呼ぶ者あり）

総務部長の方で、ラスパイレスに関連しまして、御答弁しておるわけでございます。答弁が非常に不足しているようでございますので、私の方から補足してまいりたいと思います。

ラスパイレスというものを痛感して、見るわけでございますけれども、いろいろと比較する上で、あるいは今後改革する上で、急遽改革するというふうな、改革が急になかなかできないというふうな性質等もあるわけでございます。

というのは、高度成長時代に相当の職員を雇ったといいますか、日野市の中の職員として就職しているというふうな状況の中で、中途採用者というふうな問題等もございますので、今申し上げたようなことになるわけでございます。市の方としましては、ことしの７月に臨時行政改革推進審議会というものが、国の行革、あるいは国と地方との行革、あるいは地方そのものの行革というものの推進方策というものについての意見をいただいておるわけでございまして、これに基づくところの指導というものも、東京都、あるいは自治省を通じて受けておるところでございます。これについて、等閑視しておるわけではございません。それぞれ組合と対応を図っておるわけでございます。

それで、非常に消極的というふうなことで表現されておるわけでございますけれども、行革につきましては、相当厳しい態度で今後とも臨んでいきたい、このように考えておるわけでございます。

それで、どの程度の自治体で減量できるかというふうな問題等も提起されておるわけでございますけれども、国と地方公共団体の財政規模を比較する場合に、大体東京都は国の１０分の１なんだというのは、ついこの間までででございますけれども、東京都は現在３兆でございます。国が５０兆というふうなことで、財政的には非常に国それ自体が肥大化というか、努力される面があるんじゃないだろうかと。

それから高度成長時代になりまして、福祉元年というふうなことで、非常に職員がふえたという面では、地方公共団体が非常な職員増を抱え込んでおります。こういう面については、定員の適正化、職員数の定数の適正化ということについては、今後地方公共団体が相当努力していかなきゃならないんじゃないだろうかと思うわけでございますけれども、それでは、昔のような社会に戻せるかというと、やはり社会福祉の構造は戻せないんじゃないだろうか。

ということになりますと、日野市の中において、職員を多数かかえております。これは施設職員でございます。そういう面におきますと、やはりそう簡単に定数の削減の努力、これはしております。定数面については、いろんな、作業員におきましても、用務員におきましても、給食作業員におきましても、今後努力していきたいということを考えておるわけでございますけれども、非常に限界があるんではないだろうか、そういう考え方。

それから、ラスの１１５.４というふうな形で、大分下がってきておるわけでございますけれども、１割程度高いというふうなことで、職員に払っている給与費というのが、大体年間５０億ちょっとでございますけれども、半分がいろんな手当等でございます。そうすると、本給部分というのは２０億ちょっとというふうな中で、それじゃ１割程度減額できるかというと、さっき申し上げましたように、やはり中途採用者であるというために、ラスがただ単に高いんだというふうなところもあるわけでございますので、やはり今後とも努力していきたいと。

それで、定数面につきましても、国の方からの指導としましては、直接的に申し上げますと、ラスが高いから、要するに当面の策としては、昇給の延伸だとか、即効性のあるものをというふうな指導等があるわけでございますけれども、それらも考慮しながら具体的な、効果的な方法を講ずべく、組合と現在交渉しているところでございます。定数等につきましては、来年の定数でございますので、今後組合と交渉していく、こういうふうなことでございます。

おっしゃられる２１世紀に向けての、要するに次の世代に向けての、しっかりした２１世紀というものをつくっていくということは、全くの同感でございますし、大きな行政目的であるべきでございます。そういう努力をしていくということについては、一つの社会に向かっての切り開くかぎが行革の一つの方針でもある、と考えておるわけでございますので、その面についてはきちっとした対応をしていきたい、このように考えておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　それでは、何問かまた質問をさせていただきます。

ただいま、総務部長並びに助役から給与の面については、触れてくださいました。退職金は下げたけれども、給与に手がつかないと。昨年よりはことしは１１５.4 ということになって、下がったもののまだ高いということが言えるわけです。日野市の場合、定数の削減等に努力している。いるけれども、急速にはできないんだということなんですけれども、やはりよく組合と話し合いをしていかなければこれはならない、大きな問題だと考えております。

そこで、組合と対応を図っているとおっしゃられておりますけれども、その対応とは、一体どのような対応を図っているかということをお伺いしたいのです。これが再質問の第１点。

それから、結局ラスパイレスの関係があるから、私は地方債、起債制限というのが出てくるんじゃないかと考えているんです。そうなると、やはり企画財政部長がただいまおっしゃられた、５９年度は5,０００万だと。２億６５０万、１億5,6５０万と、これから差し引けば、5,０００万というのが出るわけです。

そうしますと、６０年度は１０億６００万だということ、これは申請した起債の額がね。そうなると一体今度はどうなるかということは、まずもう火を見るよりも明らかであると。いわゆるその明らかというのは、起債制限の措置がとられるであろう、というふうに考えてもよろしいんじゃないかと思います。非常に来年度は厳しいということが言われるのではないかと思うんです。

このいわゆる起債制限の措置がとられたというようなことを想定しまして、その財源は一体どこに求めるかというようなことも、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大変、給与のことについて、財政の受ける影響ということを御心配をしていただいております。

私どもといたしましては、御指摘の起債制限の、何といいますか、制限を回避する、そういう措置こそ最も重点的にとらなければならない当面の対応だというふうに考えております。

先ほど、助役が具体的な内容を提示して交渉を持っているというのは、そういう意味合いを持つものでございます。ただ、内容ということについて、なるべく率直に申し上げたい気持ちもございますけれど、事柄ということもございますので、多少申し兼ねるということもあることを、御理解をお願いをしたいと思っております。

しかし、しっかりした措置をとっているということは、申し上げたいと存じます。（「あと

一つ、組合との対応というのをどういうふうに見ているか、ちょっとお願いしたいんです。これは助役に聞きたいんです」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　組合とどういう対応を図っているか、こういうことでございます。

先ほど企画財政部長の方から、５８年度の市民会館の起債につきまして、報告がございました。ことしの場合の保留額というのがやはり報告されまして、１０億６００万円というのが、現在のところ保留額になっておるわけでございます。都下の中で８市が、やはり保留になっておるわけでございますけれども、一番多いところは２０億保留と。あるいは日野と同じように１０億、１２億だとかというふうな市もございます。いずれも非常に厳しい対応を迫られておるわけでございます。

昨年も２億６５０万円、こういう中で、多少の制限を食ったわけでございます。ことしの場合には、これを回避するというふうなことで、組合と現在のところ交渉を持っておるわけでございますけれども、ラスが高いからというふうなことで、それを解消していくということについては、議員各位には、通し号俸だけが、というふうなお考え方が強いようでございますけれども、いろんなものが根元になっておるわけでございます。それを取り除くということは一朝にはできないわけでございますので、それを待っておったのでは、起債制限ということについての解除の回答にはなりません。やはりさっき市長が申し上げましたように、即効的な形で保留を解除していくという形の中で、いろいろ交渉を進めておるわけでございます。

非常に組合それ自体、組合員それ自体ということは大変なことでございます。５７年から凍結を食い、昨年は2.０３、ことしは6.４４の勧告の半分というふうな状況でございます。非常に行革全体、行革の推進方策を読んでみますと、退職金はもちろん、いろんな手当全般に及んでいるわけでございます。定数にも及んでいるわけでございます。これをやはりやっていくというのが、組合との交渉の中でございます。信頼関係を、なお一層、地方公務員としての自覚の上に築き上げなきゃならぬと。地方公務員という誇りある、要するに信頼関係なり、自覚なりというものを失ったときに、いろんな抵抗的なものに走るわけでございます。現状の中ではやはり苦しい時代を切り抜けるということについては、そういう自覚がどうしても必要だということで、その自覚を中心に、信頼関係というものの上に立って、市民奉仕に徹していくと

いうことが基本だということで、交渉しておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　それから、これは第９番目の農地転用の許可ということなんですけれども、５年間の総数、こういうのからいきますと、やはり都に申達する件数は、３条で６件、５条で５年間に都に申達したのは１件だということなんですね。それで間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、やはりこのようなことは本当に件数はないわけなんです。やはり制度があるからこのようになるということは、よくわかります。しかし、これからのいわゆる農業というのを見てみますると、いかにして農業振興というのを図っていくか。また、都市計画の上からも、都市と空間というのは非常に強く求められ、また都市近郊農地というのは、都民に生鮮食糧品を供給する重大な供給元の源になっているわけです、生産地ですから。

そういうことを考えながら、これからやはり単に農地転用のみに農業委員やなにかは走らずに、これは転用も大切だと思うんです。しかし、日野市の場合は、ほとんどが都市計画内の農地なんです。そうしますと、市街化区域内の農地というのは、市街化の促進を図らなければならないというふうになっているんじゃないかと思うんです。

そうしますと、その反面、調整区域内── 市街化調整区域ということは、１０年間── 結局市街化区域ということになれば、市街化の促進を図らなければならないということになれば、反対に調整区域というのは１０年間でまた見直されるというふうになると思うんです。そうなると、やはりただいま申しましたように、農業振興ということに非常に大きなウエートを置かなければならない。

または日野市におきましては、都市計画をこれからも強力に推進するといっておることは、市長も申されたとおりです。そういうのをかんがみて、これから農業振興というのをどのような形で図っていかなければならないかということも、ここいらあたりで、日野市において考える必要があるんじゃないかと思うんです。

どうしてかと申しますと、日野市だってファナックも、いわゆる日野市に残る部門というのは、営業と、技術開発部門ということになり、人員は約２分の１に削減されてしまうわけなんです。農家にとりましても、やはりこれからの農業をどのような形で後継者に引き継ぐかということは、非常に大きな課題ではないかと考えているわけです。

そのような観点に立って考えますと、やはり区画整理を行うような場合には、将来ということを考えて、農住というようなことも考えていかなけりゃならないかと思うんですけれども、それらの点について、農住政策等をお持ちであるかどうか、ちょっとお考えがありましたら、お伺いしたいと思うんです。それは９点目です。

１０点目に、１１、１２については、先ほど市長も答弁され、また助役も２１世紀のことについてちょっと触れられたから、よろしいです。

ひとつ９番の農地の、事務局長に対して、そのお考えがありましたら、お伺いをちょっとしたいんですけれど。

○議長（高橋通夫君）　　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（花形一彦君）　　本日、先ほど申し上げましたように会長の代理出席でございますので。

現在の状況を申し上げますと、日野市におきましては、だんだん都市化が進んでいるわけでございまして、そういった都市の中の、東京の農業を守ろうということでは、現在兼業農家３８軒、そして農家戸数６７０数戸あるわけでございます。農業者は、あくまでも農業耕作をこれからも続けていこうという意欲のある方ばかりでございます。

先だって新聞等で報道されましたように、東京都におきましても、後継者育成のための育成財団が３月３１日に設立され、その新たな事業の中で、新規就業者の激励ということで、市長から、今後も日野市の農業を守るようにという激励をされたところでございます。そういう中で、市の施策といたしましても、長期営農農地の継続ということは、農地の９３％がそれを約束されているわけでございます。

したがいまして、これから都市農業に強い施設園芸等を含めました、非常に都心に近いということでは、東京都の野菜生産は、他の都道府県１県分に当たるほどの生産も現在あるわけでございますので、そういう中で、農地のある町ということで、いろいろ農業委員さん方も非常に建議という形で、市にもそれができるように要望している実情でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　以上で大体質問を終わるわけですけれども、（「休憩」と呼ぶ者あり）まだオリエントのやつが残っていますけれども……。

（「１じゃないの、これ。１０の１が終わったんじゃないの」と呼ぶ者あり）

実は、ただいま私が質問いたしました件については、どうして質問したかと申しますと、いわゆる先ほど申しましたように、行政改革というのは、これはどうしても行わなければならない大きな課題であります。また、中央省庁が行政改革を行うについて、握りしめていた一部の権限というのは、やはりこれは地方に委譲した方がよろしいんじゃないかというようなことで、また、特別立法も検討し、この支持を自治省に、中曽根総理も来ているわけです。

この流れというのは、どうしてもこれは変えることはできない一つの流れだと、私は考えております。現在最も自治体が、職員が時間をかけているというのは、先ほど申してわかったと思いますけれども、これは答弁された中においても、国庫の補助金の書類づくり、または陳情、国からのまた依頼された書類等もつくらなければならないという都道府県、または市町村においても、非常に時間を要しているということは、ある程度わかるわけです。こうしたわかり切った改善をしなければ、これはいけないわけなんです。

そうしますと、どうしても中央省庁が持っているもの、持っているものというのは権限なんです、一つは。その権限を手放さなければならないということなんです。しかし、また中央省庁の役人としても、やはり手放せば仕事が減る、仕事が減れば、人が削減される。いわゆる人減らしというのは── 仕事減らしが人減らしだというように考えても、私は間違いではないと思うんです。

そういうふうな面におきましても、日野市もこれから電算等の導入、これは電算化の年度別計画概要というのも、もうすでにできているわけです。これらを見ますると、昭和５８年、５９年という計画が、よく検討され、もうすでに発表されているわけです。

そこで、やはり昨日でしたか、森田市政には一貫性がないというようなことを言われておりましたけれども、この計画、いわゆるコンピューター利用に関する基本計画、こういうものはことしの３月に出されているわけです。そうしますると、どうしてもこの計画にのっとって、実際にこれが実現するように努力してもらわなきゃ困るわけです。

しかし、事務局へ行ってちょっと伺ってみますると、まだシステム設計を行い、プログラム仕様書に基づいてのプログラムを作成するとか、または住民票を電算入力するためのマイクロ撮影を行い、照合、確認を要する電算入力後の移動処理等を行うとか、または多摩平支所、七生支所、庁内に設置したコンピューターとの間の専用回路、または庁内に即時に処理ができる

コンピューターの導入もまだしていないというようなことなんです。こういうようなことは、必ず私は計画にのっとってやっていただいて、やはり非難の出ないように、また摩擦の起きないような形でやっていってもらいたい、こういうふうに私は念願するわけです。こうしたわかり切ったことが改善できないというようなことでは、本当に心もとない、心寂しい感じを受けるわけでございます。

そうしまして、このような中央においても改革をしているわけですから、先ほど申しましたように、地方自治体は給与とか退職金の適正化をみずからの責任でやることが、最も私は大事じゃないかと思うんです。また、きちんとやることがまた市長の大きな、最大の責務でもあり、先ほど市長が申されました市民要望にこたえるという意味においても、これはなさなければならない絶対責任だということをここで申し上げ、質問を終わるわけです。

次に、２のオリエントの（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　今、私は、谷議員が一般質問云々ということじゃございません。

ただ、ここに、通知である一般質問の中に、諏訪精工ですか、これもこれからおやりになるということ、さっき議長はこれを一括で読み上げていますんでしたか。

○議長（高橋通夫君）　　いや、これ１、２がついていないんです。

○１５番（飯山　茂君）　　だからついてなかったら、なぜミスプリだと言わないんですか。

○議長（高橋通夫君）　　一括ということで読んでいるわけです。

○１５番（飯山　茂君）　　一括なら終わりじゃないですか。（「だから谷さん、続けてやるんだよ」と呼ぶ者あり）

○５番（谷　長一君）　　じゃ、その１を終わります。

ではその２で、諏訪精工の建設と、その周辺の整備について、お伺いいたします。

諏訪精工建設ということは、オリエントは非常に不況に見舞われまして、一部を諏訪精工に譲渡したというようなことから始まるわけです。その譲渡につきましては、いろいろな問題がありましたけれども、もう時間も時間でありますので、簡単に質問をいたします。

諏訪精工建設と同時に、やはりオリエント時計の中には、赤道、または水路敷等があるわけ

です。これらは小俣議員が前に質問されたときに、この整理を行うというようなことになっているわけです。

そうしますと、その周辺の道路の都市基盤の整備ということで、道路排水の改良計画等は、その後どうなっているのかということと、あと一つは、工場認可に当たって、市はどう対応しているのかということを、第１点としてお伺いいたします。

それから第２点は、いわゆるその中に公道、または水路敷等がある関係上、境界査定というのを行わなければ、測量ができないんです。または境界査定が成立しなければ、中の測量もできないということなんです。

そういうことで、近隣の土地を持っている方が、善意に協力したわけです。これはオリエント、市役所、私も行きました。それで自治会等に行きまして、どうしても防災的見地から、やはりこの周囲に道路をつくってもらうということが一番いいんじゃないかと。それには、やはり道路査定にも協力してもらわなければならないんではないか、ということで行きまして、周囲の所有権者が善意を持って協力してくださったわけです。

しかし、一向にして整備がはかどっていないわけなんです。やはり政治不信というのは、そういうとこから起こるんじゃないかと思うんです。やはり所有権者の善意にこたえるということが、私は行政というのは大切じゃないかというような観点に立って、２番目の質問をするわけです。

それから３番目は、諏訪精工ができるわけなんですけれども、諏訪精工の建造物の面積とか、または従業員数はどのくらいなのか。または、何が、どのようなものが生産されるのかということです。

それとあと一つは、やはりこれは大事なことですから、お伺いいたしますけれども、これは年間に換算して、固定資産税とか法人税等がどのくらい入るか、わかりましたらお答えをしていただきたい。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、ただいま御質問がございました第１点目と第２点目につきまして、私の方からお答え申し上げます。

まず、第１点目の関係でございますけれども、第２点目の関係もあわせて、関連がございますので、お答え申し上げます。

昨年の、たしか９月議会でも御心配をいただき、谷議員さんからはこの件につきましては一般質問がございまして、私どもの方も数年来の懸案でございますので、鋭意取り組んでおります。会社側も非常に、工場長を初め誠意を持ってこれに当たっているというのが現状でございまして、ようやく先ほどの御質問の中にもございました周辺の境界の確定の問題につきましても、全部終わっております。境界の確定も終わりまして、財産処分につきましては、敷地内にございます赤道と、それからかつての水路、これの財産処理につきましては、大蔵省の土地でございますので、大蔵省の関東財務局、あるいは水路の関係につきましては、東京都の南多摩建設事務所、これらとも協議を進めてまいりまして、そのつけかえにつきましては、道路と水路を周辺に整備をしていくということで、基本的には決定をいたしております。

特に道路の関係につきましては、オリエント時計の敷地の一部をつけかえの用地に充てるということで、東側に４メーターの道路を設置するということになっております。この敷地内の関係の提供用地の関係につきましては、一部まだ工場の建物がそこに介在をいたしておりますので、この移転計画が出ておりまして、これを早めるように、私どもの方もオリエントに要求をいたしております。

そういう一連の財産処理をした上で、このつけかえの整備、周辺の整備をしていくということにいたしたいと思っておりますので、取り組んでおることでございます。

それからもう１点は、さらに東側の周辺は、赤道の整備と水路の整備ですけれども、これは東側の保育園の方に通ずる６尺の道路がございます。それに沿った６尺の水路もございますけれど、これらの整備につきましても、あわせて来年度考えていきたいということで、本年度すでに測量の関係につきましては、手をつけてございます。

以上のような関係で、懸案でございますので、なるべく早く作業を進めたいということで取り組んでおるのが現状でございます。

それから、諏訪精工の建設に伴います排水関係につきましては、私どもの方で要望を出してございます。整備ができる間は、諏訪精工の排水につきましてはオリエントの敷地内を通りまして、南側の用水路に排水するというような意見を出しております。しかし、これは暫定的な考え方でございまして、将来整備された東側の水路には、正式にこれを接続させるというふうなことで、私どもの所管としては、排水の問題につきましてはそういう処置をお願いしてござ

います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　御質問の諏訪精工舎は、本社を長野県諏訪市に置きます会社でございます。

建設の予定地は、日野市日野３９０－４でございます。オリエント時計の敷地内であります。敷地面積7,4２２平米であります。建築面積2,9６５平米であります。鉄筋コンクリートづくりで、４階建ての規模でございまして、床面積は作業場その他に使われまして、合計が１万1,0２４平米でございます。

従業員数は４００名を予定しているようでございまして、生産品目はＩＣのチップを樹脂で加工いたしまして、ＩＣの製品を製造する、こういうことになっております。このＩＣの製品は、ＯＡ、ワープロ、時計、計算機、カメラ、車などに使われます。エレクトロニクスの製品でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　　大変難しい御質問でございますけれども、まず、市税がどのくらい入るかということでございますけれども、これから建設する工場でございますので、手持ちの資料ではちょっと推定できないものがございます。

したがいまして、大変申しわけありませんけれども、お答えできませんので、御了承いただきたいと思います。

ただ、規模といたしましては、大変大きいようでございます。建築面積、床面積、それから従業員の数、ございます。

それと、製品のＩＣ関係でございますので、今後伸びる業種でございます。したがいまして、かなりの税収は見込めるんじゃないか、期待できるんじゃないかとは考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　それでは、簡単ですけれども、ちょっと言わせてもらいます。

実は、この前オリエント時計へ行きましたら、整備計画というのはオリエントでできたというので、オリエントから書類をもらったんです。それを見ますると、昭和６０年５月末というのが実施期間で、第１期のようになっているんです。これは北側です。それで東側は、６１年の３月末ということになっているわけです。

または、６１年の１２月と、２つになっていますけれども、やはりこの期間を少しでも早くなるようにやっていただきたい、交渉していただきたい、ということを念願いたしまして、終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１０の１、行革と日野市の未来、諏訪精工建設とその周辺の整備についてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時５０分休憩

午後２時２３分再開

○副議長（米沢照男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、午後から副議長が議長を務めます。よろしく御協力お願いいたします。

一般質問１１の１、市民に夢のある公園について問うについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（小俣昭光君）　　１１の１、市民に夢のある公園について問うを質問させていただきます。

皆さんも御存じと思いますが、なぜ人々にとって公園が必要なのか。都市には余分の土地など残されてはいないし、ほかにも土地が必要となるものは山ほどあるというのに、なぜ公園のような非経済的なものに貴重な土地を奪われなければならないのだろうと、思う方もいるかもしれません。

ところが、多くの人たちが広々とした高原や山にあこがれる感情を抱いていますのは、私たちの祖先が昔住んでいた原始人への郷愁を身に受け継いでいるかもしれないと言われています。

私たちが日ごろ樹木や盆栽、家庭菜園に熱を上げたり、夏には奥多摩の山や川遊び、キャン

ンプや川原でのバーベキューに舌鼓をしたり、楽しんだりするのは、恐らく私たちの祖先が過去に営んだ農耕生活が、無意識のうちによみがえってくるからと言われています。

庭はほとんどないミニ開発の住宅やマンション、団地に住む人たちが増加している現在、人は本能的に緑を求めて、もっと広々としたところに行きたがるものであります。こうした感情は非常に根が深く、時には思いがけない結果をもたらしますと言われております。

たとえば、ドイツのナチスがレニングラードの包囲攻撃のときのことであります。住民は燃料のかわりに家具を燃やし、時には扉さえも外して燃やしたと言われています。それでも市内の樹木を切り倒して燃料にしようとしなかったのであります。このように人間は緑を愛し、大切にしてきたのであります。

これから先、人間がどんな生活をしていくなどということを考えた場合、今でもミニ開発の住宅や団地に住む人たちに庭がなく、ゆっくりくつろぐこともできないところが、ますます多くなってきています。

幸い日野市では、緑のマスタープランや緑化基金など、緑を守る施策を取り組んでいます。が、これからも公園や広場のために市内の土地を確保しておくことが必要であります。都市計画においては、子供たちのための広場より、車のために広い場所と、より多くの金を費すことのないように進めなければならないのであります。

あるイギリスの都市学者は、人間はある種の動物が過密状態であらわす攻撃性の特徴を示し始めていると言っております。そのことは、自動車の運転手に当てはまると述べています。

日本でも最近、２・３年前ですが、交通渋滞している道路で、運転手がクラクションを鳴らしたら、前の車の運転手とけんかになり、刃物で刺し殺された事件も発生してきております。

また、このようなことも言われております。―― 人間はヤマアラシのようなもので、１カ所に固まり過ぎるとちくりちくりと互いに刺し合って苦痛を与える。かといって１人になってしまうと、ひどく不幸な思いをすると言っています。

だから私たちは憩いの場所や、田園的な環境を都市居住者の家屋のそば近くに設けることが必要であります。都市生活の台風の目というべき公園は、現代生活の緊張の中で、安全弁の役目を果たしてくれる。人間という動物が狭い場所に閉じ込められていると感じるとき、公園は一時的にせよ生活領域を広げてくれるのであります。私たちは公園で正気を取り戻し、生き返るのであります。

穴蔵のような部屋から抜け出した人間は、そこで散歩を楽しみ、座ったり寝転んだりすることができ、公園は、限られた空間の中で生活している人々の自由を拡大してくれるところであります。

また、都市の緑地は休息の場でもあります。実用的な効果もあります。騒音や、熱、排気ガス、それに悪臭のフィルターとしての機能を果たしています。樹林は音を吸収し、約５メートルごとに騒音レベルは１デシベル下がると言われております。また、夏には都市のビル街は熱を蓄えたり、照り返したりしますが、緑は都市の温度を下げるのにも役立っています。

このように、緑や公園は、人間にとって重要な役目を果たしていながら、財政上の優先順位は、公園が一番後回しにされている自治体は少なくありません。何かあれば、一番最初に予算の削減に遭います。公園が住宅や教育と同等の重要性を持っているなどと言う人は、少なくありません。（「え、どう言ってるんだい」と呼ぶ者あり）だから、公園は都市生活の中で、ますます欠くことのできないものになっています。

それでは、どのような公園が市民から親しまれるのか。公園の利用者は６つの主なグループに分けられています。１つとしては、母親と幼児は、砂場や遊び道具があり、簡単に行ける公園も望んでいます。

２つ目としては、４歳から１２歳児は動物や鳥が好きで、おもしろい遊び場、活発なボール遊びができるような、広い場所を望んでいます。

３番目としては、１０代の子供たちは、水泳やその他のスポーツや催し物を楽しみ、はね回る場所を望んでおります。

４番目としては、青年はデートをしたり、子供たちを連れていったり、散歩やピクニックを楽しみ、草の上に寝そべったりできる場所を望んでいます。

５番目としては、中年層、特に昼休みに職場の近くで散歩をしたり、腰をおろして話をしたりできる公園を望んでおります。

高齢者層には、最初の１番で言われたグループと同じく、近くにあってすぐに利用でき、そこに腰をおろして話しながら、若い人や子供たちのしていることを眺めていられるような公園を望んでいます。これからつくられる万願寺、豊田南区画整理などの公園には、これらの特徴を生かしての公園づくりをしていただきたいと思います。

今、私たちが子供たちにしてやれることは、さきにも述べた６つのグループを取り入れた公

園が、子供たちだけでなく、市民の親しみのある公園となることと思います。

そこで、具体的に３つの質問をいたします。

１つとして、フィールドアスレチックとか冒険公園をつくる計画はないのか、お聞かせいただきたいと思います。

２つ目としては、これもほかの人も言われておりますが、浅川利用計画の親水公園の実現についてのお答えをお願いいたします。

３番目としては、市民プールがありますが、ほかの場所での流れるプールなどを取り入れた市民プールの計画はどうか、お聞かせいただきたいと思います。

まず、この３点をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問にございました３点のうち１点、２点につきまして私の方からお答え申し上げます。

まず、第１点の市民に夢のある公園ということで、特にフィールドアスレチックを取り入れた公園の将来計画でございますけれども、御質問の中にもございましたように、これから市が町づくりの一環として取り組んでいきます公園設置の計画は、御存じのように幾つかございます。万願寺の区画整理事業の中での取り入れだとか、あるいはまた豊田の南土地区画整理事業の中での取り入れ、そしてまた近くでは仲田、あるいは北川原公園、こういう計画があるわけでございます。

そういう中で、やはり１つの試みとして、フィールドアスレチックを取り入れた公園の造形というものも当然考えられるわけでございます。そういう面で、私どもの方も公園を管理している立場ではございますけれども、広い意味で庁内の関係部局と十分協議を進めながら、これらの実現には努力してみたいと思っています。

現在、日野市にあります公園は、風致公園、あるいは近隣公園、そして児童公園が主体でございまして、大ざっぱに申し上げて、市内の小学校、学校の面積── 校地の面積ぐらいに匹敵をいたす面積は有しているわけでございまして、およそ３２万平米ぐらいになるわけです。しかし、本格的な公園というのは、風致公園が４つあるわけでございます。

そういう中で、自然を取り入れて、そしてまた子供たちにも夢のある、そしてまた多少危険は伴いますけれども、冒険のできるフィールドアスレチックのそういう施設、これができたら

大変いいだろうというふうに私も思っておりますので、今後、取り組んでみたいというふうには考えております。

それから、２点目の親水公園でございますけれども、これにつきましては、浅川利用計画の中で再三御質問もございます。大ざっぱに申し上げまして、５８年の３月に策定をいたしました浅川利用基本計画の中で、そのプランが織り込まれているわけですけれども、親水計画ゾーンといたしましては、３つあります。水と親しむ公園、それから親水スポット、あるいはリバーサイドプロムナード、こういうものが一応計画の中に織り込まれてございます。

水と親しむ公園といたしましては、平山橋の下にございます。最も水に親しむ場所としては、情緒があるんではないかというふうに思われます、いわゆる大名淵と呼ばれる段丘がございまして、この周辺を主体にいたしました、いわゆる水と親しむ公園。

それから、駒形公園を中心といたします清流公園、これら駒形公園自体を緑と清流のある公園に再整備をしたいというものでございまして、そのために用水の園内還流を図り、そしてわき水を公園内に引き込むというような考え方も持っておるわけでございます。

そして、さらには、この地域を両岸で結ぶというような、公園橋というふうな、いわゆる橋の計画も一応のプランの中にはございます。

それから、さらには日野の田園公園、豊田の地区でございますけれども、これの一番橋北側の豊田地区は、古くから優良な農地として耕地整理もなされ、水田経営が活発に行われてきたわけでございますけれども、徐々に宅地化をするような傾向、あるいは現実的に宅地化しておるわけでございますけれども、その中に豊田地区公園の計画もございます。そういう公園の整備も、この浅川利用計画の中で位置づけております。

それから、親水スポットですけれども、これは浅川の両岸につくっていこうということで、可能な限り釣り場などを主体としたそういう場所を、人工的に、できる限り泳がしていこうというようなものでございまして、浅川の延長が日野市域で７キロでございますので、それを一応等分いたしまして、８００ないし９００メーターに１カ所つくろうというような計画のものでございます。

それから、リバーサイドプロムナードにつきましては、これは堤防敷を利用しまして、午前中も申し上げましたように、プロムナードとして位置づけをしていきたいというような案です。

以上のような親水公園等の計画がありますけれども、実現に当たりましては、管理者であり

ます建設省と協議して、計画を生かせるように取り組んでいくというようなことで、考えておるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

2点目の、流れるプールの建設の計画はないかということでございますけれども、プールの関係につきまして、現在考えておりますのは、現在、掘之内にございますところの市民プールでございます。

これは、堤防の築造によりまして、改築をしなきゃいけないということでございます。堤防の改築計画が若干おくれておりますけれども、いずれ近い歳月の中では、工事をしなきゃならないというふうに考えております。要するに、つくりかえるということが第1点目でございます。

それから、次は、市民のニーズ等から考えますと、やはり1年じゅう使えるプールが必要ではないかと。かなり他市でも設計が進んでいるようでございます。

そういうことからしますと、掘之内の市民プールの改築に続くものは、温水プールではないかなというふうに、今、考えているわけでございます。まだ、タイムスケジュールについてはのりませんけれども、土地の問題、それから当然温水プールということになりますと、総合体育館というものまで発展するわけでございます。それらをこれから精力的に詰めていきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○3番（小俣昭光君）　再質問をさせていただきます。

私の子供のころは、公園などはなかったが、自然そのものが大きな公園でした。春には田んぼで花をとったり、川では魚釣りをして、また、夏はやはり川で水遊びをして、私も育ってきました。秋は山でクリ拾いや、アケビの実などとり、冬は山陰の道でソリ滑りや、シノ竹で鉄砲や弓矢をつくって遊んでいました。学校のグラウンドも、大事な遊び場でもありました。

今、子供たちにこのような遊びをさせる場所は、残念ながらありません。アスレチックとか、冒険公園を取り入れるなど、公園が、どうしても必要になるわけであります。先ほどの建設部長の答えで、アスレチックなどの構想を考えていると言われておりますので、ぜひ早期に実現をするために、頑張っていただきたいと思います。

親水公園については、本来日野市は、多くの議員の人たちも言われていますように、浅川が市内を流れている、この水をきれいにすることによって、そのまま子供たちが遊べる場所になるわけであります。

そういう点で、浅川の上流は八王子市だけでありますので、多摩川だとか違いまして、幾つかの市をまたがっていないので、ぜひ八王子市と一緒になって、浅川の清流を取り戻す、たとえば清流対策委員会などをつくって検討をする、そういうことはできないのか、検討していただければと思います。

それと、流れるプールの問題ですが、企画財政部長は、次には温水プールと言われております。温水プールも結構だと思います。でも、あすこの掘之内の市民プールは、余りにも小さくなります。特に2、3年先には浅川の護岸工事が行われ、縮小すると言われておりますので、ぜひそのときにはあすこは残しながら、ほかに大きな、市民が憩いの場所としてできるようなプールの建設も考えていただきたい。

そして、私は、駒形公園に、先ほど水を入れて水流公園ということも言われておりましたが、ここで、夏には子供たちがキャンプができるとか、あるいはバーベキュー大会ができるとか、そういう場所にこの駒形公園をしていただければ、いいんじゃないかと思います。

そういう中で、プールに使ったり、あるいはキャンプの場所として、1つのそういう公園として、夢を持たせるような公園が必要だと思いますので、再度この問題についてもお答えいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず1点目の、浅川の清流を保つために、上流の八王子市域との関係が当然ございますので、行政的に八王子との協議組織を設置したらどうかというお考えでございますけれども、これは確かにお説ごもっともだろうと思います。上流からの汚水は、当然下流で被害を受けるわけでございますから、そういう面では、やはり行政の関係で連携を保っていくという必要がございますので、私どもの方だけでこれに対応できるかどうかは別といたしまして、趣旨に沿うような申し入れ、そしてまた、進め方もしてみたいというふうに思います。

それから、あともう1点の、駒形公園の将来計画の中での、いわゆる親水公園としての整備の中に、キャンプ場の設置などを考えたらどうかという御指摘でございますけれども、教育委

員会の方としては、毎年平山台の京王の施設の一部といいますか、都立の公園がございますね、あすこでなにかキャンプを毎年やっているような実績もあるようでございますけれども、駒形公園そのものが、やはり清流が流れ、そして森林ができ、流れるプールがあるというような条件的な整備ができれば、やはり１つの夏場のキャンプ場としての格好な場所になるということは考えられますので、将来計画の中で考えていきたいとは思います。

市民プールも、御存じのように、堤防敷の改築というふうな関係の中で、多少模様がえをするという計画もあるようでございますから、そういう中で、一体的にあの地域が考えられるかどうか、検討をしてみたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　市長に一言、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自然環境が人間性を育てる上に重要なことは、もう申すまでもありません。その意味を持って、緑と、それから清流の中心とする行政をやろうということが、大きな願目になっているわけであります。

また、幸いに日野市内には、まだ工夫すれば、今言われるような、特に青少年の健全育成を図る、そういう環境条件は十分残っておると思っております。

ただ、ちょっとまだアイデア不足といいますか、もっと市民運動が形成されて、そうして市民自身がそういう健全育成の道に、地域地域で活躍をしていただく、こういうきっかけをつくろうというのが、特に青少年問題の立場であります。

御指摘の分野は、行政として、あるいは都市整備、あるいは建設事業として、それぞれ取り組んでいるところでありますが、残されておる状況をもっと工夫をして活用する、こういう視点が、ちょっとまだ市民運動に弱いんではなかろうか、こういう感じがいたします。何らかのきっかけをつくりまして、そうして川原を利用する、あるいは水辺を利用する、そういうことに一層市民意識を高めていく、そういう最初のきっかけをつくるということが、また行政の仕事だと。こういうふうに言えると思っております。

この議会は、特に緑の問題、あるいは浅川計画、あるいは親水、いわゆる水に親しむということを中心とする、いろいろな論議を多くしていただいていることが特徴ではないかと思っております。来年度予算編成等には、そういう分野を十分活用し、発揮して、１歩１歩と前進を

していく、そういう時期にこそ、ぶつかっているわけだと思っております。

おっしゃる意味はよくわかりますので、また具体的なお知恵も、ひとつ広くおかりしたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　どうもありがとうございました。

これで、１１の１市民に夢のある公園についての質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１１の１、市民に夢のある公園について問うに関する質問を終わります。

１１の２、都道１５９号線、豊田・高幡線の整備について問うについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○３番（小俣昭光君）　１１の２、都道１５９号線、豊田・高幡線の整備について問うを質問させていただきます。

この場所は、平山橋から中央図書館前を通り、日本特殊農薬の南、豊田駅入り口から第２小学校前を通り、高幡橋までの通りであります。高幡橋から南多摩、日野工区事務所の手前のところまでは、歩道の工事がここで始まってきました。

この道は、全体として狭隘な道路であります。この通りは、以前はバス通りにもなっていましたが、余りにも狭隘なため、バスも運休となってしまいました。バス路線の復活を目指す上からも、都道の拡幅をできるだけ、できるところからでも、要望いたします。この都道の大部分は、第二小学校の通学路ともなっていますので、よろしくお願いいたします。

東豊田一丁目の掘之内ガソリンスタンドからくるみ団地までの部分、ここは車の速度が３０キロですが、わりと見通せるので、スピードを出す車が多いようです。通学路になっていますので、ここの部分の拡幅を強く要望いたします。

２番目として、豊田駅入り口の信号から、豊田三丁目のＴ字路の、図書館の前の通りになりますが、そこの歩道整備を要望いたします。この場所は、豊田南区画整理の中での場所でありますが、ここも通学路となっておりますので、ここについては歩道の設置、可能だと思いますので、この歩道の設置も要望していきたいと思います。

この２点について、まずお答えをいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方からお答え申し上げますけれども、御存じのように、御質問のございました道路は都道でございまして、都道という位置づけの中で、東京都が管理をいたしておりますけれども、やはり市域としては、基幹道路として位置づけられているものでございます。

かつて御質問の中にもございましたように、高幡駅から豊田の駅の南口まで、路線バスの運行はございました。そういう経緯の中で、過去におきまして、東京都が拡幅のために用地買収の交渉をいたした経過もあるようでございますけれども、なかなか関係地主さんの承諾が得られず、現在のままになっているというような状況でございます。通学路という問題もございますし、私どもの方の市域の生活道路という関係も踏まえますと、今後やはり強力に拡幅整備という点については、東京都の方に要望していかなきゃならないというように思っております。

２６市の議会で組織しております、三多摩上下水及び道路建設促進協議会でも、毎年関係の官庁等に、それぞれ各市域の抱えている道路問題などにつきまして、要望を出しておるようでございます。

先日も建設委員長さんの方からのお話もございまして、この辺の、１５９号線の指摘もございます。要望を出すというふうな御意思もあるようでございます。いろいろ関係の機関等とも合わせまして、私どもの方も拡幅整備という点につきましては、努力をしていきたいというふうに思っています。

歩道の設置等につきましては、いわゆる準歩道という形で、ガードレールの設置というふうな方法もあるわけでございますから、そういう点を踏まえながら、実現が一日も早くできるような形を、東京都の方に要望をしたいというふうにお答え申し上げておきたいと思います。

これも御質問の中にございましたように、一部地域につきましては、豊田南地区の区画整理事業の関係が予定されておりますので、これらの事業の中で、当然道路整備という問題も出てくるわけでございますから、それらの関係などもあろうかと思いますれども、特にやはり必要なところにつきましては、ガードレールの設置等によりまして、安全の確保ができるような、そういう対策を東京都の方に要望をしたいというふうに思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　全体で、この通り、先ほど言いましたように、高幡橋から南多摩日野工区事務所までは拡幅されてきている。

特に、先ほどのガソリンスタンドから先のくるみ団地入り口までのところ、ここが見通しはできるんですけれど、非常に狭い道路となっております。通学路で、私もここをわりと通る場所なんですが、通学路で、子供たちが田んぼに落ちるのではないかというくらいに、端に寄って歩いているのが、よく見られます。そういう点では、民家が立て込んでいるところではありませんので、ぜひ東京都の方に要望を強くしていただきたいと思います。

また、スーパーもありますので、そういう点では買い物客も夕方などはありますので、ぜひその辺については強く要望していただきたいと思います。

それと、豊田駅の西側ですが、そちらの方も。ここは、ガードレールも何もない場所であります。小学生たちが横に並んで歩いているというのは、よく見かけますので、そういう点ではガードレールを設置して、子供たちが安心して通学できるようにしていただきたい、ということを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１１の２、都道１５９号線、豊田・高幡線の整備について問うに関する質問を終わります。

１２の１、高齢化社会を迎えて、日野市内（地区）に中間施設（仮称）を兼ねた特別養護老人ホーム施設の設立についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（高橋徳次君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、高齢化社会を迎えて日野市内（地域内）に中間施策（仮称）を兼ねた特別養護老人ホーム施設の設置についてということで、一般質問をさせていただきます。

再々申し上げますとおり、私は以前、９年ほど民生委員をやっていました。その中からの経験を踏まえて、どうしてもこれだけは現在も頭に引っかかっている問題、ということで質問させていただきます。

最近、国庫財政の緊縮の時代を迎え、行政の合理化のもとに福祉をめぐる経費の負担も、国では福祉面では１０％のカットが打ち出され、「真の福祉とは」が厳しく論じ始められてまいりました。

それは地方自治体への補助金カットへの影響にもつながるであろう中で、高齢化社会への進展は、揺るがない大きな問題をはらんでいると思います。その対応は、地方行政の大きな課題として比重を増し、各方面からも強く否定され、また、深い関心を示されています。

都市化の進行に伴って核家族が進み、近隣関係の崩壊によって生ずる福祉の需要との間に、大きなギャップが生じてきています。いわゆる福祉の企業化、福祉の産業化に対する行政への対応が望まれてきています。

低成長時代を契機として、国家の老人対策も、社会福祉サービスが施設収容中心型から、在宅福祉、受益者への負担の動向がとみに強くなり、また地域コミュニティー中心型へと方向が転換されてまいりました。その方向で、老人全般への対策は種々打ち出され始めてまいりましたけれども、また、前の９月議会でも多くの議員の方々からも、老人福祉対策についての熱心な調査による質問、要望等が種々出され、市としても関心はあるが総合的に考え検討すると。現状では、老人方の希望に沿えるよう１つ１つ確実にやっていく努力をする、との答弁がございました。

そこで、その１つとして、中間的な施設を兼ねた特別養護老人ホームの建設と、それに関連したことを伺いたいと思います。今回は、この１点に絞って伺っていきたいと思います。

老人福祉に関する国及び都、または市独自の制度といろいろありますが、老人にとって１番心配なことは、臥床した場合です。それも、年寄りが寝た、臥床したということになりますと、長期にわたることが再々です。また、寝ないまでも痴呆性老人になってしまったときには、精神的にも肉体的にも、また経済的にも、本人はもちろん家族、その他の人に大変な迷惑をかける。これが老人の最大の悩みであり、また、最終的な問題であると思います。

そのための制度が、一般に健康老人の対応に比べ余りにもおくれていることに、焦燥の念を持っています。

今回、いや応なく臥床になった老人を抱え、精神的にも時間的にもゆとりのない自分たちの要望を、大きく声に出して訴えるそのいとまのない人たちを代弁するというつもりで、臥床老人問題を主眼にして、お伺いしたいと思います。

さきにも申し上げましたとおり、前の議会では多くの議員の方々から、一般老人の福祉問題として言及された、市内地域に養護、ないしは特別養護老人ホームを含む老人ホームの建設要望の声は大きいと、主張されております。まさにそのとおりであると思います。

しかし、養護、特別養護老人ホームは、今までのようにただ単に臥床老人をそこへ収容するのみでよろしいのかということが、１つ問題として出てきています。

こういった、今までの施設収容型、それだけで済まされるかどうか、その点を伺いたいと思

います。

また、現在注目されているのは、この近くにある立川のデイケアセンターですか、至誠ホームの中にあるデイケアセンターです。これは、地域で寝たきりの生活を送っている老人、またひとり暮らしとか虚弱な老人の方が利用して、毎日の生活に生きがいと明るい日々がおくれるような事業を種々行っていますが、この事業には、日社協の老人の意識調査で要望されている諸問題が、大分組み込まれています。

このデイケアセンターは、ほとんどの各市の老人ホームに併設されています。現在、デイケアセンターのある市は、立川、八王子、昭島、府中、調布、狛江、三鷹、保谷、田無、小金井、秋川、清瀬、葛飾、江戸川、江東等にあります。

日野市では、立川の至誠老人ホームに、昭和５２年１２月にデイケアセンターが設立されたので、国立、国分寺、武蔵村山、立川、日野と、この５市で委託しています。

ここでちょっと、皆さん御存じと思いますけれど、デイケアセンターの内容に触れてみたいと思います。

まず第１に、デイケアセンターの第１としては、ショート・ステイ・サービスです。これは、さきに申し上げた５市が至誠ホームの方へ委託しております。これは、老人を介護している家族が、病気や旅行等で介護ができない場合に、入所させて世話をしてもらう場所で、１カ月に１回、７日が限度です。家族の送迎を原則として必要とします。利用率は、５市の中で日野市が一番多く、昭和５２年から５８年の７カ年の５市の平均延べ人員は2,０６９人です。

ところが、これは５市の平均です。日野はどのくらいの方が利用しているかと申しますと、4,６３０人の方が利用されております。この利用率では、立川とほとんど同様です。あとの３市ですか国立が２３１人、国分寺が４３７人、武蔵村山が１２６人というふうな数字になっております。

次に、ここで行われているのは、入浴サービスです。これも前の５市が委託している事業でございますけれど、家庭で入浴が困難な方でも、特別な浴槽を使いまして、寝たまま入浴できるものです。これは家族の方の付き添いが必要ですけれど、送迎が困難な方は、センターの移送車で、寝たまま送迎するということになっております。これは、給食やおやつ等の配食もできることになっております。ちなみにその値段と申しますと、１回５００円ですか、生保の方は３００円です。

それで、これの利用率と申しますと、日野市では一番利用者が多く、５２年から５８年までに、日野では2,２７９人、立川では2,１６９人、国分寺が1,０２７人、国立が６９４人、武蔵村山が４４１人ということになっております。

また、ここで行われておりますのは、シルバーベッドサービスですか、これは対象が都民ということになっておりますけれど、家族の世話が一時的に難しい、ほかに世話をする人も場所もないという人が、１カ月ぐらいを限度として、老人ホームの方とともに生活するということで、これの費用は大体１日2,０００円程度ということになっております。

また、６番目としては、セミロングサービス。対象は、これは都民です。シルバーベッドサービスと同様で、期間が長くなり、１カ月、１年程度で家庭に帰ることを前提とした、老人ホーム入寮者で、自己負担は家族と本人の収入によって福祉事務所が決めるというような制度でございます。

また、その他の7番目として、同時に併設されているのは、ボランティアスクールです。これは、ボランティアをなさる方々の福祉講座ですとか、生活相談、無料職業相談。地域活動としては、地域の施設としてホームの行事へのいろいろな、バザーとか、納涼大会、もちつき大会等、地域の方々も招待して老人とともに楽しんでもらい、また、近隣各市からもボランティアの方々、毎日業務の仕事や行事に参加して、協力しているということでございます。

以上が、大体デイケアセンターの事業の内容となっています。

今までに、各種の老人ホーム、有料、軽費、養護、特養等に入所した老人へのサービスのみを今までは考えればよかったのですけれど、老齢化、高齢化が進むにつれて、社会のニーズはより複雑になって、また地域での在宅で生活のできる人たちが生きがいのある生活を、また、介護を受ける身になっても、依存するだけではなく、家族の心の通った安らぎのある世話を受けられ、家族も少しでも精神的、経済的に負担の軽くなるなど、地域の福祉システムに組み込まれて、地域サービスの中心、また老人ホームと地域を結ぶ接点としての役割りを持っています。

現在、多くの市でデイケアセンターが老人ホームの地域福祉システムに組み込まれていますが、地域福祉活動に大変貢献しているということを聞いております。

これが日野市独自でできないか。また、これを必要としないか、その点もお伺いします。

以上述べたデイケアセンターの事業は、地域にとっては大切なものであるけれども、残念ながらいずれも介護を要する臥床の老人たちにとっては、短期的なものであります。

日野市でも、さきに述べたように、健康な老人のための対策、また必要に応じて種々な制度がなされております。最近の社協の老人の意識調査でも、老人の一番の不安は、病気と、そしてぼけること、次に貧困であり、健康と経済は老人にとっては切っても切り離せない問題であると思います。身分の高低、経済的な貧困に関係なく、健康な老人もいつまた臥床老人にならないとは限らないし、またその可能性は非常に強いわけでございます。

また、在宅福祉の叫ばれる昨今、長期の看護が核家族化する中において、家庭の崩壊にもつながることは、たとえば経済力があっても親の面倒を見ない等の家庭が次第にふえていくというふうに感じられます。

また、臥床老人のための制度の１つに、臥床老人の福祉手当があります。もう皆さん御存じのとおり、６カ月以上臥床の老人には、月１万6,５００円が支給される。また、看護されている方には、臥床老人の見舞金として、３カ月以上看護している人には5,０００円── これは日野市の制度でございますけれど── などがございます。

しかし、年をとるごとに衰退ばかりして重い病気も併発しかねない老人に、家族も少しでも安くて条件のよい病院に入院させるというのは、人情でございます。日野市では、今のところ田中病院とか、南平の回心堂等がよく利用されているようですが、入院費用も種々含めて月に１０万前後もかかる場合がある、というふうに聞いております。家族の精神的、経済的な負担は、大変なものとなってまいります。

また、ついでに、公の指導のもとに施行されている、これは昭和３８年ですか、老人福祉法による３種類の各種老人ホームがございます。それは、軽費老人ホーム。これは低額の有料老人ホームで、自分で直接申し込むもので、都内居住者の方で体が丈夫な方、これは身体検査、健康診査がございます。また、それには保証人の２名が条件。費用は前年の税額の規定に従って納める、というような仕組みになっています。

また、次の養護老人ホーム、これは心身上または環境上の理由、及び経済上に問題がある場合の人で、福祉事務所を通じて入所する。費用は、大体本人や世帯の収入によって負担額が決まります。

次に、特別養護老人ホームです。常時介添えを要する人で、家庭でそれを受けられない人が

利用する。所得制限はなく、養護老人ホームと同じ費用の負担で、福祉事務所を通す、となっています。

しかし、ここで問題が１つあります。というのは、老人ホームの施設には医務室はあるが、ちゃんとした治療はできません。よその病院に入院するということになりますけれど、また三月以上になりますと、ホームに籍がなくなるわけです。そのために病気を隠し、適当な医療を受けられないまま、一種の放置状態になったり、病院で回復はしなくても帰る先がない病人がそのまま滞留してベッドを占拠しているという等の、多くの問題が潜んでおります。

一番必要度の高い特別養護老人ホームは数が不足で、申し込んでもなかなか入所できず、日野でも年々増加の様相をたどっております。前議会で福祉部長の言によりますと、入所の対象者は、養護老人ホームが１９名、特養ホームが３６名というふうに聞いております。

参考までに、今日野市にどのくらいの老人がいらっしゃるか、これを申し述べますと、６０歳以上の方が、これは昭和５８年１月１日現在です、６０歳以上の方が1万2,605人、それから６５歳以上が9,182人、７０歳以上が5,150人、そして臥床されている方が２１９人、それからひとり暮らしが２８２人というふうな数字になっております。

また、福祉事務所への相談件数の中の６５％がやはり老人問題であり、社協の意識調査でも、低額の付き添いのボランティアが欲しい、気楽に入院できる施設が欲しい、介護者が病気になったときに入れる施設が欲しい、養護老人ホームのようなものをぜひ建設してほしいと、これを特に遠くでなく、地域の中へつくってほしいというふうな要望が多く出ています。

これらの人々のために、１市民として無償で黙々とボランティア奉仕を続けている人たち、この人たちの言葉の上にも、実際に、日野市内にぜひ特養ホームのようなものをつくってほしいという声は、強く出ております。医療とリハビリとを兼ねた中間的なセンター、これはボランティアの方が言っているんですけれど、実際ボランティアの方々が介護に携わった経験からも、はっきり言っています。

市では、日野市の市民の各方面より、年々中間施設を兼ねた特養ホームの建設を、との声が大きくなっていることは御存じだと思いますし、前議会の答弁でも、市長は「老人福祉は施設の提供という形ができていたが、場所というよりもきめの細かい施策を必要とするのが現状であり、しかしまたこれは不十分だ」というふうに述べられております。

もちろんそれも必要で、その施策も分野によっては進められていますが、ここで伺いたいのは、地域の中に何とか早く幅広い日野独自の、また独特の老人ホームの建設ができないか、ということでございます。

在宅扉護が国から打ち出され、また、家庭を築くために働いてきた人間として、老後は家族とともに生活したいというのが、多くの老人の心情でございます。家族は安らぎを与えられ、心の込もった介護をしたくても、共働き、あるいは介護者なしでは生きられない臥床老人の臥床年数は、長くなればどんなに固い決心を持って面倒を見てやろう、というふうな心情をもってしても、人間なかなか続けられるものではございません。

私も、昔、随分そういう人たちに出会ったことがございますけれど、中にはもう臭くてどうしようもなくて、部屋に入れないと。それは、結局長く寝過ぎたために、老人の面倒が見切れないということで、結局下の始末もそのままにしてしまう、そういった中でだんだん部屋全体が臭くなっていくというような家庭が、かなりございます。まして高齢化を向えるこれから先、そういう家庭がますますふえていくということは、論をまたないと思います。

これを見ても在宅が困難になり、老人を収容する場を提供するだけではなく、必要なときにいつでも利用でき、また安心して戻れる家庭があって、社会復帰ができるように、医療とリハビリを兼ねた中間サービスシステムのある老人ホームで、かつ専門的、かつ愛情の込もった処遇によって、精神的にも情緒的にも安定でき、同じ地域社会の１員であるという自覚を持つことができるように、開かれた施設と言えるものがこの日野市内にあることによって、市民としても地域内の施設に関心を持ち、その存在を身近に受けとめて、各種のボランティア、たとえば婦人会とか、子供会とか、老人会とか、学生とか、その他さまざまなボランティアの団体がございます。こういった地域の団体の地域奉仕活動が活発になり、施設に預けっ放しという問題の多い家庭も、近所の人たちが再々行ったりというようなことになりますと、そのまま放っておくこともできないと。いやでも自分たちが行って、面倒を見るように心がけるという風潮になってくると思います。

そういうことによって、近隣関係も自然に保たれて、次代を背負う青少年たちにも、連帯と参加── これはどなたかの好きな言葉なんですけれど── のとうとさを自然に教えることになります。何よりも心のつながりができて精神的な生きがいとなり、また、家族を救うことにもなります。

市の医療関係者の話でも、日野市では将来人口が１８万ないしは２０万の人口増と見た場合、

どうしても１００床ないし１５０床のそういったベッドが必要だと。しかし、とりあえずここ数年のうちに５０床でもよろしいから、ということを言っております。

外国に比べますと、日本では何事においても入院の日数が長く、３０日平均ということになっておりますが、最大限３０日限として家に戻すというやり方でないと、すぐ満杯になってしまうというのが、現在の実情です。

また、運営や方法はともかくとして、リハビリのできる中間的なサービスシステムを兼ねた臥床老人ホームの必要性は、私はどうしても必要であるというふうに思いますけれど、この点市の方ではどう考えておられるか、伺いたいと思います。

福祉の後退が憂慮をされ、厳しい現実の中で高齢化社会に対応するために必要な対策費は増加の一途となるし、逆に税金を納める生産人口は年々少なくなるわけですけれど、また先ほどの社協の老人意識調査でも、福祉のみに頼らないで自分たちの道を考えるべきとの、建設的な意見や、養護または特別養護老人ホーム、また老人病院等を希望する老人の方の意見が、非常に多いということです。

その中の老人の１人の方は、老人自体もできる限りは自主管理をして、並びに自立の精神を涵養する必要がある、ということでございます。ややもすると、安易に行政の施策、対策のみに依存する風潮の助長を恐れています。

こういった観点から見ますと、殊に臥床老人の場合は、個人的施策より社会的施策の充実、対策の推進を望むというふうに申されております。簡潔な言葉としてお伝えしましたけれども、日野市の将来展望に立って、ぜひ今からでも真剣にこの問題に取り組むことは、まれに見る裕福な日野市の財政力をもってすれば、できないはずはないと思います。（「できる」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

日野市の中期展望から見ても、今からでも取りかかるべき問題であると思いますけれど、この辺の具体的な見解をお伺いしたいと思います。

最近、営利を目的とした私立の老人ホームが急増し、平均的には市民の手の届かない何千万と。また、その何千万を支払っ上に、月に何万かを毎月払うというものが多く出てきている反面、また、中身の薄い、処遇が気になるような、福祉とは縁遠いものとなる危険のある施設も、ふえてまいりました。

公的な施設の内部の仕事は、関係者の話によりますと、普通のサラリーマンのように、決まった時間の中でする仕事ではありません。要するに、朝８時から夕方５時までということで割り切れるものではなく、人と人とのかかわり合い、信頼の中で生活する場であり、短絡的な合理主義で理解しては、大切なものを失う恐れがあります。働く人たちの権利と立場が保障されてきたことによりまして、福祉の仕事の魂を抜いてしまった面があるようにも見受けられます。

このような観点から見て、具体的には、設立運営に当たっては、行政側とともに実際に老人施設や、また個人宅において、身をもって奉仕した経験者、必要な点を心から体験している人たち、こういった人たちと行政とで十分検討した上で、地域全体から起き上がった実のある事業として発展させてほしいというふうに考えております。

最初から、なにも立派なものではなくてもよいと思います。臥床老人本人が、また家族や地域の人が安心して気軽に行き来できるものでよいと思います。そういった方のホームを、一日も早く設立してほしいと願っております。立派な内容のあるものにするのには、今から取りかかっていきませんと、なかなか立派なものにはなっていきません。

そういった点で、今からやってくださる気があるかどうか、その点もお伺いいたします。

○副議長（米沢照男君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま、いろいろ過去の経験に立って御質問をなさっておられましたので、私どもとしてもできるだけ実情に沿った形で施策を進めるつもりでおります。

まず、御質問にありましたような、老人福祉施設をつくっていけということでございますけれども、その中身といたしましては、まず臥床老人を対象といたします特養老人ホーム、これだけではやはり機能としては、ちょっと不十分じゃないかと。それに加えるに、一定の福祉センター的な機能を持たせるべきではないかと。日野市に独自にそれをつくらないか、ということであったかと思います。

まず、現在日野市の老人福祉でございますけれども、高齢化の進行のテンポが一段と加速的になってきております。いずれかは、１０％の近い６５歳以上老人が存在する時代がそう遠くない、こういうことでございます。これらに対するホームヘルプサービス、あるいは在宅援護等もますます必要になってきております。

現在、現行の老人福祉法に規定されております老人の福祉施設といたしましては、先ほど御指摘のありましたように、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉

センターの４つがございます。前の３つにつきましては、居住施設または入所施設でございますけれども、最後の１つは、通所施設でございます。

このような施設のほかに、中間施設というようなものの法の定めというものはございません。現在、中間施設と言っております中には、ナーシングホーム、こういうようなもので概略名称のものも含まれるかと思いますけれども、東京都の位置づけでは、特養老人ホームの別名にナーシングホームという形の言葉も使っておりますので、特養老人ホーム、括弧してナーシングホームというような使い方をしております。

また、そのナーシングホームの中に、ハーフウェイハウスというようなものを設置してやっているところもあると。これがいわゆる中間施設的なものではないか、こういうような理解をいたしております。

そこで、現在日野市に、特養老人ホームに入っておられます方は、９７名でございます。そして、入所待機者は３９名でございます。いずれ、さらに入所待機者はふえてくる、こういうような情勢にございまして、現在はこの増大する需要に対して、受け入れる特別老人ホームの能力が小さいということが問題になっております。

特養老人ホームに入所されます方は、先ほどおっしゃったように、寝た切り老人、要するに病人でないけれども、欠陥を持つ老人、こういう方が対象になります。特養老人ホームに入る方は、所得の制限はございません。

そういうことで、寝た切り老人のふえるに従って、待機者がふえるという状況にございますので、市としても適当な場所、あるいは経営希望者がいる場合には、国や都に準じて建設助成等の援助をして、建設の努力をしていくことがますます必要になっているのではないか、と考えておるところでございます。

東京都は、昭和７５年度までに６５歳以上の人口の2.5％の老人を収容できる老人ホームも設置したい、こういうぐあいな施策を打ち出しております。この老人ホームの中には、当然軽費、養護、特別養護老人ホームが含まれますけれども、この目標に対して、５６年度から１０カ年計画で、特別養護老人ホームを１６７カ所、定員にいたしますと１万3,７２０人を収容するための建設助成を計画しております。これの計画が実現いたしますと、事業目標の2.5％の収容能力に対して、２％の老人を収容できる施設ができる、ということでございます。５９年度現在の特別養護老人ホームの数は、東京都下で８３カ所、定員が7,４８３名でございます。

また、特養老人ホームに、東京都の単独事業といたしまして、ケアセンターの設置ができる実施要項を定めております。このケアセンターの中身といたしましては、事業内容としては、先ほど指摘されましたようなショートステイサービス、それから入浴サービス、３番目にはテレホンサービス、また食事のサービス、各種の相談、健康上、生活上の相談、その他教養の向上、レクリェーション等の援助が、この事業内容でございます。

このようなケアセンターを併設いたしましたのが、先ほど御質問の中にありましたスティホームということでございます。日野市は、立川の至誠ホームに御老人をお願いをしておりまして、現在、５８年度の実績といたしましては、入浴サービスにあっては４１８名の方が利用されていると。ショートステイは９７名の方が利用されております。また、テレホンサービスにつきましては、２０名の方が利用されておる。こういうことでございまして、ますます今後も利用者の増加の傾向は、ふえるであろうというぐあいに考えておるところでございます。

このような東京都の中で、中間施設として、ナーシングホームとして名称を定めておる施設は、２施設でございますが、これは板橋区の「板橋ナーシングホーム」、中野区の「富士見台ナーシングホーム」、これはナーシングホームという名称でございますけれども、内容は特養老人ホームでございます。

板橋のナーシングホームの中に、ハーフウェイハウスというのが設けてございまして、対象者は、訓練によって社会復帰が可能な者を、訓練をして社会復帰させるということで、定員２０名で実施しております。

いずれ、老人対策といたしましては、先ほど言っておられましたように、老人病院と、それから特養老人ホームと、それから家庭と、あるいは中間施設を含めまして、相互に関連を持たせる循環システムができ上がってくるということが必要だろう、というぐあいに考えております。

特養老人ホームにつきましての必要性は、先ほど申し上げましたとおりでございますので、今後、市としてはできるだけ誘致、あるいはそれなりの努力をいたしまして、設置する方向で可能性がある場合にはできるだけの努力をしていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　どうもありがとうございました。

いずれにしても、私が申し上げておりますのは、そういった高齢化社会を迎えて、ますます臥床老人がふえるであろうということの中で、どうしても遠くにありますと、家族の方、またボランティアの方も足が遠くなるというような中で、やはり身近に欲しいということで、検討をするということではなくて、前回私が、５７年でしたか、質問したときにも市長は、市立病院の中の一部にというふうな御返答もいただきましたけれど、この点に関して市長の考え方を伺いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今まで、健康老人の施策ということで、ますます健康の維持増進ということが重点になりましたが、その次の痴呆性でありますとか、あるいは臥床、そういう方々の、仮に多数ではなくても、適切な策を推し進める必要があるということを、お話を聞きながらつくづく感じているところであります。

過去の御質問に対して、病院に付設する施設として、という当時の考えを述べたわけでありますが、なかなか病院自体にそれだけの余席や、それから余力をつくることも現状難しいわけでありますので、市内でつくるとすれば、どういう方法があるかということを、つくづく感じるわけであります。

何よりも増して、場所ということについてなかなか頭に浮かんできませんので、ぜひそのことから考え立ちまして、お説の意味をよく理解できますので、何かこれから施策の展開をしなきゃならない。どうか、いろいろと御指導、お知恵を拝借し、何らかの方法で実現をいたしたい、このように申し上げておきたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　それでは、ここでまた老人のための真の福祉施設、結論から言えば、利用する老人のための施設で、またよく考えれば、それは家庭との関係の中で、地域全体を視点の中に入れて、よりよい地域づくりのための機能も考えていかなければならないということです。老人ホームに老人を入れただけでは、問題は終わったわけではありません。老後の問題という個人的な問題を、その地域社会の中の施設である老人ホームに老人を入れることでよろしいということではなくて、老後問題、個人的な問題をその地域の社会的な施設である老人ホームを利用することによって、社会的な援助を受けつつ解決し、家族や地域内の責任ということも考えていかなければならないと思います。

老人の世話をしたくとも、家族の役割は厳然として存在するし、また、処遇の面でも家族との協力関係が非常に重要なポイントになってきます。

それを欠落させた福祉サービスは、一面的なものでしかあり得ないと思います。大切なのは、施設とともに常に老人福祉を考えることです。また、地域としてこの問題をとらえれば地域の中で発生した福祉問題は、その地域の中で解決していくというふうな考え方が、いわゆるコミュニティーの思想かと思います。

それぞれの役割分担から、行政には行政の、施設には施設の、家族には家族としての役割があるように、地域を構成する市民が、その中でなるべく何らかの役割を持つということにより、よりよいコミュニティーが形成されてくるというふうに考えられます。この部分が立ち上がらなければ、いつまでたっても福祉は人ごとであり、人任せであり、具体的な方法論としての価値がなくなってきます。

最近、特に言われる福祉のボランティア活動ですけれども、この活動を通じて、地域の住民は地域福祉の問題に少なくともかかわり合いを持ってくると思います。そして、それぞれの役割を果たしていくということになると思います。そこには、主張や要求から参加へ、そして活動へと進んでいくと思います。その行動の場として、また、教育、啓蒙の場として、地域の施設はその役割を持っているものと思います。

施設は、単に入所をしているだけではなく、地域全体の福祉に大きなかかわり合いを持っているということです。特に、特別養護老人ホームに出てくる問題は、重度の慢性疾患があり、医療的な措置看護と同時に、手厚い看護が必要です。

特養ホームは、老人福祉施設ですから、手厚い看護と軽度の医療は可能ですが、濃厚な医療処置、管理は不可能ということです。今の医療制度の中には、そのような老人の介護についての特別な配慮がないのを、これは老人医療の面からも、今後大きな問題になってくると思います。また、現在、問題になってきつつあります。

一般の老人ホームに、そうした老人が治療もリハビリも受けられずに、ただ死ぬまでベッドを占拠をしているということも事実です。これは、福祉と医療の連携体制の欠陥からではないかと思われます。この解決には、医療面と福祉面と、そして経済的な裏づけとなる制度が、総合的に検討されることになると思いますけれど、こういった点、市長はどのようにお考えにな

っているか、再度お伺いします。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、頭の中は、どういうスタートが考えられるだろうかということで、いっぱいでございまして、その上の内容的なことについては、またいろいろと勉強したり経験もしたりしないと、何とも言えないと思っております。

お説のとおりだというふうに思っておりますので、まずそういう施設について、具体的な可能性をまず十分追求してみて、そうして日野市内で果たしてやれるかどうか。やらなきゃならないように思いますので、そのためのひとつ検討期間をいただきたい、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　いずれにしましても、ぜひこの際、日野市内の近くにそういった特養ホームの一日も早くできますように、積極的にお願いしたいと思います。

それと同時に、そういったものができますと、必ずそこにはボランティア活動が必要となってきます。そういった埋もれたボランティア活動の方たちに対する感謝、そういったことも行政の面として十分考慮していただいて、ますますボランティア活動が発達していくよう要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって１２の１、高齢化社会を迎えて、日野市内（地区）に中間施設（仮称）を兼ねた特別養護老人ホーム施設の設立に関する質問を終わります。

１３の１、幼稚園、幼児教室など（「休憩だよ」「横暴だ」と呼ぶ者あり）幼児教育について問うについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（鈴木美奈子君）　　それでは、皆様方の御協力を得まして、これから質問をさせていただきます。

幼稚園、幼児教室など、幼児教育についての質問をさせていただきます。

来年度の入園を決める幼稚園の募集も、公立や私立、幼児教室とともに終わって、ようやく父母の間にも落ち着きが取り戻したことだと思います。私立のところでは、第２次の募集は今行われておりますので、まだ決定されていないところもあるのではないかと思いますけれども、公立の抽選に落ちた子供もおりますし、また私立へ行った幼児では、お母さんがその幼稚園を

見て、そしていい教育内容だということで、私立を最初から選んだ、そういうお母さんもいらっしゃいます。

また、団地の中で、最初から、幼児教室にうちの子供は入れるんだということで、幼児教室に入れる、いろんな三者三様な保育園、幼稚園、こういうとらえ方があるわけでございます。

今、社会情勢が非常に変化してきた中で、４歳、５歳になれば必ず幼稚園や保育園に入れる。また、家庭生活も今は非常に核家族、こういう中で、父親は仕事に追われ、そして帰りも遅い。

そういう中で、若いお母さんは近所の方々との人間つき合いも余りうまくできない。そういう中では幼児の本を読んだり、また、育児テレホンなどの相談に駆け込む、こういう状況も生まれております。

また、地域の中では子供たちの遊び場も少ない。そういう中で、子供たちの遊ぶ場、さらには交通事故、こういう中で、今どうしても国民の教育への関心も高く、幼児のころから教育を受けさせたい、こういう要求も高まってきております。

保育園、幼稚園に在籍している乳幼児は、１９６０年当時は約１４３万人。そのうち幼稚園には７４万2,０００人。保育園には６８万9,０００人。

ところが、現在１９８０年になりますと、４４０万人が保育園か幼稚園に行っており、また、幼稚園には２２９万2,０００人、保育園には１９９万6,０００人と、高校の在籍数は４６２万ですから、ほぼ同数の子供たちが保育園や幼稚園に在籍している、こういう状況になるわけでございます。

また、４歳児は約８０％、５歳児では９０％に達し、半ば４歳児、５歳児の教育が準義務的教育、こういうところにまで、今来ているのが現在の状況ではないかと思います。

こういう中で、お母様たちにとって、またお父様たちにとっても、保育園や幼稚園とともに、これはどうしても必要な施設であり、その要求も非常に今、大きいわけです。革新市政当時にはポストの数ほど保育園をということで、私どもも非常に運動をやり、保育園も数多く建てられましたけれども、今、保育園はこういう中で、先日の―― １１月の対都交渉の中でも、東京都は保育行政の面では先進的な役割を果たしたので、もうこれは終わりだということを福祉局の担当が述べまして、一緒に参加した人々から、大変怒りの声が上がったわけでございます。

幼稚園の普及率は、私立幼稚園に依存するという形で進められ、日野市の中では公立幼稚園が６園、今建設の幼稚園も含めますと７園あるということは、幼児教育に市が責任を持つとい

う、こういう立場で革新市政が評価できるというふうに思います。

今、保育園も幼稚園も、定員割れが出てきております。これは大変深刻な状況です。特に私立幼稚園にとっては、このことが園の存続にかかわるということで、大変な状況だというふうに思います。

幼稚園の幼児数も６９年より減り始めまして、７４年には２２３万人、７８年には２５０万人、８２年には２２０万人となり、定員割れを口実にして、政府の方からも保育園の入所基準を強く抑え、入りたいけれども入れない、こういう状況の中で定員割れも起きているのも事実でございます。

また、私立幼稚園の存続にかかわる問題なのに、私立幼稚園への施設の整備、補助の予算などを４年間も連続に減少する。また、幼稚園の就園奨励費、私立幼稚園の経常経費補助など、まだたくさんありますけれども、こういう削減などで教育の臨調、こういうものが幼児教育の中にもあらわれているのではないかと思われます。

今、幼児をめぐる問題は、国の幼児政策を受けて今日まできており、そして運営費や建設費など、助成を長いこと文部省や政府は怠り、そしてその一方、幼児教育は私立に依存する、こういう形で本当に御苦労も多かったかと思います。

私は、そういう中で、市立は幼稚園の運営については、保育料によって賄わなければならない、こういう状況も出ているというふうに思います。今、日野市の中で公立幼稚園の、公私立幼稚園調整懇談会もできまして、今後の幼児教育のあり方、これをどういうふうに解決していくのかということで、今、検討がされているというふうに聞いておりますけれども、私は、この検討委員会がわずか５回ということで、このことはもっと時間をかけて、市民参加を貫き、市民とともにこれからの幼児教育のあり方、また、保育料の値上げのことなども含めてやるべきだというふうに考えております。

まず、質問に入りますが、５点について質問いたします。

最初は、幼稚園の定数についてでございます。やはり定数問題は、お子様を持っているお母さん方にとっても、また、私立幼稚園に行かせている方たち、また経営者の方々にとっても大変重要な問題だというふうに思います。

まず最初に、ことしの、ことしのと言いますのは６０年度でございますけれども、６０年度の公立幼稚園、私立幼稚園の応募状況がどんなだったのか、そのことをお尋ねいたします。

それから、公立幼稚園は今回３０名の定員ということにいたしましたけれども、私立の方はどうなっているのか。

まずこの点を、定数問題については質問いたします。

２番目に、保育料についてでございます。保育料の値上げの条例が出ておりますけれども、この値上げによって得る増収分は幾らになるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

また、公私立幼稚園調整懇談会の中では、保育料の問題ではどういう部分について返答がされたのか、その点を詳しくお知らせください。

３番目については、幼児教室についてでございます。多摩平の幼児教室は、昭和３３年の４月に開室して、２６年たちます。百草の幼児サークルは、４５年１２月に開室して１４年。百草台の幼児教室は４６年４月に開設して、１３年になります。

この３つとも非常に歴史の長い幼児教室として、団地の中では、３歳になったら私の子供は幼児教室へということで、兄弟こぞってこの幼児教室に通う、こういう姿も見られますし、団地の中で手づくりの幼児教室として、お母様方もその中で友人をつくり、子供とともに教育がされるということで、非常に子供たちがお母様と一緒にこの幼児教室に通っているわけでございます。

こういう中で、多摩平の幼児教室は、４歳児は、ことし、６０年度ですけれども、もし第一幼稚園で入れない子供が出たら募集する、ということでございましたが、残念ながら第一幼稚園で入れない子供が出たために、保育をすることになりましたが、今、プレハブ教室を使っております。このプレハブ教室を引き続き６０年度も使用できるように、いかがでしょうか。その点、お尋ねいたします。

また、２つ目には、高幡台の幼児教室と百草の幼児サークルが、湯沢会館、これを使用しておりますけれども今、幼児人口が減ってきている中で、幼児教室は発展的解消するようにということで、市の方からも廃止の方向が、幼児のお母様方、また運営している指導員のところに言われておりますけれども、私は幼児人口が減ってきても、やはり子供に対する教育は、引き続きこの幼児教室がいろんな、私立も、公立も、幼児教室も、ともに共存する形でやるべきだというふうに考えます。

そういう中で、湯沢会館を６０年度も引き続き使用することを認めていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

４つ目は、臨調による幼児教育への影響でございます。これは、昨日も我が党の竹ノ上議員が、自治体への補助金１割カットということで、非常に影響が出てきていることを質問し、また、数字によって明らかにされておりますが、幼児に対するこういう問題で、どういうところが具体的に日野市の中であらわれているか。もし、あらわれていなければいないで結構ですけれども、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

５番目に、これからの幼児教育構想についてでございます。先ほども述べましたように、６０年代に入ってから私立の幼稚園の場合でも、１０年間の園の伸びた数は１４９、これに対して園児の数は２４２も増大しておりますけれども、だんだん急激な幼稚園の普及によって、大都市からベッドタウンへと、こういう地域の方に移ってまいりまして、１９６０年度の時代では多摩平団地でも私立幼稚園に入るために、お父さんたちが徹夜で並ぶという、こういう状況もあったわけですけれども、現在では、本当に今、私立幼稚園自身もどういうふうに経営を成り立たせていくかということで、私はその立場でも今発言しているわけですけれども、ぜひこういう中で、私立も、また公立も、譲歩できるところは譲歩し、さらには団地の中でもう２６年間、１４年間、１３年間幼児の教育のために手づくりの教育を行っている、こういう幼児教室がともに発展していくためには、どういうふうにしていったらいいのか。

また、この三者の方々の意向なども、私まだ聞いておりませんけれども、調整懇談会の中で答申も出されるかもしれませんけれども、まず市のお考えがどうなのか。これからの幼児教育の構想について、お尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

５点にわたっての質問ですけれど、一番最初に幼稚園の応募状況、これはどんなぐあいであったかということでございますけれど、公立幼稚園につきましては、１１月の２０、２１日に募集いたしまして、４歳児につきましては２４０名募集いたしましたところ、４４６名の応募者がございまして、これは抽選の結果、２０６名の方が抽選から外れていると。

５歳児につきましては、本年度３２０名、５歳児の募集を行ったわけですけれど、２２６名の応募者がございまして、まだ９４名入る枠が残されていると。公立の場合には、そんなような状況でございます。

それから、私立の幼稚園の方でございますけれど、私立幼稚園の方では、１１月初めに募集

いたしまして、４歳児、それから３歳児、３歳児は募集していない幼稚園もございますけれど、４歳児の募集では1,０３８名募集いたしまして、１１月の応募の時点では６５７名が１１園の４歳児に応募されていると。こういうことでございますから、まだ３８０名ぐらい４歳児の枠が残されていると。

３歳児につきましては、２０５名募集したところ、１３９名の応募者ということで、こちらの方も約７０名ほど枠が残されていると。応募の状況については、そのような状況です。

あと、１クラス３０名ということで、公立幼稚園は４歳児の募集を行ったけれど、私立幼稚園の場合はどうかと。恐らく募集の状況からいきますと、私立幼稚園の方では３０名を割っているというような状況が出ているんではないか、こんなように考えられます。

それから、２番目の御質問の保育料関係でございますけれど、今回の議会に公立幼稚園の保育料1,５００円の引き上げ、これを上程しているわけでございますけれど、1,５００円の引き上げが予定どおり議決された暁には、どの程度の増収があるのかと。現在の４歳、５歳の子供の来年度、６０年度の入園見込みの数からいきますと、約1,０５０万程度の増収、こういうことが保育料の増収という面で考えられます。

それから、調整懇談会の中では、どんな論議が、公立幼稚園の保育料の値上げの問題とあわせて検討されているのかということでございますけれど、いずれにいたしましても、公立の幼稚園の場合、市民の税金によって行われている、こういうことが言えるわけでございまして、市民の税負担という問題に関して、市民各層の間では当然その幼児をお持ちになっている御家庭もありますし、先ほどの御質問の中の、高橋議員さんの御質問の中にも出ているように、高齢者をかかえて御苦労なさっている家庭もあると。

そういう中で、市民の税負担という形の中で賄われている公立幼稚園の保育料、あるいは私立幼稚園に対する援助、こういうものが、余り公私立という形で拡大していくということは、好ましいことではないと。

そういうことと、５年近く公立幼稚園の保育料というものが据え置かれている、そういう過程の上に立って、一応公立幼稚園の保育料については、検討すべき時期に差しかかっているのではないかと。その中には、公立幼稚園では徴収しておりません入園料等の問題も含めて検討する必要もあるんではないか、こんなような形の意見等が出されているわけでございます。

その次に、幼児教室関係の問題。この問題につきましては、総務部所管の問題にかかわる部

分が相当多いわけでございますけれど、現在の公私立の幼稚園、こういう状況からいきまして、幼児数が確かに減少している。公私立の幼稚園で十分な収容能力、これには十分な余裕があると。そういう中におきまして、今回の公立幼稚園の４歳保育に踏み切った過程等もあるわけでございますけれど、できればこういうような４・５歳児、２年保育というものに公立幼稚園が踏み切った過程を通して、できれば幼稚園の設置基準の中に、幼稚園の教育はかくあらねばならぬという１つの条件が、施設の問題であれ、あるいは幼稚園教育の問題であれ、示されているわけでございまして、幼稚園設置基準の趣旨からいっても、長い歴史を持ってそれぞれの地域の中で、それなりの幼児教育を進めてきたという経過は、十分わかるわけですけれど、できれば、こういう幼児教室、あるいは保育施設等の発展的な解消、こういうものを公立幼稚園の４歳保育とあわせて進めていく、こういうことが必要なんではないかということが、４番目の幼児教室関係の問題と絡んで言えるわけなんです。

それから４番目の、臨調との関係、この中で幼児教育へどのような影響があらわれているかと。これは私立幼稚園の、特に学校法人化というような形で認可されております私立幼稚園関係の問題点につきましては、国の方からどのような助成措置や何かが、影響が出てくるかということを、不勉強で十分私、お答えをできないんですけれど、義務教育と異なりまして、公立幼稚園に関する限りにおきましては、幼稚園の就園奨励費問題等も含めて、ほとんど影響は出ていない、どちらかといいますと、幼稚園の運営がほとんど市費、市の税金によって賄われているという状況でございますので、公立幼稚園に関してはほとんど臨調による影響というのは、出ておりませんけれど、私立幼稚園関係につきましては後ほど総務部の方でお答えしていただければ、どのような影響が出ているか、というようなことにつきましては、あるいは私立の幼稚園の場合には問題があるのかもしれません。

それから、これから先の幼児教育にかかわる構想ということになるわけですけれど、確かにこれは「三つ子の魂百まで」ということわざではございませんけれど、３歳時点でほとんど人間の脳細胞の９０％近くはでき上がっていると。３歳、４歳、５歳という、４・５歳児あたりの教育というもの、これがその年代層の幼児の情緒の発達、あるいは社会性、その他いろいろの問題を含めまして、きわめて幼児教育というものは、人間形成の中における一番基礎として、大切な状況の時点での教育である、こう言われているわけです。

それに対しまして、日野市では公私立の幼稚園、あるいは幼児教室、そういうものも含めまして、非常に幼児教育というものにつきましては、都下でも先進的な努力を続けてきている市であるという点で、誇れるわけでございますけれど、いずれにいたしましても、幼児教育という問題につきましては、幼児数が減っていくという過程の中で、ぜひ、幼稚園教育なんていうのは幼稚園の設置基準からいきますと、一応１学級の幼児数は４０名以下とする、という形でうたわれていますけれど、もうすでに３０名教育という時点に差しかかってきているのではないか。公立、私立とも通して、そういう時期が来ているんではないか。

今後の幼児教育を進めていく中では当然私立幼稚園との連携、あるいは協調、こういうものを通して、お互い同士切磋琢磨していく、そういう中で幼児教育の中身をさらに充実していくような方向での取り組み、こういうものを進めていきたいと。こんなような点で考えております。

いずれにいたしましても、幼児教育の将来につきまして、正直、私個人的な希望としては、やはり小中学校の義務教育とは若干性格が違いますので。といって、きわめて大事な、人間形成の一番基礎を築く時期、それから先ほど鈴木議員さんの方からお話がありましたように、すでに幼児人口の９割近くが幼稚園、あるいは保育園、こういうとこで教育を受けているという実態、そういうものを通して言えば―― これは義務教育のように全く無償というわけにいきませんけれど、国が３分の１、地方自治体が３分の１、それからそれぞれの父兄の方々が３分の１、これくらいの負担を相互に持ちながら、幼児教育をさらに充実させていくと。公私立を含めて、そういう方向が本当に幼児教育の今後を考えた場合には、必要なんではないか、そんなような気持ちがしております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、再質問いたします。

今、教育長の方から答弁がありましたが、１つ１つこれから質問してまいりたいと思います。

まず、定数の問題ですけれども、私も私立幼稚園が本当に努力して、今までの、これは日野ももちろんそうです。そして全国的にどこのところでも、本当に私立幼稚園がなければ、今までの幼児教育は成り立たなかったんではないかというふうに、私自身も思っておりますし、これからもやはり私立幼稚園に行きたいというお母さんも、たくさんいらっしゃるわけです。その幼稚園についてのいいところも、たくさん、皆さんが幼稚園を尋ねていって、その幼稚園、

ここはこういう特色があるから私はこの幼稚園に行きたいんだという、そういうお母さんもいらっしゃるわけです。

ですから、私はどうしても私立幼稚園も伸びていただき、そしてまた公立幼稚園はその中でどういうふうに私立幼稚園を助けながらやっていくのかということも、また大事でありますし、さらには幼児教室、これも私は先ほどから言っておりますように、２６年という多摩平の歴史や、また、１４年、１３年という百草団地、高幡台の歴史の中では、やはり幼児サークルをどうしても学ばせたい、そういう中であえてこの幼児教室を選ぶ。施設は、確かにいい十分な施設ではないんですけれども、保育内容、これをお母さんと保育者がともにつくり上げていく、そういう立場でやっておりますので。

私は今、後からも私立幼稚園のことにも触れていきたいと思いますけれども、幼児人口が減ったからといって、幼児教室を発展的解消ということで、６１年度をめどに廃止していこうという、そういうことをぜひやめていただきたいと思いますけれども、これについては市長の方から回答いただきたいと思います。ぜひ存続させる方向でいっていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

定数の問題、まずそれから、全部片づけて次に進みます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の、過去、人口急増時代、特に団地があちこちにできまして、若い世帯から生まれる幼児の教育、あるいは保育の受け入れ体制が、必ずしも地域社会として十分でなかった時代があります。

その当時、おのずからの創意工夫によって、団地の自治会等で幼児教室、あるいは幼児サークルというふうな自主的な幼児教育が、しかも公的な施設を何とか拡大使用するような方法によって、先ほど言われているごとく、多摩平では２０数年、百草では１４年、高幡でも１３年、こういう経過があったことを、よく私も存じております。

人の手づくりによる創意工夫は、それなりに意味が大きくあるわけでありますが、やはり教育ということは、これはいろいろな基準がありましたり、その基準に基づいて認可とかいうようなこともありますし、公立、あるいは私立、それぞれに一定の厳しい基準の条件下にも置かれておる、こういうこともあるわけであります。

１０数年、あるいは２０数年たった今日、市域社会として、ようやく保育園の受け入れ能力

においても、あるいは幼稚園の公私立の能力を合わせて、受け入れられる状況が生まれてきたと。

一方には、公立は変則的に、本来４歳、５歳の２年保育であるべきものを、これまで５歳に重点を置いた形で、少なくも民間によそから５歳児の転入があっても、場所を選ばなければいつでも受けられる、こういう責任を一応果たしてまいりました。

それらをトータルいたしますと、４歳児におきましても、あるいは５歳児におきましても、日野市民のいわゆる幼児期の人たち全員を、保育園の場合、まだ低年齢児に不十分な点はあるわけでありますけれど、幼稚園におきましては、その数において受けられるということになっておりますので、恐らくこの時期こそ今までの経過、歴史を尊重しながら、しかも地域社会としての幼児教育に責任を持つ意味合いからも、公私立の負担の持ち合いをして、そうして制度に即した、そういう体系改正を果たすべきではなかろうか、このように考えてまいりました。

そこで、昨年、５９年ですから昨年ではありませんが、ことしの早い時期に、それぞれの施設に、特に幼児教室とか幼児サークルとか言われるところに、そのような意向を伝え、御相談をしたいということを申し入れてあります。

多摩平の幼児教室では、もうすでに早くからこのことを着眼しておられて、４歳、５歳は公立に移るという方針が定められていたように聞いております。

それから、百草の幼児教室でしょうか、ここには６０年までは現状維持で、どうぞおやりください、後のことはまたひとつ状況判断をもって、でき得れば発展解消をお願いをしたい、そういう時期に来ておるんではないでしょうか、ということを申し上げております。

たまたま、そういうことの、私立幼稚園からもいろいろと、特に第七幼稚園を、公立第七幼稚園を建てることとあわせまして、今まで果たしてきておられる幼児教育の使命にあわせて、なるべく責任分担のできるような格差の解消ということも強く申し入れられるのは、当然だと思っております。

そこで、公私立調整懇談会、名前もいろいろと考えましたが、一番はっきりしていて、そのあたりが具体的でよろしいんではないか、ということで発足をさせていただき、４・５回の会合を持っていただいております。

まだそこから、方針という形で報告されるものはまだないわけでありますが、私ら子供といたしましては、経費の面を仮に、ごく基準的に計算していきますと、私立の場合は、いわゆる

月謝ということだと思いますが、ごく基準的に平均すれば、１万4,５００円、こういうのが平均どころだというふうに思いますし、公立の場合は、現状6,０００円。6,０００円に4歳児、５歳児には、それぞれ父母負担軽減ということで5,000円、つまりその内容は、都が2,５００円、市が2,５００円、合わせて5,０００円助成をいただいておりますので、これらのこと等合わせますと、約3,０００円でしょうか、そのあたり差があるようなことになるわけであります。そういう経費の格差という、父母の負担の格差といいましょうか、そういう面から言えば、そういうことであります。

それから、教育内容のことはそれぞれの判断によって選択をされることでありましょうから、これはそれぞれがその内容については努力し、また、いわゆる切磋琢磨の向上ということは、当然だと思っております。

公立であるがゆえに特に安い、あるいは私立なるがゆえに目いっぱいの負担を求められる、こういうことでは、地域の幼児教育の責任が必ずしも果たし切れないということになりますので、公私立あわせてなるべく平均値をとって、そして重要な幼児教育に対する地域としての責任を果たしていきたい、というのが現在の考え方でございますし、あわせて調整懇談会を設けて、いろいろと御意見を伺っておる理由であります。

その中に、たまたま幼児教育、幼児サークル、長い歴史もあるし、創意工夫の成果であるし、歴史的な意義があると。また、親もそのことを望んでいるということで、存続をしたいという御希望もありますが、やはり例外的なと申しましょうか、未認可の形で存続するということは、私は少し無理があるんではなかろうかというふうにも思いますし、現実になるべく沿いながら、理解の得られる方向で職務を、庶幾といいましょうか、社会としての理解のされる方向を確立していきたい。このような考え方でおります。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　定数問題については、これで終わりまして、今、市長が述べられたことは、また幼児教室のところで質問、反論していきたいと思います。

保育料について、再質問いたします。

公私格差の是正の問題ですけれども、私は、先ほど教育長が保育料の増収分をおっしゃいましたけれども、1,０５０万ですか、おっしゃいましたけれども、確かにそれほど高い金額ではないかもしれませんけれども、非常に父母にとっては―― 若い世代の父母の方にとっては、毎月1,５００円の負担ということは、重荷になるのではないかというふうに思います。

そういう中で、私は公立の保育料を値上げするのではなくて、私立幼稚園の方にもっと補助金を出した方がいいのではないかというふうに思います。

５９年度の予算を調べますと、私立幼稚園の、保護者の方にも、これは幼児教室も同じですけれども、父母負担軽減の補助金が出ております。また、私立幼稚園協会の方に４０万、それから私立幼稚園の教職員研修費、これが２万4,０００掛ける１３０人分で３１２万。これを１カ月に割りますと、わずか2,０００円なんです。そのほかに身障児の教育をやっていらっしゃるところにも補助が出ておりますけれども、私は私立幼稚園の教職員の研修費、わずか１カ月2,０００円でなくて、１カ月2,０００円ということは、今、本を買うのでも、１冊の本、特に1,５００円から2,０００円、普通の小説でもそうですし、私も今回の質問については随分幼児教育の本を読みましたけれども、１冊1,８００円とか、そういう高い本の中で、もっと私立幼稚園の先生方が研修をしやすいように、こういう研修費をもっとふやすこと。

それから、もっと私立幼稚園が、本当に今ようやく幼児人口が減ってきている中で、日野市も強気になってきているんじゃないかと思いますけれども、そういう中では本当に私立幼稚園が今日まで果たしてきたことに対して、もっともっと援助すべきではないかと思いますので、再質問といたしましては、公私立格差是正の方について、もっと市が補助金を出すべきだということと、教職員に対する研修費、これをもっと６０年度の予算ではふやしていただけないかどうか、その点をお尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

公私立幼稚園の格差是正というのは、調整懇談会の中でも出ていましたけれど、方法は三通りあるわけなんです。

公立の幼稚園の保育料を3,５００円差があるならば3,５００円上げれば、それで公私立の格差が埋まると。

逆の意味からいきますと、今度は市も私立幼稚園の補助を今よりも3,５００円ふやせば、公私立の格差が埋まると。

それからもう一つは、ちょうど中間的な方法をとって、公私立両方から歩み寄る方法という

ものがあるのか、ないのかと。

結局、公私立の格差解消ということになりますと、その三通りが考えられるわけでございますけれど、先ほども申し上げましたように、補助金にしろ、あるいは公立幼稚園の運営費にしろ、市民の税金が基礎になりながら行われている。こういうことになってまいりますと、市民の税金によって措置する中では、一定の限界というものがあるんではなかろうかと。

私たち、公立幼稚園の保育料を1,500円引き上げた根拠というのが、5年前に現在の6,000円という保育料を決めていただいたときと、全く同じような方法によりまして、それから5年間の消費的経費の動向、たとえば人件費だとか物件費だとか、そういうものがこの5年間に上がっている。それを現在の金額に引き直したときにどういうことになるか、というところから計算をやりましたところ、7,795円、いわゆる5年前の6,000円という保育料に相当するものが、7,795円という、数字の上で、これはあくまで数字の上ですけれど、そういう数値が出てきたわけです。

そこで、7,795円という数字が出ましたけれど、端数を一応整理した形で、7,500円の保育料に変更して、1,500円引き上げさせていただけないかということを、今回の議会に上程しているということが1つ。

それからもう1つは、三多摩に26市あるわけですけれど、この中に公立幼稚園を持っている市が、7市あるわけです。この7市の各公立幼稚園の保育料というものは、どんな状態に置かれているかと。このことも一応、公立という線からいって、検討しなくてはなりませんので、各市の公立幼稚園の保育料も調査いたしました。

その結果、今、公立幼稚園を持っている中では、清瀬市、これが1カ月8,000円の保育料でやっていると。それからお隣の多摩市が7,500円と。それから武蔵野市が6,800円。三鷹、東久留米、日野、この3市が6,000円という保育料で、一番安いのが府中市の5,000円というのが1市あるわけですけれど、こんなような状況になっているわけです。

この中で、実は武蔵野と、それから東久留米、これがやはり同じ12月議会に、これはまだ議決されたとかいうあれでないですけれど、一応事務当局の考え方として、やはり保育料の引き上げの議案を議会の方に上程していると。

武蔵野市は2年計画で、60年の4月から、来年4月から現行の6,800円という保育料を7,800円に、1,000円引き上げたいと。それで、その次の61年の4月時点で9,000円

という保育料に改定したいと。こういう2段階改定という方向で、61年4月からは9,000円という保育料にしたいということを、武蔵野市が上程していると。

それから、東久留米の方では、現行の6,000円を8,000円という形で、一応保育料を改定したいと。こういう線等も、他市の状況の中でも出ておりますし、すでにお隣の多摩市も7,500円の保育料であるのと。

こんなところから、7,500円の負担というの、確かにこれは安いにこしたことないわけなんですけれど、一応先ほど申し上げました現在の保育料を改定した際の根拠、それを基礎にして逆算した中で打ち出した金額の7,500円というものについては、ぜひ何とか認めていただきたいという願望も含めて、上程した次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○13番（鈴木美奈子君）　市長にお尋ねいたしますけれども、市長は11月26日の月曜スピーチ、この中で、公立幼稚園の関係で、ことしは市立幼稚園の全園2年保育にすること、こういうことをずっとお話しになって、保育料の値上げの問題、父母負担のことについて若干の公費負担の補助額をふやして、格差解消を図るよう提案しているところです。

「この金額については議会の承認を必要とするので、12月議会に提案をしたいと思いますけれども、まだ市民的討議を必ずしも終えたわけではありませんが、一番常識的なやり方と考えているところです」というふうにおっしゃっておられますけれども、私は、特に革新の市長ですし、やはり市民参加のもとでこういうことはずっと検討していくことが必要ではないかと思います。

そういう中で、まだ市民的討議が必ずしも終えたわけではない中で、こういう提案をしていくことについて、若干疑問があるわけです。

そして、もう51年になると思いますけれども、非常に日野市が保育料、幼稚園の── 幼児教育と保育料ということで、市民に呼びかけて、日野広報で、日野市はこういうふうに幼児教育にかかわる経費がかかっていて、こういうふうにして保育料を値上げしたいんだけれども、皆さんの意見はどうかということで、幼児教育を考えるということで、広報を通じてみんなに問いかけて、そして一緒にこれを検討してきた経過、これは50年の11月1日でございますけれども。そして、そういう中で幼児教育と保育料というテーマで、「流れ」欄に、第4回ということで、いろんな方が自分たちの御意見をそれぞれ述べておられます。

そしてまた、その間、保育料問題協議会が発足いたしまして、この中でもいろいろと幼児教育の問題、また、保育料の値上げの問題などが話されて、そして最終的には、答申では、値上げを決定という形で答申が出されましたけれども、５１年度は保育料を引き上げることを見送るということ、このことを広報を通じて発表し、そしてこれが日野方式という言葉として、全国に知れわたったわけです。私も、当時は「日野広報をぜひ送ってください」ということで、地方の議員の方から、また、いろんな保育の集会などに行きますと、この広報をぜひ見せていただきたい、ということで送った経過がありますけれども、この内容についても、市が提案していた市立幼稚園、保育園の保育料の５１年度からの引き上げは、見送られることになりました。

理由としては、郵便料金やたばこ料金、その他の公共料金が続々と引き上げる中で、市民生活が一段と厳しさを増しているので、とりあえずは５１年度は現行保育料のままで、市も頑張ってみることが必要だと思われる。

また、２つ目には、市民の間での合意がまだ不十分であると考えられる。

そして３番目には、全体の財政計画の中で、保育料の位置づけをもう一度明確なものにしていく必要があると思われる。また、国への働きかけも含めて、財源獲得の努力を強めるべきだと考えられる。

こういうことで保育料の値上げを見送った、こういう経過があるわけです。

今回も、確かに公私立幼稚園格差の調整懇談会、こういうものがつくられておりますけれども、まだ結論が出ていない。そしてまた、市長みずからも市民的討議が必ずしも終えたわけではないという中で、もう一度市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　保育料という言葉が、保育園の保育園の保育料なのか、幼稚園の保育料、２つの場合に使われておるわけでありますが、はっきり申し上げておかなきゃなりませんのは、今回の幼稚園保育料の若干値上げと、保育園の保育料を値上げをするということは、これはかなり討論を要する問題だと、このように思っております。

したがいまして、日野市の保育料は、ちょうど今、国基準の５０％前後に位置しておりますので、これは直ちに手をつけるということは、厳に慎もうと、こう言いますか、頑張ろう、こういう考え方であります。

幼稚園保育料の場合、過去の、今、広報で取り上げて云々ということも、よく思い出すことができるわけであります。当時、ちょうど石油ショックがありましたり、物不足がありましたり、それから物価が大幅に値上がりをする。

最初の幼稚園保育料は、私の就任時１,５００円ということでした。それを３,０００円にし、それから３,０００円が６,０００円になります場合に、前回の保育料等検討委員会を開いて、いろいろ議論をいただいたところでありまして、もちろん物価の物の値上げ、特に公共料金の値上げということは、われわれの最も慎重を期するところでございますが、なおその上でも、保育園保育料、幼稚園保育料、このことについては十分考えた上の措置だというふうに、理解をしていただきたいわけであります。

今回、約２５％という、率にすればそういうことなんですが、今日、学費、特に家庭に占める教育費の負担、これは大学の場合、高校の場合、あるいは新義務教育、小中学校の場合。幼稚園の場合が、特に制度が無料という原則でないものですから、私立幼稚園においては、やはり経営としての１つの実費が求められておると思いますし、それから公立幼稚園の場合も、原価計算などはもう別問題ですか、少なくも経常経費、これらについての一種の使用料なんですけれど、その使用料を特に教育委員会でいろいろ検討してもらった結果、経常経費の３分の１という程度に当たることになっております。

そういうことが、やはり一応の基準というふうに見ておりますので、今回いろんな公私格差の是正の１つの手段でもあり、あるいは新設幼稚園を１園ふやすことについての措置であり、また、これから将来安定した、格差のなるべくない中で、教育内容のそれぞれの特徴を発展させながら、幼児教育に責任の持てる、そういう地域社会の状況が願うところでありますから、そのことは市民に理解をいただけると思っていますし、たまたま庁内に行政の新しい考え方を、変化が上がるものはときどき内部にも、みんなが知るという必要があると思って、申し述べるわけでありますが、市民的討議を十分経てないという意味は、話し合いをしている相手の方の、特にきょうも見えている、お母さん方がおられると思うんでありますが、今、その趣旨はよくわかった、理解する、というふうにはなってないという意味でありまして、そういうふうに御理解をいただきたいと。市民的討議を経るということは、理解をいただくまで討議を経る、こういうことになりたいわけでありますが、常識的な措置だというふうに御判断、御理解をいただければ大変幸いだと、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　それでは、保育料の問題につきましては、去る１１月２１日、市長と教育委員長の方に、多摩平と3つの幼児教室の方が、保育料の値上げについてはぜひ検討してほしい、という要望書が出ておりますので、そのこともぜひお考えの上、御検討いただきたいと思います。

次に、幼児教室の問題に触れさせていただきます。

先ほど、多摩平のことにも触れられましたけれども、多摩平の幼児教室は、最初は3歳だけを行っておりましたけれども、4歳の子供が入れない、そういう事態になりまして、私立にも公立にも入れない。そしてその子供が泣いて、その日の夜は興奮して眠れなかったということで、広報に投稿したことがあるんです。

その広報をもとにいたしまして、私も幼児教室のお母様方と一緒に、幼稚園浪人をなくさないためにという（「それは反対でしょう」と呼ぶ者あり）一般質問を行って、ぜひ4歳児も幼児教室としてやれるようにという、こういう提案をやる中で、ずっと現在まできたわけでございますけれども、第一幼稚園でようやく2年保育、１０年来の運動の成果の中で第一幼稚園の2年保育ができましたので、そういう意味で自然、発展解消という形で、しかし、ことし６０年度は、2年保育の子供たちが落ちたという、こういう中では、責任を持たなければならないということで、1年間また来年は６０年でやることになっています。

百草幼児サークルについては、先ほど市長は、百草団地の方も６０年度までにやめるようなことを、ちょっとおっしゃったように思いますけれども、私が聞くところでは、百草幼児サークルも引き続きやりたいという、こういう意向を示しておりますし、また、高幡台の幼児サークルも引き続きやる。そのためには、どうしても湯沢会館が必要だということで、今、湯沢会館を使用させないというような、そういうちょっと動きもあるので、やはり子供が今、現実に幼児サークルに通っているわけですから、私はこれはぜひ幼児サークルに引き続き貸してそして保育させることが本当じゃないかと思うわけです。

また、湯沢会館の使用については、あそこに建物ができるときの運動の経過を見ますと、幼児教室や自治会が公団や市に働きかけて、これも市長もよく御存じだと思いますけれども、そういう中で、かなり大きな建物ということで、公団が土地を提供して、そしてできた建物です。そのときの約束で、幼児教室や百草団地、高幡台団地の自治会には優先使用するという、こういう歴史的な経過もあるという中では、ぜひ幼児人口が減ってきて私立との関係があるから、幼児サークルをここで廃止するためにここを出てほしいという、そういうことのないように、再度、６０年度も引き続きここで幼児サークルがそれぞれできるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点は、幼児サークルにも補助金が出ております。これは私立幼稚園の方と同じ金額でございますけれども、そういうものをぜひまた増額していただきたいということと、それからこれは教職員、幼児サークルの先生方も全部資格を持っている方、ヘルパーさんは違いますけれども、資格のある方がきちっとした保育をやっているわけですけれども、その教職員の研修費が、金額は３５万ということで非常に少ないですので、先ほど述べましたように、1冊の本を買うのにも、かなりの今高い本で、研修にとっては必要な本でもございますし、また、ほかのところにも使う必要もあるかと思いますので、こういう幼児教室の研修費も増額していただきたいと思いますが、その辺をお尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまで幼児教室、あるいは幼児サークル、多摩平の場合はもう６０年から4歳5歳は公立に移管をしたい、というふうに伺っておりますので、ぜひそのとおりに進めていただきたいと思っております。

また、確かに3歳児、希望者が多いと抽選ということにならざるを得ませんから、その子たちもぜひ認可された幼稚園に進ませるようにお願いをしたい、このように思っております。

それから、百草台、あるいは高幡台関係は、長く湯沢会館を使ってきていますし、６０年までは現状でお使いくださいということを、はっきり伝えてあります。それから先のことはまだ明確に言ってはいないわけですが、その次はやはり自治会には発展的解消をしてくださいと。社会情勢も変わりましたから、幼児教育として受け入れる公的な認可された施設が、もう整っておるわけですから、そちらにひとつ方針を移してくださいというふうに申し上げているとい

うことと、自主的にお母さん方が子供を連れて公共施設に、公共施設を使って共同保育をなさる、ある時間帯を使って共同保育をなさる、これは大いに結構なことですから、そのことを一一つまり貸し出し施設としてお断りしようなんていうことは、全くありません。

むしろ、そういう意味でお母さん方の共同保育への参加をしていただければ、いろんな意味でいい成果が得られるだろうと、こう思っております。

市民的討議を経てないという、つまりまだ完全了解にはなっていないということですから、もちろんこれからも協議を申し上げますし、御理解を得るお話をさせていただきたい、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、６０年度使用できるということですけれども、この手続を書類上きちっとやっていただくように要請しておきますので、よろしくお願いします。

それから、幼児教室の教職員への研修費、これはいかがでしょうか。６０年度予算の中でふやしていただけるかどうか、それをお尋ねいたします。市長でなくて結構ですので、お願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　教職員の研修費の増額でございますが、これにつきましては御提言として受けとめたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、幼児教室の問題は、もう時間もなくなってきましたので、これで終わらせていただいて、ぜひ、まだ不安が残っていると思うんです。そういう中では、６０年度の間に、余り押し迫ってでなくて、すぐ６０年度に入ってからは十分お話し合って、存続の方向でいくように、よろしくお願いをしたいと思います。

それから次に、臨調による幼児教育への影響についてでございますが、先ほどでは、義務教育的な公立幼稚園については、余りそういう臨調、行革の影響はないということでございますけれども、これは私立幼稚園には随分かかってきております。そういう点で、私は、この影響をぜひ食いとめるためにも、補助金の増額を私立幼稚園の方に出していかないと、私は経営が成り立たなくなるのではないかと思う。

本当に経営が成り立てば結構です。そんなことを私がここで言うこともないんですけれども、今、本当に幼児人口が減ってきている中で、どれくらい入ったかなと調べますと、かなり定数が割れているところもあるんじゃないかというふうに思われますので、国の方では１９８１年の７月１０日に、当時の鈴木首相が提出した第２次臨時行政調査会の行政改革に関する第１次答申、こういう中で、本当に保育上、幼稚園に関連した事項、こういうものを随分カットしてきているわけです。

保育園の問題では、保育料の大幅値上げ、これによって応能負担というかしら、保護者にもっと負担をかけるという、こういうことで。また、保育所の新設、こういうことも全体として抑制する。私学の助成を前年度同額以下に抑制する。そして、私立幼稚園に対する経常費助成費補助が抑制される。さらには、給与や、旅費、庁費などの経常事務費を前年度と同額以下に抑制を図る。これは地方公務員の問題ですけれども。

いろいろと７点にわたって、こうした住民とかかわりのあるところの補助を打ち切る、こういう中では私はぜひ、もちろん東京都がやってくだされば結構なんですけれども、鈴木都政のもとでは心もとないので、ぜひ革新の森田市政こそ、昨日も補助金１割カット、これをどうするかという中で、市の方で補助金をカットして市民が困るその問題については、上乗せしてやります、というふうに答えているわけです。私はそういう点では、先ほどから強調しておりますように、私立幼稚園に対する補助が削減される中では、東京都ももちろん一生懸命やっていただくと同時に、日野市からももっとこの点ではやっていただきたいと思いますが、来年度６０年度の予算、もうすぐ決定されると思いますけれども、この点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私立幼稚園の父母負担の軽減措置としては、東京都にも積み上げの要請をいたしておりますし、市もそれにまた対応して行う、という考え方を持っております。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、これからの幼児教育構想について質問いたしますが、これはこれからの本当に日野市の幼児教育を行う場合、重要な問題だというふうに思います。そういう点では、先ほど教育

長の方からもいろいろと言われましたけれども、日野市公立私立調整懇談会、この懇談会だけで任せることでなくて、ぜひ、いろいろと市民を入れた中で、この問題を新しい方向を打ち出していっていただきたいというふうに思います。

先ほども広報を紹介いたしましたけれども、ああいう形で、あのとき以上に今臨調行革が子供たちの上にも押し寄せてきているわけですから、そういう点では、市民の前に幼児教育が今こういうことになっているんだということを、また、私立幼稚園がこうなっているんだということなども、市民の前に明らかにしながら、それでは市民と一緒にどういうふうに考えていくか、こういうことが必要ではないかというふうに思います。

そういうことで、皆さんと御一緒にぜひ市長も幼児教育構想、議員の中にもベテランの方もいらっしゃいますし、その専門の方もいらっしゃいます。また、幼児教育に携わっているお母さんも本当に熱心に、これからの日野市の幼児教育をどうするかという、そういうお母さんもいらっしゃいますし、いろんな方の知恵をかりて、これからの日野市の幼児教育について、考えていっていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、私はこれからの幼児教育のあり方は、公立も私立も一緒に共存共栄していく。そしてその中で幼児教室も、本当に規模が、もし市の方でどうしても縮少せざるを得ない、もしもです、今のままやっていかれればいいですけれども、どうしてもお母さんたちの強い希望によって、自分たちがつくってきた手づくりのこの幼児教室をつぶすことができないという中の、そういう意見が出てきた場合には、私は幼児教室も一緒に日野市の幼児の問題については、やっていくのがいいんじゃないかというふうに思います。そして、私たちの国民の幼児教育、これのいろんな願い、これを実現していくことが、今必要だというふうに思っております。

先ほどからも私はたくさん、私立幼稚園のことも随分言いましたけれども、本当に私はお世辞でなくて── 保育園の問題もやはりそうだったんです。保育園も、公立の保育園がなかったから、それまで私立の保育園が援助して現在まできた。そしてまた、幼稚園も私は同じだというふうに思うんです。そういう中では、私立幼稚園の果たしてきた役割も評価し、そしてそういう中で、今、幼児人口が減ってきている中では、それでは公立幼稚園としてはどういうふうにあるべきかということで、今、３０名の定員ということで少なくしてきておりますけれども、やはり定員が少ないということは、それだけいい教育はできるということになると思うんです。

４０人、５０人の子供たちの教育よりも、定員が少ない３０人や２０人の子供の方が、もっといい教育ができるわけですから、私はもっと公立の幼稚園の幼児の定数、こういうことについても考えて、そしていい教育をやっていただきたいというふうに思います。

今、国の方が、また言いますけれども、臨調行革の中で補助金がどんどんカットされる。しかし、一方、軍事費だけが大突出（「ほらほら、待ってました」と呼ぶ者あり）確かにそうなんです。暮らし破壊の地方自治体、補助金も削減ということで、これは保守系の町長も、会長さんも、福祉団体も反対ということで、全国でもたくさんの自治体で反対の決議が行われております。

そして、その中で、私は本当にこんなことをしていいのかしらというふうに思うのは、この補助金の削減の中で、高度僻地児童のパンとミルクの給食費、これすら削るんです。また、高度僻地の修学旅行費、これも削る。公立学校施設整備費、それから要保護、準要保護の援助費、こういうものも削っております。

４０人学級を早期に実現してほしいという、こういう願いが、今全国でも沸き起こり、中曽根さんもついにやらざるを得ないところまできているようでございますけれども、学校施設整備費に１１３億削る。この中では、Ｐ３Ｃ対潜哨戒機１機、１１７億、これを削れば学校施設整備費、これを削らなくてもいいわけです。そうしたらもっともっといい教育もできますし、また、保育所の措置費３１０億円削られますけれども、これも潜水艦１隻３４２億（笑声）笑いごとじゃないんです。軍事費、自衛隊のこういうものを買わなければ、保育所の措置費 310 億円ここにかけられるわけです。

私は本当に、２０歳の青年を持つ母親の議員としても、再び子供を戦場に送らないためにも、ぜひこういう、今、中曽根さんが進めております教育臨調、これが非常に危険な方向に今動いておりますけれども、教育改革を進めて、そしてそれが次には憲法改定、徴兵制復活、安上がりな乗務員づくり、浮沈空母に子供たちは乗せたくありません。

そういう意味で、ぜひとも私は、革新市政のこの１２年間の成果、今回の一般質問でいろいろと革新市政攻撃の質問なども行われましたけれども、私は１２年間の革新市政は、本当に今、こうした臨調行革のもとで削られる、それを温かい配慮をして上乗せする、こういう行政をやるのこそ、森田革新市政でなければできないというふうに思っております。

これが、自民党の市政が復活したら、どうなるでしょう。鈴木都政と同じように、国の方向

にそっくり向いてしまう。臨調先取りでばっさり切られてしまうことになってしまいます。

私は、ぜひ幼児教育政策をいい方向に続けるために、ぜひとも市民参加を貫き、そして市民も一緒になってこれからの幼児教育をどうあるべきか、こういうことをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

そしてまた、第１には、ぜひとも森田市長が次にも引き続きこの市政をやっていただくよう、このことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１３の１、幼稚園、幼児教室など幼児教育について問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時１７分散会

12月17日　月曜日　（第７日）

昭和 59 年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第49号）

１２月１７日　月曜日　（第７日）

出　席　議　員（２９名）

１番	橋　本　文　子　君	２番	福　島　敏　雄　君
３番	小　俣　昭　光　君	４番	小　山　良　悟　君
５番	谷　　長　一　君	６番	古　谷　太　郎　君
７番	馬　場　繁　夫　君	８番	馬　場　弘　融　君
９番	高　橋　徳　次　君	１０番	旗　野　行　雄　君
１１番	一ノ瀬　　隆　君	１２番	板　垣　正　男　君
１３番	鈴　木　美奈子　君	１４番	川　嶋　　博　君
１５番	飯　山　　茂　君	１６番	夏　井　明　男　君
１７番	黒　川　重　憲　君	１８番	古　賀　俊　昭　君
１９番	市　川　資　信　君	２０番	藤　林　理一郎　君
２１番	名古屋　史　郎　君	２２番	竹ノ上　武　俊　君
２３番	米　沢　照　男　君	２４番	中　山　基　昭　君
２５番	大　柄　　保　君	２６番	秦　　正　一　君
２７番	奥　住　芳　雄　君	２８番	石　坂　勝　雄　君
２９番	滝　瀬　敏　朗　君		

欠　席　議　員（１名）

３０番　高　橋　通　夫　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程　昭和５９年１２月１７日（月）

午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１０分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

本日、高橋議長所用のため、副議長が議長席に着きます。ふなれな議長ですので特段の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員１８名であります。

一般質問に入ります。

１４の１、自民党政府へ、評価替えによる固定資産税の増税の中止を要求し、市民の暮らしを守れについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（板垣正男君）　政府自治省が、来年度の固定資産の評価替えを行いつつ、固定資産税の増税を行うよう各市町村に指示を出しているわけでありますが、この「固定資産の増税の中止を政府に要求し、市民の暮らしを守ってほしい」こういう題で一般質問を行ってまいります。

ことしの８月から９月にかけまして、各新聞とも一斉に固定資産税の引き上げを報じております。来年度は、ちょうど3年目の評価替えの年にも当たりますので、その作業がいま進められていると思うのでありますが、８月７日付の各紙は、宅地３年間で２０％の引き上げ、新築木造家屋３から５％引き上げという大きな見出しで伝えております。そして、来年度の増収見込みは2,５００億円に達するというものでございます。さらに9月に入りまして２９日の新聞は、前日開かれました自治省の諮問機関であります中央固定資産評価審議会で了承を得たとして、自治省の方針が正式に決定されたことを伝えております。宅地で１９.９％のアップを初めといたしまして、木造建物で３％、コンクリート建造物７％、たんぼが9.5％、畑9.4％、山林2.4％それぞれアップするというものでございます。

ところが、この評価替えに伴う固定資産税の増額に対して、各方面からいろんな意見、批判が起きているわけでありますが、新聞の論調なども批判的な意見を述べているわけであります。たとえば固定資産税の引き上げを伝えたこの記事の解説で次のように述べておるのであります。自治省によると、６０年度の固定資産の評価替えに伴い、宅地の固定資産税の負担は２０％程度重くなる見通しだが、最近のように急激に地価の上昇率が鈍化すると、評価替えと地価上昇との実感にどうしてもずれを生じる。今回はその典型と言えそうだというわけであります。地

価の上昇率が最近鈍っているということが伝えられているわけでありますが、それに反して20％の評価替えに伴う増税は、どうしても国民や市民から見て実感のわかない厳しい増税だというふうにしか受けとめることができないわけであります。

つい先ごろ発表されました民間の不動産調査によりましても、この３月から９月末までの半年間の地価上昇率は、前期の上昇率を0.1％下回ったと伝えております。前期比の上昇率は55年３月末調査の4.7％をピークに鈍化し続けており、これで９期続けて上昇率が鈍化しているというわけであります。地価の上昇率がどんどん下がっている中で大幅な税の引き上げというわけでございますだけに、私たちはどうしても納得しがたいものでございます。さらに、国民の中には、固定資産税の急増は老後の生活にとって大きな威嚇だ。固定資産税の課税の基準となる宅地などの評価額が来年１月から平均２０％引き上げるのをきっかけに、都市住民の間で高過ぎる固定資産税の不満がくすぶっていると、このように伝えているものであります。

さらに新聞の伝えるところによりますと、全国法人会総連合の森　清雲税制小委員長によると、川崎市川崎区に住むＡさんの場合、評価額は４６年には１３０万円だったが、５９年は2,４００万円、ざっと２１倍の上昇率だ。茅ケ崎のＢさんの場合も、同じ期間に３８倍にもはね上がったと、こういうふうに伝えているわけであります。

御承知のように固定資産税の評価は、自治省で決定いたしましたものをもとに都道府県、そして、全国の市町村において作業が進められていくものであります。税率は、昭和３０年以来１００分の1.4％と定められてまいりましたが、評価替えがそのまま今後３年間の税額を決定することになるために著しい増税というふうになっていくわけであります。

現在、日野市においても評価替えに伴う作業が行われていると思うのでありますが、納税者が自分の土地や家屋の新しい評価額を知るというのは、来年の３月に予定されております固定資産税の課税台帳の縦覧のとき、初めて知るわけであります。この間、行政側が、いわば一方的に評価額を決め、課税を決める。こういう作業が進められていくわけであります。縦覧によって初めて自分の土地や家屋がどの程度の値上がりを見たのか初めて知り、そして驚くというようなケースが多いわけであります。さらに、縦覧の期間を逸しますと、課税通知によって前年との比較で大幅な増税が行われたということも知るわけであります。そして、たとえ不服申し立てを行ったとしても、一たん決められた評価額というのは、事務的なミスがない限りほとんど変更は不可能だというのが実態ではないかと思うわけであります。個々の評価額が適当か

どうかを決めるその基準は、自治省が示した固定資産評価基準に基づいて行われるわけでありますから、それが唯一の判断基準ということにもなっていくわけであります。納税者の担税力や個々の事情など一切考慮されないと、こういう仕組みになっているものでございます。それだけに行政当局は固定資産の評価替え、あるいは税率のアップ等の計算に、十分市民個々の事情などが反映できるような税の仕組みに変えていかなければならないという大きな課題があると思うわけであります。

そこで私は、幾つかの点で質問を行っていきたいと思います。

第１点目は、来年度の評価替えの作業が現在進められていると思うのでありますけれども、どんな日程で作業が進められ、来年の３月に予想されます縦覧までの作業の進行状況、これをひとつ説明いただきたいと思うわけであります。

２点目は、日野市の評価額の最高額、最低額、そして、税率の最高最低を教えていただきたいと思います。

３点目、平均アップ率の三多摩各市の比較。日野の近隣市で結構ですが、それらのアップ率の比較を教えていただきたいと思います。

４点目は、小宅地の場合の税率は税額が幾らになるか。たとえば１９.９％を引き上げた場合の一例を教えていただきたいと思います。

５点目、評価替えによる税の増収分の総額は幾らになるか。そして、単年分は幾らになるのかそれを教えていただきたいと思います。

６点目は、次の個所の昭和３９年と昭和５９年の評価額と税率の倍数の比較を教えていただきたいと思います。新町一丁目、同三丁目、多摩平六丁目、日野台三丁目、同四丁目、富士町、さくら町、日野本町四丁目、そして、日野の平均値幾らになっているか教えていただきたいと思います。

７点目、昭和３９年と昭和５９年の比較で法人別市民別の評価額、税額の倍数を教えていただきたいと思います。

８点目は、昭和３９年と昭和５９年の比較で、宅地の納税者数を教えていただきたい。

９点目は、同じように昭和３９年と昭和５９年の比較で、免税点以下の宅地の割合はどのくらいになっているか教えていただきたいと思います。

１０点目は、評価替えに伴う固定資産税の増額を行う法的な根拠。自治省からの行政通達な

ども当然あるわけでありますが、それらとの関係で評価替えによる固定資産税の増税を中止させる――そういう点での各市町村の長の裁量権はあるのかどうか。この点の説明を１０点目にいただきたいと思います。

以上、幾つかの点で質問項目を示しましたがわかりやすく御説明をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　１０点の御質問でございますけれども、順を追って御説明したいと思います。

まず１点目でございますけれども、来年度評価替えを行うわけでございますけれども、その作業手順はどうなっているかという御質問でございます。いま最終的な作業を進めておりますけれども、手順といたしましては、基準地は１カ所ございます。あと、標準地というものがございまして、市内５３カ所ございます。それに対する評価の決定をするわけでございますけれども、これは、先ほども御発言がございましたけれども、国・都の指導によって市長が決定するわけでございますけれども、その評価の決定に基づきまして各筆ごとに価格を設定するわけでございます。そのいまの段階がいまの状況でございます。それで、１月に入りまして電算に投入、それから、出入力後のチェック。その段階で２月に市長が価格決定をすると。それで、縦覧が３月１日から３月２０日まで、３０日以内に異議申し立てがございます。それで、最終的な評価の決定をすると。これが今後の作業手順でございます。

それから、第２点目でございますが、日野市の評価額の最高最低、それから、税額の最高最低はどうかということでございますけれども、これは、５９年の平米当たりの宅地の設定でございますけれども、評価の最高は約２４万円です。最低が１万４００円。それから、平均が２万5,400円くらいです。それと、税額の最高でございますけれども、最高が3,500円前後です。それから、最低が１４０円前後。平均は３５０円ということでございます。ただし、小規模住宅・宅地の場合はこの額の４分の１になります。

それから、第３点目の近隣とのアップの比較でございますけれども、南多摩関係でございますけれども、八王子市が２２％増です。それから、町田市が１８％、多摩市が約３２％、稲城市も３２％アップでございます。２６市平均でございますとアップ率は２１％となっております。

それと、４点目でございますが、小規模住宅用地の場合の税額は幾らかという御質問でござ

います。１例を挙げますと、評価額を日野市の平均で申し上げますと、約いま１平米当たり２万5,000円と設定いたしますと、それで２００平米の場合でございます。もとの税額が１万7,500円、今度の約１９.９％の場合は約２万1,000円になります。額としては3,500円の増額ということにはなります。

それと、第５点目でございますが、増税に伴う徴収分は幾らかと、総額は幾らかということでございますが、２０％を上げた場合、固定資産で約3億5,000万でございます。単年度1億7,000万円。恐らく負担調整があると思いますので単年度１億7,000万円を予定しております。

それから、第６点目でございますが、３９年と５９年の比較ということでございます。２０年の前のことでございますけれども――御指定の地域がございました。これは、御指定の地域を中心にしたその周辺の平均値ということで御理解いただきたいと存じます。申し上げます。新町一丁目付近ですけれども、倍数といたしまして約１０倍でございます。それから、新町三丁目、１７倍でございます。それから、多摩平六丁目約5倍。それから、日野台三丁目約１６倍。それから、日野台４丁目、１３倍。それから、富士町、２０倍。さくら町、１０倍。日野本町４丁目が7倍と、日野市の平均で約１１倍となっております。

それと、７点目でございますが、３９年と５９年の法人別、個人別、それの評価額税額倍数ということでございますが、ちょっと評価額の比較が困難ですので、課税標準等で比較したいと思いますけれども、課税標準でいきますと法人が約6億から５９億、約９１倍になりましょうか。個人で8億が、５３６億円でございます。それから、税額といたしまして法人が8,000万、個人が7,000万円でございます。これも倍数としましては法人が９０倍、それから、個人が約６５倍ということでございます。

それと、８点目でございますけれども、宅地の納税者数との比較でございます。39年と59年の比較でございますが、納税者数でございます。土地だけに限らしていただきますけれども、宅地でございません。土地ということでございます。３９年が5,400人、59年が2万3,500人と、倍数としては4.3倍にふえております。

それと、９点目でございますが、免税点以下の宅地の割合はということでございます。これも３９年と５９年の比較でございますけれども、３９年免税点の割合が2.6％、それから、59年が0.02％と免税点が下がっております。

それから、１０点目でございますが、評価替えを中止することができるかと、市長に裁量権があるかという御質問でございますが、評価替えでございますけれども、法的根拠ということでございます。御説明いたしますと、市町村長は、法律の３０８条にございますけれども、固定資産評価基準というものがございます。これを自治大臣が決めるわけでございますけれども、自治大臣と、それから、都道府県知事の指導助言を得て価格を設定しなければならないと。市長は国の指導、それから助言を得て、都の指導を得て価格を設定しなければならないと。これが法の４０３条にございます。それで、この価格の決定は3年に1度の基準年度がございます。これで、基準年度におきまして売買実例、それから、公示価格、それから、精通者価格及び相続税価格等を十分に検討しまして、国・都の指導助言を得て見直しを行うものでございます。この見直しの規定でございますけれども、４０９条、それから、４０３条とございます。全国一律に行うものでございます。全国統一するということは、いわゆる市町村間の均衡を保つということでございます。したがって、1市のみではこれを行わないということはできないわけでございます。あくまでも評価基準によらなければならないということでございます。もし評価基準に従わない場合は、法の１１９条で価格の修正を知事が勧告するということに決められております。ただし、最終決定は市長が決めなければならないということでございますので、裁量権は全くないと言えないんではないかと、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　ただいま市民部長から説明があったわけでありますが、この際ついでといいますか、聞いておきたいのでありますが、5点目に質問いたしました評価替えによる増収分の総額は幾らかという項で、固定資産税の説明はあったんですが、都市計画税の増収分は総額で幾らと、単年度で幾らか、この点もひとつお伺いしておきたいと思うんです。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。現在都市計画税は１１億ございます。それで、単純に計算いたしますと、これで都市計画税が約2億でございます。単年度にいたしまして1億円になろうと、このように考えております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　いま担当部長からも詳しい説明があったわけでありますが、

２０年前との比較で大幅に評価額、税額とも増加していることがはっきりとわかるわけであります。私は、昭和３９年との比較で伺ったのは、ちょうど現在行われております3年ごとの評価替えが始まったのが３９年からでございまして、これまで6回評価替えが行われ、その都度税が引き上げられてまいってきていたものでございます。そういうことから、この２０年間の比較で見ますと大幅な増加になっているということがわかるわけでありますが、各町ごとの違いであるとか、あるいは企業の所在する土地の評価額、税額等の倍数も明らかになるわけであります。所によっては日野の平均の税の増加倍数より低いところもあるわけでございますが、これについては、また後ほど触れておきたいと思います。

さて、評価替えに伴う固定資産税の増加を中止する。そして、そのことを政府に強く申し入れを行う。こういう質問のタイトルでございますだけに、固定資産税の評価替え中止を行うそれなりの理由を幾つか述べておきたいと思うわけであります。

いま政府自民党が来年度の予算編成作業を進めているわけでございますが、最近の新聞でも明らかにされておりますように、住民税の均等割りを２０％引き上げるという案が検討されているとも伝えられております。固定資産税の引き上げに加え、住民税が引き上げられるということになりますと、市民生活、国民に対する税が一段と強化されてまいってくるわけであります。そうでなくとも医療や福祉の部門で次々と住民負担を強めているときだけに、二重三重の国民への攻撃がかけられてくるということにもなってくるわけであります。昨年からの老人医療の有料化が行われました。ことしの１０月からは健康保険の1割負担が導入されました。そして、いま国会では年金法の改悪が急いで衆議院を通過させる。こういう動きも強まってまいってきております。住宅の取得に伴うローンの返済で一家離散というような例も珍しくはない今日私たちの生活実態でありますだけに、さらに、固定資産税の２０％増加は、どうしても認めることのできない増税だと言わなければならないと思うわけであります。

固定資産税は特に土地に対して、宅地に対しては耐えがたい増税感を与えるものでありますけれども、ことしの１０月の１２日に行われました全国の借地借家人連合会の代表の人たちが自治省交渉を行い、その席上、固人資産税が高くて、もうこれ以上払えないという人が出てきて、固定資産税を払ったためにサラ金に手を出したという例も報告されております。また、全国の青色申告会の総連合専務理事の吉田文一という方が、この際、生存権的財産ともいうべき小規模の宅地は、評価替えに伴う増税を中止して、現行の固定資産税にとどめてはどうかとい

う提言を行っております。（「土地だけじゃない」と呼ぶ者あり）そして、応益と応能を加味して固定資産税の抜本的な見直しを行うべきだ、このように述べているわけであります。

先ほどから２０％の引き上げが行われるということを、繰り返し新聞等の報道によってお話を申し上げてきたわけでありますが、地価の上昇率が鈍っているという中で、２０％の引き上げというのはもともと不当だと言わなければなりません。昭和５６年から５８年までの３年間の地価の上昇率は１２.２％だとされております。これは、国土庁の基準地価の上昇率でございますが、その案も大幅に上回る引き上げを行おうとしているわけであります。この２０％の引き上げは、たとえば同じ時期の国民の所得――３８年から５７年までの間の国民の総所得、１人当たりの国民所得が8.３１倍になっております。同じ年の物価指数は幾らかといいますと3.６６倍。こういう数値からも、今回の２０％の引き上げがいかに大幅なものかということが理解できるものでございます。土地の評価が、適当な時価ということで税法にも規定されているために、売買実例価格などの上昇のスライドするという固定資産税の税の仕組みは、抜本的に変えていかなければならないと思うわけであります。

問題点の二つ目といたしまして、２０％の固定資産税のアップは、今後も一層強められる傾向があるということであります。政府の税制調査会が、昨年１１月にまとめました中期答申で、固定資産税を一層充実をさせるべく方向を打ち出しております。それだけに今回の２０％のアップによる増収確保は、税収を確保させたそれを優先させる恣意的な値上げではないか、こういう論調もあるわけでございます。

３点目は、全国的には2,５００億円の増収になると言われているわけでありますが、これは、来年度地方自治体に対する補助金の１割カットが実施されますと、2,４００億円からの削減になるそうでございますが、その削減分を固定資産税の値上げによって賄うという考えが含まれていると言われております。いわば住民や自治体への負担の転嫁と言わなければならないわけであります。その一方で大企業に対する税の仕組みは、いろんな方法で減免優遇制度がとられているわけでございますだけに、一刻も早く大企業に対する特権的な減免税を改める必要があるわけでございます。

たとえばこういう憂いもあるわけでございますが、昭和５５年度の場合、東京電力など電力９社にかける固定資産税の額は、推定で１９１億円にも達したと言われております。しかし、一方同じ年の東京電力ほか電力９社は合計5,００９億円の利益を挙げました。内部留保を含めますと、その合計利益は1兆2,５７８億円にも達しておるのであります。特例措置を設けて税の減免を図るという必要はないと言わなければなりません。ですからこそ青色申告会の方も、固定資産税の抜本的な見直しを行うべきではないだろうかと、こういう提言を行っているわけであります。

私は、こうした問題点を含んでおります固定資産税の評価替えに伴う増税を――先ほどの担当部長の説明では自治体の長の裁量権がない。あるいは、たとえそれを行おうとしても知事からの勧告を受けるというような制約があってできないとしても、政府に対する申し入れを行っていくべきだと思うわけであります。しかし、最終的には市長が決めるわけでありますから、全く裁量権がないということも言えないと部長の説明でございます。全国的な例があるかどうか説明がなかったのでありますけれども、私は、少なくともさまざまな増税路線が強化されている今日、市長は勇断をもって政府への意見を強く打ち出していくべきだと思うわけであります。２０％の引き上げの問題、あるいは2,５００億円の増収が、地方自治体に対する１割カット分を穴埋めするという問題、そして、大企業に対する優遇的な措置がとられていることに対する緊急な是正等を必要とする今回の固定資産税の増税を、私は、はっきりとした姿勢で中止を打ち出してほしいと思うわけであります。

いまの私の中止の理由となる幾つかの問題点、そして、先ほどの３９年と５９年の比較における増加。あるいは今日の市民生活、国民生活の実態を踏まえて、市長の見解をお伺いしたいと思うわけであります。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　税制につきましては、特に固定資産税は納税者の立場で勇断をもって見直し、増税は中止せよと。こういう御意見でありまして、いろいろ複雑な感じを持ってお聞きしておるところであります。固定資産税は、さかのぼって戦後シャープの税制勧告に基づいて、いわゆる市町村自治体に対する固有の財源の一つであるというふうに定められております。したがいまして、適正な税率をもって納税者に地方自治に対する責任と、それから、自分たちで自治をやるという大きな根拠になる意味を持ち合わせておると、こう思っております。

制度的に申しますと、確かに３９年以降物価の高騰ということもありましたし、財政需要ということもありますために、見直し見直しということが3年おきに繰り返され、それがまた調

整をして単年度ほとんど一定の上昇線をもって貫かれておると。大きな財政を支える根拠であり、また、財政需要にこたえる大きな財源であると、このように言えると思うわけであります。そして、その見直しは絶えず── これまでは土地のいわゆる上昇率を下回る、あるいはスライドするという程度であったのが、近年上昇率が鈍っていますので、上昇率をはるかに上回るそういう評価替えの率になる── こういう若干の矛盾があらわれつつあるわけであります。そして、目指す評価替えの水準というのは時価方式であると。時価を基準にするというところまで見直しをするんだというふうに言われておりますので。いまの逆ざやは、つまり時価に近づけるそういう役割りに当たっておるというふうに言えるわけであります。

なおまた一方、課税の権限といいましょうか、これはもちろん法に基づき、中央また都県レベルの平均を保つための、つまり全国の平均を保つための強い指導を受け、一単独市町村が長の裁量権によって左右できると。こういう余地は恐らくないと思いますし、これまでその例はなかったと断言できると思います。確かに納税者の立場から言いますと、担税力の限界になると。所得税において、あるいは地方税において、あるいはこれらの固定資産税において、その他の消費税において、まさに担税力は限界であると。あるいは、もう耐えがたい状況にあると。こういうことも確かに言えるわけでありますから、固定資産税の評価替えに対する中止というふうな意見なり期待が生まれてくるということも、理解できないわけではありません。

しかしながら、自治体経営の立場から言いますと、公式に認められてあります税収であり、また、財源の依存として強固な立場にある固定資産税に安易な手を加えるということは、これはむしろ慎むべきであると、こう言わざるを得ないと思っております。

これに付加される税として、目的税ではありますが、都市計画税には若干の裁量権が付与されてあります。この都市計画税につきましても、その裁量の範囲を云々されることもあるわけでありますが、われわれの市といたしましては、現状最もハードな町づくりのさなかにある理由もあわせ考えて、また、他市がそれの減額措置をなし得ていないごとく、われわれの市も同じ立場でありますので、なかなかそのことも困難であると。都市計画税の税率を下げることも困難であると、こういうことを申し上げてまいっております。

この際、私どもでいま真剣に検討いたしておりますのが、いま質問のあったわけではありませんが、都市計画税にかかわる一面を持ちますところの、下水道の受益者負担という制度が従来とられておるものについてであります。かつては受益者負担制をしかないと、公共下水道に対

します認可の与えられる、与えられないにまで関与されたというふうに聞いておりますが、最近は必ずしもそうではないと。そういう状況にありますし、下水道受益者負担金の制度そのものに二重課税であるとか、あるいはすでに家庭に水洗トイレが普及している状況の中で、なかなか理解を得ることがむずかしい。あるいは現実に二十数年前の多摩平がどうなっていたか。いろいろ複雑な問題がありまして、われわれのいまの検討段階でなし得る措置として、下水道の受益者負担金は、これを制度として採用しないことに決定したいと、こういう考え方を一つ持っております。

そういうこととあわせ考えまして、税負担の深刻な時期ではありますが、町づくりの将来のことを考え、また、当面なし得る最大限の措置のことも考えまして、そのような大枠でこの固定資産税関係にかかわっておりますことを御理解をいただきたいと、このように回答として申し上げたいところであります。細かい、いろいろまたお答えすべきことがあるかもしれませんが、そういうことを一段階お答えをしておきたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　市長の答弁では、なかなかむずかしいとの考えだと思います。一自治体で市長の裁量権で固定資産税の増税分を中止させる── いうことそのものは確かにむずかしいことでもありましょう。あるいは全国的にもまだ余り事例がない── いや全然ないかもしれないという問題でもあるわけであります。ですから、私が今回の質問でも取り上げておりまして、その表題にも明らかにしておりますように、政府みずからがこれを指示するわけでありますから、政府に対して評価替えの中止を求めるという、そういう行為はできると思うのであります。市長会、その他いろいろな機会があるかと思うわけでありますが、そういう機会をとらえて、積極的な姿勢を示していくということも重要なことではないかと思うわけであります。

最初に私が申し上げましたように、３年ごとの評価替えは昭和３９年から始められてまいりました。昭和の４２年には評価替えが見送られるということもあったわけであります。これは、当時国民の中に広く評価替えを中止せよという世論が盛り上がりまして、政府もそれを見送ったという事例があるわけでございます。そういうことを考え合わせるならば、評価替えを中止するということは絶対不可能だということではないわけでございまして、何といっても世論の盛り上がりによって評価替えをストップさせ、増税をストップさせるということも可能だとい

う経験を国民は持っているわけでございます。広く市民に訴えるなり、あるいは議会に訴えるなり、そして、あらゆる機会を通じて固定資産の評価替えに伴う増税の中止を求めていくよう、強く要望しておきたいと思うわけでございます。

次に、幾つかの固定資産税の税制における問題点、改善すべき点があるのではないかと思うわけでございますので、以下、幾つかの点について考えをただしてまいりたいと思います。

一つは、生活保護世帯への固定資産税は、もちろん減免の対象になるわけでありますが、収入の少ない年金生活者、あるいは障害者などへの減免制度を拡大するということでございます。さらには、老人世帯の場合、徴収猶予の上、遺産などによって一括納付する。こういう制度なども検討してよろしいんではないかと思うわけでございます。条例に盛り込まれております種種の減免制度はあるわけでございますが、特殊な事情が生じた場合の制度を適応させるという例が多いわけでございますけれども、収入の少ない低所得者への減免制度、より拡大していくと。こういう考えを持って増税からの救済措置を講じていくべきだと思うわけであります。それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

２点目、固定資産税が上がってまいりますと、必ずといっていいくらいアパートなどの家賃がそれを理由に値上げをされてまいります。私も、以前そういう住宅事情にあった際、固定資産税の引き上げによって家賃の値上げを勧告された例がございます。こういうようなことからもトラブルを生じる例もあるわけでございますが、現在の法のもとでは借地や借家人が固定資産税台帳の閲覧ができないという、こういう制度になっているものでございます。これを、借地借家人も関係人として台帳の閲覧ができるように、制度の改正を意見として国に要求することも必要ではないかと思うわけであります。また、市町村の裁量でそれができるということであれば、当然そういう制度を導入すべきであります。

３点目は、大規模の土地の評価額を公表するということでございます。大企業や大地主所有への課税を、より適正なものにするという点からも、現在公表されていない評価額を公表するということも大事であります。毎年、年間の高額所得者の発表はなされているわけでありますから、その例からも土地の評価額、特に大規模用地には公表しても何ら問題はないかと思うわけであります。

４点目は、現在の免税点方式を基礎控除方式に改めるということでございます。御承知のように、現行の免税点は宅地が１５万、家屋は８万円、１０年以上にわたって据え置かれたまま

になっております。これは、実態を無視した免税点だと言わなければならないわけでございますが、これを、全納税者に利益が及ぶように基礎控除方式に抜本的に改めていく。こういうことも必要ですし、金額を大幅に引き上げていかなければなりません。低所得者に対する課税の減免制度は、こうした点からももっともっと研究されてしかるべきだと思うわけでございます。

さらに、路線価方式の見直しということも、これもいろんなところでも話題になるわけでございますし、見直しも必要なのではないかと言われているわけであります。御承知のように、路線価方式は道路に面した地点を最高額として、奥に入っていくと申しますか、道路から離れるに従って評価額が落ちていくと、こういう制度になっているわけであります。大企業など大規模用地は道路から離れるということから、基準額がどんどん、どんどん落ちていくという、こういうことによって課税額が非常に低くされている。こういうことなども指摘されているわけであります。全国的な例で申し上げますと、大企業が集中しております千代田区丸の内のビル街では、評価額が昭和３８年から５７年までの間で、わずか１８倍にしか上がってないということが言われているわけであります。その一方で、宅地などは多いところで、たとえば世田谷の例などが新聞で公表されておりますけれども、普通住宅地の場合１１６倍、普通商業地域で１３０倍にもはね上がっているということが言われているわけでございます。こうしたことなどを例にいたしまして、路線価方式の問題点なども指摘されているわけでございます。十分検討する余地があるんではないかと思うわけでございます。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、先ほど市長も少し触れたのでありますが、都市計画税の制限税率現行の0.3％を引き下げるという課題でございます。御承知のように、都市計画税は固定資産の評価が上がっていくのにつれて0.3％ずつ自然に税も引き上げられると、こういうことになっていくわけであります。実際の税の負担は、固定資産にほぼ匹敵するような割合になるというわけであるわけでございますが、日野市の都市計画事業上、都市計画税を引き上げるほかにいかないという市長の見解でございますが、私は、市民生活の実態や、相次ぐ増税を行われるという中での、市長の裁量権の及ぶ都市計画税の引き上げを真剣に検討する余地があるんではないかと思うわけであります。

すでに全国的な例で申し上げますと、0.3％の課税以下で行っているところが、都市計画税を実施している市でも３６.７％に及んでいるということが明らかにされております。東京でも

事例があるわけでありますから、不可能な課題ではないと思うわけであります。（「具体的に言えよ」と呼ぶ者あり）私は、こうした点などを十分検討し、もちろん都市計画や町づくりの面からも検討する中で、都市計画税の引き下げは十分可能だと判断するものでございます。税率0.2％まで引き下げられるんではないかと思うわけであります。

それからもう1点、公道化している私道に対する非課税を実施するという課題であります。これは、私は先般議会でも団地の例を挙げて質問を行いました。開発指導要綱に適合させるさまざまな開発が行われるわけでありますが、道路としての条件を備え、あるいは土地を道路部分の分筆を行うということなどがきちっと指導されておりまして、今日では開発に伴うあいまいな点というのは非常に少なくなっていると思います。そのために、町づくりも環境の整ったものとなるべく努力が払われてまいってきているわけであります。そして、多くの事例では道路部分の市への寄附が行われていることになっているようでございます。しかし、開発指導要綱が実施されました53年以前の開発地においては、私道が個人所有のまま、しかも課税もされるという状態が今日まで続いている例も、また少なくないわけであります。分筆されていないということの理由で、なかなか市への道路としての寄附がなされていない例もございますし、また、そのほかの理由で道路としての寄附をしないという場合もあるでありましょう。また、団地などの例で見られますように、実態は公共道路としての役割りを果たしている例もあるわけでございます。こうしたところに対する非課税を実施するという、これも私は、日野市はもっと徹底して行っていく課題の一つだと、このように考えるわけでございます。

最初に申し上げました5点については担当部長からのお答えになるかもしれませんが、都市計画税の制限税率の引き下げ、そして、公道化している私道の非課税、これらについて先ほどの答弁とダブりますけれども、市長の考えを再度伺っておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

第1点目の、いわゆる低所得者の救済措置ということでございます。現在日野市では、いわゆる固定資産、都市計画税の減免基準というものがございます。これに従って行っているわけでございますけれども、いわゆる納税の負担の問題でございますけれども、あくまでも納税義務者の担税力の問題でございます。これがかなり低いか高いかの問題でございますけれども、やはり本来の納税の義務がございますので、これを拡大するということは考えておりません。

できるだけ納めていただくというのが本来の趣旨でございますので、ただいまの御意見は御意見として承っておきたいと思います。

それから、第2点目の地代家賃の便乗値上げがあるんではないかという御質問でございます。この便乗値上げというその基準というのは大変むずかしいと思いますけれども、何が便乗かという問題になろうかと思いますけれども、国から、便乗値上げをしないような措置をとるようにというような文書が来ているようでございます。これは、広報等に掲載いたしまして一応PRをしたいと、そんなような考えは検討したいと思っております。

それで、あと関係人という問題でございます。借地借家人を関係人の1人として評価額を見たいという御意見でございますけれども、法22条に守秘義務がございます。この関係から特定地のといいますか、個人の財産を知らせると、見るということは個人のプライバシーの問題もありますので、現在のところ関係人の中に借地借家人を入れることが、いまのところできないと考えております。

それから、3点目ですけれども、大規模用地の評価額を公表したらどうかという御意見でございます。これも先ほど言いましたとおり、特定地の評価額を公表することは、やはり本人以外公表しないというような原則でございますので、これは考えておりません。やはりプライバシーの方の立場上、ちょっとできないものと考えております。

それから、第4点目の、免税点の方式を基礎控除方式に改めたらどうかという検討はどうかということでございますが、法の趣旨から言いますと、免税点といいますのは、いわゆる土地については15万円、それから、家屋については8万円ということでございますけれども、いわゆる零細な基準── 課税客体をそこまで把握するのは非常に事務処理上繁雑であるという趣旨で免税点を設けておるものでございます。したがいまして、これを一律に基礎控除方式ということでは、現在の税法の中では、いまのところは考えてはおらないと思います。ただ、こういう方式を改めるような世論といいますか、そういうものがあれば、また考えも改まるかと思いますけれども、現行では考えられないところでございます。

それから、5点目の路線価方式の見直しということでございますけれども、評価基準には標準値方式と、いまの路線価方式がございます。日野市でも地域によりまして方式が違いますけれども、できるだけ路線価方式をこれからも進めていきたいと、こういうように考えております。その理由といたしますと、路線方式は、いわゆる道路に基準を設けたり価格を決めるわけ

でございますけれども、これによってきめ細かい評価かできるというふうに考えておりますので、できるだけ市街化した地域におきましては路線価方式をとっていきたいと、このように考えております。

以上５点お答えいたしました。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　固定資産税は税制の中のかなり正確な、また、長い歴史を持つ── 地方税となったのはそう長くはないんですが、とにかく昔は地租というふうな形ですべての私有地に課税をされておるという長い歴史があるわけでありまして、今日の不公平税制ーーこれは、言えば、幾つもあると思うんですが、それの中の一つというふうに見るべきではないと、こういうふうに思います。相当公平化された税制であると、このように評価できると思っております。ただ、課税の対象者が非常に幅広いと。あるいは生活基盤になる小宅地、小住宅にまで課税が及んでいるということで、いろいろと感情的に論議は出ることは、また十分うなずけるわけであります。

なかんずく都市計画税、これは比較的新しい税目でありまして、特に終戦後、経済成長に伴い都市が人口の都市集中にあわせて膨大な宅地化が進んだわけでありますし、また、物価地価ともに異状な上昇を示したわけでありますから、また、それの後始末をする意味でも、いわゆる都市基盤の整備、このことが今日的大きな課題になっておることから考えて、やはり負担をしてもらう。また、財源としての理由根拠があると、このように言うべきだと思います。

制限税率の0.3％、全国では３６％も税率を動かしている市があるというふうに言われましたが、われわれの知る範囲では東京都下武蔵野市で、あるうち１年間だけ0.3を0.２５にして、またもとに戻し、現在は0.3であると。このように聞いておりますので、自治体としてそう安易に制限税率をなお下げるということはどこもできていませんし、われわれもまた安易にはやっぱりやれないと、このように考えております。そこで、先ほど言いました── 質問されているわけじゃありませんが、追加的な、税負担に近い意味のことを考えまして、それで、これから日野市に全域に及びます公共下水道の、いわゆる受益者負担という、一種のこれは下水道税でありますが── これをやめていこうと、こういうふうに考えておるということを申し上げたわけであります。つまり、そういうことによって制限税率の引き下げに匹敵することを実施しよう、こういう考え方であります。

それから、もう一つ公共化している、公道化している私道の非課税ということは、もうすでにやっていると思っておりますが、場所によって── 場所によってというか、その個所によって、そのことが正規に及んでないとするならば、これは、私道も非課税対象にしているという例はたくさんあると思っておりますので、そのような措置はすべきであると、このように考えておるところであります。こういうことでよろしいでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　新聞の伝えるところによりますと、固定資産税の増加で年金生活者がそのうちの１割── 収入の１割を税で持っていかれるということを伝えているわけでありますが、固定資産税の値上げで、特に悲鳴を上げているのは、都市部やその近郊である程度の広さの宅地に住み、年金などで暮らしている人たちだ。年金収入約２００万円のうち２０万円、１０％を固定資産税と都市計画税に持っていかれるといった例はざらだと、こういうふうに「朝日新聞」も書いているわけでありますが、私は、こうした収入の少ない人たちに対する救済措置というものも、もっともっと拡大していく必要があるかと思うわけであります。事務的な答弁で、考えていないということだけではなくて、もう少し検討の余地を広げていただきたいと思うわけであります。

２問目の質問を行いました地代家賃の便乗値上げ防止、これは、建設事務次官と自治事務次官の通達が出されております。「出されているようだけど」ということではなくて、明確にこれは通達が出されておりまして、「固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等の改正に伴う地代家賃の不当な引き上げの抑止について」と、こういうふうに政府も言っているんです。「不当な引き上げの抑止について」こういうふうに述べているわけであります。もっと広報等を通じましてＰＲを行うということも重要でございますし、もし不服や、あるいは相談等が寄せられた場合は、親切丁寧に相談に応じるよう、通達内容でも明記されているものであります。また、当該地域の固定資産税及び都市計画税の平均的な税負担の状況等を示して、実在に即した対応を行うよう努めなさいと、こういうことも言っているわけでありますから、それらも示して相談に応ずるという、こういうことも行っていただきたいと思うわけでございます。

大規模地の評価額を公表する点は、守秘義務云々ということも言われたわけでありますが、所得のベストテン、あるいは番付などが毎年公表されているわけでありますから、土地についてのみ秘密を守るということは、ちょっと所得の公表との比較でも理由にはならないんではな

いかと思うわけでございます。機会をあるたびに、こうした点なども検討を行っていっていただきたいと思うわけでございます。

市長の答弁でございました都市計画税の引き下げは、東京の例で申し上げますと武蔵野市があるわけでございますが、これは0.3％に戻ったということではなくて、５７年度から３年間の実施ということではなかったかと思うんです。今年度は、まだ0.２５％の実施が行われているはずでございますから、よく調べておいていただきたいと思います。

さらに、この税率を0.２％に下げるよう住民の方の運動もあると伝えられております。日野市など、全国的な例をもっともっと参考にし、研究を行っていただきたいと思うわけでございます。

それから、公道化されている私道の非課税でございますが、ほとんど実施されているんではないかということでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、寄附行為などによって市に移管させるということによる非課税の実施ではないかと思うわけであります。個人所有のまま非課税にされるという例はまだまだ少ないと私は考えておりますが、いろんな事情で市に寄附をできないという場合などもあるわけでございますから、公道化されているようなそういう道路にも非課税を及ぼすということも必要だと思います。関西のある市でございますが「私道敷等評価取扱い要綱」というものをつくりまして、私道だけではなくて、敷地に対しても、たとえば遊び場だとか、あるいはその地域の事実上公園のようなものになっているというようなところに対する評価の取り扱いを定めました要綱をつくりまして、減額あるいは非課税を実施するということなども行われまして、すでに数市にこの実施が及んでいるということも伺っております。特に団地などの私道は、現行の制度にはまだ合っていないようでございますが、当然これらの公道化された私道に対する非課税を実施すべきだと思うわけでございます。申告制度のようでございますから、これらの申告を行う点など、もう少しＰＲ等も兼ねて市民の相談などにも十分対応していただきたいと思うわけでございます。

最初に申し上げましたように、今日の私たちの暮らしや生活は、相次ぐ重税によって生活、あるいは暮らし、医療、そして、健康、さまざまな角度から脅かされようとしているわけであります。歴代自民党政府の国民に対する収奪は、ますます強まるわけでございますが、臨調行革のもとで、あるいは国の財政破綻を補うために、国民への負担によってそれを切り抜けようとする政府のやり方に対して、私たちは強く反対の意思を表明せざるを得ないわけでございます。そういう点から、地方自治体は本当に地方住民の暮らし、あるいは命、健康や営業を守るという立場から、きょうは固定資産税の評価替えに伴う増税中止を中心に質問を行い、また、幾つかの提言を行い、要求も行ったわけであります。きょうの答弁にとどまらないで、引き続いて今後も十分検討されることを強く要求いたしまして質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１４の１、自民党政府へ、評価替えによる固定資産税の中止を要求し、市民の暮らしを守れに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３８分休憩

午後　１　時　５　分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、１５の１、総合運動場・体育館・プールを市民の立場を考えて建設せよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　それでは通告に従いまして質問をさしていただきます。

過ぐる１０月３１日に、日野地区に働く勤労者で組織をされております日野地区労働組合協議会の総会が開催をされ、向こう１年間の運動方針を決定しております。運動方針は三つの大きな柱からなっておりまして、一つが、平和憲法と民主主義を守るために、諸活動に積極的に参加をする。２番目が、物価、税金、雇用、福祉などの改善のために活動を推進する。三つ目は、日野市の生活環境の整備充実に働きかけていく。以上の三つの運動を日野地区労は柱にしております。

さらに、日野市への要望といたしましては具体的に六つの項目を掲げておりますが、まずそれらの項目を紹介してから質問に入りたいと思います。六つの１番目が市民会館の建設と運営の充実。２番目が総合グラウンドの早期実現とスポーツ施設の拡充。三つ目が教育・保育施設の充実。四つ目が市営公営住宅の建設促進。５番目が市内循環バスの一層の充実。６番目が危険のない通勤通学路対策の促進となっております。いま紹介した６項目につきましては、皆様方も御存

じのように検討され、すでに事業に着手したものがほとんどでございますけれども、いずれの項目も、多くの市民の要望にこたえて取り組んでいかなければいけないと私は理解するわけでございますが、そういう意味で、昭和６０年度予算編成に当たりましては、格段の御配慮御努力をまずお願い申し上げたいと思います。

さて、私は六つの項目のうち、スポーツ施設の拡充、市営公営住宅の建設促進、危険のない通勤通学路対策の三つの角度からお尋ねをいたしますので、前向きの答弁をお願いいたしたいと思います。

まず、スポーツ施設の拡充の面から質問をいたします。勤労者のことばかり続くんでありますけれども、ここに日野市勤労者協議会がまとめました報告書「勤労者の生活文化と福祉向上について」サブタイトルは「余暇生活の充実」という報告書・提言があるわけでございます。

日野市勤労者協議会は、昭和５７年１月に労働者代表、学識経験者など１５人の委員が市長から委嘱を受け、２年間の任期で発足をし、ほぼ２カ月に１回の割合で会合を開催してきたものであり、ことしの１０月── ５９年１０月「勤労者の余暇生活の充実対策」として報告書・提言をまとめたものでございます。この報告書は、１章、２章、３章というところからなっておりまして、第１章が勤労者の余暇対策の必要性。それから、第２章が余暇生活充実のための具体的施策。第３章に余暇生活充実施策の推進体制と、この３部から報告・提言されております。

簡単に御紹介をいたしますと、まず第１章、余暇対策の必要性の中では次のように指摘をしております。１９８０年に実施をされました国勢調査によりますと、日野市には4,０９８の事業所があり、４万5,０００人余りの従業員が働いているそうであります。このうち市外からの通勤者が２万2,３３６人に達しておりまして、一方、市内に住居を持ちながら市外に通勤している人は３万8,７７３人にのぼっているそうでございます。したがいまして、市外からの通勤者を含めた日野市の勤労者数は８万4,７４４人ということになり、勤労者の生活充実対策は、市の施策としてきわめて重要な位置を占めていると、この報告書は指摘をしているわけであります。

さらに加えまして週休２日制の進行でございます。週休２日制を導入する企業は、月１回の週休２日制を実施している企業を含めますと、事業所数で全体の４７.８％、従業員数の全体の７４.７％に達しているという統計もあります。したがいまして、週休２日制が定着をしてきて

いると。

さらに、日野市の人口増加は落ちつきを見せており、市民の定住意識やふるさと意識、こういうものも徐々に高まりつつあると。そうした中で、勤労者の求める生活は安定した仕事と精神的なゆとりであるとしています。生活の場は勤労者にとってあしたの活力を培うォアシスでなければならない。高度にシステム化された社会では、いろいろなサークルや文化、スポーツ活動によって疲労を回復するためにも余暇の利用はきわめて大切だと、こういうふうに指摘をしております。

第２章では、余暇活動実施のための具体的施策というふうに題しまして、一つは、憩い安らぎの場としての生活環境の整備充実を図っていくべきだと。それには二つばかり基本的な考え方を示しておりますけれども、今議会におきまして多くの議員の方から指摘をされておりますけれども、公園と緑地は今後とも町づくりの中心に位置づける必要があると。それから、二つ目は水を生かした憩いの場を確保することであると。こういうふうに提言をしておりまして、日野市の面積の１２.９％に当たる3.４９平方キロメートルの多摩川、浅川の河川敷の有効活用、それから、総延長２１８キロメートルに及ぶ用水の活用。用水は幹線だけでも３５キロメートルあるそうでありまして、親水空間を設けるなど積極的な活用を提言をしております。

さらに、大きな２番目といたしましては、余暇活動のための施策の充実という面では、まず初めに学校開放と民間施設の活用と、これを挙げております。日野市の学校開放は全国的にも早い時期から行われておりますが、主として登録団体による利用が中心で、団体加入していない一般勤労市民が気軽に個人単位で随時利用できない不満があると。個人利用の条件を整える必要があると指摘をしております。

さらに抜本的には、地域における学校をコミュニティースクールとして明確に位置づけ、グラウンド、教室の開放、ナイター施設、専用トイレ、クラブハウスなど開放を前提とした学校づくりを進めるべきであるとしております。

さらに、市内企業の施設開放については、すでに一部企業でグラウンド、体育館、テニスコートなどを開放しておりますが、市としても積極的に要請するなど、市内企業施設の開放について努力をしていくべきだとこういうふうな提言がなされております。

さらに、旧庁舎及び桑園跡地の利用につきましては、旧庁舎跡地は健康保持増進を図る機能と、生活と消費に密着した市民運動の拠点となる機能を複合させ、生き生きとした交流のある

ヘルス行政のセンターとするのが望ましい。具体的に内容が検討される際は、一般市民参加による検討の機会を設け、市民要望を取り入れるべきであるとしております。桑園跡地を利用した総合運動公園の具体化は、勤労市民として早期実現を望むとしております。屋内施設を併設する際は、余暇活動のセンター的場所として、音楽、読書が楽しめる憩いの部屋や、ロビー、研修、会議、軽食ができ、温水プールも附設し健康増進と相互交流の場とすることについての配慮も要望しております。さらに、勤労者の余暇活動は時間的制約もあり、ジョギング、卓球、バトミントンなど気軽にできるスポーツ施設として体育館の利用価値は高いので、今後の施設計画の中で配慮してもらいたいとしております。

報告書は、さらに公共施設利用促進のための交通手段、中でも市内循環バスの実現。それから、余暇生活充実施策の推進体制の確立と、こういうふうに続いていくわけですけれども、これ以上は紹介をいたしませんので、ぜひこの報告書を御熟読をしていただきまして、一日も早くこれらの要望に沿った施策をタイムスケジュールに乗せていただきますように要望をしておきたいと思います。

以上紹介をいたしました勤労者福祉協議会の報告書は、勤労市民の立場から提言がなされていますが、多くの市民の要望を網羅したものであり、これからの高齢化社会への対応、青少年の健全育成、こういった面から考えても貴重な提言であると思います。以上の背景を御認識をしていただいたところで具体的な質問に入りたいと思います。

一つは、河川敷の有効活用というような面から東光寺河川敷について質問をいたします。質問の１点目は、現在堤防工事が着々と進んでおりますけれども、これらはいつ完成するのか。その年度計画とあわせて教えていただきたいと思います。

それから、２点目でございますけれども、八王子市との境界をはっきりさせる必要があるということを聞いておりますけれども、八王子市との話し合いがどこまで進んでいるのか。将来展望も含めて、これまた教えていただきたいと思います。

それから、３番目でございますが、あそこに堤防ができますと、旧地主の権利が復活するという話を聞いておりますけれども、市はどのような手段でその土地を取得しようと考えておられるか。

以上３点、東光寺の河川敷に運動場をつくるということについて質問をいたします。

それから、質問の２点目は、体育館・プールを浅川以北に建設すべきであるという立場から

質問をいたします。

まず初めに教育委員会にお尋ねをいたします。現在南平に体育館、駒形に市民プールと浅川を挟んで設置をされているわけですが、先ほどの勤労者協議会の提言、あるいは多くの市民の要望に関連をいたしまして、体育館・プールの建設について、どういった将来構想をお持ちであるか、まずお聞きをしておきたいと思います。

それから、２点目の質問ですけれども、桑園跡地の留保地３万4,627平方メートルは体育館・プールの建設場所としては市内への配置状況、特に２・２・11号線を挟んでできる運動公園とのバランス、こういったようなことを考えましても大変ふさわしい場所ではないかというふうに私は考えるわけでありますけれども、体育館・プールを桑園跡地の留保地に建設することについて、市長はどのようにお考えになっておられるか。これにつきましては、国から払い下げる金が多くかかると。さらには、土地を取得した後２年間くらいでその土地を有効に活用しなければならないというような制約があるというふうに聞いておりますけれども、大変畳みかけるようで恐縮でございますけれども構想をお聞きをしたいと思います。

それから、質問の３番目は、旧庁舎跡地の利用方法との関連についてであります。先日いただきました旧庁舎跡地利用検討委員会というところがまとめた「生活保健センターの機能について」というのをちょっと読んでみますと、この中には温水プールが計画されています。先日の小俣議員の質問だったと思いますけれども、企画財政部長は、温水プール、総合体育館を考えていくという答弁がなされているわけですけれども、私は、ここにある温水プールは、生活保健センターに計画されている温水プールとは関係ないものだと思っておりますので、それなら温水プールと総合体育館はどこにつくろうと考えているのか。以上お聞きをいたしたいと思います。

よろしく御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず東光寺の河川敷の利用の関係からお答えをいたします。堤防の工事の進捗状況でございますけれども、現在谷地川の右岸、それから、多摩川の右岸堤防の未施工部分が延長で３２０メートルございます。それで、いま谷地川は都が施工しておりますので、都と、それから、建設省で、どこの区域を両者施行するかということの、いま協議をしている段階でございます。

およそ常識的に考えますと、現在国の施工部分が２１０メートル、堤防の築造が残っているというふうに私ども考えております。そのうち、５９年度に施工しますのが６０メートルでございます。したがって、残るのは１５０メートルになりますので、これをいままでの施行の延長から勘案いたしますと３年ないし４年かかるであろうというふうに見ております。残る谷地川の右岸―― 左岸もございますけれども、直接日野市に関係ありますのは右岸でございますけれども、これが先ほど１１０メートルと私申し上げましたけれども、これらについては建設省と協議次第、早急に着工できるんではないかというふうに推測をしております。

次は、八王子市との境界の問題でございますけれども、この境界の問題につきましては２点ばかりございます。いわゆる八王子市と日野市の行政界が民民のところを通っているところ、それから、後はその北側になりますけれども、将来廃河川敷になろうとする、その土地のいわゆる建設省用地の中を東西に走っているわけでございます。この官地の中を走っている行政界は、当然西の方に谷地川をまたぎまして、また延長されるわけでございます。日野市だけでこの行政界が決まるものではございませんし、また、谷地川の左岸の、いわゆる八王子市との土地利用、この辺がやはり出てこないと、ちょっと前に進まないんではないかなというふうに考えております。できるだけ早急に決まるように今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、３番目は、これは旧河川法で無償で没収した土地が、いま東光寺の河川敷の中に一部あるわけでございますけれども、これは、当然廃河川敷になりますと旧地主の、いわゆる所有権が出てくるわけでございます。その辺の取得をどうするかということなんですが、いままでのほかの市といいますか―― 施設をつくる場合に、こういう土地を処理する場合には、まだ現権利者が所有権があるわけじゃございませんので、通常の方法は、売買予約書というものを取り交わしまして、それを公正証書にし、土地の所有権が生まれた段階で正規な売買を行うと、そういう方法でございます。したがって、私どももでもし面積が決まれば、事務的に処理する方法ということになりますと、いま申し上げましたような方法になるわけでございます。

それから、続きまして体育館・プール等の問題でございますけれども、引き続いて２、３につきまして私の方から御答弁申し上げます。

まず留保地でございますけれども、現在日野桑園の留保地が3.4ヘクタール残っております。このうち２ヘクタールが都市計画法に基づく緑地の指定がしてございます。残りの1.4ヘクタ

ールについては指定外の土地と―― 私ども事務的には白地と言っておりますけれども、そういう土地がございます。この土地を今後どうするかということでございますけれども、いま国の考え方でございますけれども、仲田小学校、それから、２・２・１０、２・２・１１、それから、仲田緑地の４ヘクタールの日野市の取得、これらの手続を進めていく段階で、国は、いわゆる周辺の望ましい都市像が固まるまで、この３、４ヘクタールについては利用を留保するということできたわけでございます。最近に至りまして、さっき私が申し上げましたように、仲田小学校を初めといたしまして２・２・１１、２・２・１０、それから、公園の整備、こういったものがかなり進んでまいりましたので、留保を解きまして処分をしたいという意向を国が最近示唆をしてきているということでございます。

それでは、具体的にこの土地をどうするかということでございますけれども、いま総合体育館・プールの問題が出たわけでございますけれども、さっき申し上げました都市計画緑地を２ヘクタールそのままで取得できるかできないか、その辺の問題も建設省と大蔵省との間であるわけでございます。いろいろそういう問題を抜きにして、いまの制度でこの土地を取得するとどのくらいかかるかという試算もしております。おおよそ整備費―― 土地取得プラス上物の整備費を含めますと５０億以上のお金が必要になるわけでございます。したがって、利用計画の内容とあわせて資金の調達を検討していきながら、利用計画を定めていかなければいけないということでございます。

次が３番目の旧庁舎の利用方法で、生活保健センターの中に―― 報告書の中に温水プールがあるということで、その温水プールと前回小俣議員さんが質問したプールの関係と、どう結びつくんだということなんですが、私申し上げましたのは、生活保健センターのプールというのは、いわゆる市民の保健という立場に立っての体位の、何ていいますか健康の増進といいますか、維持というものを目的にしたプールでございます。施設の土地の面積、施設の概要からいきまして、そう大規模なものをつくれるわけではございません。私申し上げました温水プールがこれからの課題だと申し上げましたのは、まだ具体的な計画ではございませんけれども、将来日野市に総合体育館をつくった場合には、やはりその中に２５メートル程度の温水プールが必要ではないかという意味で申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育次長から御質問のありました体育館について、あるいは市民プールについての将来の考え方はどうかという御質問がございましたので、私の方からお答えをしたいと思います。

御案内のとおり現在あります体育館でございますけれども、５３年の４月に南平体育館ができたわけでございます。今日までいろいろと親しまれて使われておりますけれども、いろいろと施設の関係から、特にバレーとかバスケット、あるいはバトミントン、卓球、剣道、柔道、弓道と使われておりますけれども、現施設におきましては非常に利用が多いわけでございます。そういった意味で、なかなか借り受け申請をいたしましても借りられない市民もいるわけでございます。そういう意味におきまして、現在の体育館につきましては、必ずしも満足な状態ではございませんので、ぜひひとつ将来の中で―― 先ほど企画財政部長が答えておりましたとおり、総合体育館が一日も早くできるように、企画があるようでございますので願っておるところでございます。

それから、市民プールについての御質問が出ました。市民プールにつきましては、御承知のとおり昭和４０年の８月に完成いたしました。今日まで毎年４万から５万くらいの一般市民が利用しているわけでございますけれども、この市民プールにつきましては、昭和５７年度に建設省の方で、いわゆる浅川の右岸の築堤工事を５カ年計画で進めるというふうな一応計画がございます。現在のところ国の方の予算のからみがございまして、最終年度の６１年度の建設計画が若干延びるだろうというふうに予測されているところでございますけれども、いずれにいたしましてもプールの―― 築堤工事が一部ありますとプールの面積が若干削られるわけでございます。削られるとなりますと、現在ありますプールを総体的に取り壊しまして新しいプールをつくらなきゃならんというふうな事態に直面するわけでございます。現在の面積が非常に狭隘なところへもってまいりまして、削られるわけでございますので、ますます市民プールとしての機能が低下するというふうな形になろうかと思います。先ほど企画財政部長が申し上げておりました、いわゆる仲田緑地への将来の総合体育館の中の温水プール等の計画があるようでございますので、その点につきましては今後の計画の中で、市長部局の方とも十分に協議した中で、市民プールの問題につきましては対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　それでは若干再質問、あるいは市側の見解をお聞きしたいと思います。

まず東光寺河川敷の方の問題ですけれども、残念ながら堤防工事はともかくといたしまして、八王子との境界をはっきりさせるとか、あるいは旧地主が復活した場合の土地の購入とか、こういう問題は若干検討されたようですけれども、特に八王子との境をはっきりさせるというようなことについては、２年くらいほとんど進んでいないのかなあという印象をいまの答弁で持ったわけでございますけれども、市民の要望として、特に線路から西といいますか、あの辺のところでは公共施設がないということで、東光寺の河川敷非常にいい場所だということで、期待をしているわけでございますけれども、困難な面があるんだと思いますけれども、困難を克服して、あそこに本当に運動場をつくるんだというのが理事者以下、大変失礼な言い方になるかもしれませんけれども、そういう気概といいますか、心構えといいますか、そういったものが何か私どもに伝わってこないような感じがいたしますんで、その辺につきまして、まず最高責任者の市長の方から、ひとつ決意をこの件ではお聞かせをしておいていただきたいと思います。

それから、２番目は体育館・プールなんですけれども、管轄されております教育委員会は必要だという発言がありまして、これは先ほど来長々と勤労者の要望を披瀝した中で、これは単に勤労者だけじゃなくて多くの市民の要望を代弁したものだというふうに紹介をしておりますので、必要なことはだれでもわかっているんだと思うんです。企画財政部長の御答弁の中に、留保地についての利用計画とあわせて進めていかなきゃいけないんだというお話がありましたけれども、土地を購入すること、整備することで５０億以上かかるということについては想像はついてはおりましたけれども、いずれにしても、あの3.4ヘクタールの留保地を有効に使って子々孫々にいいものを残していくという観点からいけば、やるという前提に立って考えていかなければならないのかなあと。やるということになれば、じゃあお金はどう工面していくかということになるんだろうと思うんで、この辺につきましても、1.4ヘクタールの白地に何をつくるのかというようなことについては、私は先ほど来申し上げましたように、体育館とかプールとかいうのがいいんじゃないかなあと、こう思いますけれども、この白地にそういうものをつくっていくんだと。そういうことで５０億かかると。それから、取得したら、ある一定の

期間内に建築しなくちゃいけないとか、いろいろあるそうですけれども、こういったもの、やっぱり基本方針をまずはっきりさしていくという必要があるのではないかなという感じがいたしますので、これもぜひ市長よりの力強い決意をお聞かせをしていただきたいと思います。

したがいまして、１点、２点とも市長に御見解といいますか、ぜひ市民の要望に沿った基本的な方法を御発言していただきまして、担当の方に適切な指示をしていただければ、市民が大変喜ぶという観点で市長の御意見を賜っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この東光寺河川敷といい、あるいは桑園跡の留保地といい、日野市の将来に非常に期待をしておる場所であります。東光寺河川敷は、もう１０年近い先代市長当時からの懸案でもあるわけでありますが、なかなか前進し、あるいはらちが明くという方向に到達できないと、大変残念に思っております。その理由に、いわゆる建設省の担当いたします堤防の築造、それから、東京都が担当されます谷地川の本線の完成といいましょうか、そのことが官庁関係には残っております。それから、八王子との関係では行政境の入り組み、特に民地がなかなかはっきりしないと、民地境がはっきりしないと、こういう難問があります。かって測量をいたしましたし、測量するということは、もちろん将来の実施を前提としておるわけでありますが、それすらなかなか明確な材料にまでなっていないと、こういう状況でありまして、大変私も残念に思いますし、また、主管部課に対しましては、絶えずこの促進についてしりをたたいていると、こういう状況にあります。

今度谷地川も一応工事も完了間近になってますし、それから、国の所管されます多摩川の右岸の堤防も大変６０メートルというような前進状況でありまして、結局予算の不足、それを分散するから１年１年の事業としては、きわめて零細事業になってしまう。こういうことを繰り返して、なお数年かかると。こんな状況にあるわけでありまして、着目をし、また期待をされておるわれわれの立場といたしますと、大変不本意であります。何をもって促進の手があるかということをいろいろ考えるわけでありますが、一つには八王子が、八王子市域の中にいま予定を進めております秋川流域下水道処理場。このことと、またおのずからのかかわりを持つわけでありますし、一つには日野市内の浅川流域処理場の一企業を谷地川よりも向こうの八王子側に場所を移させると。こういうこととからみ合っておりまして、なかなか前進がむずかしいわけでありますけれども、具体的問題としては、そういった大きな事業とともに、どうしたってあの処理をしなきゃならない、そういう課題になっております。特に八王子にも、われわれの市長レベル、あるいは担当者レベルで都度八王子の腰の上がることもお願いをしておるわけでありますが、なかなか八王子側の対応もうまく乗ってこないといいますか、そういう状況があります。言いわけじみたことになりますから、結論としましては、ともかく糸口を切り開いて進めていくと、こういう熱意を持つことがなければならないと。一層ひとつ努力をしなければならないと、このように考えております。

それから、留保地。桑園跡地のいわゆる留保地、白地の3.4ヘクタールという面積は、これは日野市内に所在するわけでありますから、日野市が活用するということは、これは申すまでもない。こんなふうに考えておりますけれども、財源の問題と、それから、現在だれでも取り組んでおります幾つもの事業があります関係で、なかなか国の了承といいますか、国の把握ということも求められておるわけでありますが、一定の方針が立て得ないこういう事情があります。これは財政問題であり、あわせてまた、取得をいたしますと、先ほども言われておりますとおり、２年以内に取得条件に掲げます。つまり体育館をつくっていかなきゃならない。これまた大きな事業であります。こういうことをあわせまして１年送りということでは済まないわけでありますが、これの何か外の力もぜひ活用したいと、こういう考えも持っております。

それから、あわせて一時は一部分がモノレール関係の借用地に想定されたり── これはもう消えました。あるいは緑地を置きかえることという仕事も、つまり東と西とを置きかえて、そして、東の方に、つまり学校の南の方に緑地を集中させたい。あそこのもうすでにありますりっぱな樹林地を守るということもありますし、なお新しい施策などを考えます場合に、そういう手続もぜひやらなければならない。こういうことに遭遇しております。なかなか期待をされているとおりにいかないのが残念な面もありますけれども、しかし、これは基本的に日野市の期待される都市像といいましょうか、その中に組み込まれて、そして、体育館予定地ということも掲げられておるわけでありますので、それをいかにいま実現化していくかということがこれからの── これからというよりも、当面の課題であります。もう一遍はっきりと年次計画を整合いたしまして、これらの事業も年次計画の中に取り込んでいくと。この作業をぜひやらなければならないと、このように考えております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　東光寺河川敷、あるいは桑園跡地の留保地につきまして、市長から基本的な決意をお聞きをいたしまして、大変頼もしく思うわけでございます。特に私、勤め先と、それから、居住地というようなところで見てみますと、勤め先の近辺は非常に公園も多いと。ところが住んでいる近くの方になりますと公共施設が非常にないと。あの辺の子供はプールどこへ行くかといいますと、自転車に乗って多摩大橋を渡って、昭島の方のプールに出かけると。その方が駒形に行くより近いし、非常におもしろいプールがあるんだそうでございます。そういうようなことでございますので、いつも私は何か方眼紙に物をかいたような言い方をするというふうに市長から指摘をされるわけですけれども、上から見ますと、やはり余り施設もアンバランスにならずに、公共的なものはそれなりに配置をしていくというようなところもぜひお考えをいただきまして、東光寺河川敷、あるいは留保地、この辺につきまして一日も早い完成に向かって御計画を立てていただきますことをお願い申し上げまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１５の１、総合運動場・体育館・プールを市民の立場を考えて建設せよに関する質問を終わります。

１５の２、市営住宅・都営住宅の増設を積極的に進めよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　私は、ことしの夏以降、何人かの人から市営住宅の申し込みはいつになるんでしょうかと、こういう問い合わせを受けております。そのたびに市役所の方に電話をして聞いておりますけれども、空き家募集はいつになるかお答えできませんという答えが続いております。ことしもすでにあと２週間ということになりますので、残念ながらことしは市営住宅の空き家募集はなかったと、こういうふうになるわけでございます。

それから、豊田の駅の北口にりっぱな都営住宅ができましたけれども、あれにつきましても、これもかなりの人から、新しい人の募集はないんでしょうかと、こういう問い合わせがあるんでありますけれども、これもその都度、新規募集はないそうですと、こういうふうに言いますと、これまた大変残念そうな顔をしているわけです。特に私、不思議ということでもないんですけれども、住宅のない市民は、市営住宅はどこどこが空いているよとか、都営住宅募集しなくても、できたところ空いているよとか、こういうのをよく聞くわけでございますので、そういう面で担当に苦情申し上げるわけじゃありませんけれども、できるだけ空いたら入れていくという努力をお願いをしておきたいというような気がいたしております。

私は、ここではさらにもっと大きな立場で質問をさしていただきたいと思うんですけれども、これも１９８０年、昭和５５年の国勢調査によれば、日野の世帯数４万5,２０５世帯のうち、持ち家が２万1,３００で、その他の２万4,０００世帯は借家と間借りであると。こういうような、ちょうど２年前にも私この質問をしましたので、そのときにもお話ししたとおりでございます。日野市には、前の質問でもお話ししましたとおり、4,０９８の事業所があって４万5,０００人が働いていると。市内から市外へ行く人も含めると８万4,０００人強だと、こういうことでございます。いま勤労者の最大の関心事は何かといえば、住宅のない人は住宅が最大の関心事であります。４０億円を超す法人市民税というのが市財政に少なくない貢献をしているということは、そこに働く労働者の努力、こういうものがかなり大きく寄与しているものだと思います。さらに、クロヨンと呼ばれる不公正税制の中で、しっかりと所得税と個人市民税を給料から天引きという形で効率よく徴収された上、家賃では少なくても、少ない人でも４万消えていく勤労者の生活実態というものを、もう少し考えた行政があってもいいように考えるわけであります。昭和５７年１２月議会で同じ趣旨の質問をいたしましたときに、市長から、「現在の４２０戸の市営住宅は、少なくとも２倍にしたい」こういう明確な御答弁がありました。そうした考え方に立って「古い市営住宅の建てかえを積極的にやっていきたい」こういう答弁がありました。このとき加藤一郎当時総務部長からは「向川原市営住宅は１５７戸あり、うち木造が９２戸ございますが、これについては、昭和６１年を目途に２４０戸程度の不燃中層構造の住宅とすべく計画をしています」という答弁がありました。今議会におきましても、いろいろ市営住宅の建てかえにつきまして論議はあるわけでありますけれども、質問の第１点目は、向川原市営住宅の建設計画の詳細を教えていただきたいと思います。

それから、質問の２点目は、宮の川原付住宅の余ったスペースに早くもう１棟建ててほしいと、こういうことも前回要望しておりますが、そのとき結城都市整備部長は「あの地区の建ぺい率の変更は昭和６２年ないし６３年になるであろう」と答えております。いろいろむずかしいことはわかりませんけれども、６２年ないし、６３年に建ぺい率を変えることができるであろうということの状況は、いまもって変わっていないのかどうなのか。これを早くすることはできないかどうか。これをお聞きをいたしたいと思います。これが質問の２点目であります。

それから、質問の３点目は都営住宅についてであります。いま日野市内には1,８００戸を超

す都営住宅がありますが、建てかえによる戸数の増加を私は要望したいと思うわけでありますけれども、市から東京都に対して、古くなった都営住宅の建てかえ、こういったようなものを要望したことがあるのかどうなのか。あるいはすでにそういうものを都と話し合って、具体的な建てかえの年次計画があるかどうかお聞きをいたしたいと思います。

以上３点につきましてお聞きをいたします。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　お答えいたします。

向川原市営住宅の建設の詳細と、こういう御質問でございます。この辺につきましては、向川原団地自治会の皆さんと、すでに話し合いを済ましております。一応現在は居住調査と、こういう段階で事務段階は進んでおるわけでございます。市の方の方針といたしましては、６０年度に基本設計、それから、６１年度から着工してまいりたいと、こういう予定でございます。

それで、年次別に── まだこれは建設部といろいろ協議をしている段階でございますけれども、一応年度別に概略を申し上げたいと思います。ただし、この概略の戸数につきましては標準世帯ということで戸数が出してございますので、各年度によって多少標準世帯以外に建築すると。こういうような場合には若干の戸数の増減があろうかと思います。そういうことを前提で御説明したいと思います。

まず６１年度につきましては、１棟建ってまいりたいと。１棟で４４戸を予定しております。それから、６２年度につきましても１棟の４０戸、それから、６３年度につきましては２棟の６４戸、それから、６４年度につきましては２棟の６４戸、それから、６５年につきましては１棟の４４戸と、こういうことでいま建設部の方といろいろ建てかえ計画については詰めている段階でございます。これはいずれも４階建てと、こういう計画でございます。

先ほどの御質問の中にございましたように、やはり市営住宅については増設する考え方でございます。私どもの方では建てかえを重点的に進めていきたいと、そういうことで向川原終わりましたらば、また次の団地の建てかえ計画を進めていきたいと。こういうことで、国の基準によりますと、耐用年数の２分の１を過ぎておりますれば建てかえ計画の補助の対象になると。そういうような特例もございますので、この辺の条件を満たす団地につきまして順次年次を追いまして建てかえをしてまいりたいと、こういう考え方でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から２点目の川原付住宅の建ぺい率の変更につきましての御説明を申し上げます。川原付住宅、ここは万願寺区画整理事業の中の一環でございまして、現在万願寺区画整理事業につきましては、計画どおり順調に進んでいるところでございます。その中で区画整理事業がある程度完成してまいりますと、その地区地区で、まず全体ができ上がる前に部分的にでも用途地域の変更をしていきたいというふうに考えているわけでございます。用途地域を変更する前提といたしまして、最近の都・国などの指導によりますと、区画整理事業を実施した場合、そこに必ず地区計画の網をかぶせるよう指導を受けております。この地区計画を定めませんと、用途地域の変更手続については受け付けないという指導が、現在都においてなされているわけでございます。したがいまして、私ども、万願寺区画整理事業のある相当の区域ができ上がる段階で、この地区計画の網をかぶせ、その上で用途地域の変更をしていきたいというふうに考えているわけでございます。ここの川原付住宅の付近は、来年度から区画街路の築造に入っていきたいというふうに考えております。この一帯がある程度の街区ができ上がりました時点で、地区計画の網をかぶせ、その上で用途の変更をしていくという計画でございます。その年度といたしましては、前回もお答えしてございます大体６２年から３年にはなるんではなかろうかというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　３点目の都営住宅の建てかえ計画について御答弁いたします。

現在都営住宅の戸数── これは、一部建てかえを手をつけておりますけれども、それ以前の戸数を申し上げますと、１０団地の1,８１５戸でございます。現在東京都が考えております建てかえ計画は７団地、現在の戸数でいいますと８９５戸でございますが、これを建てかえをすることによりまして1,３７５戸にしたいということでございます。この７団地のうち、計画が一部進んでおりまして、１団地── これは豊田駅北口の多摩平一丁目の住宅でございますけれども、これは、従前４１戸を８６戸にする計画でございます。これは一部集会施設が未済でございますので、４戸はまだできておりませんけれども、こういう計画で進んでおります。さらに、準備をしている団地が２団地ございます。これは、一つは七生団地、これは落川でござい

ます。この落川につきましては、公共下水がかなり進んでまいりましたので、それに整合させるような計画を進めております。それから、多摩平六丁目市立病院の裏手でございますけれども、これは現在取り壊してございます。これは全部で７４戸ありましたものを７７戸ということでございます。増加はほんのわずかでございます。それから、新規に計画をしております――これは建てかえではございませんけれども参考に申し上げますと、落川の現在遺跡調査をしている場所でございますけれども、これが１９２戸。それから、栄町の神鋼電機の社宅の跡地でございますけれども、２１０戸。これを全部合わせますと建てかえ済みは1,815が2,697戸になるわけでございます。1.45倍になるというものでございます。

それから、年次計画でございますけれども、都営住宅の建てかえの方式は、団地ごとに「ころがし方式」と称しまして、1団地終わったら、そこへ今度次の建てかえの団地の入居者を入れていくという、そういう方式をとって、できるだけ速やかにやりたいというのが東京都の考え方でございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　私が質問を取り上げた背景には、先ほどお話ししましたように、ことしの市営住宅の募集が、１年を通して空き家が全然出なかった。募集がなかった。こういうことに関連をするわけです。８万4,０００人くらいの勤労者が日野に―― 夜寝ているか、昼間働きに来ているかという勤労者を合わせると８万5,０００人くらいいるわけです。そういった中で、地方から出てきた人もかなりいると。こういう方々が、いざ世帯を持とうというときに住む家がないと。民間のアパートへ入れば軽く４万円はなけりゃ入れないと、こういうような状況であります。いま向川原の住宅の計画を聞きましたけれども、６１年に1棟、４４戸できるということになるわけです。そうすると、６１年度ということになると、６２年になるんでしょうか。宮の川原付の方、あそこ空いているんですけれども、６２～３年にならないと建ぺい率の変更ができないということになりますと、いま市民が要望している、そういう市営住宅に当座２年くらいの間はほとんど入れないと、こういう状況になろうかと思うわけであります。こういう状況は、やはり勤労者の要望と合わないんじゃないかなと。いろいろ前半に背景を申し上げましたけれども、そういう勤労者の要望を理解するとすれば、ここいらの計画の前倒しとか、そういった市民のための公営住宅確保、こういった政策がもっと進められなければ

いけないんじゃないかと。そういう意味からいきますと、くどいようですけれども、２年くらいはないということになるんじゃないかと思うんですけれども、計画６１年を４４戸とこういうのありますけれども、何か６３年４年に行く方が戸数が多いわけですけれども、ここいらはできるだけ私のいまの要望を理解していただけるとすれば、若い年次に多く建てていくという方途をぜひ御検討をしていただきたいと、こういうふうに思いますし、宮の川原付住宅につきましても、地区計画を定めるということが前提であるとするならば、そういう趣旨に沿って1日も早く地区計画を定めていただきたいと、こういうふうにここは要望しておきます。

市長には、ちょっとこの件について御見解を賜りたいんですけれども、私が３年間議員として勉強させてもらってきているわけでありますけれども、はっきり言って市営住宅、公営住宅についての考え方が積極的ではないんじゃないかと感じているわけです。国の住宅政策の貧困、こういうのはあるかもしれませんが、いま勤労者は持ち家政策によって財形住宅に取り組み、年収の３０％を超えるお金をローンの返済に充てている。それでも土地の上昇は激しいものですから、もう日野市内に家を買って建てられるというような市民はほとんどいない。神奈川県、山梨県の方に比較的安い土地を求めて持ち家をしている。通勤圏も広がっている。こういうような実態が続きまして、恐らく神奈川、あるいは山梨、こういったようなところが、そういう波に押されて徐々に土地の価格も上昇しているんじゃないかと、こんなような感じがしております。したがって、私はやはりシンガポールも見てきましたけれども、大半が公営住宅だと聞いていますし、やっぱり土地政策、こういったようなことから考えてくると、もっと公営住宅を重視しているんじゃないかというふうに考えるわけですけれども、この辺についての市長の基本的な御見解を賜りたいと思うんです。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市が人口がふえ、それから、都市として発展をしてきているのは、一にその一番根元になる原動力は、いわゆる勤労市民の新しい日野市民としての参加から始まると、こういうことが言えると思っております。したがって、それを受け入れる住宅政策をどのように展開すべきかと。これまで、たとえばいま現在の住宅・都市整備公団、あるいは都営住宅、その他供給公社、市営住宅と、このような手段がそれぞれ複合しあって一定の役割りを果たしてまいっております。私も過去に申し上げたことがあると思っておりますが、市営住宅による住宅政策というのは本当に微力でありまして、そう大きい期待をかけられない。

むしろ、やっぱり公共住宅としての住宅都市整備公団でありますとか、あるいは都営住宅、これらの大きい力を受け入れて、そして、あるものは平家住宅を中高層化への建てかえ、あるいは新しい団地の建設、こういうことに大きく依存をしなければならないと、このように思っております。

公営住宅を重視すべきだと。いままで役立ってないということについては、そのとおりというふうに申し上げなければなりません。特に市営住宅の場合、いま言われております宮の川原付住宅がようやく過去に建てかえた１例でありますが、なるべく年次を明けないで次の向川原住宅に取り付けたいとこのように考えておりましたけれども、前提になる条件、つまり１団地開発をいたしますと、少なくも相当な都市計画道路に面しておるということが条件とされますし、なかなかそのまた道路がつけかえられないという事情もあって、数年間を空費してしまったと、こういう経過があります。いろいろ検討しました結果、１団地としてではなくて１棟１棟の建てかえをやろうと。つまり進入路を南からようやく確保できましたので、１棟１棟を建てかえようと、こういうことであります。１団地経営をやりますと大きい処理場もつくらなきゃなりません。そういうことはなかなか現実に即しませんので、年次計画による改築をやっていこうと。これがようやく到達し得た現状でありまして、それが、いま総務部長がお話をした６１年から着工しようと、こういうものであります。宮の１棟の分は、これは年次が、条件がそろってくれば同じ向川原の建てかえのときと年次を合わせて１棟ぐらいは、これはやらなきゃならないと思いますし、その次の手を打って、つまり間があかないようにつなげていきたいと、こういうことが市営住宅の建てかえの、いまのところの見通しであります。

それから、都営住宅は、これは相当数ありますから、むしろ積極的に建てかえ計画に協力をしていきたい、こう考えております。その際に、都営住宅の場合は既存の居住者── 入居者のほかに、新規分については４割の優先入居ということもありますので、それらの施策によって日野市民の住宅を求める── かなり、なるべく提供していくと、こういうことに一応の可能性が成り立つ。それが一つの住宅政策だというふうにも申し上げなければなりません。

なおこれから── いまどちらかといいますと、学生寮が盛んに建てられております。つまり単身住まいのアパートといいましょうか。あるいは少し程度が高くなりますとマンションとでも言えるようなものまで建てられつつあります。この際に、将来単身住宅が余りふえるという、とは、これまたいろんな面で余り歓迎できませんので、２０戸以上の計画の場合には、ぜひ管

理人を置くようにということを開発指導の中に追加をして指導をいたしております。

別にまた、将来的に考えられますのは、私は、駅の近くにはもう少し高層化する、そういう住宅政策をとるべきではなかろうかと。その際に一つの外の事業者、あるいはエネルギーとして住宅公団あたりにある程度仕事を与えると。そのようなことによって日野市内全体の徐々の人口増加とあわせてエネルギー── 日野市の活力を迎えていくことが必要であろうとこう考えております。

御承知のとおり、ようやく学校も余裕ができてきましたので、むしろ積極的に人口を迎えるということもそろそろ着眼すべきだと、こういうふうに思っております。それは、まず場所を選ぶことになりますから、なるべく便利のいいところを都市計画上の多少の指定かえの見直しもし、また、そのような事業を導入すると、こういう取り組みではないかと、このように考えております。なかなか住宅政策は、これは年限もかかりますし、特に市営住宅の建てかえということでつまずいたというんじゃないんでしょうけれども、非常に年期を要したということには多少残念な面もあります。しかし、いよいよ糸口が多少開かれましたので、今後年次計画でやっていけると、このように考えております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　それではぜひ各方面で、住宅政策力強く進めていただきたいということを要望して、この項の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１５の２、市営住宅・都営住宅の増設を積極的に進めよに関する質問を終わります。

１５の３、日野駅ガード下の歩道拡幅はどうしても無理なのかについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　この質問は通告したとおりでございます。ちょうど５７年の６月、私もお願いしておりまして、この件につきましては、いろんな議員さんがすでにやられているということで、タイトルとしては「どうしても無理なのか」と、こういうタイトルでお聞きをするわけです。特にここでは、建設省・国道事務所の見解を聞いてきますというのが私に対して答弁でございましたけれども、どういうふうな意向なのか。建設省・国道事務所はどういうような見解を本当に持っているのかということを聞きたいし、本当にやるとすれば、ある

いは国鉄の意見も聞かなきゃいけないのかなと思いますけれども、国鉄はどんなような見解を持っているのか。これが質問の１点と。

２点目は、どういう条件が整えばあれを拡幅できるのかということです。こういう条件が整えば拡幅する可能性があるという、そういう可能性について２点目はお聞きをしたいと思います。これは、特に説明する必要ないと思いますので、その点の答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　時間がないようでございますので簡単に説明をいたします。

まず１点、２点の問題を大変恐縮でございますけれども、まとめて御答弁いたします。

まず甲州街道の中央線の陸橋の下の部分でございますけれども、現況を私どもこういうふうにいま考えているわけでございます。甲州街道の要するに絶対幅員が狭いということが第１点でございます。２点目は、日野駅の、いわゆる乗降者が西口のバスの、いわゆるターミナルとの連絡といいますか、通路にこの歩道を使うということで、そういう乗りかえ時にかなり込むということでございます。それから、３点目は、このガードの施設でございますけれども、ガードを支えているアバットがございますけれども、このアバットは国鉄の施設であるということでございます。

これらを踏まえて、それではどう改善をするかということでございますけれども、やはり積極的な方法は、甲州街道の幅員を広げまして歩道を設置するということでございます。建設省につきましては、国道を広げる場合には、まず建国協定というのがございまして―― これは、国鉄と建設省との踏み切り、立体交差等にかかわるところの協定でございますけれども、これがもとになりまして建設省が拡幅のアクションを起こしますと、ほとんどが建設省が費用負担をするというものでございます。それで、これをやる場合に、それではどうなるかということなんですけれども、上り下り線を東西に、いわゆる仮に振らなければならないということでございます。それに伴いまして、線路でございますから、遠くから振ってまいりますからホームも少し改良しなけりゃならないということで、かなり莫大な費用がかかるということで建設省はかなり難色をしております。

あと一つは国鉄がどうするかということでございますけれども、国鉄は、いまの状態では建設省の必要性でこの拡幅をするわけでございますので、国鉄からアクションを起こすというこ

とは考えられないと。ただ、将来的に中央線・立川までの複々線が、いわゆる将来できるわけでございますけれども、その２番手といたしまして、立川から豊田まで複々線という話もないわけではないんですけれども、そういう事態ならば国鉄が、いわゆる費用を相当額を持って改良をするということになるわけでございます。いずれにいたしましても積極的な方法で甲州街道を広げるというのは、かなり大きな問題があるというふうに理解をしております。

次は消極的な方法でございますけれども、当初私が申し上げましたように、バスターミナル、それから、日野駅の乗降者の乗りかえがそこに集中するということであれば、それを幾らか緩和をする手だてを考えればいいわけでございます。それには、日野駅の改良をいたしまして西口をつくるなり、あるいは２・２・４を通るような形の駅の改良をしなきゃいけないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、積極的な方法なり消極的な方法をとるにいたしましても、かなり大変な問題でございます。私ども、この両方あわせて今後も検討し、また、努力をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　じゃあ、どうしても無理なのかという質問については、はっきり言えば無理だというような感じでのことなどに受け取ったんですけれども、ニュアンスとして。いろいろ言われて、確かにむずかしいところだというのはわかるんですけれども、あのまんまでずうっといいっていうふうにはならないんじゃないかと思うんです。ですから、特に何ですか、駅舎へ寄った方が広くて、栄町の方からずうっとこう行ったところの方がその半分くらいきりないんです。ですから、あそこだけでも―― あそこを広げるのは余りお金かからないような気がするんですけれども、そういう検討はできませんですか……（「自転車で歩けるようにするんだよ」と呼ぶ者あり）後ろ―― この間、実は建設委員会のとき、公明党の馬場繁夫１級建築士の人があそこを見てまして、厚生委員会の視察に行ったとき見てまして「ここ方途はありそうだ」とこう言うんですよ。方途はありそうだということを聞いたことがあるんですけれども、もう少しそういった現在の、何ていうんですか技術とかそういうものを使えば、この反対側のところだけでも―― こっちの方ですね。立川へ寄った方。あそこだけでも広がればいいと思うんですけれども、そのためには何かどこかサポートして、どろをかき出すということだけでいいのかなあなんていう感じがするんですけれども。そういう検討は、検討っていうか、

そういうような交渉というか、そういうことはありませんか。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

さっき言いましたように、アバットがありますから、それを広げるということになりますと、車道を縮小するということではないかなというふうに思うんですけれども、いまのまま立川寄りに拡幅はちょっとできないんではないかなと思います。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　非常にしろうと考えなんですけれども、立川側を拡幅するというのは、あの歩道のところを――いま狭い歩道があるわけですよ。その歩道の、立川側から来る、少しこういうふうに少し削りゃあいいんじゃないかと。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）甲州街道狭くするんじゃなくて（「建設委員会で削ってこい」と呼ぶ者あり）あれを削りゃあいいんじゃないかとこう思うんです。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も技術的には全くわからないんですけれども、１０年余り前、有山市長のときに国鉄と協議をして、日野市が3,０００万円負担をするということで、立川の駅側なんですが、何かできそうになりかけたときがあるんですが、結局国鉄側は一方的にホームを長くして、つまりガードの上にまで、列車へ乗っかるようなそういう対策によって、後ろの方の旧甲州街道の踏み切りに後尾の列車が乗っかるということを回避した、そういうことがあります。それ以来、ガードの拡幅ということは余り話題になりませんでしたが、それは、一つには１・３・１計画が進みましたり、あるいは２・４・４計画が進んだりしていることと相まって、国鉄の自前でやろうという意欲のなさ、あるいは建設省が国道２０号線を拡幅しようというどうも意欲もないと。こういうことで放置されているというふうに言わざるを得ないと思っています。地元の市といたしましては、むしろ日野駅を線下駅に改造するということを一つのきっかけとして、このことにも取り組む。こういう順序が適当だと思いますので、いま日野駅の線下化ですね――駅の線下化のことについて、再度当局と交渉を持ちたいということを申し入れていると、こういう事情にあります。（「大柄先生に頼まなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）頼んであります。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　私の考えで、西口を開設するということがあったにしても、あの歩道の幅はいつまでもあれじゃ困るよということは残ります。必ず駅の向こうとの往き来はあるわけですから、通勤する人は西口の方に行くかもしれませんけれども、かなり線路を挟んでの往来はあるわけですから、西口ができたにしても市民の要望の中に、あの歩道を拡幅してくれという声は永久に残ると私は思います。したがって、市長の方からいろいろ見解いただきましたけれども、要望といたしましては、ぜひあの周辺の歩道拡幅、西口、トイレ、こういったような一連の駅周辺の市民要望に対する解決策というようなものをぜひいろんな部署でプロジェクトでもつくっていただいて、御検討していただくことを要望してこの質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１５の３、日野駅ガード下の歩道拡幅はどうしても無理なのかに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩をいたします。

午後２時３１分休憩

午後２時５３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１６の１、市内循環バス運行を促進せよについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎）　いま議長さんから、市内循環バス運行を促進せよ、という題名で一般質問さしていただきます。私、再三にわたりまして、この表題の、市内循環バス路線についての質問をさしていただいております。そこで、私、昭和４９年１２月の１８日だったと記憶しておりますが市議会議長あてに請願を提出いたしております。その当時紹介議員としてお願いをいたしました大柄　保議員さん、秦　正一議員さん、名古屋史郎議員さん、３名の議員さんにお願いをいたしまして、バス路線新設に関する請願でございます。翌５０年３月２４日採択をいただいております。その後、昭和５２年の１２月８日、市当局・市議会議長あてに

再度お願いをいたしております。そのときの紹介議員の方が奥住議員さん、板垣議員さん、飯山議員さん、この３名の議員さんに相も変わらずお願いをいたしております。それで、５２年１２月の２６日ですか、これも委員会の審議をしていただきまして採択をいただいております。

そういうところから、いま── その当時都道でございました── 現在の日野・八王子線バイパス路線でございます。道路が完成すると同時に、その当時は、たしか都議会の議員として活躍なされた古谷太郎先生に、この路線バスについていろいろと相談をし、都議会の方にも御相談に参っております。完成と同時に北八王子工業団地、または沿道には住宅が増加してまいっております。その交通網として市内循環バス運行の実現を求めている市民の声は年々高まっておる次第でございます。市民の足を確保する問題は緊急な課題となって現在もおります。

さかのぼってみますと、市民要望として市議会へ請願が４８年から、バス運行の実現を求めて、本議会において黒川議員さんですか、１２件も請願が市議会に提出されていると。それが全部採択をしていただいておるわけでございます。その結果を見てみますと、やっぱり市内循環バス路線は、どうしても理事者側、または市長さんとしても市民要望にこたえるべき責任があるのではないかと思います。市民の要望の内容として見た場合、大体第１番に挙げているのは南北を結ぶ路線。第２番目は、市役所、市立病院、図書館等が挙げられて請願がなされております。そのような形で私も何回か質問をこの件についてさしていただいております。その答弁の中で、市長さん並びに関係部長さんの答弁によりますと、なかなかこの問題は大変な問題でございますと。できるだけのことは私たちやらなきゃいけない責任がございますから、行政の上に立ってできるだけのことはしてまいりますと。こういうような何回か質問する中で答弁をいただいております。

そこで私は質問さしていただくわけでございますけれども、第１点として、日野駅・八王子バイパス路線について京王バス株式会社、または西東京バス株式会社との、その後の２社との話し合いは何回かなされているということを聞いておりますけれども、最近どのような状況になっているかお尋ねをいたします。

２点目、日野駅から都道１６９号線。これは、日野駅から八王子市石川町に入る路線で、新町、栄町を通る路線でございます。そして、石川町の宇津木台経由して八王子の駅に入ると。これを巡回するバス路線でございますけれども、この見通しについて再度お尋ねをいたします。そして、そのバスが通ることによって、どのようなバス停がいま計画されているのか。それをひとつお知らせ、またはお願いをいたしたいと思います。

次でございますけれども、中央線豊田、あるいは平山橋経由多摩センター路線は、最近何か運行がなされるようには伺っておりますけれども、これは、いまどのような話の段階であるのか。これもひとつお聞かせを願いたいと思います。これは３点目です。

次４点目でございますけれども、昨年１２月の定例市議会におきまして、市当局より議会に循環バス路線の試案として提出されたこともございます。その市内循環バス運行について、その後どのような対策を練っておられるのか。また、どのような経過になっているのかお尋ねをいたします。この４点でございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず第１点目の御質問は、日野駅から日野台二丁目を通りまして高倉・八王子方面へ行くバス路線の設定ということでございますが、まず西東京バスでございますけれども、西東京バスについては、現在日野市に、いわゆる運行のエリアを持っておりません。いわゆる権益を持っておりませんので、新たにこの路線の設定ということになりますと、京王帝都電鉄との協議になるわけでございます。この点については、西東京が運行するということは非常に見通しがないわけでございます。一応要望としては、京王帝都電鉄に取り次ぐということになっております。そうしますと、日野市の権益を持っております京王帝都電鉄、それから、東京都ということになるわけでございますけれども、まず東京都については、多摩地域の赤字路線ということで整理をしようということで、現在関係市の負担を仰ぎながら暫定的につないでいるという状況でございますので、新しく路線の設定というのは無理かと思います。残る京王帝都電鉄でございますけれども、これは、前々からいろいろ要望をしているわけでございますけれども、現時点では、日野台二丁目の裏を通る市道の沿線の開発の状況からいきまして、はっきり申し上げまして、とても採算の合うものではないと。かなりの大幅な赤字を生むものであるので、現時点ではちょっと不可能であるというような立場をとっております。

２番目の、日野駅から東光寺を経由いたしまして八王子の宇津木台に行くバスでございますけれども、これは、西東京・京王帝都電鉄と話し合いをいたしまして、この線については西東京が行うということで、現在準備をしておる次第でございます。日野駅から東光寺の方に行く

約４００メートルでございますけれども、かなり都道の幅員の狭い部分がございまして、これらの問題がちょっと隘路になっておりまして、なかなか路線の免許がおりないというような状況でございます。現在陸運局の方に路線の申請をいたしまして、関係機関の意見をいま集約をしているという段階でございます。でき得れば来年の４月１日から運行したいというのが西東京の考え方でございます。

バス停については、ちょっと私も記憶してないし、資料もいま手元にございませんので、大変恐縮ですけれども後ほどお答えをいたしたいと思います。

３番目の、豊田駅北口から多摩センターのバス路線でございますけれども、これは、豊田の北口から出まして２・２・６を通り、今度都道ができました中央線を通り、さらには平山橋、京王線を越え、京王平山団地を通って程久保、それから、中央大学経由多摩センターという路線でございますけれども、いま豊田駅の北口のロータリーがかなり狭いわけでございます。現在入っているバスの発着、それから、ハイヤー、一般の市民の方の利用、これで目いっぱいでございますので、このロータリーから少し外れたところで発着しなければいけないということで、地元と京王帝都といま話し合いをしている最中でございます。順調に話がまとまれば来年の４月運行ということになるわけでございます。

次が４番目の循環バスでございますけれども、昨年試案を発表いたしまして、それに向けて京王帝都と、いわゆる私ども実施の方向でいろいろ内容について検討したわけでございます。その中で、やはり市としての基本的な立場をこのように考えまして対処したわけでございますけれども、まず、やっぱり運行計画の妥当性というのが一番目に来るんではないか。市の試案でいきますと、いわゆる１周９０分要しまして、それを４５分間隔で、いわゆる東西に振り向けるという計画でございました。この路線の中に、現在京王帝都のいわゆるバスエリアの中で一番込んでいるところが日野市の高幡不動駅、並びにお不動様の周辺だそうでございます。この辺を通りますと、かなりバスダイヤが狂ってくると。いわゆる９０分ないし４５分の間隔になりましても、定時制の確保がされますとバスの利用度はかなり向上するわけでございますけれども、この運行間隔が大きい上に、定時制をかなり失ってしまうということ、それから、料金の問題でございますけれども、現在陸運局は均一料金を認めないと。いわゆる距離制でいくということになりますと、反対方向に遠回りをしていくことができなくなってしまうというようなことで、非常に問題点があるわけでございます。

２番目は、経費の問題でございます。これは、特には財政負担が後年度にわたって漸増していくわけでございます。これらの点についてもかなり検討いたしました。京王帝都が出しました案によりますと、いわゆる両サイドで４５分間隔で運行した場合で、少なく利用者を見て１台１０人、多くても２０人、こういう試算をしております。１０人の場合には市の負担が約6,５００万円、それから、２０人乗った場合には6,０００万円という負担が市にかかってくるわけでございます。これらを利用者で割り返しますと、かなり高額な１人当たりの負担をしなきゃいけないということになるわけでございます。

ちなみに、都下の市で幾つか各自治体がバス会社の、いわゆる補助をしております。この辺の実態をちょっと御紹介いたしますと、武蔵村山が── この市は私鉄、国鉄電車線が１本もなくて、いわゆる交通が不便だということで、市民・議会の強い要望がありまして、昭和５５年に立川バスが事業を実施いたしまして、それに財政援助をするという計画でございました。これが、５８年度の決算ベースで申し上げますと、乗客１人当たり３７４円を市が負担をしているということでございます。それから、現在立川が循環バス── これはやはり立川バスでございますけれども、立川駅の北口からずうっと北東を回りまして、それから、西国立駅を経由して、共済病院、市役所、それから、南口に入りまして、南口からさらに西に向かって富士見町を通り、それから、郷地を通りまして、また東に向かい北口に入るという。この循環バスでございますけれども、これを昭和５７年度から、いわゆる補助を出しております。この５８年度の１人当たりにかかる市の補助が１６０円でございます。

それでは、いま市がことしから３カ年補助いたしまして、それでひとり立ちをしてもらうということで、日野駅、市役所経由豊田駅のバスでございますけれども、これがどのくらいの１人当たりの負担になるかといいますと、試算によりますと、これが１８１円市が負担をしているということになるわけでございます。

それでは、これに比較して、いま私が申し上げました市が提案した循環バスの試算をいたしますと、かなり膨大な費用負担を１人当たり市がしないと運行できないということでございます。この経費の問題でいいますれば、１人当たりの市の負担がかなり高いということと、後年度負担がかなりかかってくるということを申し上げたいわけでございます。

３番目といたしましては、これらのいろいろな問題がある事業を── 問題といいますか、まだ、いわゆる運行の計画なり経費の問題を含んだ事業を行う場合に、市民のやっぱり理解とい

いますか、コンセンサスを得なければいけないというふうに考えております。この辺の問題について今回の議会でも議論された請願を一つ見ましても、非常にむずかしい問題だというふうに考えております。

それから、4番目は、やはり安全性の確保でございます。大量輸送を行うわけでございますので、経費を安くするために、その責任の負担を、いわゆる力のない団体に委託をしたり事業を実施させるということは非常に問題があるわけでございます。そういうことで、安全性の確保については京王帝都とか、あるいは一流の会社にやらせればいいんですけれども、それ以外の方法というのは、なかなかこの問題にひっかかってくるということでございます。

それから、あと最後一番大切な問題かと思いますけれども、やはり基本的には幹線の道路の大量輸送については京王帝都、あるいは東京都のような交通事業に任せるべきではないかと。それらでカバーできないところをいわゆる市が何らかの形でできないだろうか。私ども一番担当者として心配するのは、市が循環バスをやることによって── 現在京王帝都が、いわゆる路線バスの運行の努力をしているわけでございますけれども、これに水を差すといいますか、後退をするようなことになってはいけないと。その辺をちょっと私ども憂いているわけでございます。いずれにいたしましても、かなり大きな問題を抱えているわけで、とりあえずさっき言いました日野駅・市役所経由豊田行きのバスの路線をつないだわけでございますけれども、過去に提案いたしました市の案、それから、それ以外に何かうまい方法がないだろうかということで、いま検討をしているというのが現況でございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　いま企画財政部長さんが説明を細かくしていただきまして、大体のところがわかりました。1点目の日野駅から八王子、この件についてはまだなかなか赤字財政ということで、なかなかスムーズに取り組んでいかれない。こういうようないま答弁がございましたけれども、これ私の記憶では53年でしたか、たしか京王さんの方で、あの当時は122本か3本記憶しているんですけれども、甲州街道走っているのが日野から八王子ですね。その部分を幾らかでもバイパスに通してもいいというような話は聞いておりましたし、そして、いま── その当時ボウリング場がございましたですね。サンキョーボウル、石川町の。あの周辺のところに、これは公共の建物だそうですね。建築するんだということで、その当時そこに住んでいた方が四国の方だそうです。そこまでわざわざと全部移転先まで費用を持って、そして移転さしたと。そして、そこに建設するんだということで、その方が引っ越したそうです。そのときにちょっと私耳にしたんですが、バスが通りますよと。甲州街道の部分、幾らかこちらの方に振り向けるんだよと。こういうことも話を聞いておりました。それが、引っ越された後そこへ建築できるのかとこう思って私楽しみにしておったら、その建築はできない。そして、その後バスも通らない。何かの形ですれ違ったようにも聞いているんですが、その辺の事情は市当局で何も聞いておりませんでしたか。お尋ねします。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。ちょっと御質問の内容の記憶がないんですけれども、前に東京都に対しまして、いわゆる甲州街道通っているバス路線を一部割愛をして、いま藤林議員さんがお話しになっております日野台二丁目の裏を通して日野坂のところでまた日野駅へ合流するという、そういう要望をいたしました。それで、都の交通局が利用者の実態調査をいたしました。その結果、都バスの現行の甲州街道走っております利用者の調査と、それから、裏を回した場合の利用者がどれだけ予測されるかという調査でございました。そのときの結果は、いまの時点で甲州街道の路線を、一部北側に迂回をさせるということになりますと、かえっていまの甲州街道のバス路線をかなり痛めてしまうと。それから、利用者も見込めないと。北側の路線へ振り向けた場合に利用者も余り期待ができないということで、実現しなかったという経緯はございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　いま部長さんが答弁なさっているのと私が質問したのとちょっと違うんですが、それは、部長さんが言われていることも私は聞いております。私が質問をしているのは、あのバイパスのところに、サンキョーボウルございますね、石川町です。その隣の空き地のところに公共施設をつくるということで、そして、その公共施設つくるために── 京王さんだと思うんですが、京王さんが北八王子工業団地を経由して日野駅にこのバイパスを通じて通すと。このことなんですよ、都バスじゃなしに。都バスのことは私十分知っております。いろいろな回答もいただいておりますから。私の言うのは京王バスなんですよ。京王バスが── 八王子の住民がやっぱり喜んでおったんですね。通るようになったようですねということも私聞いておりますし、私も、通るだろうというふうに思ってはいたんですけれども、そのことを私いまちょっと質問したんですが、そのこと聞いておりませんか。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。サンキョーボウルの付近につきましては、八王子市域のことで、ちょっと私ども隣接はしておりますけれども、話を聞いた覚えはございません。強いて言いますれば、あの近くに── 南側になりますけれども、都立の養護学校ができましたものですから、それの話かなというようにちょっと考えた次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　そのとおりなんですね。部長さんが担当してなかったようですから、なかなか話が私の聞いているのとかみ合わないということなんですが。それで、都市計画関係の部長さんですね。その当時は担当しておりましたから、どうでしょうか聞いておりませんか。それなどについて都市計画課の方でそういう話を聞いておりませんか。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げますが、その点については私の方、直接お聞きはしてございません。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　これ以上何しても……。後でまた総体的にまた聞いてみます。

それから、２点目でございますけれども、日野駅から宇津木台に通じるこれですね。先ほど時間帯、または停車場ですか、とまるところですね。その辺のところが資料持ってないからわからないということでございますので、これも強いて── まだ通っておりませんから、どうやら聞いてみますと、申請をして、そして、その認可がまだおりてないということですから、できますればひとつ部長さんの方で、できるだけ早くに、やっぱり通ることになるようですから、その前に議会なり、または市民に知らせるべきことがあれば一日も早く知らせていただきたいと思います。

それから、次に3番目の、これは中央線の豊田駅から平山橋経由で多摩センターに通ずる──その中に中央大学とか程久保、こういう経由していくわけでございますけれども、これについても私先ほどちょっと部長さんの答弁ございましたけれども、豊田の駅のターミナル、これが非常に狭くてバスがここへ停留できない。それがために一般の市民、住民、また、その他の

商店の人たちも非常に迷惑かかるというようなことから、バスの停留所幾らか行ってというんですか、場所変えて、そして、走らそうというようなこともちょっと私聞いているんですが、このバスが豊田駅から── 平山橋が完成すればここを経由して平山住宅、それから、中央大学、程久保を通じて多摩市に入るということが、市の方で目安がついていたんじゃなかろうかと思うんですが── それがついておったと思いますね。ついておったと仮定して、その当時豊田の駅北側におりまして、北側の左側のところに京王の3階か4階建てのビルがございます。それを建築する時点において、都市計画なり、また企画の方で、そこへ向けてバスターミナルをつくるような指導をしたのか、しなかったのか。これをひとつ御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

京王のビルが豊田の北口に開発行為としてビルをつくったわけでございますが、この開発行為が届け出があった── 事前協議の申請という形であったときには、私どもとして、またバス路線等についての具体的な計画という点は、考え方としてコンクリートされておらなかったために、具体的にそこにバスターミナルをつくる、どうのこうのという指導は、当時は行わなかった次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　もう一度お尋ねしますけれども、やっぱり何ですね。４８年ごろからこのように循環バス路線を運行させるんだというふうに、議会と市民と一体となって請願なんか出てきているわけですよ。それを知りつつ豊田の駅に、この建物が建つとターミナルが狭くてバスの乗り入れができないということが、その時点でわかっているんじゃないかなと思うんですよ。そのくらいのことわかっていて私いいんじゃないかと思うんです、行政の中で。だからそのときに、いま京王さんがバスターミナルが狭いとか何とか言っているようですけれども、その当時、なぜ建築指導をしなかったのか。どうしても建てるというんなら小さいものにするとか、それともそこをターミナルにしていただくように、どうしてもここへ向けての建築はよしてくれというような指導、やっぱり私はしてよかったんじゃないかなと。いまになっては遅いですよ、これ。狭いからといっても。また、北側の団地のそばの交番、あの周辺のところにターミナルを設けてどうこうというような話もちょっと聞いておりますけれども、そうすると、結局行政の中でこういうやり方、何していくかというふうに話が出てくると思う

んですよ。そうなってくると議長の責任になりますよ。やっぱりこういうことは、もう少し議会側の方で、どのような地域で、どういうような請願が出ているかということも私目をとめる必要があったんじゃないかと思うんです。それをなされていないということになると、これは私は政治責任、行政責任というふうに言わなければしようがないということですよ。その辺のところを、これ以上どうこうといってもしようがないですから、市長さんにひとつその辺のところをお聞かせ願えたらと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内循環バスのことにつきましては全くこちらも、いわゆる免許という制度は何のためにあるんだろうかという疑問を持ってしまいます。つまり公共輸送でありますから、安全性のあるところには免許を受けると。免許を受けたところは、今度は一方に権益となってしまって、利益のないところにはバスを走らせない。いままであったものすらやめていくと。じゃあ市民は一体どういうふうに位置づけられているんだろうかと、全く疑問に思ってしまうわけであります。やればやるほどそういうことにぶつかってしまいました。そこで思い立ちますのが、何とか自前の力でやることができないだろうかと。あるいは日野市内の交通業の人たちに頼んで、そういうことができないだろうかということで、今後この基本的な勉強から始める必要があると。市内交通委員会というようなものを、業界の方も一緒に入ってもらって論議する必要があると。このことを感じているということで先日申し上げたように思っております。

いまの駅前の御指摘の何ていう建物ですか。要するに建物を建ってしまっているわけですが、それぞれまた聞くところによりますと、京王電鉄あり、京王バスあり、京王何とかあり、持ち会社が違うそうでありまして、それぞれのまた名義別といいますか、あるいは業種別によって、そういうことがばらばらに進められると。これにいかに行政がまた無力であるかということも御指摘のとおりであります。全体に一緒でやったということになれば、やっぱりそのビルを撤去してでも公衆の輸送に耐えるようにやってもらわなきゃならない── こういう論議に戻ってくるような感じもいたします。そういうことを含めて、やっぱり公共輸送のあり方について、これは国会でもひとつ論議してもらいたいと思いますし、都の範囲でも議論をする余地があるように思っております。そういうことにこれから、つまり市民の利益という立場からこの主張をいつまでも推し進めていきたいと、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま市長さんの大分前向きなような答弁をいただきまして、できるだけ今後住民側に立って、市民が要望している循環バス路線について積極的にひとつ取り組んでいただきたいとこういうふうに申し上げまして、この件については質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１６の１、市内循環バス運行を促進せよに関する質問を終わります。

１６の２、教育問題については、藤林理一郎君より取り下げの申し出がありましたので取り下げます。

１６の３、住環境整備と向上についての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○２０番（藤林理一郎君）　いま議長さんが読み上げましたように、住環境整備と向上についての質問をさせていただきます。

都市整備を考えていく場合、非常に反省をせなければいけない幾つかの点があるように考えます。最も基本的なことは、都市を考える場合、これまで政治・行政・経済等の活動を思うように行えなかったこともあるようにも考え、また、人々が住み働き憩いの場として観点を考える中で、人間に重点を置いた考え方が必ずしも十分でなかったとも言えます。人間が住む場所として、町づくりの中においては歴史と風土、公共施設整備を求めている住民に対し、すなわち生活環境の整備、自然環境と調和・文化的な環境の整った住民の日常生活に密着した生活基盤整備を対象分野として、行政運営として考えるべきではないかと思います。

そこで、いま現在日野台一丁目のところに問題になっておる土地でございますけれども、これは長くから有名な「小構地域」といって、明治６年ころからの地名のあるように聞いております。いま「日野」でございますけれども、その当時も「日野」だと思います。「小構」というふうに日野市の方から名付けて、政府に何したそうでございます。そのような中で、地祖改正条例公布を行ったようでございます、日野市の方で。そのときには日野で確定したたんぼ、畑また、宅地、山林等で、いまで言う町名地番じゃなかろうかと思います。当時旧名は、この「小構」は「新坂」から「字小構」というふうに変更されたそうでございます。

その当時、小構の土地の面積は、坪数は１６町歩３反というふうな広い面積の小構の場所でございます。これは、古くから言われた土地でございます。そういうふうに私も記憶しており

まして、昭和２４年ころ現在の多摩平三丁目、この辺が「傘松」と── いまも「傘松」といっているそうですけれどもその当時から「傘松」という自治会もあったように記憶しています。それから、五丁目、六丁目、七丁目、これは「暁」といって呼んでいたそうでございます。その中に「日野台一丁目」が７番目の「暁自治会」というようなことも私聞いて記憶しているわけでございます。「暁自治会」の一部を「小構自治会」と改め、その後、地名変更後「日野台一丁目」と名付けられたそうでございます。

今回問題になっている日野台一丁目の小笠原機械株式会社南側。振り返ってみますと、その当時、元ボウリング場跡地にいま二大マンションが建設されております。その後、２年ばかり後、日野台ハイツも建設されております。ところが、この２棟のマンションの建設なされたのと、いま問題になっている場所とは違います、条件が形態が。違うというのは、国道２０号線寄りのところでございますから、一丁目の住民には、日影の問題としては影響があるようで、ないような形でございます。ですから、そのことから考えていきますと、いま現在の一丁目のところの小笠原さん、このところにもしか── 私、建設するかしないかわかりませんけれども、もしか東洋建設さんがマンションを建てるということになりますと、この長年続いてきた小構という土地、荒れほうだいな荒れ地になってしまうんじゃないか。荒れ地というんですか、その周辺の住民が路頭に迷わされるような、そして、環境的にいって悪影響及ぼすような実態になるんじゃないかというふうに私も考えていま質問さしていただくわけなんですけれども……。

こういうふうなところから議会なり、また、委員会なり再度住民の方たちが傍聴に来られて、一生懸命になってこれを防止しようというようなことのようでございます。その辺のところから見てみますと、やっぱり長年住みついた住民の方たちに、これ以上悪影響を及ぼしていいのか悪いのか。その辺のところを行政の中でできるものなら考えてあげていただきたいというふうに考えるわけでございます。あそこに建設されると本当に── いま現在でも小笠原さんの北裏、その辺のところの場所が５メートルも空いておりません。いまの会社の建っている建物ですね、住民側と。そういうようなところを見ていただければよくわかると思います。今度大きなマンションが建設された場合に、どのような影響が出てくるのか。こういうようなことを考えてみますと、やっぱり何とかいい方法を考えてあげないと、いままで一生懸命になって皆さんが働き、憩いの場所を求めて土地も買い建築もし、そして、子供も育ててきたわけです。子供さんたちのためにも、いま皆さんが行政の中で、市長初め非行防止、何とかせなきゃいけな

いというようなことをやっておりますけれども、こういうことにも私はつながってくるんじゃないかと。だから、できますれば安全な生活を営んでいただけるように、行政側は考えてやらなきゃいけないんじゃないかというふうに私は考えてこの質問に入ったわけですけれども、その辺のところひとつ考えていただきたいというふうに思います。

それで、こういうことも市長以下担当の方たちも全部御存じだと思うんですが、第三小学校のＰＴＡの方たちから、三小地域に公共施設をつくってくださいと。その中に── 理事者側の方に、市長さんも御存じだと思います。できるなら遊び場── 子供の、そして、公園広場等の要望がなされたことも市長さんが御存じだと思います。そのことについて、いま問題になったところも含まれております。その当時自治会長さんも、できれば一丁目の自治会の中に、こういうような施設をつくれるものだったらつくっていただきたいと。こういう要望もなされたように私記憶しております。

そして、２点目でございますけれども、市側に小笠原さんの社長さんというんですか、専務さんというんですか、この方が、この工場を市は買っていただけないかというような要請もあったようには聞いておりますけれども、これは、いつごろそういう話が出たのか。そして、実際にそのことを関係の部長さん、また、市長さんが話し合いに応じたことがあるのかないのか。それをひとつお聞かせを願いたいと思います。

３点目。これは、５月３０日ごろに小笠原さんと東洋建設さんで売買契約が成立し── 所有権登記ですね。これは終わったというふうに５月３０日ころ私聞いておるんでございますけれども、そのときに市長さんと住民の方たち、また、東洋建設さんと、そういう中でこの問題について話し合ったことがあるのかないのか。これもひとつ聞かしていただきたいと思います。

４点目に、もしこの場所の建設に反対をして、市側から反対をして、そして、何かの形で東洋建設さんが市に、じゃあ買ってくださいと。または、どこかにそれに適したような場所があるなら、交換してもよろしいですよというような話が出てきた場合、市当局でどのような対応をするのかできるのか。お考えがあったらひとつ聞かしていただきたいと。以上４点をまずお伺いさしていただきます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは４点の御質問についてお答え申し上げます

が、１点目につきまして、三小のＰＴＡの方々の当該地域におきましていろいろそれが、公園広場といった公共施設をつくってほしいという要望については私どもも聞いておるところでございます。できるだけ私どもの努力の中で、こういった施設等も機会があればつくる必要があろうというふうに考えております。

それと、２点目でございますが、小笠原の専務の方でございますが、この土地を会社の都合上売却したいと。ついては市、あるいは都でこれを買っていただけないかという御要望はございました。市の内部、あるいは東京都とも相談をした結果としては、この土地は一応買わないという方向で御返事をいたしたわけでございます。それから、そのお話があったのは、昨年の６月から７月にかけてだと記憶しております。

それと、３点目でございますが、東洋建設との話し合いと申しますか、東洋建設がこの土地を入手いたしましたのは今年の５月３１日に正式な所有権の移転が行われたわけでございます。その点について、その前後に東洋建設との間でいろいろな話し合いを私どもは行ってございます。建てるということであるならば、十分その点は事前協議で、事前に申請書を提出してほしいと。地域の環境面については最重点に考えてほしい。あるいは前面道路というのは拡幅の問題もあるので、その点は十分考慮してほしいと。特に日照の問題については裏北側の住民が非常に迷惑するという話も聞いておりますし、そういった点を十分配慮した設計等も行ってほしいと。事前審査の前ではございますけれども、一応いままで東洋建設との間では、こういった点について話をしてございます。その中でも、土地を売る意思があるかないかということについてもただしてございますが、この土地については、やはり会社の方針としては売却はしない方針であるというようなことも確認をしてございます。

４点目でございますが、東洋建設が市に売る、あるいは土地の交換という申し出があったらどうかという点でございますが、この点については、そういう事態がまた起これば、当然内部でそういった点については、関係部局との間で協議を行わなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　１点目のことについて何か知ってたようですね。三小地域で公共施設つくってくださいということですね。それは三小といってもその当時はずいぶん範

囲が広くって、いま東光寺小学校も出ておりますし、その当時市長さんも何回かこのＰＴＡのお母さん方と話し合いがなされたように聞いておりますし、そして、その時点で、こういうような場所が出たというふうになったときに、その時点でどうですか。部長さんも、それから、市長さんも頭の中にあったかないのか。それは数の多いことですから何でしょうけれども、どうなんですか、その辺のところを。これ１点ちょっと聞かしていただけますか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三小地区に文化施設をという運動のあることは、ここ何年来よく存じております。そして、これの考え方といたしましては、同じ東光寺、神鋼電機住宅跡地に都営住宅が建つ際に、一定の面積を地域に残していただく。そういうことで対応しようというふうに答えております。小笠原の土地とは発想が全然合っていませんし、それから、三小地区といいましても確かに広いわけですから、むしろ当初下の段というふうに考えております。そういうことです。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　くどいようですけれどももう一度お尋ねいたします。三小地区は確かに市長さんの言われるように広いし、そして、日野台一丁目のいま問題になっているところは番外だと。こういうふうにおっしゃっていますけれども、それは、そう言えばそうだと思うんですが、私の言うのはこの土地を云々じゃないんです。聞いているのが。というのは、その当時、西村自治会長、この方もこの地域にそういう遊び場所を、それから、住民の交流の場。または、お盆なんかは盆踊りも風土的にいってあの地域もやっております、狭いところで。だから、そういう広場、売るような場所があったら買ってくださいというようなことは、その当時話があったのかないのかということを私は聞いているわけです。東洋建設の問題で私聞いておるんじゃございません。もう一度お願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　売り物があったら買ってくださいという話は伺っておりません。それから、地元から特に小笠原製作所の跡地について、要するに狭くてもいいから広場が欲しいと言われますから、建築指導の中で今後最大限の迷惑対策をしなきゃなりませんし、あわせて必要な広場は協力させるようにいたしたいと、このような考え方で臨んでおります。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、市長さんの答弁の中で、今度建築されたりする場合に、そういう広場も遊び場所も建設会社と話し合いの上でとっていただこうという要請はするということおっしゃっていましたですね。できるだけこれは、万が一建設するという場合に、強い市民要望にこたえるように、ひとつ努力をしていただきたいと。こういうふうに言って一一質問ですね。これは第１点の方ですね。

２点目にじゃあ入ります。土地を買ったのは５８年の６月から７月というような話が出たということですね。市長と話し合いを── ７年ですか、これは。８年ですね。そういうような中から、その当時もこれと１点の方と私同じような考えのようで質問ダブるようですけれども、これはわかりました。

そして、４番目も私は質問したのも大体同じような何です。これは、できるだけ私の方でぜひお願いしたいということは、いま市長さんの答弁の中で、住民側に立ってできるだけの努力はすると。遊び場、広場ですね。確保するように努力するということですから、これ以上聞いてどうこうということはございませんから、ひとつこの件についてできるだけの住民側に立って努力していただきますようにお願いをいたします。

これについてはもう１点ちょっと……。そうしますと、ちょっと余りまじめ過ぎるものですから、だから皆さんから、また例になったんじゃまずいということで、それで議長さんに相談をして、そして、議長さんのお許しをいただきました上でさしていただきたいと思うんですが……。

これは、ちょっとこの問題とはかけ離れております。たしか、今月の初めころだったと思うんですが、ある住民から、何か市長さんが市民相談をこのロビーでやっておられたときだと思います。そのときに、実は、これは私場所とかそういうことは最初知らなかったものですから、全然かかわりがなかったんですけれども、その方が２度、３度私に電話で、こういうような問題うちの地域で出ているんだが、これをひとつ聞いていただけないかというようなことから、早速私都市計画の方にお聞きしましたんですが、実は内容的にこういうことです。

何か堀之内じゃないかなと思うんですが、いま自動車の練習場やっておられる平さん、それ以外の人じゃないかなと思うんですが、二・三人の方が私のところに── いま自動車というんですか、自動車というんですか、バイクというんですか、こういうような路上で非常に頻繁に交通事故が激しくなっている。だから、この人たちのために、ひとつ練習場というんですかー

開いてやっていただきたいというようなことをちょっと耳にした。それで、その周辺の住民の方たちから、昼間なら多少の騒音はやむを得ないけれども、一応練習場とかそういうことになって申請が出され、それで確認とって許可が出たと。そして、そういうふうになってからじゃ、どうもわれわれが幾ら言ってもなかなか一たん許可したものは、それを取り消しすると、また、そういう市民要望にこたえてやる方が、何とか事故を防ぐために、そういうような施設をつくりながら練習さしていこうじゃないかというようなことじゃないかと、私はそういうふうにも解釈しております。そして、都市計画のところに行って、こういう問題を聞いておるんですけれども、これはどういうふうになるんだろうかとこういうふうに聞きましたら、これは問題ないんだよと。というのは、練習場があっても建物さえ建てなければ法に触れていかない。だから、心配ないというふうに聞いておりました。そして、そこで私、この小笠原さんの件について、ちょっとこれ番外ですけれども、これと、なってからじゃどうにもならなくなってしまうんじゃないか。だから、ころばぬ先のつえという昔の言葉ございますけれども、その前に行政の側の方に関係者がどのように考えているのか。再度お聞きをしておきたいと、こういうふうに思って質問するわけでございます。よろしくひとつ御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたオートバイの練習場でございますが、川辺堀之内の浅川寄りに現在自動車の練習場がございます。その裏側── 北側と申しますか、一画にオートバイの練習場ができてございます。これは、私どもが行政指導を行っております、いわゆる開発行為の中には該当しないものでございまして、私どもの方の都市計画課の方でお答えしたとおりでございます。特にこれを建設するに当たって、私どもが事前に協議を受けつけ指導をしたという経過はございません。しかし、将来として、これが非常に多く活用されるとなりますと、オートバイでございますので相当の音量の出ることは、そういう恐れは多分にあります。夜間までやるというような、そういった点についても私どもは都市計画上は聞いておりませんが、今後の問題としてはどのような施設、いわゆる練習場を運営されるのか。それがどう周辺の住宅等に影響を及ぼすかという点については、十分私どもも行政側としては見定めなきゃならない問題点かと思います。そういう点では今後生活環境部との問題になろうかと思いますが、その辺で十分監視をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま何かこの問題は知っておられて行政指導を行ったということで、それで、私はこういうことをちょっと法律の中で見て、こういう形になっているんですけれども、第１種住居専用地域の中に、自動車練習場は禁止項目にあるというようなこともちょっと触れているように思うんですが、こういう問題には触れるようなことはないんですか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　堀之内の自動自転車教習所―― 教習所という名前まではまだ付せられてないと思いますけれども、その練習場らしきものが進行していると。そのことで周辺の住民の方が、私の土曜日に行っております市民相談に数名でおいでになりました。申し立ては、１種住居専用地域には自動車教習所はできないはずだがと、そういうことを言っておられました。確かに地図の上にそういう表現があります。ですが、自動車教習所であるかどうかと。この認定はなかなかむずかしいわけでありまして、何か４５０ＣＣ以上の免許を取るには相当練習を必要とすると。そのために、あるいは練習をする方の需要があるかもしれませんし、また、需要があるとすれば、そういう業が成り立つということも考えられるわけでありますが、私の相談の範囲では、これはいわゆる規制ということは何か一面むずかしいように思えると。許可制とか、あるいは届け出制ということがあれば、法に触れるならばその点で、つまり設置の不可能な意味の指導があるはずですが、そういう法的な措置のとれる機会というのは、なかなかちょっとむずかしいんじゃないでしょうかと。規制というのは現実主義ですから、たとえば明らかに練習が始まり、その練習音が、規制される騒音以上に測定をしてみてオーバーしていると。その際には測定値以下にしなさいと。こういう指導になってくるわけでありますが、設立を認めるか認めないか、許可をするか許可をしないか。また、先ほど言いました―― 部長も言っていますとおり、何か建物でも届け出があれば、その際に指導の機会があるかもしれませんが、全く無届けでやれる施設であれば、なかなかそういう規制はむずかしいと。こういうことを解説的にお話をしたように思っております。その後も、場所も行ってみましたし、どうなることかというふうにも注目はしていますけれども、始まったという話も聞きませんし、ただ場所はできていますから、いつの日か始められるんではなかろうかと、こういうふうには思っております。これも住民次第でありまして、住民の方が納得をされれば事件にならない―― 事件というか相談事項にはならないでしょうし、なお不安があれば、また来られるものではなかろうかと、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、このことについては非常にむずかしいというような答弁がなされたんですけれども、これは確かにむずかしいと思います。私も幾らかこれを研究をしてみたんですけれども、都市計画の方からいいますと、建物が建ってなければいいという。そして、この解釈ですね。専用地域の自動車の練習場というのと、それから、教習所というのと解釈が大分違ってくると思うんです。だから、ここの方がおやりになるということは、こういう法律の方も研究なさった上で……。そしてもう一つは、バイク、オートバイの未熟な運転の方が多いということで、そういうようなところからひとつ考えて、何とか事故を防ぎに、私もひとつボランティア・奉仕的な考え方でやってみようというようなことで考えたことだと、私はそういうふうに思っております。このおやりになる方はりっぱな方ですから、そんな法を曲げて、そして、皆さんに御迷惑をかけてまでやろうとするような人じゃございませんから、その点は私も心配はしておらないんですけれども、何かのときに、やっぱり先に指導なり十分なされて、そして、お互いに円満に解決していけるような方法ですね。ぜひ私の方から指導していただけるように要望いたしまして、一般質問終らしていただきます。どうも皆さんありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１６の３、住環境整備と向上に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時１５分休憩

午後4時４１分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議の時間の延長をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

一般質問１７の１、遺跡調査会内で発生した、3,000万円を超える使途不明税金に対する森田会長の責任と、補償についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　きょうは仏滅であります。朝非常に冷たい雨が降っておりましたが、幸いお天気も回復いたしました。私の質問に対して、きょうのお天気のような御回答をひとつ明快にお願いしたいのであります。

それでは質問に入らしていただきます。

ちょうど３カ月前、この定例会で管理監督が不十分であったことは責任を感じていると、市民の意見を聞いて善処を図りたい。このように市長は本問題について答えております。すでに３カ月もたっております。この間、市長は遺跡調査会会長として、どのように善処されたのか御説明をお願いしたいと思います。なお、私の質問には「前」とか「現」とかいろいろと敬称等はできるだけ略さしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ひとつ市長の回答について、９月２０日の回答後どのように善処をされたか御説明願いたい。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　たしか５７年の臨時市議会、この場で質問者の古谷議員から、遺跡調査会の使途不明金のことが指摘されて、その後２年有余いろいろな経過についてはおおむね御承知のとおりであります。最近の結論といたしまして、告訴告発については八王子地検で不起訴処分にすると。こういう通知が告発をした側に、あるいは議会の拒否の表現、これらについて回答が―― 回答というよりも通知が寄せられたところであります。その後、この議会の初めのころの行政報告についてもいろいろ質疑がございました。検察庁の不起訴処分については、なお事件の解明という意味から、その不起訴になった理由を問いただすこと。もう一つは、それに先立って検察審査会に異議の申し立てをしておると、こういうことがあります。責任についての善処ということは、その責任のとり方について自己譴責、あるいはその方法、これらについて考えをめぐらしておるというふうにお答えをしたところであります。質問に答えるということではなくて、いずれ態度表明ということで、そのことの表明もいたしたいものだというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいまの市長のお答えは―― 会長のお答えは、前回私が質問したことについて、市民の意見を聞いて善処を図りたいということは、まだ行われていないというふうに理解されるわけであります。

本遺跡調査会の不祥事件は、もうすでに皆さん御承知のように、昭和５４年１０月に発覚しております。いまから６年前であります。日野市遺跡調査会会長森田喜美男君、及び日野市遺跡調査団団長坂詰秀一による税金公金の横領事件、この結果が昭和５９年９月２１日明らかになったのであります。この間、まず最初に、ここにいらっしゃいます小山社会教育課長、佐久間教育委員会主幹等による捜査が昭和５４年１０月２５日から５６年の５月まで行われております。また、赤松助役を長とする庁内の調査委員会、すなわち予算執行に関する調査会、この構成メンバーは長沢教育長、伊藤総務部長、生野企画財政部長、赤松助役を長とする４者の調査が、昭和５７年７月１３日から９月８日まで行われております。さらに、第３として、日野市の監査委員会の特別監査が行われております。それでもなおかつわからない。だんだんと不明金がふえているのであります。最初の調査によれば約４００万円、赤松助役等の調査によれば約８００万円、日野市監査委員会の特別監査によれば1,700万円、そして、日野市議会は放置できませんので、共産党や社会党の反対を押し切りまして、日野市遺跡調査会委託事務並びに委託料の疑義にかかわる調査特別委員会を設置したのであります。この調査は非常に難航いたしました。委員各位の非常な御苦労をいただいたわけであります。しかし、結論的には司法権に調査をお任せする以外にないという結論になったわけであります。

このため、昭和５７年３月１１日に、日野市議会及び日野市長は、日野警察署及び警視庁に対し、捜査告発を行ったわけであります。この捜査は、３月１１日から５８年１０月３０日まで、実に１８カ月という長い刑事捜査でございました。そして、その結果、柳下元社会教育課長は、遺跡調査会の公金を百数十万円横領したという理由をもちまして、東京地方検察庁八王子支部に送検されたのであります。それ以来東京地方検察庁は６カ月の長い期間をかけまして、その司法権力によってこの捜査を続行いたしました。その結果、この約６年間に及ぶ六つの公的機関による本件の調査は結論が出されたのであります。

はっきり申し上げますと、本年９月２１日全く使途不明な金額税金、これは、日野市の調査によれば1,９９４万2,１６１円。警視庁捜査二課日野警察署及び東京検察庁の調査によれば1,８００万円余ということになったのであります。第２といたしまして、不法不正に無断流用された税金の額1,240万円余。第３として、遺跡調査会事務局の横領した公金、これが１２８万1,０６３円。第４として、調査団の不正の使い込み５２１万円余。第５といたしまして原因者預り金、不正預金、不当預金５００万円余。警視庁の調査により検察庁の結果は、この合計金額が4,２００万円余でありますが、日野市の調査を加えますと4,３００万円余。このことは日野市長が明らかにしているのであります。警視庁が明らかにしているのであります。東京検察庁が明らかにしております。６年数カ月にかかるこの捜査が、われわれはこれを否定する材料は何者もないのであります。

すでにこの事件は5年有余カ月、六つの公的調査機関による捜査、監査、調査によって完結したと認定せざるを得ないのであります。このうち遺跡調査会会長森田氏を長とする会長が使い込んだ、あるいはまた、不正に無断流用した金、これは、日野市の調査によれば3,１３４万円余。司法当局の結果は3,０４０万円余であります。これは、遺跡調査会の会長、副会長、役員の責任において弁済すべき金額であります。さらに、第３点としての事務局の横領した公金、これは当然事務局長が責任を負わなければなりません。すでにこの公金は返還されております。４としての調査団の不正の使い込み５２１万円余、これは坂詰秀一ですか―― 団長を長とする調査団の諸君の責任分であります。私は、当然本件について日野市長は、各科目ごとにそれぞれの責任的立場のものに対し返還を命ずべきだと考えております。至急に税金を市民に返してもらう。

もう一度申し上げますよ。遺跡調査会の役員が日野市に返さなければならないお金は3,１００万円を超えております。また、遺跡調査団のお金は５２１万円です。日野市長であるあなたは、何がゆえにこの責任者である森田遺跡調査会会長及び坂詰秀一団長に対し、公金の返還を命じないのか。その理由を具体的に説明してもらいたい。これが質問の第２点であります。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私の常識では、経理責任というのは公務員として当然とるべき措置がとられるはずでありますから、いま言われたようなどこの責任というよりも、まず経理担当者がみずから明らかにしたものであればともかくも、そういう報告を正確にどこの調査

機関からも受けていないわけであります。第１段階の責務としては、やはり経理担当者が不当に支出したか横領したか、そのあたりの結論は出てないように思っております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　警視庁及び日野警察署の調査使途会明金1,８００万円、不当、不正に流用し、他の人に充てられたと思うお金1,２４０万円、柳下事務局長の横領した公金―事務局の横領した公金１２８万1,０６３円、調査団の不正使い込みといいますか、書籍等を不当に買った、あるいはまた遊興、あるいはまた視察等に使った、これが５２１万円。この数字はわれわれが、日野警察署で聞いてきた金額であります。説明であります。このようなことが、私どもが知っているにもかかわらず―― いわゆる１００条委員会の処分に対して、１００条委員会の皆さん方に御説明があったわけです―― 市長に届いていないわけがないんです。あなたはそこで、このようなまず「そういうことは聞いてません」で逃げようとされた。それではもっと突っ込んで申し上げたい。

このような事件は、あなたの責任で出たんです、森田会長の責任で。これをまず明らかにしましょう。これは、あなた自身が一番よく知っている。いいですか。遺跡調査会の不正な会計事務は、森田会長が監査制度の導入を拒否し続けてきたことによって発生した、このことなんです。しかも、これは5年間の調査、あるいは議会が設置した１００条委員会、これらで明らかになっております。森田遺跡調査会会長が、再三にわたる監査制度の導入に対する役員会の提案、調査団長の進め、あるいは野呂助役、あるいはまた小山元社会教育課長、それらの要求提案を退け続けてきたのであります。このことが今日の遺跡調査会の使途不明金が発生する根拠をなしているんです。それを具体的に私は100条委員会の調査の中から申し上げたいと思う。

１００条委員会の調査によりますと、遺跡調査会の総会・役員会で、監査制度の確立を森田会長に要求された会議が、実に４回行われていた事実が報告されております。この事実を森田喜美男会長は自身も証人として認めているんです、あなたは。具体的に申し上げますと、昭和５１年５月２８日の役員会―― いまから８年前であります。６月１２日の森田遺跡調査会会長と坂詰副会長との懇談会、この席でも坂詰副会長兼調査団団長は監査制度をつくってくれということを求めております。さらに、５１年７月３０日起案に係る教育委員会の起案書決裁書類によりますと、高橋国夫会計担当職員、柳下事務局長の起案で、遺跡調査会規約に係る監査制度の設置に伴う改正決議の書類が提出されております。しかも、この書類には調査会長である

森田市長のサインも明らかに記されております。「M」と書いてあります。この７月３０日の決裁を受けまして、８月の７日、第１議員控室において遺跡調査会役員会が開かれております。その席上、副会長初め理事各位から会長である森田喜美男氏に対し、至急規約を改正してほしい旨の提言がなされております。これでもなおかつ森田喜美男会長は、監査制度の設置を拒否しております。

そうしてまた1年たちました。昭和５２年１０月１５日、この役員会では、なぜ設置しないんだと、監査制度をなぜ設けないのかという激論も闘わされております。しかも、かつ森田会長は監査委員会の設置を拒否しております。昭和５０年に法律が改正になりまして、多額の税金が遺跡調査会に委託されるようになったのであります。税金の使途についての監査制度の確立── これは、このために倉又副会長、あるいは多くの理事諸君、市の事務局員、これらの方方が、あなたに森田会長に対して監査の制度の設置を要望し続けてきたんです。

さらに、監査制度の要望は昭和５４年１１月に行われております。５４年ですよ。これは、遺跡調査会の不正が発覚した月の翌月です。昭和５４年１０月に小山課長が就任し、佐久間主幹とともに経理を調べたところが全くわからない。それで、野呂助役に相談し、倉又教育長に相談し、１１月に── これも証言に出ている。森田会長に対し当時の野呂助役及び小山社会教育課長から監査制度の確立が強く進言され、遺跡調査会に対する助役の行政指導ということで行っている事実があります。これは１００条調査委員会における野呂助役の証言であります。このように昭和５１年５月から５４年１１月までの間に、５回にわたり市長に対し、遺跡調査会に監査制度を確立せよという要求が続けられてまいりました。ところが、それでもなおかつあなたは拒否している── 規約改正しません。

そこで、昭和５４年１２月１１日、一般質問において議員から、どのように遺跡調査会の金の決済、会計決済はなっているんだ。監査はどうなっているんだという質問が出されております。これに対して森田市長は大変恐るべき回答をしております。これだからなるほど── 本音が出ている、速記録。森田市長の答弁は「遺跡調査会規約の改正は、現実に即する方法での改正ならば結構ですが、調査そのものをますますがんじがらめにするような改正は、この際よほど研究を要する。このように考えております」こう答えている。いいですか、もう不正が発覚した時点です。明らかになっているんです、これも。１０月に明らかになっている。１２月の本会議における答弁です。いいですか「遺跡調査会規則の改正は、現実に即する方法での改正

ならば結構ですが── 」現実に不正が行われているんです。はっきりわかっている。「調査そのものをますますがんじがらめにするような改正は、この際よほど研究を要する」これがあなたの本音なんです。これが本音なんです。だから、遺跡調査会の規約の改正は、あなたを含めて全員の賛成が要るんです。森田会長１人が反対し続けてくれば改正はできないのであります。多数決じゃありません。しかも、森田会長は提案権があります。提案もしない。だけど本音がここに出たわけです。昭和５４年１２月定例会── 第４回定例会です。

これほどひどいでたらめというのは、この世にはないと私は思うんです。どこにありますかこんな５年間も── まる３年半になりますか。みんなが監査制度をつくってくれと言っている。それで、そうしたら「がんじがらめにするようなことはやりたくない」いまの現実に即する方法というのは── 現実にでたらめが行われている時点で答弁している。しかも、この時点では、いま申し上げましたように数百万円に及ぶ使途不明金があるという事実が、野呂助役及び小山社会教育課長等を通して市長の耳に入っているはずです。あなたは先ほどは、日野警察署、警視庁の捜査の結果を聞いてませんなんて、おとぼけもいいですが、これも聞いてないと言いたいでしょう。

いいですか。多額の税金が横領された。不正に支出されているという報告を受けているにもかかわらず、あなたは、これでもなおかつ遺跡調査会規約第１９条を盾にして── これは万場一致ということなんです── 盾にして、監査制度の導入を拒否し続けてきたんです。この結果は、私どもはこう考える。よく考えてごらんなさい。森田遺跡調査会会長は、自分は会長だという特権を乱用して、われわれの4,２００万円もの税金を不正に浪費したということになるわけです。納める者の立場になってごらんなさい。私どもは、この事件は森田遺跡調査会会長が、監査制度の導入という、すべての役員、すべての市の職員の要望を無視して遺跡調査会１９条の全員一致という条項を盾にとって、会長の職権を乱用したために発生したと断ぜざるを得ないのであります。このことは、森田会長が一番よく知っているんです。（「はい。答えますよ、いま」と呼ぶ者あり）人間はだれでも良心がある。そう私は信じております。あなたも、森田会長は恐らくこの８年間自分の良心にやましくて、やましくて苦しみ続けただろうと私は思います。良心の苛責、これは大変苦しいことであります。

さらに、昭和５７年９月からこの市議会の１００条調査が開始された。その時点からあなたは本当に苦しんだでしょう。そして、この全貌がようやく明らかになった５８年の１月、あな

たは遺跡調査会に証人として出廷はしております。恐らくこの１００条委員会の調査が結論を出して、そして、３月１１日に日野警察署に、自分の部下である課長を告訴告発に行ったときの心境はたまらなかったと思います。そこで私は、あなたに良心があることを信じ、この遺跡調査会の2,１００万円余の── いま柳下君を告発している金額、この金額が横領されたと考えられた時点で、一応日野市長に返そうと思わなかったのかどうかだ。これが質問です。

はっきり言えば、昭和５８年の２月の１００条委員会の終了の時点、２４日ですか。それから３月の１１日告訴告発を決断されるまでの間に、一応遺跡調査会の会長の責任として、とりあえず2,１００万円、これらのお金を日野市長に返す。このようにお考えになったことはないでしょうか。私は、遺跡調査会の会長は、このお金一応市へ返す。返さなければいけないと思うんです。そして、市民におわびして、その後で遺跡調査会の役員の皆さん方とも相談する。あるいは事務局の諸君とも相談して、そして、事件を解決を図るのが当然だと思うんです。私は、必ず遺跡調査会の会長森田喜美男氏は、私と同じように一時は考えたに違いないと思います。私と同じように１００条委員会が終わった時点で── ２月２４日以降３月の１０日の間に、2,１００万円余の使途不明金を、とりあえず日野市に、市民に返すということを考えられたことがきっとあるに違いないと思うので、その点について御説明をお願いしたい。御回答をお願いしたい。また、それを取り消して、もしあるならば、取り消して警視庁へ、日野警察署に自分の大事な部下を告発したのはなぜであるか。この２点について所信をお伺いいたします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ質問者の一流の論理のくみ上げで、何か断定的に事を責めておられるようでありますが、監査制度の請求を、当時会長の私が拒否するなんていうことがあるはずもありません。みんなが全会一致であれば当然改正されたでありましょうし、それから……（「１００条委員会に書いてある」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。回答……（「証言。いや、いま共産党がやじったから言ったの」「答弁中だ」「やじるな共産党」「市長が発言しているんでしょ」と呼ぶ者あり）これまでも言っていますが、市長は、これは規約上会長であることは事実ですが、実務においては、これは教育長以下の教育委員会の行政に属することであります。そして、大部分の会合は副会長の司会のもとになされたものでありますから、そこで全回一致ができておれば、当然規約の改正は十分され得たでありましょう。

そして、なお不思議なのは、そういうふうにおっしゃるならば、当事者同士の組織されてお

る調査会で、つまり自分たちの何か不正論議がなされたというふうにとれるわけですが、一般にそういうことが常識には考えられないわけであります。したがって、改正すべきものは当然改正のその起案があがってくるでありましょうし……。それから、聞くところによりますと、当初吹上の会則にも監査制度の規約はなかったというふうに聞きます。よその規約にもないように聞きます。したがって、全く私はそのことを正当化するつもりはなくて、むしろ不審に思うわけですが……（「不審に思ったら改正しなければいけない」と呼ぶ者あり）ですから、いまお立てになっている論は全く当たってない。したがって、私がまともにその責めを受けるという、そういう論理にはなってないと。このようにお答えをする以外にはありません。（「それでいい」「そうだ」「１００条調査で明らかになっているぞ」と呼ぶ者あり）そういうことです。（「それは質問じゃないんです。議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私が質問しているのは、全責任はあなたにあるんだと、森田会長にあるんだ。だから、根本的な責任です。あなたは、１回日野市民の金を2,100万円余もどっかへしちゃったんですから、会長であるあなたは早急に返そうとする、きっと良心があるに違いないと。良心があれば返すに違いない。そういうことを考えたことはなかったか。２月の２４日から、１００条委員会が終わってから告訴するまで、お金を返そうと思ったことがなかったかどうかを聞いている。あなたの良心があったかどうかも聞いている、私と同じように。私なら返します。そして役員会で相談します、その後。市民の税金ですから、あとは役員会内の問題。事務局内の問題です。この点答えてください。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　会長は、これは全体の責任者でありますから、その道義的責任は感じるということは、これまで申し上げたとおりであります。しかし、実務のそれぞれの各級の責任者があるわけでありますから、それぞれ各級相当の責任があるわけでありますし、その中で一番壟断していたのは、その当時の柳下元課長でありますから、やっぱり一段階として彼の責任が問われるのは当然である。解明ができない以上は本人の使途不明金の責任は当人が負うべきであると、こういうふうに私は考えます。したがって、良心良心とおっしゃいますけれども、私はもちろん良心に立って事を処しております。そのことが良心として自分が責任をとるとり方に、お金を返そうというような考え方は持ち得ておりません。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それでは非常に残念ですが、資料を配付して、もう一度。この質問は非常にこういうふうな答弁の繰り返しになってしまいます── それではいけない。そこで、市民に対して申しわけない。資料の配付をいたします。理事者よく読んでみてください。議長お願いします。（資料配付）

ここに資料１の１番上に乗っております。資料１をごらんになっていただきたい。森田会長もよく知っている資料です。この資料は、土地の登記簿謄本であります。これは八王子法務局から私がいただいてまいりました。１０月４日付であります。この土地の場所は、日野市旭が丘二丁目２４番の８であります。面積は３１９.７４平方メートル、約９７坪、所有者は森田喜美男氏であります。この土地に根抵当が設定されております。三菱銀行日野市役所支店です。はっきり言いますと、この事件調査が終了し、５８年の２月の２４日終了４日後に2,２００万円の根抵当権を森田喜美男氏は御自分の土地に設定いたしました。私はこれを見て、あなたは2,１００万円余の使途不明金を、これをもって充当されようとずいぶん悩んだんだなと、良心のある方だなと、こう考えたわけであります。ところが、全くそういうことじゃなく、考えたこともない。私の責任はないんだ。道義的なだけだと、こうおっしゃる。こういう── いいですか、こんなものは余り出したくない。しかし、全く使途不明で横領されたお金が、日野市長の調査によれば2,１２２万3,２２４円です。ですから、2,２００万円あれば足りるんです。これで足りるんです。すぐ現金があります。私は、現在もこの根抵当権は設定されていると思う。つい１０月には設定されておりました。あなたは１度返そうと思ったんじゃありませんか── 思い出してください。しかし、だれかの悪魔にさされて、それをやめて── そうです。2,000万円ものお金を出すのはだれでも惜しいです。ですから１１日に日野警察署へ駆け込んだ。こういうことが推定されるんですが……。

いかがでしょうか。私は、この登記簿謄本を拝見して、森田会長もその当時悩まれて、そして、良心のもとにとりあえず日野市民にお金2,２００万円返しておこうと。そして、その後遺跡調査会の役員会を開いて、そして、たとえば倉又教育長さんには１００万円負担してくれ、高橋通夫理事には１万円負担してくれとか── 大体これは農協だってそうです。日野農協が１回大変苦しい目に遭いました。破産寸前になりました。そのとき理事諸君がみんなお金を出したんです。その分担に応じて。そして危機を乗り切りました。恐らくこれは、そのためのお金

じゃなかろうかと思うんですが、あなたは返そうとすることは考えたこともなかった。この遺跡調査会の汚職というのは、監査制度が導入されなかったことから起きた構造汚職なんです。先日、石坂勝雄議員が言われていました、そのとおりなんです。

きょうは、これ以上お聞きすることは酷と存じますから聞きません。時間がありませんから回答いりません。この次の議会でひとつ私にきょうの天気のような、きれいな御報告をしてください。そのことをお願いしてこの質問を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市長。（発言する者あり）

○市長（森田喜美男君）　人の個人的な事業に対する資料を勝手に使って、勝手な憶測をたくましくするなんていうことは全く愚かしいことだと言わざるを得ないように思います。（「わかるように説明したらいいじゃないか」と呼ぶ者あり）資料のわかるような説明はいかようにでもいたします。（発言する者あり）憶測するにもほどがあると思うんですが、これは全く私の私的立場についての融資でありまして、この事件の何か処理と関係づけるなんていうことは、全く私事まであばき出すにもほどがある── このようにも思うのであります。（「時間がないんだ。聞いてもないこと答える必要ない」と呼ぶ者あり）このお金は、私の郷里の実家の一時営業用の資金に提供した。こういうことでありますから、余計なことは── また、送金の手段を見ていただければそのことがまたはっきりいたします。そのことだけはここで解明いたしておきます。（発言する者あり）

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の１、遺跡調査会内で発生した3,０００万円を超える使途不明税金に対する、森田会長の責任と補償に関する質問を終わります。

１７の２、無届違反建築によって浪費された1,８００万円余の市税の損失に対し、森田市長の対策について補償はいかんについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　この質問も先般行ったのです。そしたら、どうもはっきりしない回答があった。もう一度はっきり申し上げます。

昭和５６年の１０月に、日野市は高幡福祉センターを新築いたしました。この新築費は、プレハブの建物材料の購入費として２１１万1,０００円。それから、建築業者への新築のお金として1,４００万円、昭和５７年３月２１日に完成しております、翌年。ところが、また５７年１０月に半年もたたないうちにこの建物を完全に解体してしまいました。壊してしまいました。その壊す費用がまた２００万円もかかっている。新築して半年。そうして、今度また新しくつ

くった。この費用が1,８００万円。このことは、われわれに配付された５６年度、５７年度の決算によって明らかになっているのであります。これらの建築費の中には、市の職員や建築課の職員の給料も、設計監督費も旅費も入っておりません。純粋な建物に費やされたお金であります。昭和５７年３月３１日に新築し、同じ年の１０月に解体をしたわけです。その上に、12カ月以上にわたって高幡の福祉センターの使用ができなくなりました。税金のむだ遣いだけではない。市民サービスも１年間以上停止せざるを得なかったわけであります。ところが、このようなめちゃくちゃなことをしているにもかかわらず、あなたはなおかつ自分のやったことを釈明するために、市民の税金で公的機関である市の広報を使って言いわけを書いているのであります。

私は、９月の議会で市長に、この問題で与えた市民への多くのサービスの停止、あるいは職員の給料、それらのことは別としても、少なくとも取り壊した建物にかかった実際的な建築費だけは日野市民にお返ししたらどうですかと。そういうことでひとつ勘弁してくれと、あなたの誠意を示してもらいたいと、形で示してくれとお願いいたしました。ところが、あなたはこういうふうに私の答弁に答えているんです。「確かにこれは手続ミスと言わざるを得ないものもありまして――（冗談じゃありませんよ）手続ミスと言わざるを得ないものもありましたし、結果として事故なしとは言えない」と答えた。そして、さらにこういうことを言っている。「そのことは議会でも決算の上で寛容な気持をもって――（議員がですね、一部の議員がこういうことをやるんです、共産党のようなのは）認めていただいたところでありますし、市長が個人負担において返済をしなければならない性質のものではありません」このように詭弁を弄している。いいですか。法律を全く無視している。しかも、2,０００万円もの税金を全くむだにどぶへ捨てたんです。しかも、日野市の行政に大きな汚点と不名誉を残した。しかも、市民に迷惑をかけた。これに対してのあなたの答弁。いいですか、もう一回読みますよ。「確かにこのことは手続ミスと言わざるを得ないものもありますが、結果として事故なしとは言えない。しかし、そのことは議会でも決算の上で寛容な気持ちをもって認めていただいたところでありますし、市長が個人負担において返済をしなければならない性質のものではありません」と言っている。これでは市民はたまりません。みんな税金なんです。こんなばかげたことが、市の車を免許も全くなしに、運転方法も知らない人が勝手に運転してどぶへ捨ててきた。寛容な気持ちで認めてやる議員もいるんです。それでいいんですか。いやしくも法律を全く無視してい

るんです。税金2,０００万円もどっかやっちゃったんです。それを「手続ミスと言わざるを得ないものもありました。結果として事故なしとは言えない」これは冗談じゃないんです。私は、少なくともあなたは全くどぶに捨ててしまったお金、現金、税金、1,８１１万1,０００円を返還すべきだと考えております。市長はどう思いますか。市民の税金です。納める側の立場に立ってみてください。どぶへ捨てちゃったんです。このことについてもう一度答弁を願います。どうしても私はわからない。いささかの良心があれば、こんな答弁ができるわけがないんです。答弁を要求します。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いま考えてみて、やはりそういう答弁にならざるを得ないと、このように思っております。長は、これは総括的な責任者として、もちろんその責任を問われる。また、果たすと。こういうことは当然だと、こういうふうに思っておりますが、前段の遺跡調査会の使途不明金といい、あるいはこの事件といい、これは庁の内部で出た一つの事件でありますから、それぞれの各級に伴って責任があるということは言うまでもありません。

その当時担当いたしておりました、それぞれの責任職員については厳重に説諭もいたしましたし、それから、市民にもおわびをし、議会にも御理解をいただいて、決算においては認定をいただいておる。こういうことでございますので、責任は重々感じ、そういうことを繰り返すことは許されないということを肝に銘じて、そして、この事件の処理は一応了承をいただけたと、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ以上申し上げません。遺跡調査会会長としても税金を三千数百万円どっかへしちゃっている。日野市長としての業務執行においてもこういうどぶに1,８００万円を捨て去っている。しかも、「知りません」「職員の責任」。あなたは遺跡調査会の１００条委員会で、倉又教育長がもっとしっかりしてくれればいいとか、あるいはこの間の議会では、柳下事務局長は市役所へ入る前、前科者であったとか、全くありもしないことを堂々とこの本会議で述べている。もう一度よく反省されて、次の議会でもう一度私がきょうと同じようにお聞きしますから、きれいな回答をしてください。飛ぶ鳥跡を濁さずというんです。これで終わります。第２。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の２、無届違反建築によって浪費された

1,８００万円余の市税の損失に対し、森田市長の対策について補償は如何に関する質問を終わります。

１７の3、森田喜美男氏個人に対する日野市公有地の不当払下げ事件の調査解明について市長の所信を問うについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○6番（古谷太郎君）　この問題は、市の土地が、市民に行くべき２１６坪余の土地が、いずれかに消えてなくなった事件であります。もし私の── 本会議で私はなぜ言うかというと、公の席ではっきり言えば、もしうそなら、間違いなら、あなたは名誉棄損でも何でもできる。だから本会議でお聞きしているわけであります。前回私が質問した森田喜美男君への個人への市の公有地の払い下げ不当換地の事件について、森田市長は区画整理委員会の元市長への答申、及び前市長の証言を引用して、日野市の議会報の中で述べてありますが、森田喜美男君への換地処分及び市の公有地の払い下げは正当であると反論したんです、あなたは。しかし、本件については、日野市議会は昭和４９年１月に調査特別委員会を発足しております。そこで、当時の発足のこの委員会の速記録からまた申し上げたいと思う。特に、元市長が云々と言いますから。

速記録、第４回の平山台区画整理事業の減歩清算金及び保留地処分に関する調査特別委員会この第４回の会合が１月の２５日に行われております。そのときに古谷栄前市長が証言しております。この速記によりますと、「私が市長に在任中の件については、すべて私が責任をとります。しかし、卒直に申し上げて換地処分市保有地の払い下げ等の個々の具体的な問題については、私はほとんど知っておりません。だからといって、市の職員や何かの事務処理について、私の在任中の事件は、すべて全責任を負います」── きれいじゃありませんか。あなたのように倉又前教育長はもっとしっかりしてくれればよかったとか何とか一つも言ってない。この古谷栄氏が市長になったのは昭和４４年であります。それ以前の昭和４１年以降、区画整理事業の進行を行ったのは有山元市長であります。

そこで簡単に資料２でごらんになってください。資料２で説明したいのであります。いいですか、この資料２を見ていただく。この事件の発覚は資料３からきたんです。事件がどうしてわかったか、証拠書類。この資料２を見れば、昭和４１年の７月に仮換地の前の、いわゆる発表前の相談すべき仮換地以前の換地処分の案が── 仮換地案です、これ。仮換地案の案ですーが発表されました。そのときには森田喜美男氏は、養鶏を生業とするがゆえに、隣の市川さ

んに比べて6.2％も減歩が少なくされております。これは、養鶏が生業ということで特別緩和措置を受け、清算金で払うということになるわけです。その上に伊藤初雄君が２４％の減歩を受けている、同じ土地で。この土地は２００坪あります。ところが、伊藤初雄君の証言によれば── あなたは否定しましたが、１００条委員会の証言です。森田喜美男当時の区画整理審議会委員から、あなたのうちは遠いんだから、この換地をひとつ市の保留地にしてもらえないか。ほかえ飛び換地してもらえないかと言われまして、富士電機の西側の方、この地から見ればはるかに東側の方にこの２００坪は飛び換地いたしました、と。そのために、４２年８月、この市のいわゆる仮換地案が提示されております。ところが、この仮換地案後、昭和４６年、１００条委員会の調査報告書の速記録によれば、森田さんのおうちの養鶏の鶏が騒いだりあるいは臭かったりするから、間に道路を１本設けてくれというふうな陳情があったと、要請があったと。これは、森田喜美男氏が要請したとは書いてありませんが、あったんだ。これは、小島区画整理課長の１００条委員会における報告であります。そのために4メートル道路を森田さんとの間に１本設けたと。これで１０４坪ほどの道路用地は消えます。２００坪から減ってしまったわけであります。市の公有地が１０４坪使われた、この道路に。そのため、あと保留地５２坪と３８坪ＡとＢが残ったわけであります。その後昭和４８年４月２６日まではこのままであります。

森田喜美男君は、昭和４８年４月２７日に市長になっております。それ以後の変化について私は前回厳しく質問したわけであります。それ以後というのはどういうことかというと── いいですか、もう一度申し上げますと、第１点として森田喜美男君は養鶏を生業としているんだと。だから、土地が要るだろうというので所有地の減歩率を引き下げたんです、７％近く。そうして土地でいえば７２坪を超えております── 余であります。特別緩和をしたと。このことに私は異議は言いません。やむを得ない政治的措置だと思います故有山市長がやりました。

そうして、第２点としては、今度昭和４６年道路をつくった。生業で臭い、騒ぐ、うるさいということで。これを万やむを得ない措置として認めましょう。これは、古谷栄市長が行ったのであります。やむを得ざる措置だと思います。その後あなたは４８年の４月の２７日に市長になりました。そうして、１カ月後、昭和４８年５月２４日、東京都知事に対し換地処分認可についての申請を行っております。私が問題にするのはそれからなんです。そうして、６月の１０日許可がおりております。知事から許可が来ております。認可通知書が来ております。そ

れで、１５日には、あなたは1,０１８坪の土地を── 山林です、その当時は。１年たってるうちに宅地に地目変換してますが、あなたの名義にたった5日で切り替えている。さらに１０月、市の公有地３８坪も、養鶏を生業とするがゆえにという理由で── 自分の土地に払い下げております。坪３万円余であります。あなたは、その時点において、東京都知事申請した時点において日野市長は森田喜美男氏であります。しかし、この申請の時点における森田喜美男君の生業は養鶏を業としております。また、市の保留地３８坪を払い下げた時点、１０月であります、４８年。これももちろん養鶏を業とするために必要だということで森田喜美男君に払い下げています。

あなたはそのとき４月２７日以降日野市長なんです。あなたは日野市長が本職なんです。生業なんだ。なぜそのような── 生業は養鶏だったかどうか── 養鶏ならばわかる、生業が。48年の5月以降です。１１月までの間、この処分が行われた間の生業を聞きます。森田市長の生業何だったかお答え願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これもまた我流の論を立てて毎回出る一つの詭弁というふうに私は受け取っております。私が就任した以後に、私の所有する区画整理上の権利のことについて変動を加えたということはあるはずがありません。それから、私は区画整理の中では１人の権利者でありまして、施行者側から換地のことについて、あるいは家屋のいろいろなことについて相談をかけられて、それを「ノー」と言うか「イエス」と言うかという立場でありまして、その執行者の立場ではありませんから、そのあたりのことを一々私が言ったんでは、まるで釈明になるように思いますから、そういうことにもし問いただしたいということがあれば、まだ当時の事務担当者はおりますから、そこからお聞きになっていただくべきことではなかろうかと思っております。要するに、いろいろおっしゃいますけれども、区画整理上当然のいろいろな換地上、あるいは処分上の許される範囲の操作でありまして、しかも、零細な仕事をしているものに対する配慮というものは、当然それぞれの小宅地の場合も同様に行われたところでありますから、私が特別にそのために自分の意思によって利得をしたとか、あるいは行政に対する不当な処分をしたとか、こういうことは全く当たらないということだけは、はっきり申し上げておきます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私の質問は、あなたは権利者であり日野市長であったときに、東京都知事に認可申請をしております。権利者である森田喜美男君に森田喜美男市長は換地処分を６月１５日に行っております。権利者であり市長である── ですから生業は養鶏であったかどうかを聞いているんです。養鶏でなければこのような換地処分を行ってはなりませんし、３８坪の市公有地の払い下げはできないのであります。ですから、昭和４８年の４月２７日から１１月までの間は、日野市長森田喜美男の生業は養鶏であったかどうか。あるいは昭和４８年度だけでも全部言ってもいいです。１月から終わりまででもいいです。生業は養鶏であったかどうかということをお聞きしているんです。これがポイントなんです。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　余り正確に記憶しておりませんが、その仕事の転換を図らなきゃならないということは── そういう条件にぶつかったと思っておりますが、先ほども言いましたとおり、業のために特別に私は就任後、自分の権利の範囲のことをいじったとか移動したとか、そういうことは全くないということを申し上げておるわけでありまして、これは、つまり決定していたものを事務的に換地処分という当然の行政事務を執行したということにすぎません。それから、保留地の取得ということは、いまさら説明することもないことでしょうが、これは、区画整理事業の管理する土地であって、市の公有地だという呼び方は全く当たってない。それの処分が、また払い下げだなんていうことも全く当たってない。用語を御存じないんではないかというふうに言えると思っております。したがいまして、論議するための論は、いままで聞きあきるほど聞いておりますけれども、御指摘のことは全く当たってないということだけはっきり申し上げておきます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いいですか。税金を給料と言ったり、旅費と言ったり、期末手当と言ったりしているんです。日野市の行っている区画整理事業において、日野市が持っている土地は公有地であります。日野市有地であります。かつてこんなことがありました。これは字が間違っているから言うことが違うんだということで、本間君だかだれだか検察庁にだれか訴えたことがありました。私も検察庁で聞かれたんです。これ市有地ですよと言ったら、そうでしょうねーと言うんです。そのとおりなんです。いいですか。税金は給料になったりいろんな意味になるんです、名称は。市有地のうちの一つの、区画整理事業の中にある市有地は「保

留地」という言葉を使うにすぎない。そんないいかげんな答弁はない、それあなた。

それから、私は、あなたが生業に養鶏をしていたかどうかと、昭和４８年度、１月から１２月までででもいいです。これをはっきりと言ってもらいたい。あなた５月２４日に東京都知事に、１カ月間よく検討されて、そして、日野市長として東京都知事に対して、この土地はだれにやる、この土地はこうすると、市に残すというふうな認可を申請しているんです。認可申請前にあなたは検討しているはずです。だから生業だったかどうかを聞いている。もう一度生業は何であったかお答え願いたい。生業だけ教えてください。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　仮換地ということは、区画整理で恐らくどの事業でも２年３年かけてやるわけです。その仮換地の決定をしているのを行政的に処分するのを換地処分というわけです。したがいまして、仮換地で決まっている状態のときに私は市長に就任した。それの処分について手続をしたのが、なぜそれが私事に値するのか全く論外だと言わざるを得ません。

それから、生業云々ということは一体何を言っておられるか……（「何を生業にしていた」と呼ぶ者あり）市長になれば農業ができないというはずでもないわけでありましょうから、いずれは転換するという状況ではあったと思いますけれども、この養鶏をやっている状態もあったというふうにお答えをすることかと思われます。

○副議長（米沢照男君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　いろいろ詭弁をなさいます。あなた１カ月もの間よく慎重に調査して、市の土地ですから、換地をどうするとか保留地をどうする。将来これを学校に使う、あるいは幼稚園に使う、公園にするということを決めるんだ。決めることを申請するんです。東京都知事に。だからあなたの責任は重大なんです。森田喜美男市長は不当に市の土地を、保留地を、公有地を、あなたは森田喜美男君に払い下げたことは事実じゃありませんか。そこで、私は資料３を、これが事件の発端なんです。これは八王子税務署の所得番付発表です。この所得番付によると、当時日野市の人口は１１万5,０００。そして、この中で1,０００万円以上の課税所得を持ったのが── これ、基礎控除引かれています── ２５５名です、日野市民で。その中、ちょうど真ん中です１３７位に森田喜美男君がランクされております。これは、当時の市長の収入も若干ありました、もちろん。しかし、この所得のほとんどは給与を除くほとんど

は、土地売却で大もうけしたお金なのであります。養鶏をするために生業のために土地がいるんだ。市の土地を少し分けてくれ── ３万円で分けてもらいました。分けました。日野市長森田喜美男氏は森田喜美男君に、ここに。１０月に分けて、１２月に同じ日野市民福島重代さんにこの土地を売ったんです。この図面をごらんになればはっきりする。森田喜美男君の右の方の土地保留地は自分のものに取り入れた。そうして、１カ月後、左下の土地を福島重代さんに売却したんです。これでもうかったんです。これは、３万円で土地を買って１５万円で売れば、ばかでももうかるんですよ── しかも１カ月。市の土地を買って── そうでしょう。いまあなたはこの本会議場で、昭和４８年の生業は市長だったと言いました。そうですよ。表向きは市長なんです。裏でやった行動は養鶏が生業なんです。それによって得た土地── 換地処分。それで得た土地を福島重代さんという女性に１カ月後に売ってます。だからもうかったんです。これは悪質ブローカー、土地ブローカーでもやらないですよ。１カ月後にばあーんと５倍で売るなんて。一度にこの土地屋さん信用失っちゃう。日野市長森田喜美男君は個人森田喜美男君は信用を失わないで済むというのはおかしいじゃありませんか。（発言する者あり）日野市の土地、保有地、市民に分譲されるべき土地であります。これは明らかにこの図面に出ております。

先ほど申し上げましたよ。いいですか。あなたの生業は市長だと、いまおっしゃったんです。それではもう一つ強く聞く。この申告、税務申告の中に養鶏は入っていたんですか、養鶏所得は。これ、あなたが八王子税務署に申告されたんだから一番よくわかるでしょう。その点質問します。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　その、くだらない……（「くだらなくないよ申告は、税金の申告は」と呼ぶ者あり）一々答える必要ないように思いますけれども、（「公人だから聞いている」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）申告する必要があれば申告したでありましょうし、要するに、そういう虚偽のような申告をするはずはないという以外に答える方法はありません。

それから、全く自分が勝手に憶測をし、自分なりに組み立てて、そうして、それを人の非としてあばくということは人間としてからのことだろうと思います。公人として何一つ恥じるべきことはやっておりません。（発言する者あり）

○副議長（米沢照男君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　私の知り得た調査によれば、あなたは１円も養鶏ということを申告していない。私は、公人である日野市長なるがゆえに質問している。これは、個人森田喜美男君が市長でなければ―― 市長をやめていれば恐らくしないでしょう。しかし、市長なるがゆえに、市長はこのように税金もいいかげんにむだ遣いしていい、土地もいいかげんに自分のものにしていいということは、日野市議会が許してはならないのであります。

私は、この回答に対してさらに質問を続けます。この税務署の申告が所得公表がもとになって日野市議会では１００条調査委員会が１２月に万場一致で決定されたんです。これがもとになったんです。だから、もう少し安く売っておけばわからなかったんです。３倍くらい―― そうでしょう。（発言する者あり）ところが１５万もの高いお金で売ったから出ちゃった。それで、私はいま最後に質問しますよ。最後にあなたにお願いしたいんだ。市長というのは土地をごまかしたり、税金ごまかしちゃいけない。不当なことはやっちゃいけない。明らかに遺跡調査会で不当なんです、これ。だから、警察署で裁判裁判になっているんです。1,８１１万のお金をどぶに捨てちゃったこと間違いないんです、税金を。この土地だってそうなんです。もう時効なんです。だから、正直言っていいんですよ。いいですか、もう一度言いますよ。この１００条調査委員会でわかったことは、森田喜美男君は土地の特別緩和によって、清算金による決済約３万円です―― 坪当たり。７４坪を自分のものにしました。それから、日野市の公有地・保留地です―― の特別払い下げ、これは生業が養鶏であるがゆえです。３８坪、これを10月終わりから１１月にかけて自分のものにしております。それから、そのほかに日野の土地が養鶏の悪臭とか騒音防止のために昭和４６年道路に使われている。これが１０４坪。合計しますと２１６坪の本来市民に所属しなきゃならない、市民の宅地として分譲しなきゃならない――これは養鶏業でなければ森田喜美男君が、決済の時点で土地がなくなっているのであります。私は、このうち道路についてはいますぐどうしろということを、道路分についてはどうしろということは言わない。しかし、道路分は１０４坪です。あなたのお屋敷の中に取り入れられた１１２坪。これはどうですか。市に返したら。あなたは返そうと思ったかどうか知りませんが、あなたの土地を分筆しております、この図面によりますと。下に分筆している。これは１００坪あります。約１００坪。これを市に返せばいいんです。市民に返せば。一応は取り入れられた土地の返還ということになるわけです。私は、生業が養鶏でないという時点の中で行われた

１１２坪の、森田市長から森田喜美男君への土地不当な払い下げについて、どうかひとつ市長の名誉にかけてお返しになることを期待したい。３月の議会までに、あなたが2,１００万円余の遺跡調査会のお金、それから、1,８００万円余の税金、１１２坪の土地を市民に返されることを期待して質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって１７の３、森田喜美男氏個人に対する日野市公有地の不当払い下げ事件の調査、解明について市長の所信を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時１２分散会

12月18日　火曜日　（第8日）

昭和 59 年
第 4 回定例会

日野市議会会議録　（第50号）

12月18日　火曜日　（第8日）

出　席　議　員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君		

欠　席　議　員（1名）

30番　高橋通夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和59年12月18日（火）

午前10時開議

日程第１　一般質問

（議案上程）

日程第２　議員提出議案３２号　日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について

（請願上程）

日程第３　請願第５９－２５号　４０人学級の早期実現を求める請願

日程第４　請願第５９－２６号　建設工事の地元業者への優先発注に関する請願

日程第５　請願第５９－２７号　労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願

日程第６　請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情

（取り下げ）

日程第７　紹介議員取り下げについて

本日の会議に付した事件

日程第１から第７まで

午前１０時９分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

高橋議長本日所用のため出かけておりますので、副議長が議長席に着きます。よろしく御協力お願いいたします。

一般質問１８の１、公的施設の利用状況と将来計画についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　それでは、公的施設の利用状況と将来計画ということで、一般質問をさせていただきます。

先日、福島議員からも、余暇活動の充実ということで、勤労者福祉協議会の報告書をもとに質問されておりますけれども、若干重なる部分があるかと思いますが、視点が違いますので、お聞き願いたいと思います。

まず、公的施設ということで表題を掲げさせていただきましたけれども、非常に大きな表題になっておりますので、さらにこれを限定をいたしまして、余暇時代ということで、人間の、市民の生活様式の中で、生活必需時間、睡眠ですとか、食事、休息という分野。それから労働時間、働く時間ですけれども、この拘束時間。３番目に自由時間ということで、この余暇時間を使う場面において、どのように行政対応ができるかという問題で、取り上げていきたいと思います。

一般には、市民の生活を支える、都市基盤整備に関する問題について、基本的サービスという名前で呼ばせていただきます。それ以外の余暇の時間に関する対応について、いわゆる選択的サービスという、使いなれない言葉ですが、そういう言葉に置きかえて質問をさせていただきます。

まず、余暇時間を使っての市民の要求に対して、行政がどういうふうに対応できるか、いかなる選択的サービスを提供する施設を充実させることができるかということは、これから重要な問題になってくると思います。

なぜかと申しますと、都市基盤整備を中心とする基本的サービスの点につきましては、市民の方に便益の均等配分をすることも容易なことでありますし、市民の方に共通な問題事項です

ので、市民の方にも対立的な問題は起きてこないということもあります。

ところが、選択的サービスといいますのは、個人の価値感によってかなり好みも違いますし、対応も違いますので、そこでさまざまな問題が出てくることは、必然であります。その意味で、今までの行政能力の対応では、さらに充実した対応をするには、高度な行政能力が要求されていると、一般的に言われているからであります。

さらに、選択的サービスの効率、さらには評価ということについては、即断することは難しい。さらに、評価するには時間がかかる。また、総合的な行政動向を見なければ、一概に評価ができないということが、新しい課題としてありますので、その点から質問をさせていただきます。

まず、都市基盤整備に属します。いわゆる中心的な下水道におきましては、市民の生活を直接支えるものでありまして、便益の配分も均等と考えられておりますから、先日の市長の方から、受益者負担金制度の導入は避けたいというお話がありましたけれども、このことにつきましては、市民間にそれほどの抵抗はないというふうに思われるわけであります。

さらに、市内循環バスにおきましても、すでに交通利便な市民の方には関心が薄いところでありますけれども、交通不便な地域におきましては、都市交通問題は、いわゆる都市基盤整備に属する問題として、市民の間ではぜひやってほしいということも、当然うなずける事項であります。

しかし、この市内循環バスにしても、バスの利用客が非常に少なく、さらに巨大な予算がかかるということになってくれば、やはり長期的には問題が起きてくるであろうというふうに思うわけであります。

過日、企画財政部長に、市内循環バスの利用状況をお尋ねしましたけれども、日野から豊田、豊田から日野ということで、在来の数をお尋ねしましたけれど、若干まだ定着をしていないんではないかという数字が出ているかと思います。

また、先般の三中の過密問題について、この解消について議論があったわけでありますけれども、この問題におきましても、やはり義務教育施設の問題ということで、過密校の解消策につきましては、何とかこの問題を解決したいというのが、全市民的な願いでありまして、この問題につきましても、住民相互の間に異論はないというふうに言えるかと思います。

しかし、これから建ちます市民会館の規模におきましては、特別委員会でも大ホールの座席

数の規模で、かなり市民の方に意見の相違がございまして、1,000 幾つつくってほしいというところもありましたし、500で結構だというところもありましたし、700というふうな形の数字も出てきたかと思います。

考えますに、市民会館の建設は、多分に市民の方の自由時間、余暇を利用してどのような活動を営むか、ということに密接に関係してまいりますので、このような対立も出ているのではないかと思うわけであります。特に1,100の大ホールをつくるわけでございますけれども、1,100 幾つの大ホールは必要ないという市民の方からすれば、市民会館の運用については、非常にある意味で批判的な目を持って見ているかとも思うわけであります。極端に申し上げれば、利用者数が少ないと経常経費がかさむというふうな事態になってきますと、そういう方たちにとっては、むだではねいかというふうな批判になるかと思うわけであります。

特に、好みが非常に、市民会館ですと、まだ全市民的な関心事として、利便の必要性も非常にあるわけですけれども、特殊な、たとえば市民ギャラリーですとか、テニスコートの設備でありますとか、個々の趣味に近いような形の問題になってきますと、市民間の関心事は非常に異なってくるわけであります。

たとえば、市民ギャラリーをつくる方にとっては、関心のある方にとっては、美術の拠点が必要であるということは、重々強い希望でありましょうけれども、美術に関心のない方にとっては、全く必要ないということで、そこら辺のところへ市の予算を使うということについては、それほど深い理解は得られないかと思うわけであります。

ここでは、個人の価値感によって、余暇利用の密接度が強まれば強まるほど、このような賛成もありますけれども、反対の意見もあるということで、非常に難しい運営になってくるであろうと思うわけであります。

そこで、逐一、現在公的施設の中で、個々に運営をされている現在の代表的な施設について、現状をお聞きし、さらに将来建つであろう各施設についての問題について、お尋ねをしてまいりたいと思います。

先般も川嶋議員の方から、老人憩いの家のかしの木荘の現状について、質問があったわけであります。少し重複するかと思いますけれども、そこでお聞きした範囲では、開園以来、宿泊が１６名、日帰りの方が６９名というふうに私はお聞きしたわけでありますけれども、その数字でよいのかどうか。日数にして、平均宿泊が１日何名、また、日帰りが１日にして何名ぐら

いになっているのか、まずそれをお尋ねをしたいと思います。

さらに、これは古谷議員からいただいた資料でありますけれども、老人憩いの家のかしの木荘の総予算が、詳しくデータとして集計されているわけでありますが、工事費、開設経費ということで、１億4,２２９万9,０００円ほどかかっているということであります。

運営費としましては、７カ月で、年間2,７１６万2,０００円ほど計上されているという報告をいただいております。かなり予算的にも、これから運営費としても大きな金額であろうと思います。

御承知のとおり、かしの木荘は、個々の議員の方が高齢者社会に向けて、ぜひ老人憩いの家が必要だということで、各--般質問にも多々ございましたし、これも今の現状の利用の失敗から即断することは、やはり避けなければならないというふうに、私も思っていますけれども、その意味からお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、１日の利用者数の平均値を出していただきたいということであります。

さらに、かしの木荘の利用料金を、利用者数の関連があるのかどうか、その辺どういうふうに見ておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

市民会館の質問のときに、企画財政部長より、市民会館の料金というのは、人件費を除いた維持費に充たるような収益があればいいというふうに御答弁になったわけでありますが、その辺、かしの木荘においては、どういうふうに考えておられるのか。いわゆる人件費を除いた会館維持費ぐらいの捻出を考えているのかどうか、であります。

さらに、当初、福祉部長よりかしの木荘の利用状況、利用者数の予定数をお聞きしましたときに、私の記憶では、１日１７名ぐらいという話も聞いたかと思うんでありますけれども、当初予定しておりました利用者数を、数年後には、また１０年後にはといいますか、各年次ごとで結構でありますけれども、努力目標といいますか、どのぐらいの利用者数に持っていきたいというふうな構想があれば、具体的にお尋ねをしたいと思います。

次に、七生公会堂、それから中央公民館、湯沢会館があるわけでありますけれども、それぞれ趣旨も違うわけでありますが、まず、七生公会堂についてお尋ねをしたいと思います。

私の感触ですけれども、比較的利用者数も多く、運営的にも好評ではないかというふうに、若干考えているわけでありますけれども、七生公会堂を建設するときの目標と、現在の運営状況と、それから将来どのように考えていくのか、その辺の話を承りたいと思います。

次に、中央公民館でございますが、かなり社会教育の拠点ということで、中心的な役割を果たして、かなり古くなっております。実際に使われ方につきましても、現在の時代の対応でよろしいかということについても、多々疑問があるわけでありますけれども、現状の使われ方、主にどのような方に使われておるのか、将来これをどのように持っていくのか、その辺のお話を承りたいと思います。

特に、市民会館ができますと、今回の市民会館におきましては、大ホール、中ホール、小ホール、各付帯設備等、会議室等、かなり工夫もされておりますので、この辺の兼ね合い等もお尋ねをしてまいりたいと思います。

話が小さくなってまいりますけれども、湯沢会館、これは設立のときの建てられた趣旨等、特殊性があるわけでありますが、七生公会堂と湯沢会館を比較しますと、かなり機能的にも違うわけでありますし、当然場所も違うわけでありますが、どういうふうな運営がされているのか、当初目的とした意図のとおりに機能的に使われているのかどうか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

さらに、湯沢会館の内容におきましては、部屋によっては有効的に機能していない部屋もあるようでありますけれども、多面的な使われ方が今後考えられるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、地区センターでありますけれども、地区センターは、各地区の場所によりまして、非常に使われ方が多いところと、比較的使われないところというふうに、極端に分かれているところもございます。

特に、その中で使われ方の頻度が非常に少ないところといいますか、そういう地域もありますし、地域の特殊性ということで十分考えられるわけでありますけれども、現状の運営の仕方で、まずもってよしとすべきなのか、その辺の現状と、将来の展望がお聞きできれば、承りたいと思います。

さらに、余暇活動の中で、緑ということで非常に重要な課題になってきておりますけれども、公園の問題であります。公園と申しましても、各種類があると聞いておりますけれども、中央公園、さらには児童公園、個々現状として使われているわけでありますが、将来的にはどうなのか。現状の把握としては、十分市民の方に使っていただけているのかどうか。公園を設けるときの、当初の目標どおりの使われ方をしているかどうか、その辺の現状をお尋ねしたいと思

います。

さらに、野球場の問題であります。これは、東光寺の河川敷きのところに野球場をつくってほしいというぐらいに、各種の団体より強い希望の非常にあるところでありますけれども、現状におきましては、野球場を確保するのに、かなり苦労しながら取っているというふうな実情も聞いておりますが、この辺の使われ方がどういうふうになっているのか。将来的には、あと幾つぐらいつくればよろしいのか、日野市の野球人口とにらみ合わせながらの研究もされていると思いますので、その辺の実態をお尋ねしたいと思います。

さらに、地区広場についてお尋ねいたします。前回、私は地区広場の利用状況の把握をする必要があるのではないかということで、生活環境部長にお尋ねをしたわけであります。そのときの部長の答弁によりますと、地域の要望の声が強いところに設置をしているので、その辺の利用者数の実態については、ある程度確信をしておると。しかし、さらに今後そのような状況も把握する必要を認めるので、研究をしていきたいというふうな話があったわけでありますけれども、地区広場も個々に整備をされてきておりますけれども、その辺の使われ方がどの程度なのかを、お聞きしたいと思うわけであります。

特に、請願陳情等で地区広場をつくってほしいというふうな要望があって、それでは実際につくり上げたときに、それがどういうふうな実態であるのか、そこには絶えず遊離した現象があるわけでありますけれども、なければ一番いいわけでありますが、あるわけであります。

例をほかにかえてみますと、カーブミラーの設置についてもそうであります。地域の住民の方で、ある個所にカーブミラーをつけてほしいということで、かなり熱心にされますが、実際にカーブミラーをつけて、それがカーブミラーとして機能しないほどに汚れていたり、破損をしていても、実際にそれが吸い上がってくるのが、設置を望んでいたときよりも薄いということは、私の経験から言えるわけであります。

そういう意味で、実際にそれが設置された後の、その後の使われ方が、非常にこれからも重要になってくるのではないかと思いますので、その辺の対応の心構えを、再度お尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、これから建設され、さらに運営されます主なものについて、お尋ねをしてまいりたいと思います。

市民会館でありますけれども、先ほどと少し重複しますが、どの程度の利用者数を見込んで

いるのか。１年間の数、年次計画的な利用者数の啓蒙の持っていき方等、構想がございましたら、その辺の話をお聞きしたいと思います。

特に関連しますが、市民会館の使用料金と、利用者数の相互関係があるのかどうか。利用料金を安くすれば ― 使用料金を安くすれば、利用者数もふえるのかどうか、その辺の研究もされていると思いますので、お尋ねをしたいと思います。

次に、旧庁舎の跡地に、いわゆる生活保護センターができるわけであります。生活センター的な機能と、保健センター的な機能を持つ複合施設としてつくられるという話であります。

過日の報告によりましても、施設内の各部屋におきましても、固定化をさせないと。各市民の方の要求、要望の変動、流動を予測しながら、各種の対応ができるような施設の充実が図られているということでありますけれども、その辺、どのような予測を立てておられるのか、であります。

特に、保健センター的な機能は、むしろ都市基盤整備に関連する市民の生活を直接支えるようなサービス事項でありますので、その辺、存在することの方に意味があるというふうに、比重をかけて運営されていくのかどうか、ということであります。その辺、お尋ねしたいと思います。

さらに、仲田緑地内に、陸上競技場、さらには地区公園をこれから建設をしていくわけでありますけれども、陸上競技場のトラックの問題で、地区公園との兼ね合いで、前に議論がございました。トラックを大きくするか、小さくするかという議論でありましたけれども、市の担当の方で、陸上競技の方の要望を取り入れて、一応満足のできる競技場の設計をしたわけでありますけれども、その中で、日野市内のスポーツ人口、いわゆる陸上競技場を使われるスポーツ人口をどの程度に見ておられるのか、将来どのようにそれを予測しているのか、そのことで陸上競技場の利用者数をどのぐらい見込んでいるのか、その辺の話を承りたいと思うわけであります。

特に、陸上競技場のトラックの中には、芝生を植えて一般人の開放も考えていると。さらには、簡単な野球もできるようなものもしたいというふうにも、前に承ったこともございますけれども、十分その辺の有効利用を、担当の方も見ておられての対応だと思いますので、この辺の答弁をいただきたいと思います。

さらに、これに付随しての地区公園についての将来予測もお尋ねをしてまいりたいと思います。

次に、郷土資料館であります。郷土資料館が、これから建設をされていくわけでありますが、郷土資料館の性格としては、１つは市内の小、中、高の、特に小学校、中学校の義務教育に関連した施設としての意味合いも持っておりますので、市民の個人の価値感から立脚している、いわゆる選択的サービス的なものとは違う面もあるわけでありますが、しかし、日野の文化を保存し、寄与していくという点から見て、一応ここに入るのではないかと思いますので、今、話をさせていただいております。

さらに、３点目としましては、郷土資料館の性格としては、いわゆる倉庫がわりに使うという、今までの貴重な市内の財産、いわゆる文化的な財産を、これからも将来にわたって確保していくというふうな、倉庫がわり的な機能も持っておると思いますので、郷土資料館におきましては、利用者数等の予測をすることは必要ないのではないかという議論もあるかと思いますけれども、市によりましては、郷土資料館を建てるときに、どのぐらいの市内、市外からの利用者数が来るのか、予測を立てて計画を実行している市もあるわけであります。そういう意味で、この問題についてもお尋ねをしたいと思います。

次に、これに関連してまいりますけれども、私、温水プールということを、前に市長にお尋ねをしたことがございます。市民プールを、いわゆる駒形のところの市民プールは、非常に利用率の高いところだというふうに、個人的な体験として持っているわけでありますが、私の単純な発想として、夏の１カ月４０日間ぐらいの市民プールの使われ方があれほど盛況ならば、温水プールですと１年じゅう使われるので、よいのではないかということで、提案させていただいたわけでありますが、さらに経費的なものを心配しまして、清掃工場の余熱を利用すれば非常によろしいんではないか、という話もしたわけでありますけれども、そのときに市長の方から、場所についてはともかくとして、市内に２、３カ所ぐらい設けるぐらいの気迫でいたいというふうな話があったわけであります。

そこで、私は、これは市長にお尋ねをしたいんでありますが、過日の一般質問の答弁の中にもございましたけれども、市長は、日野市の将来の目指す都市像というものがあるんだと。それに向けて、さまざまな長短期計画を組み合わせて、それを実施していくんだという話があったかと思います。

ただ、温水プールといいましても、プールの嫌いな人もいるわけで、そういう人にとっては、むだな金ではないかというふうに思う方もいらっしゃいますし、その辺、どのようにお考えに

なっているのか。私は、市長の突発的な答弁に近い話であったのかとも、危惧したわけでありますけれども、その辺どうなのか、お尋ねをしたいわけであります。

さらに、私は、前回の本会議で大成荘の建てかえも提案をさせてもらいました。これは、単なる市民の憩いの家ということであれば、利用者数も相当見込めるということは、ほかの市の実態から見ても言えるわけでありまして、小中学校の移動教室として使われるならば、さらにまた市内の高校の方の教育の場として使われるならばという、併用的な意味で提案をさせていただいたわけでありますけれども、市長の等弁ですと、その辺のことが確保をできるならば、建てるについてはやぶさかではないというふうな答弁もあったかと思いますが、この辺の話と、先ほどの市民プールの提案の話と、関連性をどういうふうに市長は基本的にお考えになっているのか、お尋ねしたいわけであります。

特に、市長の答弁の背景の中には、土曜日の市民相談ですとか、各地区センターを回られての市民相談に出られて、各地区の市民の方の意見も直接お聞きになった上でのお話であるかと思います。

さらにまた、同じ観点なんですが、やはり一般質問の中で、図書館の分館の話も、前に出たことがあると思います。そのときの市長の答弁ですと、できれば周囲の状況から考えて、図書館もつくっていきたいというふうな話があったわけであります。一般質問の本会議の中で、こういうふうな発言がありますと、われわれは期待をするわけであります。市民によっては、図書館がこれだけ充実したんだから分館も要らないじゃないかと。移動のものがあれば十分だし、ほかの施設で併用できるならば、それで構わらいではないかというふうな意見もあるかと思うわけであります。

そういう点で、市長の答弁としては、その辺、一定のやはり距離といいますか、ものがなければ、むしろそれを直接実施してまいります担当官の方が困るんではないか、というふうに思うわけであります。

特に私は印象深いのは、豊田駅のところに、いわゆる市民ギャラリーがございます。これは、御承知のとおり、多くの方の請願、署名を集めてでき上がったわけでありますけれども、美術を愛好している方の、日野市の中の人口数というのは、それほど多くはないというふうに思います。

特に、これから余暇の利用を各市民に十分に与えていこうという姿勢で運営されるに当たり

ますと、各趣味を持った者同士の集まりだけで、日野の市内の中で地域性、地域の連帯性よりも、むしろ趣味の集まりの方が強くなってしまうということが、ひとつこれからの行政運営の中では考えられる点だろうと思うわけです。

自由時間の余暇の利用の仕方としては、どういうふうに充実させるかという観点ですけれども、１つは地域の連帯性、それから１つ考えられるのは自然との接触の多い時間、さらには創造的な活動ができることというのが、大まかに分けて３つぐらい分類できるかと思いますけれども、特に市民ギャラリーに象徴されるような、非常に小さなといいますか、趣味の少ない集まりであれば、それだけのグループとなって定着をしてしまう傾向性があります。

そういう意味で、豊田の市民ギャラリーは、場所的に非常に問題があったんではないかと思います。と申しますのは、美術にそれほど興味がない、しかし、市役所の周辺に美術館が、美術館とはいかないまでも、市民ギャラリー的なものがあれば、公園の散歩のついでに見てみようというふうなことにもなるわけであります。ところが、豊田の駅のあのような特殊な場所ですと、一般の方はわかりませんし、なかなか美術的な広がりを持たないという、そういうふうな欠陥があると思います。

現在、この市民ギャラリーが、開設以来どのぐらい利用されてきたのか、その辺の実態の推移を部長の方から御答弁いただきたいと思いますけれども、その辺の話を踏まえて、市長の御答弁をいただきたいと思います。

以上、一応お願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、施設の中で御質問のありました、かしの木荘の問題について、若干お答えをしてまいりたいと思います。

まず、利用率は現在どうなっているかということでございますけれども、先般お答えを若干いたしましたけれども、１０月１７日に開館をいたしまして、その後の１１月までの２カ月分の資料でございますけれども、その間に１３人の方が宿泊され、日帰りの方が６９人ということでございます。これは１日に直すとどのくらいになるかということでございますが、これは日数で割りますと、0.3人宿泊しております。それから、１日に日帰り客が1.6人ということでございます。

そういうことで、当初見込みました数値は、定員が２４名でございますので、その定員で見

込んでおりました。その定員の中で１９人を宿泊として見込み、５人を日帰りということで見込みまして、予算を計上いたしました。しかし、当初のＰＲがまだ十分に行き渡っていない、その他いろいろな理由がございますと思いますが、現在、このような状況でございます。先々は当初の計画まで高める努力を、最大限してまいりたいというぐあいに考えております。

そういう中では、いろいろと御要望等も承っております。こういうぐあいにしてほしい、あるいはこのようなぐあいにしたらどうかと、御提言もたくさんございますので、その御提言を十分に検討して、前向きに検討して改善してまいりたいと思っております。

それから、使用料の基準はどのようなものかということでございますが、これも補正予算の際に御説明申し上げたところでございますが、これは使用料の基準は、実費を基準としております。これは、シーツ、枕カバー、寝巻き等の洗濯代等の金額と、それにさらに入浴料、これを加えた金額で算出したものでございます。これが１日９００円ということで、日帰りの場合には入浴代ということで、３００円という基準が算出されております。

したがって、運営費等の中にございます電気料、あるいは水道料等の事業費、あるいは役務費、あるいは委託料、あるいは借り上げ料等のものについては、この中には含まれておりません。先ほど古谷議員さんの資料でおっしゃいました、約事業費４００万、それから役務費３１万、委託料５００万、借り上げ料９７万、こういうようなものにつきましては、借り上げ料は寝具等一部入っておりますけれども、その他人件費が５００万ございますので、このようなものについては、この使用料の中には含まれておりません。このような形で算出してございます。

また、将来の利用についてどう考えるか、ということでございますけれども、２５人の定数を目いっぱい活用できるようなＰＲを十分に行いながら、利用を高めていきたいということで考えておりますし、先々この憩いの家、かしの木荘を、サービス・デー等を年に何回か持ちまして、御老人の無料サービス、無料開館をしていくとか、あるいは相談員を置きまして、パーマレンスをする、いろんなことを考えて、できるだけ市民になじむように、できるだけ早くＰＲができるように考えて、利用者数を高めていきたい、こういうぐあいに考えているところでございます。

それからちょっと飛びますが、３点目に御質問のありました、湯沢会館でございますけれども、現在、どのような運営がなされているかということでございますけれども、利用の状況といたしましては、現在、年間４月から１１月までの実態でございますが、月平均69件、2,171

名の方が利用されております。

内容といたしましては、老人が１６件の３３５人、一般の方が４９件の1,３９２人、市の関係者の、あるいは市の関係で利用するものが4件、４４４人というような形で、内容がなっております。これは、先々このような混合施設でございますので、このような老人、あるいは、現在利用されております幼児、あるいは一般の市民の利用という形で、今後ともやはり利用していただきたいというように考えておるところでございます。

また、４番の児童公園の市民の利用はどうかということでございますけれども、これは市内３２カ所の児童公園は、児童が自由に遊べるように、現在開放されております。地域の自治会等に委託をいたしまして、管理についてはお願いをし、また巡回管理も高齢者事業団に依頼しまして、穴のあいたフェンス等の修繕等も実施しております。

これについての利用はどうかということでございますけれども、地域によりまして、かなり利用の高いところと、また、それほど高くないという状況もありますけれども、地域の子供が安全に大人なりに煩わされない、子供本来の遊びが確保されるように、このようなものが必要かというぐあいに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　２点目の、七生公会堂の件につきまして、お答えいたしたいと思います。

まず、利用状況でございますけれども、過去3年間、５６年から５８年までの平均でございますけれども、平均いたしまして、年間５０８件利用件数がございます。月平均４２.3件、１日平均1.７件という状況です。

用途としましては、数字的にはかなり低いかと思いますけれども、どうしても利用される方が土曜、日曜に集中する傾向がございます。ほとんどは抽選によって決められているという状況でございます。

今後の将来的な考え方でございますけれども、できるだけ平日の利用をどうするかということが、まず課題になろうかと思いますけれども、この辺は利用者のいわゆる勤務時間とか、いろんな傾向がございますので、非常に難しい点がございますけれども、できるだけ利用されるよう、ＰＲしたい、このように考えております。将来展望につきまして、お答えいたしました。

簡単でありますけれども、以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育施設に関しましての、何点かの御質問が出ましたので、私の方からお答えをさせてもらいます。

まず、第１点目は、中央公民館の問題が提起されました。３点ございました。

１点目は、中央公民館の現状はどうなっているのかという御質問でございます。

中央公民館につきましては、御承知のとおり、昭和４１年に開館いたしました。７月から開館いたしまして、１８年間を経過しておりますけれども、開館いたしましてから、昭和５８年度までの公民館事業でございますけれども、公民館の事業といたしましては、主として社会教育課の方で、公民館の事業を担当してまいりました。公民館の事業といたしましては、公民館事業の中のいわゆる社会教育課で行っていますように、補てんといいますか、そういった意味におきましてのいろんな趣味の教室関係を行ってまいりました。

したがって、公民館の事業といたしましては、主として一般市民の社会教育活動の場としての貸し出しということを中心に事業を進めてまいりました。したがって、公民館の館長も社会教育課長が兼務しておる。専門職員も置かないで、専ら部屋の貸し出しのための事務職員、あるいは用務員等の配置をしてまいりました。近年、いろいろと社会教育の情勢が変わってまいりました。

そういった意味で、公民館は貸し出し事業ではなくて、公民館としての本来の社会教育法に基づく事業を行うべきではなかろうか、こういうふうな市民からの要望もございます。また、市議会からもそういう要請を受けておりますので、教育委員会といたしましても、公民館と社会教育行政のあり方をどうしたらいいのかということで、実は昨年、教育委員会の諮問機関でございます社会教育委員会の方に、この社会教育課の事業、公民館事業の関連をどういうふうにしたらよろしいか、こういう意味の諮問をいたしました。その答申が戻ってまいりましたので、その答申を尊重していこうということでございます。

その答申によりますと、やはり社会教育の事業で行ったら、あくまでも公民館事業というものは、やはり公民館で行うべしと、こういうふうな提案を受けております。あわせまして、公民館には館長以下専門社会教育を配置すべし、こういうふうな答申もいただいておりますので、その答申に沿いまして、公民館事業を今後軌道に乗せていきたいというふうに考えています。

その意味で、５８年５月からは公民館の館長も専任を置いております。あわせまして、５９年度からは、今まで社会教育課の方で担当しておりました公民館事業の一部を、公民館の方に移しました。それに伴いましての、いわゆる公民館の児童関係の主事も、１名を配置しております。そういった意味におきまして、今後とも公民館はそういうふうな事業を推進していこうというふうに考えておるところでございます。

それから２番目の御質問は、公民館での利用状況はどうか、こういうことでございます。利用につきましては、主として文化団体等の非常に自主的な面での利用が一番多うございます。

次に、教育委員会で行っております社会教育課の事業、それから体育課の事業等の利用が非常に多いわけでございます。その他、市役所関係のいろんな集会等が行われているのが、第３番目でございます。そういう形で利用されております。

３点目は、今度市民会館ができるであろうと。その場合における公民館との位置づけをどうしたらよろしいか、こういう意味の御質問でございます。今まで、一般市民の文化関係の各種団体の利用につきましては、市民会館がなかったわけでございますので、公民館、あるいは七生公会堂等を利用してまいりました。いろいろとその中でのいろんな自主的な大会、あるいは練習等行ってきたわけでございますけれども、当然市民会館でいきますならば、そういった事業大半が市民会館の方で行われるだろうというふうに期待するところでございます。

また、文化財につきましても、今まで公民館等を主たる会場として使ってまいりましたけれども、市民会館が完成することによりまして、市民会館の、いわゆる市民文化財の中心的な事業は、やはり市民会館を中心として行われるだろうというふうに期待しておりますので、市民会館が完成した暁には、それらの担当部局と相談いたしまして、そういう形の中での協議を詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、第２点目の、野球場の現状と利用状況はどうかという御質問でございます。

現在、公的な意味での野球場は、多摩川総合グランドに野球場が３面ございます。あとは、これは公園緑政課で管理しておりますけれども、多摩平中央公園にあります野球場、旭が丘の公園にございます野球場、これは２面ございます。それからあとは児童課の方の管轄になりますけれども、第二小学校の前にあります浅川河川敷児童野球場が２面。したがって７面ございます。

そういった中で、いろいろと市民のいろんな野球大会、少年野球大会、軟式野球大会、ソフトボール、その他行われるわけでございますけれども、これだけの施設では、到底今の野球人口、あるいはスポーツを愛好する人たちにとっては、場所としてはまだまだ満足でございません。そういった意味で、先ほども御指摘がございましたように、浅川の河川敷による野球場の新設の問題等の問題も残っております。

あわせまして、できるだけ学校開放ということで、施設の現状の中での野球の利用を深めていきたいと。現在、一中と七生中学校がナイター施設がございますけれども、特に夜間人口における野球人口というものが大分ふえてきておりますので、現状の一中と七生中の２校だけでは、とても対応できません。そういった意味におきまして、できるだけ今後学校の施設等を利用いたしましてのナイター施設の利用、こういった面も今後の検討材料として、教育委員会といたしましては考えているところでございます。

それから、第３点目は、いわゆる仮称ふるさと博物館の構想の問題につきまして、３点の御質問が出ました。

１つは、小中学校児童生徒のための博物館の利用の問題でございます。現在、小中学校におきましては、特に小学校の場合は、小学校３年生からは、社会科の副読本の中での「私たちの日野」という学習を学んでおります。また、中学校におきましては、「伸びゆく日野」という学習を、社会科の教科の中で学んでおります。

しかし、これはあくまでも小中学校のいわゆる学習上の観念的な意味の学習でございます。目で触れて実物を扱うという、いわゆる体験学習は行っておりません。そういった意味で、今後仮称ふるさと博物館を建設する暁には、特に小中学校の実物体験をできるような学習効果を高めていく、そういう意味の配慮をいたしております。

したがいまして、市内の民具とか、土器であるとか、そういった面、あるいは動植物等も一応展示するわけでございますけれども、ただ単にこれを見るだけではない。そこへ来て、いろんな手づくりによる土器づくり、あるいは石器づくり、あるいはわらじをつくるとか、こういった体験学習ができるようなコーナーを設けていきたいと思っていますし、あわせまして、いろいろとビデオ関係、視聴覚教材も取り入れた中で、小中学校の体験学習ができるような場面を、できるだけ利用するような方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、２番目の御質問の中での、いわゆる博物館ができた場合の土器とか、考古学関係、民俗資料の倉庫に化してしまうんじゃなかろうかという意味の御質問だったかと思います。

現在、民俗資料、考古学資料等の保管は、旧庁舎の跡地であります元の教育委員会のプレハブがございますけれども、そこに１カ所、収蔵庫という形で、土器等を主として保管しております。

それから、あと民俗資料関係につきましては、中央公民館の裏にできておりますプレハブの倉庫、あるいは第三小学校の空き教室を利用いたしまして、この保管をいたしております。

この博物館ができた場合には、一応収蔵庫ができますけれども、1,５００平米の中での収蔵庫となりますと、非常に面積的に集約をせざるを得なくなります。したがって、博物館の中には収蔵庫はできますけれども、今の段階としての考え方といたしましては、あくまでもその収蔵庫というものは、そこに展示する資料を重点的に保存をしてまいりたいというふうに考えております。

したがって、これだけの場所では、すべての日野市の民俗関係、あるいは考古学関係等の資料の収蔵は不可能でございますので、現在、旧庁舎にあります収蔵庫等も大分傷んでおりますので、また、場所的にも狭くなっておりますので、その面につきましては、現在ある施設を、旧庁舎の施設を改築する必要があるだろうと。そういった中での収蔵を考えているところでございます。

それから、第３点目の、博物館の御質問の中でありました、いわゆる将来の博物館の利用人口をどのように考えておるかという御質問だろうと思います。

博物館法によりますと、博物館の開館日につきましては、年間２５０日を下回ってはならない、地域の実情等を考慮して開館日数を定めてまいるという規定がございます。そういうことを踏まえまして、将来博物館の設置条例の中で決めていきたいと考えておりますけれども、一応自治体といたしましては、日野市内の市民を対象とすると。もちろん市外の方にも開放されますけれども、一般市民のための博物館でございますので、市民中心的な考え方を持っています。

一応現在の構想といたしましては、１日の利用人口につきましては、大体今８０名から１００名ぐらいだろうと。年間を通しまして、２万2,０００から２万3,０００ぐらいの利用人口を予定しておるというのが、私たちの考え方でございます。

以上、教育関係の３点の質問に対しましてのお答えでございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。地区センター、地区広場、それから市民ギャラリーの順でお答えをいたします。

地区センターにつきましては、市民の集会施設は、中央に大きい施設があるよりも、まず身近なところに施設をたくさんつくって、最後に中央につくる、こういう構想が地区センター構想でございまして、この構想にのっとりまして、半径３００メートルの範囲に、年次計画をもちまして毎年増設に努力をしてまいりました。おかげさまで、現在地区センター数４９館ございます。

御質問の中で、場所によって利用の頻度の多いところ、少ないところということでございますが、４９館全体の利用件数は、５８年度におきまして、１万4,７１７件ございました。そして、利用された人数は、３０万６６０人でございます。単純に日野市民１５万で割り返しますと、年間必ずどの市民も２人の方が地区センターを利用された、こういう勘定になるわけでございます。

各地区センター別の利用状況を子細に調べてまいりますと、ベスト５は、日野台の地区センター、それから豊田の地区センター、南平西部の地区センター、平山の地区センター、それから七生台の地区センター、こういったところが利用件数、それから利用者の数におきまして、ベスト５ということができるかと思います。

この利用の多い地区センターをもう少し分析いたしますと、１つに、交通の便がよいところ、これが言えるようであります。

それから、周辺の住宅数が比較的多い。そして、割合古くから住宅が建てられていて、地域のコミュニケーションも割合十分である、そういう地域。

それから、さらには学童保育でありますとか、児童館でありますとか、こういったほかの公共施設が近くにある地区センター、こういった地区センターにつきましては、利用の頻度が大変高くなっております。

それから、運営と将来の展望でございますが、現在、管理運営につきましては、商店会でございますとか、地元の自治会、管理組合、あるいは連合自治会の方々に御苦労をお願いしております。

将来的には、地区センターの地域性を加味いたしまして、たとえば駅の周辺の地区センターについては、住宅の中の地区センターと違った運営の方法、馬場弘融議員さんからも御指摘がありました線で、テストケース的にそれぞれ地域に合った運営も考えてみる必要が出てくるん

ではないか、このように思っております。

それから、さらに将来展望でございますが、私たち事務局で一応５５館の最終目標を持っております。しかし、前回の福島敏雄議員さんの御質問で、市長が答弁したとおり、必要なところについては今後どんどん建てていくんだ、そういう答弁がございました。その答弁の線に沿って、私ども努力をしてまいりたいと思います。

地区広場でございます。要望の強い地域に設置をしてまいりました。現在６カ所ございます。この地区広場につきましては、公園法で禁止されていますいろいろな禁止事項がそれほどきつくなくて割合自由に使える空き地、あるいは草っ原、そういう感覚で自由に市民の方にお使いをいただいているわけでございます。御質問では、要望のあった割りに余り利用がないではないかというような意味に、私、受け取りましたけれども、今後の地区広場の増設につきましては、要望を今まで以上に正確に把握し、あるいは十分に私どもでそしゃくをいたしまして、必要の優先順位をつけてまいりたいと思います。

また、議会筋からも、この地区広場につきましては、いろいろ御指摘をいただいております。広さについては、1,０００平米以上を考えるべきである、こういうような御指摘もいただいております。なるほど、現在あります６カ所の地区広場の利用状況を見ますと、比較的面積の広い地区広場の利用が大変高いわけでございます。今後は、各小学校区に１カ所ぐらいずつをめどに、しかも広さについては1,０００平米程度をめどに、建設をしてまいりたい、このように考えております。

３点目の市民ギャラリーでございますが、５７年度に開設をいたしました。５７年度は、展示回数が３１回ございます。利用の日数が２１２日、入場者数8,９７５人でございます。５８年度は、展示の回数が２８回、利用の日数は１５５日、入場者数4,７３３人であります。

展示回数、利用日数、入場者数ともに、５７年よりも５８年が減っております。これは、57年にギャラリーが開設されましたので、開設された当初、２カ月間、市側の主催事業を組みました。したがって、こういうことが原因して、５７よりも５８年度の方が減った数が出てきている、このように私どもは考えております。

５９年度につきましては、まだ年間の統計はとっておりませんが、今までのところ、約８０％くらいの利用率でございます。大分固定の利用客もふえてまいりました。御質問の中にございますように、余暇時間の増大に伴いまして、市民各層、各様の趣味が生まれまして、絵画、

彫刻、それから工芸品などの同好の士の数は、大変ふえる傾向でございます。

また、最近は国籍が違った方の展覧会なども開かれた例もございまして、非常に国際色豊かな面も見られております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、市民会館の関係の、利用者数の予測はどうかということがございますけれども、なかなか市民会館の利用予測が難しいわけでございますけれども、現在、私どもで設定をしておりますのは、大ホールにつきましては、使用日比率という形で出しておりますけれども、４０％、小ホール、展示室、その他会議室が６０％というふうに動いております。

ほかの市に比較してどうかということを、１市参考までに申し上げますと、規模の大体同じで、若干周囲の状況等が違いますけれども、昭島市の市民会館を例にとりますと、これは実績の数字でございますが、使用日比率で同じく申し上げますと、大ホールが３９％、小ホールが７９％、展示室が４１％、会議室が５４％ということになっております。そういう状況の中で、これを基礎数値にいたしまして、今、進めているわけでございます。

それから２番目は、市民会館の利用にかかるところの啓蒙でございますけれども、これは市民会館条例の中で、質疑でも若干出たわけでございますが、やはり市民会館を使う上で大事なことは、利用者の意見を直接聞き、あるいは審議会の意見を聞くということが大事ではないかということで考えております。これらの活用を十分いたしまして、使用率の向上に努めたいというふうに考えております。

３番目は、使用料金と利用率の相互関係はあるのか、ということでございますけれども、この辺、非常に難しい問題でございますけれども、ごく一般的には、入場料を取る大ホールの使用でございますけれども、これについては使用料はほとんど関係ないようでございます。要は、１００％客席が埋まるか、埋まらないかと、その辺にポイントがあるように聞いております。その他の大ホールの利用、それからその他の施設、これらについては、若干使用団体が負担をするわけでございますから、若干の使用料と利用の関係といいますか、そういうものがあるんではないかというふうに考えております。

次に、生活保健センターの問題でございますけれども、この点については、御指摘にもござ

いましたように、生活基盤のサービスであり、また、選択的なサービスでもあるというふうに認識をしております。今後、基本計画を固めるわけでございますけれども、その中で十分利用者の意見を聞きながら固めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から公園の関係につきまして、お答え申し上げます。

まず、公園の現状でございますけれども、私どもの市には、現在、都市公園としての関係で、１０３カ所、面積にいたしまして、３２万２１平米の公園を有しております。これは、住民１人当たりに直しますと、2.１２平米になりまして、２６市の中では８位の保有面積になるわけでございますけれども、御存じのように、市内には都立の多摩動物公園がございます。これが非常に広い面積を有しておりまして、これを住民１人当たりに直しますと、3.４６平米になります。

したがいまして、これらの面積を合わせまして、さらにはまた遊び場関係なども合わせますと、平均いたしまして、住民１人当たり5.８７平米になりまして、２６市で見ますと、お隣の多摩市、これは特殊なケースでございますけれども、これを1位としまして、私どもの方は２位にランクされるというのが現状でございます。

主な公園の内容といたしましては、多摩平の第一公園、あるいは日野の中央公園、そして駒形公園、さらには旭が丘の中央公園、この４つの近隣公園を主体にいたしまして、そのほかの公園につきましては、８０％がいわゆる児童公園でございます。その児童公園の中では、特に常に児童に使われておるというのが現状でございまして、かなり身近に設置されている。地域的には多少のアンバランスはあるかもしれませんけれども、一応の設置としてはなされたとされている、というふうに判断をいたしております。

そして、近隣公園につきましては、近隣の居住者が余暇利用をされるということで、随時利用をされておりますし、特にまたそれぞれの地域のレクリエーション大会とか、あるいは幼児施設の園外教室、あるいはまた、最近ではゲートボール大会、そしてまた、年間の市の大きな行事でございます産業祭、あるいは青年フェスティバル、こういうふうな催し物にもこの近隣公園は、多く利用されておるのが特長でございます。

それぞれの近隣公園としましては、大ざっぱに申し上げて、年間それぞれ１０回ぐらいの利用が、大きな催しとしてあるというふうになっております。さっきも申し上げましたように、最近の傾向としましては、児童公園にゲートボールとしての利用が非常に高まっている、こういうふうなことが特長になっているような気がいたします。

特にまた、風致公園、あるいは都市緑地の関係がこの中に１８カ所ございまして、この面積としましては、１０万7,８１５平米になりまして、これは市のレベルでは、１つの都市としては特長的なものではないかというふうに思っております。

今後の公園の関係、特に地区公園の設置等につきましては、やはり区画整理事業の中に期待をしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、もう１点のお尋ねの、カーブミラーの設置後の心構えでございますけれども、これにつきましては、当然交通安全対策上の関係から即応をして補修をしなければならない、というようなことで対応していく心構えでおりまして、特にカーブミラーの数は非常にたくさんございます。したがって、これを整理しまして、そして番号を付しまして、今、台帳の整備作業を急いでおります。

カーブミラーには、それぞれラベルを張りまして、破損をしたりなにかした場合の情報提供の協力を呼びかけておりますけれども、私どもの方の担当でございます管理課の職員も、週に１回程度は市内の巡回をいたしまして、その実態の把握に努めておるというのが現状でございまして、特に部品の購入をストックいたしまして、破損個所につきましては、すぐにそこをできるような考え方を持っております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から、仲田緑地に現在建設を行ってございます仮称仲田公園についてのお答えを申し上げます。

この公園は、地区公園といたしまして、５８年９月２６日に認可を取って、現在工事に入っておる公園でございます。面積が３万9,３７５平米の地区公園でございまして、この中に運動公園、一部運動場を併設するという形で、認可を取ったわけでございます。運動場でございますので、当然トラック、あるいは陸上競技、サッカー、ラグビー、あるいは三段飛びだとか、いろいろな体育ができるような施設を、運動場の中に計画をしたわけでございます。

当初の考え方といたしまして、３００メーターのトラックを計画をいたしたわけでございますが、陸連等の御要望もございまして、４００メーターのトラックにぜひしてほしい、という強い要望がございました。公園の中で、４００メーターに変更する場合、取れるかどうかという点でいろいろ協議を行い、設計の変更等もやってみたわけでございますが、４００メーターで十分取れるという見通しをつけましたので、一応４００メーターのトラックを設置するということで、認可を取ったものでございます。

この運動場のほかに、地区公園といたしましての施設 ― 管理棟、あるいは駐車場、子供の遊び場から、芝生広場というような、公園としての施設も機能するように、配置をしてございます。

この工事につきましては、５９年、本来から６１年の３カ年間で施工をいたすことで、現在、進めておりますが、将来利用人口の予定といたしましては、その需要量を地区レベルの利用量という形で、運動公園、あるいは地区公園を利用する方々、一括して積算、推定をしてございます。昭和７５年の人口想定２１万1,０００人をもとにして、計算をしてございますが、これによって計算された数字といたしましては、利用者数は、年間８万6,０００人、ピーク時、このピーク時というのは、運動、大会が行われるような時期でございますが、１日８６５人の想定を行っております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から、大成荘、それから温水プール、あるいは図書館の分館ということにつきまして、見解を申し上げたいと思います。

大成荘は、当初、児童生徒の移動教室施設ということでつくられたわけでありますが、数の増加と、また時代の変化に伴いまして、現状では主として一般市民のレジャー的林間施設、こういうような意味合いで使用されております。

それで、建てかえにはどういう考え方を持つべきかということで、移動教室的使用に主眼を置くか、あるいは市民の一般的林間施設としてつくるかによって、規模等に相当事前に、基本設計として分かれる部分がありますので、それの正確な判定をしておきたいということであります。

たまたま隣村の、長野県になりますけれど、東京都の広大な７０ヘクタールという施設が、

なにか遠くないということですが、７０ヘクタールという場所がありまして、多摩の林間施設は、それに接続するような場所に存在しております。東京都でも、それの使用について基本的検討委員会が持たれたということも聞いておりますので、それらとあわせて判断をすべきではなかろうかというふうに考えております。

大成荘の場合は、地積が約２００ヘクタールあるわけでありますけれど、非常に寒冷であるということ、それから地味が悪いといいますか、樹木の育成が極めてよくないこと、そういう条件の中でありますが、それはそれなりに活用する方法があると思いますので、そういった大きい判断の決定によって、取り組むべき課題だと、このように考えております。

それから、図書館分館は、一応現在、ごく小規模のものもあるわけでありますが、７館ほど普及をいたしております。あと、欲しいと考えますのは、私は日野駅の西方といいますか、あるいは新町、栄町方面を迎える駅前に欲しいと思います。これは、何かビルでも建ちます際に、ぜひそういうスペースをお願いをするなり、御指導の中でいただくなりして、ぜひそういう場所を得たい、このように思っております。

多摩平の児童図書館を拡大せよという御意見も伺っておりますし、内容的なことはともかくといたしまして、日野市の水準を維持することも必要でありますし、また、ニーズの変化ということも考えなきゃなりませんので、そのあたりに図書館行政のより高い方向を選んでいくべきだ、このように思っております。

温水プールでありますが、これはスイミングクラブが経営をする温水プールというふうなものは、とても行政の運営には不適当だと思います。健康増進的施設として、あるいは幼児が水泳を覚える場所として、そういう意味で意味があるんではなかろうかと、こう思います。余熱利用ができれば、大変大きなきっかけになるわけでありますが、ごみ焼却炉の余熱利用の将来的開発、これができれば、あの地域にも大規模のことを考えることはないと思いますので、つくりたい。

あるいは、日野市の地形から考えまして、やはり３カ所ぐらい川を割かれた分け方もありましょうし、あるいは東と西という分け方もあるんではないかと思います。少なくとも、生活保健センターには、つまり旧庁舎の跡地利用の生活保健センターには、これは健康増進施設としての温水プール、こういう考え方で、規模とか、あるいはコースとかいうことにとらわれない程度になろうかと思いますけれども、そういう形で、適切な付属施設であるというふうに言え

るかと思っております。

なお、今後いろいろあると思うんですが、地区センターが随分活用されておりますし、これにはカルチャー的な要素も大分使われるようになりました。そういう意味で、豊田の北口、つまり都営住宅の建てかえに伴って受領することになっております約３００平米ほどの地区センターがあります。これの利用は、集会に、なおカルチャーの場としての要素を加えたらどうかという考え方があります。

それから百草に、第八小学校の入り口に近いところなんですが、第八小学校というよりも中学校です。三沢中学に近いところでありますが、市有地が一部あります。そこに、百草、落川で開発をされた、業者に建ててもらうことになっております地区センターを建てたい、こういう考え方がございます。その場所は、川の南北という関係も考えまして、ある程度展示的な要素の機能を持つ、そういう施設がふさわしいんではなかろうか、こういうふうな考え方がございます。

市民生活をいかに豊かに、公共施設を用意していくか、提供していくかということは、言われるごとく、価値感の多様化ということもありますし、経済的には、日常、市民生活大変忙しいわけでありますけれど、それでもなお自分で努めて人生を充実するためのいろいろな欲求、あるいは自治体に対する求めがあるわけでありますので、それをなるべく豊かにする、こういうことが公共施設の大きな使命である、このように理解をいたしております。

御指導によって、ひとつ将来に向けて、地域社会をより豊かにするための公共施設ということで、公共施設を原則として考えたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今、個々にお尋ねしたわけでありますけれども、市民生活の様式の中の自由時間の充実に対して、行政がどの程度関与したらいいかということが、そもそも問題であると思います。その辺の問題意識、問題点を突き当たりながら、いわゆる自由時間の充実に対しての行政対応が絶えず迫られていくわけだけだと思います。

特に、当初予測した利用者数が達していないということは、それだけ市民の方の本音の部分に肉薄ができなかったんではないかという疑問も出てきますし、さらに時期尚早ということも考えられますし、また、運営上の中で現実との対応がうまくいっていないと、さまざまな原因が考えられるかと思います。

さらに、自由時間の余暇の運営についての行政につきましては、即断はできない、今後のいろいろな施設ができ上がった中で、それを見通しながらの対応になるだろうと。特に、先ほど市民会館の建設に伴って、中央公民館、さらに七生公会堂の影響等をお聞きしましたけれども、影響は出てくるであろうというお話もありました。

また、児童公園もかなりゲートボールとしての使われ方をしておるということで、絶えず市民の生活様式も変化をしております。社会の高齢化も推移してまいりますし、人口の定住化ということも強まっているわけであります。過日、企画財政部長より、日野市は本格的な老人社会の到来は、ほかの市よりも若干遅く到来すると。その本格的な到来の来る前に、いわゆる都市基盤整備の大枠を完成しておきたいし、そのほかの対応をしておきたいというお話もございました。

私も、サラ金の専門相談の弁護士をつけたらどうかということで提案をさせていただき、市長にもその提案を受け入れていただき、実施に入っているわけですけれども、実際の対応においては、それほど、予測したほどの利用者数がないという現実もあります。

私は、サラ金の相談が繁昌してもらっては困ると思うわけでありますけれども、現実には悩んでおられる方がたくさんいらっしゃる。その中で、１歩建設的な相談ができたとしても、なかなか市民の方の利用もそれほど芳しくないということも聞いて、私も悩んでおります。責任も感じております。

そういう意味で、市民の方の要望が、これから陳情、請願等で参ったときに、その対象というのは、いわゆるソフト的な自由時間の充実を願うようなものが多いかと思います。そのときの行政の対応としてどの辺に本音があるのかを、つくってからでは遅いわけであります。また、それだけの覚悟が必要なわけであります。だとすれば、現在既存にあるさまざまな公的施設をつくった後も、どの程度利用されているのか、その辺の人数的な分析も必要でしょうし、その利用されている方の層等の分析も、絶えず追跡調査といいますか、そういうことをする必要があるんではないか。それが将来の建物についての計画についても、実際大きな財産となって、市民の世論形成に役立つのではないかというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１８の１、公的施設の利用状況と将来計画に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３７分休憩

午後　１時　４分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１９の１、森田市長がつくった違法な給与制度「通し号俸制」は自らの在任期間中に適正化を図れについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　一般質問をいたします。

私は、日野市の違法な給与制度、通し号俸制について、ことしの第１回定例議会から、第２回、第３回、そして今議会と、毎議会ごとに一般質問で取り上げまして、森田市長に給与の適正化を求めてまいりました。

通し号俸制は、よく皆様御存じのように、職員の皆さんの給料が、その職務の複雑、責任の度合とは無関係に、勤務年数に応じて同じ昇給を受けて同一の額となる給与制度、給与の運用であって、地方公務員法第２４条の定める職員の職務と責任に応ずる給与制度ではないわけであります。確かに給与体系のあり方については、さまざまな考え方があり、十分慎重な検討がされねばならないと思いますが、しかし、少なくとも今の制度が続く限りは、給与の公正適切な支給は行われているとは言いがたいのであります。

しかも、こうした給与制度が、組織機構にとっては、まさに通し号俸制そのものが勤務意欲の増大とか、仕事の能率の向上というものを阻害しているわけであります。今議会でも、すでに何人かの議員の方が数回にわたって、給与制度について質問がございました。

森田市長の答弁は、以前からのものとそう大差はないように私は思いますが、しかし、改善は現実に即するように改善是正を考えているとか、是正の方向を進めつつあるというような答弁からいたしますと、かすかながら再考の意思ありととれるのであります。

では、具体的にどのようにするのか。森田市長の任期は、あと残り４カ月で切れるわけであります。森田市長が御自分の手でおつくりになった給与制度、通し号俸制について、見直しの発言を現になさっているわけでありますから、自らの在任期間中に責任を持って是正を図るべ

きではなかろうかと思いますが、そのお考えがあるかどうか。

そして、この通し号俸制の改定に当たっては、たびたび議会で与党の議員、または助役等からもお話があるんですが、前市長からの、つまり古谷栄市長からの検討事項であって、引き継ぎの事項、つまり申し送りの中にあったかのような発言がたびたびなされるわけでありますが、市長の引き継ぎに際して、給与制度の改定、つまり通し号俸制の移行ということが行われていたのかどうか、その点について、まず第１点目の質問として、お聞きをいたします。これが１番目の質問であります。

２番目は、これも何回か質疑を繰り返して、本議場でも議論が闘わされているわけでありますが、通し号俸制が是正をされるまでは、期末、勤勉手当の算定基礎に、管理職手当を入れるべきだと、６月議会でも、また９月議会でも申し上げ、また１年前には、ちょうど１２月議会でありますが、退職金条例の改正時の議論の中で、古谷太郎議員からも提案をしてきておりますが、いまだに実現されておりません。９月議会における赤松助役の答弁では「中間的な、要するに手段、考えとして検討すべきと考えておるわけでございます云々」こういうふうになっております。

現実に、今月の１４日に支給された１２月の期末勤勉手当、その支給の際には含まれておりませんでした。この通し号俸制のもとで、現在のこの制度が、果たして職員の意欲、そうしたものを高めていく上で、阻害の要因になっているのではないかと思いますので、この点を質問をいたします。

ちなみに、今度の１２月期に支給をされました期末勤勉手当について見てみますと、一般職、つまり４等級の方の最高は、１０６万6,０００円という数字がございます。では、課長、係長、また部長さん方の支給の状況はどうかと申しますと、係長さんの中には６５万2,０００円の方もいらっしゃる。これは、係長さんです。課長さんの中には、９７万9,０００円。部長さんの中には１０４万3,０００円という方もいらっしゃいます。つまり、一般職の最高の方は、部長さんや課長さんや係長さんよりも、期末勤務手当の支給額が多いということになっているわけであります。

また、中学校、小学校もそうですが、校長先生の受け取っておられる冬の期末手当、これを見てみましても、日野市の一般職の方の最高のものとそう変わらない。また、給食調理員の方の中にも、１０４万3,０００円の支給を受けていらっしゃる方がある。

この善悪ということを私は申しているのではなくて、やはりこれでは幾ら何でもむちゃくちゃじゃないかという感じもするわけであります。こうした支給の実態を踏まえて、やはり管理職手当というものを、期末勤勉手当の支給の算定に入れるべきではないか、というふうに私は考えますので、この点をお聞きをいたします。

それからさらに、今年は算入ということはできなかったわけでありますが、来年の３月にまた期末手当というものが支給されるわけであります。このときには、何とか調整金のような形で、ぜひ算入してはどうかというふうに、私、考えますが、この点についても、２つ目の質問として、御回答をお願いしたいと思います。

次に、３番目の質問といたしまして、給与の是正計画と起債制限の問題について、お聞きをいたします。

昨年度、昭和５８年度、この年、給与是正が進んでいない、日野市は給与是正については不熱心であるという証左として、市民会館の起債が、申請額２億６５０万円のうち、5,０００万円がカットをされまして、１億5,６５０万円しか許可されませんでした。ことしの７月、これは前の議会の一般質問でも申し上げましたが、給与制度の運用にかかわる個別指導団体、全国で１５３団体のうち、改善ゼロの１５市村の名前を、自治省が公表いたしました。まことに残念な不名誉なことでありますが、日野市もこれに名前を連ねているわけであります。

昭和５９年度の起債許可方針においては、給与、その他の財政支出の状況が著しく適正を欠き、かつその是正のため必要な努力を払えない地方団体に対し、健全財政の確保等の見地から、地方債の額を制限する旨が明確にされております。

今年度の市民会館建設事業費のうち、地方債分１０億６００万、現在、聞くところによりますと、起債留保となって棚上げにされているということを仄聞するわけでありますが、昨年度と同様に制限をされる心配はないのかどうか。

さらに、その他の起債を予定している事業についても、起債留保等の制限的、つまり制裁的な措置を受けることがあるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

そして、３つ目の質問、これとまた関連をするわけですが、同時に是正計画というものが進められなくては、給与の適正化は図れませんし、結果的には起債の留保等のカットを受けるわけでありますので、今後、是正計画にはいかに取り組んでいくのか。３カ年のことしは最終年度に当たるわけでありまして、今年度の対応をベアの問題とも含めて、回答をお願いしたいと

思います。これが大きな３つ目の質問であります。

次に、４番目の大きな質問ですが、職員組合の行っております違法なストライキについて、お尋ねをします。

毎年、給与等の改定の時期、また一時金、つまりボーナスの支給時期になりますと、給与をめぐるいろいろな政治的な情勢というものも複雑なものがあるわけでありますが、しかし、法律で禁止をされている違法な職場放棄が繰り返されているわけであります。一向に市長は、確固とした対応を見せておりません。５８年度、前年度のストの回数、スト実施の時間は、合計するとどのくらいになるのか。５９年度についても、もしおわかりになれば、御回答をお願いしたいと思います。

また、助役は先日の本会議初日だったと思いますが、期末手当の支給特例の条例の制定のときに、私が今期末手当、勤勉手当の支給について、組合の違法なストライキ、職場放棄等は何回ぐらい行われたかということを、お聞きいたしました。そうしましたら、ストは中止されてやっていないんだという御回答があったわけでありますが、それは間違っているのではないかと思います。もし、御訂正をお考えならば、この機会に、あわせて御回答とともにお願いをしたい、このように思います。

次に、市の条例で定められていない夏季休暇について、お尋ねをいたします。これが５番目の質問になります。

夏休みという短い期間に、大勢の職員の方が休暇を一度にお取りになるということで、本来であれば、当然市の条例に明記をすべきものであろうと思います。ことしは、この年次有給休暇とは別に、毎年組合との交渉によって決められている夏季休暇、つまり有給の夏休みについて、たしか9.５日というのが、組合との間で合意されていたと思いますが、消化状況はどうなのか。また、来年に向けて、いかに取り組む心算でいらっしゃるか、この点についてお聞きをいたします。

以上、５つの質問について、まずお答えをお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　毎回の御指摘でございます。それなりに厳しく対応していく考え方でおるわけでございます。

まず、通し号俸の適正化ということでの問題点でございますけれども、通し号俸制によって

市職員の給与制度が、一挙にいろいろな形で改悪されたというふうな御指摘のように表現されるわけでございますけれども、もともと地方公務員の給与制度というのは、地方公務員法の２３条、あるいは２４条でも指摘されたとおり、職階制をとりなさい、これが２３条でございます。２４条では、おっしゃるとおり職務給というふうな体制をとりなさい、こういうふうなことで、地方公務員法に示されている体制に改正していくという状況にあるわけでございます。

地方公務員のもともとの役場、職員の給与というものは、年功序列給的なものでスタートしているわけでございます。これから通し号俸制になったというふうな状況の中で、一挙にいろんな問題が、通し号俸制によって満たされたり、あるいは紛失した、こういう状況ではございません。年功序列給制の中に、もともと問題点がいろいろあったわけでございます。

これではいけないというふうなことで、２３条、あるいは２４条で給与の根本基準というものが定められておるわけでございます。２３条の職階制などは、まだ国家公務員ですら、どこも採用していないと。それから2府４３県ございますけれども、この県の中でも、こういうものがまだ制度化されていないというふうなことで、やはり地方公務員一般がこういう制度を現実の問題として制度化していくというところの、要するに努力していかなきゃならぬ１つの条項であると考えておるわけでございます。

日野市の中における通し号俸制というのは、ちょうど日野市が非常に重なる状況がございました。日野市の人口が急激にふえるという状況と、それから高度成長期というものが２つ重なったわけでございます。その間において、学校職員が急にふえる。幼稚園、保育園の用務員等も急激にふやしていかなきゃならぬ。こういう状況の中で、用務員、あるいは給食調理員、そういうものの採用する場合に、会社、工場にそれらの人々が採られまして、安い金ではなかなか入ってこないというところに、事務職と同じようなお金、賃金を振り充てるというふうな、やむを得ざる状況の中から、こういう通し号俸制というものが、日野の場合には現実の問題としてできてきたという状況でございます。

組合との長い要求、検討事項という中での、やりとりの中で生まれてきたものでございますので、当然前市長時代から、この問題については、組合から強い要求があったという経緯のものでございます。そのように御承知願いたいと思いますし、市長もたびたび時代とともに変わってきているんだと。時代要請に応じて変えていかなきゃならぬ、あるいは、おっしゃるとおり、法律の２３条、２４条では、このようになっておるわけでございます。新しい公務員体制

として改正していく必要があるんだと。あるいは、１人１入の意欲というものを考えた場合に、やはり２４条の給与の根本基準というものについての趣旨を徹底する必要があるということは、十分理解しているところでございまして、議員さんと違った考え方を持っているわけではございません。

それから、管理職手当を算入ということでございます。これについては、おっしゃるとおり評価しないわけではございません。その必要性も認めるわけでございます。ですけれども、やはり今申し上げましたように、給与制度の根本を直していくんだと。あるいは職務給制に直していくんだというさなかにおいては、やはりある一時期を見ないと、一時金の算入というものは、考えられないんじゃないだろうかと。内部に摩擦を起こす、あるいは部長、課長が管理職手当が算入されるわけでございますので、課長、部長だけが改善されるというふうなことでは、部下への指揮能力、あるいは部下との間に間隙が出てくるという問題等も考えられますので、この面については、前々から考えないわけではございませんけれども、要するに慎重を要するんだというふうなことの考え方でございます。

そういう意味で、３月期に、来年の３月に0.5カ月の期末手当というものについては、そういう意味でもう少し慎重に考えていきたいと。一時的に算入する、あるいは全部を算入しないにしても、半分を算入するとか考えないわけではございませんけれども、やはり部長、課長という指導的な立場ということを考えますと、部下との関係を考えますと、改革途中ではちょっと手がつけられないんじゃないだろうか、このように考えておるわけでございます。そういう面については、御意見を異にするわけじゃございません。慎重に構えるべき理由として申し上げますので、御理解賜りたいと思います。

それから、給与の是正と起債の制限でございます。大体５８年度で１５３団体という状況の中では、おっしゃるとおりでございます。その中で手をつけない市というのが、日野市もその中に入っておるわけでございますけれども、非常に言いわけがましいという状況でしょうけれども、昨年、やはりこの努力を、市長ともども起債を保留になっている市と一緒に努力を払ったわけでございますけれども、お忘れになったでしょうか、東京都が昨年は国並みの人勧のベース改定というのが2.０３でございました。東京都が倍以上の4.5の改定をしたわけでございます。

東京都が4.5の改定した中で、2.3の国並みを職員組合、あるいは職員の理解を得るという

のが手いっぱいでございました。それをやった上、さらに給与是正について努力した、あるいは努力の積み上げをしたわけでございますけれども、とにかく東京都がいつも２６市の職員の勤務条件、労働条件についての１つの目標にしておりました東京都が、まさかと思うようなことをやってしまったものでございますので、東京都と同じように4.5やるわけにはいきません。すでにもうラスが高いわけでございますので、 2.０３にやっと努力をした末、国並みにしたという状況でございます。

そういう複雑な状況の中で、昨年はおっしゃるとおり5,０００万の起債カットを食ったわけでございます。ことしも市民会館の起債１０億６００万円ございますけれども、これが保留の対象になっております。都下２６市のうちでは、１０市がやはり同じような状況でございます。２０億という多額のところもございますし、１５億クラスもございます。

それで、今お話がございました一般単独債でも、追加の起債保留というものが自治省からあるという話でございます。起債が現実に１０市保留を食っていますけれども、それに１市か２市、またプラスになるんじゃないかと。追加保留、そういうふうな状況でございます。日野市は市民会館という状況で、それ以上の状況はなかろうと思っておるわけでございます。

そういう状況でございまして、ことしは２度目の起債、保留は２度目でございますけれども、カットにつきましては、断じてカットを解除するという考え方でおるわけでございます。それについては、より具体的な、より効率的な方法で組合と交渉を進めていくという考え方でおるわけでございます。

それから、４番のスト、違法でございます。御質問者も非常に複雑な状況とおっしゃられておるわけでございます。ということは、私たちも非常に複雑だと思うわけでございますけれども、人事院勧告といいますのは、スト権を公務員から、公務員だからストをやらないようにというふうなことでの代償措置としましても、人事院勧告制度というものが新しく出てきたわけでございます。 これが昭和２２年の２・１スト以後の代償的な措置としまして生まれてきたわけでございますけれども、その後、不完全実施というものが続き、１０年ばかり完全実施が続いたわけでございますけれども、ここへ来まして、不完全実施もいいところ、値切り人勧、あるいは人勧凍結というふうなこと等が続いておるわけでございます。そういう複雑な状況の中でございます。

それから、３５条では、３７条ですか、ストを禁止しておるわけでございますけれども、高

裁、最高裁のこれに対する解釈でございますけれども、非常に限定的な解釈をしておるわけでございます。ストの及ぼす被害の状況によって、ある程度限定的に行政罰を加えるという意味においての限定的な解釈というふうなこと等もしておるわけでございます。

なおさら、人事院勧告が何ら果たされていないという状況の中では、違法を問えるかどうか、非常に複雑な状況というふうにわれわれも考えておるわけでございます。違法を問えるとか何とかということじゃなくて、非常に遺憾だというふうな意味で、私も公務従事者でございますので、遺憾な状況だというふうに考えておるわけでございます。

確固たる方針ということにつきましては、やはりこういう状況の公務員でございますので、もう少しきちんとした、対応というものをだんだんなくしていきたいと。要するに、そういうストというふうな状況等は、なるべくなくしていきたいと。なおさら期末手当なんていうことについて、ストで争うというふうなこと等は、第一番になくしていきたいというのが、この間の議会で御答弁申し上げた内容でございます。

それから、１２月４日、３日の晩から４日にかけまして、期末手当の交渉をしました。2.72というふうなことで、ストを回避したわけでございます。

この結果でございますけれども、報告集会という形で、２９分のストは起こりました。本来の、要するにこれでは足らない、もっとよこせというふうな2時間ストの計画だったわけですけれども、そういうことじゃなくて、2.７２ということで、大体これ以上は無理だろうと。去年よりも0.１カ月少なくなったわけでございますけれども、ストを回避しようということで、２時間は回避したわけでございますけれども、急遽２９分の報告集会というストはやったわけでございます。そういう点、ちょっと違ってございますので、私の方から、この間の報告が違ったという点は、お認め申し上げます。２９分の報告集会というストはやった、こういうことでございます。

それから、期末の夏季の休暇でございます。これにつきましては、企業が非常にゴーデンウィークというものを、飛び石のものをいろいろと１つのものにまとめまして、それで会社の生産設備の方針だとか、いろんなものと一緒に職員の休暇の方もまとめると。職員の方も、いろんなレジャー計画という形の中でそれを消化する、というふうなことでございます。遺憾ながら市役所だとか公務員の場合には、暦を変更するわけにはいきませんので、依然として飛び石の状況だというところに、飛び石連休のほかに何日間の夏季休暇が欲しい、というふうな状況

等が出てきたわけでございます。

これにつきましても、世間並みというものがあろうというふうなことで、東京都は５日とか、5.5日というふうな状況でございます。われわれの方も、それを目指して、もう少し世間並みの休暇数というものが認められるなら、そこまで引き下げていきたいという努力をしておるわけでございます。

それから、労働大臣だとか内閣の方でも、やはり飛び石のものを法律なり、法的な形でまとめようという御意向があるようでございますので、そういうことになりますれば、それと一緒にしたものの考え方の中で、夏季休暇というものについての考え方を、御質問がございました、もっと少なくすべきじゃないかというふうな、前々からの議員さん方からの御意向もございます。そうあるべきだと考えておりますので、努力していきたい、こう思うわけでございます。

ことしは１０日を、もう少し努力できればと思ったわけなんですけれども、夏に差しかかっていたという状況もございまして9.5日ということでございます。なお一層組合の理解を得なきゃならぬ問題と考えておるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長からは答弁がなかったんですが、再質問でお聞きしたいと思います。

今、助役が最初に、国家公務員においては職階制というものを決めると言っておきながら、いまだに決まっていないんだということで、なにかそちらの方に日野市が通し号俸をつくったことの理由を求められたようでありますが、確かに職階制に基づく国家公務員の分類というものをやっていないわけなんです。

しかしながら、これにかわるものとして、今一般職員の給与に関する法律というもので、８種１６表の給与表をもって、職務給を給与体系として、国家公務員の場合には給与の支払を行っているということで、助役、今出ていかれましたが、職階制云々ということに理由を求めることは妥当ではない、適当ではないというふうに私は思います。

それから、市長の方にこれはお聞きをしたいんですが、給与制度、職務給の考え方を取り入れながら改正していく必要があるというふうに、助役は今おっしゃったわけですが、この具体的な取り組みについて、私が申し上げましたように、一応市長の任期は、来年の４月で切れる

わけでありますので、その前に具体的に給与制度、給与体系の再考ということで取り組むお考えがあるのかどうか、その点を、これは市長からお聞きをしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　任期云々ということは別にいたしまして、時代の変化がありますので、時代に即応する給与制度に、漸次置きかえていく、こういう考え方で、今、取り組んでおります。御指摘のとおり、いわゆる通し号俸制、これは私が市長に就任以後、議会に提案をしてお決めいただいたものであります。

当時、ちょうど組合の主張といいますか、新しい給与体系として、通し号俸制を大きな運動方針にしていったころでありまして、前任の方がそのことを約束をされたとか、あるいは正確に手続をもって引き継いだというようなことではありません。前任の当時から、そのことが非常に問題になって、意見の相違があったというふうに承知いたしますが、別の考え方で言いますと、その通し号俸制度が評価される、そういう時期にあった、このように私は理解をいたしております。

そういうことに基づいて、そういう方式を採用をしたわけでありますが、その後、１０年以上経過いたしました。世の中の価値感、それからとりわけ、いわゆる生産性、あるいは経済成長の変動がありました。したがって、いろんな面で民間の企業、あるいは組合員においても、利潤の配分ということで強い闘争の時期を経て、今日は、やや相互理解による安定期に入っている、こういうこともともにかかわりがあるものだと、このように思っております。

したがいまして、職務と責任とを尊重する、そういう給与体系に漸次移行していこう、こういうことを取り組んでおります。

以上のとおりお答えをいたします。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それでは、再質問を続けます。

市長は、古谷　栄市長からの引き継ぎ、申し送りとしてこの通し号俸制の実施ということを話し合った経過、また書類等でそういうものをしたためたことはないということでありますので、前の議会のときに、共産党の議員で、一般質問の中で、さも古谷　栄市長もこの通し号俸制を実施するように考えていて、それが森田市長に引き続がれたんだというような意見の表明がございました。これは事実に反するということで、古谷　栄市長は通し号俸制については組

合等の要求があったけれども、この実施は行わなかった。通し号俸制を実施、実現させたのは、その後を継いだ森田喜美男市長であるといとうことは間違いないわけでありますので、その点の議論にはもう終止符を打っていいと思います。

それから、これは助役にもう一度お聞きしなくてはいけないんですが、総務部長からでも結構でございます。通し号俸制導入のときのいきさつの中で、よく、きょうもお話がございましたが、いわゆる技能労務職の方、つまり現業の方を募集しても、なかなか人が集まらなかったんだと。そういう状況があったというお話がございました。これは９月議会でも同様のお話がありましたし、今も出たわけでありますが、ちなみに昭和４６年、４７年、森田市長が市長に就任される前の年度、２年度についての現業の方の募集状況というのを見てみます。

果たしてそういう状況があったのかどうかということでありますが、まず昭和４６年度、つまり４６年の４月１日から４７年の３月３１日まで、たとえば給食調理員の方２名募集して、１１名の応募となっております。

また、給食調理員の方、最初は５月に募集しておりますが、２度目、８月に同じように２名募集して、８名の応募となっております。

また翌年、昭和４７年３月、このときには給食調理員の方６名募集をして、３３名の応募となっております。

助役の先ほどおっしゃった、現業の方の募集をしてもちっとも人が集まらなかったということは、少なくとも昭和４６年度を見る限りにおいては、全く当てはまらないわけであります。

昭和４７年度について見てみますと、４月に作業員の方を募集しまして、受験者６人、応募となっております。その後、給食調理員の方、作業員の方、募集をしておりますが、大体募集人員ないしはそれを上回る数の応募が、市民の皆さん外からあったことが、よくわかるわけであります。４８年２月、これは給食調理員の方を募集しておりますが、２０人募集して、３９人の応募がある。

４７年の８月には、１名の募集に対して１８名の応募があるということで、助役が、現業の方がどうしても集まらなかったということは、ちょっと理由として納得しがたいわけでありますので、これはお見えになって、再度答弁を求めたいと思います。

次に、日野市の社会福祉事業団の職員募集が、今広報に、今回発行されておるものに出ております。事務員、調理員、指導員、それぞれ若干名募集をしておられるわけでありますが、先

般、私が福祉部長にお聞きしましたときに、社会福祉事業団の職員の給与については、４６年の７月かなにかに通達が出ていて、職務給のような考え方でやることになっているというお話はあったわけでありますが、しかし、現実は日野市が職務給の導入を行わず、通し号俸制という年齢給によっているわけでありますので、福祉事業団の職員のみを職務給的な考え方で処遇を行うということは、不可能ではなかろうかと思うわけでありますが、社会福祉事業団の職員の方、これから来年の４月から活動を開始されるわけでありますが、給与の体系はどうなるのか、この点をお聞きをいたします。つまり、通し号俸かどうかということであります。

それから、期末勤勉手当等に、調整金のような形で管理職手当を、少なくとも通し号俸制が続く間は算入してはどうかということで、これはほかの議員の方、また私も何回も取り上げているんですが、慎重を要するということで、次の、来年の３月の期末手当にはどうも無理なようでありますが、先ほど申し上げましたように、夏の期末手当、夏のボーナスについても同じであります。今回の１２月の期末勤勉手当についても同じであります。

つまり、一般職の４等級の方が、市立病院のお医者さんよりもたくさんボーナスをもらっておられる。部長さんや課長さんや係長さんよりも高額であると。こういう実態を考えれば、少なくとも通し号俸制が具体的に適正化されるまでは、管理職手当の算入ということをおやりになった方が、むしろ職場の秩序云々ということを先ほどおっしゃったんですが、私は逆ではなかろうかと思うんですが、再度その点をお聞きをいたします。

それから、起債の制限のことであります。市民会館の建設経費は、本年度は２２億9,１００万円の事業費を予定しており、そのうちの１０億６００万円が起債で、残りはほとんど１１億円余は、基金をもって充てるわけであります。ですから、基金と起債に頼る財源で、ことしは工事をやろうというわけでありますから、起債のカットを受けるということになりますと、建設事業計画、非常に形をなしてまいりまして、楽しみにできる状況にあるわけですが、財源の面で不安はないのかどうか、もう一度、簡単で結構ですので、企画財政部長の方から御回答いただければ結構かと思います。

そのほか、日野市が今年度起債予定しておりますものは、予算書に、地方債のところにいつも出ているわけでありますが、たとえばごみの焼却炉、それから河川の整備事業、地方道の整備事業、２・２・５の用地取得、北川原公園の用地取得、その他たくさんあるわけですが、これらについては影響はないのかどうか、御回答をお願いをいたします。

それから、これに関連してでありますが、是正計画は５７年度、５８年度については、特殊な事情があったから手がつけられなかったと。今年度は是正計画に基づいて取り組むんだという、助役の今お話でありましたが、やはり、同時に議会は一体何をしているんだと。もし起債等の制限を受けますと、市の対応はそれとしまして、それでは一体議会は何をしていたんだという市民の声は、当然上がろうかと思います。

そのようなことで、やはり私どもは議会として、給与の是正計画が２年度にわたってさっぱり進まずに、全国でも１３しかない未着手の団体として名前が上がって、１５ですか、上がっているわけでありますので、やはりこの点については、私どもも重ねて是正計画の実現ということで実施を求めていきたいと思うわけであります。

ちなみに是正計画、確かにラスパイレス１１５であれば、１１５以下になればいいわけですので、この水準に大体位置するように持っていかれるのが妥当ではなかろうかと思いますが、やはり市民から見ますと、国家公務員の給与もそうでありますが、民間準拠ということをうたわれております。国家公務員は、給与の比較を民間の会社とやって、その間に差があれば、国家公務員の給与を是正していく。そして、それに伴って地方自治体も改定をしていくということでありますので、やはり国家公務員の水準に持っていくということが１つの目標になろうかと思いますが、この場合でも、国家公務員の給与を決める場合でも、従業員１００人以上の企業にその資料を求めて調査を行っているわけでありますので、全国の全事業所の９９％以上を占める中小企業というものは、この中には入っていないという実態を考えれば、やはり是正については、全力で取り組んでいただかないと、困ると思うわけであります。

参考までに、日野市の市民の総所得というのはどのくらいあるかということを、先日教えてもらいました。日野市の納税者、事業をなさっている自営の皆さんの５８年度１人当たりの平均総所得は、２４６万8,０００円であります。人数は、１万5,２００人いらっしゃるわけでありますが、自営の皆さんで２４６万8,０００円。サラリーマン、給与所得者の場合には、日野市で４万3,３００人いらっしゃいますが、１人当たりの平均総所得３１９万7,０００円という水準になっております。

これを平均いたしますと、日野市民は、５８年度約３００万7,０００円の総所得を得ているということになりますので、やはりこうした給与の市民の実態からすれば、市の職員の皆さんのラスパイレスの水準、また、平均の給与の所得というものについて、全面的な理解をされる

とは考えられないわけでありますので、くれぐれも、起債等に響いてくる是正計画であります、さらに早急な取り組みについて、お願いをしておきたい、こう思うわけであります。

それから、先ほど助役は、年末一時金のストライキについては、確かに１２月４日、報告集会があったんだということで、前の議会での発言を訂正をされたわけでありますが、11月22日にもやっているのではないかと、私は思います。これは総務部長でも確認できることではないかと思いますので、この点について、再質問でお聞きをしておきます。

それから、ストライキはことしは８回行われているように思いますが、今度の２１日に再び自治労参加の職員組合が、賃金確定闘争と称してストライキを構えていると聞いておりますが、これに対してはどのように対応されるのか、この点についてお聞きをいたします。

それから、夏休みのことにつきましては、東京都の５日ということしの日数を目指すという助役の答弁がございましたので、これは努力をお願いをしておきたいと思いますが、５年前から自治省もこれは廃止を求めて、各自治体に指導を行っております。

私は、夏休みというものを確かにそれぞれの企業においても実施をしているわけでありますので、この夏季休暇についてとやかく、揚げ足を取るつもりはないんですが、これとともに問題になるのは、年休の消化ではないかと思います。

先日いただきました資料では、職員の皆さん全体で２０日間の年次有給休暇を消化なさっている皆さん、つまり消化率を見てみますと、７０％、７0.３％で、１３日しかお取りになっていないわけであります。部長さんにおいては５５.５％、課長さん５２.０％、こういうことで、条例に明記のない夏休みを充てるよりも、年給の有効な活用ということを工夫された方が、私は少なくとも市民の批判を受けることにはならないと思いますので、その方がよりベターではないかと思いますので、提案をしておきます。

また、夏休みの実施時期については、ことしは７月９日から１０月８日までありました。また、特別の理由があれば、その後に取ってもいいという取り決めがあったようでございまして、夏休みを１０月になっても取っている方があるというのは、ちょっと、特別な理由のある方は別にしまして、こうしたことが組合との間で取り交わされるというのは、少し私には納得できないんですが、この点も是正をお願いしておきたいと思います。

以上、再質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　数点にわたりましての御質問でございます。順を追いましてお答えしてまいりたいと思います。

まず、通し号俸制の採用時期の点でございますが、確かに助役の申し上げたそれも１つの原因でございますが、かつては国、あるいは都でもこういう号俸制を採用している、こういう実態もございます。その中では、やはり経済情勢が急変する、激変する、こんなような形で、絶えず経済のあれが激しいという場合には、やはり生活給が基本となる、こういうような考え方も、ある書籍で見た記憶がございます。こういう背景もあって、こういう通し号俸制が、生活給に主体を置きました通し号俸制が採用された、こういうことだと思います。この制度は、26市中１１市が採用している給与制度でございます。

それから、期末手当のボーナス算入につきましては、先ほど助役からも答弁がございましたように、やはり慎重に取り組んでいく必要があろうかと思いますけれども、これらについても、御提案の趣旨をよく踏まえまして取り組んでまいりたい、かように考えます。

それから、一時金の関係のスト状況でございますが、これにつきましては、５・８につきましては、延べ１０回のストがございます。これは主に一時金、あるいは年末一時金、それから夏の一時金、賃金確定闘争、こういうような形でやっているわけですが、これにつきましても、やはり先ほど助役が申し上げましたような形で、５・７につきましては人勧凍結、５・８につきましては人勧切り込み、あるいは５・９につきましても、国制レベルでは人勧の切り込み、こういうような形で、厳しい情勢がございます。

と言って、これはやはり地公法３７条の争議行為に該当する、こういうことでございますので、私どもの方といたしましても、組合とも交渉を持ちまして、こういうストをしないように、こういうことで注意してきているところですし、また、団体交渉の席でも、こういうことは再三申し上げているところでございます。

なお、争議に先立ちまして、私どもの方では、一応組合の方に、争議は地公法に違反する行為であるからということで、警告書をその都度出して、反省を促している、こういうことでございます。

それから、夏休みの件でございますが、確かに年休の消化率につきましては、非常に低いわけでございます。こういうことで、夏休みも年休に振りかえたらどうか、こういう御提案でございます。これにつきましても、やはり夏休みにつきましては、ほとんどの人が、９０何％という消化率でございます。年休につきましては、万が一というようなあれも予想しまして、皆さんやはり低目に抑えて、それで年休を取れないんではないか、こんなような考え方もあるわけでございますので、この辺につきましても、御提案といたしまして、私どもの方では、組合交渉の中でこういう議題も持ち出しまして、いろいろ交渉してまいりたい、かように考えております。

以上です。（「１２月２１日の件はいかがですか」と呼ぶ者あり）

申し落としました。１２月２１日、賃金確定闘争、こういうことで２時間ストを予定しております。これらにつきましても、先ほど申し上げましたような形で、このストにつきましては、争議行為は禁止されている地公法違反ということで、私どもの方ではやはり警告書を出しまして、ストをしないようにということで、交渉の場に臨みたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　社会福祉事業団の職員の給与についての御質問がございましたので、お答えいたします。

先般お答えを申し上げましたように、社会福祉事業団の職員の給与につきましても、設立の運営の基準ということで、厚生省児童局、家庭局長通知が出ております。これによりますと、市の職員に準ずると。ただし、職員の格づけに当たっては、単純に年功的処遇を行うのではなく、職務に応じた給与の支給等、適切な配慮を加えるものとする、ということになっております。

まだ給与については、最終的な詰めを行っておりません。今後、この基準に沿って詰めていくというぐあいに考えておりますので、このような形に、基準に沿った形になっていくというぐあいに、私は考えております。

○副議長（米沢照男君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

起債の関係でございますけれども、仮に市民会館の１０億６００万円の起債が制限された場合どうするのか、ということでございますけれども、現時点におきましては、給与の是正計画を進めまして、制限のないような今努力をしているという最中でございます。

２点目の、他の起債の許可状況でございますけれども、ごみ焼却施設の新設事業でございま

す。これは、補助分と単独分がございまして、補助分につきましては、すでに許可が来ております。単独分については、通常でも来年の１月以降というものでございます。

それから、根川の改修でございますけれども、これは通常で、来年の２月以降の許可というものでございます。

次が、臨時河川等整備事業でございますけれども、これは一次分と二次分がございまして、一次分につきましては、８月にすでに来ております。二次分につきましては、来年の１月以降というものでございます。

それから、北川原公園の用地取得事業でございますけれども、これも補助分と単独分がございまして、補助分については９月に許可がおりております。単独分については、来年２月以降というものでございます。

さらに、仲田緑地用地取得事業でございますけれども、これも補助分と単独分がございまして、補助分につきましては９月、許可済みでございます。単独分については、２月以降ということでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　わかりました。

助役がいらっしゃらないので、ちょっと先ほどの答弁（「議長、休憩しろよ。回答者がいないじゃないか」と呼ぶ者あり）再質問をする場合に、出ていかれたんですけれど、確認することができないんです。

○副議長（米沢照男君）　では、ちょっと申し上げます。

今、最高責任者の市長がいますから、市長が答弁をし、なお先ほどの、最初の質問の関連で、どうしても助役でなければ答弁できない部分もあるかと思います。その部分については、後刻助役が戻り次第、答弁をいたさせたい、こう考えております。（「いつ戻ってみえますか」と呼ぶ者あり）とょっとその辺わかりません。

ちょっと私の方から申し上げますが、助役が、都立高校建設現場に都の職員がこの雨の中、出向いてくるということですので、どうしても顔出ししなきゃならない、こういうことで中座しておりますので、御了解をいただきたいと思います。（発言する者あり）不規則発言は慎んでください。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　議長、私が質問しておりますので、私に、別に断らなくてもいいのかもわかりませんけれど、１つの、質問者にはちょっと中座をするという了解をまず求められたらどうなのかと思うんですけれど、最終的には議長の御判断で結構だと思いますが、いきなり出ていかれたんでは、ちょっと途中で再質問するのに（発言する者あり）支障があるんですけれどね。

○副議長（米沢照男君）　議長からちょっと発言します。ただいま助役が途中で退席した問題で、質問の途中だったから質問者に断って退席すべきではなかったかという、議長に対する指摘がございました。

開会前に助役の方から、すでに前もって私に話がありましたので、私は許可をいたしました。（「そうしたら質問順序を変えれりゃよかった」「休暇じゃないの」「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　大体、いつも私は申し上げるんです。議会を侮辱している。何と思っている、本会議を。回答者がいない。まあこれは、あなたは議長の進行上、まことにけしからぬ。回答者のいない議会なんかどこにある。当然休憩して、回答者の帰りを待たなきゃいかぬ。当たり前じゃありませんか、そんなことは。そのとおり取り計らってもらいたい。

○副議長（米沢照男君）　議事進行発言について、お答えをいたします。

議長としての判断は、少なくとも市長がおりますので、市長から十分答弁できる、こう判断いたしました。

なお、再質問部分で若干現業職員の募集の問題で、直接助役から答弁が得たいと、こういう質問者の意向もありますので、この部分については、助役が戻り次第答弁いたさせたい、こう考えております。

したがって、助役から直接に答弁を得たい部分については、戻り次第答弁をいたさせる、こういうことで質問を続けていただきたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　帰り次第答弁させたら、古賀議員にそれに対してまた質疑が当然できるわけです。その時間を何分与えてくれますか。そのようなことがはっきりしない限り、帰るまで休憩するのが当然だと思う。

だから私は休憩という動議を出したんです。そんなばかなことはないはずです。われわれも聞きたい。議員である以上、聞きたいんです。わが会派の代表で質問している。わが会派の代表の質問を、わが会派の了解なしに副議長が勝手なことを許すことはできないじゃないか。

ここは日本なんだよ。ロシアじゃないんだ。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

私は、今の古賀議員の質問、先ほどの現業職員の募集の問題の再質問以外の部分の質問については、市長を初め総務部長もおりますので、十分答弁できる、こう判断しております。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私も休憩をお願いしたいと思うんです。私、助役が突然出ていかれたのを非常に奇異な感じがいたしました。

そして、まず私の回答は、すべて助役が答弁をされたんであります。ですから、私がほとんどの項目について、１項目だけは市長に確認をとりたかったんですが、再質問はすべて助役にしようと思っておりました。

特に、今の現業職云々の問題もそうですが、ストライキの実施の有無、その日時についても、私はまだ助役から確認を得ておりません。その点についても、助役からの回答がなければ続けられないわけでありますので、ここで休憩をお願いしたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　急に発言をして、恐縮に存じます。

初めにそのことを（「別に市長に聞いていない、私は」と呼ぶ者あり）ごあいさつすべきところでございましたが、ちょうどきょう予定しておりました東京都の都立高校関係の方々が、（「じゃ、助役が答弁しなければいいんだよ。最初から」と呼ぶ者あり）開発公社の責任者として助役が出向くことになっておりました。そのことをあらかじめ御理解をいただくべきところ、省略をして申しわけございません。

それで、帰る時間というのはかなりおくれる、こういうふうに思われます。大切な用地に対します査定においでになられた、このように聞いておりますので、礼を失しないようにさせていただきたい、こういう事情がございますことを御了解お願いいたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　本会議場は、確かに本会議での秩序なり、進行に対しては議長の裁量権にあるが、やはり一定のルールが必要ではなかろうかと思います。そういう点を踏まえた場合に、少なくとも答弁者の助役、市長なり、助役が、いわゆるかわりの者がいないときには、あらかじめ市長はそれを質問者に了解を求め、また議場全体に了解を求めるべきではなかろうかと思います。そういう点からいけば、やむを得ないと思います。

今現実に、そういう情勢から見れば、東京都から来て重要だということであるなら、休憩をするのが妥当だと思います。（「休憩しろよ。質問順序を変えたっていいんだ。議運を開いて」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私の残り時間は、ちょうど２時を回ったところから、助役の件でやっておりますので、当然残り時間については、残り２時からということでの計算で、残り時間については確認しておいていただきたいと思います。これは質問と関係ない事項でのやりとりですから。お願いします。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時１４分休憩

午後３時　３分再会

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど古賀議員の質問中、助役が所用があり、中座をいたしましたけれども、質問中ではありましたけれども、当然のこととして、本人、そして議長としても、質問者にあらかじめ了解を得るべきだったと反省をいたしております。今後の議会運営に生かしていきたいと思っております。よろしく御了解をお願いいたします。

そしてなお、助役が質問の途中、中座したことについて、本人から釈明をいたさせます。助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からも、大変失礼申し上げましたと思うわけでございま

す。釈明を申し上げたいと思います。

本日は、開発公社の件で重要な所用がございまして、議長さん、市長さんには前もってお話し申し上げた上で、１時半ごろ、ぜひお暇をいただきたいというふうな、前もって御理解をいただいてはおったわけでございます。

それで、中途で退出いたしましたのは、そういう理由でございますけれども、私、御質問をいただきましてから、答弁申し上げました。その後で、答弁しっ放しといいますか、お答え申し上げただけで席を立ちましたことにつきまして、先ほど帰ってからでございますが、そのときにも、大変失礼に当たるなというううらみを、反省を残して立ったわけでございます。

それから、今議長からお話がございました。御質問されている古賀議員の事前に御理解も得た上での退席ということが必要じゃないだろうかと。そういう点、非常に手落ちであったということにつきましても、陳謝申し上げる次第でございます。用件については、先ほど申し上げました用件でございますので、用件としては御理解いただきたい。

非常に、答弁しっ放しというふうな点と、それから事前に御質問者、議員さんについて御理解を得る手続が欠けていたと。こういう点について陳謝申し上げますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　一般質問を再開いたします。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　助役に再質問をいたします。福祉部長にも、１点だけ確認をしておきたいことがありますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

先ほど、通し号俸制の導入の理由の１つとして、当時、現業の皆さんを募集する際に、市に応募くださる方がなかったんだということを挙げられましたが ― 同じことをまた言わなくちゃいけないんでありますが ― 昭和４６年度、４７年度、先ほど募集状況、それから受験者数について、お話をしましたが、決して助役がおっしゃったように、少なくとも通し号俸制導入の直前、４６年度、４７年度については、応募をすればそれを上回る受験者があったということが、記録に残っておりますので、そのことは理由としては、果たしていかがかなということで、その点についての再質問を先ほど行ったわけであります。それが１つであります。

それからもう１つは、日野市は今年齢給、通し号俸制でやっておりますので、福祉事業団、来年の４月から官設民営といいますか、市が設置をして、福祉事業団が運営を開始するということで、その職員の方の給与はどうなのかということで、先ほど御答弁をいただいたわけであ

りますが、もう一度厚生省の通達どおりに実施をされるのかどうか、そういうお立場で、職員の処遇については、決定をしていかれるのかどうか、確認を、簡単で結構でございますので、お願いをいたします。

もう１つ助役に、忘れておりましたが、ことしの年末一時金、つまり１２月期の期末手当、勤勉手当のことにかかわって、職員組合が行った違法なストライキ、これは１２月４日に確かに２９分あったということをおっしゃったわけでありますが、１１月２２日にもストライキが実施されたのではないかと思います。私が指摘したことについて、二度までお間違いになるというのは、いかがかなと思いますが、その点の確認をお願いいたします。

以上が再質問であります。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　御答弁申し上げたいと思います。

昭和４８年以前といいますか、その当時の職員の応募状況ということでございます。職員を募集しまして、何とか職員をかき集めるというか、そういうふうな形態ではあったわけでございます。

ですから、その前から非常に、そのときもお話し申し上げているわけですけれども、高度経済成長というふうなことで、殊さらに日野なんかは工場も多いところでございますし、そういう状況でございますので、職員が、それも非常に充実した働き手の若い労働者というものが、会社、工場に、ちょうど中学生が金の卵といわれた時代でございます。若手がその方に引かれていくというふうな状況でございます。

ですから、応募状況の中では、日野市の場合におきましては、現在は看護婦さんは３０歳、それ以外の職員については２５歳とか、学卒とかというきちっとしたものになっておりますけれども、当時は、そういう１つの従前のあり方というものを非常に拡大しまして、４０歳ぐらいで作業員などは ― 用務員、作業員などは４０歳ぐらいでも職員になれると。　それで６０歳まで働けば、恩給なり共済のあれがもらえるという、ぎりぎりの４０歳まで拡大しまして、職員を応募しているわけでございます。

そういうふうな状況の中で、会社に行けば残業だとか、日曜出勤だとか非常に忙しいということで、非常にお金になった時代でございますので、働き手が市役所などには来なかったというふうな状況の中で、年齢の応募の拡大がやられたわけでございます。もちろんそういう背景

がありますものですから、御説明したように、どうしても市の方の給与表というものも少しずつ変わっていった。そういう作用を受けて変わっていったということを、説明申し上げたわけでございます。

それから２点目の、１１月２２日は２９分、これは本庁だけの職場放棄でございます。理由は、ベア確定闘争ということで、１１月２２日、２９分の職場放棄が行われておるわけでございます。これは、おっしゃるとおり、一時金及びベア確定闘争ということです。（「一時金も入っているんですか」と呼ぶ者あり）ええ、そういうことです。１１月２２日、そういうことです。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほどお答えをいたしましたように、事業団職員の給与につきましては、局長の通達に沿っていくべきだろうというぐあいに考えております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　わかりました。

当初、助役の方の御回答では、応募者がなかったんだというふうなことを理由に挙げられましたので、私は当時の応募状況というものを調べてお聞きをしたわけでありまして、年齢というものはこの資料に入っておりませんので、その点については、また私も勉強させていただいて、改めてお聞きをしていきたいと思います。

いずれにしましても、今私が聞いております通し号俸制というものが、職員の士気、勤務意欲、そうしたものを高める上で、非常に阻害になってきているということで取り上げて、その是正を求めて適正化を図っていただきたいとお願いをしているわけでありますので、今度、新たに来年からスタートをいたします福祉事業団、これについては、今福祉部長も国の通達に従って職務に応じた、ただし書きがあるわけですが、職務に応じた給与の支給を適切な配慮を加えるものという、この条項を守って対処したいということでございました。

こうしたなだらかな是正ということでいく以外にないのかもわかりませんが、とにかく新たな職員の方を迎えてスタートをする事業でありますので、日野市の通し号俸制がこういうものの設置を機会に改まっていくということを重ねて、改めていただくようにお願いをしておきます。

と申しますのは、私が何度も確認をしました理由は、昭和５８年の４月から正職化されました学童クラブの指導員、この方々は、市の職員になられたのと同時に、１２年間勤めておられたのと同じ形で給与の、いわゆる在職者調整に似た換算が行われまして、市の職員におなりになったときから、もうすぐに５等級の１４号に位置をされて、年間の市からの総支給額は352万円に上っているわけであります。

先ほど私が資料で申し上げましたように、日野市の市民平均の個人所得は、５８年度で300万7,０００円であります。こうしたことからすれば、やはり通し号俸制が続けば、こうした給与の換算を行わざるを得ないわけで、市民の理解を得られるものではなかろうかと思いますので、福祉事業団のスタートに当たっては、こうした学童クラブの臨時職員の正職化のときに行われたような事態が再び起きないように、お願いをしておきたいと思います。

日野市の市議会では、今回多数決で、大変市民の皆さんの批判の強かった退職金の引き下げを願う陳情というものが、採択されました。しかしながら、当然こうした、今、市民行革と申しますか、自治体に対していろいろ市民が納税者の立場で是正を求めているにもかかわらず、日野市議会では賛成多数、つまり反対をする議員の人がまだおられたということは、実に驚くべきことであります。

しかも、民間に準拠すべきだということを、私ども１つの原則として申し上げておりますが、企業から御出身の議員の方でも、やはり退職金の引き下げの陳情に反対をされるということで、大変日野市議会、これから通し号俸制を見直していく上でも、困難な状況にあろうかと思いますが、やはり議会は何をしているんだと、議員としてそういう制度を温存したのではないかということで、後々批判を受け、そして言いわけのできないような事態に立ち至ることのないように、議会としてきちんとチェック機能を果たしていきたい、こういう立場で、今回給与の通し号俸制の適正化について、質問をしたわけであります。

森田市長によってつくられたこの通し号俸制には、いわゆる健全な常識というものが欠落をしております。このままこうした理不尽なことを放置する行政の態度が納税者に向けられ続ければ、ますます市民と市政との信頼関係は損われることになります。物事は、潮どきというのがあると思います。自分でまかれた市長は、種でありますので、種から育った通し号俸制という制度、自分の手で責任を持って刈り取っていただくようにお願いをして、この件についての質問を終わります。

質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の１、森田市長がつくった違法な給与制度「通し号俸制」は自らの在任期間中に適正化を図れに関する質問を終わります。

１９の２、無届設置の浄化槽に対する清掃費の助成を実現せよについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　２番目の一般質問を行います。

先日の本会議で、前田企画財政部長は、来年が日野市の下水道元年だとおっしゃいました。私どもは日野市の下水道元年は去年だったのか、ことしだったのか、はたまたおととしだったのか、わからなかったわけでありますが、つまりはっきりした定説がなかったわけであります。

ところが、膨大な予算を必要とするこの下水道事業ということについて、財政担当の責任者の方から、下水道元年は来年だということがわかったわけでございまして、この議会は下水道元年の論争に決着をつけた、極めて意義深い議会になるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、森田市長は、これから本気で、来年が下水道元年なんですから、おやりになると思います。下水道が市内全域に普及するまでは、まだまだずっと普及するのが先になるわけでありますので、日野市は清流を取り戻そうということをメインの行政課題に据えて、清流行政に力を入れるということになっておりますから、必要なことは逐次可能な施策について、どんどん積極的に推進をしていくことが肝要ではなかろうかなと思います。

私たち市民は、多摩川や浅川、そしてまた用水路を守る努力をいろいろな形で、現にやっております。本来、生活排水や雨水というのは、行政が責任を持って処理をしなくてはいけないわけでありますから、今日の、きょう取り上げました無届けの浄化槽に対する清掃費の助成の問題については、市の施策としてぜひ検討、そして実現を図っていただきたく、取り上げたわけであります。

ことしの３月の定例議会、予算議会に、私たちは５９年度予算に対する修正案を提出しましたが、その内容の１つに、この無届け浄化槽に対する清掃費の助成というものがございました。許可を受けている家庭浄化槽が9,０００基、これに対しては市が清掃費の補助を行っているわけでありますが、これと同様の取り扱いを、無届けのものについてもやってもらいたいということで、清掃部の調査ではっきりしました7,１３０基に対して、届け出の、いわゆる許可のものと同じように、１基当たり5,４００円の補助を求めたものでございました。

しかし、残念ながら清流の復活に反対をする共産党や社会党の多数の力によりまして、無届け浄化槽に対する清掃費の軽減措置は必要ないということになってしまいまして、予算の修正案は否決をされてしまったわけであります。

しかしながら、すでに三多摩２６市の中で１１市というふうに、先日議会でお話が出ておりましたが、正確には１０市だそうでございますが、この無届け浄化槽に対する清掃費の軽減措置を、何らかの方法で実施をしております。日野市のこの議会でも、多少過去議論があったわけでありますが、公共水域の水質の向上を図っていく上で、１つの有効な方法として、その実現をお願いをしたいと願うものであります。

時間があれですので、質問をいたします。

家庭浄化槽の届け出は、法律によって義務づけられておりますから、無届けのものというのは、形式的には違法ということになるわけですが、なぜこのように多くの無届け浄化槽が発生したか、考えられる原因というものは何かを、まず教えていただきたいと思います。（「市役所で受け付けないんだよ」と呼ぶ者あり）

２番目に、２６市の中で１０市ほどがすでに実施をしているということで、無届け浄化槽に対する清掃費の助成を行っているわけでありますが、その他市の助成の内容について、簡単で結構ですから、どのような助成を行っているのか、日野市も参考にすべきだと思いますので、教えていただきたいと思います。

３番目、これが最後のこの件に関する質問でございますが、市長、これは清掃部でも結構なんですが、この無届け浄化構の取り扱いについては、清掃費軽減を今後講じていきたいというお考えをお持ちなのかどうか、この点について質問をいたします。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　それでは、お答えいたします。

まず、浄化槽の清掃の実施については、法律の目的も、浄化槽の維持管理の必要から、届け出の義務を課しているものでございます。特に、浄化槽から放流されます水質の安定化を図るために、それで環境の保全を確立すべきということの、法律の趣旨でございます。

その趣旨で、第１問の、どうして無届けになったか、要するに原因ということでございます。５６年６月１日以前の槽と、それから６月１日以後の槽とに法律改正がなされまして、その以

前のものは届け出の受け付けがなされないというふうな、法律が改正されました。

そこで、第２問のものに関連をいたしますけれども、都下の１０市では、無届けの軽減の対象を行っております。それは、東京都の標準料金の金額のものもありますし、それから定額3,０００円程度の金額の助成の軽減もございます。

第３問の、日野市においては、この軽減の助成を今後行っていくかどうかということでございます。そういうことでございますので、われわれ担当者としても、浄化槽の維持管理の徹底を図る上から、６０年実施を、無届けの浄化槽に対しても、清掃費の一部助成をぜひ実現するように考えております。また、それに向けて努力をしている次第でございます。

ただ、先ほど言いましたように、届け出という法の趣旨を尊重する上から、無届けの浄化槽に対しては、現行の軽減の標準料金表の市負担分の２分の１を助成する考えでいます。

以上でございます。（「無届けの発生原因をお聞きしたんですけれども」と呼ぶ者あり）

無届けの発生原因というんで、先ほど言いましたけれども、５６年の６月１日以前の建築基準法の場合には、それ以前の槽について対象になっておりましたけれども、６５年の６月１日以後、その浄化槽は（「６５年て何だ」と呼ぶ者あり）失礼しました。５６年でございます。56年の６月１日以降は、その槽は対象外となりました。そこで、やはりその槽を実際にお使いの方は、それ以後対象から外れたと。

それから、あと、特に建て売り住宅等の場合には、建築主の人が別でございます。そういうことで、入居されてきている場合には、なかなか届け出を実際にされていたかどうか、それをわからなくて入居してくる方が多いということもございます。そういうことで、清掃部としては、これからも広報、それから市独自のパンフレットをつくりまして、それのＰＲに努めていきたいと思います。原因は、以上の大体ケースでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭男）　今、清掃部長の方から、来年度を目途に実施をしていきたいというお話がありましたので、これはぜひ、とにかく下水道元年が来年なんですから、当分まだ下水道の普及ということは期待できないわけですので、こうした有効な次善の策を徹底しておやりをいただきたいと思うわけであります。

今、日野市の中には、家庭の浄化槽が１万6,１３０基あるということで、そのうちの7,100基が無届けということで、やはり清掃しませんと、浄化槽というのは汚水をそのまま公共水域

に流してしまうわけですから、助成ということを、本来であればもっと早く水流行政ということを掲げているわけですから、こうした施策を積極的にお取りになるべきではなかったかなと思いますが、来年度からの実施を期待をして、お願いをしたいと思います。

しかしながら、今負担をしている届け出のものの半分だということのようですが、とすれば、トータルすれば半分の半分ですから４分の１になってしまうわけですので、できれば届け出のものと同様に扱うのがいいのではないかと思いますが、それはいろいろ政策の細かい選択の問題にもなろうかと思います。

私は、ここでひとつ市長にお聞きしたいのは、この無届けというと非常に言葉は悪いんですが、しかし、今清掃部長もお話になりましたように、建て売りを買った方というのは、特段違法なことをやろうと思って法の目をくぐったとか、そういうことは何もないわけです。

また、設置しようと思っても、放流許可が得られなければ、たとえ浄化槽の届け出をしようと思ってもできないというようなことで、こうした善意の人たちがほとんどであろうと思います。ですから、市長は以前に、なにか違法のものであるから、ペナルティーを科すんだというようなことをおっしゃったと私は記憶しておりますが、市長が市民に対してそうした、確かに形式的には違法の形を取っているにしろ、故意にやった方は別にしても、ほとんどの方はそうでないと思います。そういう人たちに清流行政を進める立場にある市長が、ペナルティーを科すんだ、罰してやるんだというような立場で、この問題はお考えになっているというのは、非常に私はおかしいと思います。私がこの、事務当局では詰めておられるようですが、この問題について、その真意をここで、ペナルティーということの意味を教えていただきたいと思います。

また、これは私の意見のようにもなるんですが、今は小学生、幼稚園児でもそうでございますが、誕生会なんかよくやります。子供同士のいろいろ集まりがあるんですが、くみ取り式のトイレのところには子供が行かないといったりしたような、そういうことが学校で現に取り上げられて問題になったということも聞きました。

つまり、家庭浄化槽から公共下水道の敷設の地域の人は、浄化槽等で放流するわけですから、水洗にしているわけですけれど、まだ日野市内には9,１４６基のくみ取りがあって、１万1,600世帯の方がくみ取りに頼っておられる。大体３万4,０００人の人がくみ取りに頼っているという現状ですので、とにかく一生懸命公共水域を守るんだ、清流を取り戻すんだという気持ちが

あるならば、こうした事業を進めて、積極的に取り組んでもらって、生活レベルの地域の格差がなくなるように、心をしていただきたいと思うわけであります。

市長に、そのペナルティーの意味を、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　無届け浄化槽に対してペナルティーを科すというふうなことを、発言をしたことはないように思っております。

ただ、適法に届け出をなさる方と、それから不注意にせよ、届け出のされていないのと全く同じに扱うということは、あたかも奨励をすることになりかねませんので、そういう差はつけなきゃならない、こういう真意であります。

したがいまして、若干の負担軽減措置に対しても、基をつけることによって、むしろ届け出をした方が有利だというふうに理解をされる、そういう施策をやりたい、こういう考えであります。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長の方からも、取り組む姿勢を今示していただきましたので、とにかく日野の貴重な財産である清流を取り戻すということで、この無届け浄化槽の清掃費助成が、来年度から実現をするように重ねてお願いをして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の２、無届設置の浄化槽に対する清掃費の助成を実現せよに関する質問を終わります。

２０の１、市民憲章・老人憲章の啓発と推進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（中山基昭君）　最初に、２つの憲章の意味と、あるいはその思いを新たにする意味も含めて、前段で少し申し上げてみたいと思います。

御承知のように、戦後新しい憲法が施行をされ、国の最高の法規として国民の主権、基本的人継、平和主義など、その基本がうたわれております。

また、これに即応しまして、大変画期的だとも言われておりますところの地方公共団体、地方自治におきます基本理念もあわせて記されております。その理念は、国の主権が国民にあると同じように、地方自治における主権も、またその地方、地域の住民にあるとしております。

そして、その施行から３０数年、４０年近くが経過をしようとするわけでありますが、この間を振り返りますと、前半における経済の目覚ましい発展、成長と、４８年のオイルショックを契機にする低成長、安定成長へと変遷をする中で、地域社会における著しい変貌と、人々の意識や価値感の多様化、さらには環境問題など、地域住民からの身近な行政に対する期待の高度化、多面化など、地方自治体の行政を取り巻く状況も、大きく移り変わってきております。今こそ、真に豊かな、健全な地域社会、健康な市民生活は何かが、改めて問い直されてきているときではないか、というふうに思います。

このように、地方公共団体におけるその自治権の根拠を憲法に置くことになるわけでございますが、地方自治とか、あるいは行政というと何か大変取りつきにくい響きにもなりますが、言いかえれば、市民の毎日の生活そのものであり、その意義を私なりに集約をいたしますと、住民への参加の提供、地域ニーズに対応しての行政の推進、活力ある地域社会の形成などにあることを、まず１つ強調しておきたいというふうに思います。

こうした中で、私どもは自信と責任を持って議決をし、制定をしております市民憲章、老人憲章、さらには第二次の基本構想等がございます。これらは、いずれも健全な地域社会の創造と発展、健康な市民生活を守り、向上を図るためのものであります。そして、日野市づくりの指針、全市民の規範として、市民生活とその期待から、決して遊離のすることのないように、市政、行財政の運営など、そのすべての基本、基調をなすものでなくてはならないというふうに思います。

私は、こうした観点から、２つの憲章における課題と指進について、質問と指摘をし、さらにはその努力をひとつ要請をしてまいりたいというふうに思います。

最初に、市民憲章についてでございますが、この市民憲章は、市制の２０周年等を記念し、昨年から制定をされたわけでありますが、大変歴史の１ページを飾るものとして、意義深いものがあるんじゃないかというふうに思います。その内容を改めて紹介をしてみたいと思いますけれども、それぞれ御承知のように、５つの項目があるわけですけれども、大変立派な内容になっております。

１つは、元気に働き、生き生きとして心豊かな町をつくりましょう。

２つ目は、手をつなぎ、ともに健康で明るい町をつくりましょう。

３つ目は、自然を守り、緑と清流と太陽の美しい町をつくりましょう。

4つ目は、人を大切にし、弱い人にも子供にも思いやりのある町をつくりましょう。

最後ですけれども、文化を培い、潤いのある平和な町をつくりましょう。

以上でございますけれども、これらは大変現在社会にふさわしい、地域共同体の創造、あるいは市民生活を基盤にした全市民の共通の目標として、地方自治の成熟と発展を図るものじゃないかというふうに思います。

そのためには、まずこの憲章について、全市民が理解と関心を深め合う、こういうことがまず前提になって、初めて意識の高揚、こういうことにつながってくるんではないかというふうに思います。私も、実はいつも市庁舎前の記念塔を見ながら、あるいはいろいろの場所に掲示等を見ながら感ずるわけですけれども、これでは憲章が泣いていないか、あるいはこれでいいか、というふうなことを強く感じるわけでございます。

したがって、そうした観点から、これまでどのように啓発、普及等に努力されてきたか、あるいはされているか。また、集会や、あるいは学習、教育、こういうふうな場でこの憲章がどのように出されたかということを、まずひとつお聞きをしてまいりたいと思います。

次に、老人憲章に入りたいと思いますけれども、この憲章の前段におきまして、日野市民は進んで老人を理解し、老人の生きがいある日常生活を保障するために、次のとおり老人憲章を定めるとし、これも5つの項目が設けられております。

特に、急速、急激と申しますか、こういう中での高齢化社会への移行が言われております。老人、あるいは高齢者が安心をして健康な日常生活を営むことのできるように、保健、住宅、労働、医療、学習など、生活全般にわたり総合的な対策と対応が必要とされるときではないかというふうに思います。こうした観点からも、この憲章は、時代を先取りしての、他市にも余り例を見ない、立派な、誇りの持てる憲章じゃないかというふうに思います。

すでに私も数回にわたり、高齢者施策の体系的な充実、こういう観点からいろいろと要請をしてきておりますけれども、さきの福島議員の、大変研さんをされた武蔵野方式の提唱等もあり、あるいは多くの議員さん等からも、その努力が指摘をされてきております。しかし、この憲章と施策の連動、こういう面からは、残念ながらその推進、あるいは実践への努力がやや不足をするんじゃないかというふうな感を強くしておるところでございます。

具体的なお伺いしたい点は、1つは、保健医療などの、特に高齢者、老人という面から、個別的なニーズ、対応が大変必要になってくるんじゃないかと思います。したがって、そうした

点の基盤を整備する、あるいは今後ますますそうした需要が増大される、こういう中で、安心をして、幅広い、質の高い健康づくり、あるいは適切な医療、こういうふうな施策の充実が大変必要じゃないかというふうに思います。

そのためにも、社会福祉の補完、あるいは自助、活力への助成、こういうふうな観点から、やはり武蔵野方式といわれるような、有償等によるサービス事業の導入、あるいは貸付資金等の設立、こういう問題についても、積極的な検討、研究が、やはり当面大きな課題になっているんじゃないかというふうに思います。

そうした中で、心身障害者あるいは痴呆性老人など、在宅における介護、介助等について、サービスの拡充を図るんだ、こういうふうな対応をぜひお願いをしたいということでございます。

2つ目は、ボランティア活動の育成と推進でございます。これも老人憲章にも示されておりますように、老人、高齢者の健康と生きがいある日常生活をするためには、国や都の制度や施策に先行をして、身近な行政における地域政策としての充実推進が諮られなくてはならないというふうに思います。こうした点からも、市民相互の社会的な連帯を強め、あるいは深めて、自発的な協力による地域ケアの体制と、機能の整備、こういうふうな問題が大変重要ではないかというふうに思います。

こうした面からも、日野市の社会福祉協議会の活動等にも、私は大きな期待を寄せるわけでございますが、ボランティア事業、あるいは福祉推進協議会制度等については、どうも、ややもすると受け身の、町の、ひ弱な体制といいますか、こういうふうな形になっているんじゃないかと思います。もっともっと、本当に必要とする市民の中に飛び込めるような体制づくり、あるいは機能を強める、こういうことが行政としても、積極的な育成への必要なときじゃないかというふうなことで、この点についてのお伺いをしてまいりたいと思います。

最後になりますが、高齢者対策協議会の充実と活用についてでございます。

私は、この対策協議会の活動にいろいろ注目をし、あるいは深い関心を寄せているわけでございますが、まだ設立が57年の年末ということで、日が浅いという面もありますから、必ずしもこの活動を、今の時点で評価をすることは、困難な面もあろうかというふうに思います。しかし、その目的は、高齢者の保健、生きがいづくり等について、適切な行政施策にするためのものであるということでございます。

したがって、生活全般にわたり、包括的な対応と対策が協議、あるいは討議をされる、こういう場にしてほしいということでございます。そして、健康と潤いのある環境づくりへの施策の充実をしていくんだ、こういうふうな対策協議会にしてほしい。そのためには、この協議会の機能を高め、より専門的な討議等を深める中で、協議会と施策の連動、あるいは専門的な分野のテーマごとの分化会、専門部会、こういうのを設けて、その討議を深めることが必要じゃないか、こういうふうな感じもしておるところでございます。

以上、それぞれ市民憲章、あるいは老人憲章等について、まずお伺いしてまいりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、１点目の市民憲章につきまして、今までどのような啓発と普及をしてきたかということについて、お答えをいたします。

今も中山議員さんのお話の中にございましたけれども、市役所の玄関前に、市民憲章のいわゆる全文、５カ条をブロンズに刻みまして、モニュメントといいますか、石碑として設置をいたしてございます。

２番目には、市民が集まるところの集会施設等を中心にいたしまして、額に入れまして、その掲示をいたしております。

それから、広報ひのでございますけれども、この関係につきましては、昨年、いわゆる広報のファイルを市民の方にお配りをしたわけでございます。このファイルの中に、市歌、老人憲章等を印刷いたしまして、全世帯に配布をいたしました。

それから、パンフレットでございますけれども、緑のしおりということで、この内容につきましても、市民憲章、老人憲章、市歌、平和都市宣言、こういったものを印刷いたしまして、市の公式な行事を通じまして、市民に配布をしているというものでございます。

５番目といたしまして、広報の１月号でございますけれども、広報のタイトルの左側でございますけれども、やはり市民憲章をそこに書きまして、市民に啓発をしているというものでございます。

さらには、最後でございますけれども ― 広報につきましては、毎月１日号に掲示しているというものでございます。

さらには、市の封筒にも、緑と清流を取り戻そうということと、それから日野市市民憲章ということで、５カ条を記載いたしまして、啓発、普及に努めている状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　市民憲章につきまして、教育の活動の場で、どのような形で生かされておるかという御質問をいただきました。

一応５８年の１月１日に市民憲章が制定されたわけでございますので、この市民憲章につきましても、児童生徒によく理解してもらうという必要性を痛感いたしまして、市民憲章につきましては、各公立幼稚園、あるいは小学校、中学校の方に配布をいたしております。各幼稚園、小中学校ともに市民憲章につきましては、先ほど企画財政部長が申しておりましたとおり、額に入れまして、玄関、廊下、あるいは職員室、校長室、こういうところに掲げておるわけでございます。

また、教職員の職員会議とか、あるいは父母の会議等がございますけれども、そういった中で校長先生、あるいはまた担任の先生などが市民憲章につきましてのお話をしながら、これに対しましての趣旨の徹底、並びにその普及の徹底を図っているというのが現状でございます。

特に市民憲章の中の条項の中に、地域の文化、自然を愛するというふうな項目がございますけれども、特に学校教育目標の中で、地域との連帯を深める、自然を愛する、そういうふうな教育目標もございますので、市民憲章と合致するものが多々ございます。そういった意味におきまして、今後ともいろいろと教科活動、道徳教育、あるいは特別教育活動の中で、この趣旨の普及と徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、老人憲章についての御質問にお答えをしたいと思います。

老人憲章につきましては、それぞれの老人クラブ、あるいは機会のあるごとに、この老人憲章の言葉を引用する話を、私どももしております。各老人クラブにおきましては、老人憲章の趣旨に沿った話し合い、あるいはこれについてのお話がたびたび出るということは、かなり普及しているというぐあいに考えております。

市が進んでやる、あるいは市民が進んで老人憲章に定められた精神を理解するか、こういう

ことがすべての老人の幸せにつながる。また、このような定められた施策を推進するということが必要なことだと考えておる次第でございます。

保健医療等の事業につきましては、生活環境部とも分担しながら、それぞれ健康相談、あるいは健康教育、あるいは健康診査等を実施し、さらに寝たきり老人の訪問看護事業を、社会課を中心に進めているところでございます。

また、今後とも医師会とも協力をしながら、老人の健康の保持のためには、ホーム・ドクター等の活用も十分にしていくということも必要かと考えている次第でございます。

また、ゲートボールの推進、普及、またゲートボールを老人クラブ自身の手で、老人自身の手で推進する力をつけていただくということも考えておりますし、また、老人農園も進めているところでございます。今後とも、健康はすべての基本でございますので、健康と医療については、十分に施策の中心に据えて進めていきたいというぐあいに考えているところでございます。

また、２番目のボランティア活動の育成と推進でございますけれども、現在、市のボランティア活動は、御指摘のように、日野市の社会福祉協議会が分担しておるところでございます。今後ともボランティア活動を活発にさせるということは、ますます地域福祉のニーズに沿っていくということでは、非常に重要な問題であろうというぐあいに考えて、たびたび社教の職員等との話し合いを進めているところでございます。今後ともボランティア協会の活発化を進めながら、福祉の増進に努めていきたいというぐあいに考えておるところでございます。育成のためには、研修等を実施し、ボランティアの育成に努めていきたい。

また、難病事業とも十分に絡み合う問題でもございますので、この辺のところとも関連を持たせながら進めていくということも大切なことだと思っております。ボランティアそのものの、ボランティアの方々は、それぞれ身障、あるいは老人、寝たきり老人の訪問、友愛訪問という形で、個別なニーズに沿って、自分のニーズに沿って活動しておられますので、広くボランティアの発掘、あるいは育成が大切だということで、考えております。

また、高齢者対策協議会の充実と活用をということでございますが、高齢者対策協議会は、５８年５月に発足して以来、現在まで５回の会議を実施しております。今後とも急速に進行いたしております高齢化社会に向けてのいろいろな御意見を、この会議で委員の皆さんからいただくということを考えております。

昨年、議会の御賛同を得て増額いたしました健康管理手当、また寝たきり老人看護手当も、この対策協議会で審議していただいたものでございます。今後とも対策協議会で、日野市の老人福祉についての建設的な御意見をいただきながら、高齢者社会に向けての福祉の推進に努めていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは、市民憲章について、２、３点だけお伺いしたいと思います。これ、特にこれからの課題といいますか、あるいは職員なりの提唱も含めて、ひとつお伺いしておきたいということでございます。

まず１つは、先ほど教育次長の方からも、若干同様な感覚での御答弁かなという感じはしておるわけですけれども、小学校、中学校の社会科の副読本、これはきょうも午前中ございました、「私の日野」「伸びゆく日野」といいますか、こういうものの中に、それぞれ生徒児童に見合うような、解説を含めた内容を織り込んでいく、挿入していくと。それによって、市民憲章のより一層の効果的な普及等ができるんじゃないかというふうに思いますけれど、この点をひとつお聞きをしたいということです。

さらに、視覚という面からも普及を考えるというふうに、第５つの項目を、その全部並べるというと大変見にくいし、なかなかぴんとこない、こういう部分が多分にあるんじゃないかと思います。したがって、それぞれの場所、あるいは施設、こういうところに適応した内容のものを抜粋をして表示をする、それで視覚に訴える、こういう努力もなされていいんじゃないかという感じをしております。

たとえば、１例を申し上げますと、自然を守り、緑と清流、太陽の美しい町をつくりましょう。これは川辺とか、あるいは緑地帯とか、こういうふうなところに表示をして、視覚に訴える、こういう工夫もぜひすることが必要だろうということを、まず指摘をしておきたいと思います。

さらに、先ほど企画財政部長の方からもお話がありましたけれども、立派な緑のしおり、これは市民憲章、老人憲章、あるいは平和都市宣言、市歌、いろいろ網羅をされているわけですけれども、これはいろいろ市の行事等の集会では対応されてきました。今までされております。しかし、参加する人は、ごく対象が、大体限定される、あるいは決まりつつあるということで、もらう人は５枚も１０枚ももらうけれども、もらわない人は全然わからぬよと、こういうふう

なことになっていないかなという感じもするわけです。

したがって、緑のしおりをもっともっと幅広く活用する、こういう面から、集会施設等に常備をし、希望者はいつでも持ち帰れるというくらいの対応をされてもいいんじゃないか、こういうふうなことについても、ぜひ積極的なお考えをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第１点目の、社会科副読本への市民憲章の取り入れの問題、この件について、お答え申し上げます。

現在、日野市の小中学校、この中で学校要覧とか、あるいは教育委員会で教育要覧とか、そういうものを作成している時点の中で、すでに日野市歌とあわせて市民憲章を取り上げている、こういう学校もございますけれど、全体の児童生徒という形にいっておりませんので、ちようど現在、６０年度使用の副読本、これについて教育委員会並びに各学校の代表者で、６０年度使用の副読本について、いろいろ検討をしながら編集会議を進めているさ中でございますので、今の提言等につきましても、どういう形で児童生徒に理解をさせていくか、という問題を含めながら取り上げていくように、さらに努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

２点目につきましては、各施設、それからその地域も含めてだと思いますけれども、そこに見合った市民憲章の文言を提示したらどうかということでございます。できるだけ実現するよう、検討してみたいというふうに考えております。

なお、３点目の緑のしおりでございますけれども、今申し上げましたしおりは、かなり大きいものでございます。少しフォーム等を変えまして、議員さんの言いました趣旨に沿うような形で努力をしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは、２つの憲章について、最後に市長の見解も含めながら、お聞きをしたいわけですけれども……。

１つは、さきの１１月２２日です、この新聞記事等の中の、小平市、あるいは稲城市等では、市民憲章の推進協議会を設けて、広く普及に努力をされている、あるいは浸透しておる、こういうふうな内容の記事がございました。

私も早速小平市等の状況を調べさせていただいたわけですけれども、この中では、かなり積極的な年間の市の予算等も計上しながら取り組みをされているということと、さらには大変感心をしたのは、「小平市民憲章ニュース」、こういう立派なニュースが発行されております。発行は、小平市生活環境部市民生活課と、こういう発行事務局になっておりますけれども、これは恐らく担当の部署だと思いますけれども、こうした点についても、やはり努力をすることが必要じゃないかという感じもしておるわけですけれども、この点は市長のお考え等も、この際ひとつお伺いしておきたいということです。

さらにもう１つは、先ほど福祉部長も、積極的な取り組みをしていくんだ、というふうなお話もございましたけれども、ぜひそういう前向きな努力をお願いしたいと思います。

特にその中でお聞きをしたいのは、９月の定例会、あるいは今定例会の行政報告等の中で、年度内設立をめどにした福祉事業団、この設立が言われておるわけですけれども、また、その活動にも期待をしておるところでもあります。

しかし、定款や、あるいは事業計画、こういうものを見ますと、施設の運営管理だけが委託事業としてやっていくんだ、こういうふうな内容じゃないかと思います。したがって、いろいろ先ほど、特に老人憲章にかかわる施策の充実、促進について指摘をしましたけれども、そうした個別ニーズへの対応という面では、この事業団等をもっとただ単に施設の運営管理ということだけでなくて、福祉事業全体についても対応できるような形の事業団への発展させることが大事じゃないか、というふうな感じもしておるわけですけれども、この辺のひとつ御見解もあわせてお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　一昨年になるわけでありますが、市制２０周年を期して、市民憲章、あるいは日野市歌、あるいは市の鳥などというものを制定したいということに取り組みました。そして、多くの市民の方々の御意見の集約として、立派な憲章がつくられたというふうに思っております。

いいことということは、一方には当たり前なこととも言えるわけでありまして、情報の非常に多い社会において、毎日お題目として読み上げるというようなことには、なかなかなりにくいわけでありまして、心の中にどのように定着するかということこそ大切ではないかと思っております。

また、われわれの行政の分野といたしましては、いろいろな政策、施策の原点、政策綱領の源として、絶えず意識の中に鮮明に置かなければならない、このように日常われわれみずから、また市民にもよく意識の高揚を図っておる、こういう状況でございます。目に多く触れることが、また一方に意識に植えつけられる、こういうことも当然あり得ることでありますので、今いろいろと御提言をいただきました、それらの扱い方をなお検討させていただきたい、このように思います。

特に、他市の例を引かれまして、市民憲章推進協議会、これが隣の多摩市で発足をしたと。伺いますと、小平でも言われているようでありますが、また、そういう観点からの市民参加による意見の集約をし、そのことをまたＰＲを行って、そうして市民の方々に新鮮な情報を絶えずお伝えをするということも、大変有意義かと思っております。

ようやく地域社会にも、自治の経済成長期、あるいは市民はいっときの通過をする方である、というような時代は終わりました。定住意識が生まれ、そうして自分たちのふるさととして町を認識し、より参加をしてつくり上げていこう、こういう時期になっておりますので、われわれの考えでは、こういう意識こそ最も大切にする自治体の、いわゆる自治の源であり、また、行政はそのためにあらゆる施策を開発して提供すべきである、こう考えております。

個々の事業、それぞれの施策となりますと、今度そこから、源から流れて出て、木となり、幹となり、あるいは枝となる、こういう関係になるわけでありますので、その一番元の精神をしっかりと定着させる。そして、より見事な繁栄の姿をつくり出すということが願いであることは、申すまでもありません。高齢者対策協議会、あるいは福祉事業団、これらもなるべく御意見を聞きたいという手段と、あるいはより行政が具体的に発展、定着できる方法を模索する、そういう意味合いも持つわけであります。

御指摘のことを十分慎重に、尊重いたしまして、そうしてやはり何と言いましても、多い市民の方々の目が、町づくり、あるいは自分たちの地元の生活に向くという、こういう状態をつくり出す。そうして行政にも参加し、あるいは市民活動にも進んで参加をされ、いい自分たち

の町をつくる、こういう意識の発展のために、何と言いましても市民参加が重要だ、こういうふうに考えておりますので、またいろいろな御指導もお願いをしたい、このように感じた次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２０の１、市民憲章・老人憲章の啓発と推進についてに関する質問を終わります。

２０の２、第二次基本構想の実践に向けてについての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○２４番（中山基昭君）　前段は、２つの憲章と同様な観点からの質問になりますので、早速、ひとつ本題に触れてまいりたいというふうに思います。

すでに、昨年の６月定例会におきましても、第二次の基本構想について、特に都市生活施設、あるいは家庭生活と経済、生産活動が調和する都市づくりへの努力を、具体的に要請をしてきております。したがいまして、きょうはそうしたフォロー等も含めて、再度お聞きをしていきたい、あるいはお願いしていきたい、こういうふうなことでございます。

特に、今までもいろいろ指摘や、あるいは質疑がございましたように、大変いろいろな資料がたくさんございます。たとえば、立派な基本計画資料、あるいは行政調査会からの研究された課題の提言、あるいは住民意識調査、こういうものがたくさんございます。

しかし、その活用という面では、大変不足をしておるんじゃないかというふうな感じを、強く持っておるわけでございます。ぜひそうした面からは、第二次基本構想、これに基づいた日野市づくりということをまず土台にし、ベースにしていかなければいけないんじゃないかというふうな感じをしております。

御承知のように、この基本構想は、昭和６８年を目標年次に、５本の柱ができておるわけでございます。これは、生きるよろこびをつくり出す健康と福祉の町、豊かな人間性を育てる教育と文化の町、自然と調和をする安全快適な町、活気ある産業と豊かな商業の町、参加と連帯でつくる市民自治の町、等が基調になっておるわけです。大変立派な内容でもあり、また、表現を持つものじゃないかというふうに思います。こうした面からも、それぞれ多くの市民からも共感、共鳴を得ながら、さらには期待が寄せられておるというふうに、私は感じております。

あわせて、この基本構想は、地方自治法にも規制をされておりますところの、自治体の行政における当然の責務、こういうふうなことも言える内容でございます。そして、この構想の終

章においても、目標年次に向かって市民の命と暮らしを何よりも大切に、豊かな生活環境を創造するため、長期的な基本計画、中期的における実施計画、こういうふうなものの確立を図りながら、構想の実現と推進を図るんだということが言われております。

残念ながら、これまで単年度ごとには市長からの施政方針、あるいは予算の審議、あるいはまた個別の事業計画、たとえば公共下水道計画、あるいは緑のマスタープラン、浅川の利用計画、土地区画整理事業、仲田緑地の基本設計など、またそれぞれのそのほかの諸施設等の計画については、その都度いろいろ指摘や、あるいは考え方が表明をされるわけですけれども、なかなか系統的に基本構想に基づく日野市づくりが、長期的にどうなんだというような点になると、ややぼけてくる、こういうふうなことだろうと思います。

したがって、その辺を少し整理をしながら、やはりそれぞれの事業や、あるいは施策が、基本構想に基づく、あるいは目標年次等を１つの標準にした、整合的な、総合的な計画、こういうことが、今重要なときだというふうに受けとめております。

市長も、前回のときも、ローリング・システムの活用というふうなことも言われておりますが、これも１つの立派な手法だと思います。しかし、それではまず土台になる基本構想とローリングとの関係がどうなんだというふうなことになりますと、私はやはり基本構想に基づく長期計画、さらにはそれに基づく実施計画等の中でのローリング手法、こういうものが活用されてしかるべきだろう、というふうに感じております。この辺が少しちぐはぐといいますか、弱点といいますか、こういうふうな感じを強く感じております。したがって、この辺もあわせてお聞きをしたいと。

たとえば、先ほど申し上げましたそれぞれの個別計画と基本構想との関係を、幾つか具体的に申し上げますと、先ほどもお話がありました仲田運動公園の問題があります。これは都市整備部長の方から、７５年の人口想定で２１万1,０００人だと。基本構想は、６８年で１７万から１８万だと。こういうふうなことです。もっともっと運動公園の方の構想の方が遠大といいますか、先に展望した公園づくりということになるわけです。

下水道等についても、７０年、こういう計画です。それらを、いま少し基本構想を、先ほど申し上げました、ベースにした総合長期計画、こういうふうな形の中で、やはり行政の運営、推進が図られるべきだろう、こういう感じでございます。この辺について、ぜひ、まずお考えをお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から、仲田、あるいは下水道計画の人口想定の点につきまして、お答えを申し上げます。

私の方が、現在、施設計画といたしまして、町をつくっていく大型の人口想定を行っておるわけでございますが、これによりますと、２１万1,０００人を目標に都市の整備を行っているということで、すべて施設計画においては、２１万1,０００人を使っておるわけでございます。この２１万1,０００人は、日野市における今後の土地利用の計画、あるいは従来からの人口の伸び等を想定いたしまして、飽和人口として２１万1,０００人を設定したものでございます。

したがいまして、下水道計画、これは目標年次は一応７０年になっておりますが、７０年度の整備の目標の時点では、２１万1,０００人を目途に、施設の整備を行っているということでございます。したがいまして、それら以外の施設の整備計画、当然、公園あるいはそれ以外の施設等についても、この２１万1,０００人が基礎になってくるものでございます。

それと、東京都におきましても、流域別下水道整備総合計画、あるいは日野市の市街化区域、及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針、これは東京都の都市計画局が設定してございますが、同じく２１万1,０００人の人口で整備を行うという方針を打ち立てておるわけでございます。したがいまして、今後施設の整備計画人口としては、この２１万1,０００人がもとになるということでございます。この２１万1,０００人を大幅に修正しなければならない理由が生じた場合には、直ちに東京都の方の計画人口、それと日野市の方の計画人口もすべて新たな設定に基づきまして、改定を行っていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

ただいま基本構想を初めとする計画についてのお話がございましたけれども、この基本計画については、一応私どもこういう理解を、今しております。

まず、市の上位計画といたしまして、基本構想がある。その下に、いわゆるおよそ１０カ年を見通した中の基本計画を策定をする。さらに、その１０カ年基本計画を実施する上の３カ年ぐらいの実施計画を持つ。この実施計画については、毎年ローリングを行うということでございます。

現在、私どもが、基本構想はもちろんございますけれども、通常言われております基本計画、実施計画はないわけでございます。ことしの３月の議会、一般質問でも基本計画、実施計画の策定の御指摘を受けたわけでございます。いろいろ本年度やってきましたけれども、やはり実施計画だけではどうもうまく進まない、基本構想を踏まえ、基本計画づくり、実施計画をつくらないと、どうも形として固まらないというが、実情でございます。

各市の、今状況等を調査しているわけでございますけれども、多摩地域でも２０の市におきまして、条例、あるいは規則で基本計画の策定の根拠を持っております。それで、１年ないし２年をかけて策定をすると。まず１回できますと、次の改定というのは、比較的スムースにいくわけでございますけれども、日野市の場合には、何分にも基本的総合計画をつくった以降、そのようなものを総合的にまとめておりませんので、少し時間をかけて、足腰を強くした中で、どうも着手しなければいけないんではないかなということで、現在、スタートから今検討し直しているというのが、状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは、これも市長にお伺いしておきたいんですけれども、市長も前回の、昨年の６月に、やはり同様な私の方から指摘、あるいは質問をしたときに、作業の上で多くの困難もあるけれども、ぜひひとつマスタープラン、あるいは青写真の策定への努力をしていきたい、こういうふうなお話もございました。したがって、その辺の努力を、再度お願いをするとともに、やはりこのことが広く市民に、「これからの日野市づくりは、方向はこうなんだよ」、あるいは「こういう日野市づくりをするんだよ」ということが、参加と協力への源泉になるので、こういうことをひとつ強く申し上げながら、市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の過去の発展の経過の中で、エポックを画しましたのが、３０年代から始まって４０年代、そうして５０年の第二次石油ショックあたりで急角度に人口急増が鎮静化をし、ようやく一定の距離を置いて日野市の将来像をレビューするという、そういう可能性が生まれてきたと思っております。

したがいまして、これまで１０年を展望するといいましても、なかなか経済動向のこともありますし、なかなか難しい時期をようやく経たということで、その実績を十分踏まえて、そう

して具体的な大きい網目の計画、また、中型の網目の計画、そして単年度の計画、こういう関係つけをいたしまして、将来を見通すということがやや可能になりましたし、そのことに取り組もうというのが、今部長の方からお答えをしたその内容でございます。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは、最後に市長の答弁、あるいは見解等を踏まえて、ひとつ改めて問題意識を深めることを若干申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

特に先ほど触れましたように、都市需要の広まり、あるいは市民ニーズの多様化、さらには高齢化社会、高度な情報化が言われる中で、大変これからの行政運営の対応、あるいは日野市づくりという面の困難もあろうかと思いますけれども、ぜひ基本となる計画等の確立をまずすることが大事であると思います。

一方では、財政面では、国の概算要求段階でございますけれども、国債のつけ払い等の本格化、あるいは経常費、地方自治体への補助金などの大幅な削減等も言われております。日野市の来年度の予算編成等についても、今までのそれぞれの議員さんからの指摘等の中、あるいは質疑等の中でも、大変厳しいというふうなことも言われております。

しかし、一方、下水道、あるいは道路交通、区画整理事業など、都市基盤整備を重点にした施行、あるいは予算編成等するんだということを言われておるわけですけれども、ぜひこの基本構想に定める市民生活の質的な充実、あるいは潤いのある都市づくりの形成、こういうものに向かって、いろいろ克服すべき隘路や、困難があろうかと思いますけれども、ぜひ年次計画的に、着実に発展をすることへの一層の努力を要請をしまして、質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２０の２、第二次基本構想の実践に向けてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時３３分休憩

午後４時５２分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２１の１、高速道路についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（大柄　保君）　ただいま議長から御指名がありまして、本年度最終の議会の、最終の一般質問ということで、お許しがございましたので、これから２１の１番、高速道路についての質問をさせていただきます。

私は、市内を4.１６キロメートルを通過をする中央自動車高速道路について、去る６月の議会では、この道路の建設に対する当時のいきさつと、開通後の騒音の問題、または沿線に工事不備などにより、降雨時の民地への雨漏りなどの修理、騒音に対する調査など、市を通じて道路公団に申し入れを行ってもらいました。

雨漏りについては、本当に不満足ながら、民地への被害はなくなりましたが、そのかわり国鉄用地、現在は国鉄が駐車場として貸しているところに、今よりひどく落ちるようになりましたが、このことについては、国鉄と公団で話し合い、修理をすると思いますので、ただいまでわが市民であるこの民地の方に、雨漏りが不満足ながらなくなったということに対しまして、市側として今まで公団に種々交渉の経過について、御礼を申し上げたいと思います。大変御苦労さまでございました。

次に、騒音調査でありますが、９月の議会までとお願いをいたし、９月の議会では、高速輸送と国鉄の輸送とを比べて、国鉄に存在する労働組合などについて、皆さんに知ってもらい、サービスなどの点について、国鉄と民間自動車輸送の相違点なども知っていただきました。

さて、調査をお願いをしておきました騒音についてでありますが、９月の議会の報告では満足するものではなかったために、再度、１２月、この議会までにとお願いをいたしておきました結果について、まず第１点としてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

８月の１４、１５の測定結果につきましては、大柄議員さんから日にちの設定が不適当である、そういうことでございまして、１２月にもう一度測定をやり直しました。測定の日時では、１２月３日から１０日まで、７日間を行いました。測定の場所は、日野市大坂上一丁目１２番地でございます。測定の機器は、騒音振動レベル処理機ＳＶ－７２型、リオン製という測定機器を使いました。測定者は、生活環境部公害防災課の職員が行いました。

結論から申し上げますと、今回行いました１２月の測定結果と、それから８月の測定形果を比べてみますと、８月の測定結果よりも低い値が出ております。この測定は、朝、昼、夕、夜と、この４つの時間帯に分けて行いました。朝は６時から８時までございます。今回の測定の結果は、５８ホーンでございます。それから昼間、これは朝の８時から夕方１９時までございますが、この測定結果が５７ホーンでございます。さらに、夕方です、１９時から２３時までの時間帯を言いますが、今回の測定結果、５５ホーンであります。さらに夜、２３時から翌朝６時、午前６時までございますが、この測定値は５０ホーンでございます。

この測定値は、中央値をとらせていただきました。先ほど申し上げましたとおり、８月の測定値よりも低い結果が出た、こういうことがお答えできると思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　ただいま生活環境部長の方から、８月の１５、１６日の結果、それから１２月３日から１週間の結果が発表になりました。本当に、暮れ、みんな忙しいところを１週間もかけて騒音調査をしてもらった、その結果が、今ここに出てきたわけであります。

が、この結果を見ても、当然要請基準よりは下回っております。ただし、われわれが日常生活をしていく環境基準よりは、上回っております。この結果が今わかったわけでありまして、上り線の高架下、下り線の高架下、この騒音については、大変市側の努力によりまして、これだけのデータを出していただきまして、これから先、自治会の中の参考資料にしていきたい、このように考えております。

それから、初めてのことである、ということでありますが、今まで中央高速自動車道路に対しての交通量の調査、これが一遍もやってもらっていなかったものを、今度の調査では、上り下りとも大型車、普通車、これに分けて調査をやっていただいたということは、大変御苦労さ

まと、地元として言わざるを得ないと思います。

あえて生活環境部の公害課の職員の名前は申し上げませんけれども、確かにまじめに、一生懸命おやりになってくれたということを、私はお礼を申し上げます。部に帰りましたらば、生活環境部長の方から、くれぐれもよろしくをお伝えくださいますように、お言づてをしておきます。本当にありがどうございました。

１週間、担当の御苦労を感謝すると同時に、御案内のとおり、高速道路は多摩川を渡って、下田、万願寺、神明、日野本町、大坂上、新町、日野台の二丁目と、東より西に通過をしており、その間には高架部分、あるいはまた盛り土の部分、あるいはまたカットの部分と、日野市内には数々の工法がなされておりまして、日を経るに従って、交通量も多くなるために、公団においては遮音板の取りつけを、工法的にできるところには、現在取りつけていてくれますけれども、高架の部分については、まだ技術的に重い遮音板の取りつけは無理のようであります。

下田、万願寺の高架の部分、日野本町、神明の高架の部分、国鉄中央線をまたぐ高架の部分、新町高加部分、まだ遮音板の取りつけがなく、沿線住民は、要請基準内とはいえ、騒音に明け暮れております。日照の関係など、北側にはあると思いますが、現在の技術の中では、たとえば新幹線高架駅の風防のように、軽くて透明なプラスチック板も取り入れられております。今後、このようなものの取りつけなどできると思い、今後とも市当局としては、公団と折衝してみてもらいたいことを要望しておきます。

最後に、１点として、高速道路、日野を自動車が通過する際に、速度規制等がしてもらえれば、大変地元の住民としては、少なくなる騒音、これらに対して少しでも少なくなるんではないか、このような話も、自治会の役員会等で出ておりますけれども、この点についてどうでしょうか、お伺いをしておきたいと思います。

騒音の規制法では、要請限度が４５から８０ホーンについては、地方自治体の長が公安委員会に求めることができると設定しておりますけれども、環境基準オーバーしただけでは、こういうことについては無理なのかどうか、それをお伺いをしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

速度制限の件についてでございますが、公団側と口頭で問い合わせをいたしました。その結果、現在の毎時８０キロメートルの変更は、現在のところ公団側として考えていない、こういう返事が返ってまいりました。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　いずれにしても、私もちょっと無理なようなお願いかなということで、お尋ねをしたんですけれども、確かに要請基準は、私どもあの高架下、ずうっと下回っておるわけでありますけれども、これら等について、今の御答弁では、公団としてはまあ見込みないというふうに、私も判断をして、地元に持ち帰って話をしてみたいと思います。

とにかく一般道路を含めて、自動車の騒音は、日を追って増加していますことは、最近の新聞にも、夕刊１面に大きく出ておりますけれども、新しい環境庁長官、車の騒音は史上最高である、基準内の１４％、環境庁長官が閣議に対して異例の対策を訴えたというふうに、新聞でも発表をされております。これらにつきまして、日野の市内には、国道２０号線があり、あるいはまた川崎街道、高速道路と、メインの道路が通過をしております。今後、車騒音は現在以上にひどくなると思いますので、沿線に居住する住民の願いとして、今後ともよろしく市は公団に対して折衝をしていっていただくように、要望をしておきたいと思います。

６月の議会でも、資料をもって皆さん方にも、代表者の方にお渡しをし、また市にも資料をお渡しをいたしましたけれども、とにかく全国での高速自動車通過沿線都市ということで、当然日野市もこのメンバーに入っておりまして、市長はもちろんこの会議等にもお出になる、あるいはまた、理事の市であります、ことしも。それですから、議長も出られると思いますので、日野としてこういうふうな、本当に縦断というか、通られて、騒音あるいは排気ガス、その他について市民が迷惑をしているということを、十分に、資料をもちまして中央に対して進言をし、また、これから先の善処方をお願いをしておきたいと思います。

それについて、市長、どんなお考えがあるか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高速道路の通過市の関係で、協議会がございます。これまで、特に八王子側の高い方から路面に沿って、大雨の際は特にひどいわけでありますが、旧市役所のあたりに、もう樋があっても何にも役に立たないような流れ方をしておりまして、あのことをよく主張いたしまして、そして一定の通過市に対する補助金という、そういう制度が、たしか１０カ年計画だと思っておりますけれど、成り立ちました。

それから、御指摘の沿道の住民に対します騒音、あるいは排気ガス、これは被害の度合いに

よってゆるがせにできない状況もあるわけでございますので、地元の御趣旨を十分われわれも反映をさせる、そういう努力をすることによって、解決の努力をしたい、このように考えておりますことをお答えいたします。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　ぜひ、今後とも、市民の代表者である市長、並びに議長、よろしくお願いをいたしておきたいと思います。

それから、先ほど生活環境部長に、生活環境基準はというふうなこともお伺いしませんでしたけれども、私の方に資料がありますので、ちょっと参考までに申し上げておきたいと思います。

朝、５５ホーンであります。昼６０ホーン、夕５５ホーン、夜５０ホーン、これらが生活環境基準でありますので、これらをもとにして私は生活環境基準をオーバーをしているんじゃないんですか、というふうなことを申し上げたということを、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

以上をもって終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の１、高速道路についてに関する質問を終わります。

２１の２、ペット(犬)の飼い方指導についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

○２５番（大柄　保君）　引き続きまして、２１の２番といたしまして、ペット、これは犬でありますけれども、この飼い方の指導についてということを、お伺いをしておきたいと思います。

最近、市内の家庭において、犬をペットとして飼っているところが多くなっております。このことについては、防犯に、あるいはまた、子供の情操教育に、大変私は結構なことだと思っております。

つい先ごろ、初日の市政報告を見ても、１０月現在の市内の畜犬登録数は、１０月現在で4,１９０頭ということが報告をされております。

そこで、現在の日野市内の世帯数は、１１月１日５万3,７４４であります。犬の数が4,１９０頭、いかに家庭において犬をかわいがっているかがわかってくるわけでありますが、しかし、市内にはこの愛玩のペットを快く思っていない市民も、反面いるわけであります。

たとえば、運動のために朝夕の散歩時など、ふんの始末に袋などを持って歩く人は、ほんの数人であります。あとは全然気にもとめず、平気な顔で散歩に連れて歩いている人の方が多いような気がいたします。中には、人けのない畑道などでは、鎖を外して飛び回らせているような人も、間々見受けられます。

市内には、まだ営農従事者として農業を営んでいる方、あるいはまた、老人農園などで作物の収穫に精を出している市民の皆さんもおります。せっかく種をまいて、芽の出る前に犬が畑を飛び回っては、せっかくの苦労も水の泡であります。犬を飼うには、当然動物の保護、管理の法律、または都条例がありますけれども、なかなかこれが守られていないように考えます。

そこで、市としては保健所と連絡をとりながら、行政を進めていると思いますけれども、この点どうなっているのか、１点お伺いをいたします。

次に、第２点としまして、保健所に備えてあるステッカー、これは犬の飼い方とか、ふんの始末とかいろいろ書いてあるものでありますが、これを健康課に備えて、希望の自治会等に配布ができないかどうか、この２点について質問をいたしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

昭和４９年からこの方１０年間にわたりまして、市内で飼われている犬の頭数を見ますと、４９年を１００にした場合に、現在の頭数は、１４５に当たります。５割の増加でございまして、御質問の中に4,２１７頭という数が出てまいりましたけれども、これが現在の市内の犬の頭数でございます。

御質問の中にもございましたように、動物の保護及び管理に関する法律と、東京都動物の保護及び管理に関する条例、この２つの法令によりまして、動物の飼育上、特に愛犬家に基本的義務を課しております。その１つは、犬の登録と予防注射の励行であります。２つ目は、放し飼いの禁止であります。３つ目が、迷惑の防止でございます。

御質問の中にございましたように、放し飼いの禁止、迷惑の防止、この２つに関してはいま１歩という感じがいたしますが、犬の登録と予防注射の励行につきましては、比較的常識化されまして、皆さん守っていただいております。

ペットに関する苦情の受け付けを、公害防災課の方で調べてみましたところ、５７年度、これは犬に限りますけれども、６件ございました。５８年度は、それが４件。５９年度は２件に

減っておりまして、ペットに関して事、犬に関しましては、苦情の受け付けが年々減っている、こういう傾向であるということが申し上げられると思います。

保健所との連絡でございますが、市で行う愛犬家への啓蒙、指導、こういったものは、東京都の動物の保護及び管理に関する条例、この条例の第４条に、区市町村の協力義務がうたわれております。知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、特別区及び市町村に対し必要な協力を求めることができる、こういう市町村の協力の事務がございます。これが根拠になりまして、保健所と緊密な連携をとって、畜犬家、愛犬家への啓蒙、あるいは指導、そういったものに当たっているわけでございます。

実際的には、犬の登録の時期、あるいは春と秋、年２回行われます犬の予防注射、こういった場を利用いたしまして、市独自で条例、あるいは法律の趣旨を印刷したものを用意いたします。さらには、保健所からいただく印刷物などを配布いたしまして、その都度指導に努めておる次第であります。

御質問のステッカーの件につきましても、すでに一部は健康課で取り寄せまして、カウンターの上に置いてございますが、なおまだ種類があるようでございます。その種類をすべていただきまして、カウンターの上に置いておくとか、あるいは自治会からの要請に関しましては、すぐお配りできるような体制に持ってまいりたい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　今、生活環境部長、犬の飼い方というふうなことでの御答弁がありましたわけなんですけれども、とにかく私ども住民としては、本当に犬、かわいいもんです、それが普通に市民の皆さん方がいろいろなマナーを持って飼っていればよいんでありますけれども、なかなかいろいろ連れて歩く中でも、どうしてもかわいい犬、一生懸命に飛び回らせようというふうな気が起こるんですかね、そういうふうなことが見受けられますから、これらの質問をして、今後市としては保健所と密に連絡をとってもらって、指導をしていただきたいということで、質問をいたしたわけでありますけれども、今後ともぜひ広報等で、犬の飼い方についての徹底方をお願いをしておきたいと思います。

私は、３月の用水の改修だとか、６月はマムシのいるような危険個所の調査だとか、あるいは９月の議会には空き缶、空き瓶の対策だとか、あるいは汚泥の肥料の無料化だとか、今度の議会では、犬の、農地に対して放し飼い等で迷惑がかからないようにというふうなこと、これ

も農業委員会の建議の中にもありまして、市長も御存じだと思いますので、ぜひこれらの問題等について、積極的な施策を進めていただきたいことを要望をいたしまして、終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の２、ペット（犬）の飼い方指導についてに関する質問を終わります。

２１の３、区画整理後の道路管理についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

○２５番（大柄　保君）　引き続いて、２１の３番といたしまして、区画整理後の道路管理についてということで、質問をさせていただきたいと思います。

神明上の区画整理が完了して、道路並びに側溝、その他建設部にすでに移管になって、管理をしていると思いますけれども、最近、御案内のとおり、国道２０号線も相当込んでまいりまして、この混雑を避けるために、裏の市道、私道に入ってくる大型車がたくさんあります。

そこで、道路、私道でありますけれども、これらの傷みが大変多くなっており、通過の際の振動などで、沿線の家庭の基礎、または風呂場などに亀裂が入るような事故が、最近多くなっております。これらの苦情が数件私どもの方にも調査を、ぜひ依頼をしてくれないかというふうなお願いがきております。道路建設の際には、完全に工事が済んで、業者より引き継いでいると思いますけれども、日がたってくると、どうしても数々の悪条件にて、道路修理の補修も必要となってくるが、この点について、市はどんなお考えを持っているのか、まずお伺いをしておきたいと思います。

特に被害が多い場所は、大坂上１－１番地先で、神明橋の手前の左側の民家でありますことを、つけ加えさせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、お答え申し上げます。

今、御指摘のございました神明上地区内の道路の路面舗装などの、いわゆる道路改良の御指摘でございますけれども、特に神明上の３号線が、御指摘になったわけでございます。神明橋の西側でございます。この道路につきましては、旧国道からちょっと入ってくる道路になっておりますし、最近は、御指摘のように、国道２０号線が特に上り車線におきまして、朝夕のラッシュで非常に込んでおります。なかんずく日野駅周辺から日野橋まで、いわゆる数珠つなぎの状態にあるわけでございます。

そういう状態の中で、さらには日野の都市計画街路の１・３・２号線、これが一部開通いたし

まして、多摩平方面から神明上地域に入ってくる車の進入という問題も、特に最近目立っておるわけでございます。そういう状況の中で、神明上地区の道路につきましては、いろいろ私どもの方も、区画整理事業が終わった後の、いわゆる道路管理を引き継ぎまして、今日まできているわけでございますけれども、そのほか、道路状況につきましては、当然車の通行によりまして、路面が破損されるというふうなこともありますし、あるいはまた、天候などの関係で、特に今年の１月１９日以降、雪害によりますところの路面の損傷というふうなものもございまして、９月の議会におきましては、補正予算をお願いした経緯もございます。

そういう中で、私どもの方も応急処理、あるいは、どうしても全面改良しなければならないようなところにつきましては、路盤から改良していくような、打ちかえの舗装改良などにも取り組んでおるわけでございます。

そういう意味で、そういう道路につきましては、今後の状況などを十分観察していきながら、必要に応じた改良をいたしていきたい、というふうに思っております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　今、建設部長は、今後改良をというふうな前向きな姿勢がございましたけれども、これらの基礎が壊れたとか、あるいはまた風呂場などの亀裂が入ったというふうな調査をなされておりますかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

それといま１つ、神明上においては、特に坂道の多いところでありますね。それで、通告質問とはちょっと外れますけれど、御勘弁願って、日野市内には程久保だとが南平だとか、あるいは百草だとか、坂道が大変あるわけです。これらに対する、これから凍結時に車の運転、あるいは通学の学童等の滑ってけが、これらが多くなると思うんですけれども、今見たところ、神明上の坂道等には、凍結注意、砂袋が２個ずつ、このように置いてあります。これらについては、早いうちによく準備をしてくれたなと、こういうふうに思っておりますけれども、今言った、広く日野市内の坂道等の今の現況はどうなのか。ちょっと区画整理とは外れますが、御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、再質問のございました２点につきまして、お答え申し上げます。

まず、第１点の、道路の沿線の民家に対しての、車の通行等による被害状況の調査をしたか、

という御質問でございますけれども、そういう調査は特に私どもの方ではしておりません。

したがって、大型車両が通行することによって、いろいろ民家に及ぼす影響ということにつきましては、もしそういう事実があれば、当然これは調査をいたしていかなければならないと思っております。道路管理上の問題として、当然取り組んでいかなければならんじゃないかというふうに思います。

それから、２点目の坂道の対策ですけれども、特にこれから冬場を迎えまして、雪の降る状態が多くなるわけでございます。私どもの方も、例年１２月から３月までの間、各地域を分けまして、それぞれ路面に対する凍結防止の関係の対策につきましては、業者委託をいたしております。これは例年のとおりでございます。

そして、さらには、すでに坂道などのいわゆる凍結防止に対する関係の、警告的な看板は出してございます。そして、路面の関係につきましては、朝の凍結、あるいはまた雪の凍結、こういうふうなことで、勾配のきついところにつきましては、車両の通行が非常に困難になるわけでございますので、そういう点で、あらかじめドライバーの方に警告をお出しし、また必要なときにはチェーンをつけていただくとか、そういう方法につきまして、それぞれ周知をしているわけでございます。

また、構造的な面につきましては、やはり坂道はきつい勾配のところにつきましては、路面の工夫をするというふうなことで、構造上の配慮はしていかなくちゃならないんじゃないかと思いますけれども、当面、冬場におけますところの坂道の凍結対策、これにつきましては、例年のとおり、本年も支障のないように実施していくということで、準備をいたしております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　被害のあるうちの調査というふうなことで、まだおやりになっていないというふうに、今答弁がありましたけれども、私も関係の課長にはしかるべくお話をしてありますので、お帰りになりましたら、課長と相談をしていただいて、なるべく早い時期にちょっとお伺いをして、どんな状態かというふうな一言も、私は必要ではないかなと、こういうふうに考えておりますので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、数々の標識等については、去年の雪害の例もありますので、なるべく早目早目に手を打っていただいて、市民が安全に道路が通過、通れるようにしていただくように要望して、終わります。

ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の３、区画整理後の道路管理についてに関する質問を終わります。

議案上程に入る前に、事務局から一部訂正をしたい旨申し出がありますので、訂正いたさせます。

○議会事務局長（岩沢代吉君）　ただいまお許しをいただきましたので、大変恐れ入りますが、議員提出議案の第３２号をごらんいただきたいと思います。

その中の２枚目、条例の本文でございますが、その中の中間のところにございます第２条の２行目の一番右端の、総数のポスター掲示場の「じょう」が、条例の条になっておりますが、これを場所の場に御訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。「（まだあるんじゃないか、請願」と呼ぶ者あり）

たびたび申しわけございません。請願第５９－２６号の、請願者の住所氏名の欄をごらんいただきたいと思います。会長として、倉田さんが書いてございますが、これは増倉さんでございますので、恐れ入りますが御訂正をお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより議員提出議案第３２号、日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住芳雄君。

〔２７番議員登壇〕

○２７番（奥住芳雄君）　議員提出議案の第３２号、日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定についての議案を提出させていただきます。

日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例でございます。第１条　日野市議会議員及び日野市長の選挙においては、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４４条の２第８項の規定に基づき、日野市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、法第１４３条第１項第５号のポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設置する。

次に、（総数の減少）第２条　委員会は特別の事情により、法第１４４条の２第９項本文の規定により算定した総数のポスター掲示場を設置することが困難であると認められる場合は、

同項ただし書きの規定により、その総数を減ずることができる。

（条例施行の細目）第３条　この条例に規定するもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付則　この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

なお、いろいろの説明書等は、お手元に配付されておりますので、ぜひとも御参考にお願いをしたいと存じます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議員提出議案第３２号、日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

請願第５９－２５号、四十人学級の早期実現を求める請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－２５号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

請願第５９－２６号、建設工事の地元業者への優先発注に関する請願。

請願第５９－２７号、労働基準法改悪反対実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願。

請願第５９－２８号、世界連邦都市宣言に関する陳情が提出されました。

お諮りいたします。この際、本３件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－２６号、請願第５９－２７号、請願第５９－２８号の常任委員会への付託は、会

議規則第１３８条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより日程第７、紹介議員取り下げの件を議題といたします。

請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願の紹介議員川嶋　博君、古賀俊昭君から紹介議員を取り下げたいとの申し出があります。

お諮りいたします。川嶋　博君、古賀俊昭君の申し出のとおり紹介議員を取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、川嶋　博君、古賀俊昭君の申し出のとおり紹介議員を取り下げることに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時４０分散会

12月24日　月曜日　（第９日）

昭和　５９　年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第51号）

１２月２４日　月曜日　（第９日）

出　席　議　員　（２９名）

１番	橋　本　文　子　君	２番	福　島　敏　雄　君
３番	小　俣　昭　光　君	４番	小　山　良　悟　君
５番	谷　　長　一　君	６番	古　谷　太　郎　君
７番	馬　場　繁　夫　君	８番	馬　場　弘　融　君
９番	高　橋　徳　次　君	１０番	旗　野　行　雄　君
１１番	一ノ瀬　　隆　君	１２番	板　垣　正　男　君
１３番	鈴　木　美奈子　君	１４番	川　嶋　　博　君
１５番	飯　山　　茂　君	１７番	黒　川　重　憲　君
１８番	古　賀　俊　昭　君	１９番	市　川　資　信　君
２０番	藤　林　理一郎　君	２１番	名古屋　史　郎　君
２２番	竹ノ上　武　俊　君	２３番	米　沢　照　男　君
２４番	中　山　基　昭　君	２５番	大　柄　　保　君
２６番	秦　　正　一　君	２７番	奥　住　芳　雄　君
２８番	石　坂　勝　雄　君	２９番	滝　瀬　敏　朗　君
３０番	高　橋　通　夫　君		

欠　席　議　員　（１名）

１６番	夏　井　明　男　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

参与	田倉高光君	局長	岩沢代吉君
次長	馬場守君	書記	栗原莞次君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　佐伯実知子君

議事日程

昭和５９年１２月２４日（月）

午前１０時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第１　議員提出議案第３２号　日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について

日程第２　議案第９０号　日野市市民会館条例の制定について

日程第３　議案第９１号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第９２号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第５　議案第９７号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算について（第３号）

（文教委員会）

日程第６　議案第９５号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第９６号　日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第８　議案第９３号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第９４号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議案第９８号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第１１　議案第１０１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日野第１２　議案第１０３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）

日野第１３　議案第１０９号　南多摩斎場組合への加入について

（建設委員会）

日程第１４　議案第９９号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第２号）

日野第１５　議案第１００号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日野第１６	議　案　第１０２号	昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号）
日野第１７	議　案　第１０４号	市道路線の一部廃止について
日野第１８	議　案　第１０５号	市道路線の廃止について
日野第１９	議　案　第１０６号	市道路線の認定について
日程第２０	議　案　第１０７号	農業共済無事戻金の交付について
（請願審査報告）		（総務委員会）
日野第２１	請願第５９－２２号	「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」にかんする請願
日野第２２	請願第５９－２４号	日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願
日程第２３	請願第５９－２７号	労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願
		（文教委員会）
日程第２４	請願第５９－１９号	租税教育の推進に関する請願
		（建設委員会）
日程第２５	請願第５８－２５号	ダイクマ出店阻止に関する請願
日程第２６	請願第５８－３２号	ダイクマ南平店出店促進に関する請願
日程第２７	請願第５８－３６号	ダイクマ南平出店阻止に関する陳情
		（総務委員会）
日程第２８	請願第５８－２４号	循環バスに関する請願
日程第２９	請願第５８－２９号	循環バス市案に反対する請願
日程第３０	請願第５９－２１号	市内循環バス路線の早期実現を求める請願
日程第３１	請願第５９－２６号	建設工事の地元業者への優先発注に関する請願
日程第３２	請願第５９－２８号	世界連邦都市宣言に関する陳情
		（文教委員会）
日程第３３	請願第５７－７　号	遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
日程第３４	請願第５９－２５号	４０人学級の早期実現を求める請願

		（厚生委員会）
日程第３５	請願第５９－１８号	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情
日程第３６	請願第５９－２０号	産体あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願
日程第３７	請願第５９－２３号	若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願
		（建設委員会）
日程第３８	請願第５７－３７号	高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
日程第３９	請願第５７－５１号	高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
日程第４０	請願第５７－５５号	高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願
日程第４１	請願第５７－５９号	土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願
日野第４２	請願第５７－６２号	程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願
日野第４３	請願第５８－５　号	高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願
日程第４４	請願第５９－８　号	生活道路設置に関する請願
日程第４５	請願第５９－９　号	下水道設置に関する請願
日程第４６	請願第５９－１６号	基盤整備に関する請願
日程第４７		特別委員会中間報告の件
日程第４８		下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第４９		農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第５０		高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第５１		廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第５２		市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第５３	請願第５９－２９号	健康保険本人の十割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願

（議案上程）

日程第５４	議員提出議案第３３号	日野市交通安全都市宣言に関する決議
日程第５５	議員提出議案第３４号	文化財保護法にもとづく埋蔵文化財発掘調査の改善をもとめる意見書
日程第５６	議員提出議案第３５号	国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書
日程第５７	議員提出議案第３６号	公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書
日程第５８	議員提出議案第３７号	衆議院議員定数格差是正に関する意見書
日程第５９	議員提出議案第３８号	少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書
日程第６０	議員提出議案第３９号	日野市の法務行政管轄区域を東京法務局八王子支局管轄から多摩出張所管轄に変更することに反対する意見書
日程第６１	議員提出議案第４０号	国立病院・療養所の統廃合・地方自治体・民間移譲反対に関する意見書
日程第６２	議員提出諺案第４１号	核巡航ミサイル・トマホークの日本寄港を拒否し非核三原則の完全実施を求める意見書
日程第６３	議員提出議案第４２号	児童扶養手当制度の改正に反対する意見書
日程第６４	議員提出議案第４３号	道路財源確保に関する意見書
日程第６５	議員提出議案第４４号	人事院勧告の完全実施と地方自治の本旨確立に関する意見書
日程第６６	議員提出議案第４５号	思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書
日程第６７	議員提出議案第４６号	政府の年金制度「改革」に反対する意見書
日程第６８	議員提出議案第４７号	評価替えによる固定資産税増税の中止を求める意見書
日程第６９	議員提出議案第４８号	国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議
日程第７０	議員提出議案第４９号	ソ連極東配備の中距離核ミサイルＳＳ－２０の撤去を求める意見書
日程第７１	議員提出議案第５０号	租税教育の推進に関する意見書
日程第７２	議員提出議案第５１号	労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第５２まで

午後４時３２分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

審査報告に入る前に理事者より発言したい旨がありますので、これを許します。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　大変恐縮でございますけれども議案に一部ミスプリントがございましたので御訂正いただきたいと思います。

議案第９２号でございます。９２号の４ページ、左上段に（設定）とございますけれども、この設定を（設置）に御訂正いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより議員提出議案第３２号、日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　それでは総務委員会の審査経過の報告をさせていただきます。

本議案は、議員提出議案第３２号でございます。日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定についてでございます。

本議案につきましては、従来より代表者会議等におきまして、論議がなされてまいりました。全国議長会などの要請で、前議長のときより論議の対象になっていたものでございます。本議長になりましてから、さらに代表者会議にこの議案の条例制定の要請などがございました。しかし、代表者会議におきましては、共産党の代表並びに革新クラブの代表から、これを制定することには反対の旨、そういう意向が表明されてきたものでございます。

そのような結果、お手元にございますように、議員立法という形をとりました。いわゆる議員立法でございます。提出者は奥住芳雄議員、賛成者は飯山　茂議員、小山良悟議員、黒川重憲議員、市川資信議員でございます。

この条例は、３条から成っているものでございます。現在、公職選挙法等において、市議会議員は、例えば1,２００枚のポスターを選挙期間中掲示することができることになっております。本議案によりますと、その公職選挙法の規定がありますけれども、日野市の選挙管理委員

会などの決議、また、この条例制定によりまして、この1,２００枚のポスター提示を規制をするという内容でございます。

そのような結果、今後の市長選挙、市議会議員選挙では、日野市においては、公営掲示板のみをもってポスターを掲示する。計算によりますと、日野市では１６９枚ということになるという内容のものでございます。

総務委員会は２日間にわたりまして、この議案を審議をいたしてまいりました。第１回目の総務委員会におきましては、この条例に対して質疑をしたい旨の申し出があったわけでございます。議員提案でございますので、だれに答弁をさせようかということになりました。その結果、選挙管理委員会の事務局長の出席を要請をいたしまして質疑を行ったわけでございます。

この質疑の中で明らかになった点は、公職選挙法がいろいろと改正されてくる中で、ポスターに対する規制という方向が打ち出されたことが明らかになっております。

その理由といたしましては、ポスターがたくさん街頭に出ることは美観上の問題でそぐわない、ということが１つでございます。もう１つは、公職選挙法において許されているポスターをもって、個々訪問をすることができることになっております。ポスター掲示についての依頼をするというものでございます。しかし、その依頼のときに、投票依頼をするおそれもあるのではないかというようなことから、そういうことも規制したいということで、公選法上の改正の方向になってきたのだ、という資料説明並びに事務局長の答弁などがあったわけでございます。そういう質疑を繰り返しました。

そして、第１回目の総務委員会におきまして、選管事務局長だけの答弁では不十分である。提出者本人のいろいろと答弁を聞きたい、という申し出が総務委員会であったわけでございます。これを取り扱いまして、本日、議員提出者の奥住芳雄議員においでをいただくようお願いをいたしました。しかし、奥住芳雄議員は病気のため、本日総務委員会には出席ができない旨の届けがあったわけでございます。提出者がいないということで、質疑をする場所もないというようなことになり、質疑は打ち切りとなってきたわけでございます。

そして、意見の交換というふうになってまいりました。意見といたしましては、２人の委員から、反対という立場からの意見がございました。なおまた、この委員に対して、委員会の中では、提出者が病気なり事故で出席できない場合は、賛成者に対して質疑をすることができないか、という検討を行ったわけでございます。ところが議会のルール上、賛成者の場合は答弁

はできないということでございますので、それでは賛成者に対して意見交換をするというようなことをしたらどうか，ということもあったわけでございます。しかし、この反対の立場の２名の方からは、賛成者に質問してもしようがない、というようなことに相なりまして、いま述べます意見の交換という形になってまいったわけでございます。

賛成者の理由は、先ほど申し上げました公選法改正のいきさつに賛成である。こういうことでございます。１６９か所の公営掲示板があれば美観上もいいし、どの候補者も同じ枚数なので平等ではないかと、こういうようなことから賛成という御意見でございました。

反対の２人の委員の意見でございます。反対理由の第１は、表現の自由、こういうものを規制することになるのではないかというのが第１点として挙げられております。（「委員長、片寄っているんじゃないか、おかしいぞ」と呼ぶ者あり）かつまた、公職選挙法においてポスターを個々各家にお願いをして歩くことは合法ということが規定されているのだから、選挙違反にはならないから、1,２００枚のポスターをいろいろの場所に掲げて歩くことはいいことなのだと、こういう御意見でございます。第３点は、美観についても、美観を損なうことはない。現在、１週間の選挙期間でございますので、整然と行われるならば、美観を損なうことはない。この２人の中の１人の方は、美観を損なうどころではないと、やはりこういうことはむしろ選挙民の意識が高まるし、きれいな行事なんだ、という主張でございます。さらに、このように各候補者がポスターを張るということによって、選挙の雰囲気が上がる、そのことによって、有権者の意識も上がってくるんだ、ということでございます。したがって、投票率も上がるんだ。公営掲示板だけになると、そういうムードが低下していくのではないか。また経費につきましても、ポスターを刷る方も公営掲示板をつくる方も経費節減ということにはならない。そういうようなことでございます。そのような意見の開陳がなされたわけでございます。

以上のような討論を行いまして、本日、本会議前に採決ということになりました。採決の結果は、先ほど申し上げました代表者会議のことを反映いたしまして、委員中２名、革新クラブ並びに共産党の代表が反対でしたが、５対２の多数決で本議案を可決とした次第でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第３２号、日野市議会議員及び日野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９０号、日野市市民会館条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会の審査結果を申し上げます。

議案第９０号でございます。日野市市民会館条例の制定についてという議案でございます。本議案は、来年７月開館予定の日野市市民会館についての条例を定めるものでございます。15条から成っております。この中には旧七生公会堂の条例も包含するという形で条例制定がなされるものでございます。総務委員会は、これを慎重なる審議を行ってきた次第でございます。主なる質疑や意見などについて報告をいたしまして、御審議をお願いしたいと思います。

質疑の中で、１つ明らかになった点がございます。それは釧路市の市民会館の例がよい例ではないかということで、総務委員会は質疑の交換を行いました。このような結果、補助金についてはどうかということに相なった次第でございますが、これは釧路市と同じく日野市にも同様な形での政府からの補助金が来るという、そういう補助金のシステムであることが明らかとなってまいりました。これに関することは、また後ほど述べます。

次に使用料でございますが、お手元にお持ちのとおり大ホール以下細かい使用料が定めてございます。この使用料の金額などにつきましても、近隣近在の市民会館の資料を取り寄せまして、審議をした次第でございます。そのような結果、おおむねという形で報告したいと思いますけれども、他市よりやや低目というような状態になって定められております。

次に、質疑が繰り返されたものには、第３条第２項でございます。市民の文化活動を推進するための事業ということが規定をされております。これは市民会館の今後の使用につきましての取り決めでございます。日野市内から一定の団体を使いまして、文化事業を独自に進めたいというような事業でございます。これを進めるに当たって、統括するものといたしまして、事業団の設定ということが、施行規則の中にあるわけでございます。この件についても、質疑を繰り返しました。それらの結果、この事業団は、市民参加、こういうことを強めるべきではないか、あるいはまた自主的な動きなどを個々に反映させるべきではないか、運営を適正にして

不正事件などが起こらないようにすべきではないかなど、質疑が繰り返された次第でございます。そして審議の結果は、事業団については、市民会館特別委員会の意見などを反映をして、市が条例の中に取り入れたものである、ということが明らかとなってまいりました。この内容につきましては、後ほど意見の欄で２つの意見が出ておりますので、御紹介する予定でございます。

次にもう１つ、第１５条の中に審議会というものが設定されることになっております。この審議会につきましても特別委員会の要請などを受けて、当初は市の方では設定するつもりはなかったけれども、特別委員会の要望などを受けて、第１５条に明記したということでございます。この内容につきましても、第１５条のとおりの審議会では民主的な運営ができるのか、また、会計などの動きについて、厳しいチェックができるのか、などの質疑がなされたわけでございます。そのような結果、市側といたしましては、この審議会には市議会議員を２名、また学識経験者を８名、総務委員会の審議状況を反映した形で構成をするとの答弁などがあった次第でございます。

なお、この条例を開館前に定める理由についても質疑が行われました。これについては、来年７月の開館であるけれども、申し込みを早目から受け付ける関係上、この条例を早急に制定する必要があるのだ、という答弁があり、総務委員会もそのとおり了解したわけでございます。意見の段階になり、また採決の段階になったわけでございますが、これに対して、結論から申し上げますと、６対１でこの条例を可決した次第でございます。これに反対し、修正の意見を持っているということで、１人の委員さんから提案がございました。この修正意見というものは、特に今申し上げました中での第１５条、これを、審議会のメンバー１０人となっておりますけれども、これを１５人にしたらどうだ、という考えでございます。そして、市議会議員が２人以内となっているところを７名というふうにしたらば民主的になるという御意見でございました。しかし、総務委員会は、今申し上げましたように６対１で多数決ということで、この条例を可決した次第でございます。

以上、審議の過程を概略申し上げまして審査報告といたします。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　二、三お聞きをしたいと思います。

今、委員長の御報告の中で、条例の、事業、第３条の２、これを受けまして、市民会館条例施行規則、これが定められるんだということでの事業団の御説明が若干ございました。この事業団につきまして、どのような突っ込んだ議論が行われたのか、少しお聞きをしたいと思います。

この条例及び施行規則を見る限りにおきましては、事業団の性格、また事業団の構成、こういったものがよく私どもにはわからないわけでございますが、果たして、例えば役員さんはどういう方がおつきになるのか、会長という名前なのか、理事長というような名前になるのかですね。まず、事業団の性格についてはどのような議論が行われたのか、その点についてお話をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

事業団の性格については、詳しい審議を行いました。市当局の説明によりますと、事業団については二とおりの考え方がございます。つまり、第１は自主的な催し物についてのみ事業団を用いるという考え方、もう１つは、釧路の例のように事業団というものを設立いたしまして、市民会館の全体の運営をその事業団にすべて一任するという制度でございます。日野市の場合は、先の方に申し上げましたようなスタイルでいきたい。その実例といたしましては、立川市民会館がございます。ここの構成はどうなっておりますかと言いますと、事業協会という名前だそうでございますが、ここには９人の理事がいる、ということになっております。理事は市長、助役、部長というような市当局からの派遣が、中心を占めております。しかし、市民代表としては、商工会推薦を１名、青年会議所推薦を１名置くというものでございます。そして、運営の結果などについても、質疑を行いました。自主事業が多いために、例えば赤字になる場合があるわけでございます。そういう場合には、日野市であれば日野市から補助金等をこの事業団に出しまして、何らかの形でその赤字を補てんする、というような形で自主事業を運営していくというような内容になっている、ということでございます。立川市の場合は、通常年間1,０００万円から3,０００万円以内の範囲で収支が赤字のことが多いというようなことでございました。これは、この事業団に対する日野市からの補助金、あるいは一般会計、その他からの繰り出しなどによって、事前あるいは事後に調整をしていく、このような運営になっている、ということでございました。これに対しては、そういう方向でよしとするものと、市長が事業

団の責任者になるというようなスタイルではなく、こういう事業団の責任者は民間から選んだ方がいいのではないか、など質疑が行われたわけでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この事業団につきましては、今性格の位置づけというものが、市側の考えが示されたわけでありますが、事業団の行う事業が必ずしも収益等が上がっていく、つまり黒字を計上していくということは限らないわけでありますので、大体市の見通しでは、どの程度の収入と、また市からの補てんというものを現時点ではお考えになっているのか、その点、お話が出ておりましたら、教えていただきたいと思います。立川の場合は、大体1,000万円から3,０００万円ぐらいの赤字だというお話でございましたが、日野市の場合については、どのようなお考えなのか。

それからもう１つ、理事長は市長がお務めになるというような今お話だったと思いますが、市長がこの事業団の長におさまるということは、市の計画をいろいろお調べになって立てられたものだと思いますが、私たちは、遺跡調査会の大変いまいましい思い出が、ここでまた想起されるわけであります。委嘱をする、つまり委託をするこうした事業の相手方の団体の長に、また市長がおさまるということで、現に遺跡調査会では、大変な不正事件が発生したわけであります。今回同じような形の、私は市と事業団というものが同じような形になるのではないかというふうに危惧をいたしますが、その点全く心配はないのかどうか、その点教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

総眷委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

不十分な点は理事者側から御答弁いただければと思っております。

第１点の赤字見込みでございますが、これは総務委員会で幾らぐらい出るという予測はできませんでした。しかし、大体全国こういう事業はなかなか黒字にならないことが多い。それに対して、やたらと税金で補助金を出して赤字を埋めるということはよくない、というような質疑も交わされたわけでございます。したがいまして、金額については明確な線は予測は出なかったように記憶いたしております。

それから、不正があり得るかどうかということにつきましては、これは監査にあたるような役割をこれらの事業団あるいは審議会の中等において絶対に不正はないようにする、という市側の答弁がございました。

以上でございます。何かあれば補足していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず事業団の関係でございますけれども、名称につきましては「日野市市民会館文化事業協会」、そういう呼び方をしております。事業団と言いますと法人格を持った事業団と混同いたしますのでそういう呼び方をしておりますのでよろしくまずお願いいたします。

まず、この事業協会の事業に対する市の補助、あるいは委託金でございますけれども、これは事業量と、それからその事業の質によりまして、赤字が変わってくるわけでございます。他市の例からいきますと、その２つの点を無視をして申し上げますと、最低やっぱり五、六百万円から多い市で3,０００万円ぐらい出している、というのが実情でございます。当面、日野市におきましては、まず初年度でございますので、今考えておりますのは市の方から五、六百万円出しまして、年間１０本ないし１２本ぐらいの自主事業をしたい、というふうに考えております。

それから、文化事業協会の役員の問題でございますけれども、ただいま総務委員長の方から御説明ございましたけれども、ちょっと補足いたしますと、現在、事務的に考えておりますのが、理事、幹事を含めまして全部で８名でございます。で、理事が６名、幹事が２名ということになるわけでございます。ただいまもお話が出ましたように、理事長にだれが就任をするかということで、前回の本会議でも御質問が出まして、私、申し上げましたけれども、一応市長、助役というような言い方をしましたけれども、この辺の問題につきましては、これから新たに規約をつくりまして設立をするわけでございますので、市議会の意向を踏まえまして、いわゆ

るこの自主事業協会がより活性化し、あるいはいろんな問題を起こさないような配慮を今後していきたいと、そういう協会の設立をしたい、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　事業団の細かいことは、これから決められていくということでございますが、市の方からの、つまり補助金、持ち出しというのを、当初五、六百万円見込むということでございますが、一応の歯どめと申しますか、収入に対する支出というようなことで、一つの目安がないと、際限なく補助金というような形で幾らでも市のお金が事業団の方に流れていくということも考えられるわけでありますので、その点の一つの歯どめの線というのは、具体的にはどの辺においておられるのか、さらに重ねて確認をしておきたいと思います。

それから、今、役員の構成のことにつきましてお聞きをいたしましたが、遺跡調査会の場合は、市が委託をする事業で、お金を出す方の人と受け取る人が同じであった、ということから発生をしたということで、大変我々としては苦々しい事件であったわけでありますが、今回、もし仮に理事長に市長が就任をするということになりました場合に、法の定めます長の兼職規定、兼職の禁止を決めております法に触れることはないのかどうか、その点の確認を求めたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　答弁いたします。

理事者の方からも補足があればお願いいたします。

総務委員会では、先ほど申し上げましたとおり、会長は市長外がよいという意見などがあったわけでございます。そして、今企画財政部長から答弁がございましたとおり、会長は市長外を選ぶ考え方もあると。それから、残りは学識経験者で構成したい。そしてまた学識経験者もこれもよく検討したい、という市側の意向でございました。かつまた、監査的な役割については、例えば日野市の収入役と日野市の監査委員、この２名でやっていただくなど、今、部長が申し上げましたとおり、今後の議会の意向などを参考にして決定をしていく、ということでございます。

この中で、総務委員会では、兼職になるかどうかということについては、立川の例ということで、立川は市長であるということでございます。この例の審議はいたしましたが、兼職にあ

たるかどうかということについては、総務委員会では結論を出しておりません。また詳しい審議もしておりません。そういうことでございます。

必要ならば、理事者の方から補足いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、議会からもいろいろ指摘もございますので、当初申し上げました理事長に市長ということも言いましたけれども、市長以外の者を当てるように規約等を定めていきたい、そういう努力をしたいというふうに考えております。

それから、自主事業協会のいわゆる市からの補助金あるいは委託金の歯どめでございますけれども、これらの問題につきましては、先ほど申し上げましたけれども、事業の量、それから、その事業の質等によりまして、採算制が変わってくるわけでございます。市民会館の審議会もございますので、その辺の意見を聞きながら進めていきたい、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　結構です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、総務委員長の御報告で、立川ではこの事業団に相当するものは９名でやっておる、と言われますが、現実は５名なんです。それは企画財政部長の報告があったんです。それは市長が理事長で、助役が副理事長で、総務部長が常任理事で、商工会の推薦する者１名、青年会議所の推薦する者１名なんです。５人なんです。非常にやりにくいんで、ほとんどこのごろはやっていないと、こういうことです。ですから、それは総務委員長の報告の間違いであることをまず指摘しておきます。

それから次の問題でありますが、私どもはこの審議の過程の中で、忌まわしい事件、いわゆる市の公有地の森田喜美男君への不当な払い下げの問題、また4,２００万円もの税金が遺跡調査会の会長の名のもとにいずれかに消え去ってしまった、という重大な問題、こういう忌まわしい問題をみずから我々は体験をしてきたのであります。ですから、今後このような忌まわしい問題が起きないように、できるだけ条例で決めておかなきゃならない、と私どもは信じたの

であります。例えばこの審議会の、１５条の条例の内容にしても、ただ市長の諮問に応じて審議会を運営するんだと、応じてやるんだと、説明によれば市長の諮問がなければ審議会が開会できない。回数も市長が勝手に決める。しかも実際行う事業団の理事長は市長がなろうとしている。我々の強い要請で、今ちょっと変わってきているようですが、旭が丘区画整理の場合において、市長は２２０坪にも及ぶ土地を、市民に安く払い下げなきゃならない市の公有地を、審議会の委員という立場を活用されたということを言えると思いますが、昭和４６年にあなたの家の周りに、周り中４メートル、６メートル、８メートル、1,０００坪もの土地の周りを丸く道路をつくってしまった。それは養鶏を生業として臭くて近所へ迷惑をかける、という理由だそうであります。それは日野市議会が設置した本件に対する調査特別委員会の速記録によるのであります。あなたは市長に就任して以後、１１２坪にも及ぶ市民の土地をあなたの土地の中に繰り込んだのであります。現にあなたの土地の中には１１２坪の市民の土地が、市民の公有地、市民に払い下げるべき土地が含まれてしまっております。このような不当な事件が、忌まわしい事件が発生したことは事実でありますし、日野市議会が１００条委員会を設置して４回にもわたりその調査に専心取り組んだことも事実なのであります。

また、近くは警視庁の捜査二課の捜査、及び東京地方検察庁の調査によれば3,７００万円以上の税金があなたの責任においていずれかに消え去ったのであります。あなたが監査を拒否し続けたことによって発生し、あなたの会長の責任において1,８００万円以上の税金が全く使途がわからないのであります。どこへ使ったか全くわからない。これは、あなたが会長をしていたがゆえであります。

また、1,２００万円以上の税金が、当然、個人が負担しなければならない事業にあなたの勝手で投入されております。そんな身勝手な個人的な意見が、森田喜美男会長という名のもとに、いずれか、ある特定個人の利益となったのであります。

この事業団は、ちょうどその遺跡調査団に当たるものであります。事業団という性格のものの中には、数千万円の恐らく税金が将来投入されるだろうと見込まれております。特に私は申し上げますのは、市民会館の運営審議会であります。この市民会館は、１億4,０００万円の消費的経費、いわゆる維持費がかかるわけであります。会館の使用料は、約3,０００万円と見込まれております。ですから１億1,０００万円は、税金なのであります。この税金を正しく市民のために文化活動に使う、このようにしなきゃなりません。それには、この１５条の審議会の

構成では全くおかしいのであります。１５条では、審議会の中に、市長の諮問に応じ、という限定をつけています。会館の運営について必要な事項を審議するため、日野市市民会館運営審議会を設置する。しかもこの中身は、審議会は１０人である。８人はあなたの勝手によって勝手に選べる人たちであります。だれがこの会館の運営をチェックできるんでしょうか。チェックできる人は１人もおりません。あなたは会長や理事長になりたくてしようがないでしょうけれども、これは、まあ余りやらん方が私は好ましいと思うのであります。そういう点で、先ほどいろいろな委員長からお話がありました。私どもの会派では、十分慎重審議しまして、１５条のいわゆる審議会の委員は、この運営の中は、会館の運営については市長の諮問及び審議会委員の要請、これは５分の１以上です。３人以上の審議会の委員が審議会を開いてくれと言った場合には開くんです。または会長が必要とする場合には開く、とかいうふうに改正しなきゃならないのであります。

あなたに対する不当なる市の公有地の払い下げが、これらの問題についてはっきりと我々を警戒させているのでありますし、あとの市民に対して、再びかかる不祥事の発生しないことを保障したいがゆえに、このように変えるべきだと思うのであります。

さらに審議会の運営及び組織については、森田喜美男市長の勝手にできるように規則に設けられております。このようなことは、許されてはなりません。２２０坪もの市の土地が、市の公有地が消えてなくなるように、何億円かのまた税金が、あるいはそういう懸念がなしとはしないのであります。そういう点で１６条、１７条を設け、１６条には審議会の組織及び運営を置かなければなりません。そうして、審議会の会長は審議会を代表し、会務を統括する。審議会は市長の諮問、審議会委員３名以上の招集の要求、及び会長が必要と認めた場合には、会長が招集できるようにし、市長の独占を排しなければならないと思うのであります。このようにいたしませんと、これからもこの規則で ― 規則というのは市長の勝手ができるんです。あなたは勝手にやりたいでしょうけれども、２０億、３０億円という大きなお金を、市民のお金をかけてつくられているのが、市民会館であります。あなたの個人のものではありません。

そういう点で、私は意見として森田市長が深く過去における１００条特別委員会の内容及びあなたに向けられている多くの市民の疑惑、これらに対しても、この条例を改正するように将来、意見として申し添えておきます。

以上です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議事進行上の発言を一言しておきます。ただいまの古谷議員の発言の中に、総務委員長が誤った報告をした、ということがございますので、その件について一言申し上げておきます。

立川市の事業協会については、総務委員会がいただきました資料の立川市民会館条例施行規則の第１２条に規定してある事業団のことでございます。これのメンバーについては、市理事者側より９人以内でやるということで、現状は何名になっているかは定かでございませんが、９人以内ということで報告をされております。なお、その内容は、先ほど申し上げましたように、理事長が市長、副理事長は助役、専務理事が部長、そのほかの理事は常務理事というような形で呼ばれていることに内規でなっておりますので、申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、議案第９０号、日野市市民会館条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第９１号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第９１号は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

総務委員会では、本会議から付託されました後を受けまして、慎重なる審査を行いました。この条例改正は、４７の特別職の非常勤の報酬規定がございます。そのうち保育園医並びに学校医、学校薬剤師、幼稚園医の、この４件についてのみ報酬額を引き上げる、という条例改正

でございます。改正の理由としては、本会議で提案理由があったとおりでございます。近辺の医師会などの単価のアップということがありまして、日野市もこれに合わせるということで、緊急避難的にこの４件のみ報酬を引き上げるというものでございました。

総務委員会では、るる審議をいたしました。その中で、４７ある特別職の報酬は、そろそろすべて引き上げる時期に来ているのではないか、他の方も引き上げてほしい、という意見を付しまして可決としたわけでございます。１名だけ意見の留保をするということで、多数決で可決いたしました。

以上のとおり審査報告でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　先ほど総務委員長、委員会の審議の中に明らかに私が申し上げたことが説明されております。特に休憩までして、立川市に問い合わせてやっているのであります。その点をまず言っておきますが。まずこの提案について意見を申し上げます。

お医者さんと、それから薬剤師さんだけを値上げする。日野市には、４７の非常勤特別職の職員がおられます。しかもお医者さんと薬剤師さん、今、日野は三多摩２６市の中で現在は10番目であります。１０番目。非常に ― まあ決して低いとは言えない。今、立川市と同じであります。それを、このお医者さんと薬剤師さんだけを１０％値上げして、他の４０幾つかの特別職の方々の値上げはしない。しかもお医者さんと薬剤師さんが要請してから、要求したから提案した。しかもこの提案した結果、日野市は２６市の中でお医者さんと薬剤師さんだけが３番目に高くなるわけです。八王子よりも、立川よりも、３番目に高くなる。なぜ日野市だけがそう多額にしなけりゃいけないのか。私はそういう点で意見を留保したんです。留保したのであります。

非常勤の特別職、たくさんの方々にいろいろお世話になっております。都市計画審議会の委員さんもおられます。あるいはまた区画整理審議会の委員さんもおられる。あるいは社会教育委員さんもおられます。今度市民会館の審議会の委員さんもできるでしょう。お医者さんだけを特別高くし、薬剤師さんだけを第３番目とし、他の委員さんには全く手をつけない。選挙対策かもしれません、医師会に対する。しかし、このようなことは我々の常識では考えられませ

ん。審議会の議員の皆さん方、我々は安い審議会の報酬で頑張っているわけであります。私どもはやはり、しかし非常勤の方々については、やはり平等にしなきゃいけない。お医者さんや薬剤師さんが２６市の中で３番目に高くなるなら、１０番目から３番目に値上げするわけですから、他の委員さんも当然そうしなきゃいけないと考えます。ですから、早急にこの条例を他の非常勤特別職の職員についても提案されることを要求して意見といたします。

なお、今回はお医者さんと薬剤師さん、まあ日野市は全国でも一、二を争うお金持ちの団体であり、税収も非常にいい。ことしの場合は特にいい。そういう点で、この点はそういう条件、意見を付して賛成します。どうかひとつお医者さんだけを優遇するようなことをしないで、他の方々についても考慮されることを希望して意見とします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、議案第９１号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、総務委員会の審査報告を申し上げます。

この条例は、特別会計に関する改正でございます。特別会計の中に６項目がございます。そのうちの第４項が都市計画事業特別会計、都市計画事業というふうになっております。これを土地区画整理事業特別会計、土地区画整理事業というふうに改正するものでございます。

この質疑の中で、都市計画事業というのは土地区画整理事業だけではない。したがって、現状のままでよいのではないかという質疑が行われました。それらの論議を通じまして、修正案

が出されたわけでございます。修正案は委員会での修正案が口頭によって提案されたわけでございます。それは今申し上げました６項目の内容がございます。この第１条の中に、旧条例のままにしておきまして、７という項目をつくる。そこに土地区画整理事業特別会計、土地区画整理事業というふうにすべきである、というものでございます。質疑の中で、市側の答弁といたしましては、土地区画整理事業というふうに明確に項目を設定した方がよろしい。大きな都市計画事業がある場合は、その事業の名称をつくって新たに項目を設定するので、了解してほしいというような説明がございました。

ただいまの修正案につきましては、保留が１名ございましたが、採決の結果は、４対３でこの修正案を否決いたしたわけでございます。

直ちに、市当局提案の条例改正案を採決を行いました。これは、１人保留を含みますけれども、採決の結果は、４対３ということで、多数決で可決といたしたものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　委員会で私どもの会派を代表しまして、私、総務委員なものですから、意見の留保をしてあることについては、やはり堂々と本会議で申し上げなきゃならない、このような責任を感じて発言をしているわけであります。

市長は、毎年１０億円以上の税金を都市計画税という、とってもとらなくてもいい税金なんです、これは。目的税ですから。それをとり上げてきているのであります、市民の中から。大変苦しい税金であります、市民にとっては。武蔵野市のようなところは、減額をしております。この都市計画税１０億円以上も徴収しながら、都市計画事業を１２年間、ほとんど行っていないのであります。一部施行したというのは、区画整理事業であります。先ほど申し上げましたとおり、森田喜美男君の1,０００坪もの屋敷の中には、１１２坪もの市民にお返ししなきゃならない公有地が取り込まれちゃっている。ああいうふうなことは、区画整理事業はとかく行われるんです。これは、人のいい人は損する場合が多いのであります。

今、市長は、この都市計画税１０億円もとり上げていながら、都市計画特別会計を廃止しようとしております。都市計画特別会計を廃止するなら、当然、都市計画税を廃止しなければな

りません。それで、市民に２・２・５号線にしてもいつになったら川崎街道まで行けるかわかりませんよ、とはっきりと申し上げなきゃならないのであります。あなたは都市計画を何にも、ほとんどしていなかった。していない言いわけに今度は特別会計をなくそうとしております。このような言語道断な条例改正は、都市計画税を納めている我々にとっては、許すことができないことなのであります。私どもは、そういう意味で、第６項の次に第７として、土地区画整理事業特別会計、土地区画整理事業というものを設けるように提案したわけであります。都市計画税を納めない諸君にとっては、都市計画というものがないんだろうと思っているに違いありません。しかし、納めている我々にとっては、都市計画税を納めるがゆえに、都市計画をやってもらえると信じ続けてきたのであります。このような改正は、あなたの行政姿勢を明らかに示し、しかも市民に対して、これから日野市には都市計画特別会計というのはないから、都市計画はできませんよ、という詭弁を弄する原因をつくるものとなるわけであります。

以上によって、この議案に対しては反対するものであります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これにより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、議案第９２号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託しておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査結果を御報告申し上げます。

総務委員会におきましては、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）のうち、歳入と並びに歳出の議会費、総務費、諸支出金、第２表債務負担行為補正の項を審査したものでございます。

歳入補正総額は９億5,093万5,000円でございます。補正額を加えますと歳入総額は320億8,971万8,000円となるわけでございます。

歳入の主たる内容といたしましては、法人市民税の増収などがあげられております。また、歳入に関する質疑の中では、歳入全般の見通しをもっと当初予算のときから明確にすべきではないか、あるいはまた債務負担行為の限度割合というものはどの辺に置くべきであるか、などが質疑をされました。

歳出についてでございます。歳出は市当局提案のときの提案のとおりでございますので、特に御報告するところはございません。ただ、質疑が行われましたところだけ、１点御紹介しておきます。

それは姉妹都市歓迎経費でございます。これは188万3,000円でございますが、来る１月４日、日野市の姉妹都市であるレッドランズのマーチングバンドが来るということでございます。１８３名の団体でございますが、そのうち大人が３０名ということでございました。これらの方々が参りまして、実践女子短大で日野市三中のブラスバンドなどとの交流、市民との交流が行われるということでございます。マーチングバンドに対しましては、レッドランズの市庁舎に日野市の特産品としてまだないものが羽子板だそうでございますので、これを記念として差し上げるなどの経費が入っているものでございます。

なおまた、第２表債務負担行為は、モニュメント制作事業に関するものでございます。これは、今、日野駅前にできているモニュメントの同規模の予算でございますが、事業が来年度までかかりますので、前払金を含めまして、その残り、債務負担行為として８４０万円を限度額とするものでございます。

総務委員会は慎重審査の結果、万場一致で可決といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算

（第３号）、歳出のうちの教育費につきまして審査の報告を申し上げます。

今回の補正は、教育費を2,411万9,000円増額補正し、教育費の総額６０億1,910万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、まず小学校費のうち学校管理費でございます。仲田小学校の電気料及びガス代と平山小学校のガス代等を合計した８００万円の追加でございます。

学校保健給食費２４３万7,000円の補正は、議案第９１号の先ほどの可決をされました議案と関連をしておりますが、学校保健法に基づき配置することが決められております学校医等の報酬の改定に伴うものが、主な内容となっております。

次に、中学校費では、学校管理費が６８５万円の追加でございます。古くなりました生徒用の椅子の買い替えや、来年度は生徒増が見込まれるということで、机、椅子の購入費、また一中、三沢中の給食業務による光熱水費の補正が主な柱となっております。

社会教育費の中央公民館屋上の防水改修工事６２０万円の補正は、中央公民館が昭和４１年に開館されまして以来、１８年が経過をしているということで、専門的にはかさぎと呼ばれる防水用のコンクリートの床が傷んだために、工事を行うためのものでございます。

以上が教育費の補正の主な内容でございます。

採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会は１２月１９日に開会をしたものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（市川資信君）　一般会計補正予算の厚生委員会における審査報告を申し上げます。

ただいま議題となりました議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）のうち、民生費、衛生費、消防費の委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は１２月２０日開催し、理事者より本件に対する提案理由並びに議案の内容等につ

き詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

まず民生費でございますが、補正前の額が５８億8,５３１万6,０００円、今回の補正額が5,８７０万9,０００円となっております。合計５９億4,４０２万5,０００円であります。

本件に対する質疑の主なものを概略申し上げますと、社会福祉費、精神薄弱者の扶助費３万5,０００円は夏冬期の見舞金品給付費、５人分の増員分でございます。また、心身障害者福祉施設にいきがい作業所つばさ学園施設、消耗備品費３００万円、また社会福祉法人日野市福祉事業団出資金３００万円などでございます。

次いで衛生費でございます。34億9,721万1,000円の補正前額に1,692万5,000円の補正をして、合計３５億1,413万6,000円とするものでございます。

質疑の主なるものは、新しくクレーンパッカー車の実験車の購入費と、それに伴うダストボックスの購入費であります。２６０個分でございます。また７８０万円がダストボックスで、自動車の６８０万円、クレーンパッカー車でありますが、これの購入費でございます。

３点目の消防費についての審査の経過を御報告申し上げます。

補正前の額が９億3,４３３万9,０００円に消防施設整備費３５０万円を補正し、　合計９億3,７８３万9,０００円とするものでございます。

当初予算に消火栓新設４８３万円、８基分の計上を見てありますが、６基分追加した補正分と維持管理費でございます。

以上、そのほか各般にわたり質疑がなされたのでございますが、細部については省略させていただきます。

本委員会は、採決の結果、民生費、衛生費、消防費とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（箙野行雄君）　それでは、建設委員会の審査報告を申し上げます。

一般会計補正予算のうち建設委員会に付託されましたのは、商工費と土木費でございます。

まず商工費でございますが、商工費は補正額が８５６万円、補正後の金額が１億1,５９５万6,０００円でございます。補正の主なるものは商工費のうちの商工振興費でございます。内容は保証協会の保証料及び中小企業事業資金貸付利子補給がそれぞれ２００万円と６０６万円増額になっております。理由は９月まで上半期の利用者増に伴い３月までの利用見込みで不足が生ずるので、おのおのその金額を補正増したということでございまして、特別質疑なり御意見はございませんでした。

続きまして土木費でございますが、土木費は総額３億7,４６６万3,０００円の補正増でございます。補正増を含めまして５７億1,４８９万5,０００円となっております。

まず、土木総務費でございますけれども、これは公共用地測量が２点ばかりございまして、補正増が３１３万9,０００円でございます。

次に、土木費のうちの道路橋梁費、３の道路新設改良費が１億9,８８３万円の補正増でございます。内容を申し上げますと、市民会館の前の交差点の改良、これが５７０万円、公有財産購入費といたしまして、道路用地1,５７９平米の買収、これは２か所でございます。１か所は、高校進入路、大里１号線ですか、それの買収に伴うものでございます。金額は１億１７６万円、これは公社で既に取得済みでございまして、公社より買収ということになります。次は、三沢１０号線でございます。これが既に工事も５８年度終わっております。道路認定も済んでおります。これも公社より買収するものでございます。これにつきましては、大里１号線は、高校用地の造成に伴って必要なものであるから、都で資金は負担すべきではないかと、こういうような質疑あるいは意見がございました。これに対して、これは市道であるから当然市の財政負担で行うべきというような答弁でございました。

次に、土木費のうちの都市計画費のうちの街路事業費でございます。これは２・２・５号線の用地取得に伴う物件補償でございます。これにつきましては、用地買収はいつするか、というような質疑もございました。全部用地買収が終わるのは６０年度ということになっておりまして、進行状況は５９年度で約６０％買収できる見込みだそうでございます。まだ問題といたしまして、１軒が移転先が未定ということと、他の代替地が未確定で、これも片づかない、この２点が６０年度へ繰り越すのではないか、というような説明でございました。

次に、同じく都市計画費のうちの公園整備費１億3,８２６万3,０００円の補正増でございます。これは多摩平２丁目地内緑地７２７.７平米の取得に伴う費用でございます。御案内かと思

いますが、多摩平第３緑地に続く土地でございます。単価は平米当たり１９万円だそうでございます。これについては現地視察も済ませております。質疑としまして、市の方針として現状用地のまま風致林として保存するんだ、というようなことでございましたが、何らかの整備が必要ではないかというような質疑なり御意見がございました。

あと、土木費のうち住宅費がございますが、格別申し上げることはございません。

以上のとおりでございまして、慎重審議の結果、商工費、土木費とも原案どおり全会一致で可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第９７号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９５号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　それではただいま議題となりました議案第９５号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の件につきまして、文教委員会におきます審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は１２月の１９日に開催し、教育委員会側より本議案の内容につきまして詳細に説明を求め、慎重審査を行ったところでございます。

本議案は、日野市立第二幼稚園の改築移転に伴い、別表第３にある設置場所を「日野市平山四丁目８番地の４」から「日野市平山四丁目２７番地の１２」に変更するものでございます。

なお、現在進められております工事は来年の２月に完成し、３月中に建物の諸検査を行います。また旧園舎の取り壊しも予定されております。４月１日から、新しい園舎の運用を開始する旨の説明がございました。

採決の結果、本件は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第９６号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第９６号、日野市立幼稚園の保育料の徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

○文教委員長（古賀俊昭君）　それではただいま議題となりました議案第９６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、文教委員会におきます審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、先ほどと同じ１２月１９日に開催をし、教育委員会の本議案の提案理由並びに内容につき、詳細なる説明を求め、慎重に審査を行ったところであります。

本件に対する質疑の主なものについて、概略を申し上げます。

日野市公私立幼稚園調整懇談会の格差是正についての結論は、いつごろまでにまとめられるのか。また、それに市の拘束をされるのか。あるいは公立幼稚園の消費的経費の３分の１相当額を父母に負担してもらう考え方は、いつごろ決められたものか。そして、その根拠は何なのか。など質疑がございました。調整懇談会の結論については、中間報告として来年の１月、この１月に５回目の会合が開かれ、そこでまとめが行われ、市長に報告がなされる、ということでございました。そして、拘束力については、いわゆる審議会の答申ではないわけで、すべて

にわたって拘束されるわけではない、という旨の答弁がございました。また、消費的経費の３分の１父母負担の考え方については、昭和５５年度の保育料の改定を行ったときに導入を行ったものでございます。この根拠につきましては、特に法的なものはない、という旨の答弁がございました。これらのほか、各般にわたりまして、当日配付をされ、また本会議でも要求が出ておりました資料等に基づいて、質疑がなされたわけでございます。細部については省略をさせていただきます。

以上によりまして質疑を終了し、その後、各委員より本件についての賛否の意見が述べられましたが、賛成意見としては、前回の昭和５５年度の改定時から４年が経過をしており、物価上昇等を考えれば、この際、受益者負担の是正を考えるべきだとして、武蔵野市の例などを挙げて主張がございました。反対意見は、何人かの委員から、私立幼稚園に対する補助金を増額して、いわゆる格差を是正すべきだ、あるいは幼稚園は現在義務教育化しており、父母負担の値上げの方法をとるべきではない、このような反対の意見が述べられたわけでございます。

採決の結果、本件は賛成者少数で否決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。一ノ瀬隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　この議案が文教委員会で否決された、という委員長の報告がありましたが、市長の与党として、非常に驚いているところであります。私ども革新クラブは、文教委員会には委員を送っていません。少数会派の悲哀を、今しみじみと感じているところであります。私どものこの議案に対する賛成理由は、後ほど福島議員が述べますが、委員長の報告では多数で否決ということでありますが、私どものほか、与党はいると思いますが、その採決の内容をお聞きしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　文京委員長。

○文教委員長（古賀俊昭君）　採決の内訳でございます。結論は今申し上げましたように原案否決でございます。反対者６名、賛成者１名でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　内容ということで会派まで示してほしかったわけでありますけれども、そこまで委員長のお答えがありませんので、それ以上聞かないことにしておきます。いずれわかることですから聞きません。

委員会では否決されたのでありますが、委員会で反対した会派が翻意し、この議案は恐らくこの本会議で可決されることになると思いますけれども、もし万が一否決された場合のことを考えて、質問をしておきたいわけでありますけれども、これは委員長というよりも市長に質問をしておきたいと思います。否決された場合、３月定例会で再度提出する気持ちがあるかどうか、この議案の正当性の発言も含めて市長に伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　原案を委員会審査において可決していただくために、なすべき我々の根回しと申しましょうか、努力不足がございまして、残念な結論になったということに対しまして、大変御迷惑をかけたと思っております。したがいまして、議員各位に御理解をいただきまして、今回の否決はやむなしとしても、３月の６０年の第１回定例会におきまして、再度御提案を申し上げ、ぜひ可決をいただくことを切にお願いを申しておきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　文教委員長。

○文教委員長（古賀俊昭君）　せっかくの一ノ瀬議員からの求めでございますので、心よくそれに応じて、反対の具体的な内容についてお答えをしておきたいと思います。

反対６人の内訳は、〔「賛成が先だ」と呼ぶ者あり〕賛成は大事にとっておきまして最後に申し上げます。反対は、日本共産党の議員団鈴木美奈子議員、それから公明党の夏井明男議員、新政会の滝瀬敏朗議員、同じく新政会の藤林理一郎議員、同じく新政会の馬場弘融議員、無会派の橋本文子議員でございます。なお、賛成者は市民クラブの飯山茂議員でございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　一ノ瀬議員のに関連しますが、また今、委員長の報告の中で、この幼稚園の子供を抱えている親にとっては、大変関心の深い改正条例の提案でありますけれども、それに対して、与党第一党の共産党も反対した、という今報告を受けましたですが、できますれば、その委員会での反対した論拠ですね、こういったものはどのような展開をたどったのか、御報告をいただければありがたいと思います。

それからもう１点は、この幼稚園の官民格差については、たびたび議論もされ、その是正を

求められているわけでありますけれども、この官民格差について、今回のように公立の値上げによってのみ官民格差の解消を図っていくつもりなのか、あるいはどのような形で私立、市立の官民格差を図っていくつもりなのか、そういう決意というか方向づけは、委員会で示されれば御報告いただきたいし、なければ市長より御答弁をいただきたいと思います。以上２点でございます。

○議長（高橋通夫君）　文教委員長。

○文教委員長（古賀俊昭君）　私の委員長として知り得る範囲におきましてお答えをいたします。先ほどの委員長報告の中で、数点、反対理由、賛成理由というのをあげたわけでありますが、さらにつけ加えて申し上げますと、例えば税の公平な配分ということからすれば、日野市立の、公立の幼稚園に対する、いわゆる税の過大な負担という指摘もあったわけですが、例えば病院やごみの収集等についても同じようなことが言えるのではないか、というようなことを挙げて反対の意見の論拠とされたこともございました。また、以前、５５年、前回の改定時にも、値上げについては反対をしてきたということで、一貫した姿勢を貫いているんだ、というような意味だったと思いますが、反対の意見としてございました。

また、調整懇談会の中間報告答申ではございませんが、報告というものについては、市側は拘束されないのだ、という意見もございましたので、その中間報告の原案も、資料として当日配られたわけでございますが、拘束力が弱いということであれば、必ずしもその方向での値上げというのは認めなくてもいいのではないか、そういうことも反対意見としてございました。

また、格差の是正については、今、小山議員もおっしゃいましたように、つまり私立幼稚園に対する補助金の増額をもって解消を図っていくという方法も１つである。また両者が歩み寄っていく考え方もあるということで、教育委員会からは、そうした考え方が示されたわけでございます。

また反対意見の中で、ある委員の方からは他市の例も引いて、いわゆる低額の保育料でやっているところもあるじゃないかということで、日野市もそれを見習って、この際値上げをすべきではない、というような御意見等がその他ございました。

以上、２点含まれていると思いますので、足りない点は教育委員会の方から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいまの文教委員長の報告、明快に答弁されましたので、それで十分でございます。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　９６号の日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正に対する条例の制定について、市長の提案に対し、文教委員会で我が市民クラブの飯山議員１人が賛成をいたしました。公私格差ある中で、この値上げ分を私立の幼稚園の方の補助に回すかどうかと、そういう委員会の中の審議がなされたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　文教委員長。

○文教委員長（古賀俊昭君）　今回の値上げ案によりますと、市の増収といいますか、その値上げによって入ってくる財源というのは、1,０５０万円という説明がございましたが、その行く先、つまり使途等については、具体的な議論というのは突っ込んでございませんでした。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　了解。

○議長（高橋通夫君）　ほかに、御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　この議案第９６号の日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正についてでございます。ただいま委員長の方から原案を少数をもって否決をしたという報告がございました。また市長からも、先ほど、今回は否決もやむを得ないかのような発言等もございました。〔「とんでもない」と呼ぶ者あり〕しかし、私はこの原案は、委員会等の中でも論議がされたと思いますけれども、現在の社会や経済の動向に関連しても、必要とする最小限のやむを得ない提案ではないかというふうに理解をしております。

日野市では幼児教育の重要性から、早くより公立幼稚園等の設立を図り、その施策の充実等に努力がされてきておりますが、私立の幼稚園にも大きく依存をしていることもまた事実でございます。例えば、園児数において今年度で比較しますと、公立が４７８名、私立が2,２４８名であります。実に８０数％の園児を依存しておるということでございます。また保育料の面

からは、議案提案時の説明もございました。私立の場合の父母負担が１２万円等に対し、公立の場合が７万2,０００円、これを必要とする保育料等経費の３分の１のめど、つまり９万円に改正提案をされることであります。応能、応益、こうした観点、さらには受益者負担の適正化、こういう面からも、必要とする改正ではないか、というふうに思います。しかも、特に経済的に負担の困難な場合等においては、就園奨励費の助成事業等も実施をされているわけでございます。もちろん、この公立あるいは私立とでは、経営の精神、あるいは経営の違い等もあることを承知をしておりますが、幼稚園教育を私立あるいは公立それぞれが協調と協力を深め、発展と充実を図ることが最も大切ではないかと思います。

私は以上の観点から原案に賛成であることを明らかにしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　革新クラブの意見を私の方から申し上げたいと思います。

大体、値上げということになりますと、できるならば値上げをしないで済めばこれが一番いいと、こういう基本的な考え方は持っておりますけれども、今回の市側の説明を聞いておりますと、それなりに納得できるし、ここでやらざるを得ないのかな、という判断をいたしますので、９６号の議案に賛成する立場で、意見を申し上げたいと思います。

第１点目は、先ほど文教委員長の報告にもありましたけれども、昭和５５年以来据え置かれているということの中で、どういう基準で父母の個人負担を決めているかという、その説明の中に、消費的経費の３分の１を父母負担にするというのを、昭和５５年の改正の時に、そういう目安を決めたんだという説明がありました。これは、特にそのことが正しいとか正しくないとか、いろいろな議論はあるかもしれませんけれども、前回、そう決めたと。そういう考え方に立って、保育料を決めたという、そういう経過はやはりある程度尊重されなきゃならんじゃないだろうか。その間、５５年以降、要するに物価上昇、そういった面も含めて、消費的経費が上がってきているということで、その３分の１に相当するものを父母に負担をお願いすると、こういう考え方につきましては、私としては理解をするところでございます。

さらに、その水準についていま１つ、三多摩がどういうような、近隣の市町村がどういうような水準にあるか、ということにつきましても、私ども議会は、やはりそこも無視できないことだろうと思います。私、文教委員じゃございませんので事務局の方から資料をもらいましたらば、三多摩２６市の中で日野を入れまして７市、公立の保育園があるそうでございますけれども、今回、日野は6,０００円から月額7,５００円にするということのようですけれども、先ほども話がありましたけれども、武蔵野市は昭和６０年、6,８００円から7,８００円にしたいと、それから６１年には7,８００円を9,０００円にしていくんだ、ということでほぼ合意がされているというふうに聞いております。それから、高い方から先に言いますと、多摩市では、５７年に7,５００円というのが決まっている。それから東久留米におかれましては、59年12月議会で6,０００円から月額8,０００円という改定がなされている。それから清瀬におきましても、既に8,０００円という水準である。低い方でいきますと、三鷹が５９年９月に4,０００円から6,０００円に改定されたということでありますから、現在の日野の水準に改定されたということになるわけです。府中につきましては、月額5,０００円で終わっているということで、三鷹、府中、こういうところの水準をキープできれば、非常に日野市もベターだと思いますけれども、他の残る多くのところが、既に今回日野が改定しようとしている水準よりも、高目のところにあると、こういう実態は、やはりこの地域の実態として完全に無視はできないんではないか、というようなことから、この今回の改正につきましても、やむを得ないという判断をするわけでございます。

それから、特に今回の改定の中で論議をされております父母負担の平準化ということが、その中にあるように思いますけれども、これにつきましても、やはり私立の幼稚園の方に補助金も出していくという中で、基本的な考え方として一緒にはならないかもしれませんけれども、私立の今まで貢献してきた幼稚園、先ほど中山議員の方からもありましたけれども、そういった多くの人が私立の方に行っている、というようなことを考えましたときには、ある程度父母負担の平準化という面からも、私立の補助を引き上げながら、今回公立の方の保育料の引き上げをする、ということにつきましても、前に言いましたように、他市の状況、そういったものを総合的に勘案して、この水準を考えたときに、私はやむを得ない処置ではないか、というような判断をいたしますので、この議案に革新クラブは賛成をしてまいりたいと思います。

聞くところによりますと、委員長の報告によりますと賛成したのは少数と、こういうことでございますけれども、ぜひ私どもの今の意見をお酌み取りいただきまして、各会派の皆様方もできるだけ御賛同いただきますようにお願いいたしまして、意見といたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　私は、この幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する案に対しまして、態度を留保するという立場から発言をさせていただきます。

５５年以来据え置かれていたということで、私はこの値上に対しましては、確かに消費的経費のこの父母負担、これは３分の１というのは当然というふうに考えております。が、しかし、また私立幼稚園に対する補助等もまた考えなければならない、という意味におきまして、これは非常に立場が中間に立って苦しいという意味におきまして、私は態度を留保させていただくということで、この議案に対しましては、退席をさせてもらいます。

以上です。

〔５番議員退席〕

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　日野市の公立の幼稚園の保育料の徴収条例の一部改正に対する原案に反対の立場から意見を申し上げます。

その意見を申し上げる前に、私、簡明に申し上げますけれども、先ほどの一ノ瀬議員から、質疑の中で、市長が議会に対するアプローチが足らなかった、ということを申されているようですが、私は、少なくとも理事者というのは、議会に、いわゆるこういう今非常に、何というか、庶民が経済的な負担が、公金の経済負担が大変だというようなときに、少なくとも値上げをしてくるというようなときには、議会にかなりの時間をかけてやってくるべきではなかろうかと。そうでなければ必ず通してもらうんだ、という不退転の決意を持たなければならないんではなかろうかと思います。そういう面では、文教委員会のかなりの慎重な審査の中で否決されたということを見れば、我が会派の人も反対という立場でいるんで、私、そういうことを申し上げます。

ただし、さきの委員長の報告の中に、この保育料を増額するという審議の中で、公立の幼稚園がもう、幼児教育というのは義務化の傾向にいるんだ、ということが出されましたが、私は、少なくとも義務というような問題は、現時点の中で国も都も議論されておりません。ただ、幼児教育の重要性であることは、無論、議論百出しております。その前に、まず公私立の父母負担の均一化を図る、負担の軽減化を図る、ということが一番大切ではなかろうか、ということを意見を付して反対といたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　今、石坂議員さんも言われましたが、私は、この案について、大変不思議な感じを抱いているわけです。昭和３６年です。日野市には幼稚園は宮村さんの経営されていた多摩平幼稚園１つしかございませんでした。私どもは、当時、非常に苦しい財政の中で、まだ国庫補助金とか文部省の補助金はなかった中で、やむを得ず第一幼稚園を昭和37年の４月１日開校、第二幼稚園を昭和３８年の４月１日開校、第三幼稚園を昭和４０年の４月１日開校と、ほとんど毎年公立の幼稚園をつくらなきゃならなかったのであります。さらに第四幼稚園、私の後を市長を継がれました有山市長さんは、第四幼稚園、また、古谷　栄氏は第五幼稚園をつくられてきた、と記憶しております。しかし、この程度で終わることができたというのは、この私立の幼稚園の方々の非常な経営と教育の情熱が、私たち日野市の市の税金の負担を軽くしてくださっている、そういうふうに理解せざるを得ないのであります。

市長は、お金が ― 今日野市は全国６５１の市の中で、ことしはベストファイブに入ります。１９１億5.０００万円もの市民から税金が市税として入ってくる。赤ちゃんも、お年寄りも13万4,０００円も税金を日野市に納めていらっしゃいます。だから、あなたはぜいたく三昧のことができるんです。日野駅前のモニュメント、１,２００万円かけている、税金を。また今度市民会館の前にも1.２００万円かけて、銅像か何かをつくるようです。しかし、今、例えば1,500円値上げしたとしても、１年に日野市立保育園に通う父兄から幾らとる、値上げで分捕ろうとする。計算してみると、８６０万円しかいただけないのであります。今、約500人、４７８人が日野市立幼稚園に通っておられます。この日野駅前の銅像の１つよりもはるかにお金は市へ入ってきません。しかも三菱銀行には６０何億円もの市民の税金が貯金されているではありませんか。

幼稚園に通わせる子供を持つお母さん方は、大変苦しい生活であります。子供を教育しなきゃならない。お兄ちゃんは小学校、お姉ちゃんは中学校というふうな状態の方が多いのであります。そういう方々の父兄、４０歳前後の家庭の父兄から、さらにお金を巻き上げようとする意図は許しがたいと思うのであります。この数字が、私立の幼稚園の方々の努力を示しているんです。ことしの５月１日現在で、日野市の市民のお子様が幼稚園へ通っている数は2,７２６人であります。しかし、このうちの８３％、2,２４８人は私立の幼稚園にお世話になっており

ます。恐ろしいことなんです。大変なことなんです。しかも日野市がつくっている幼稚園の園児１人当たりには、３０万円の費用がかけられております。ですから、日野市立幼稚園のお子さん方、園児は２３万円もの税金が注がれているのであります。ところが、私立の幼稚園の方々、経営者の努力は、大変なんです。日野市立幼稚園は、園児１人３０万円、私立の幼稚園は園児１人１８万円から２４万円というささやかな費用で教育が施されております。しかも、これらの費用の中で、税金を負担していただいているのは、日野市から３万円、東京都から３万円、都合６万円しか税金の補助が行われておりません。ですから、私立幼稚園へ通っている父兄、２千数百名の皆さん方は、年間１２万円から１８万円もの個人負担が強いられているのであります。これは入学金という名前、あるいはいろんな名目で、徴収されていることでしょう。教育に一番お金のかかる時期に当たる父兄の方々から、さらにお金をとり上げるということをお考えにならないで、私はモニュメントのような銅像をつくるなんていうことは、延ばしてもいいんです。三菱銀行に預金してある６０数億円の利息だけでも、３億円も４億円もあるじゃありませんか。利息だけでもです。しかも日野市は、１５万の全国の同じような類型都市では、全国１番のお金持ちなんです。全国１番の税収のある市なんです。こんな豊かで、こんなにお全が余って貯金している市で、何がゆえにわずかな値上げを ― しかし父兄にとっては、１万8,０００円というのは大変なお金です。教育の盛りの４０歳前後の御家庭からとり上げなければならないか、理解に苦しみます。

どうかひとつあり余っている税金であります。あり余っている税金を、どうか私立幼稚園の ― 市立幼稚園は父兄負担７万2,０００円です。ところが私立の幼稚園の父兄は、１２万円から１８万円ものお金を負担しております。どうか私立の幼稚園の方々、2,３００名の御家庭にあなたが御配慮賜ることを祈っております。よって、原案に反対いたします。意見です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は否決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第９６号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は否決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後６時２７分休憩

午後７時３９分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第９３号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（市川資信君）　議案第９３号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本件は、日野市立ひの児童館七小分室の次に、日野市立みさわ児童館三沢台小分室を加えるものであります。住所は日野市百草８９７番地の１１２、三沢台小学校に５９年９月１７日より開所した学童クラブであり、１８番目の児童館でございます。建物は９１平米、敷地231.61平米、定員４５名、現在在入所者２２名でございます。

本委員会は採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

引き続きまして議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本件は南平こども広場、南平８丁目１４番地の項を削除するものでございます。場所は南平代々木ゼミ東側に位置し、所有者は平山の鈴木義一さん。市では１０年前より使用させていただいていたわけですが、今回家庭の事情によりまして、所有者より返還を求められております。

既に本年１０月３０日をもって返還済みであるとのことであります。委員会においては、この地域の子供広場をなくすことについて問題はないのか、等の質疑がありましたが、昨年、この先２００メートルぐらいの所に、２００平米ですが、コミュニティ広場が完成されたので問題はない、とのことでありました。

委員会においては、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　議案の９３号の市立児童館の設置条例に関連をしてでありますが、この際、市長の方にひとつお願いをしてまいりたいというふうに思います。

議案の提案にも見られますように、分室を含め１８の児童館ができたわけでありますが、中でも分室としての学童クラブの施設については、その一定の整備への努力がされてきておることに理解をしておるわけであります。しかし、児童館と分室としての学童クラブの対象とする児童、生徒や、運営の内容にはかなりの違いもあります。この児童館活動は地域の生徒、児童等の活動の拠点とし、さらには健全な育成、発展、相互交流の場として大切な役割を担う事業でもあります。そのためにもこの事業の一層の充実と発展を期待しているわけでございますが、こうした観点から、現在児童館としては４つしかありませんが、これまで言われてきておりますように２つの小学校区、あるいは１つの中学校区、こういうふうな単位の中で全市を網羅した中での地域的な適正な配置、こういうことを重点的に施行することが大事だろうというふうに思います。そのためには、単なる公有地があるからとか、あるいは用地確保が困難だからと、こういうふうなことだけでなくて、そうしたあい路等を十分克服して、さらには現在地域的に公共、広域施設等が乏しい、ない、こういう所に重点的な配置等の努力をする必要があるというふうに思います。

そうしたこととあわせて、学童クラブ等も年々成熟してきておりますけれども、まだ入れない人たちも数名おります。さらには内容の充実、こういう面から小学児童の３年を４年生までぐらいに引き上げる、こういうふうな内容についても、今こそ研究、検討するときではないかと思います。

以上、児童館事業への一層の努力をこの際お願いをして終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御意議ないものと認めます。よって、議案第９３号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９４号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９８号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第１０１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１０３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（市川資信君）　議案第９８号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,６３７万2,０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２７億9,４１７万円とするものでございます。

委員会における主なる質疑を概略申し上げますと、老人保健医療費拠出金国庫負担金3,328万1,０００円の減額は、法改正のため、制度が変わったための減額補正でございます。また国庫補助金、調整交付金4,６２８万9,０００円は、退職者医療制度実施に伴う被保険者数のばらつきによる調整交付金であります。

本委員会では、これらのほか各般にわたり審議いたしましたが、それらは省略させていただき、採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

引き続きまして議案第１０１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,６０７万7,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億9,８６０万1,０００円とするものでございます。

委員会における主なる質疑は、区画整理に伴う道路建設工事が、遺跡調査進行のおくれ等から、工事の遅滞を来したものでありまして、東京都の方針として、１２月時点で未使用額は返済する、との基本にのっとって減額補正するものであります。

採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

議案第１０３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,７２６万1,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２５億7,６９７万円とするものであります。

委員会における主なる審議内容を概略申し上げますと、老人保健の昨年度4月から１０月の同期比で、本年は金額において2.１５倍、件数で2.5倍の伸びでありますが、今回の補正は補装具、看護料等の現金給付にあたる項の補正であります。

本委員会では、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　質問は、国民健康保険特別会計補正予算、９８号です、この総務費の１２、１３ページのうち一般管理費の中で退職者医療制度実施に伴う臨時職員の雇い上げについてのこの問題について、委員会として質疑がなされたかどうか。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（市川資信君）　審議なされております。説明申し上げます。総務費13ページの退職者医療制度実施に伴う臨時職員雇い上げ２４万6,０００円の項だと思うんですが、この項は、１月から３月まで雇い上げ分の１名分の１日3,７００円を基本にした金額であります。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　これに関連して、私は一言お尋ねしたいんですが。

新しい、これは施策であります。それで、夕べ、昨晩、渡辺元厚生大臣があるテレビ番組で、役所は仕事の上で一第忙しいピークを基準にとっている。民間ではその中で一番利潤を出さなくちゃいけないんである基準をとっていると。その面で、こういう問題ですね、やはり新しい施策ができるから、すぐこの臨時雇を雇って仕事にするんだと。内部努力だとかいろいろのことをやってみて、どうしても忙しくてできないという点ならばいいと思いますけれど、そういうことじゃなくて、いろいろ決める場合は、もうとにかく我々が考えるのは、実施する前に、もうこれは必要なんだというような考えを持ってあるんじゃないかと、そう思いますので、この点、理事者側として、どのような考えで、雇いはたった3か月ですけれども、この点についてどういう考えの上で雇い上げを決定したか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

この臨時雇でございますけれども、ただいま御指摘のように、決してただ単なる事務がふえたからということでふやしたのではございません。一応内部努力した結果でございますけれども、どうしても事務が追いつかないということでございます。何分とも御了承いただきたいと存じます。

○議長（高橋通夫君）川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　わかりました。これをもとに、これからいろいろ施策はあると思います。やはり内部努力を十分検討していただいて、人員または職員の雇い上げについては、やはり慎重にしていただきたいと思います。

以上。

○議長（高橋通夫君）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この前、私、議案の御説明のときに市民部長にお聞きしたんです。自民党政府は、いわゆる勤労者の退職された方々、この方々の健康を保障するために退職者医療制度というのを実施したんです。そうして、この補正予算に出ているように、4,600万円もの国庫、国からの交付金が日野の健康保険組合に入ってきたわけであります。

そこで、もう既に実施されていることですから、ことしは年度の途中からこれが実施されるわけです。来年は１年間通して勤労者の方々で退職された方々についても十分なる医療保障をしよう、ということになるわけですが、１年間に大体この退職者医療制度が行われた場合は、

年間、どのくらい国からの国庫支出金があるのか、これを質問したわけですが、そのとき市民部長は、御回答になれなかったわけであります。そこで、私が市民部長にお聞きしたことを、もう約1か月ぐらいたっておりますから十分お調べになっていただけたと思うんですが、委員会の中ではそのような御審議がなされたかどうか。委員会で審議があったらその内容を教えていただきたい。なければ理事者の方でお願いします。

○議長（高橋通夫君）厚生委員長。

○厚生委員長（市川資信君）　金額云々というよりも、部長、また私ども答弁に立ちました保険年金課長等の質疑の中で、古谷議員の本議会提案時の質疑のように、私がまた委員長報告でもありましたように、この制度が、非常に新しい制度で、予想を非常につかみにくい。例えば国の当初予想は４００万人を予想しておった。しかし、現実に２５０万人であった。なおかつ日野市でも国と同じような比率で当初の予想を下回った。例えば日野市で本人が1,624人、被保険者が８４２人、合計2,４６６人という数値は、大体国の基準と同じであったというようなことで、またばらつきの補正等の中で、金額等は提示されませんでしたが、現在、これが１年間経緯するまでなかなか数字がつかみにくい、そういった答弁でございました。

それ以上については、理事者より答弁させていただきたい、かように存じます。

○議長（高橋通夫君）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私がお聞きしたのは、ここに予算に出ていますから、最近１０月分か９月分かわかりませんが支払いが来ていると思います。国の方 ― 国といいますか何といいますか。ですから、それを１カ月分を１２倍すれば約１年間の予想がたつわけです。それで、この退職者医療制度実施に伴って支出された金額は１か月幾らになったか、あるいはそのうち今度国庫公付金が幾ら来たか。これは１２倍すれば１年分になるわけだ。その点市民部長から説明してもらいたい。

○議長（高橋通夫君）市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

１０月の実績が、１２月の半ばに参りました。それによりますと、１０月分でございますが件数として1,１４０件、金額で1,８２２万1,４９２円でございます。１件当たり１万5,９８３円でございますけれども、当初予想しておりました以上の、はるかに下回る数字でございます。この１か月分でちょっと１年分を想定するのは若干困難でございますので、ただ単に１２倍というわけにはちょっとまいらないかと思います。したがって、また国の補助、負担金でございますけれども、現在の段階では申しわけございませんけれども正確な数字をつかんでおりませんので、よろしく御了承をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それでは市民部長にお聞きしますが、あなたの方で予想した件数及び金額は幾らだったのか。私は、この退職者医療制度の実施に伴う市民部長の、あるいは日野市長の市民への啓蒙開発活動、いわゆる市民にこういう新しいいい制度ができたんだと、自民党のおかげでできたんだ、ということを十分徹底させる必要があるんじゃなかろうかと思っているわけですが、その点はどのようになさったか、ひとつ理事者の方から説明してもらいたい。

○議長（高橋通夫君）市民部長。

○市民部長（藤浪竜徳君）　お答えいたします。

まず予想でございますが、金額といたしましては見込みが３億6,４００万円 ― 年間でございますけれどもそれの半分ということでございます。で、そのＰＲでございますけれども　これは保険の、いわゆる保険年金者、いわゆる共済組合からそういったところから共済組合からいわゆる国保の連合会を通じて私の方へリストが参ります。そのリストによりまして、本人に通知をするわけでございますけれども、この通知によっていたしました方が、すべて入っております。したがって、漏れというものはございませんので、特にその辺の辞退というようなことは全くありません。こちらから呼びかけたものについては、すべて入っておりますので。ただ加入が少ないというのは、その辺はちょっと数字的にうまくつかみ切れなかったものがあるんじゃないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは非常にいい結果が出ているわけなんです。はっきり言えば退職される方が非常に少なかったと、こう理解できるわけです。いわゆる日本の経済活動が非常によく、退職者、失業者がいなかったと、思いのほかいなかった、半分しかいなかったということをあらわしているんだろうと思うんで大変結構なことだと思いますが、ひとつ十分こ

の新しい医療制度を退職者の方々が利用できるように今後とも望みたいと思いますが。

質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　退職の件については、ただいま申し上げましたので、さらにつけ加えません。

私はいつも大変に心を痛めておりますのは、老人保健でございます。この老人保健の特別会計のお金は、どこから出ているかということを見ますと、国庫補助金が5億1,000万円、国から出ております。東京都から1億2,800万円、日野市から1億2,800万円、支払基金から18億円、都合25億円がこの老人保健に支払われるお金の元費となっております。私は、市の負担がばかに少な過ぎるということをいつも予算で主張し続けてきたのであります。日野市のお年寄りは、日野市がもっと負担して見てあげたらどうかと。まあ、現在、一部負担が実施されております。私どもは、この一部負担は全額日野市が支払え、ということをいつも叫び続けてきておるのであります。

日野市は日本一お金持ちであり、税収が多いのであります。赤ちゃんもお年寄りも含めて、どの市民も一人当たり13万4,000円という税金を日野市にお払いしております。だから毎年20億円もの貯金が三菱銀行にできるのです。私どもは、この老人の特別会計において、お年寄に対して年間少なくとも2万円から3万円のお見舞金を差し上げたらどうかと。健康な方はお使いにならなくても御自分の健康の足しになっていただけばいいんです。また御病気になられた方々は、医療負担の一部にお充てになっていただければありがたい。3万円負担したとしても2億円程度のお金で済むわけであります。ひとつこういうふうな問題を、こういう予算の提出の際に、今後とも十分考えて進めていただきたい、このことを意見として申し添えておきます。

終わります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。

本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第98号、昭和59年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第101号、昭和59年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第103号、昭和59年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第109号、南多摩斎場組合への加入の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（市川資信君）　議案第109号、南多摩斎場組合への加入について、地方自治法第286条第1項の規定により火葬場施設として南多摩斎場の設置、管理、及び運営に関する事務を共同処理するため、昭和60年4月1日から次の規約により南多摩斎場組合に加入するための議案であります。委員会における審査の経過並びにその結果を概略申し上げます。

まず第2条、組合は、八王子市・町田市・多摩市・稲城市及び日野市をもって組織する。第4条において、組合事務所は、東京都町田市上小山田町2,147番地に置く。第5条の2項に組合議会の議員の定数は10人とし、組織市からそれぞれ2人を選出する。第9条において、組合に管理者1人、副管理者4人、及び収入役1人を置く。これには各市の市長がこれに当たっているものでございます。なお収入役は町田市が担当いたしているとのことでございました。

これらのほか、各般にわたり質疑をなされたのでございますが、細部については省略させていただきます。

採決の結果、本件は全会一致原案のとおり可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　私は、この案件が提案されましたときに、市長にお聞きしたんです。今までは担いでもリヤカーでも日野の火葬場までは我々は行くこと、遺体を運ぶことができた、御遺体を運ぶことができたんです。今度のこの斎場は、担いだり、あるいはまたリヤ

カーで行くことは不可能であります。その上に、私はこの斎場には多摩市の前市長さんであります富澤政鑒氏のお葬式のときに参りました。多摩市からも大変遠いのであります。上小山田といいますと町田でも外れであります。戦車道路の山を越えて向こう側になっております。このような遠い所まで日野市民が火葬に行かなければならない。このような事態に追い込まれた責任は、森田市長にあるわけですが、（「とんでもない、言いがかりだ」と呼ぶ者あり）私は森田市長を責めるだけじゃないんです。市民にとっては大変な負担増がお葬式の際発生したということになるわけであります。恐らく霊柩車をお願いして、あの延々と６里もの道を運ばなければならないだろうと思います。そうすれば、その霊柩車にこ従する車の代金もばかにできません。私は、この加盟することに反対するわけじゃありませんけれども、霊柩車ぐらいは日野市が負担していただきたい。このことを強く希望いたしまして本案件に対する意見といたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第１０９号、南多摩斎場組合への加入の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９９号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１００号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１０２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（旗野行雄君）　それでは建設委員会に付託されました議案第９９号、

１００号、１０２号について審査報告を申し上げます。

まず、日野市都市計画事業特別会計補正予算でございます。補正額は歳入歳出とも 1,０２０万6,０００円でございます。補正後の歳入歳出の総額は１０億4,１１６万8,０００円となっております。内容でございますが、歳入は繰越金増ということでございます。歳出につきましては、主なるものは豊田南地区区画整理業務1,０００万円ということになっております。主なる質疑としましては、豊田南地区区画整理業務の進行状態はどうかと、こういうような質疑がなされました。現段階では、都市計画決定を都の審議会へ上程されていると。アセスについても同じような結果だそうでございます。それでは 1.０００万円の委託料はどのように使うのかということでございますが、基本計画作成のための新都市建設公社への委託料だという説明でございました。慎重審議の結果、全員一致で原案どおり可決と決定いたしました。

次に下水道事業特別会計補正予算でございます。この特別会計につきましては、歳入は変更ございません。都市下水路費から下水道建設費への款項の組み替えということでございます。

内容を申し上げますと、まず減の方でございますけれども黒川都市下水路付帯工事2,０００万円の減、これは道路本復旧について当初の予定よりも工事費がかからなかったと、こういうことだそうでございます。増は、南多摩処理区実施設計1,３７０万円ということでございます。大栗４号処理場分区実施設計の実施に伴うものでございます。この処理区の工事が来年度着工ということで、実施設計も本年度に繰り上げて実施すると、こういう事情になっております。

審査の結果、この補正予算案につきましても、全会一致可決と決定しております。

次に農業共済事業特別会計補正予算でございます。この補正予算につきましては、計数整理、それから国の補助額決定、それから後の議案に出てまいります無事戻金の払い戻しに関連しております。

別にさしたる質疑もなく、原案どおり可決と決定しております。（「審議してないじゃないか」と呼ぶ者あり）

以上でございますのでよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　都市計画事業特別会計の中の一番大きな今回の補正でございます豊田南地区区画整理の業務の委託料につきまして、関連してお聞きしますが、建設委員会にただいま第一豊田荘の住宅地域を除外する請願というのが、この事業にかかわって請願で出

されているわけですが、今回基本計画の作成に当たって、この地域から出ております請願との兼ね合いを、どのように委員会でお考えの上議決に持っていかれたのか。この請願とのかかわりについて、基本計画作成ということを絡んでくると思いますので、委員会の中でお話が出ておりましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　ただいまの、第一豊田荘の区域から除外してくれという請願ですが、継続審査になっております。それと基本計画作成との関連という御質問でございますけれども、直接その関連については、別に質疑はなされませんでした。ただ、第一豊田荘の区域は、地域の中でございますので、区画整理の実施について、これを除くということは不可能であろうという観点から、継続にはなっておりますけれども、請願の取り扱いとしては、紹介議員を通じて、請願者に取り下げを働きかけてもらいたいと、こういうふうな経過になっております。

詳しくは担当部長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは、ただいまの御質問につきまして、私の方から補足してお答え申し上げます。

第一豊田荘につきましては、ただいま建設委員長の方からお話がありましたように、豊田南地区の区画整理の区域の中に入っておる既成市街地でございまして、ここを外すということは、区画整理上はどうしても無理がある。したがいまして、今後、事業の中に一応入っていただくということで、大方の了解は取りつけてあると私どもは解釈しております。

今後の方向としては、できるだけ既成市街地の中の道路は現状のままで今後も存置をしていく。ただ、部分的に隅切り等はやはり行われなきゃならないだろうと。それと、街区はいじらない、現状のままということでございますので、したがいまして、家屋の移転もほとんどないと。ただ一部２・２・３号線の既に都市計画決定されている道路を従来の線からさらに線路側の方にふることになっております。したがいまして、この関係で、やはり住宅地の中の何軒かは今度新たに移転という問題が出てくる。その点が、請願で現在まだ地域の方の一部 ― 本当の一部でございますけれども、いろいろと御意見を申し述べられているのが現状でございます。そのような方につきましても、私ども、今後、この事業を進めるに当たりましては、十分お話

も進めてまいりますし、また御理解も取りつけていきたいと、かように考えているわけでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　まだ数人の方だということでございますが、一応了解をされている方が徐々にふえてまいりましたので、少数のお立場に立っておられると思いますが、いまだに　画整理事業によって得られるその方のメリットというものが、十分理解されずにいろいろ不安をお持ちの部分もまだ残っているわけでございますので、今後、小宅地の対象者に対しては、さらに重ねて十分な理解が得られるように努力をお願いしておきたいと思います。

それから、豊田駅の、今、南口の階段を下りましたところの前の空き地に、ビルの建設が、基礎工事が始まって、これから行われようとしておりますが、区画整理の区域内に、しかも駅前にあれだけの堅固な基礎を持ったビルが建設されるということになりますと、地域の方が区画整理の進展についても、いろいろまた疑問をお持ちになって、混乱といいますか、事業の支障がここで生じるのではなかろうか、というふうに思いますが、あの建物の建築に際しては、市の方でどのような対応をされたか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

豊田南口の駅前、階段をおりたところの角地でございますが、ここは市内の、市民の方がお買いになった土地でございまして、そこに、当初、私どもの方に照会ございましたのは、６階建てのビルを建てたいということで、開発指導要綱に基づいて、いろいろ事前の御相談があったわけでございます。ただ、あそこの角地が、将来は計画といたしましては、駅前広場になる地域でございます。したがいまして、できるだけ今後の区画整理事業、あるいは市街地再開発事業を計画中であるので、ひとつ御協力を願いたいということで、その土地の所有者の方と再三にわたってお話し合いを重ねてまいりました。現在では、２階建て、仮設店舗という形でもって、とりあえず暫定的にそこでお店を開くために、必要な面積だけの建物を建てるということで、ご理解をいただいたということでございます。現在の都市計画の決定が、区画整理あるいは再開発事業としてはまだ決定されておらない。しかし、従前からございます計画道路の範囲内に入っているところは、今回の建物を建てる所へ一部除外するということで、セットバッ

クをいたしまして、建物を建てるということで了解をしてございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう１点だけ確認させていただきたいと思いますが、区画整理事業の区域内に入り、しかも駅前再開発事業の対象にもなり得る場所で、あれだけの建物を新たにおつくりになるということでありますので、市の方では、土地の購入についてお話をされたのではないかと思いますが、持ち主の方の御了解が得られれば、当然市の方で私は購入すべき土地であったのではなかろうかと思いますが、その辺のお話は現になさったことがあるのかどうかですね、確認をしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

この土地につきましては前の前の所有者のときからずっと市に売ってほしい、という御要望をしてまいりました。今度の新しい所有者の方にも、その点は何回となくお願いしたわけでございますが、ここに建物を建てて他に売却するということではない、自分がお店を開くということなのであるから、売却はできません、ということでございました。そこで、それでは現在の計画の範囲 ― 計画というのは道路計画の範囲内でセットバックして、高層の６階じゃなくて２階として建てていただきたい。今後、区画整理事業あるいは再開発事業が進展する段階では御協力をいたします、という文書もいただいてございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　了解。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第９９号、昭和５９

年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１００号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１０２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０４号、市道路線の一部廃止、議案第１０５号、市道路線の廃止、議案第１０６号、市道路線の認定の件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（旗野行雄君）　それでは、議案第１０４号から１０６号までの審査報告を申し上げます。

１０４号は市道路線の一部廃止についてでございます。

５路線、一部廃止路線がございますが、台坂１号線、これを除きまして、そのほかの路線は多摩テックの敷地内の路線でございます。

台坂１号線は程久程の７４６番地の１でございます。これは説明図がございますが、ごらんいただきたいと思いますが、この地点にございまして、現況廃滅ということで、隣接の道路と事実上つけ替えということでございます。

池ケ谷戸１号線以下全部で４路線は多摩テック内の敷地内にございます、いろいろの事情で手続きがおくれたわけでございますが今回 ― 後ほどの廃止議案についても関連がございますので説明申し上げますが、道路用地あるいは公園用地と等積交換という形で処理するようになっております。

続きまして１０５号議案でございますけれども、市道路線の廃止についてでございます。

窪田５号線、これは三沢中学の敷地に隣接した路線でございますが、今回三沢中学校の校地拡張に伴い廃止とするものでございます。

池ケ谷戸４号線以下３路線は、先ほど申し上げましたように多摩テックの敷地内にある路線でございます。

現地調査もいたしましたが、この１０５号につきましては原案どおり可決と決定いたしました。

続いて１０６号でございます。道路認定の議案でございます。

これは豊田１４０号線、１４１号線、１４２号線です。現地調査もいたしましたが、開発行為に伴いまして、市に帰属するということになっております。

これも原案どおり全員一致で可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　建設委員長に、このことと、ずばりではないんですがお聞きしたいと思うんですが、過去、日野のこの多摩テックの廃道のつけ替え等に関しても、もう20年くらい経過しているわけですよね。そういう中で、このころのいろんな状態からいってやむを得ないと思うんですが、例えば道路なんかも実際には寄付行為、市に移管の手続きが終えないとか、こういう開発行為なり等で、まだこういう手続きの終えないところがあるのか。大体私は４６年ぐらい以降はこういうものはきちっと法の管理のもとに少ないんではなかろうかと ― 全然ないとは言えない ― なかろうかと思うんですが、その以前の、道路が拡幅してあるけれども、いろんな市に移管等の手続きが終えていないとか、こういうことの問題がどのくらいのめどで全部完成されるのか。さもなきゃ、もう終えているのか。その辺のところの、まあこれに関連して審議がなされたとすれば、委員長からお答え願いたいし、またそうでないとすればですね、担当の部長からお答え願いたいと、こう思うんですが。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　ただいまの石坂議員の御質問でございますけれども、建設委員会で、その点について質疑がなされました。大きな工場とか、企業内にとり込んである路線の整理ということは、一応全部済んでいるというような答弁でございました。今、問題になっているのは、オリエント時計関連の道路がございます。これは今整理中でございまして、多少時間がかかりますが、６１年度内には全部終わる、というような答弁でございました。いま１つですね、日野自動車の緑ケ丘第二社宅、これに関連で多少問題があるそうでございますが、これも現在整理中であるということで、間もなく終了するんではないか、というような答弁でございました。つまり廃道ですね。つけ替えだと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば、承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第１０４号、市道路線の一部廃止、議案第１０５号、市道路線の廃止、議案第１０６号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（旗野行雄君）　議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付について建設委員会の審査報告を申し上げます。

この案件は、日野市農業共済条例第３６条の第１項第１号及び第２号並びに第８８条の２３第１項第１号及び第２号に規定がございまして、無事戻金の交付については議会の議決が必要となっておりますので、今回提案されたものでございます。

内容を申し上げますと、水稲につきまして２６万４２４円の無事戻金、陸稲につきまして7,７４１円、麦につきまして3,８９２円、園芸施設共済につきまして1,１７５円ということで、総額２７万3,２３２円となっております

審査の結果、全会一致で原案どおり可決を決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第１０７号、農業共済無事戻金の交付の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第５９－２２号、「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の請願審査について御報告を申し上げます。

請願第５９－２２号でございます。これは、件名が「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願でございます。請願者は日野市日野本町の八王子青色申告会日野支部を代表される古谷善八郎さんでございます。

総務委員会ではこの請願趣旨をるる審査をいたしました。請願の趣旨といたしましては、現行の固定資産税制の中で、固定資産税がアップするときは、一律にアップするという方向になっている。画一的な課税の仕組みになっている。こういう点が指摘をされております。そして、来年度、この土地価格の評価替えが上昇という方向でされることが伝えられているというわけでございます。そのような際に、大企業の保有する土地や、売買を目的とした投機的土地とは異質のものについて、請願が出ているものでございます。それと申しますのは、小規模な居住用土地、２００平米から３００平米以下、あるいはまた事業用の同じような小規模の土地についてでございます。このような土地については、庶民の生存権的財産ともいうべきものである。こういうことでございますので、この小規模土地については、土地価格の評価替えに伴って、固定資産税の増税をしないようにしてほしいという請願でございます。

総務委員会ではこの点についてるる審議をいたしました。そして市当局に質問もしてみたわけでございます。市当局の答弁では、固定資産税の増税については、市でも裁量権というものが極めて小さいということでございました。

私ども総務委員会は、そのような中で、これは政府に意見書を出すというような手続きをとるべき性格ではないか、というような協議などもいたした次第でございます。

そういう中で、採決を行いました。１人の方が、この請願の趣旨には賛成であるけれども、文章上、多少の疑義があるということで、保留ということでございました。そのような結果、採決は６対１の多数決で請願を採択と決定した次第でございます。

その後、総務委員会では、地方自治法の第９９条第２項に基づきまして、この規定を利用して、政府に意見書を出そうではないか、ということに協議をいたしました。そして意見書の案文を審査する中で、全会一致で意見書を提出しよう、ということになった次第でございます。

これは、本日配布されております議事日程表の第９号の中、日程第６８といたしまして、議員提出議案第４７号として後ほど提案される予定でございます。タイトルは、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止を要望する意見書となっております。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第５９－２２号「土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止」に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５９－２４号、日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の請願審査の結果を御報告申し上げます。

続きましての請願は、第５９－２４号でございます。日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願でございます。この請願者は、日野市多摩平の本田和子さん外9,３１４名となっております。

請願の要旨は、現在、私立幼稚園に通園している保護者の負担、この問題で、負担の軽減の措置をさらにとってほしい、ということでございます。そして、日野市が公的な幼置園の教育に力を入れていることを評価しつつも、公私の教育費の負担が同額となるようにという請願趣旨でございます。

総務委員会では、これについても慎重なる審査をしたわけでございます。そのような質疑の中で、明らかになった点だけを簡単に御紹介を申し上げます。

その１つは、現在の補助金の状態でございます。これは、私立については４歳児、５歳児は東京都から2,５００円、日野市から2,５００円、合わせまして、月5,０００円の父母負担軽減

費が支給をされている。年間では６万円ということでございます。また、そのほか無認可幼稚園等にも同様な形、またはそれに似た形で補助金が出されている、ということが明らかになりました。

それから、それではその補助金を支給している私立幼稚園の実態、園児数などはどうなっているか、という質疑が相当行われたわけでございます。しかし、これは私立幼稚園協会等の事情などによりまして、昭和５９年５月１日現在の園児数の集計のみ資料として提出、という状態でございました。その結果によりますと、私立幼稚園に今通園している昭和５９年度５月１日現在の数は、３歳児１６４人、４歳児1,０５８人、５歳児1,０２６人でございます。合わせまして2,２４８人でございます。そして、この父母負担軽減費のほかに、就園奨励費というものも政府等を通じまして、支給をされていることも明らかになりました。これは、生活保護世帯には月5,０００円の父母負担軽減費とは別に、年間１０万4,０００円、税金の均等割世帯については、年間８万1,０００円、なおまた税金９万円以下の世帯については、４万7,０００円、そして、この世帯数は先ほどの園児数のうち７７５人が支給をされているということでございました。そして、この就園奨励費は主として入園料等に父母は充てているらしい、というような調査結果の報告があったわけでございます。

なおまた公立幼稚園については、先ほども審議をしましたので、簡潔に申し上げます。公立幼稚園は、去年１人当たりの市の税金を使っている金額が約３０万円、その前は約２７万円、園児数が減って現在はそういう金額になっている、ということでございます。そして、そのうちの８２％が人件費で占められている、ということが明らかになったわけでございます。

このような点について、どういう公私格差があるか、ということでございますが、総務委員会の質疑の中では、私立の場合は父母負担が１８万円、これが１人当たりの経費というふうに考える結果となったわけでございます。そして、先ほどの月5,０００円がございますので、６万円の父母負担軽減が行われ、実質負担は１２万円である。そういうのに比べまして、これは教育委員会の考えということで明らかにされたわけでございますけれども、消費的経費、人件費を含むうちの３分の１は父母に負担してもらいたい、というのが教育委員会の考えである、ということが明らかになりました。そういう点を格差としては明らかにしたわけでございます。

それから最後に、私立幼稚園にも独自性というものがあって必要ではないか、ということも論議がなされたわけでございます。それは設立の趣旨等から、そういうことが言えるのではないか。あるいはまた、私立幼稚園、無認可幼児教室等の幼稚園、公立幼稚園等の適正配置については、市に権限があるのか、というような質疑もなされました。この点については、市には保育園等と違って、私立幼稚園等を適正配置などどいう権限は一切ない、ということなども質疑の中で明らかになったわけでございます。

慎重な審査の結果、総務委員会は全会一致でこの請願を即日採決しようではないか、ということになりまして、全会一致で採択を致しました。そして、理事者当局に、一刻も早い補助金の増額をと総務委員会からお願いをした次第でございます。

以上申し上げまして、この件の審査結果を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君

○２８番（石坂勝雄君）　３点ばかりお聞きしたいと思うんですが。

１点は、今委員長の報告で、公私立の父母負担を同額にするということを今報告されているんですが、この請願には、別に価格は明記されていないんで、この同額ということは、そういうことは何ぼしたら同額になる、というようなことが審議されたかどうか、１点

それから、就園奨励費というのを、今委員長の報告になり、父母がそれを入園費にお充てになっていると言うんですが、私立の入園料というのは、お入りになるときに徴収していると私は理解しているんですよ。そういうのは、就園奨励費というのは入ってから少なくとも１年間に２回、９月と例えば１０月とか３月です。こういうような期間に来るのにですね、そういう ― さもなければ１０月に一遍なら一遍に全部来て、ある場合なら月割計算にもしてくれると、所得によってですね。そういうふうに理解しているんですが。入園料に充てるという意味はどういうことの中で御審議されたかどうか。

それから、いま１点は、市の私立の適正配置等には全く権限がないからどうの、というようなことですが、私立の少なくとも認可を得ている幼稚園に対しては園則等なり設置のいろんな ― 設置の認可というのは知事の権限に属すると思うんですが、園則の運営等に関する権限というのは市長の、知事の委任事項となされているんでその辺のところなんかがどう御審議されたか。

以上、３点をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　まず補助金増額の金額の見通しについてでございま

す。これは質疑を行いました。その結果、市当局は金額は確答はいたしませんでしたけれども、増額という方向で決意をしている、という答弁であったわけでございます。金額は明らかになりませんでした。

次に第２点の就園奨励費の父母の利用の仕方でございます。これは質疑の中で、教育委員会の答弁をそのまま私どもが承認したとかどうとかということではなく、判断の材料にしたという趣旨でございます。したがいまして、月々の５,０００円の補助金のほかに、就園奨励費というのも父母負担軽減になっているかどうか、という質疑の中で、教育委員会がこれは月々ということに直接関係なく入園金というような ― 入園料というんでしょうか、そういうものとしてお使いになっているので、公私格差を論ずる場合、この金額は計算に入れないで、父母負担費を計算をしていると、こういう答弁だったわけでございます。それをもとに、私ども公私格差の実態、ということを論議をしたというわけでございます。

第３点の御質問にお答えいたします。

この点は、突っ込んだ点での質疑というわけではございません。それは、設立については東京都の認可権がある。また実際の運営の園則等については、市長に対する都からでしょうか委任事項であって、という御質問でございます。そのようなことについては、論議をしたわけではございません。質疑の中で論議したのは、設立の経過等をかんがみて、公立との兼ね合いという意味でしょうか、そういう意味で市側に調整権と言いましょうか、そういうものがあるのかどうか、という質疑が繰り返されたわけでございます。その中で、市側の答弁として明らかになったのは、保育園の場合は、さまざまなことができるのであるけれども、私立幼稚園等については、市から設立など云々する権限はない。なおまた、いろいろの学校法人等の報告などは、都と園が直接やっているようだし、都からの指示も、直接市を通じないで、私立幼稚園等に出されているという現状にある、という答弁があったわけでございます。そういうあたりを論議したと、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　１点は、あえて、何というか……。

２番目の就園奨励費というのは、教育委員会の方からこの就園奨励費の、本来の性格が、どういう形で出ているのかということ。公立にもこれは一部出ているんです。そういう点で、教育長さんが私；これを入園金に充当するという委員長の答弁が非常に何か高まいな、非常に表

現が、私、わからないんですが、その点で答弁側の方から総務委員会にされたのをお聞きしたいと。

いま１つ、何というか、さっき何か学校法人等なりいろんなことのあれは都へ直直でやっていて云々ということ、これはいつでも ― これは何というか、今の公開制度の中で、都で直接やっておっても、市が、いわゆる都の総務部の学事部で担当されているんで、まあ、経理内容にしても何にしても、全く公開性なんですよ。市が努力をされたり、調べようとしたり、文書を交わす、何かのいろんな調査項目もですね、国も都も恐らく市を経由してくる場合も多々あるんですから、そういうことは私はないんで、市が積極的に私学の、何というか独自制を考えたり自主制を考えて、まあ、あえてお金は出すけれども口は出さないと、こういうことであるならわかるけれど、できないんだとか、し得ないんだ、という解釈はちょっと良としないものがある、その辺の審査をされたかどうか。それでなかったら、担当の方からお答え願いたい。

以上２点です。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会で審議した範囲内で、お答えをいたします。足りない点は、ひとつ担当理事者ないしは教育委員会の方で、御答弁いただきたいと思います。

学校法人等の明細が、市として知り得るすべがない、というような答弁は一切ございませんでした。

それから、委員会として資料要求はいろいろとあったわけでございます。しかし、私立幼稚園協会の現状から、なかなか明細などの資料は、いろんな事情があって、市が出せないという答弁が繰り返されたわけでございます。そういう中で、教育委員会の答弁なども出てきたように思います。したがいまして、学校法人の明細が、市としてつかめないから云々というようなことではなく、直接は東京都と幼稚園がいろいろのやりとりをしているという趣旨の答弁だった。そして我々は、そういう答弁をもとにして審査をいたした、ということでございます。

そういうわけでございますが、もし、教育委員会等で補足があれば、御答弁いただきたいと思います。

なおまた公立幼稚園に対しても、就園奨励費が支給をされているという資料をいただきました。幼児教室等はこれは適用されていないということで、その資料はいただいておりません。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　補足は後で担当からやってもらいたい。

どうなんですか、今、委員長、非常に何か委員長報告がお上手でいられるんで、あえて私、きちんとこういう場で、きちっと決着をつけておきたいと思うんですが。

市側は、幼稚園側が、出さないというようなことなのか。さもなければ、私は、少なくとも学校法人にかかわらず、個人幼稚園にかかわらず、宗教法人にかかわらず、入園金が幾らだとか、いわゆる月々の保育料が幾らだとか、何名の定員で何人実際いるんだと、それからいろんな費用はこうだということは、少なくとも担当は掌握していると思うんですよ。それ以内のことを、また知らしめる、例えば個人立の幼稚園なら税務署へ申告しているんですから、こういうことまで私は、個人立の幼稚園に公開しろということは、今の現行の中で、私は、やっぱりある程度は個人のプライバシイと同じで守ってやらなきゃならん。ところが、学校法人等では、東京都へ、公開の場へ行っているんですから、いつでもその場へ行ってお調べになれば、何らできないことはない、ということなんで、ちょっと委員長のその報告が、もっと委員会で審議されたらされた、しないならしない、ということをはっきりお答え願いたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会では、その件を先ほど申し上げましたとおり、質疑を行ったわけでございます。例えば、園児数の実態、補助金を支給されている数、こういうもの程度は明らかになるのではないか、ということで数名の委員から資料要求があったわけでございます。しかし、担当の総務部長、課長からは、合計の数字は出せるけれども園別の園児数などは出せない、という状況でございました。しかし、それでは私立幼稚園協会と話し合ってみましょうということで、その話し合いの結果、先ほど申し上げました合計数のほかに、昭和５７年度、５８年度、５９年度における私立幼稚園別３歳児、４歳児、５歳児の３年度５月１日現況調査の表というのだけをいただいたわけでございます。それで、委員会は、じゃあ、それだけしか出せないなら、それを良として審議をしましょう、ということで審議をいたした次第でございます。

補足があれば総務部長から答弁してもらいたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　少なくとも担当 — 後で担当からきちっと明快な答えをいただきたいと思うんですがね。僕は、決して総務委員会の、何というか審議の内容に云々するものではありませんが、少なくとも、補助金を、いわゆる就園奨励費なり、さもなければ就園奨励費の数にしても、役所が、市がぴたっと掌握していると思います。それから父兄負担軽減の費用にしても、１月１日なら１月１日現在、例えば４月１日なら４月現在に異動が来ているかいないか、ということまで判定しているんですからね、これと実際の人員が変わり得るわけがないんですね、今言うとおり。それを父母がまた許すわけがないんですよ、それ以上に何か、見方によると委員長の報告は疑念を持たれているように受けるんですけどね。そういうことは、もし担当が発表できるできないなんてことはあり得ないことなんですね。ぴしっと、少なくとも４９年度、例えば、前期なら前期の、いわゆる格差、父母負担の軽減の費用の方は何人に払ったと、園別に何人に払ったとか。ある園なんかの場合に自動振替にしている場合なんか、なおもっと明らかだと思うんですね。そういうことができる、できないなんていうこと自体がおかしいということなんです。そういうことで、何かが出たとすれば、全くナンセンスだと言わざるを得ないわけです。その辺のところを、いま１回ぴしっと答えてください。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　実際については総務部長等からお答えいただきたいと思います。

総務委員会では、２名ないし３名から資料要求がありましたけれども、先ほどのやりとりがあったわけでございます。したがいまして、私も今の質問者と同じような立場でその程度の資料は出せるものとして委員長からも強くお願いをしたわけです。しかし、庶務課長がいろいろな事情の中で、出せないということでございました。そして、私立幼稚園協会に聞いた結果ということでいただいた — 詳細は省きますけれども。先ほどの資料、これをいただいたわけでございます。

そういうことでございましたので、事実と相違ありませんので、その件は御報告をしておきます。

なぜそういう答弁をされたかは、ひとつ、もし御必要なら総務部長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　それはあれですか、委員長はあれですか、何か、私立の幼稚園の園児の数に、何か、総務の担当の庶務課が、何か拒んだように私は受け取っている。恐らくほかの議員さんも何か、そうとられるんじゃないかと思うんです。そういうふうにした場合に、出てきた今の資料も、まあ正当性を欠くとか、そういうようなことの疑念に私はとられるんですよね、見方によると。私は、少なくとも市でそういうことがあり得ないし、各園がそういうことというのは絶対にあり得ない、ということで聞きたいわけですよ。だから、委員長の報告は、非常に、何というか、資料すら要求することすらおかしいというような感じを受けているように見えるんですね。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　繰り返し御答弁申し上げますが、そのとおりのやりとりをいたしまして、いただいた資料が私立幼稚園関係では、これ１通でございますので。もちろん、経営状態がどうかとか、細かな質問の資料を出せ、という要求はございません。主としてやりとりしたのは、この園児数の実態、補助金が何人に支給されているか、その資料といいますか、そういう程度の資料の請求だったわけだと思います。しかし、それについても、今までのようなやりとりで、庶務課長が後ほど資料を提出してくれたと。これは審査経過は全くそのとおりでございます。その理由等、なぜかということについては、もし答弁があれば、総務部長からお答えいただいても結構ですけれども、総務委員会の総務部とのやりとりをしたわけです。それで、委員会の審査はそのとおりでございましたので、補足があれば、総務部とのやりとりでございましたので、その辺については総務部から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　私立幼稚園の件につきましては、私立幼稚園の設置、廃止及び設置変更の認可あるいは閉鎖及び監督に関することが市長の委任事項になっております。そういうことで、田窪庶務課長が、一応、資料要求につきましてのやりとりの中で、一応、何日現在という資料はお出しできると。それで、これは指定統計で、委員長が先ほど申し上げました公私立幼稚園の園児数調べにつきましては、５９年５月１日の各園の園児数の総数を差し上げたと。これが公私立でございます。それから、なおそのほかに資料要求がございましたので、私立幼稚園の園児数の推移と、こういうことで、この資料を過去3年、５７、５８、５９

年度にわたります資料を差し上げたと、こういうことでございます。ですから、原因につきましては、ちょっとあれですけれども、ある一点の、いわゆる時点をとらえれば、こういう数字になる、資料として出せますと、こういうことを申し上げたかと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第２点目の就園奨励費関係の件につきまして御答弁申し上げます。

公私立の幼稚園の月々の保育料の格差、これは3,５００円ですね。公立と私立では保育料の格差があると。こういう中で総務委員会の席で、それ以外に就園奨励費というものが支給されているんではないかと、こういう御質問がございまして、この就園奨励費というのは、確かに公立それから私立、双方に出ておりますけれど、金額はこれは全く違いますけれど、私立の場合、これは先ほど委員長の方から報告がございましたように、市民税の所得割額９万円以下の層、こういうものにつきましては、年に４万7,０００円就園奨励費というのが出されております。ただ、私立幼稚園の場合には、実際問題として、入園する際に６万円ないし８万円程度の入園料というものを、これは月々の保育料とは別個に徴収されていると。そういう面もありますので、今の１年に４万7,０００円という就園奨励費という金額は、公私の格差という面からいけば、全員に支給されている性格のものではございませんけれど、入園料等の問題等にも、内容的には格差という形の中でははね返るのではないかと、こういうような御答弁を申し上げたわけです。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ちょっと長くなって恐縮なんですが、総務部長のさきに資料の問題なんですが、何月何日に、例えば１１月１日現在とか１２月１日現在を出せ、と言われれば、それは場合によると、若干の変動があるから、やめていく人もいるし、転出した転入した等がわからんけど、少なくても、就園奨励費なり、それから、いわゆる特に格差是正の ―父母負担のね、これを支給した、いわゆる額をいけば、まずどこの幼稚園でも、何というか、私がこれをもらわない、なんて言う父母はないというふうに理解すれば、もうびたっと、いわゆる申請時期の時点をとらえれば、全く正確な数字が出るしまたそれを拒む理由というのは何

らないと私は思うんです。その点が１点。

それから、今教育長が言った就園奨励費を所得によって ― まあ何というか、公立は少ないんですからね、公立の方が少ないに決まったことだと私は思っているわけですよ。ただこれを、全部に出ているものでないものを、いわゆる入園金に振り替えるとか、という解釈は、私は、少なくとも教育長がすべきではなかろう ― 全然異質なものなんです。この就園奨励費というのは、福祉的な性格で出ているんですよね。所得に制限があるというのは、福祉的な政策なんですよ。根本の理解が私は違うんじゃなかろうかと。そんなことを言っちゃ ― そういう点こそ、少なくとも、もし、議員さん、そんなくらいの勉強は十分できていると思うんですが、そういう点を根本からひもといて、御理解を賜るというようなこともすべきがいわゆる担当の責任ではなかろうかと、こう思いますので、あえて答弁は求めませんけれども、そういう誤解を得ると、えらい何かが出てくるんですね、これ就園奨励費のあり方に対して。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　若干補足をしておきます。

今回の点ではございませんが、資料提出の関係は、詳細なやりとりは、ここは本会議ですので省略をいたします。

私ども委員会が資料を要求したのは、私立幼稚園児の総数2,２４８人でしょうか、これの発表はあったんですよね。しかし、園別にはどうなんだという質問が出た場合に、園別の数字がなかなか総務部で出していただけないので、先ほどのようなやりとりの結果、やっと出たといういきさつがあって、かなり長時間そのやりとりをしたものですから、報告をしたことでございますので、恐らく今の石坂議員の御要望等も私どもも感じていたわけでございますが、結果は結果として、事実どおり報告をしたわけでございます。上手にまとめたとか、そういうことじゃなく、事実どおり御報告をしたことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　最後に、答弁は求めないんですが、今の委員長報告で、私、見まして、まだまだ議論をすべきところが私、あるんですが、あえて、きょうはいたしません。ただ、最後に意見のような形で申し上げますけれども、少なくとも補助金を受けている、いわゆる何というか ― これはただ、問題は、公私立の父母の格差是正、いわゆる負担軽減にしても、就園奨励費とも園が受けているんではないということですよね。いわゆる父母が受けているんだと。この根本原則をやっぱり理解しないと、いわゆる、むしろ園側には協力をしてもらいたいと。こういう要請でないと、では、なぜそんな面倒くさいことを園でやらなきゃならないんだと、こういうことも出るかもしらんけど、少なくとも補助金を受ける例えば個人、団体にかかわらず、議会が、いわゆる権威ある議会が資料要求をした場合に、拒むなんていう団体なり個人があってはならぬ、ということを自分は意見として申し上げ、ただこの性質からいけば、園側から出すべきではないと、個人が受けているんだと。その代表の、いわゆる何というか、総括して提出してきているのが園単位できているから、その園に求めれば、その園に理解さえしてもらえば、出ないなんていうことはないし、しかもそれを掌握しているのは、少なくとも市でいえば、総務部の庶務課で掌握しているということをあえて申し添えておきます。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、請願第５９－２４号、日野市私立幼稚園児父母への補助金増額に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５９－２７号、労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会の請願審査結果について御報告を申し上げます。

請願第５９－２７号でございます。これは件名が労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願でございます。請願者は日野市神明、東京都教職員組合日野地区婦人部長　窪田正子さんでしょうか、ほか３７６名から提出をされているものでございます。

この請願趣旨については、現在国会で「男女雇用機会均等法案」等が継続審議をされている。このような中で、これが制定をされると、深夜労働の規定が外されたり生理休暇が十分にとれ

なくなるなど、現在の労働基準法が大幅に改悪されることになりそうです、というものでございます。さらに母性破壊、非行問題、家庭破壊等に及んでいくこともこの請願趣旨の中では懸念がなされております。その上で、さらに本市議会では本年６月と９月の議会に意見書が提出されましたけれども、会期切れで採択されなかったということでございますので、ぜひこの請願を採択され意見書を提出してほしいと、こういうような趣旨でございます。

総務委員会ではこの件につきまして種々審査をいたしました。そして、２名の方が保留という立場の表明でございました。これは急いで採決をする必要があるという意見等がございまして総務委員会で採決を行った次第でございます。その結果、５対２で多数決採択と決した次第でございます。この採択を受けまして総務委員会では、請願趣旨に沿うような内容で意見書を作成いたしました。それは本日配付の定例会議事日程第９号の一覧表に出ておりますとおりで、後ほど提案をする予定でございます。議員提出議案第５１号となっておりますが、労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」の制定を求める意見書というものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　簡単にお聞きをいたします。

この、今国会に出されております男女雇用機会平等法案前の１０１国会から継続で今の国会に引き継がれているわけでありますが、いろいろ賛否両論は確かにあるわけでございますが、今回、この請願者のおっしゃるところの、この男女雇用平等法が、いわゆる男女雇用平等法が制定されることによって、具体的に改悪されるというふうに主張しておられるのは、今、委員長のお話の中にもあったんですが、もう少しこういう点がこうなるんだというものが審議の中で出たかどうかですね。いろんな団体の意見等を集約してまとめられた案だろうとも思いますので、批判等がないわけじゃないんでしょうが、それほどこういう法案をつくられちゃ困るんだと、改悪だというふうにおっしゃる具体的に挙げておられる内容について、総務委員会の中でどのようなお話があったかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　その辺の突っ込んだ質疑というものはございませんでした。請願趣旨の中に項目が上げてございますので、これをもとに審査をいたしました。

第１点は、先ほど申し上げました現行の労働基準法の改悪をやめてほしいという趣旨でございます。そして、次に実行ある男女雇用平等法制定のためにはということで、請願者が主張されている点を、恐らく賛成の皆さんは採択されたものと思います。それは５項目ございます。社会的機能たる母性の尊厳と保障を当然の前提とすること。２は、国の責任において男女平等をおしすすめること。３は、禁止すべき男女差別の内容があきらかであること。４は、すべての婦人労働者に適用すること。５は、男女差別を是正させるため男女平等を実効あるものにする措置を明記すること。そういう点で現在の国会の上程されているものには意見書を出してほしいと、こういう趣旨であるものと解して総務委員会は審査した次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　今の委員長のお話をお聞きしますと、総務委員会の中では、具体的にこの男女雇用平等法が制定されると改悪される点はこういうものがあるんだ、というものは具体的には特に条文に沿っては挙げられなかったということでございますが、慎重審議なさったということでございますが、この法案等については、皆さんでごらんになって確認をなさったんでしょうか、いかがでございますか。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　委員会として、そのような国会で今上程されている法案等を審査したものではございません。ただ、委員の皆さんがどうであったかは委員長の知るところではございませんので、そういうことで審査を行いました。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　請願書の中に、非常にこれは抽象的な言い方で上げてはあるんですね。ですから、現状はこうであって、この法案が通るとこのように改悪されるんだ、というものがやはり具体的に委員会のメンバーの方はつかんでおられるんだと私は思うんですね。それで賛成とか ― よくわからない方もいらっしゃったということで保留の方もいらっしゃったと。それは非常に賢明な私は判断で責任ある態度であったろうと私は思うんですが、少なくとも総務委員会でこうした市民から出ました請願を審査される場合、特に意見書としてまとめて出すものでございますので、日野市議会の意思がそこに入ってくるわけですね。もう少しその辺の審議というものを、請願者等からお聞きになるとか、法案の中で具体的に照合なさるとかいう形で私はおやりになった方がより確かな結論が見い出せたのではなかろうかと思うんですが、その辺について委員長はこれでパーフェクトだとお考えでございますか。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会は、議事進行は御承知のとおり各委員平等に扱いまして審議をしてまいりました。

なお、関連のあるといいますか、現在採択されたのは同日の審議の請願が２つあったわけでございます。この点で、例えば請願第５９－２２号、土地価格の評価替えについては、答弁予定者を理事者側に委員の方が要請されました。したがいまして、これは市民部長等を呼びまして、審査をいたしました。続いて先ほどの私立幼稚園の問題については、教育委員会並びに総務部を呼んで、質疑がございましたので、答弁をさせたわけでございます。請願第５９－２７号、労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願については、そのような設定をいたしましたが、答弁者というものを市当局に求める委員さんがいらっしゃらなかったわけでございます。したがいまして、委員間の質疑並びに意見交換によって採決に導いた、ということでございます。不十分な点はあるかもしれませんが、議事進行その他、全員一致の形で、採決へというふうに行ったものでございますので、不十分ながら正規の手続きで審査を終了したと、このようなふうに信じております。

〔「審議していないじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私は、少なくともいろいろ政治的に、また意見の違う方という、立場の違う方というのはこの民主主義の世の中でございますので、尊重されなければならないということで、それは私は結構だと思います。ただ、それを受けて審議をする議会が、やはり主張されているところの内容についてきちんとやはり確認を行う、そしてそこに盛られているものが、議会として認めるに客観性があって、しかも妥当であるという、やはり一つのきちんとした積み上げによる審議がなくては結論というのは普通出せないのではないかと思うんです。もう一度総務委員会をお開きになって、こうした問題については、御審議をなさったらいかがかと思いますが、いかがでございますか。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員長から御答弁申し上げます。主観をまじえてはなりませんので、総務委員会の審査結果に基づいて御答弁申し上げます。

実は、この男女雇用平等法の意見書というものが、前回にもこの請願に出されたとおり、２

回本会議場に上程されようとしたいきさつ等がございます。したがいまして、私は総務委員長として、各委員さんが十分に自分の意見を踏まえて審査に臨まれたものと信じております。先ほど不十分と申しましたのは、正確に言うと、遠慮してそういう言葉遣いをしたものでございまして、総務委員会はちゃんと審査したわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　今、総務委員長も言われたんですが、ほとんど審議しておりません。これはもう間違いない事実です。私どもはそのためによくわからないから、いいか悪いかわからない。それで高橋さんと２人で、「これは困ったねぇ」と言ったんです。それで保留にしたんです。それは全く事実であります。ただ、共産党の委員長はロシアの議会のように一方的に決めつけてやりました。こういうふうな審議がやはり行われることは、まことに民主国家としては遺憾に存ずるものであります。そういう意味で、この際、日本の国らしく、今後は委員会において ― 委員である私も高橋さんも何のことかよくわからない。保留にしてしまったと。反対していいのか賛成していいのか、審議しないんだからわからない。まあ、しかし、わかっている人もいたらしいです。いずれにしても、時間を急ぐ余り、そういう結果になって、私どもは、だからそういう点で、今回も保留をしたいと思っております。

以上です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員長のさっき審査報告をしたことについて、ただいま古谷委員から聞き捨てならない言葉がございましたので、一言議事進行で申し上げておきます。

古谷議員は、正確には速記をとっておりませんので間違いがあるかもしれませんが、趣旨といたしまして、「共産党の委員長はロシアの議会のようなやり方で審議をした」という表現がございました。これは事実に基づかないものでございまして、総務委員会は全員、古谷委員も出席をされておりましたとおり、日野市議会の議員提要等に載っている委員会条例、会議規則等にのっとって、日野市の市議会のやり方で審査したものでありますので、今の発言は反省を

していただくよう一言申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、請願第５９－２７号、労働基準法改悪反対、実効ある「男女雇用平等法」制定に関する請願の件は採択と決しました。

これより請願第５９－１９号、租税教育の推進に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　請願第５９－１９号、租税教育の推進に関する請願について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

請願代表者は、市内南平４－９－１１にお住まいの佐々木昭雄氏ほか５１名の方であります。

本請願は、前回の第３回定例会で文教委員会に付託されたものでございますが、第１回目の審査は閉会中の１１月９日に行いまして、二度目は今議会中の１２月９日に審査を行ったものでございます。

請願内容は、正しい税知識の普及、納税道義の高揚のために学校教育、特に中学校教育の中で租税教育に力を注ぐよう、関係機関に意見書の提出を求めたものでございます。税についての作文の募集方法、中学校の社会科の時間数などにつき、活発な質疑が行われました。各委員の意見の主なものを御紹介申し上げます。

税金をめぐる不祥事件やむだ遣い、こうした大人側の問題も多くあり、それをただすことが大切であって、これ以上納税の義務について教える必要はない、として採択に反対の意見もございましたが、これに対して、ややもすれば、税に対する正しい理解や関心が薄いことから、さまざまな税金にまつわるトラブルも多いと考えられるので、今のような時代にこそ、税についての正しい知識を子供たちに伝える、教える必要があるとしての採択に賛成の意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で採択と決した次第でございます。以上、審査の経過を御報告申し上

げましたが採決の結果につきましては５対２でございました。賛成が５です。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　ただいま提案されました租税教育の推進に関する請願について、日本共産党市議団を代表いたしまして一言意見を申し述べたいと思います。

私たち市民は、公共料金の引き上げ、そういう中で生活も大変苦しく、また大増税にあえいでいても、税については正しく申告し、またそれによって納税の義務を果たしているわけでございます。しかし、その中で、一部心ない人々や、また会社などによって、脱税行為もあることも確かでございます。また、大企業優遇の不公平税制が行われていることも確かでございます。

私どもが調べました中でも、日本銀行の８４年の１０月に発表いたしました主要企業経営分析、これに基づいても、８４年の３月現在、資本金１０億円以上の大企業が６２１社、これが内部留保３４兆6,539億円にも達しております。また、同じく総資産は１８１兆3,７００億円、こういうふうになっておって大変大企業は大もうけをしているわけでございます。（「関係なし」と呼ぶ者あり）また会計検査院の決算報告によりますと、公団や公社、また防衛庁、法務省など、政府機関による税金のむだ遣いは、補助金の不適正経理を初め１８２件、１７１億4,０００万円にも上っております。また、外国税の控除の過大申告によります税金逃れも、４０社、３００億円にも上っております。

政府は、こうしたことに一切メスを入れないで、６１年度はまたさらに大型の間接税の導入を進める、こういう動きも出ているわけでございます。財源をふやすこと、これには軍事費を大幅に削って大企業優遇の不公平税制を改めること、このことが必要であるというふうに思います。

今日の重税制度のもとで、国民生活が非常に圧迫されており、また家計に及ぼす影響も、はかり知れないものがあります。しかし、市民は、こういう中でも、まじめに税金を納めているわけでございます。この請願の中身にもふれられておりますけれども、納税貯蓄組合が、国及び地方公共団体の財源確保に貢献している役割は、極めて重く、またかつ大であると自負し、

というふうに述べられておりますけれども、全くこの意思が生かされていないのが今の現状ではないかと思います。そして、日野市の中でも、既に行われておりますけれども、中学生に対して税についての作文を募集し、その作文を通じて、応募中学生に税への関心を深めさせ、税の理解を負わせる、こういうことだというふうに思います。これにも載っておりますけれども、そして、この中学生が将来、納税者になった暁には、せめて自分だけでも正しく申告し、期限におくれないで完納したい、こういうふうに述べられているわけでございます。

私は、そういう中で、今、日野市で行われております中学生への作文の募集、こういうことについてもやめさせるべきであり、また社会科の教科書の中に、既にもう述べられているわけでございますから、地方自治を治める問題や、また財政の仕組み、その他、税のことなども、今既に行われております教科書の中に入っており、授業も受けておりますので、納税への一方的協力を義務教育の中にさらに押しつけること、このことを強調することは、反対であります。また、こういうことを求める前に、政府に対して、税に対する仕組み、これを抜本的に改正していくことが必要であるというふうに考えております。そういう意味で、この請願採択には反対でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、請願第５９－１９号、租税教育の推進に関する請願の件は採択と決しました。

これより請願第５８－２５号、タイクマ出店阻止に関する請願、請願第５８－３２号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願、請願第５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（旗野行雄君）　請願の審査報告に入る前に一言訂正させていただきます。先ほど日野市農業共済事業特別会計の審査報告のときに、「さしたる質疑もなく」と申し上げましたが、これは誤解を招くと思いますので、ちょっと訂正させていただきます。担当者の詳細なる説明を受け、もちろん質疑も行われたわけでございましたが、さして問題になるような報告すべきような質疑もなかったと、こういう趣旨でございますのでよろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

それでは、請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願、５８－３２号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願、請願第５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情の３件の一括審査報告を申し上げます。

まず、この３請願の内容を簡単に御紹介申し上げたいと思います。

まず、阻止に関する請願でございます。南平駅前の空地にダイクマが進出することになったらしいが、そうなると地元小売業者の死活問題である。同時に近隣商業経営者に及ぼす影響がすこぶる大きい。また、地元住民の生活環境に大きな変化を起こす。こういうことであるから反対してくれと、こういう請願でございます。

促進に関する請願の趣旨でございますが、これは私たち近隣在住の市民は買いまわり品については近隣他市まで出かけるほかなく、非常に不便に感じていると。このような消費者の立場から考えた場合、ダイクマの出店は豊富な商品を安価に提供してくれるということで極めて歓迎すべきことであると、ぜひ促進に協力してくれと、こういう趣旨であります。

５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情につきましては阻止に関する請願とほぼ同じ趣旨でございます。

さて、３つの請願とも、５８－３２号　５８年の１１月９日の受付、それから阻止に関する請願は５８年９月２１日の受付、阻止に関する陳情は５８年１２月２日の受付となっております。ほぼ１年以上をかけて建設委員会は継続、慎重審査を続けてきたわけでございます。

前回、米沢議員が一般質問でこのことを質問されておりました。生活環境部長あるいは市長の答弁にございましたように、非常に複雑、微妙な問題であり、市の行政としても何ら権限がないので、対応に困っている、というような担当部長の答弁もございました。

ただいま申し上げたように、商業者の立場からすれば、確かに死活問題であるということも言えないことはないわけであります。また消費者の立場からすれば、確かに安価な商品を豊富

に提供しているということでは、歓迎すべきことかもしれないわけであります。こういう問題は、当委員会の中でも当事者同士の話し合いをまず最優先すべきでないか、というような声が強かったわけであります。

ただいままでの経過の中で、まず担当部課を通じて最も関係のある商工会に働きかけ、両者の調停をするように働きかけてもらいたいというようなこともやってみたわけであります。たしか、８月ごろであったと思います。当時、いろいろ商工会内部の事情がございまして、すぐには動き出せなかったわけではありますが、最近に至りまして、大規模店対策特別委員会というのが商工会内部にあるそうでございます。これについても最近積極的な動きがあるようでございます。また、商調協も１年ばかり空白の時期がございましたが、１１月でしたでしょうか、新委員が任命されたというような事情もございます。

このまま請願を継続しておくことがいいのか、あるいはこの辺で結論を出すのがいいのかというようなことも種々議論があったわけでございます。話し合い、あるいは、しかるべき関係機関のこの問題に対する動きと、通産省とか大店審とか、あるいは商調協というような機関もございます。これらの解決への働きを促進させるためにはこの問題を議会から切り離した方がかえっていいのではないか、（「とんでもない」と呼ぶ者あり）このまま継続することは解決への動きをかえって阻害する結果になるのではないかと、このような意見があったわけでございます。

２０日の建設委員会については、その辺を慎重審査しました結果、３請願とも不採決というふうに決定したわけでございます。請願権尊重の立場からいけば、非常に残念だという見方も確かにあるわけでございますが、事情を御賢察の上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　委員長にお伺いいたしますが、今の委員会の審査の御説明ですと、議会はもうかかわりたくないと、かかわるべきでないというような、要するに切り離した方がということについて慎重に審議されたんですか。（笑声）切り離した方がいいということの慎重審議しかしなかったような御説明なわけですよね。この請願は、反対にしても賛成にしても、大変生活に切実に響くというんで、大変な数の請願が出されているわけですよ。で、何か商調協がどうの、権限が、市側に権限がないから困っているとかいうことで、我々委員会

も困ったんだみたいなね、御説明ですが、御賢察してくれと言われても、生活に響くということで、大変な請願が出ているものを、１年間の慎重審議の末、この辺で投げ出そうじゃないか、ということの審議をされたように聞こえるんですが、そういうことに理解してよろしいですか。

○議長（高橋通夫君）　御静粛に願います。　建設委員長。

○建設委員長（簇野行雄君）　御答弁申し上げます。

現在の状況からして、まず当事者同士の話し合いも必要でもありましょうし、またしかるべき機関で対応を図ってもらわなければならないことは事実でございます。それにつきまして、いつまでも継続でいくことは先ほど申し上げましたように、かえって解決のためにマイナスになるではないかということで、このような決定に至ったわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　委員長のその御説明を聞いているとですね、要するに議会側は、円満な解決のために、もうさわらない方がいいということの審議をずっとやられたということなんですか。そういうふうに聞こえるわけなんですよ。そういう意見が大勢を占めて、そういう大勢を占めて、委員会として、その方がいいということだったんですか。やっぱり賛否の意見の、それぞれ反対、賛成意見の詳細を御説明を各委員長さんはしていますよね、請願についても。それがなくて、御賢察願いたいだけでは、とても理解できないわけですよ。どういう審議をなさったんですか。どういう意見が出たんですか。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簇野行雄君）　何か誤解があられるようですが、私の申し上げたのは、最終の、先日２０日の建設委員会で、最終的にそういうような決定に至ったと、こういうことを申し上げているわけでございます。ずっと放り出せばいいんだ、というようなことを審議していたわけではございません。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　そういうような結論というのをね、もう少しわかりやすく言っていただかないと、どういう意見が出て ― 今までの各委員長さんの説明にもあるでしょう。どういう意見が出されましたと。そして、こういうふうな手続きをとったらこうなったんだという説明ですよね。今の委員長のそれでは、やはり投げ出した方がいいんだ、ということだけを審議したようにしか聞こえませんよ。どういう審議をしたんですか、どういう。中身の

審議をどうしたんですか。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　先ほど申し上げましたように、非常にこの問題は、商業者サイドとそれから消費者サイドでは、非常に利害を異にしていると言っていい問題だと思います。その辺をどのような取り扱いをしたらいいか　1年間にわたって継続審議中ですね、いろいろ意見が出たわけでございます。ただ、最終的に、２０日の段階では、結論から申し上げますと、採決をいたしましてこの問題を継続すべきか、あるいは採択、不採択を決すべきかということをまず採決いたしました。その結果、継続についてに賛成の委員が２人ということでございますので、４対２で、継続でなくこの際結論を出そう、ということになりました。さらに、請願採択について、この３請願について請願を１件ずつ採択に賛成の方の挙手を求めて、採決したわけでございますけれども、阻止請願については、賛成 ― ちょっとややこしいことになりますけれども ― 阻止請願については、採択に賛成の挙手が２名でございましたので不採択と決定したわけでございます。それから、促進請願につきましては、採決につき賛成の挙手が１名もございませんでしたので、全員で不採択と決定いたしました。最後の陳情につきましては反対阻止請願と同様な結果でございました。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　今のお答えで少しわかってきたんですよね。少し御親切な説明になってきたんでわかってきたんです。

先ほどですね、先般、総務委員会が、バスの路線について慎重審議をしたにもかかわらず、いろいろな御意見が出まして、もう一度やり直せという事態も起こりました。これは御承知のように市案に絶対反対である、といったようなこと、それで、そのバスの路線についての市案というのが、一体あるのかないのかという論議をされたというような、詳細な報告があって、そして皆さん方の御意見に従った形で、総務委員会が差し戻しということを受けた形になっています。

バスの問題とダイクマの問題と全然違うということかもしれませんが、私は先ほど申し上げたように、生活を守ってくれという請願を、３請願とも反対も賛成も引っくるめて否決してしまうんだ、といったようなことになるには相当な議論があったに違いないと。１年間の議論というもの、あるいは紹介議員さんが途中でおりられるというような異常な事態、こういったことを踏まえて、もっと委員長から詳細な納得のできるような説明がないままに、いろいろ聞かれると、最後には中身をちょっぴり御披露になると、こういうことでは、ちょっとついていけない、という感じがいたしますので、どうですか、やり直す考えはありませんか。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　委員長個人として、既に建設委員会でこのような決定が出ております以上、やり直しについては何とも申し上げられません。（「委員会の開会要求をすればいいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　終わり。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は、このダイクマの問題というのは、長い間審議をされまして、先ほど申されたように、いわゆる請願に反対をした議員も、やめたり、いろいろなハプニングがあったわけです。そのような経過を踏まえて今考えてみますると、これは何と言っていいか、一方においては企業サイドに立っているんだと、または一方においては消費者サイドに立っているというような観点に立って、双方が激論を交されたと、私はそのように理解しているわけです。が、しかし、現在ここで出ている委員長の報告を見まするとと、双方とも不採択ということは、何とも申し上げられず不可解だ、ということは、これは議員全員が感じとっているものだと私は考えております。が、しかし、ここで建設委員会で不採択になったということは、不可解であると言っても、これは不可解でないと言う人もいるかもわかりません。しかし、また不可解であるという人もいるということは、双方に理解がなされているものと、こういうふうに考えます。

そこで、委員長に対して質問するわけでありますけれども、まあ、ぐずぐず長く言っても仕方がないから、結論を申し上げますと、いわゆる双方を不採択にしたということは、ダイクマを促進するのか、それはしないのか、という双方に立って考えることができるんですよ。そこで考えられることは、この商調協に、議会はいわゆる不採択にして、議会サイドにおいては、委員会においては、それで、それをどっちに促進するか、私はわかりません、どっちに促進だか。それですから、このような採決を出して、それで商調協に任せる、というような意味も、

先ほどの説明だと私は感じとっているわけなんですよ。そこいらは、委員長はどのようなお考えを持っているか、お伺いしたいんです。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　委員長個人の見解というのは非常に申し上げにくいんですが、委員会を通じての議論では、まず当事者同士の話し合いが最も必要ではないかと。それといま１つは、これは先ほど申し上げたように、通産省の所管であります、また、通産省の諮問機関として大店審もあるわけです。また、市の商工会の諮問機関として商調協というのもあるわけです。それから、正規のしかるべき機関で対応してもらいたいと、こういうことが委員会の結論でありました。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君

○５番（谷　長一君）　　そうすると、しかるべき機関で慎重に審議してもらいたいということであったならば、いわゆる議会というよころは、いわゆる先ほど申しました企業サイドに立っている代表者もいると思うんですよ。また、消費者サイドに立っている代表者もいるんですね。そうしますと、すべての代表者であると、いわゆる市民代表だと私は考えているんです。そういう観点に立って考えますと、一体この議会でこのように、いわゆる不採択にしたということは、何としても不可解なんだと。それで、それを今度、商調協に持っていくというように私はとられて仕方がないんですけれども、商調協に持っていかれるなら、結局当事者同士の話し合いということでいいと思いますけれども、やはり議会というのは、委員会はもっと責任を持ってやってもらいたい、というふうに私は考えているんです。その意味合いにおきまして、どのような方が、商調協のメンバーに日野市でなっているか、私は建設委員じゃありませんからわかりませんけれども、わかったら、いわゆる日野市商工会の、商調協の、いわゆる何かあると思うんですよ。そういうものとか、そのメンバーがどういうふうになっているかお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　私どもに商調協の新メンバー表は配付されておるわけですがあいにく手元に持っておりませんので、担当部長から紹介していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

日野市商工会の中に設置されております商工会商調協委員でございますが、昭和５９年、今年１０月１日から昭和６１年９月３０日までの任期で、次の方が委員を委嘱されていらっしゃいます。委員さんの色分けは、商業者、それから消費者、学識経験者、さらに特別委員、この４つに分かれているわけでございますが、商業者、消費者、学識経験者につきましては、それぞれ４名ずつでございます。お名前を申し上げます。商業者の代表、一の瀬八重二さん、栄町２丁目８番１号にお住まいの方です。総合食品販売でございます。小林栄太郎さん、程久保６５０、小林薬局の取締役社長であります。中井虎一さん、多摩平６丁目１６の１４、理研刃物株式会社取締役会長であります。今野　健さん、多摩平１丁目２番地２６、シンデレラ洋品雑貨販売店主であります。それから消費者の代表４名、中田俊子さん、三沢にお住まいの方です。消費者生活相談員をなさっています。平田育子さん、多摩平３丁目にお住まいの方で生活学校の委員長さんであります。宮本康子さん、西平山５丁目の方でございます。東京都物価調査員であります。加藤久美代さん、日野本町４丁目にお住まいの方、第一中学校ＰＴＡ役員であります。日野四ツ葉連絡会 ― 四ツ葉連絡会と申しますのは、消費者活動の団体でございます。その役員をなさっています。学識経験者の中から４名、高崎克好さん、多摩平５丁目、税理士の方、日野市監査委員であります。山本武利さん、埼玉大学教授、日野本町５丁目にお住まいの方で、日本出版学会常任理事であります。井口英一さん、弁護士です。多摩平５丁目にお住まいです。さらに早川　譽さん、早川ダット工場取締役社長、日野台１丁目にお住まいの方でございます。

これら１２名の委員さんのほかに特別委員といたしまして、東京通商産業局商工部長の職にある者、それから東京都南多摩経済事務所長の職にある者、日野市助役の職にある者、この３名が特別委員。合わせまして１５名が新しい商調協のメンバーであります。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　そうなりますと、いわゆる不採択になりまして、いわゆる商業者の代表として４名、それから消費者から４名、学識経験から４名と、さらには特別委員という形で３名という形にこの商調協というのが日野市の場合はなっているわけですね。議会を離れますと、ただいまの委員長の説明から判断しますと、このような機関に移される、というふうに解釈してよろしいものでしょうか。そこいらはどういうふうに解釈したらいいんでしょうか。まあひとつその点を教えてもらいたいんですね。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　私、ちょっと間違っていたら勘弁してもらいたいんですが、およそのことを申し上げたいと思います。

まず、出店、たしか7か月前かと思いましたが、建物設置者の届け出、大店法3条による届け出があるわけです。これは都知事経由、一種と二種がございまして、一種の場合には通産大臣の所管になります。さらに4か月ぐらい前だと思いますが、小売業者の届け出、法5条の申請、届け出があるわけです。その前にですね、5条の届け出以前に事前商調協、これは大店法にはございませんけれども、行政指導によって事前商調協というのが開かれます。さらに、最近の大店法、たしか一昨年だと思いました、改正されまして、その前に四者協議というのがあるわけです。四者協議と申しますと、通産省、都道府県、それから地元の自治体、それから商工会、あるいは商工会議所ですね、そのようないろいろの機関を経て、その5条の届け出以後、正式、商調協が開かれると。さらにその意見を受けて大店審へ持っていかれるわけです。最終的には、結論が出ないと通産大臣の勧告、というようなことになるように私は判断しております。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　　そうしますと、いわゆるただいまの委員長の説明によりますと、このような経過を経まして、最終的には通産と地元、それから商工会または商工会議所ですか、それらに行きまして、どうしても決まらないときにはまた通産大臣に戻る、というふうに考えていいんですか。

それで、この前にも商調協に持っていくんだっていう、その一部の意見というのを聞いたんですけれども、果たして委員会サイドでこのような結果を出して、商調協や何かは、一体どのような考えを持っているか、そこいらはいわゆる協議をなされたことはあるかどうか、お伺いいたします。委員会としてね。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　商調協は、これは先ほども申し上げましたように建物設置者の届け出、法3条による届け出ですね、これが受理されないと正式には発足できないわけです。そういうことで、それについてどうこうということは、建設委員会の方で所管外と申し上げますか、どうこうできる問題ではありませんので、その点については審議はなされてお

りません。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　　終わり。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　　名古屋議員 及び 谷議員からもうほとんど出つくしたので、私は1つのことをお伺いして、質問をしていきたいと思いますが。

いずれにいたしましても、1年以上も審議をしたと、大変難しい問題で、行政側もどうこう言える筋合いのものではない、というふうなことがありながら、名古屋議員からも御発言がありましたように、バス路線の場合には、どちらも、促進あるいは反対ともに同じ委員会が同時に採択をしてしまったということで、委員会に差し戻されたという経緯がございました。今回のこの問題に関しましても、明らかに阻止という立場と、促進という、まるで180度違う方向のものが、同じ委員会で同時にこれが不採択となったということに対して、委員の皆さんが、その件をおかしいとお思いにならなかったのかどうか。これは矛盾があると、こういう結論に対して矛盾がある、とお思いにならなかったのかどうか。同じ委員会が、阻止と促進に対して同時に不採択ということは、大変御報告を聞きながら、私どもは矛盾を感じているわけです。ですから、委員会の方は、どなたも矛盾を感じられなかったのかどうか、その点を1点お伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　委員長としては、多少問題はあるにしても、現段階ではこのような結論がベターである、ということで建設委員会の皆さんはこういう結論を出したんだ、とこう申し上げるよりほかにないわけであります。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　　そういたしますと、委員長がもうこの辺で決を採ろう、とお1人でお考えになったんでございますか。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　それは、先ほどの市長の発言じゃないですが、根回しがどうのこうのということは、これは表で申し上げることではございませんので、私、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　いずれにいたしましても、これほど皆さんの疑問が続出して、大変今ここでもめているわけです。この問題、もう一度建設委員会に差し戻しという、（発言する者多し）静粛に願います、発言中です、もう一度建設委員会に差し戻されて審議をしてみた方がいいとお思いになりませんか。その点お伺いします。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　建設委員長としては、委員会でこのような結論を出した以上、本会議でもこれが承認されることを願っておると、こういうふうに申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　今、多くの議員から質疑がされて、なおかつまた建設委員長さんに１年以上の建設委員会での審議のその過程の苦渋というんでしょうか、苦労というか、にじみ出て、本当に御苦労さんだったと思っております。しかし、その中において、今、各議員が指摘しておりますように、私はこの採決がややもすれば尚早ではなかったかなあ、と思わざるを得ないんです。と申しますのは、今、委員長が図らずも谷議員のところで答弁しておったように、これが日野市議会において審議をしても、反対にしても促進にしても余り ― 当事者同士の話し合いの方が必要なんだという見地から、そのような事態へいったんですけれども、私はそれはそれで結構だと思うんですが、ただ、今、申し上げたように、第３条の申請がされた時点ならば、商調協が働いてその話し合いのテーブルができる、ということでよかったと思うんですが、まだ残念ながらこのダイクマ問題は、第３条の申請はされておりません。したがって、地域のいわゆる商工会が音頭をとるとか、先ほど申したような、四者協議とかという仮定の段階ですので、できれば、私の個人的意見を申し上げさせていただければ、第３条の申請が出た時点ぐらいに、請願の不採択なら不採択、採択なら採択という決着をしていただいた方がむしろよかったかなあ、むしろ今これを不採択することによって、地域商店の方々は糸が切れたように、一体どの方向へ進んでいったらいいんだろう、という戸惑いを感じる可能性も私はなきにしもあらずだという、また片や建築される方の人は、これを機会にうまくすれば堂々と早く建築してしまう、ということもなきにしもあらず。私もやはり中小企業の立場を思う者の１人として、非常にこの問題については憂慮しておりますので、一言だけ今の意見を申し上げたんですが、もしそれらについての建設委員会で、３条申請がついてない時点でこれを決着

をした、といういきさつ等があったらばお話しいただきたい、かように存じます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　いろいろと、今、賛否両論ですけれども、この辺で暫時休憩をして、（「反対」と呼ぶ者あり）休憩を私はしたいと思います。（「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　質問者が残っていますから、それをやっちゃってから……。

（「議長、私はこういう混乱の中だから休憩してほしいということを言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１０時１４分休憩

午後１０時３６分開議

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

建設委員長。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（旗野行雄君）　　先ほどの市川議員の質問に対して答弁申し上げます。

名古屋議員の質問に対してお答えしましたときに申し上げましたとおり、３条問題を含めまして、ここで継続にすべきか、あるいは結論を出すべきかというようなことも審議されたわけでございます。そして採決の結果、ここで結論を出すべきだ、ということに至ったわけでございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　了解。

○議長（高橋通夫君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　先ほど来質疑が行われているわけでありますけれど、私も二、三質問を行っていきたいと思いますので、わかりやすく委員長の方で説明をしていただきたいと思います。

最初に、一つの問題で相反する請願が出ていると、しかも３件出ているということでありますけれども、それを同時に不採択にするということはちょっと例がないんではないかと思うんですけれども、委員長は、これまで日野市議会でこうしたケースがあったかどうか、審議の中でですね　それらにふれたかどうか、ひとつ説明していただきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　お答え申し上げます。

こういう前例があったかどうかということの御質問だと思いますが、その辺については、委員会では討議はなされませんでした。

○議長（高橋通夫君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　念のため議会事務局長に伺っておきますけれども、局長は、こうしたケースの前例が記憶にあるかどうか、ひとつ説明していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　議会事務局長。

○議会事務局長（岩沢代吉君）　　お答えいたします。

現在までございません。

○議長（高橋通夫君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　私も１０何年間議会におるわけですけれど、相反する請願を同時に不採択にするということは、全く記憶はないわけでありますし、我々、そういう審議もまた行ってこなかった、ということが言えると思うんです。そういうことからいきますと今度のこの同時不採択は、理解のできない結論ではないか、と思いますので、私はそういう点からも、この請願の審査を、もう一回建設委員会に戻して審議をし直す、ということが妥当な結論ではないかと思うのでありますので、その点を最初に申し上げておきたいと思うんです。

それから、御承知のように、請願に私たちが紹介議員となって署名すると、捺印するというような場合は、だれしもが、その請願を採択してほしいと願うわけですね。これはもう私が多く言うまでもなく、当然なことでありますから御理解できると思うんですが、例えば、議員のハンドブックなどを見ましても、いやしくも住民が議会に請願する場合の紹介は、提出の前提要件として記載するのではなく、請願内容に賛意を表するものとして記載されるものでなければ紹介すべきものではありません、とこういうふうにはっきりと述べられております。ですからこそ紹介議員になるわけでありまして、その紹介をした請願が不採択になる、あるいは否決

になる、ということを望むものではもともとないわけであります。

ダイクマ出店阻止に関する請願は、公明党の黒川議員、社会党の一ノ瀬議員、共産党の米沢照男議員、公明党の馬場繁夫議員が紹介議員になっておりますし、ほかに３名おられたのでありますが、これは後日、取り下げということになっておるわけであります。それから出店促進に関する請願、これは紹介議員として古谷太郎議員、谷　長一議員、高橋徳次議員、滝瀬敏明議員、大柄　保議員が、それぞれ紹介議員になっておられます。また、出店阻止に関する陳情の方は、これはもちろん陳情でありますから、紹介議員はないわけでありますが、請願５８－２５号と同趣旨のものでありますから、ほぼ先ほどの紹各議員も同じような趣旨の賛意を表しているんではないかと、このように判断されるわけであります。

そこで委員長に伺っておきたいのでありますが、建設委員会で４対２で不採決ということのようであります。不採択を主張した議員の会派名、それから継続を主張された会派名と議員名をひとつ御報告していただきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　それでは報告申し上げます。

先ほども名古屋議員の質問に対しての答弁の中で申し上げましたように、採決は、事務局とも打ち合わせして、どのような方法が適当であろうということを検討した上、請願を採択の方の挙手をお願いして、採決したわけでございます。それで、阻止に関する請願、これについての採決につきましては、採択に賛成の議員は小俣議員、一ノ瀬議員でございました。次に出店促進に関する請願は、採択に賛成の議員は１人も　られませんでした。阻止に関する陳情につきましては、５８－２５号の阻止に関する請願と同様でございました。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　私が今質問したのは、賛否の数ではなくて、議員名と会派名を伺ったのでありますので、ひとつ御説明をしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　そうしまと、お答えします。共産党の小俣議員、それから革新クラブの一ノ瀬議員が、５８－２５号の阻止に関する請願について、採択に賛成の挙手をされました。それから５８－３６号につきましても同様であります。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　採択に賛成されなかった方はどなたでしたか。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簇野行雄君）　こういうことでございます。５８－２５号の阻止に関する請願につきましては、採択に賛成の方の挙手をお願いして、挙手少数でございましたので、ほかの方、それ以外の採択はいたしておりません。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　採択に賛成されなかった議員名を教えていただきたいと、こういうふうに申し上げているんです。それから、５８－３２号についても、採択は賛成者ゼロということだったようですけれど、これは全員のようですが、全員のひとつお名前も教えていただきたい。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簇野行雄君）　では申し上げます。まず58－２５号ですね。阻止請願につきましては、副委員長の川嶋議員、それから小山議員、秦議員、奥住議員ということになります。（「それは内容が違う」と呼ぶ者あり）それから５８－３２号につきましては全員ということになります。５８－３６号につきましては、５８－２５号と同様であります。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　今、議員名と会派名もほぼわかったわけでありますけれども、そうしますと、請願に紹介された議員の会派で、一方では採択してほしいと願って出したものに署名する。委員会では、逆に賛成しない、不採択と、こういう結果は自然になったんではないか（「何、言っているんだ」と呼ぶ者あり）というふうにも受け取れるわけでありますけれど、（「委員長、ちゃんと言ってくれよ」と呼ぶ者あり）私は、こういう一つの請願に対するばらばらな結果になったんではないかと、こういうふうに判断せざるを得ないわけであります。ですから、非常に審議の経過がですね、まだまだ不十分ではないか、こういうふうに私は結論をせざるを得ないわけですけれど、委員長の先ほど来の説明では、どうもその辺のところがよく納得がいかない、という点が１つあるわけであります。

それから、最初に委員長が説明したように、請願を議会と切り離す、この方がいいんではないか、ということで結論を出した、ということだったと思うんですが、この請願を議会と切り離すということは、やはり請願者の議会に対する請願権を、議会としての責任ある判断を示す、ということを避けたんではないかと、こういうふうに、やっぱり判断せざるを得ないわけですね。私は、そういう点で先ほど来の委員長の報告に、非常に不満であるだけに、この点の解明を、もう少し審議の経過を踏まえて報告していただけないだろうかと、このようにお願いしたいと思いますので、ひとつ委員会の報告をしていただきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簇野行雄君）　お答え申します。

第１点、第２点とも、賢明なる委員の皆様が御判断の上、あのような結論を出されたんだと、私はそう申し上げる以外にないわけであります。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　結論については、先ほど来から説明されておりますので、それはわかるんですが、そうなった経過、例えば、なぜ議会から切り離すことがいいのか、いわばそういうことでいきますと、請願を提出するな、ということにも受け取れかねないことにもなるんではないか、と思いますので（「とんでもない、言い過ぎだ」と呼ぶ者あり）私は、そういうことの懸念で終わるだけなら、それはそれで結構ですが、そういうことの論議は全然なされなかったのかどうか。委員長自身が、例えば請願権との関係で非常に残念だ、というような話も最初に申し上げているわけですから、その辺の論議は、もう少し詳しくお聞かせしていただきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簇野行雄君）　今、板垣議員のおっしゃられたようなことは、委員会の質疑なり御意見としては出されなかった、ということを御報告申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　委員会の質疑でなされなかった、ということですので、これは、私は、やはりそういう点の論議はしてほしかったと、こう希望せざるを得ないと思います。

ダイクマ出店阻止に関する陳情は、２万7,７６３名からの署名があるんですね。それから、出店促進に関する請願は、2,９７３名の署名があるということで、相当の数の署名がなされている、ということもあるわけですね。こうした、たくさんの、３万以上の署名が寄せられたと

いうことの重みといいますか、市民の声、あるいは中小企業者の声、商店主の声、あるいは消費者の声、こういうものをどのように反映された中で審査されたか、その辺の論議があったかどうかをお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　確かに板垣議員の言われたような、陳情あるいは請願に関する署名者の数はあるわけでございます。そのような事情でありますので、1年間にわたって、慎重に審議を重ねてきたわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　先ほど議会事務局長も報告しましたように、こういう、同時に相反する請願を不採決にする、という例はないわけでありますし、今後の日野市議会に汚点を残さないという意味において、私は、もう一回建設委員会で慎重審議されるよう、議長にも特に要望しておきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　実は、よそうかと思ったんですけれども、余り共産党の諸君がしつこいんで、一言言っておかないと今後の議会運営にも差し支えると思います。

大体議員の審議の内容、どういうふうに各議員がお考えになっていらっしゃるか、こういうことまでせんさくするのは必要ないことなんです。それで、賛成と――賛成でもいろいろあると思うんです。一ノ瀬君の賛成も小俣君の賛成も内容は違うかもしれない。だから、そういう点は、一々聞く必要はないんで、また答えることも不可能なことなんです。不可能なことを質問して、時間を延ばしているんです。実に傍聴の方に申しわけないと思う。（笑声）

まあ、いずれにしても、これは先般助役から回答があったんです。助役が、この問題は大変難しい問題であるし、日野市の商業の振興、また消費者の保護、両者の立場で全力を挙げてこれからやるんだと。商調協に私も委員に入っています。こんなふうなお話があって、まあ、なかなか難しい問題、旗野委員長も大変御苦労なさったと思います。もうこれ以上苦労をされることは――委員会の判断としても、恐らく日野市民のためにならない、ということだろうと思います。旗野議員さんは非常に人格者でいらっしゃいますので、丁重な御回答をなさっていらっしゃいますが、この辺で委員会報告どおり決定していくことがよかろうと思うんですが、委員長はどのようにお考えになりますか。（笑声）

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　もちろん建設委員長であり、建設委員会でこのような結論を出したわけでありますから、本会議でもその結論を尊重していただければ非常にありがたいことだと申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　最初に、結論を先に言いますが、私は今の質疑のやりとりを聞いていて、もっと建設委員会で納得し得る内容の審議を尽くすべきだと、そう思っております。（「人の揚げ足をとるな」と呼ぶ者あり）したがって、この請願については、委員会への差し戻しを要求をいたします。議長の方でよろしくお取り計らい願いたいと思います。

先ほどから強調されていますように、この両請願、合わせて3万以上の署名が付されております。そして、出店阻止の請願、それから陳情には、32の商店のうち30の商店会が反対の立場でこれを支持をしております。というのは、単に南平だけの地域的な問題ではなしに、かなり広範囲にわたって商店が影響を受ける、こういうことから、地元商店が、極めて深刻な問題として、これを受けとめたと思うんですね。特に大店法との関係で言えば、なかなか出店を阻止するという歯どめの役割が果たせないということから、どこえ頼ったらいいかといえば、結局市議会に頼って何とかしてほしい、こういう訴えがこの請願、陳情に、文面にあらわれていると思うんですね。そして、中身とすれば、1つは地元商店に深刻な影響が与えられる、死活の問題だ、という点が1点あるかと思うんです。（「議事進行じゃない、意見だ」と呼ぶ者あり）2点目は、私が一番紹介議員として重視せざるを得ない問題は、住環境への決定的な悪影響の問題であります。先日の一般質問でも、私は実態調査の経験を踏まえて、発言をしましたけれども、例えば横浜市の田奈店、あそこ現地調査によれば裏通りへの違法駐車、そして表通りの2キロ、3キロにわたる渋滞、その他車公害なよる地域への影響、これは大変なものがあります。同時にまた、大きな店舗にしては店員の数が少ない。したがって子供などの万引き、その他による非行化の心配もありますし、田奈店では、そういうケースが幾つも出ております。

そういう点から考えて、住環境に対する悪影響が、委員会の中でどこまで真剣に論議されたのか、という点もありますし、さらにはあの南平のいわゆる空き地に、ダイクマが進出し、年商８０億を超すような積極的な商業活動が行われるという場合、今、あの南平駅中心に、あの地域の環境を考えてみた場合、中学校が３校、小学校４校、その他保育園、幼稚園、（議事進行じゃない」と呼ぶ者あり）さまざまな公共施設があります。そして、多摩丘陵の緑、浅川の清流、こうした環境を考えた場合、将来のまちづくりという観点からいっても、これは何としても阻止しなければならない問題だという、こういう立場から、私は一紹介議員になってきたわけです。そういう点からいって、まだまだ今の委員長の報告の内容では十分意を尽した審議がされたというふうにはどうしても考えられない。したがって、委員会への差し戻しを要求をいたします。議長としてよろしく取り計らい願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　秦正一君。

○２６番（秦　正一君）　　議長、今の議事進行、ちょっと決を採ってくださいよ。そうそうすれば、私、意見を申し上げますから、その結果によって。このままじゃ、ちょっとおかしいですよ。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩をとらなくて、そこで諮ってくださいよ。（「休憩」、「始まったばかりだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　お諮りいたします。ただいま米沢照男君より委員会へ差し戻しされたいとの発言がございました。本請願を建設委員会に再付託することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手少数であります。よって再付託の件は同意が得られませんでした。

本三件について御意見があれば承ります。秦正一君。

○２６番（秦　正一君）　　建設委員の１人ですけれど、一言意見を述べさせていただきます。

請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願が出されたのが昨年の９月２１日、それから追って１２月２日には請願第５８－３６号、同様南平出店阻止に関する陳情が出されました。

ダイクマが出店した場合には、地元の小売業者とか、それからいろいろな経営面を脅かすと

いうことで、また地域の住環境に対しても非常に、車公害とか、いろんなそういう問題で、住民に対する悪影響を与えるんじゃないかということで、我々公明党といたしましてもこの請願に対して、支持してきたわけでございます。

で、その後、昨年の１１月９日、請願第５８－３２号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願が出されました。これは日野の南部地域の商業振興を訴えていたものでございますが、この請願の署名の数は、ダイクマ出店促進の方が数としては少ないわけです。といって、これを無視するわけにいかず、現在まで建設委員会においては、慎重な審議を続けてまいってきたわけでございます。私もちょうど本年、この委員会に所属したわけですけれど。

たまたま、過日の一般質問等でも、議員さんからこの出店阻止に関する一般質問が出されました。市長の答弁の中に、ダイクマ出店阻止と出店促進の双方が感情的な、また政治的な紛争は避けるべきであると、このように申されております。それから、法にのっとっていったとき、大型店舗の規制は、市の段階としては直接関与できないということで、いずれにしても法にゆだねていきたい旨のことが答弁なされました。いずれにしても非常に関心を持って見守っていきたいという市長の答弁がなされました。

この市長のおっしゃることもわからないわけはないんですが、市の執行機関と、それから議会、議決機関ですね、これの違いは当然あるわけですけれど、いずれにしても、第１点として申し上げたいことは、法にのっとっていった場合、市として大型店の規制ができないならば、何とか市としてほかに考える方法はないかどうか、できる限りの努力を払って、この大型店の出店できないような指導要綱なり、開発指導要綱とか、そういうものをつくるべきではなかったか、というふうにも考えるものでございます。

それから、第２点としては、今までの出店についての説明会は２回ほどなされてきております。さらにこれを、市民のコンセンサスを得るためにこの説明会を行っていくべきではないか、というふうにも思います。

それから３点目といたしまして、出店阻止それから出店促進、双方の話し合いの場を今までにも持つべきだったと考えられるんですが、その点も主張しておきます。

それから４点目といたしまして、専門的な立場で具体的な検討を、先ほどもお話が出ました商調協にゆだねていくことも一つの方法だというふうにも思います。

以上、意見を簡単に申し上げたわけですけれど、この請願を不採択、また採択双方の意見にも私

はいきませんで、継続というふうな意見を申し上げたわけでございます。委員会の立場でそういう立場をとったもので、先ほどの不採択という中に含まれておりますけれども、その内容はちょっと違うもので、一応報告しておきます。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　最初に米沢議員の方から議事進行の発言がありまして、これはもう、もう一度建設委員会に差し戻すべきである、というふうな意見が出されて、私もそうであるという意思表示をしたわけですが、全くこの問題に関しまして、先ほど局長もこういう例はこれまでなかった、というふうなお答えもございまして、日野の市議会の、いわゆる私は余り権威とい言葉を使いたくないんでございますが、その良識を問われるような結論を出されたわけで、やはりこれは、相反するものを同時にここで決めるというのは、大変矛盾した行為になろうかと思います。

そこで、私は、どうしてもこれを米沢議員と同じように、建設委員会に差し戻していただくことを意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　　私は請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願、請願第５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情に賛成の立場、また請願第５８－３２号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願に反対する立場から意見を申し述べたいと思います。

ダイクマが南平に出店することは、日野市内３２商店会のうち、３０商店会が反対を表明しております。ダイクマの既存１０店舗の合計売上高は、年額５５８億1,０００万円となっております。南平出店予定の計画面積で比例計算すると、８８億4,０００万円以上の売上高となります。一方、日野市内の小売店のうち、ダイクマと競合する商品の売上高は６０億6,５００万円であります。したがって、現在の市内の商店の総売上高の実に1.４５倍にダイクマの売上高はなると言われています。この数字から判断すると、日野市内の小売業者の売り上げは、すべてダイクマに吸い上げられることになります。このようなことにより、地元業者は、倒産に追い込まれるおそれがあります。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、いわゆる大型店舗規制法は、大資本の進出を規制し、中小の地元業者の経営を守るためにつくられた法律であります。今で

も、八王子、立川に客が流れているときに、ディスカウントストアの大型店が出店することは、地元小売業者の死活問題であります。出店反対を求める署名、２万7,７６５名にも及ぶ署名の声を生かすためにも、地元業者の経営を守る立場から、ダイクマの南平出店に強く反対するものであります。

また、南平地域につきましては、南平駅を中心にして３つの保育園、２つの幼稚園、４つの小学校、２つの中学校、３つの学童クラブなどの公共施設が、配置されております。また予定地の主要道路は、道幅がわずか6.５メートルで、片道１車線の狭い道路でもある通称川崎街道は、日野市民にとって、大切な生活道路であります。今でも、朝夕はひどく渋滞して、通勤通学に支障を来しております。もしダイクマが出店すると、現在の交通量は、日中１時間当たり、平均上り下りともに約５００台あたりと言われておりますが、これに対して、平日でも２倍弱、休日及び大売出し日には、約３倍強にもなると言われております。そのため広範囲にわたり交通渋滞が起こり、著しく生活機能は低下します。また川崎街道周辺地域の排気ガス汚染も、心配になります。子供と老人の交通安全も危ぶまれることは、明らかであります。また、この地域の活性化は、ディスカウントストアの大型店ではなく、真に地元業者の理解なくして活性化はあり得ません。こうした周囲の環境を十分に考慮した上からも、ダイクマ出店に反対するものであります。

建設委員会の審議につきまして、一言ふれさせていただきます。

今回の請願は、ダイクマが南平に出店を阻止する請願と、出店を促進する相反する請願であります。この請願を同時に否決することに関して、出店に反対するのか、賛成するのか、理解できないのであります。また、議会は、業者の問題に口を出さない方がいい、商調協の意見や商工会の声を聞くべきだ、という声もありますが、私は、地元業者の営業を守り、地域の環境を守る立場から、２万7,０００名を超える署名を商調協に届けるためにも、ダイクマの南平出店阻止に関する陳情を、可決するよう強く意見を述べるとともに、ダイクマの南平出店に反対して意見を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　過日の総務委員会で、循環バスの相対する請願がともに採択されたという報告がありましたが、あの場合は、状況の変化があって私は納得できないことはないと思いました。（笑声）この請願、陳情、ダイクマの反対だ、出店促進だ、という全

く相反する請願、陳情が、ともに建設委員会で不採択になったということは、全く理解できないものであります。この問題は、商調協に　だねるべきだというのが３つの請願すべてを不採択にした理由であります。しかしながら、商調協という協議する機関があることを承知した上で、議会で反対を決議してくれ、あるいは出店を促進してほしいというものがこの請願、陳情だったのであります。この市民の願いを全く加味しないで、全く無視して不採択にすることは、許されるものではないと私は思います。私は、請願第５８－２５号の紹介議員として、この請願と同じ趣旨の第５８－３６号の陳情をあわせて、これを採択すべきであり、不採択すべきではないことを主張したいと思います。

この請願、ダイクマが出店しないでもらいたいというこの請願は、その理由として２つあります。細かいことについては、先ほど小俣議員が申し上げましたけれども、大ざっぱに言って１つは、もしダイクマが出店されたら、遠方から来る車などで交通麻痺を起こす。あと１つは、ダイクマ出店によって、南平だけではない、市内の商店が、倒産など大打撃を受ける、この２つが主な理由だと思います。私は、この理由を全くそのとおりだと考え、採択すべきを主張してまいりました。

この請願に対する請願者の意向は、商調協の協議に行くまでの手続きとしての、大規模小売店舗法３条による届出も受理しないでほしい、そのために議会で請願を採択していただきたい、というものでありました。このような意向に沿って、私は商調協云々の以前に議会の意見、意思決定が大切であると思ってまいりました。

この５８－２５号の請願は、昨年の９月２１日提出され、各会派の代表が、紹介議員となっていました。その後、歯の抜けたように、紹介議員の取り下げが相次ぎ、その数は半分になってしまいました。今までに見られない、異常な経過を、たどってきたのであります。

交通事情の見通しがよくなったとか、各商店の打撃が少なくなったとかいう状況の変化は全くありません。当初の紹介議員をおりる状況は全くなく、不可思議と思えてならないのであります。

これまで継続、継続できたもので、今までこの出店阻止の請願の採択の主張は全くありませんでした。それが突如、先日の委員会で不採択が多数となってしまいました。この請願を不採択とするなら、出店促進の請願を議会としては当然採択されるべきものではないでしょうか。全く理解できないのであります。

後から出された出店阻止の陳情は、実に２万7,７６３名という、多くの市民から出されています。日野市の有権者の３割近くの陳情を不採択にするということは、大変なことであります。議会は、日野市での行政に縛られることなく、市民生活の向上のためになるなら、どんな決議でもできるのであると思います。現に、全会派一致とかどうかということで検討されている意見書など、国とか都とか、直接市政に関係のないものでも、この議会で決議しているのであります。また、国や都に関係なく、例えば市内のある大企業が、不当労働行為などを働いて、労働者を苦しめるようなことがもしあったとしたら、この議会でそういう企業はけしからんという決議もできるのであります。このように商調協に任せるべきだ、商調協云々というような美名に隠れて、市民の強い要望を無視することは、市民の代表としての、私どもの権利と義務を放棄することだと私は考えます。

請願第５８－２５号、陳情の第５８－３６号の採択を強く主張します。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

先ほど米沢照男議員から、議事進行で、建設委員会に再付託というような意見があったわけですが、それを皆さんに諮ったところ、賛成者が少なかったので、議長としてはここで採決をしたいと思います。（「当然だ、何を言っているんだ」と呼ぶ者あり）

本３件については１つずつ採決をいたします。

まず初めに、請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願の件は不採択と決しました。

次に、請願第５８－３２号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　委員長の不採択に賛成の諸君の挙手が１５、そうでないのが１３……（「自信を持ってやれ」「１３しかないぞ」と呼ぶ者あり）挙手多数であります。よって、請願第５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情の件は不採択と決しました。

（発言する者多し、「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　議場の騒音で、先ほどの議長の発言は全く聞こえておりません。（「聞こえている」と呼ぶ者あり）そして、そういう状況のもとに、改めて申し上げますけれども、先ほどの採決に疑義があります。はっきり採り直していただきたいと思います。議場において一番大切なことは何かと言えば、採決であります。その大切なことがおろそかにやられてはなりません。採り直しを強く要求します。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　事務局長にちょっとお伺いいたしますが、きょう傍聴の方、たくさんみえられて、良識ある市民の方が大勢おみえになっていると思いますが、傍聴席で再三拍手する行為があるんですけれども、そういうことは禁じられているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　議会事務局長。

○議会事務局長（岩沢代吉君）　お答えいたします。

ただいまの御質問に対しては、全く発言とか、手をたたくとか、そういったものについての注意事項につきましては、表に明示してありますけれども、場内では御遠慮いただくということが決まりでございます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　そういうことでございますので、今後の傍聴に関しては、そのルールにのっとってしていただきたいということで、また、そういう事態が起きるようでしたら、ひとつ議長の方で整理をお願いしたい、こういうふうに思います。（「議事進行はどうした」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１１時３０分休憩

午後１１時３８分開議

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第５８－２４号、循環バスに関する請願、請願第５８－２９号、循環バス市案に反対する請願、請願第５９－２１号、市内循環バス路線の早期実現を求める請願、請願第５９－２６号、建設工事の地元業者への優先発注に関する請願、請願第５９－２８号、世界連邦都市宣言に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本５件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願、請願第５９－２５号、４０人学級の早期実現を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本２件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付する　とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５８－１８号、オストメイト）人工肛門、人工膀胱造設者）に関する身体障害程度等級の認定等についての陳情、請願第５９－２０号、産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願、請願第５９－２３号、若草グラウンド（四中横）への児童館建設に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本３件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第５７－５５号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第５７－６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－９号、下水道設置に関する請願、請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本９件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第４７、特別委員会中間報告は、廃棄物対策特別委員長より取り下げの申し出がありましたので取り下げます。（「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

次に、日程第４８、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第４９、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第５０、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第５１、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より、廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第５２、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後１１時４８分休憩

午後１１時５６分開議

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を１２月２５日まで、１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は、１２月２５日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。１２月２５日の会議は議事の都合により特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、１２月２５日の開議時間は午前０時に繰り上げることに決定しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後１１時５８分延会

12月25日　火曜日　（第10日）

昭和５９年
第４回定例回

日野市議会会議録　（第52号）

１２月２５日　火曜日　（第１０日）

出　席　議　員（２９名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	簇野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君	２９番	滝瀬敏朗君
３０番	高橋通夫君		

欠席議員（１名）

１６番　夏井明男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	藤浪竜徳君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	栗原莞次君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　佐伯実和子君

議事日程

昭和５９年１２月２５日（火）

午前０時開議

（請願上程）

日程第１　請願第５９－２９号　健康保険本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願

（議案上程）

日程第２　議員提出議案第３３号　日野市交通安全都市宣言に関する決議

日程第３　議員提出議案第３４号　文化財保護法にもとづく埋蔵文化財発掘調査の改善をもとめる意見書

日程第４　議員提出議案第３５号　国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書

日程第５　議員提出議案第３６号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書

日程第６　議員提出議案第３７号　衆議院議員定数格差是正に関する意見書

日程第７　議員提出議案第３８号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書

日程第８　議員提出議案第３９号　日野市の法務行政管轄区域を東京法務局八王子支局管轄から多摩出張所管轄に変更することに反対する意見書

日程第９　議員提出議案第４０号　国立病院・療養所の統廃合・地方自治体・民間移譲反対に関する意見書

日程第１０　議員提出議員第４１号　核巡航ミサイル・トマホークの日本寄港を拒否し非核三原則の完全実施を求める意見書

日程第１１　議員提出議案第４２号　児童扶養手当制度の改正に反対する意見書

日程第１２　議員提出議案第４３号　道路財源確保に関する意見書

日程第１３　議員提出議案第４４号　人事院勧告の完全実施と地方自治の本旨確立に関する意見書

日程第１４　議員提出議案第４５号　思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書

日程第１５　議員提出議案第４６号　政府の年金制度「改革」に反対する意見書

日程第１６　議員提出議案第４７号　土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止を要望する意見書

日程第１７　議員提出議案第４８号　国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議

日程第１８　議員提出議案第４９号　ソ連極東配備の中距離核ミサイルＳＳ－２０の撤去を求める意見書

日程第１９　議員提出議案第５０号　租税教育の推進に関する意見書

日程第２０　議員提出議案第５１号　　労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第２０まで

午前１時４５分開議

○議長（高橋通夫君）　　本日の会議を開きます。

ただいま出席議員２９名であります。

請願第５９－２９号、健康保健本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

請願第５９－２９号の常任委員会への 付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５９－２９号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

議員提出議案第３３号、日野市交通安全都市宣言に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の内容につきましては、お手元に配付されておる議案について御参照願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３３号、日野市交通安会都市宣言に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第３４号、文化財保護法にもとづく埋蔵文化財発掘調査の改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住芳雄君。

○２７番（奥住芳雄君）　　文化財保護法にもとづく埋蔵文化財発掘調査の改善を求める意見書（案）、内容につきましては、お手元に配付されている文書のとおりです。よろしくお

願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３４号、文化財保護法にもとづく埋蔵文化財発掘調査の改善を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第３５号、国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住芳雄君。

○２７番（奥住芳雄君）　国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書（案）、内容につきましては、お手元に配付されている文書のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３５号、国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第３６号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第３６号を提案申し上げます。公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書でございます。文案については、配付された文書のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３６号、公団家賃再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第３７号、衆議院議員定数格差是正に関する意見書の件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　第３７号でございます。衆議院の議員定数格差是正に関する意見書でございます。文案はお手元の資料のとおりでございますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３７号、衆議院議員定数格差是正に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第３８号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第３８号を提案申し上げます。少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書でございます。案文はお手元の文書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３８号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第３９号、日野市の法務行政管轄区域を東京法務局八王子支局管轄から多　多摩出張所管轄に変更することに反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第３９号を提案申し上げます。日野市の法務

行政管轄区域を東京法務局八王子支局管轄から多摩出張所管轄に変更することに反対する意見書でございます。案文はお手元の資料のとおりでございますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３９号、日野市の法務行政管轄区域を東京法務局八王子支局管轄から多摩出張所管轄に変更することに反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第４０号、国立病院・療養所の統廃合、地方自治体・民間移譲反対に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　議員提出議案第４０号を提案させていただきます。国立病院・療養所の統廃合、地方自治体・民間移譲反対に関する意見書でございます。案文はお手元の文書のとおりでございますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第４０号、国立病院・療養所の統廃合、地方自治体・民間移譲反対に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第４１号、核巡航ミサイル・トマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　議員提出議案第４１号を提案申し上げます。核巡航ミサイル・トマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める意見書でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第４１号、核巡航ミサイル・トマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第４２号、児童扶養手当制度の改正に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　議員提出議案第４２号、児童扶養制度の改正に反対する意見書。案文はお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫長）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第４２号、児童扶養手当制度の改正に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第４３号、道路財源確保に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。簏野行雄君。

○１０番（簏野行雄君）　　議員提出議案第４３号、道路財源確保に関する意見書を提案いたします。内容につきましてはお手元に配付されている文書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第４３号、道路財源確保に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提案第４４号、人事院勧告の完全実施と地方自治の本旨確立に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　第４４号、人事院勧告の完全実施と地方自治の本旨確立に関する意見書。案文はお手元にあるとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、議員提出議案第４４号、人事院勧告の完全実施と地方自治の本旨確立に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第４５号、思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第４５号を提案申し上げます。思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書でございます。案文はお手元に配付されております文書のとおりでございますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって、議員提出議案第４５号、思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第４６号、政府の年金制度「改革」に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　議員提出議案第４６号、政府の年金制度「改革」に反対する意見書、案文はお手元に配付してございますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手少数であります。よって、議員提出議案第４６号、政府の年金制度「改革」に反対する意見書の件は否決されました。

議員提出議案第４７号、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止を要望する意見書

の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第４７号を御提案申し上げます。土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止を要望する意見書でございます。案文はお手元に配付されております文書のとおりでございますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第４７号、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止を要望する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第４８号、国旗掲揚と国家斉唱に関する決議の提案者より、取り下げの申し出がありましたので取り下げます。

次、議員提出議案第４９号、ソ連極東配備の中距離核ミサイルＳＳ－２０の撤去を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　議員提出議案第４９号、ソ連極東配備の中距離核ミサイルＳＳ－２０の撤去を求める意見書、提案理由についてはお手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手の結果、可否同数であります。よって、地方自治法第１１６条の規定により議長において本件に対する可否を裁決いたします。（発言する者多し）　本件について議長は可決と裁決いたします。（「議長、横暴」と呼ぶ者あり）

議員提出議案第５０号、租税教育の推進に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　議員提出議案第５０号、租税教育の推進に関する意見書を提

案申し上げます。内容につきましてはお手元の資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第５０号、租税教育の推進に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第５１号、労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求 めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　議員提出議案第５１号、労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定を求める意見書案でございます。案文はお手元の文書のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　　挙手多数であります。よって、議員提出議案第５１号、労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終りました

これをもって昭和５９年第４回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前２時８分閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会議長　　高　橋　通　夫

署名議員　　川　嶋　　博

署名議員　　飯　山　　茂